# 三 重 県 地 域 防 災 計 画

## ー 地 震 ・ 津 波 対 策 編 ー

令和２年３月修正

三 重 県 防 災 会 議

# ＜目　　次＞


第１部
総　　則

第１章　計画の目的・方針
第１節　三重県の地震・津波対策の考え方 …… 9
第２節　計画の位置づけ及び構成 …… 13
第２章　計画関係者の責務等
第１節　県・市町・防災関係機関・県民等の実施責任及び役割 …… 18
第２節　県・市町・防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 …… 20
第３章　三重県の特質及び既往の地震・津波災害
第１節　三重県の特質 …… 31
第２節　三重県における既往の地震・津波災害 …… 36
第４章　被害想定等
第１節　プレート境界型地震にかかる被害想定 …… 40
第２節　内陸直下型地震にかかる被害想定 …… 51
第３節　地震･津波に関する調査研究の推進 …… 56

第２部
災害予防・減災対策

第１章　自助･共助を育む対策の推進
第１節　県民や地域の防災対策の促進 …… 63
第２節　防災人材の育成・活用 …… 69
第３節　自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化 …… 72
第４節　ボランティア活動の促進 …… 76
第５節　企業・事業所の防災対策の促進 …… 80
第６節　児童生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進 …… 84
第２章　安全な避難空間の確保
第１節　避難対策等の推進 …… 88
第３章　地震・津波に強いまちづくりの推進
第１節　建築物等の防災対策の推進 …… 94
第２節　公共施設等の防災対策の推進 …… 99
第３節　危険物施設等の防災対策の推進 …… 102
第４節　地盤災害防止対策の推進 …… 106
第４章　緊急輸送の確保
第１節　輸送体制の整備 …… 110
第５章　防災体制の整備・強化
第１節　災害対策機能の整備及び確保 …… 115
第２節　情報収集・情報伝達機能の整備及び確保 …… 121
第３節　医療･救護体制及び機能の確保 …… 127
第４節　応援・受援体制の整備 …… 133
第５節　物資等の備蓄・調達・供給体制の整備 …… 136
第６節　ライフラインにかかる防災対策の推進 …… 140
第７節　防災訓練の実施 …… 148
第８節　災害廃棄物処理体制の整備 …… 152

第６章　南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応
第１節　南海トラフ地震臨時情報（調査中）に対する対応 ･･････････････････････ 157
第２節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に対する対応 ･･････････････ 159
第３節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に対する対応 ･･････････････ 166

第３部
発災後対策

発災後対策　節別タイムスケジュール ･･････････････････････････････････････ 173
第１章　災害対策本部機能の確保
第１節　活動態勢の整備 ･･････････････････････････････････････････････････ 177
第２節　通信機能の確保 ･･････････････････････････････････････････････････ 208
第３節　自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等 ･･････････････････････････ 221
第４節　災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用 ･･････････････････ 235
第５節　広域的な応援・受援体制の整備 ･･････････････････････････････････ 246
第６節　国・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等 ･･････････････ 252
第７節　災害救助法の適用 ････････････････････････････････････････････････ 256
第２章　緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧
第１節　緊急の交通・輸送機能の確保 ･･････････････････････････････････････ 265
第２節　水防活動 ････････････････････････････････････････････････････････ 274
第３節　ライフライン施設の復旧・保全 ･･････････････････････････････････ 277
第４節　公共施設等の復旧・保全 ･･････････････････････････････････････････ 286
第５節　ヘリコプターの活用 ･･････････････････････････････････････････････ 292
第３章　救助・救急及び医療・救護活動
第１節　救助・救急及び消防活動 ･･････････････････････････････････････････ 296
第２節　医療･救護活動 ････････････････････････････････････････････････････ 300
第４章　避難及び被災者支援等の活動
第１節　避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営 ･･････････････････････ 306
第２節　避難行動要支援者・要配慮者対策 ･･････････････････････････････････ 314
第３節　学校・園における児童生徒等の安全確保 ･･････････････････････････････ 318
第４節　ボランティア活動の支援 ･･････････････････････････････････････････ 321
第５節　防疫・保健衛生活動 ･･････････････････････････････････････････････ 325
第６節　災害警備活動 ････････････････････････････････････････････････････ 329
第７節　遺体の取扱い ････････････････････････････････････････････････････ 332
第５章　救援物資等の供給
第１節　緊急輸送手段の確保 ･･････････････････････････････････････････････ 335
第２節　救援物資等の供給 ････････････････････････････････････････････････ 338
第３節　給水活動 ････････････････････････････････････････････････････････ 345
第６章　特定災害対策
第１節　海上災害への対策 ････････････････････････････････････････････････ 350
第２節　危険物施設等の保全 ･･････････････････････････････････････････････ 356
第７章　復旧に向けた対策
第１節　廃棄物対策活動 ･･････････････････････････････････････････････････ 361
第２節　住宅の保全･確保 ･･････････････････････････････････････････････････ 365
第３節　文教等対策 ･･････････････････････････････････････････････････････ 369

第４節　災害義援金等の受入・配分 ･････････････････････････････････････････････ 374

第４部
復旧・復興
対策

第１章　復旧・復興対策
第１節　激甚災害の指定 ･････････････････････････････････････････････････････ 379
第２節　被災者の生活再建に向けた支援 ･････････････････････････････････････････ 381
第３節　復興体制の構築と復興方針の策定 ･･････････････････････････････････････ 387

特別対策
東海地震に関
する緊急対策

第１章　対策の目的等
第１節　対策の目的及び関係機関の役割 ･････････････････････････････････････････ 393
第２章　緊急対策
第１節　地震災害警戒本部の設置等 ･････････････････････････････････････････････ 402
第２節　社会の混乱防止のためにとるべき措置 ･･････････････････････････････････ 405
第３節　避難の指示等及び避難場所・避難所の確保 ･･････････････････････････････ 409
第４節　学校・園における児童生徒等の安全確保 ･････････････････････････････････ 414
第５節　救助・救急活動及び消防活動 ･･････････････････････････････････････････ 415
第６節　医療･救護活動態勢の確保 ･･････････････････････････････････････････････ 416
第７節　緊急輸送態勢の確保 ･･･････････････････････････････････････････････････ 417
第８節　水防活動 ･･････････････････････････････････････････････････････････････ 419
第９節　緊急の交通・輸送機能の確保 ･･････････････････････････････････････････ 420
第 10 節　広域的な応援・受援体制の整備 ･･････････････････････････････････････ 424
第 11 節　ライフライン施設の安全対策 ･････････････････････････････････････････ 425
第 12 節　公共施設等の安全対策 ･･･････････････････････････････････････････････ 428
第 13 節　危険物施設等の安全対策 ･････････････････････････････････････････････ 431
第 14 節　食料及び生活必需品等の確保 ･････････････････････････････････････････ 432
第 15 節　社会秩序の維持 ･･････････････････････････････････････････････････････ 434

# 第１部　総　　則

# 第１章　計画の目的・方針

## 第１節　三重県の地震･津波対策の考え方

### 第１項　本県のおかれている状況

未曾有の人的被害、経済被害をもたらした東日本大震災の発生から９年が経過しました。今もなお、復興の見通しが立たない地域は多く、多くの人々が生活再建に向けて懸命の努力を続けておられます。

この東日本大震災以上の地震や津波が明日襲ってくるかもしれない。これが三重県が直面している現実です。

歴史資料で地震の発生が明らかになっている 684 年以降の過去約 1400 年間を見ると、駿河湾から九州沖にまで達する南海トラフを震源とした大規模地震が約 100～200 年の間隔で発生しており、その中でも、これまでに本県に大きな被害をもたらしてきた地震は、おおむね 100～150 年周期で発生していることが記録に残されています。近年では、昭和東南海地震（1944 年）、昭和南海地震（1946 年）がこれに当たりますが、昭和東南海地震及び昭和南海地震が発生してから 70 年余りが経過しており、南海トラフにおける大規模地震発生の可能性は、確実に高まってきていると言えます。

国の地震調査研究推進本部（文部科学省）の発表によると、今後 30 年以内に南海トラフを震源とするＭ８～９クラスの地震が発生する確率は 70%～80%程度とされています。

これらのことをふまえ、国の中央防災会議においては、想定外をなくすという考え方のもと、「南海トラフ沿いで発生する可能性のある、理論上最大クラスの地震」を想定し、これらの地震への対策を喫緊の課題として、国を挙げた防災対策に取り組んでいるところです。

南海トラフを震源とするＭ８～９クラスの地震が発生した場合の本県の被害想定は第４章のとおりで、死者は最大で約 53,000 人、全壊・焼失建物棟数は最大で約 248,000 棟にのぼるなど、甚大な被害が予想されています。

東日本大震災において新たに課題が浮き彫りとなった津波対策をはじめ、阪神・淡路大震災で学びながら、未だ道半ばの耐震化対策など、本県として今やるべき防災対策を確実にやっておかなければ、近い将来必ず後悔する。これが、本県が今おかれている状況です。

しかし、この事実をふまえ、全員が危機感を持って事前の地震･津波対策に万全を期しておけば被害を大幅に低減でき、死者数を限りなくゼロに近づけていくことが可能となります。

また、被災地域の復旧・復興にかかる時間を大幅に短縮することが可能となります。

### 第２項　三重県の地震・津波対策の考え方

#### １　地震･津波対策の基本的な考え方と目標

県・市町・防災関係機関・事業者・地域・県民の総合力で地震･津波対策に取り組みます。

「自助」「共助」「公助」の有機的な連携なしに県民の生命は救えない。これが東日本大震災で学んだ貴重な教訓であり、本計画の根幹をなす考え方です。

そのためには、各々が防災対策を非日常的な特別な活動と考えるのではなく、日々の業務や生活と一体で密接不可分なもの、いわゆる“防災の日常化”という概念の定着を図る必要があります。

県や市町、防災関係機関が防災対策の中心となって災害予防・減災対策、発災後対策、復旧・復興対策に取り組んでいく方針に変わりはありませんが、“防災の日常化”という概念のもと、これらをもう一歩前に進めるとともに、事業者、地域、県民等が果たすべき責務、役割を明確にし、「自助」「共

助」「公助」が一体となった防災対策体制の構築を本計画でめざしていきます。

そして本計画に基づく防災対策によって、

**「地震･津波による死者数を限りなくゼロに近づける。」**

これを本県の地震･津波対策の目標として取り組みます。

## ２　地震･津波対策の対象とする地震

死者数を限りなくゼロに近づける。そのための地震･津波対策を検討するため、本計画においては次の３つの地震モデルを想定し、災害予防･減災対策を講じることとしています。

### (1)　過去最大クラスの南海トラフ地震

過去約 100 年から 150 年間隔でこの地域を襲い、揺れと津波で本県に甚大な被害をもたらしてきた、歴史的に実証されているプレート境界型の地震を参考に、この地域で起こりうる最大クラスの南海トラフ地震を想定しました。

### (2)　理論上最大クラスの南海トラフ地震

あらゆる可能性を科学的見地から考慮し、発生の可能性は極めて低いものの、理論上は起こりうる、この地域における最大クラスの南海トラフ地震を想定しました。

### (3)　県内主要活断層を震源とする内陸直下型地震

県内に存在が確認されている活断層のうち、各地域に大きな被害をもたらすことが想定される活断層として、「養老－桑名－四日市断層帯」、「布引山地東縁断層帯（東部)」、「頓宮断層」を選択し、それぞれに地震モデルを想定しました。

## ３　災害予防･減災対策への地震モデルの活用

(1)の過去最大クラスの南海トラフ地震については、発生が予測される“揺れ”と“津波”に対して、ハード、ソフト両面からの対策を講じます。

地域によって被害の様相が大きく異なる本県の特性をふまえ、地震や津波に対して、海岸保全施設や河川施設等の機能が確保されることにより、生命や財産を守ることができる可能性の高い地域については、一義的にはハード対策で被害の発生を未然に防ぐことを前提としつつ、東日本大震災において、ハードへの過度な信頼感が人的被害の拡大を招いたという教訓をふまえ、これに早期避難等のソフト対策を加えることで万全を期していきます。

一方、ハード面の整備だけで守り抜くことが困難な地域については、ハード対策により可能な限り被害の軽減を図りつつも、ソフト対策を中心とした対策を講じていくことで命を守ります。

(2)の理論上最大クラスの南海トラフ地震は、基本的には“津波”から命を守る、避難対策のためのモデルです。津波に対するほとんどのハード対策が及ばないレベルの地震となりますので、住民等が“いつまでに”“どこまで”避難すれば命が助かるかを示し、そのための対策を講じることを一義的な目的とします。

さらに、防災対策上、特に重要な施設については、このレベルの地震でも機能を喪失することがないよう、万全の対策を講じることをめざします。

(3)の内陸直下型地震については、特に内陸部における“揺れ”対策に活用します。建物の耐震化や家具固定、火災発生の未然防止策等を徹底するとともに、土砂災害やため池の決壊等の地盤災害の未然防止や土砂災害危険地域の避難対策を講じることで、死者数ゼロをめざします。

また、活断層の位置情報は、学校や病院等重要施設の建設や移転場所を検討する際の参考とすることで、被害の拡大防止につなげていきます。

## ４　地震・津波発災時・発災後の対応

これら想定した地震モデルのうち、特に理論上最大クラスの南海トラフ地震による津波災害への対応が本計画における新たな課題となります。東日本大震災と同規模かそれ以上の津波の襲来が想定され、沿岸部全域にわたり甚大な被害が生じることは避けられません。

このことから、本計画では、これまで進めてきた防災対策に東日本大震災で得た新たな知見を加え、各々の対策項目の充実を図るとともに、新たに次の二つの対策を重要課題と位置づけて防災対策に取り組むこととします。

### (1)　避難行動要支援者に最大限配慮した津波避難対策

津波から県民の生命を救い、死者数を限りなくゼロに近づけるためには、避難行動要支援者の避難対策が重要な課題となります。特に短時間での巨大津波の到達が想定される県南部地域においては、あらゆる手段を尽くした避難行動要支援者の避難対策が必要とされます。

### (2)　県内市町間、県外府県等との連携による広域的な応援･受援体制整備

南海トラフ地震は、近県を含めた広域的な被害の発生が想定されます。

沿岸部を中心に多数の被災者が発生し、広い範囲での救助・救出活動や、避難場所から避難所への速やかな被災者の移送、大勢の避難者を長期間にわたって受け入れるための体制の整備が求められます。これらを被災市町のみで対応することは不可能なことから、県内内陸部市町、他府県(市町)、ボランティア等と連携した広域的な応援・受援体制の整備が必要とされます。

## ５　復旧・復興対策

発災後、早期の社会インフラや行政機能、経済活動の回復、被災者個人の生活再建をめざす「復旧対策」に加え、現在、東北の被災地が直面している“思うように地域の復興が進まない”という課題に鑑み、発災後の地域の「復興対策」までを念頭に置いた防災対策の検討に着手します。

東日本大震災で得た、“平常時から様々な利害関係者の参画と合意に基づく復興計画づくりを進めておくことが重要”という知見に基づき、先ずは復興計画づくりに向けた基本的な姿勢と方針を本計画で示します。

## ６　本計画に基づく県の行動計画等との関係

本計画に掲げた県の防災対策に関する総合的な行動計画として、「三重県防災・減災対策行動計画」を策定し、具体的な達成目標を掲げて防災対策に取り組むこととします。

また、第３部「発災後対策」に掲げた県の活動項目に関する具体的な要領を示す、「三重県地震・津波対策応急活動要領(仮称)」を策定し、防災訓練等での活用を図りながら発災時に備えることとします。

さらに、第４部「復旧・復興対策」において掲げる復興体制については、事前検討を行うための取り組みとして「復興対策検討会議（仮称)」を県庁内に設置し、復興体制や復興方針等についての検討を行うことにより、発災後の復旧から復興へと対策をスムースに進めるための体制を事前に構築します。

## ７　南海トラフ地震防災対策推進計画との関係

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号。以下「南

海トラフ地震特別措置法」という。）第５条第２項の規定に基づき、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等（以下、「南海トラフ地震防災対策推進計画」という。）を定め、本計画中に位置付けることにより、本県における地震防災対策の一層の推進を図ることとします。

なお、本計画の中で、南海トラフ地震防災対策推進計画に該当する箇所については、第２部第６章「南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応」全体のほか、文章末尾に「(推進計画)」と表記をしています。

また、南海トラフ地震特別措置法において定める地震防災上緊急に整備すべき施設等の具体的な整備目標及びその達成の期間については、「地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 111 号)」に基づく地震防災緊急事業五箇年計画によるものとします。

# 第２節　計画の位置づけ及び構成

## 第１項　計画の位置づけ

この計画は、基本法第 40 条の規定に基づき、三重県防災会議が作成する「三重県地域防災計画」の「地震･津波対策編」であり、第４章に掲げる「被害想定等」を前提としています。

なお、この計画は、大震法第６条第１項の規定に基づく地震防災強化計画及び南海トラフ特措法第５条第２項の規定に基づく推進計画を含むものであり、この計画中、「特別対策　東海地震に関する緊急対策」は、大震法第６条第１項第１号に基づき、同法第３条第１項による東海地震にかかる地震防災対策強化地域において警戒宣言が発せられた場合にとるべき「地震防災応急対策」にかかる措置となります。

これらのことをふまえ、地震防災対策強化地域を除く市町、防災関係機関等においても、地震防災強化計画に準じて、各々の計画に基づき、東海地震にかかる警戒宣言が発令された場合の緊急応急対策に万全を期するものとします。

また、この計画は県、市町、防災関係機関、県民等の実施責任を明確にするとともに、地震防災対策を推進するための基本的事項を定めるものであり、その実施細目については、各機関ごとに具体的な活動計画等を定めるものとします。

## 第２項　計画の構成

| | |
|---|---|
| 第１部　総　　則 | ○　計画の目的や方針、県、市町、防災関係機関、県民等の防災上の責務や役割や想定される地震・津波災害の被害等について書かれています。 |
| 第２部　災害予防･減災対策 | ○　発災時の被害の防止及び減災を図るため、又は発災後の対策を円滑に実施するための事前の措置として、平時において地震・津波災害に備えて行うべき自助・共助・公助の防災対策について書かれています。 |
| 第３部　発災後対策 | ○　県災対本部の部隊活動を中心に、市町や防災関係機関、県民等が地震発生後に取り組むべき対策について書かれています。 |
| 第４部　復旧･復興対策 | ○　被災者の生活の安定や経済活動の回復のための対策及び被災者の生活再建や地域の復興を適切に進めるための考え方等について書かれています。 |
| 特別対策<br>東海地震に関する緊急対策 | ○　東海地震にかかる地震防災対策強化地域について、警戒宣言等が発令された場合に地震発生までに行う緊急対策について書かれています。 |

# ＜地域防災計画（地震・津波対策編）の構成＞

| 第１部　総則 | | | |
|---|---|---|---|
| 第1章 | 計画の目的･方針 | 第1節 | 三重県の地震･津波対策の考え方 |
| | | 第2節 | 計画の位置づけ及び構成 |
| 第2章 | 計画関係者の責務等 | 第1節 | 県･市町･防災関係機関･県民等の実施責任及び役割 |
| | | 第2節 | 県･市町･防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 |
| 第3章 | 三重県の特質及び既往の地震･津波災害 | 第1節 | 三重県の特質 |
| | | 第2節 | 三重県における既往の地震･津波災害 |
| 第4章 | 被害想定等 | 第1節 | プレート境界型地震にかかる被害想定 |
| | | 第2節 | 内陸直下型地震にかかる被害想定 |
| | | 第3節 | 地震･津波に関する調査研究の推進 |

| 第２部　災害予防･減災対策 | | | |
|---|---|---|---|
| 第1章 | 自助･共助を育む対策の推進 | 第1節 | 県民や地域の防災対策の促進 |
| | | 第2節 | 防災人材の育成･活用 |
| | | 第3節 | 自主防災組織･消防団の活動支援及び活性化 |
| | | 第4節 | ボランティア活動の促進 |
| | | 第5節 | 企業･事業所の防災対策の促進 |
| | | 第6節 | 児童生徒等にかかる防災教育･防災対策の推進 |
| 第2章 | 安全な避難空間の確保 | 第1節 | 避難対策等の推進 |
| 第3章 | 地震･津波に強いまちづくりの推進 | 第1節 | 建築物等の防災対策の推進 |
| | | 第2節 | 公共施設等の防災対策の推進 |
| | | 第3節 | 危険物施設等の防災対策の推進 |
| | | 第4節 | 地盤災害防止対策の推進 |
| 第4章 | 緊急輸送の確保 | 第1節 | 輸送体制の整備 |
| 第5章 | 防災体制の整備･強化 | 第1節 | 災害対策機能の整備及び確保 |
| | | 第2節 | 情報収集･情報伝達機能の整備及び確保 |
| | | 第3節 | 医療･救護体制及び機能の確保 |
| | | 第4節 | 応援･受援体制の整備 |
| | | 第5節 | 物資等の備蓄･調達･供給体制の整備 |
| | | 第6節 | ライフラインにかかる防災対策の推進 |
| | | 第7節 | 防災訓練の実施 |
| | | 第8節 | 災害廃棄物処理体制の整備 |

| 第２部　災害予防・減災対策 | | | |
|---|---|---|---|
| 第6章 | 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応 | 第1節 | 南海トラフ地震臨時情報（調査中）に対する対応 |
| | | 第2節 | 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に対する対応 |
| | | 第3節 | 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に対する対応 |

| 第３部　発災後対策 | | | |
|---|---|---|---|
| 第1章 | 災害対策本部機能の確保 | 第1節 | 活動態勢の整備 |
| | | 第2節 | 通信機能の確保 |
| | | 第3節 | 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等 |
| | | 第4節 | 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用 |
| | | 第5節 | 広域的な応援・受援体制の整備 |
| | | 第6節 | 国・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等 |
| | | 第7節 | 災害救助法の適用 |
| 第2章 | 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧 | 第1節 | 緊急の交通・輸送機能の確保 |
| | | 第2節 | 水防活動 |
| | | 第3節 | ライフライン施設の復旧・保全 |
| | | 第4節 | 公共施設等の復旧・保全 |
| | | 第5節 | ヘリコプターの活用 |
| 第3章 | 救助・救急及び医療・救護活動 | 第1節 | 救助・救急及び消防活動 |
| | | 第2節 | 医療･救護活動 |
| 第4章 | 避難及び被災者支援等の活動 | 第1節 | 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営 |
| | | 第2節 | 避難行動要支援者・要配慮者対策 |
| | | 第3節 | 学校・園における児童生徒等の安全確保 |
| | | 第4節 | ボランティア活動の支援 |
| | | 第5節 | 防疫・保健衛生活動 |
| | | 第6節 | 災害警備活動 |
| | | 第7節 | 遺体の取り扱い |
| 第5章 | 救援物資等の供給 | 第1節 | 緊急輸送手段の確保 |
| | | 第2節 | 救援物資等の供給 |
| | | 第3節 | 給水活動 |
| 第6章 | 特定災害対策 | 第1節 | 海上災害への対策 |
| | | 第2節 | 危険物施設等の保全 |
| 第7章 | 復旧に向けた対策 | 第1節 | 廃棄物対策活動 |
| | | 第2節 | 住宅の保全･確保 |

| 第３部　発災後対策 | | | |
|---|---|---|---|
| 第7章 | 復旧に向けた対策 | 第3節 | 文教等対策 |
| | | 第4節 | 災害義援金等の受入・配分 |

| 第４部　復旧・復興対策 | | | |
|---|---|---|---|
| 第1章 | 復旧・復興対策 | 第1節 | 激甚災害の指定 |
| | | 第2節 | 被災者の生活再建に向けた支援 |
| | | 第3節 | 復興体制の構築と復興方針の策定 |

| 特別対策　東海地震に関する緊急対策 | | | |
|---|---|---|---|
| 第1章 | 対策の目的等 | 第1節 | 対策の目的及び関係機関の役割 |
| 第2章 | 緊急対策 | 第1節 | 地震災害警戒本部の設置等 |
| | | 第2節 | 社会の混乱防止のためにとるべき措置 |
| | | 第3節 | 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保 |
| | | 第4節 | 学校・園における児童生徒等の安全確保 |
| | | 第5節 | 救助・救急活動及び消防活動 |
| | | 第6節 | 医療･救護活動態勢の確保 |
| | | 第7節 | 緊急輸送態勢の確保 |
| | | 第8節 | 水防活動 |
| | | 第9節 | 緊急の交通・輸送機能の確保 |
| | | 第10節 | 広域的な応援・受援体制の整備 |
| | | 第11節 | ライフライン施設の安全対策 |
| | | 第12節 | 公共施設等の安全対策 |
| | | 第13節 | 危険物施設等の安全対策 |
| | | 第14節 | 食料及び生活必需品等の確保 |
| | | 第15節 | 社会秩序の維持 |

## 第３項　計画の修正

この計画は、基本法第 40 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認められるときは速やかに修正するものとします。各防災関係機関は、関係のある事項について、毎年防災会議が指定する期日までに、計画修正案を防災会議に提出するものとします。

## 第４項　用　語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

1　県災対本部　……三重県災害対策本部をいう。
2　地方部　……三重県災害対策本部の地方災害対策部をいう。
3　市町災対本部　……市町災害対策本部をいう。
4　県水防本部　……三重県水防本部をいう。
5　県水防支部　……三重県水防本部の支部をいう。
6　判定会　……気象庁長官が定める地震防災対策強化地域判定会をいう。
7　防災関係機関　……国(指定地方行政機関、自衛隊等)、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。
8　基本法　……災害対策基本法をいう。
9　救助法　……災害救助法をいう。
10　大震法　……大規模地震対策特別措置法をいう。
11　南海トラフ特措法　……南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法をいう。
12　復興法　……大規模災害からの復興に関する法律をいう。
13　南海トラフ地震　……本計画第１章　第１節　第２項　２に規定する「(1)　過去最大クラスの南海トラフ地震」と「(2)　理論上最大クラスの南海トラフ地震」の２つの地震の総称
14　要配慮者……高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。
15　避難行動要支援者……要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。
16　その他の用語については、災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法の例によります。

※　「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」は、地震名称を「南海トラフ地震」と改めた上で内容の一部が改正され、平成 25 年 12 月 27 日付けで施行された。

# 第２章　計画関係者の責務等

## 第１節　県･市町･防災関係機関･県民等の実施責任及び役割

### 第１項　県・市町・防災関係機関の実施責任及び役割

#### １　県

①　県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、市町及び防災関係機関の協力を得て、県域における防災・減災対策を推進する。

②　県は、災害の規模が大きく、市町単独で処理することが困難と認められるとき、あるいは市町の区域を大きく超えて広域にわたるときなどは、防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。

③　県は、市町及び指定地方公共機関等が実施する防災対策を支援するとともに、市町及び防災関係機関にかかる防災対策の総合調整を行う。

#### ２　市町

①　市町は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、市町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

②　市町は、住民、自主防災組織、事業者、県及び防災関係機関と連携し、防災･減災対策を推進する。

#### ３　指定地方行政機関

①　指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災･減災対策及び防災活動を実施する。

②　指定地方行政機関は、県及び市町の防災･減災対策及び防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとる。

#### ４　指定公共機関及び指定地方公共機関

①　指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を積極的に推進する。

②　指定公共機関及び指定地方公共機関は、県及び市町の防災･減災対策及び防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

#### ５　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

①　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から地震及び津波災害予防体制の整備を図り、地震及び津波災害時には応急措置を実施する。

②　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、県、市町その他防災関係機関の防災･減災対策及び防災活動に協力する。

## 第２項　県民・自主防災組織・事業者の実施責任及び役割

### １　県民

①　県民は、常に地震･災害に対する危機意識を持って、自らの身の安全は自ら守る自助の取組を実践し、家庭における防災・減災対策を講じるよう努める。

②　県民は、地域において、自主防災組織、防災ボランティア及び事業者その他防災活動を実施する団体等が実施する防災・減災対策に積極的に協力し、自らの地域は皆で守る共助の取組に努める。

### ２　自主防災組織

①　自主防災組織は、地域住民、事業者及び防災ボランティアその他防災活動を実施する団体等と連携して、地域における防災・減災対策の実施に努める。

②　自主防災組織は、地域において県、市町及び防災関係機関が実施する防災・減災対策に協力し、かつ、災害が発生した場合において地域住民の安全を確保するよう努める。

### ３　事業者

①　事業者は、常に地震･津波に対する危機意識を持って、自ら防災・減災対策を実施し、発災時に従業員等の生命、身体を保護するとともに、発災後の円滑な事業継続に努める。

②　事業者は、地域において地域住民等、自主防災組織、県、市町及び防災関係機関が実施する防災・減災対策並びに防災活動に積極的に協力するよう努める。

# 第２節　県･市町･防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

## 第１項　県の処理すべき事務又は業務の大綱

| 機関名 | 内　　容 |
|---|---|
| 県 | (1) 県防災会議及び県災対本部に関する事務<br>(2) 防災対策の組織の整備<br>(3) 防災施設の整備<br>(4) 防災行政無線等の通信設備及び防災情報システムの整備と運用<br>(5) 防災に必要な資機材の備蓄と整備<br>(6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練<br>(7) 災害に関する情報の収集、連絡及び被害調査<br>(8) 被災者に対する情報の伝達及びその他の県民に対する広報<br>(9) 被災者の救助に関する措置<br>(10) ボランティアの受け入れに関する措置<br>(11) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置<br>(12) 被災県営施設の応急対策<br>(13) 災害時の文教対策<br>(14) 警戒宣言時及び災害時の混乱防止<br>(15) 災害時の交通及び輸送の確保<br>(16) 自衛隊の災害派遣要請<br>(17) 災害復旧の実施<br>(18) 災害廃棄物の処理に関する措置<br>(19) 市町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の支援及び総合調整<br>(20) 地震防災応急計画の作成指導及び届出等の受理<br>(21) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他地震防災上整備が必要な事業の実施<br>(22) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置 |
| 県警察 | (1) 災害警備体制<br>(2) 災害情報の収集・連絡等<br>(3) 救出救助活動<br>(4) 避難誘導<br>(5) 緊急交通路の確保<br>(6) 身元確認等<br>(7) 二次災害の防止<br>(8) 危険箇所等における避難誘導等の措置<br>(9) 社会秩序の維持<br>(10) 被災者等への情報伝達活動<br>(11) 相談活動<br>(12) ボランティア活動の支援 |

## 第２項　市町の処理すべき事務又は業務の大綱

| 機関名 | 内　　容 |
|---|---|
| 市町 | (1) 市町防災会議及び市町災対本部に関する事務<br>(2) 防災対策の組織の整備<br>(3) 防災施設の整備<br>(4) 防災行政無線の整備と運用<br>(5) 防災に必要な資機材の備蓄と整備<br>(6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練<br>(7) 消防団及び自主防災組織等の育成及び強化<br>(8) 災害に関する情報の収集、連絡及び被害調査<br>(9) 被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報<br>(10) 地域住民に対する避難勧告等<br>(11) 被災者の救助に関する措置<br>(12) ボランティアの受け入れに関する措置<br>(13) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置<br>(14) 被災市町営施設の応急対策<br>(15) 災害時の文教対策<br>(16) 災害時の交通及び輸送の確保<br>(17) その他災害応急対策及び災害復旧の実施<br>(18) 災害廃棄物の処理に関する措置<br>(19) 管内の公共団体が実施する災害応急対策の調整<br>(20) 地震防災応急計画の作成指導及び届出等の受理<br>(21) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他地震防災上整備が必要な事業の実施<br>(22) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置 |
| 市町消防 | (1) 火災の予防・警戒・鎮圧<br>(2) 災害の防除及び被害の軽減<br>(3) 救助・救急活動<br>(4) 災害情報の収集・連絡等 |

## 第３項　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

### １　指定地方行政機関

| 機関名 | 内　　容 |
|---|---|
| 中部管区警察局 | (1) 管区内各県警察の災害警備活動の指導・調整<br>(2) 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携<br>(3) 管区内各県警察の相互援助の調整<br>(4) 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制<br>(5) 情報の収集及び連絡<br>(6) 津波警報等の伝達 |

| | |
|---|---|
| **東海財務局** | (1) 災害復旧事業における職員の査定立会<br>(2) 災害発生に伴う緊急な資金需要のために必要な資金（災害つなぎ資金）の短期貸付措置<br>(3) 災害復旧事業財源にかかる財政融資資金の措置<br>(4) 管理する国有財産の無償貸付等の措置及び国有財産にかかる関係機関との連絡調整<br>(5) 金融上の諸措置 |
| **東海北陸厚生局** | (1) 災害状況の情報収集、連絡調整<br>(2) 関係職員の派遣<br>(3) 関係機関との連絡調整 |
| **東海農政局** | (1) 農地海岸保全事業、農地防災事業、地すべり対策事業（農林水産省農村振興局所管に限る）等の国土保全対策の推進<br>(2) 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集<br>(3) 被災地における生鮮食料品、農畜産物用資材等の円滑供給に関する指導<br>(4) 被災地における農作物等の病害虫防除に関する応急措置に関する指導<br>(5) 農地、農業用施設等の災害時における応急措置に関する指導並びに災害復旧事業の実施及び指導<br>(6) 直接管理又は工事中の農地、農業用施設等の応急措置<br>(7) 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等<br>(8) 被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融資等に関する指導<br>(9) 被害を受けた関係業者・団体の被害状況の把握<br>(10) 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集、消費者に提供するための緊急相談窓口の設置。 |
| **近畿中国森林管理局** | (1) 防災を考慮した森林施業<br>(2) 国有保安林、治山施設等の整備<br>(3) 国有林における予防治山施設による災害予防<br>(4) 国有林における荒廃地の復旧<br>(5) 災害対策用復旧用材の供給 |
| **中部経済産業局** | (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び連絡<br>(2) 電力、ガスの供給の確保に関すること<br>(3) 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整<br>(4) 中小企業者の事業再建に必要な資金の融通円滑化等の措置<br>(5) 必要に応じて災害対策本部への職員の派遣を行う |
| **中部近畿産業保安監督部** | (1) 高圧ガス、液化石油ガス、火薬類、コンビナート、鉱山、電気、ガス等所掌に係る施設の保安の確保に必要な監督指導<br>(2) 必要に応じて災害対策本部への職員の派遣を行うことによる(1)の円滑な実施 |

| | |
|---|---|
| **中部運輸局** | (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達<br>(2) 海上における物資及び旅客の輸送を確保するための船舶の調達あっせん、特定航路への就航勧奨<br>(3) 港湾荷役が円滑に行われるための必要な指導<br>(4) 緊急海上輸送の要請に速やかに対応するための船舶運航事業者等との連絡体制の強化、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保<br>(5) 特に必要があると認める場合の船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置<br>(6) 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督<br>(7) 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督<br>(8) 陸上における物資及び旅客輸送を確保するための自動車の調達あっせん、 輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導<br>(9) 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応するための関係運送事業団体及び運送事業者との連絡体制の確立、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備<br>(10) 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）を派遣することによる、被災地方公共団体が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援 |
| **大阪航空局中部空港事務所** | (1) 航空保安施設の管理運用<br>(2) 航空機乗組員に対する航空機の航行の安全を確保するために必要な情報の提供<br>(3) 航空機の航行の安全を確保し、秩序を維持するための航空交通管制<br>(4) 航空輸送の要請に速やかに対応するための緊急輸送関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と密接に連携した緊急輸送の適切な実施に必要な措置 |
| **第四管区海上保安本部** | (1) 情報の収集及び伝達に関すること<br>(2) 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合における援助に関すること<br>(3) 船舶交通の安全のために必要な事項の通報に関すること<br>(4) 船舶交通の障害の除去に関すること<br>(5) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関すること<br>(6) 法令の海上における励行に関すること |
| **津地方気象台** | (1) 南海トラフ地震に関連する情報の通報並びに周知<br>(2) 気象庁本庁が行う津波予報警報等の県への通知<br>(3) 地震、津波に関する観測及びその成果の収集並びに情報の発表<br>(4) 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報 |
| **東海総合通信局** | (1) 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理<br>(2) 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 |

| | |
|---|---|
| | (3) 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況の調査<br>(4) 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること<br>(5) 非常通信協議会の運営に関すること<br>(6) 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与 |
| **三重労働局** | (1) 事業者に対し、二次的災害防止のための指導・監督の実施<br>(2) 事業場における労働災害発生状況の把握<br>(3) 労働災害と認められる労働者に対し、迅速・適正な保険給付等の実施 |
| **中部地方整備局**<br>**近畿地方整備局** | 1　災害予防<br>(1) 応急復旧用資機材の備蓄の推進、災害時にも利用可能な通信回線等の確保及び防災拠点の充実<br>(2) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施<br>(3) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の活用<br>(4) 災害から地域住民の生命、財産等を保護するための所管施設等の整備（耐震性の確保等）に関する計画・指導及び事業実施<br>(5) 災害時の緊急物資並びに人員輸送用岸壁の整備に関する計画・指導及び事業実施<br>(6) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定<br>(7) 洪水予警報や道路情報、波浪観測情報等の発表・伝達及び住民・事業者への伝達手段の確保<br>(8) 河川管理者の水防への協力事項及び道路啓開（くしの歯作戦）・航路啓開（くまで作戦）に関する計画等の情報共有<br>2　初動対応<br>(1) 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施<br>3　応急・復旧<br>(1) 防災関係機関との連携による応急対策の実施<br>(2) 緊急輸送道路を確保する等の目的で実施される交通規制への協力<br>(3) 水防・避難のための氾濫情報等の発表・伝達、水害応急対策、水防活動への協力及び著しく激甚な災害が発生した場合における特定緊急水防活動の実施<br>(4) 道路利用者に対して、南海トラフ地震臨時情報及び道路障害規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけ等の実施<br>(5) 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施<br>(6) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保<br>(7) 航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保<br>(8) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施<br>(9) 所管施設の緊急点検の実施<br>(10) 情報の収集及び連絡<br>(11) 道路施設、堤防、水門等河川管理施設及び港湾・海岸保全施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業実施 |

| | |
|---|---|
| | (12) 海上の流出油災害に対する防除等の措置を実施<br>(13) 要請に基づき、中部地方整備局・近畿地方整備局が保有している防災ヘリ・各災害対策車両・油回収船・浮体式防災基地等を被災地域支援のために出動 |
| **国土地理院中部地方測量部** | (1) 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用促進支援を実施<br>(2) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の活用促進支援を実施<br>(3) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用促進支援を実施<br>(4) 災害復旧・復興の際、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施 |
| **中部地方環境事務所** | (1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供<br>(2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 |
| **近畿中部防衛局東海防衛支局** | (1) 所有財産の使用に関する連絡調整<br>(2) 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整<br>(3) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援 |

２　自衛隊

| 機関名 | 内　　容 |
|---|---|
| 自衛隊 | (1) 要請に基づく災害派遣<br>(2) 関係機関との防災訓練に協力参加 |

３　指定公共機関

| 機関名 | 内　　容 |
|---|---|
| **西日本電信電話株式会社三重支店** | (1) 警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報等の正確、迅速な収集、連絡<br>(2) 警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報等が発せられた場合及び災害応急措置に必要な通信に対する通信設備の優先利用の供与<br>(3) 地震防災応急対策に必要な公衆通信施設の整備<br>(4) 災害発生に際して、電気通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行<br>① 電気通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置<br>② 非常時における通信電話回線の規制措置又は臨時回線の作成及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置<br>③ 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び通信設備の早急な災害復旧措置 |

| | |
|---|---|
| 株式会社ＮＴＴドコモ東海支社三重支店 | (1) 警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報等の正確、迅速な収集、連絡<br>(2) 警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報等が発せられた場合及び災害応急措置に必要な通信に対する通信設備の優先利用の供与<br>(3) 災害発生に際して、移動通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行<br>(4) 移動通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置<br>(5) 非常時における携帯電話通信回線の規制措置及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置<br>(6) 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法の確保及び移動通信設備の早急な災害復旧措置 |
| ＫＤＤＩ株式会社中部総支社 | (1) 警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報等の正確、迅速な収集、連絡<br>(2) 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置<br>(3) 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定<br>(4) 被災通信設備の早急な災害復旧措置 |
| ソフトバンク株式会社 | (1) 警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報等の正確、迅速な収集、連絡<br>(2) 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置<br>(3) 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定<br>(4) 被災通信設備の早急な災害復旧措置 |
| 日本銀行名古屋支店 | 災害発生時等においては、関係行政機関と密接な連携を図りつつ、次の措置を講じる。<br>(1) 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節<br>ア 通貨の円滑な供給の確保<br>イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保<br>ウ 通貨および金融の調節<br>(2) 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置<br>ア 決済システムの安定的な運行に係る措置<br>イ 資金の貸付け<br>(3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置<br>(4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請<br>(5)各種措置に関する広報<br>(6)海外中央銀行等との連絡・調整 |
| 日本赤十字三重県支部 | (1) 警戒宣言等の発令に伴う医療救護の派遣準備<br>(2) 災害時における医療、助産及びその他の救助<br>(3) 救援物資の配分<br>(4) 災害時の血液製剤の供給<br>(5) 義援金の受付及び配分<br>(6) その他災害救護に必要な業務 |

| | |
|---|---|
| 日本放送協会津放送局 | (1) 災害時における放送番組は、災害の種別・状況に応じ、緊急警報放送、災害関係の情報、警報、注意報、ニュース及び告知事項、災害防御又は災害対策のための解説・キャンペーン番組等、有効適切な関連番組を機動的に編成して、災害時の混乱を防止し、人心の安定と災害の復旧に資する。<br>(2) 放送にあたっては、外国人、視聴覚障害者等にも配慮を行うよう努める。<br>(3) 警戒宣言、南海トラフ地震に関連する情報（臨時）等の放送による社会的混乱防止のための県民への周　知<br>(4) 県民に対する防災知識の普及並びに各種予警報等の報道による周知<br>(5) 県民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道 |
| 中日本高速道路株式会社 | (1) 東名阪自動車道、伊勢自動車道、伊勢湾岸自動車道、紀勢自動車道、新名神高速道路及び東海環状自動車道の維持、修繕又はその他の管理並びに災害復旧の実施 |
| 独立行政法人水資源機構 | (1) 警戒宣言発令時における警戒本部の設置並びに地震防災、応急対策の推進<br>(2) 水資源開発施設等（ダム、調整池等）の機能の維持並びにこれらの施設の災害復旧の実施 |
| 東海旅客鉄道株式会社 | (1) 警戒宣言発令時の情報伝達<br>(2) 災害区間着時の旅客の乗車券類の発売、輸送制限、う回線区に対する輸送力増強及びバス等による代替輸送並びに併行会社線との振替輸送等<br>(3) 駅舎内及び列車内等の旅客公衆の安全確保、秩序の維持を図るため、混雑の状況を勘案した関係社員の適宜配置及び必要により警察の応援を得ての盗難等各種犯罪の防止 |
| 西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社 | (1) 警戒宣言時の正確、迅速な伝達<br>(2) 災害により線路が不通となった場合の旅客の連絡他社線への振替輸送手配<br>(3) 災害により線路が不通となった場合、旅客及び荷物の輸送手配並びに不通区間の自動車による代行輸送<br>(4) 災害被災者救助用寄贈品等に対する運賃の減免<br>(5) 災害発生時の鉄道財産の警備及び旅客の保護救出並びに荷物事故の防止及び調査<br>(6) 災害発生時及び発生するおそれがある場合の列車運転計画並びに災害により線路が不通となった場合の列車の運転整理<br>(7) 機関車及び気動車、電車、客貨車の確保及び保守管理<br>(8) 線路、ずい道、橋梁及び護岸等の保守管理<br>(9) 停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設、通信 施設の保守管理 |
| 中部電力パワーグリッド株式会社三重支社／株式会社ＪＥＲＡ西日本支社、関西電力送配電株 | (1) 電力復旧に必要な要員及び資機材の確保<br>(2) 電力供給設備への必要な応急対策を含む、災害防止措置の実施<br>(3) 地方自治体、警察、関係会社、各電力会社等との連携<br>(4) 発災後の電力供給設備被害状況の把握及び復旧計画の立案<br>(5) 電力供給施設の早期復旧の実施<br>(6) 被害状況、復旧見込み、二次災害防止など広報活動の実施 |

| | |
|---|---|
| 式会社和歌山支社 | |
| 東邦ガス株式会社 | (1) ガス施設の災害予防措置及び地震防災応急対策に係る措置の実施<br>(2) 南海トラフ地震臨時情報発表時に災害対策本部を設置<br>(3) 発災後に備えた要員及び資機材の確保 |
| 日本郵便株式会社 | (1) 災害時における郵便業務の確保<br>ア　郵便物の送達の確保<br>イ　郵便局の窓口業務の維持<br>(2) 郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策<br>ア　被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書などを無償交付する。<br>イ　被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。<br>ウ　被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。<br>エ　被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分する。 |
| 独立行政法人国立病院機構 | (1) 所管する国立病院機構の病院において医療救護班を編成し、知事の応援要請に基づき直ちにこれを出動させ、被災者の医療措置<br>(2) 所管する国立病院機構の病院を活用して、その可能な範囲において被災傷病者の収容治療<br>(3) 前記の活動について、必要と認める場合には東海北陸ブロック事務所を通して医療救護班の活動支援 |

４　指定地方公共機関

| 機関名 | 内　　容 |
|---|---|
| 公益社団法人三重県医師会 | (1) 医師会救護班の編成並びに連絡調整<br>(2) 医療及び助産等救護活動 |
| 三重テレビ放送株式会社 | (1) 日本放送協会津放送局に準ずる。 |
| 三重エフエム放送株式会社 | (1) 日本放送協会津放送局に準ずる。 |

| | |
|---|---|
| **三重交通株式会社** | (1) 災害応急活動のための県災対本部からの車両借り上げ要請に基づく応急輸送車の派遣及び配車配分<br>(2) 災害により線路が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送<br>(3) 災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送 |
| **一般社団法人三重県トラック協会** | (1) 災害応急活動のための県災対本部からの車両借り上げ、物流専門家派遣等の要請に対する即応体制の整備並びに配車 |
| **近畿日本鉄道株式会社** | (1) 災害により線路が不通となった場合の自動車による代行輸送又は連絡他社線による振替輸送<br>(2) 線路、トンネル、橋りょう、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守管理 |
| **一般社団法人三重県ＬＰガス協会** | (1) 需要者の被害復旧及び状況調査をして、需要者に対する特別措置の計画と実施<br>(2) 供給設備及び工場設備の災害予防及び復旧を実施し、需要者に対する早期供給 |
| **公益社団法人三重県歯科医師会** | (1) 歯科医師会救護班の編成並びに連絡調整<br>(2) 歯科保健医療活動及び災害発生時の遺体の検案において、歯科所見からの身元確認作業等を実施 |
| **株式会社ケーブルコモンネット三重** | 災害発生に際して、県内 CATV 事業会社 8 社が所有する電気通信設備・放送設備の万全な運営と総合的な両設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧処置の遂行を統括する。<br>(1) 電気通信設備・放送設備の被災情報の収集に努め被災設備の復旧順位に基づく、要員、資材、輸送方法等の確保ならびに早急な災害復旧措置を行う。<br>(2) 災害時における放送番組は、災害の種別・状況に応じ有効適切な関連番組を機動的に編成し、災害時の混乱を防止し、人心の安定と災害の復旧に資するとともに、放送にあたっては、外国人、視聴覚障害者等にも配慮を行う。<br>(3) 県民に対する防災知識の普及並びに各種予警報等の報道による周知を行う。<br>(4) 県民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道を行う。 |
| **一般社団法人三重県建設業協会** | (1) 応急仮設住宅の建設への協力<br>(2) 災害時における公共土木施設の調査、緊急に復旧する工事及び緊急に道路を啓開する工事への協力 |

５　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

| 機関名 | 内　　容 |
|---|---|
| 産業経済団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合及び商工会等） | (1) 災害時の対策指導、被害調査の自主的な実施並びに必要資機材及び融資あっせんに対する協力 |
| 文化、厚生、社会団体（日赤奉仕団、婦人会、青年団等） | (1) 被災者の救助活動及び義捐金品の募集等への協力 |
| 危険物施設等の管理者 | (1) 市町等の防災機関と密接な連絡並びに危険物等の防災管理の実施 |
| 各港湾施設の管理機関 | (1) 港湾施設（防潮堤、水門、防潮扉、岸壁等）の維持管理並びに災害予防、復旧の実施 |
| 土地改良区 | (1) 防災上危険と考えられる樋門、水路又は老朽ため池等施設の整備又は復旧工事の施工、並びに防災管理の実施 |
| 一般乗合旅客自動車運送事業者（三重交通株式会社を除く） | (1) 三重交通株式会社に準ずる。 |
| 鉄道事業者（東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社を除く） | (1) 近畿日本鉄道株式会社に準ずる。 |
| ガス事業者（東邦ガス株式会社、一般社団法人三重県ＬＰガス協会を除く） | (1) 東邦ガス株式会社及び一般社団法人三重県ＬＰガス協会に準ずる。 |

（推進計画）

# 第３章　三重県の特質及び既往の地震・津波災害

## 第１節　三重県の特質

### 第１項　地　　形

三重県の概形は、南北の長さが約 170 ㎞、東西は約 80 ㎞と、南北に細長い不等辺四角形をしており、令和元年７月１日現在の総面積は、5,774.42k ㎡である。

本県の北は、養老山脈と木曽川をはさんで、岐阜、愛知県と接し、西は鈴鹿山脈、信楽山地、笠置山地及び台高山脈を隔て滋賀、奈良両県に連なり、一部京都府とも境する。南は、熊野川を境として和歌山県に続いており、東及び南東部は伊勢湾、熊野灘がひらける。したがって本県の地形は、おおむね西に高く東に低い形となり、水系も鈴鹿川、櫛田川、宮川など東流するものが多い。

地理区としては、地質構造上西南日本を内帯・外帯に分けるいわゆる中央構造線が本県のほぼ中部を櫛田河谷から伊勢市へ東西、又は東北東に走っており、これによって地形も大きく南北に二分される。両者は、山地・盆地・低地・海岸において対照的な地形を呈する。

北部は、北北西に延びて鈴鹿山脈に対局する養老山脈を除けば、すべて南北方向から南西方向へと湾曲するかたちの鈴鹿山脈、布引山脈、高見山地などが互いに雁行配列をなし、中山性の山地で山頂部には、準平原遺跡である小起伏面を残している。これらの山地は、近畿地方において、中央構造線より北側の地域に一般的にみられる地塁性の山地であり、ことにその東側及び南側には見事な断層崖地形がみられる。また山麓には、第三系の丘陵、洪積台地、沖積平野や海岸平野が階段状に広がり、海岸線も滑らかで、広く伊勢平野や伊賀盆地を形成している。伊勢平野の伊勢湾沿岸低地は、北部に海抜０ｍ地帯が広がるなど県内における地盤高は最低で、地耐力も低くプレート境界地震に対し震源距離があるにもかかわらず、震度が大きくなる傾向がある。

南部は、南北方向にのびる背梁山地台高山脈と、これに直交あるいは斜交するかたちで東西又は東北東方向に二列の稜線が走り、北部の高見山地も含めて互いに平行配列している。

これらの山地は、東及び南へ次第にその高度を減じ、北部のように丘陵、平地がほとんどなく、屈曲に富む沈水性の海岸で熊野灘に没している。リアス式海岸が続く熊野灘沿岸地域は、海岸線から主分水界までの距離が短いために平野部が少なく、プレート境界地震の震源域に面していることから、地震発生から津波到達までの時間が極めて短くなるとともに、津波高は高くなる傾向にある。

## 第２項　防災をめぐる社会的条件

### １　少子高齢化の進展

三重県の人口を「年少人口（０～14 歳)」「生産年齢人口（15～64 歳)」「老年人口（65 歳以上)」の年齢３区分別に見ると、少子高齢化の進行により、年少人口及び生産年齢人口の割合が低下し、老年人口の割合が増加してきており、2030 年には県内の老年人口の割合が 32.6%に達することが予測されている。

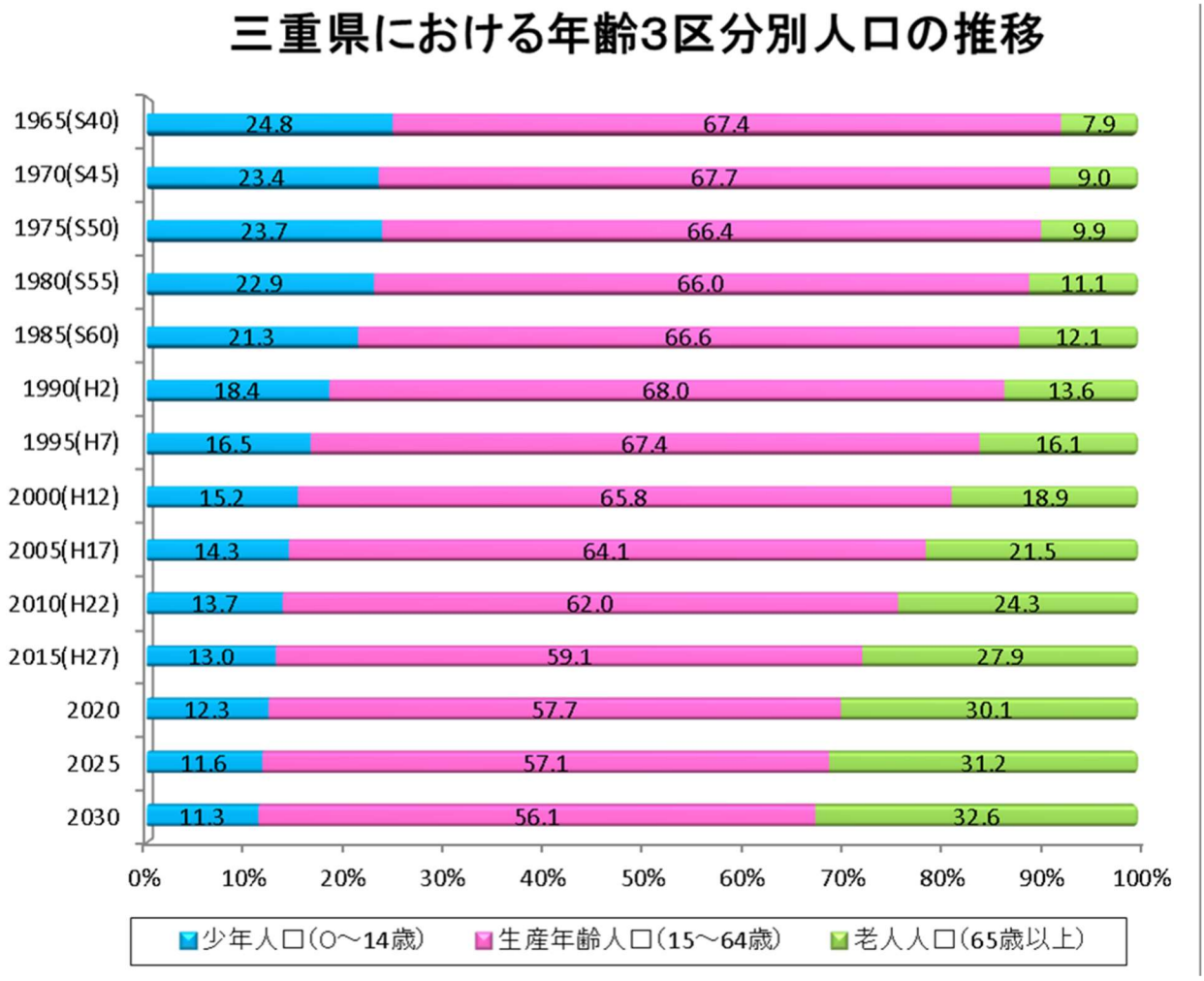


〔出典：総務省「平成 27 年国勢調査」、2020 年以降は「日本の将来推計人口（平成 30 年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)〕

高齢者の中には災害時に自力で避難行動をとることが困難な避難行動要支援者も多く、東日本大震災での死亡者の年齢構成を見ると、全体の約 65%を 60 歳以上の高齢者が占めており、老年人口割合の増加は、全人口に占める避難行動要支援者の割合の増加にもつながると言える。

これら避難行動要支援者の支援にあたっては、行政機関だけできめ細かい対応を行うには限界があることから、住民に対する防災知識の普及等による「自助」の取り組みの促進に加え、地域の防災リーダーとなりうる防災人材の育成や避難行動要支援者名簿の作成及び活用等による「共助」の取り組みにより、地域防災力の総合的な向上を図ることが、少子高齢化社会における防災対策として重要である。

## ２　人口の偏在化

三重県の人口を地域別に見ると、人口の７割以上が北勢及び中南勢地域に集中しており、県内の人口の偏在化が顕著となっている。

北勢及び中南勢地域では、多くの人口が伊勢湾に面する平野部に集中しており、津波の到達までは比較的時間の余裕があるものの、一度浸水が始まると行政区域内の大部分が津波による浸水区域となる地域、海抜０ｍ地帯や地盤の液状化に見舞われることが予想される地域など、長時間の浸水が想定される場所に多くの住民が生活している。

**市町別年齢3区分別人口**

| | 総数 | 県人口に対する割合 | 平成27年人口（割合） | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 0～14歳 | | 15～64歳 | | 65歳以上 | |
| 三重県計 | 1,815,865 | | 233,525 | 13.0% | 1,061,577 | 59.1% | 501,046 | 27.9% |
| 桑名市 | 140,303 | 7.7% | 19,309 | 14.0% | 84,198 | 61.0% | 34,590 | 25.0% |
| 四日市市 | 311,031 | 17.1% | 41,253 | 13.5% | 189,755 | 61.9% | 75,660 | 24.7% |
| いなべ市 | 45,815 | 2.5% | 5,856 | 12.9% | 27,858 | 61.5% | 11,575 | 25.6% |
| 鈴鹿市 | 196,403 | 10.8% | 26,758 | 14.1% | 117,737 | 62.0% | 45,500 | 23.9% |
| 亀山市 | 50,254 | 2.8% | 7,014 | 14.2% | 30,083 | 60.7% | 12,440 | 25.1% |
| 木曽岬町 | 6,357 | 0.4% | 653 | 10.3% | 3,783 | 59.5% | 1,919 | 30.2% |
| 東員町 | 25,344 | 1.4% | 3,374 | 13.5% | 14,704 | 58.7% | 6,967 | 27.8% |
| 菰野町 | 40,210 | 2.2% | 5,789 | 14.5% | 24,067 | 60.1% | 10,187 | 25.4% |
| 朝日町 | 10,560 | 0.6% | 2,225 | 21.7% | 6,017 | 58.7% | 2,015 | 19.6% |
| 川越町 | 14,752 | 0.8% | 2,364 | 16.1% | 9,575 | 65.3% | 2,735 | 18.6% |
| 北勢計 | 841,029 | 46.3% | 114,595 | 13.6% | 507,777 | 60.4% | 203,588 | 24.2% |
| 津市 | 279,886 | 15.4% | 35,663 | 12.8% | 165,058 | 59.3% | 77,624 | 27.9% |
| 松阪市 | 163,863 | 9.0% | 21,390 | 13.1% | 95,765 | 58.8% | 45,713 | 28.1% |
| 多気町 | 14,878 | 0.8% | 1,900 | 12.9% | 8,189 | 55.5% | 4,655 | 31.6% |
| 明和町 | 22,586 | 1.2% | 3,036 | 13.5% | 12,880 | 57.4% | 6,518 | 29.1% |
| 大台町 | 9,557 | 0.5% | 987 | 10.3% | 4,765 | 49.9% | 3,797 | 39.8% |
| 中南勢計 | 490,770 | 27.0% | 62,976 | 12.8% | 286,657 | 58.4% | 138,307 | 28.2% |
| 伊賀市 | 90,581 | 5.0% | 10,763 | 11.9% | 51,131 | 56.5% | 28,668 | 31.7% |
| 名張市 | 78,795 | 4.3% | 10,058 | 12.8% | 46,149 | 58.9% | 22,084 | 28.2% |
| 伊賀計 | 169,376 | 9.3% | 20,821 | 12.3% | 97,280 | 57.4% | 50,752 | 30.0% |
| 伊勢市 | 127,817 | 7.0% | 15,880 | 12.5% | 73,987 | 58.1% | 37,432 | 29.4% |
| 鳥羽市 | 19,448 | 1.1% | 1,950 | 10.0% | 10,621 | 54.7% | 6,835 | 35.2% |
| 志摩市 | 50,341 | 2.8% | 4,941 | 9.9% | 26,335 | 52.8% | 18,648 | 37.4% |
| 玉城町 | 15,431 | 0.8% | 2,300 | 15.1% | 9,011 | 59.0% | 3,956 | 25.9% |
| 度会町 | 8,309 | 0.5% | 1,010 | 12.2% | 4,652 | 56.0% | 2,646 | 31.8% |
| 大紀町 | 8,939 | 0.5% | 758 | 8.5% | 4,126 | 46.2% | 4,039 | 45.3% |
| 南伊勢町 | 12,788 | 0.7% | 860 | 6.7% | 5,644 | 44.2% | 6,278 | 49.1% |
| 伊勢志摩計 | 243,073 | 13.4% | 27,699 | 11.4% | 134,376 | 55.3% | 79,834 | 32.8% |
| 尾鷲市 | 18,009 | 1.0% | 1,754 | 9.8% | 8,833 | 49.2% | 7,375 | 41.1% |
| 熊野市 | 17,322 | 1.0% | 1,731 | 10.0% | 8,345 | 48.2% | 7,226 | 41.8% |
| 紀北町 | 16,338 | 0.9% | 1,512 | 9.3% | 7,888 | 48.4% | 6,899 | 42.3% |
| 御浜町 | 8,741 | 0.5% | 1,046 | 12.0% | 4,414 | 50.5% | 3,279 | 37.5% |
| 紀宝町 | 11,207 | 0.6% | 1,391 | 12.4% | 6,007 | 53.7% | 3,786 | 33.9% |
| 東紀州計 | 71,617 | 3.9% | 7,434 | 10.4% | 35,487 | 49.6% | 28,565 | 39.9% |

〔出典：総務省「平成 27 年国勢調査」〕

一方で、県人口に対する県南部の人口の割合は低いものの、これらの地域では若年人口の都市部への流出等による高齢化が顕著であり、熊野灘に面した複雑なリアス式海岸沿いに集落が点在する地域

的特性から、地震発生後、早いところでは数分で津波が到達することが予想されるため、高齢者をはじめとする住民の一刻も早い津波からの避難対策が、この地域における防災上の最大の課題となっている。

このように、南北に長く地形的変化に富み、人口の偏在化が顕著な三重県では、地震・津波対策の課題は地域により大きく異なる。

### ３　グローバル化の進展

国境を越えた社会経済活動が拡大するとともに在日・訪日外国人が増加しているが、特に三重県の外国人住民数は約 50,000 人にのぼり、観光目的で三重県を訪れる外国人観光客とともに、災害発生時の外国人に対する防災対策が重要な課題となっている。

在日・訪日外国人の場合、言葉の問題等から災害発生時に即座に状況を理解することが難しいことが想定され、災害時に外国人が理解できる形での迅速で正確な情報伝達の体制づくりが必要と考えられる。

また、文化や生活習慣の違いから、外国人が、避難所等において日本人と共同生活を送る場合、様々なトラブルを生じる可能性があることから、外国人被災者に避難所生活で必要な基本となる情報を伝えるための対策を講じておくことが必要である。

### ４　女性や障がい者等多様なニーズへの対応

東日本大震災では、女性の着替えや洗濯、授乳、トイレ、入浴など、避難所生活における女性への配慮の欠如が大きな課題とされた。

また、聴覚や視覚、肢体等が不自由な障がい者の中には、津波警報等が確認できなかったり、自力で避難することが困難になるおそれがある方々もおり、避難所生活等においてもトイレや入浴等で障がい者用設備の整備やバリアフリー化などがなされていない場合には、支援者の存在が不可欠となる。

このように災害が発生した際の多様なニーズを反映するため、防災に関する政策や現場での意思決定、運営等に対し、女性や障がい者等の積極的な参画を促進することが求められている。

### ５　情報通信技術の発達

情報通信技術の発達により、従来のテレビやラジオ、固定電話等に加え、コンピュータや携帯電話、インターネットなどの情報通信ネットワークへの依存度が増大している。今や、行政機関や金融機関、交通機関などの公共機関、民間事業者等の事業活動のほか、個人の生活にもこれら情報通信ネットワークが密接な関わりを持っており、災害により情報通信ネットワークが被災した場合の社会への影響度は、相当深刻なものになることが想定される。

総務省による平成 30 年度末の国内における携帯電話普及率は、日本の総人口を上回る 139.9%となっている。これら携帯電話端末では、ほとんどの機種で音声通話のみならず、メールやインターネット接続等によるデータ通信を行うことができるようになっており、さらに、より高度な情報処理が可能なスマートフォンやタブレット端末の世帯保有率（スマートフォン 79.2%、タブレット端末 40.1%）も大幅に増加している。

また、総務省では、安心・安全に関わる公的情報などを、住民に対し正確かつ迅速に伝えることを目的とした情報基盤として、行政機関やライフライン事業者等が発信した情報を、地域を越えて放送事業者や新聞社、通信関連事業者等の情報伝達者に一斉に配信できるシステムである「L アラート（災害情報共有システム）」を整備し、導入を進めていることから、防災情報についても、このような新

しい技術を取り入れた、迅速で確実な情報伝達体制の構築が求められている。

## ６　観光客及び帰宅困難者対策

三重県を訪れる観光客は、平成 30 年は 4,260 万人となり、前年を上回り、過去最高となる入込客となった。

また、平成 28 年 5 月に開催された伊勢志摩サミットで注目を集めたことで、今後も高い水準で推移することが見込まれており、我が国でも有数の観光県といえる三重県では、観光の繁忙期や週末などに大規模な災害が発生すると、多数の犠牲者や帰宅困難者が発生することが想定される。

（平成 30 年現在）

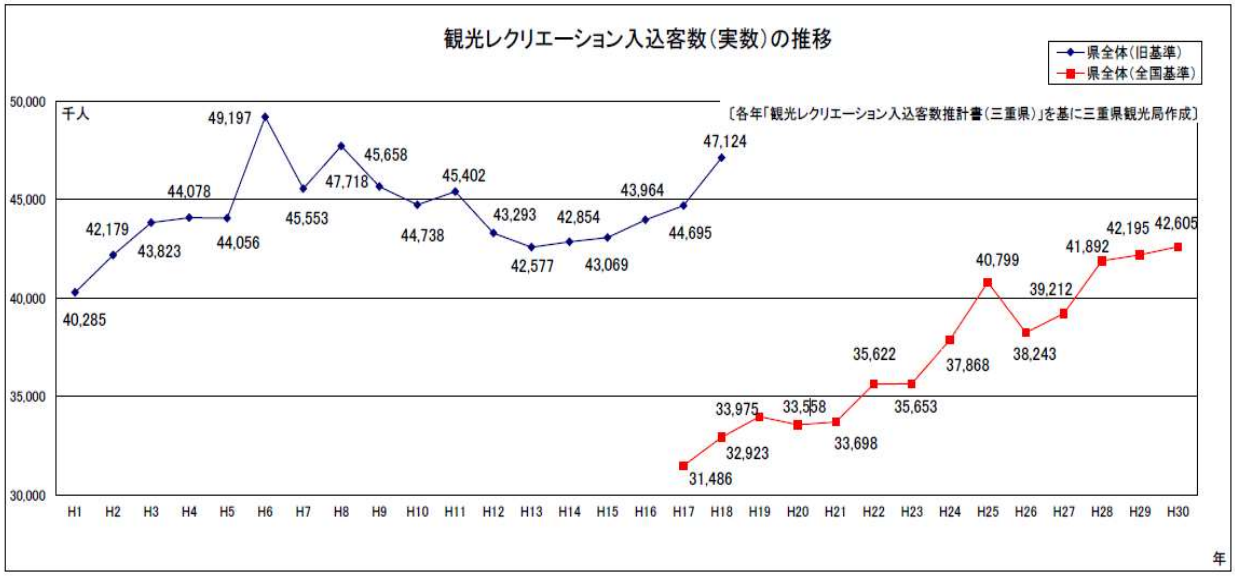


特に伊勢志摩をはじめとする沿岸部の主要観光地において津波を伴う地震が発生した場合、地理に不案内な観光客に多数の犠牲者が発生する可能性があり、また、地震や津波の被害により、多くの箇所で道路や鉄道が途絶し、多くの観光客が帰宅困難者として相当な期間を三重県内に滞在することになることも考えられ、関係者が一体となった観光地の防災・減災対策を検討する体制の構築が求められている。

# 第２節　三重県における既往の地震･津波災害

## 第１項　三重県に影響を及ぼす地震の種類と既往地震・津波による被害の概要

三重県に過去影響を及ぼした地震は、大きく「太平洋側沖合のプレート境界付近で発生する地震」と「陸域の浅いところで発生する地震」、「遠地津波による被害」の三つに分類することができる。

これらの三つの種類の地震と、三重県に過去影響を及ぼした地震の概要を以下及び別表にまとめた。

### １　太平洋側沖合のプレート境界付近で発生する地震

三重県が位置する中部・近畿地方には、南東方向からフィリピン海プレートが年間４～５㎝の速さで近づいている。フィリピン海プレートは、太平洋側沖合にある南海トラフから、中部・近畿地方の下に沈み込んでいる。このため、太平洋側沖合のプレート境界付近では、沈み込むフィリピン海プレートと陸側のプレートがその境界でずれ動くことにより発生するプレート間地震と、沈み込むフィリピン海プレートの内部で発生する地震の二つのタイプの地震が発生する。

#### (1) フィリピン海プレートの沈み込みによるプレート間地震

**ア　地震の概要**

三重県に過去影響を及ぼしたフィリピン海プレートの沈み込みによるプレート間地震は、南海トラフ沿いで発生する巨大地震である。この地震は、広い範囲での地震の強い揺れによる被害とともに、三重県沿岸を含む関東地方から九州・沖縄地方に至る太平洋沿岸などに津波による被害をもたらす。このような地震は、過去に繰り返して発生しており、数多くの歴史記録が残されている。

最近の知見によると、南海トラフ沿いで発生する巨大地震は、東海地域と南海地域の連動・非連動も含めた地震規模や震源域の広がり、震度分布の特徴、津波高分布の特徴など様々な観点から多様かつ複雑であり、1707 年宝永地震以降の最近の３地震（昭和、安政、宝永）を見ても、震源域や震度分布、津波高など、それぞれの地震の特徴は異なっていることが指摘されている。

**イ　南海トラフ沿いの巨大地震による三重県内での被害等の概要**

［1944 年東南海地震］

第二次世界大戦中の 1944 年（昭和 19 年）12 月７日に発生した。三重県のほぼ全域が震度５相当以上の揺れに見舞われ、沿岸部の一部では震度６相当となった。津波は、紀伊半島西部から伊豆半島の太平洋沿岸を襲い、津波の高さは、紀伊半島東部沿岸で６～９ｍに達した。三重県内の被害は、死者・行方不明者 406 人、負傷者 607 人、住家全壊 1,826 棟、住家流失 2,238 棟など。

［1946 年南海地震］

1946 年（昭和 21 年）12 月 21 日に発生した。三重県内は、震度４～５相当の揺れに見舞われた。津波は、九州から房総半島南部の太平洋沿岸を襲い、津波の高さは、紀伊半島の太平洋沿岸で４～６ｍに達した。三重県内の被害は、死者 11 人、負傷者 35 人、住家全壊 65 棟、住家流失 23 棟など。

［1854 年安政東海地震、安政南海地震］

1854 年 12 月 23 日（嘉永７年 11 月４日）に安政東海地震が、32 時間後の同年 12 月 24 日（同５日）に安政南海地震が発生した。

23 日の地震では、四国東部から房総半島までの太平洋沿岸を津波が襲い、三重県の一部では津波の高さが 10mに達した。志摩半島では、震度６強又は６弱相当の揺れになったと推定されている。

［1707 年宝永地震］

1707 年 10 月 28 日（宝永４年 10 月４日）に発生した。2011 年（平成 23 年）３月 11 日の東北地方太平洋沖地震の発生までは、国内で発生した史上最大規模の地震であった。津波は、四国から伊豆半島の広い範囲で高さ５m以上に達し、三重県尾鷲市の周辺では、８～10mに達するところもあったと推定されている。また、震度６強から６弱相当の揺れになったと推定されている範囲は、三重県内の一部を含む九州東部から甲信地域に及んでいる。

### ⑵ 沈み込むフィリピン海プレート内部の地震

三重県に過去影響を及ぼした地震のうち、沈み込むフィリピン海プレート内部で発生した陸域のやや深い地震としては、三重県・奈良県の県境付近で発生した 1899 年（明治 32 年）の地震（M7.0、震源の深さ 40～50km（推定）、紀伊大和地震と呼ぶこともある。）が、このタイプの地震であると考えられている。この地震では、三重県内で死者７人などの被害が生じた。また、奈良県のやや深いところで発生した 1952 年（昭和 27 年）の吉野地震（M6.7、震源の深さ 61km）も陸域のやや深い地震であり、三重県内でも小被害が生じた。

近年の地震としては、2004 年（平成 16 年）９月５日に紀伊半島南東沖で発生した地震（M7.4、震源の深さ 44km）がフィリピン海プレート内で発生した地震であると考えられている。この地震により、松阪市や香良洲町（当時、現在の津市香良洲町）で震度５弱の揺れを観測した。「三重県南部」に津波警報が、「伊勢・三河湾」に津波注意報が発表され、鳥羽で最大 36cm、尾鷲で最大 55cm の津波をそれぞれ観測した。

## ２　陸域の浅いところで発生する地震

三重県に過去影響を及ぼした地震のうち、陸域の浅いところで発生した地震（活断層を震源とする内陸直下型地震）としては、1854 年７月９日（嘉永７年６月 15 日）の伊賀上野付近の地震（Ｍ７　1/4、伊賀上野地震と呼ぶこともある。）が知られている。この地震により、伊賀上野付近で死者約 600 人、周辺地域を含めると約 1,300 人の死者を出すなど、被害は伊賀上野から奈良・大和郡山にかけての地域で著しいものとなった。この地震は木津川断層帯で発生したと考えられている。また、1891 年（明治 24 年）10 月 28 日に発生した濃尾地震（M8.0）のように周辺地域で発生する地震によっても、三重県内で被害が生じたことがあり、1586 年１月 18 日（天正 13 年 11 月 29 日）に発生した天正地震のように、三重県内の一部で震度６相当の揺れに見舞われたと推定されている事例もある。

なお、「南海トラフの地震活動の長期評価（第二版）」（地震調査委員会、2013）に述べられているように、西南日本内陸の地殻内の地震活動に注目すると、Ｍ７程度以上の地震は、1860～1900 年の約 40 年間では２回、昭和東南海地震及び昭和南海地震の直前約 40 年間（1900～1943 年）では３回であったものが、1854 年の安政東海地震及び安政南海地震の直後６年間に４回、1944～1946 年の昭和東南海地震及び昭和南海地震の後６年間に２回であったなど、これまでの研究成果から、南海トラフの大地震の前後に西南日本内陸の地震活動が活発化したことが知られている。

## ３　遠地津波による被害

上記１及び２のほか、太平洋の遠い海域で発生し日本へ来襲する遠地津波によって、三重県内に影

響を与えた主な事例としては、1960 年（昭和 35 年）のチリ地震津波、2010 年（平成 22 年）のチリ中部沿岸で発生した地震に伴う津波などがある。

［1960 年チリ地震津波］

1960 年（昭和 35 年）５月 22 日にチリ沖で地震が発生し、翌 23 日に日本の各地に津波が押し寄せた。三重県沿岸での津波の高さは、おおむね１～４ｍ。

三重県内の被害は、住家全壊２棟、住家流失１棟、床上浸水 3,267 棟、床下浸水 2,885 棟、船舶被害（沈没・流失・破損など）69 隻など。

［2010 年チリ中部沿岸で発生した地震に伴う津波］

2010 年（平成 22 年）２月 27 日 15 時 34 分（日本時間）頃にチリ中部沿岸で地震が発生し、翌 28 日から３月１日にかけて、日本の各地に津波が押し寄せた。28 日９時 33 分に三重県沿岸（「伊勢・三河湾」、「三重県南部」）に津波警報が発表され、21 時 13 分に津波注意報への切り替えがなされた後、「伊勢・三河湾」は 23 時 36 分に解除、「三重県南部」は 21 時 13 分に津波注意報への切り替えがなされた後、３月１日８時 40 分に解除された。鳥羽で 56ｃｍ（19 時 59 分）、尾鷲で 63ｃｍ（17 時 05 分）、熊野市遊木で 49ｃｍ（17 時 00 分）の津波をそれぞれ観測した。

三重県内の被害は、船舶被害１隻、被害総額 256,767 千円（公共土木施設被害 378 千円、農林水産商工関係被害 256,389 千円）。

［引用・参考文献］

地震調査委員会（2009）:「日本の地震活動－被害地震から見た地域別の特徴－〈第２版〉」、490pp。
地震調査委員会（2013）:「南海トラフの地震活動の長期評価（第二版）」、94pp。
宇佐美龍夫（2003）:「最新版　日本被害地震総覧［416］-2001」、東京大学出版会、605pp。
渡辺偉夫（1998）:「日本被害地震総覧」、東京大学出版会、206pp。

（別表）三重県に過去影響を及ぼした主な地震・津波の概要

| 西暦（和暦） | 地域（名称） | M | 県内の主な被害（カッコは全国での被害） |
|---|---|---|---|
| 684.11.29<br>（天武 13） | 土佐その他南海・東海・西海地方 | 8 1/4 | （南海トラフ沿いの巨大地震。諸国で家屋の倒壊、津波あり、死傷者多数。） |
| 887.8.26<br>（仁和３） | 五畿・七道 | 8.0～<br>8.5 | （南海トラフ沿いの巨大地震。京都で家屋倒壊多く、圧死者多数。沿岸部で津波による溺死者多数。） |
| 1096.12.17<br>（永長１） | 畿内・東海道 | 8.0～<br>8.5 | 東海沖の巨大地震と考えられる。伊勢で津波被害あり。 |
| 1099.2.22<br>（康和１） | 南海道・畿内 | 8.0～<br>8.3 | （南海沖の巨大地震と考えられる。興福寺、摂津天王寺などで被害。） |
| 1361.8.3<br>（正平 16） | 畿内・土佐・阿波 | 8 1/4～<br>8.5 | （南海トラフ沿いの巨大地震。各地で、強い揺れ、津波により、死者多数。） |
| 1498.9.20<br>（明応７） | 東海道全般 | 8.2～<br>8.4 | 南海トラフ沿いの巨大地震。沿岸部で津波被害。伊勢大湊で溺死者 5,000 人など。 |
| 1605.2.3<br>（慶長９） | （慶長地震） | 7.9 | 南海トラフ沿いの巨大地震。沿岸部に津波来襲。 |
| 1707.10.28<br>（宝永４） | （宝永地震） | 8.6 | 南海トラフ沿いの巨大地震。尾鷲付近で、死者 1,070 人以上、家屋流失 1,510 棟。その他県内で、死者 57 人、負傷者 73 人、家屋全壊 2,333 棟、同流失 601 棟。 |
| 1854.7.9<br>（安政１） | 伊賀・伊勢・大和及び隣国（伊賀上野地震とも呼ばれる。） | 7 1/4 | 伊賀上野付近で死者約 600 人、家屋全壊 2,000 棟余、周辺でも被害あり。 |
| 1854.12.23<br>（安政１） | （安政東海地震） | 8.4 | （東海沖の巨大地震。強い揺れ及び津波により、関東から近畿にかけて被害。住家全壊・焼失約 30,000 棟、死者 2,000～3,000 人。） |
| 1891.10.28<br>（明治 24） | （濃尾地震） | 8.0 | 北部を中心に被害。死者１人、負傷者 17 人、家屋全壊 625 棟。 |
| 1899.3.7<br>（明治 32） | 紀伊半島南東部（紀伊大和地震とも呼ばれる。） | 7.0 | 南部を中心に被害。木ノ本・尾鷲で死者７人、負傷者 62 人、家屋全壊 35 棟。 |
| 1944.12.7<br>（昭和 19） | （東南海地震） | 7.9 | 強い揺れ及び津波により被害。死者・行方不明者 406 人、負傷者 607 人、住家全壊 1,826 棟、同流失 2,238 棟。 |
| 1946.12.21<br>（昭和 21） | （南海地震） | 8.0 | 強い揺れ及び津波により被害。死者 11 人、負傷者 35 人、住家全壊 65 棟、同流失 23 棟。 |
| 1952.7.18<br>（昭和 27） | （吉野地震） | 6.7 | （死者９人、負傷者 136 人、住家全壊 20 棟。） |
| 1960.5.23<br>（昭和 35） | （チリ地震津波） | 9.5（注） | 津波により被害。住家全壊２棟、同流失１棟。 |
| 2004.9.5<br>（平成 16） | 紀伊半島南東沖 | 7.4 | 負傷者８人。 |
| 2007.4.15<br>（平成 19） | 三重県中部 | 5.4 | 負傷者 12 人 |
| 2011.3.11<br>（平成 23） | 東北地方太平洋沖 | 9.0（注） | 負傷者１人 |
| 2018.6.18<br>（平成 30） | 大阪府北部 | 6.1 | 負傷者２人 |

「日本の地震活動－被害地震から見た地域別の特徴－〈第２版〉」（地震調査委員会、2009）より引用、加筆。

（注）モーメントマグニチュード（Mw）で、他の地震のマグニチュードと異なる。

# 第４章　被害想定等

## 第１節　プレート境界型地震にかかる被害想定

### 第１項　想定する地震モデル

平成 24～25 年度に三重県が実施した地震被害想定調査では、主にハザードとリスクという２つの面から予測を行っている。

ハザード予測とは、地震に伴う揺れの大きさや液状化の可能性、津波高や津波浸水の状況など、地震や津波によって発現する可能性のある事象を予測することを言う。

一方、リスク予測とは、死者や負傷者といった人的被害、揺れや津波による建物被害、避難生活等の生活支障など、ハザードによって引き起こされる可能性のある被害の量や様相を予測することを言う。

今回の地震被害想定調査のうち、プレート境界型地震については、「第１章　第１節　第２項本県の地震・津波対策の考え方　２地震・津波対策の対象とする地震」に掲げる(1)過去最大クラスの南海トラフ地震、(2)理論上最大クラスの南海トラフ地震の２つの地震モデルについて調査を実施した。

なお、地震被害想定調査結果の被害想定項目のうち、本項においては、以下の項目の予測結果の概要を示す。

（ハザード予測結果）
① 強震動予測結果（震度分布）
② 強震動予測結果（液状化危険度）
③ 津波予測結果
（リスク予測結果）
① 人的被害（死者）
② 建物被害
③ 交通施設障害（道路施設）
④ 生活支障等（避難者）
⑤ 災害廃棄物等

## 第２項　ハザード予測結果

### １　強震動予測結果（震度分布）

想定地震における震度予測図

過去最大クラスの南海トラフ地震

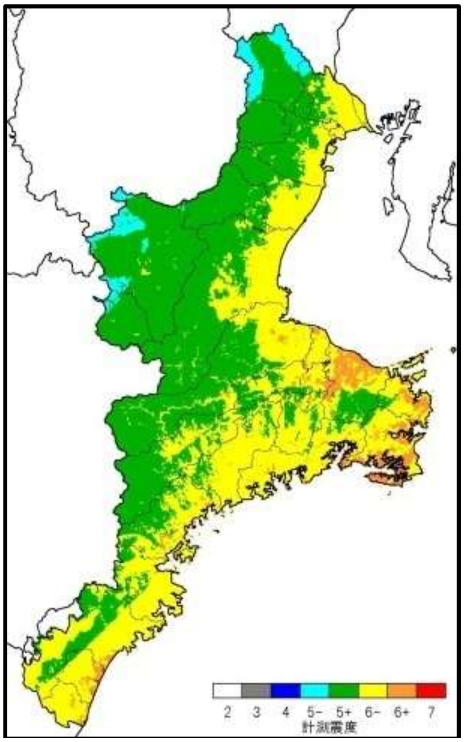


| | 4 | 5弱 | 5強 | 6弱 | 6強 | 7 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 面積（㎢） | 0 | 191.5 | 2,843.9 | 2,449.2 | 287.2 | 5.6 |
| 面積割合（%） | — | 3.3% | 49.2% | 42.4% | 5.0% | 0.1% |

理論上最大クラスの南海トラフ地震

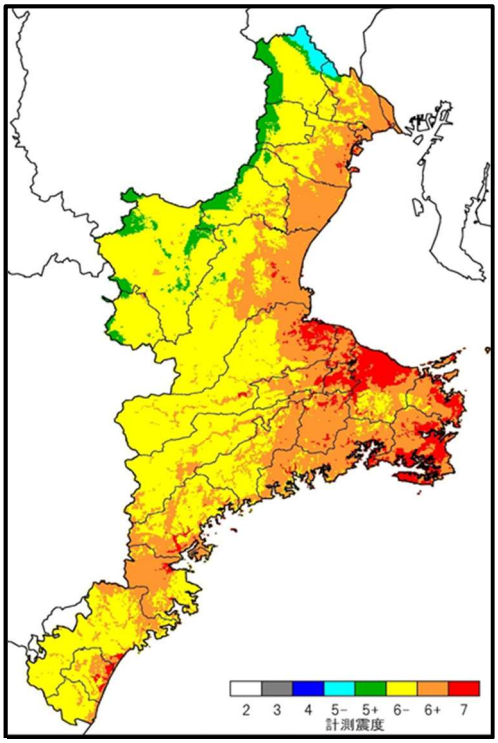


| | 4 | 5弱 | 5強 | 6弱 | 6強 | 7 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 面積（㎢） | 0 | 44.4 | 261.4 | 3,164.0 | 1,919.3 | 388.2 |
| 面積割合（%） | — | 0.8% | 4.5% | 54.8% | 33.2% | 6.7% |

各市町最大震度一覧表

| 市町名 | 最大震度 | |
|---|---|---|
| | 南海トラフ（過去最大） | 南海トラフ（理論上最大） |
| 桑名市 | 6弱 | 7 |
| いなべ市 | 6弱 | 6強 |
| 木曽岬町 | 6弱 | 7 |
| 東員町 | 6弱 | 6強 |
| 四日市市 | 6強 | 7 |
| 菰野町 | 6弱 | 6強 |
| 朝日町 | 6弱 | 6強 |
| 川越町 | 6弱 | 7 |
| 鈴鹿市 | 6強 | 7 |
| 亀山市 | 6弱 | 6強 |
| 津市 | 6強 | 7 |
| 松阪市 | 6強 | 7 |
| 多気町 | 6強 | 7 |
| 明和町 | 6強 | 7 |
| 大台町 | 6強 | 7 |
| 伊賀市 | 6弱 | 6強 |
| 名張市 | 6弱 | 6強 |
| 伊勢市 | 6強 | 7 |
| 鳥羽市 | 6強 | 7 |
| 志摩市 | 7 | 7 |
| 玉城町 | 6強 | 7 |
| 南伊勢町 | 7 | 7 |
| 大紀町 | 6強 | 7 |
| 度会町 | 6強 | 7 |
| 尾鷲市 | 6強 | 7 |
| 紀北町 | 6強 | 7 |
| 熊野市 | 7 | 7 |
| 御浜町 | 7 | 7 |
| 紀宝町 | 6強 | 7 |

過去最大クラスの南海トラフ地震（以下、本節では「過去最大クラスの地震」という。）では、三重県南部の大半と県内の人口が集中する伊勢湾沿岸部において、震度６弱が想定されている。また、伊勢志摩地域の沿岸部を中心として、震度６強が想定されている。

理論上最大クラスの南海トラフ地震（以下、本節では「理論上最大クラスの地震」という。）では、県内のほぼ全域で震度６弱以上が想定されている。また、三重県南部の大半と、県内の人口が集中する伊勢湾沿岸部では、震度６強が想定されている。さらに、伊勢志摩地域の沿岸部を中心として、震度７が想定されている。

## ２　強震動予測結果（液状化危険度）

想定地震における液状化危険度

過去最大クラスの南海トラフ地震

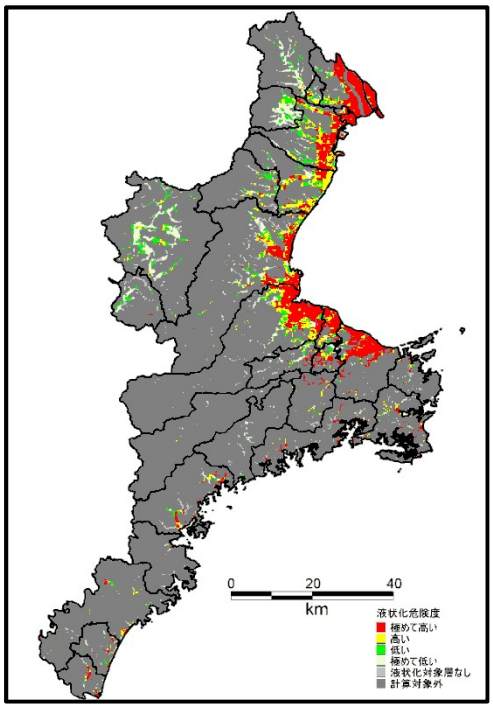


理論上最大クラスの南海トラフ地震

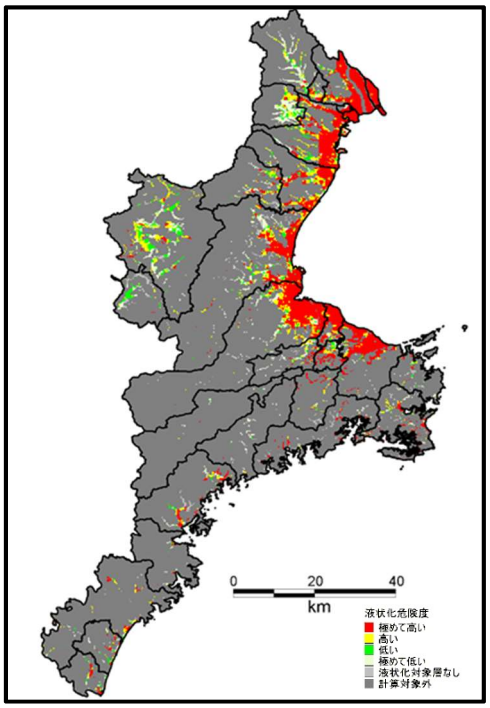


液状化危険度については、南海トラフ地震では、どちらのクラスの地震においても、危険度が極めて高い範囲は、新しい時代の堆積物が厚く堆積している伊勢平野内の伊勢湾沿岸部に集中しており、その分布傾向はほとんど変わらない。

## ３　津波予測結果

今回の地震被害想定調査では、県内全体での津波浸水面積は、過去最大クラスの地震で約 230 ㎢、理論上最大クラスの地震で約 280 ㎢と予測している。

なお、理論上最大クラスの地震を想定した津波浸水予測図について、従来型の「津波浸水予測図」に加え、新たに「津波浸水深 30cm 到達予測時間分布図」を作成した。

本項では、これらの津波浸水予測図のうち、伊勢湾沿岸部と熊野灘沿岸部から各１か所を選んで掲載した。

### ■南海トラフ地震による津波浸水面積

| 地域区分 | 浸水面積（㎢） | |
|---|---|---|
| | 過去最大 | 理論上最大 |
| 北勢 | 66.40 | 82.11 |
| 中勢 | 75.57 | 88.73 |
| 伊勢志摩 | 75.09 | 87.69 |
| 東紀州 | 16.76 | 25.15 |
| 計 | 233.82 | 283.68 |
| 伊勢湾沿岸（伊勢市以北） | 179.03 | 208.57 |
| 熊野灘沿岸（鳥羽市以南） | 54.79 | 75.11 |

## 津波浸水予測図（松阪市）

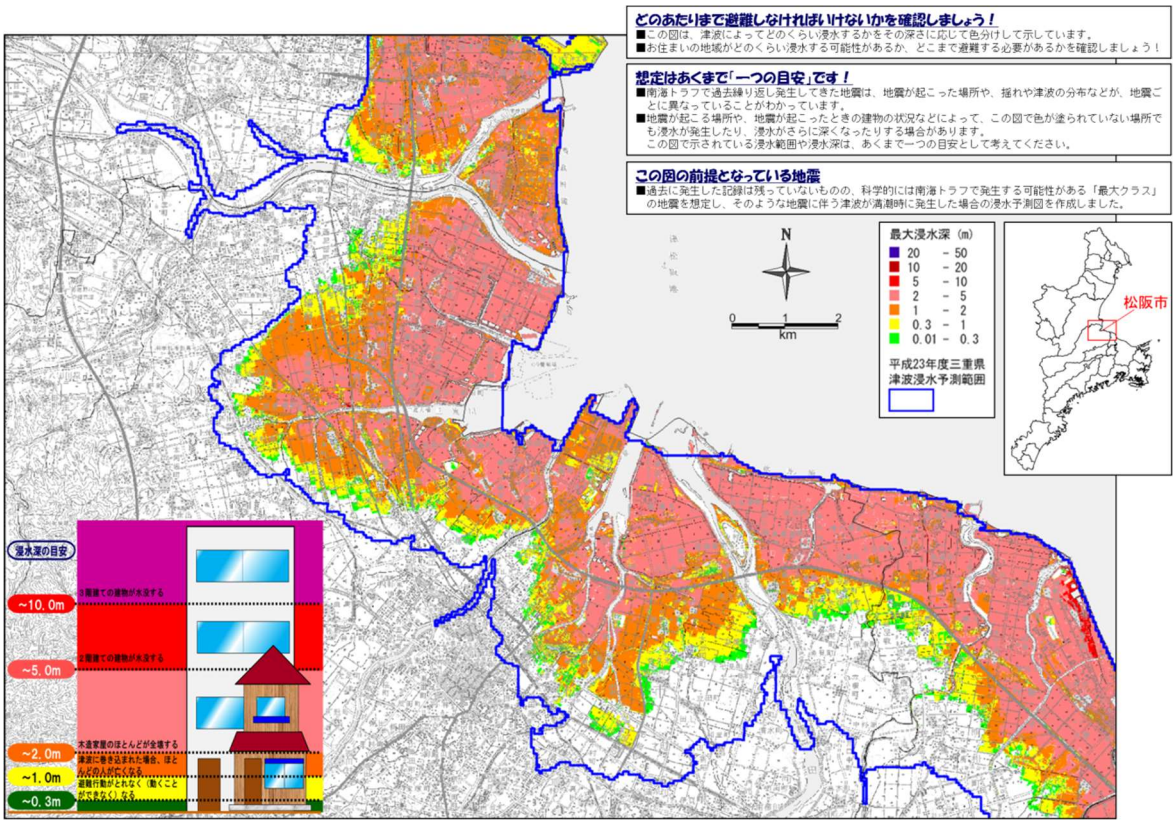


## 津波浸水予測図（紀北町（南部））

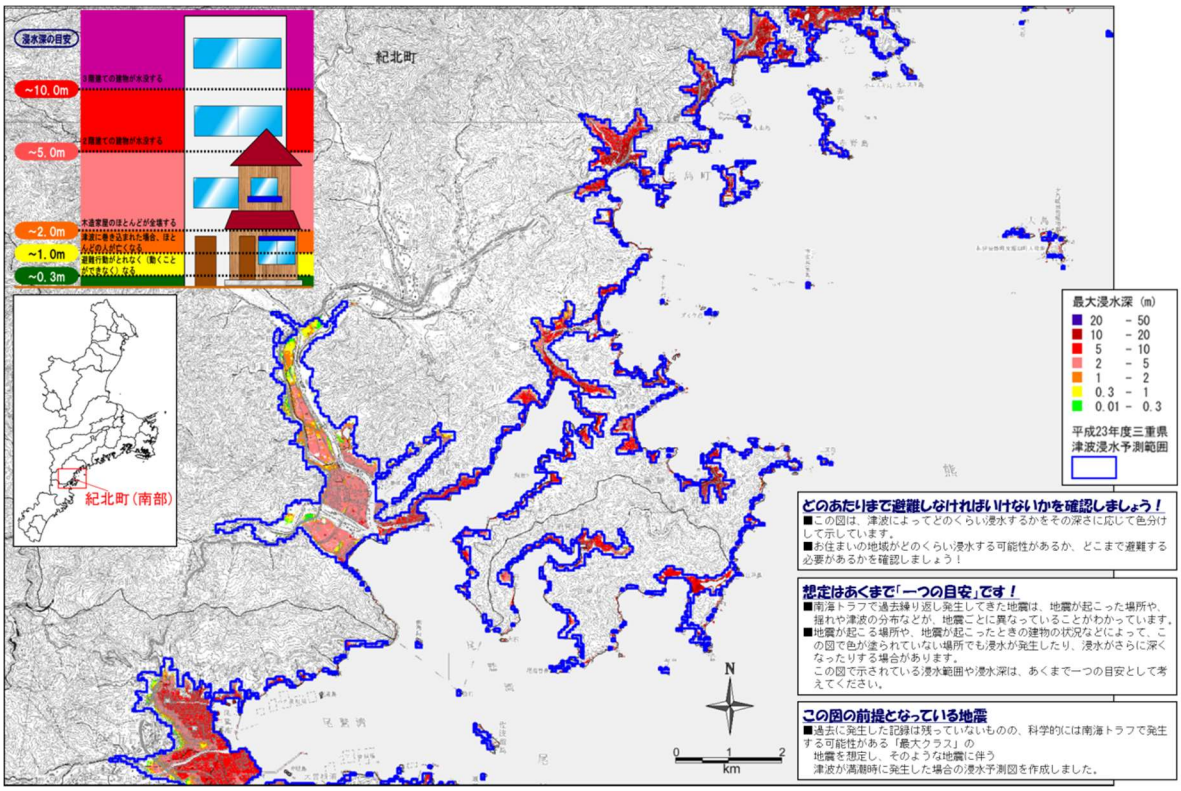

## 津波浸水深 30cm 到達予測時間分布図（松阪市 01）

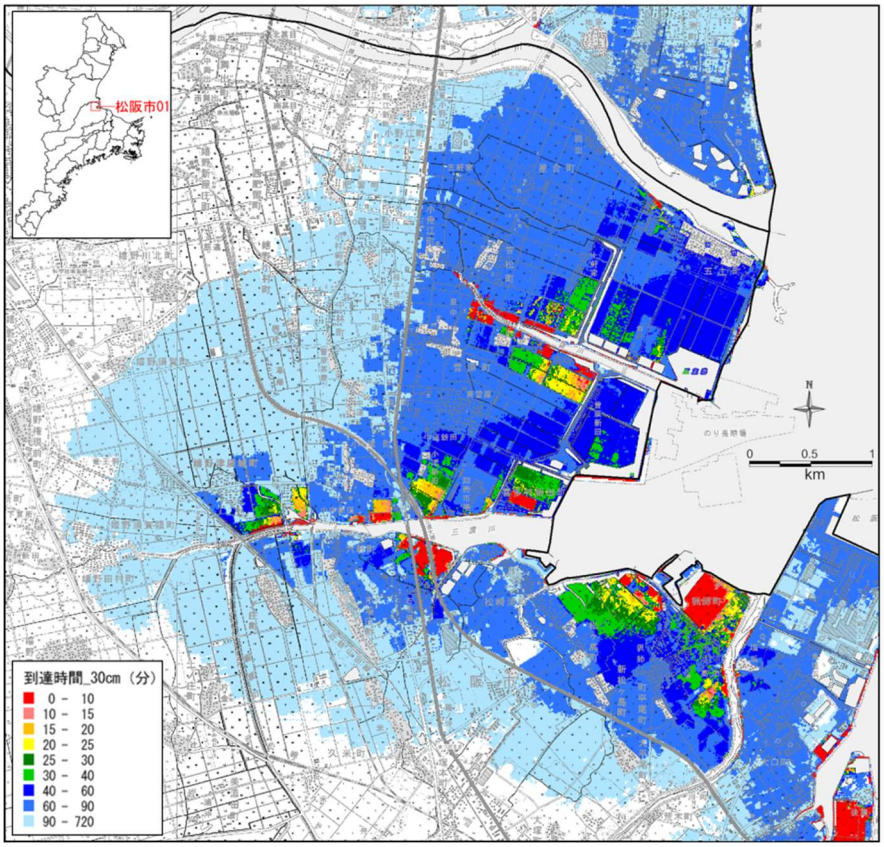


少なくともいつまでに避難しなければいけないか、その時間を確認しましょう！
■この図は、津波からの避難行動がとれなく（動くことができなく）なる一つの目安とされている津波浸水深30cmにどのくらいの時間で達するかをその時間に応じて色分けして示しています。
■揺れによって堤防などが沈下し、津波が来る前に水が入ってくる可能性のある地域もあります。
■お住まいの地域がどのくらいの時間で浸水するかを確認しましょう！
■強く長い揺れを感じたときや、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波がくる可能性がある地域にお住まいの方は、動けるくらいの揺れになったら、すぐに避難を開始しましょう！
**「生きるために逃げる！！」**

想定はあくまで「一つの目安」です！
■過去繰り返し発生してきた南海トラフの地震は、地震が起こった場所の広がりや、揺れや津波の分布など、地震ごとに異なっていることがわかっています。
■地震が起こる場所や、地震が起こったときの陸上の建物の状況などによって、この図で示した予測時間よりも早く浸水がはじまる可能性があります。予測時間はあくまで一つの目安として考えてください。
■川をさかのぼった津波が街中に入ってきたり、排水溝など思いがけない場所から、津波が入ってくることもあります。

この図の前提となっている地震
■南海トラフで、歴史記録からも発生した証拠がみつかっていないような、「最大クラス」の地震（津波）が、満潮時に発生した場合を想定しています。
■海岸や河川沿いにある構造物は、地震によって地震前の25%の高さにまで下がるなど、沈下を考慮した条件で津波浸水の計算を行っています。

## 津波浸水深 30cm 到達予測時間分布図（紀北町 04）

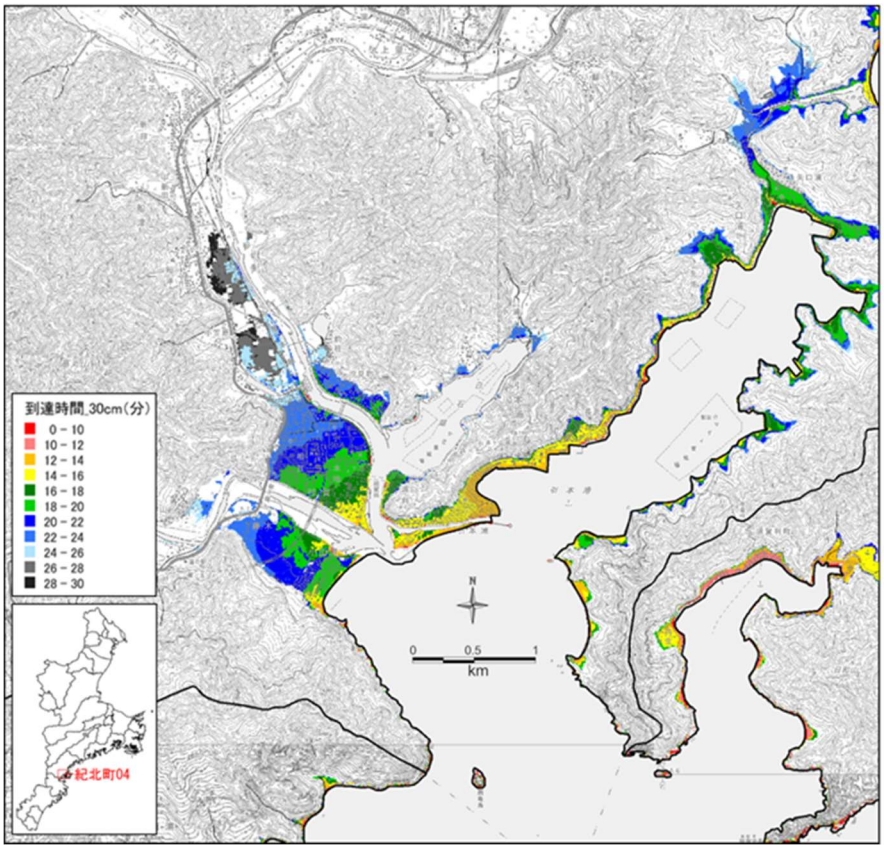


少なくともいつまでに避難しなければいけないか、その時間を確認しましょう！
■この図は、津波からの避難行動がとれなく（動くことができなく）なる一つの目安とされている津波浸水深30cmにどのくらいの時間で達するかをその時間に応じて色分けして示しています。
■揺れによって堤防などが沈下し、津波が来る前に水が入ってくる可能性のある地域もあります。
■お住まいの地域がどのくらいの時間で浸水するかを確認しましょう！
■強く長い揺れを感じたときや、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波がくる可能性がある地域にお住まいの方は、動けるくらいの揺れになったら、すぐに避難を開始しましょう！
**「生きるために逃げる！！」**

想定はあくまで「一つの目安」です！
■過去繰り返し発生してきた南海トラフの地震は、地震が起こった場所の広がりや、揺れや津波の分布など、地震ごとに異なっていることがわかっています。
■地震が起こる場所や、地震が起こったときの陸上の建物の状況などによって、この図で示した予測時間よりも早く浸水がはじまる可能性があります。予測時間はあくまで一つの目安として考えてください。
■川をさかのぼった津波が街中に入ってきたり、排水溝など思いがけない場所から、津波が入ってくることもあります。

この図の前提となっている地震
■南海トラフで、歴史記録からも発生した証拠がみつかっていないような、「最大クラス」の地震（津波）が、満潮時に発生した場合を想定しています。
■海岸や河川沿いにある構造物は、地震によって地震前の25%の高さにまで下がるなど、沈下を考慮した条件で津波浸水の計算を行っています。

## 第３項　リスク予測結果

### １　人的被害（死者）

人的被害（死者）では、多くの人が自宅で就寝中であり、倒壊に巻き込まれて死亡する人が多く、また、津波からの避難も遅れると懸念される「冬・深夜」ケースを想定して予測結果を示す。

過去最大クラスの地震では、県全体で約 34,000 人が死亡すると予測され、このうち、津波による死者は約 32,000 人、建物倒壊等による死者は約 1,400 人となっている。

理論上最大クラスの地震では、県全体で約 53,000 人が死亡すると予測され、このうち、津波による死者は約 42,000 人、建物倒壊等による死者は約 9,700 人となっている。

どちらのクラスの地震においても、共通しているのは、津波の被害が大きい伊勢志摩地域と東紀州地域において、甚大な被害が予測されている。

**■過去最大クラスの地震における死者数**　（人）

| | 県計 | （北勢） | （中勢） | （伊賀） | （伊勢志摩） | （東紀州） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 建物倒壊等 | 約 1,400 | 約 80 | 約 200 | － | 約 700 | 約 300 |
| うち家具転倒等 | 約 70 | 約 10 | 約 20 | － | 約 30 | 約 10 |
| 津波 | 約 32,000 | 約 1,300 | 約 3,000 | － | 約 14,000 | 約 14,000 |
| うち逃げ遅れ | 約 31,000 | 約 1,300 | 約 2,900 | － | 約 13,000 | 約 14,000 |
| うち自力脱出困難 | 約 700 | 約 40 | 約 70 | － | 約 500 | 約 100 |
| 急傾斜地等 | 約 60 | － | 約 10 | － | 約 30 | 約 20 |
| 火災 | － | － | － | － | － | － |
| 計 | 約 34,000 | 約 1,400 | 約 3,200 | － | 約 15,000 | 約 14,000 |

＊　地震被害想定調査により予測されるそれぞれの数値は、概数であるため、表中の合計値と必ずしも一致しない。（以下、同じ）

**■理論上最大クラスの地震における死者数**　（人）

| | 県計 | （北勢） | （中勢） | （伊賀） | （伊勢志摩） | （東紀州） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 建物倒壊等 | 約 9,700 | 約 2,000 | 約 2,800 | 約 90 | 約 3,600 | 約 1,200 |
| うち家具転倒等 | 約 500 | 約 100 | 約 200 | 約 10 | 約 200 | 約 50 |
| 津波 | 約 42,000 | 約 3,700 | 約 6,600 | － | 約 16,000 | 約 16,000 |
| うち逃げ遅れ | 約 37,000 | 約 2,900 | 約 5,200 | － | 約 14,000 | 約 15,000 |
| うち自力脱出困難 | 約 5,400 | 約 800 | 約 1,400 | － | 約 2,600 | 約 700 |
| 急傾斜地等 | 約 100 | 約 10 | 約 20 | － | 約 40 | 約 20 |
| 火災 | 約 900 | 約 300 | 約 400 | － | 約 300 | 約 30 |
| 計 | 約 53,000 | 約 6,000 | 約 9,800 | 約 100 | 約 20,000 | 約 17,000 |

## ２　建物被害

建物被害（全壊・焼失）については、火器や暖房機器の使用が多く火災の発生が懸念される「冬・夕 18 時」ケースを想定して予測結果を示す。

過去最大クラスの地震では、県全体で約 70,000 棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れに伴い約 23,000 棟が全壊し、津波により約 38,000 棟が流出すると予測している。

理論上最大クラスの地震では、県全体で約 248,000 棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れに伴い約 170,000 棟が全壊し、津波により約 37,000 棟が流出、さらに火災により約 34,000 棟が焼失すると予測している。

**■過去最大クラスの地震における全壊・焼失棟数**　（棟）

| | 県計 | （北勢） | （中勢） | （伊賀） | （伊勢志摩） | （東紀州） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 揺れ | 約 23,000 | 約 2,000 | 約 3,900 | 約 60 | 約 12,000 | 約 4,800 |
| 液状化 | 約 5,900 | 約 2,500 | 約 1,600 | 約 10 | 約 1,500 | 約 300 |
| 津波 | 約 38,000 | 約 8,500 | 約 4,800 | － | 約 16,000 | 約 9,100 |
| 急傾斜地等 | 約 700 | 約 20 | 約 80 | 約 10 | 約 400 | 約 200 |
| 火災 | 約 2,100 | 約 20 | 約 70 | 約 10 | 約 1,800 | 約 40 |
| 計 | 約 70,000 | 約 13,000 | 約 11,000 | 約 90 | 約 32,000 | 約 14,000 |

**■理論上最大クラスの地震における全壊・焼失棟数**　（棟）

| | 県計 | （北勢） | （中勢） | （伊賀） | （伊勢志摩） | （東紀州） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 揺れ | 約 170,000 | 約 39,000 | 約 48,000 | 約 2,400 | 約 63,000 | 約 19,000 |
| 液状化 | 約 6,200 | 約 2,600 | 約 1,700 | 約 20 | 約 1,600 | 約 300 |
| 津波 | 約 37,000 | 約 9,700 | 約 7,500 | － | 約 12,000 | 約 7,900 |
| 急傾斜地等 | 約 1,100 | 約 100 | 約 200 | 約 50 | 約 500 | 約 300 |
| 火災 | 約 34,000 | 約 11,000 | 約 16,000 | 約 30 | 約 5,600 | 約 500 |
| 計 | 約 248,000 | 約 63,000 | 約 73,000 | 約 2,500 | 約 82,000 | 約 28,000 |

## ３　交通施設障害（道路施設）

緊急輸送道路への影響は、過去最大クラスの地震では、四日市市以北の伊勢湾奥沿岸部、中勢地域や伊賀地域の内陸部の集落間を結ぶ道路、志摩半島や熊野灘沿岸などにおいて、大きくなると予測している。

理論上最大クラスの地震では、沿岸部のごく一部で影響度が上がる箇所がみられるが、全体的な傾向としては、ほぼ変わらないと予測している。

なお、高速道路には大きな施設被害は発生しないと予測される。

緊急輸送道路の復旧日数目安

過去最大クラスの地震　　理論上最大クラスの地震

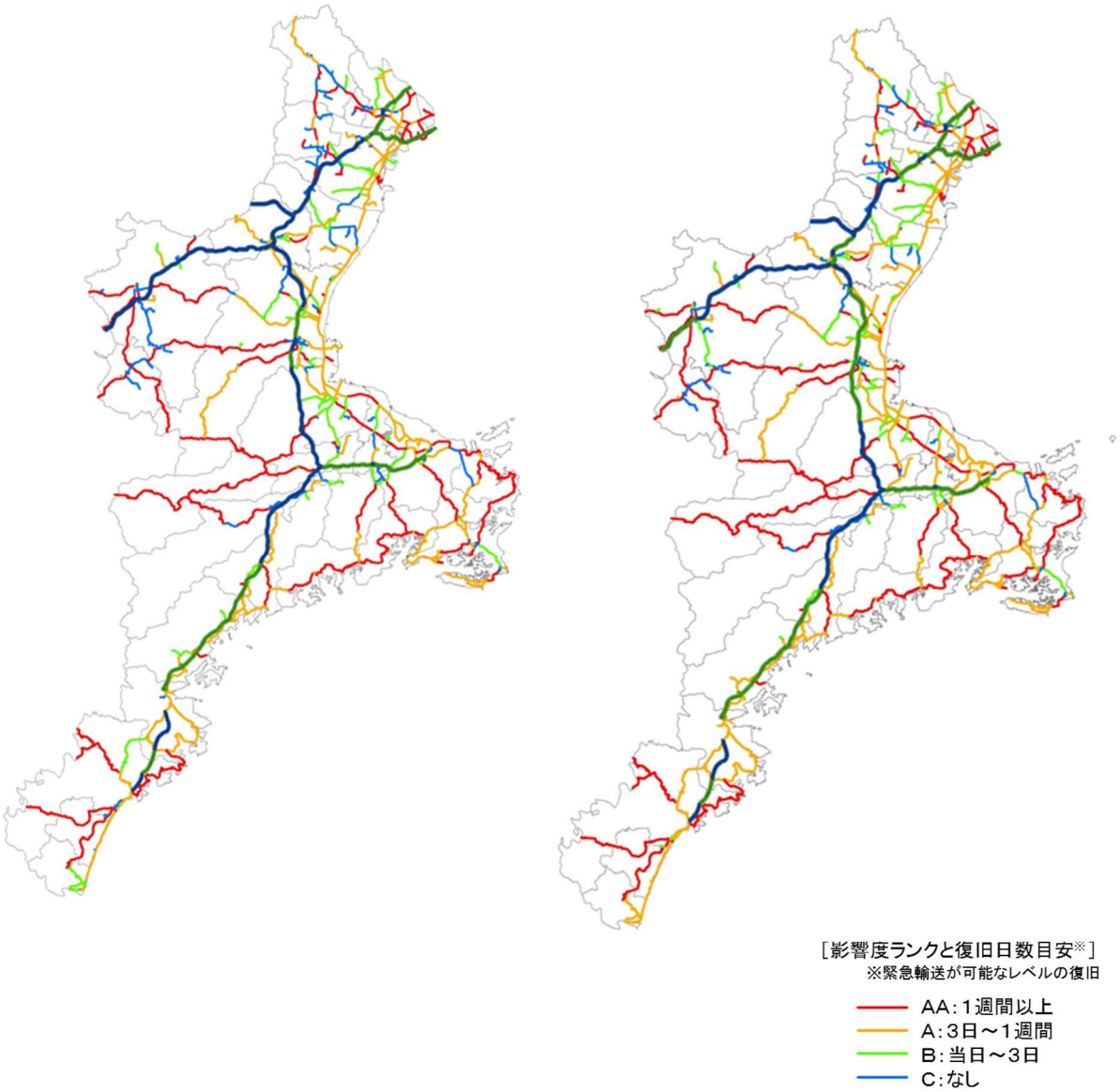


## ４　生活支障等（避難者）

避難者数の予測は、「２建物被害」と同様に、「冬・夕 18 時」ケースを想定している。これは、火災発生による建物の焼失等を考慮に入れ、建物被害が最大値となる、つまり住む場所を失った人の数が最大となるケースを採用している。

地震被害想定調査では、避難者を、避難所に入所する避難者と、親族知人宅、賃貸住宅、勤務先の施設、屋外避難、自宅避難など避難所外で生活する避難者に区分している。

避難者は、発災後の時間の経過とともに増加すると予測されている。

過去最大クラスの地震

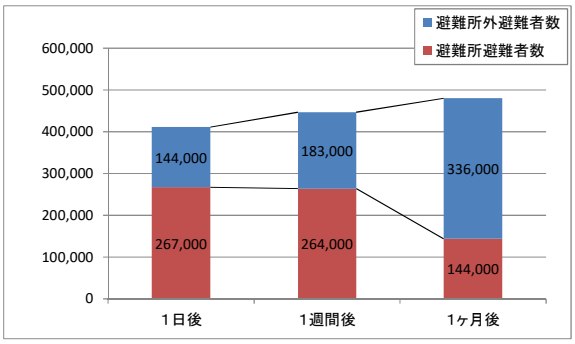


理論上最大クラスの地震

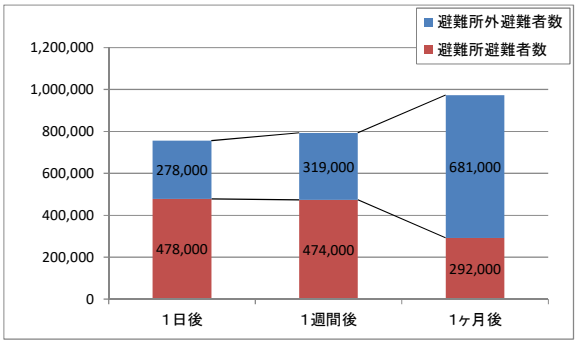


■過去最大クラスの地震における避難者数　（人）

| | 県計 | （北勢） | （中勢） | （伊賀） | （伊勢志摩） | （東紀州） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| １日後 | 約 411,000 | 約 135,000 | 約 120,000 | 約 400 | 約 122,000 | 約 34,000 |
| 避難所 | 約 267,000 | 約 88,000 | 約 78,000 | 約 300 | 約 79,000 | 約 22,000 |
| 避難所外 | 約 144,000 | 約 47,000 | 約 42,000 | 約 200 | 約 43,000 | 約 12,000 |
| １週間後 | 約 447,000 | 約 174,000 | 約 121,000 | 約 12,000 | 約 107,000 | 約 33,000 |
| 避難所 | 約 264,000 | 約 100,000 | 約 69,000 | 約 5,800 | 約 68,000 | 約 21,000 |
| 避難所外 | 約 183,000 | 約 74,000 | 約 52,000 | 約 5,800 | 約 39,000 | 約 12,000 |
| １か月後 | 約 480,000 | 約 113,000 | 約 143,000 | 約 400 | 約 181,000 | 約 43,000 |
| 避難所 | 約 144,000 | 約 34,000 | 約 43,000 | 約 100 | 約 54,000 | 約 13,000 |
| 避難所外 | 約 336,000 | 約 79,000 | 約 100,000 | 約 300 | 約 127,000 | 約 30,000 |

■理論上最大クラスの地震における避難者数　（人）

| | 県計 | （北勢） | （中勢） | （伊賀） | （伊勢志摩） | （東紀州） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| １日後 | 約 757,000 | 約 264,000 | 約 251,000 | 約 8,200 | 約 185,000 | 約 49,000 |
| 避難所 | 約 478,000 | 約 167,000 | 約 158,000 | 約 4,900 | 約 117,000 | 約 31,000 |
| 避難所外 | 約 278,000 | 約 97,000 | 約 92,000 | 約 3,300 | 約 68,000 | 約 18,000 |
| １週間後 | 約 793,000 | 約 299,000 | 約 238,000 | 約 30,000 | 約 177,000 | 約 49,000 |
| 避難所 | 約 474,000 | 約 172,000 | 約 141,000 | 約 15,000 | 約 115,000 | 約 32,000 |
| 避難所外 | 約 319,000 | 約 127,000 | 約 97,000 | 約 15,000 | 約 63,000 | 約 17,000 |
| １か月後 | 約 973,000 | 約 375,000 | 約 299,000 | 約 8,200 | 約 227,000 | 約 63,000 |
| 避難所 | 約 292,000 | 約 112,000 | 約 90,000 | 約 2,500 | 約 68,000 | 約 19,000 |
| 避難所外 | 約 681,000 | 約 262,000 | 約 210,000 | 約 5,800 | 約 159,000 | 約 44,000 |

## ５　災害廃棄物等

災害廃棄物（倒壊した建物等と津波による土砂等堆積物の合計）の発生量は、過去最大クラスの地震では、約 11,000 千トンから約 18,000 千トンと予測している。

理論上最大クラスの地震では、約 25,000 千トンから約 34,000 千トンと予測している。

**■災害廃棄物等発生量**　（千トン）

| | 県計 | （北勢） | （中勢） | （伊賀） | （伊勢志摩） | （東紀州） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 過去最大クラス | 約 11,000～18,000 | 約 3,000～5,000 | 約 2,800～5,100 | 約 10 | 約 3,900～6,200 | 約 1,300～1,900 |
| 理論上最大クラス | 約 25,000～34,000 | 約 7,800～10,000 | 約 7,300～10,000 | 約 300 | 約 7,500～10,000 | 約 2,300～3,100 |
| 平常時県内ごみ搬入量 | 629 | 276 | 172 | 49 | 101 | 33 |

# 第２節　内陸直下型地震にかかる被害想定

## 第１項　想定する地震モデル

プレート境界型の大規模地震の発生前後には、内陸部においても地震活動が活発化することが知られている。

近い将来、南海トラフ地震の発生が確実視される中、同時に内陸直下型地震の発生についても、十分に備えておくことが必要である。

そこで、今回の地震被害想定調査では、県内に存在が確認されている活断層のうち、それぞれの地域に深刻な被害をもたらすことが想定される３つの活断層（①養老－桑名－四日市断層帯、②布引山地東縁断層帯（東部）、③頓宮断層を選定し、揺れに伴うハザード予測とリスク予測を行っている。

なお、地震被害想定調査結果の想定項目のうち、本項においては、以下の項目の予測結果の概要を示す。

（ハザード予測結果）
①　強震動予測結果（震度分布）
②　強震動予測結果（液状化危険度）
（リスク予測結果）
①　人的被害（死者）
②　建物被害

## 第２項　ハザード予測結果

### １　強震動予測結果（震度分布）

想定地震における震度予測図

養老－桑名－四日市断層帯

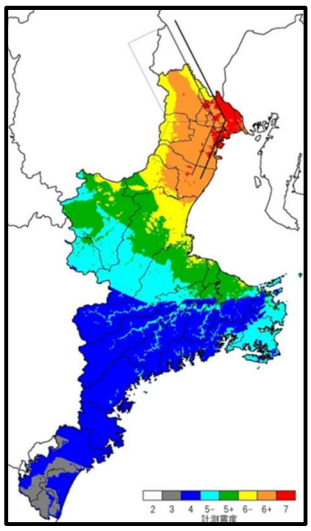


布引山地東縁断層帯（東部）

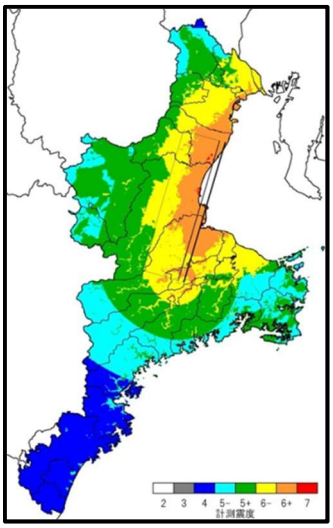


頓宮断層

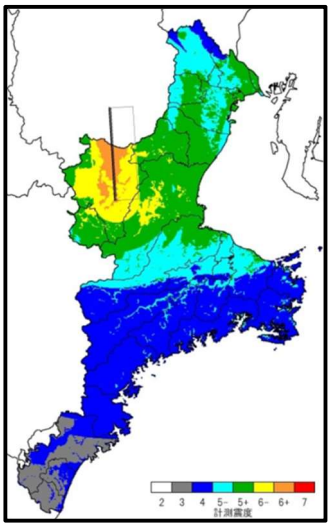


| | 養老－桑名－四日市断層帯 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 3 | 4 | 5弱 | 5強 | 6弱 | 6強 | 7 |
| 面積（km²） | 204.92 | 2,119.87 | 1,143.56 | 975.84 | 534.11 | 669.66 | 129.35 |
| 面積割合（%） | 3.6% | 36.7% | 19.8% | 16.9% | 9.2% | 11.6% | 2.2% |

| | 布引山地東縁断層帯（東部） | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 3 | 4 | 5弱 | 5強 | 6弱 | 6強 | 7 |
| 面積（km²） | 0.00 | 831.17 | 1,154.30 | 1,991.49 | 1,236.28 | 558.48 | 5.59 |
| 面積割合（%） | － | 14.4% | 20.0% | 34.5% | 21.4% | 9.6% | 0.1% |

| | 頓宮断層 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 3 | 4 | 5弱 | 5強 | 6弱 | 6強 | 7 |
| 面積（km²） | 340.49 | 2,221.54 | 1,115.89 | 1,543.25 | 436.18 | 119.95 | 0.00 |
| 面積割合（%） | 5.9% | 38.5% | 19.3% | 26.7% | 7.5% | 2.1% | － |

各市町最大震度一覧表

| 市町名 | 最大震度 | | |
|---|---|---|---|
| | 養老－桑名－四日市断層帯 | 布引山地東縁断層帯（東部） | 頓宮断層 |
| 桑名市 | 7 | 6強 | 5強 |
| いなべ市 | 7 | 6弱 | 6弱 |
| 木曽岬町 | 7 | 6強 | 5強 |
| 東員町 | 7 | 6弱 | 5強 |
| 四日市市 | 7 | 6強 | 6弱 |
| 菰野町 | 6強 | 6弱 | 5強 |
| 朝日町 | 7 | 6強 | 5強 |
| 川越町 | 7 | 6強 | 6弱 |
| 鈴鹿市 | 7 | 7 | 5強 |
| 亀山市 | 6強 | 6強 | 6弱 |
| 津市 | 6強 | 7 | 6弱 |
| 松阪市 | 6弱 | 7 | 5強 |
| 多気町 | 5強 | 6強 | 5強 |
| 明和町 | 6弱 | 6強 | 5強 |
| 大台町 | 5強 | 6強 | 5弱 |
| 伊賀市 | 6弱 | 6弱 | 6強 |
| 名張市 | 5強 | 6弱 | 6弱 |
| 伊勢市 | 6弱 | 6弱 | 5強 |
| 鳥羽市 | 6弱 | 6弱 | 5強 |
| 志摩市 | 5強 | 6弱 | 5弱 |
| 玉城町 | 5強 | 6弱 | 5強 |
| 南伊勢町 | 5強 | 6弱 | 5弱 |
| 大紀町 | 5強 | 6強 | 5弱 |
| 度会町 | 5強 | 6強 | 5強 |
| 尾鷲市 | 4 | 5弱 | 4 |
| 紀北町 | 5弱 | 6弱 | 5弱 |
| 熊野市 | 4 | 5弱 | 4 |
| 御浜町 | 4 | 5弱 | 4 |
| 紀宝町 | 4 | 4 | 4 |

内陸直下型地震については、養老－桑名－四日市断層帯を震源とする地震（以下、本項では「養老－桑名－四日市断層帯地震」という。）では、北勢地域の大半で、震度６強以上が想定されている。断層近傍では、震度７の想定となっている。

布引山地東縁断層帯（東部）を震源とする地震（以下、本項では「布引山地東縁断層帯地震」という。）では、北勢地域から中勢地域にかけての伊勢湾沿岸部を中心とした地域で、震度６強以上が想定されている。伊勢湾沿岸部の断層近傍の一部では、震度７の想定となっている。

頓宮断層を震源とする地震（以下、本項では「頓宮断層地震」という。）では、伊賀地域を中心とした地域で、震度６弱以上が想定されている。断層近傍では、震度６強の想定となっている。

### ２　強震動予測結果（液状化危険度）

想定地震における液状化危険度

養老－桑名－四日市断層帯　　布引山地東縁断層帯（東部）　　頓宮断層

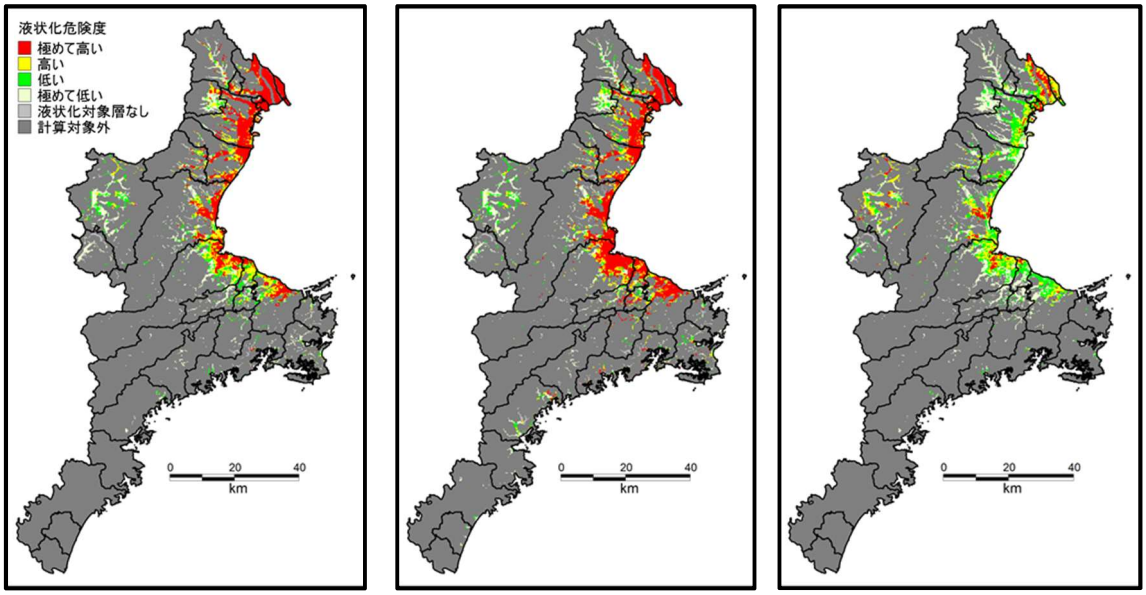


内陸直下型地震については、いずれの地震でも伊勢平野内の伊勢湾沿岸部に、液状化危険度が極めて高い範囲が広がっている。

特に、頓宮断層地震では、伊賀地域内の断層近傍だけでなく、比較的距離が離れている伊勢湾沿岸部でも液状化危険度が極めて高い範囲が広がる予測となっている。

## 第３項　リスク予測結果

### １　人的被害（死者）

内陸直下型地震については、養老－桑名－四日市断層帯地震では、県全体で約 6,000 人が死亡すると予測され、そのうちの約 5,900 人を北勢地域での死者が占めるなど、同地域に被害が集中している。

布引山地東縁断層帯地震では、県全体で約 4,100 人が死亡すると予測され、その内訳は、中勢地域が約６割、北勢地域が約４割となっている。

頓宮断層地震では、県全体で約 200 人が死亡すると予測され、伊賀地域に被害が集中している。

■養老-桑名-四日市断層帯地震における死者数　（人）

| | 県計 | （北勢） | （中勢） | （伊賀） | （伊勢志摩） | （東紀州） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 建物倒壊等 | 約 5,100 | 約 5,000 | 約 100 | － | － | － |
| うち家具転倒等 | 約 300 | 約 300 | 約 10 | － | － | － |
| 津波 | | | | | | |
| 急傾斜地等 | 約 30 | 約 10 | 約 10 | － | 約 10 | － |
| 火災 | 約 800 | 約 800 | － | － | － | － |
| 計 | 約 6,000 | 約 5,900 | 約 100 | － | 約 10 | － |

■布引山地東縁断層帯地震における死者数　（人）

| | 県計 | （北勢） | （中勢） | （伊賀） | （伊勢志摩） | （東紀州） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 建物倒壊等 | 約 3,500 | 約 1,400 | 約 2,100 | － | 約 50 | － |
| うち家具転倒等 | 約 200 | 約 90 | 約 100 | － | － | － |
| 津波 | | | | | | |
| 急傾斜地等 | 約 50 | 約 10 | 約 10 | － | 約 20 | － |
| 火災 | 約 500 | 約 100 | 約 400 | － | － | － |
| 計 | 約 4,100 | 約 1,500 | 約 2,500 | － | 約 70 | － |

■頓宮断層地震における死者数　（人）

| | 県計 | （北勢） | （中勢） | （伊賀） | （伊勢志摩） | （東紀州） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 建物倒壊等 | 約 200 | － | － | 約 200 | － | － |
| うち家具転倒等 | 約 10 | － | － | 約 10 | － | － |
| 津波 | | | | | | |
| 急傾斜地等 | 約 20 | － | 約 10 | － | － | － |
| 火災 | － | － | － | － | － | － |
| 計 | 約 200 | 約 10 | 約 10 | 約 200 | － | － |

## ２　建物被害

内陸直下型地震については、養老－桑名－四日市断層帯地震では、県全体で約 120,000 棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れに伴い約 96,000 棟が全壊し、火災により約 19,000 棟が焼失すると予測している。

布引山地東縁断層帯地震では、県全体で約 93,000 棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れに伴い約 65,000 棟が全壊し、火災により約 22,000 棟が焼失すると予測している。

頓宮断層地震では、県全体で約 8,900 棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れに伴い約 4,700 棟が全壊すると予測している。

なお、いずれの地震でも、液状化に伴う建物倒壊も相当数発生することが予測されており、特に北勢地域において被害が大きくなっている。

■養老-桑名-四日市断層帯地震における全壊・焼失棟数　（棟）

| | 県計 | （北勢） | （中勢） | （伊賀） | （伊勢志摩） | （東紀州） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 揺れ | 約 96,000 | 約 93,000 | 約 2,600 | 約 70 | 約 40 | － |
| 液状化 | 約 5,500 | 約 2,700 | 約 1,600 | 約 10 | 約 1,200 | 約 10 |
| 津波 | | | | | | |
| 急傾斜地等 | 約 400 | 約 100 | 約 90 | 約 30 | 約 100 | － |
| 火災 | 約 19,000 | 約 18,000 | 約 300 | － | 約 10 | － |
| 計 | 約 120,000 | 約 114,000 | 約 4,500 | 約 100 | 約 1,400 | 約 10 |

■布引山地東縁断層帯地震における全壊・焼失棟数　（棟）

| | 県計 | （北勢） | （中勢） | （伊賀） | （伊勢志摩） | （東紀州） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 揺れ | 約 65,000 | 約 27,000 | 約 37,000 | 約 40 | 約 1,200 | － |
| 液状化 | 約 5,900 | 約 2,600 | 約 1,700 | 約 10 | 約 1,400 | 約 100 |
| 津波 | | | | | | |
| 急傾斜地等 | 約 500 | 約 80 | 約 200 | 約 30 | 約 200 | 約 40 |
| 火災 | 約 22,000 | 約 6,000 | 約 16,000 | － | 約 20 | － |
| 計 | 約 93,000 | 約 35,000 | 約 55,000 | 約 90 | 約 2,800 | 約 200 |

■頓宮断層地震における全壊・焼失棟数　（棟）

| | 県計 | （北勢） | （中勢） | （伊賀） | （伊勢志摩） | （東紀州） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 揺れ | 約 4,700 | 約 70 | 約 100 | 約 4,500 | － | － |
| 液状化 | 約 3,900 | 約 1,900 | 約 1,300 | 約 20 | 約 600 | 約 10 |
| 津波 | | | | | | |
| 急傾斜地等 | 約 200 | 約 50 | 約 90 | 約 50 | 約 50 | － |
| 火災 | 約 70 | 約 20 | 約 20 | 約 30 | － | － |
| 計 | 約 8,900 | 約 2,100 | 約 1,500 | 約 4,600 | 約 700 | 約 10 |

# 第３節　地震･津波に関する調査研究の推進

## 第１項　基本的な考え方

地震発生のメカニズムは複雑多様であり、ほぼ同時かつ広範囲にわたって大規模な被害を生ずる。このような災害に対して総合的、計画的な防災対策を推進するためには、災害要因の研究、被害想定等を行い、社会環境の変化に対応した防災体制の整備が必要となる。

また、国の中央防災会議が設置した「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」が平成 25 年５月に公表した南海トラフ巨大地震対策についての最終報告では、「科学的知見の蓄積と活用」として、以下のとおり述べられている。

○ 地震・津波等に関する理学分野での調査研究のみならず、施設設計やまちづくり、災害時の状況把握手法等に関する工学分野の調査研究、過去に発生した地震や津波の被害の様相の整理・伝承、震災時の人間行動や情報伝達、社会経済的な波及、経済復興や住民の生活復興等に関する社会科学分野の調査研究等、相互の連携を図りながら、防災対策の観点で研究を推進する仕組を検討する必要がある。

○ 緊急地震速報については、迅速性とその精度の向上を図るほか、津波に関する情報については、地方公共団体を含め関係機関で観測データの共有を図るとともに、津波高、津波到達時間、継続時間等の予測の精度向上について検討を進める必要がある。

○ 安価で効果的な住宅の耐震化技術、液状化対策、宅地造成地の地盤強化対策、建物等の不燃化技術、被災時の通電による出火防止技術、ガス供給設備のガス漏洩防止技術等の被害軽減対策のための研究、蓄電池や燃料電池等の停電に強い技術の開発・普及、早期復旧技術の開発についても推進する必要がある。

防災関係機関は、相互に連携協力しながら各種の調査研究を実施し、その成果を積極的に地震・津波対策に取り込み、充実を図る必要がある。

## 第２項　国による南海トラフ地震の調査観測体制

### １　ケーブル式海底地震計による監視体制

気象庁は、平成 17～20 年度にかけ、東海・東南海地震の想定震源域にケーブル式海底地震計を整備し、これら震源域における地震活動の詳細を把握するなど監視体制の強化が図られた。

また、平成 21 年８月から緊急地震速報への活用が開始されている。

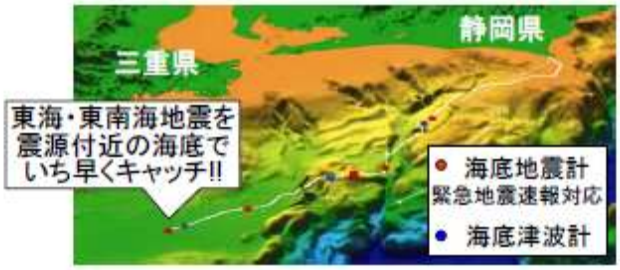


（気象庁ホームページより）

### ２　地震・津波観測監視システム（ＤＯＮＥＴ）による観測監視体制

国立研究開発法人防災科学技術研究所は、文部科学省が所管する独立行政法人海洋研究開発機構（ＪＡＭＳＴＥＣ）の事業として、平成 18 年度から紀伊半島熊野灘沖及び紀伊水道から四国沖にかけて展開した地震計、水圧（津波）とＧＰＳ等を備えた地震・津波観測監視システム（ＤＯＮＥＴ）を平成 28 年４月１日から移管運用を始め、南海トラフの地震・津波を常時観測監視している。

これにより、南海トラフで発生する地震・津波の即時検知が可能となるとともに、観測データの活用による緊急地震速報の迅速化や、地震・津波予測研究の進展などが期待される。

なお、これらの観測データは気象庁にリアルタイムで提供され、沿岸域での津波対策等に活用されている。

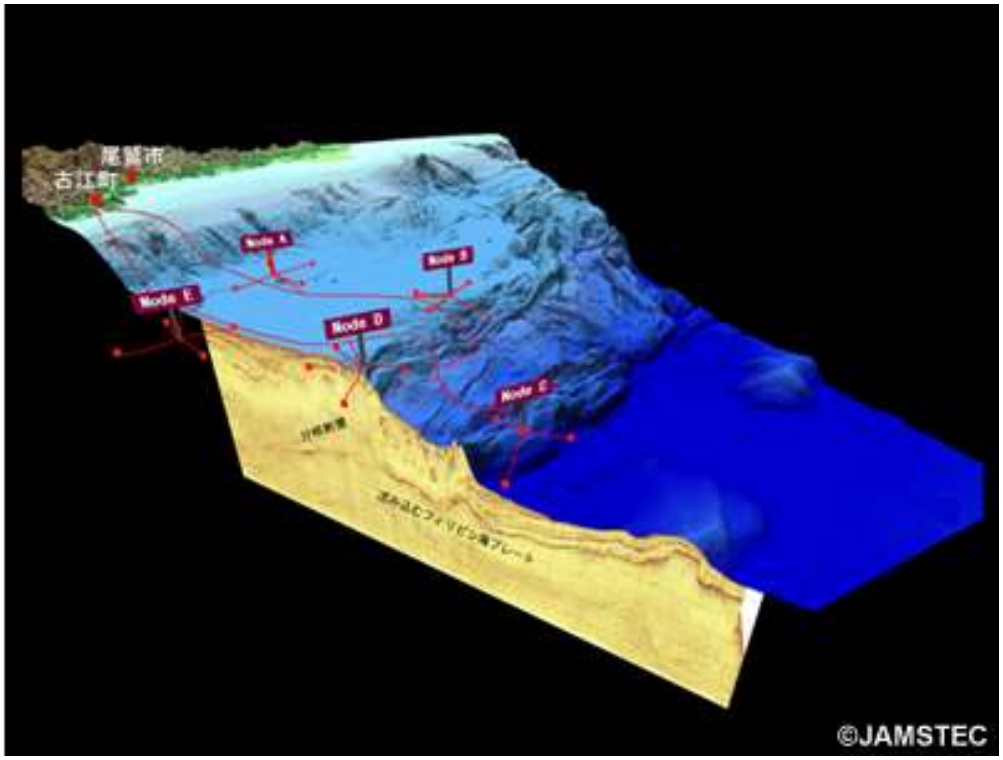


（独立行政法人海洋研究開発機構ホームページより）

## ３　ＧＰＳ波浪計による沖合波浪観測体制

国土交通省は、平成 18 年度からＧＰＳ波浪計による沖合波浪観測体制の整備を進めており、三重県近海では、平成 19 年度に尾鷲沖、平成 25 年度に伊勢湾口（安乗沖）にＧＰＳ波浪計が設置されている。

ＧＰＳ波浪計は、地震発生時には津波による海面の上下動の観測が可能であることから、観測データは気象庁にリアルタイムで提供され、沿岸域での津波対策等に活用されている。

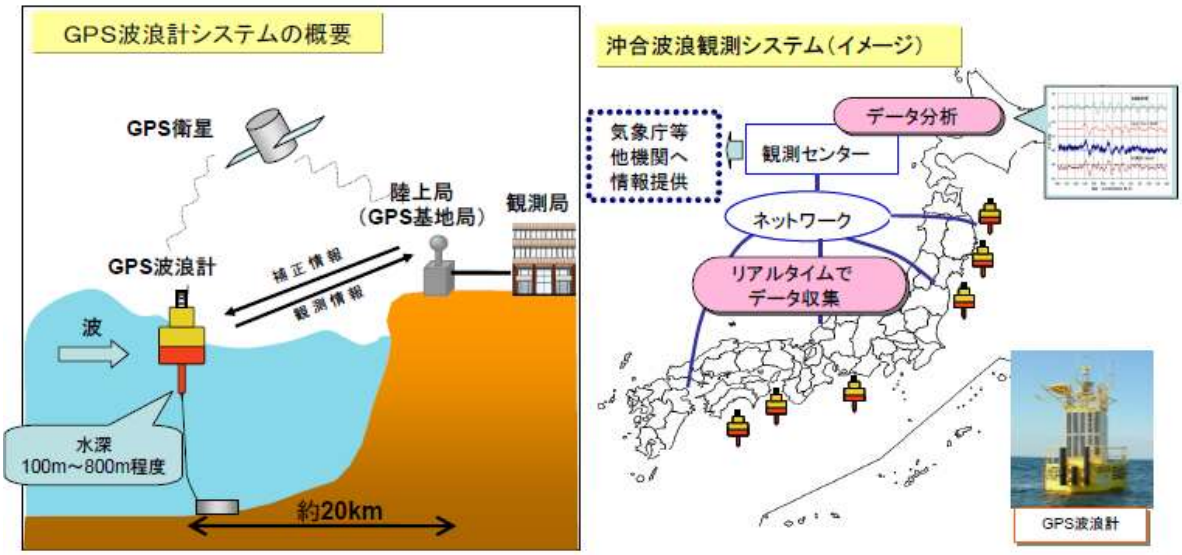


（国土交通省ホームページより）

## ４　地下水等総合観測施設による観測体制

経済産業省は、所管の独立行政法人産業技術総合研究所の事業として、東南海・南海地震の想定震源域（陸地側）に地下水等総合観測施設を整備し、地下水位、地震等の観測を行っており、三重県内には熊野市、紀北町、松阪市、津市の４箇所に設置されている。

過去の南海地震発生前に、深い地下水と浅い地下水の両方で水位などが低下したことが知られていることから、地下水等総合観測施設のネットワークによる観測データによって、地下水変化の検出とメカニズム解明を行い、南海トラフ地震の予測精度の向上をめざしている。

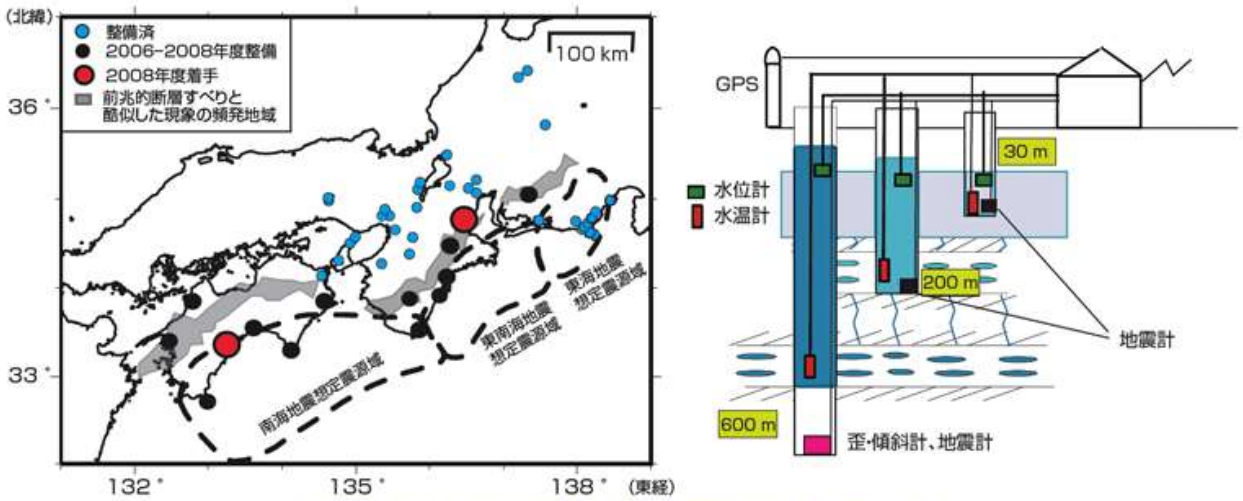


産総研の地下水等総合観測網（左）と新規観測施設の概念図（右）

（独立行政法人産業技術総合研究所ホームページより）

### ５　電子基準点による地殻変動状況の監視体制

国土地理院は、全国に電子基準点を整備し地殻変動状況の監視を行っており、南海トラフの想定震源域（陸地側）では、繰り返し発生する地震のメカニズム解明や地震発生の兆候等の把握に資するため、地殻変動監視体制が強化されている。

（国土地理院ホームページより）

## 第３項　県による地震に関する調査等

### １　地震被害想定調査及び津波浸水予測

三重県では、本県に大きな被害を及ぼすと考えられる地震を想定した被害想定調査等を以下のとおり実施し、地域防災計画等における地震・津波対策などに反映してきた。

#### (1)　三重県地域にかかる東海地震被害想定調査（平成４年度）

東海地震を対象とした被害想定調査を実施し、「三重県地域にかかる東海地震被害想定調査報告書」を平成４年６月に公表した。

#### (2)　三重県地域防災計画被害想定調査（平成８年度）

兵庫県南部地震を契機に、本県に大きな被害を及ぼすと考えられる内陸直下地震及びプレート境界地震を対象とした「三重県地域防災計画被害想定調査」を実施し、平成９年３月に公表した。

#### (3)　津波浸水予測（平成 15 年度）

国の中央防災会議において、平成 13 年６月に東海地震の想定震源域の見直しがなされ、それに基づく被害想定結果が平成 15 年３月に、東南海・南海地震の被害想定結果が平成 15 年９月にそれぞれ公表されたことから、国での調査結果をふまえ、本県においても東海・東南海・南海地震が同時発生した場合の津波シミュレーション調査を実施し、三重県沿岸部への津波の来襲特性について検討するとともに、陸域への津波の氾濫特性についての検討結果として、津波浸水予測図を平成 16 年３月に公表した。

#### (4)　三重県地域防災計画被害想定調査（平成 15～17 年度）

上記(3)の中央防災会議からの被害想定結果や、地震調査研究推進本部地震調査委員会から提示された知見、新たに確立された被害想定手法、人口や建物に関する基礎データの経年変化等を考慮し、本県に大きな影響を及ぼすと考えられる内陸直下地震及びプレート境界地震を対象とした被害想定を実施し、「三重県地域防災計画被害想定調査報告書」を平成 17 年３月に、「三重県地域防災

計画被害想定データブック」を平成 18 年３月に公表した。

### (5)　津波浸水予測（平成 23 年度）

東日本大震災では、被災自治体の津波防災計画で考慮されていない規模の津波が指定避難所等に押し寄せ、多くの避難した住民の生命が失われたことから、このような教訓をふまえ、津波浸水予測地域における避難所配置の検証を含む、津波避難体制について早急に検討する必要があった。

一方、国の中央防災会議専門調査会では、今後の津波防災対策の基本的な考え方について、住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で想定する津波は、「発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波である」とされた。

そこで、平成 16 年３月に公表した県津波浸水予測図（東海・東南海・南海地震連動、M8.7）では十分反映できていない規模の津波に対応するため、東北地方太平洋沖地震と同等規模の地震を想定した場合の津波浸水予測地域を提示し、県及び県内各地域における津波対策を立案するための基礎資料とすることを目的として、平成 24 年３月に新たな津波浸水予測図を公表した。

### (6)　三重県地震被害想定調査（平成 24～25 年度）

内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」では、最新の科学的知見に基づく「理論上最大クラスの地震」のモデルに関する検討が行われ、平成 24 年３月に「南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高について（第一次報告）」が、同年８月には、第二次報告が公表された。また、中央防災会議に設置された防災対策検討推進会議南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループからは、平成 24 年８月に「南海トラフ巨大地震の被害想定について（第一次報告）」が、平成 25 年３月には、第二次報告が公表された。

このような国の動きを受け、三重県においても、ハード・ソフト両面からの大半の地震・津波対策の基本となる「過去最大クラスの南海トラフ地震」、津波避難対策の基本となる「理論上最大クラスの南海トラフ地震」、県内の主要活断層である、養老－桑名－四日市断層帯、布引山地東縁断層帯（東部）及び頓宮断層の三つの活断層を震源とする「内陸直下型地震」について、地震被害想定調査を実施し、平成 26 年３月に公表した。

## ２　活断層調査

兵庫県南部地震により地震を引き起こす活断層の存在が社会的関心を集めたことを契機に、以下のとおり活断層調査を実施してきた。

平成７～８年度及び平成 13～14 年度に鈴鹿東縁断層帯、平成９～13 年度に布引山地東縁断層帯に関する調査をそれぞれ実施し、活断層の位置や過去の活動履歴等について検討を行った。得られた成果は、平成 17 年３月にとりまとめた三重県地域防災計画被害想定調査を実施する上での基礎資料とするとともに、地震調査研究推進本部地震調査委員会による活断層の長期評価のための基礎資料ともなった。

また、平成 17～19 年度には、県内全域の詳細な活断層図を作成し公表した。

# 第２部　災害予防・減災対策

# 第１章　自助・共助を育む対策の推進

## 第１節　県民や地域の防災対策の促進（予防1）

### 第１項　防災･減災重点目標

【現在の状態】
・家族３日分以上の食料や飲料水の備蓄、家屋の耐震化や家具固定、万一の際の避難場所や家族間の連絡方法の確認など、県民が地震・津波からわが身を守るための備えが十分でない。

⇨

【この計画がめざす状態】
・ほとんどの県民が、地震発生時の“揺れ”から生命を守り、家族が地震発生後３日間以上を生き延びるための自助の備えと、津波からの避難対策に取り組んでいる。

### 第２項　対策項目

**【公助】**

| 実施主体 | 対　象 | 対　策（活　動）項　目 |
|---|---|---|
| 県 | 県民 | (1) 地震・津波に関する情報の提供<br>(2) 防災関係機関等と連携した防災思想・防災知識の普及・啓発事業の実施 |
| | 市町 | (1) 市町の地域防災対策に関する普及・啓発事業への支援 |
| 市町 | 自治会等地域コミュニティ | (1) 地震・津波対策に関する普及・啓発事業の実施<br>(2) 津波避難計画づくりの促進 |
| | 住民 | (1) 地震・津波対策に関する普及・啓発事業の実施 |

**【共助】**

| 実施主体 | 対　象 | 対　策（活　動）項　目 |
|---|---|---|
| 自主防災組織 | 地域住民 | (1) 県や市町の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力<br>(2) 津波避難計画づくりの推進及び津波避難訓練の実践 |
| 防災活動に取り組むＮＰＯ等 | 住民や関係者 | (1) 自組織の活動の情報発信と協力関係の構築<br>(2) 県や市町の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力 |
| 県民を顧客として事業を展開している防災関係機関 | 県民 | (1) 事業活動を通した防災思想・防災知識の普及・啓発事業の実施<br>(2) 県や市町の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力 |

**【自助】**

| 実施主体 | 対　策（活　動）項　目 |
|---|---|
| 県民 | (1) 家族防災会議の開催<br>(2) “揺れから命を守るため”の防災対策の推進<br>(3) “発災後 72 時間生き延びるため”の防災対策の推進<br>(4) “被災後の生活再建のため”の防災対策の推進<br>(5) “津波から命を守るため”の防災対策の推進 |

## 第３項　対策

■県が実施する対策

### １　県民を対象とした対策

#### (1) 地震・津波に関する情報の提供（防災対策部、戦略企画部）

県民が本県で想定される地震や津波に関する正しい知識と危機意識を持った上で、自助・共助による防災対策に取り組めるよう、ホームページやマスメディア等を通して本県が対策の対象とすべき地震・津波情報等を発信する。

① 南海トラフ沿いを震源域とする地震・津波に関する地震動や津波高、浸水想定域等の被害想定の結果
② 内陸直下型地震に関する地震動等被害想定の結果
③ 県内で確認されている活断層の場所等
④ 過去に本県に被害をもたらした既往の地震・津波に関する情報

#### (2) 防災関係機関等と連携した防災思想・防災知識の普及・啓発事業の実施（防災対策部、環境生活部、警察本部）

県民に対して事前の防災・減災対策及び発災時の防災行動等を適切に進めるための具体的な防災関連情報を伝えるため、各防災関係機関への協力を求めながら、要配慮者に配慮した多様な手段を用いた普及･啓発活動を実施する。（推進計画）

① 南海トラフ地震臨時情報や警戒宣言等が発せられた際に取るべき対応に関する知識等の普及・啓発
② 緊急地震速報や津波警報等の気象庁が発表する災害関連情報と発表時に取るべき対応に関する知識等の普及・啓発
③ 避難勧告や避難指示（緊急）等の市町が発表する災害関連情報と避難活動等の取るべき対応に関する知識等の普及・啓発
④ 警戒宣言発令時及び地震発生時において自動車運転者が適切な行動を取るための広報・啓発
⑤ 住宅の耐震化や家具固定など地震動から生命を守り、被災時の再建を円滑に行えるような防災対策に関する知識等の普及・啓発
⑥ 生活必需品の備蓄など発災後 72 時間を自らの力で生き延びるための防災対策に関する知識等の普及・啓発
⑦ 災害用伝言ダイヤルなど、災害時の家族間等の連絡手段に関する知識等の普及・啓発
⑧ 出火防止や救助活動への協力、避難行動要支援者への支援など、地震・津波発生時に取るべき自助、共助の防災活動に関する知識等の普及・啓発
⑨ 外国人住民の防災対策における自助、共助の取組を促進するための、防災訓練等の実施及び啓発
⑩ 地震保険への加入促進など、発災後の生活再建を円滑に進めるための防災・減災対策に関する知識等の普及･啓発
⑪ 各地域に伝承されている災害教訓等の普及・啓発
⑫ その他、プレート境界型・内陸直下型の地震、津波に関して県民に伝えるべき知識等の普及・啓発

### ２　市町を対象とした対策

#### (1) 市町の地域防災対策に関する普及・啓発事業への支援（防災対策部）

市町が防災の一次的責務者として地域や住民等に対し、地域の実情に応じた防災思想・防災知識の普及活動を促進するため、県として必要な支援を行う。（推進計画）

① 各市町別の地震･津波に伴う人的・物的被害想定調査結果の提供
② 地震･津波対策の啓発にかかるコンテンツの提供
③ 地域の研修会や訓練等への防災技術専門員等の派遣
④ 防災啓発車(地震体験車)の派遣
⑤ 「避難所運営マニュアル策定指針」の提供
⑥ その他、市町の防災思想・防災知識の普及活動を促進するために必要な支援

＜津波対策について＞

⑦ 関係市町ごとの詳細な津波浸水予測図やデータの提供
⑧ 「地域における津波避難計画の作り方」「個人の津波避難計画(Ｍｙまっぷラン)を活用した地域における津波避難計画策定の手引き」の提供

## ■市町が実施する対策

### １　自治会等地域コミュニティを対象とした対策

#### (1) 地震・津波対策に関する普及・啓発事業の実施

地域における共助の取組を促進するため、県の実施する普及・啓発項目のうち、必要な項目を地域の実情に合わせた形で普及・啓発するとともに、地域に密着した独自の防災対策等の普及・啓発及び支援に取り組む。

① 地域独自の防災訓練実施等への支援
② 地域における災害教訓の伝承を継続させるための支援
③ 地域の実情に応じた各避難所ごとの避難所運営マニュアル作成支援
④ 南海トラフ地震臨時情報や警戒宣言等が発せられた際に取るべき対応に関する知識等の普及・啓発

＜津波対策について＞

#### (2) 津波避難計画づくりの促進

津波の浸水が想定される地域において、「地域における津波避難計画の作り方」「個人の津波避難計画(Ｍｙまっぷラン)を活用した地域における津波避難計画策定の手引き」等を活用した地域独自の津波避難計画づくりの促進を図る。

### ２　住民を対象とした対策

#### (1) 地震・津波対策に関する普及・啓発事業の実施

住民の自助の取組や共助への参画を促進するため、県の実施する普及・啓発項目のうち、必要な項目を地域の実情に合わせた形で普及・啓発するとともに、地域に密着した独自の防災対策等の普及・啓発を図る。

① 住民の適切な避難や防災活動に役立つハザードマップや地震発生時の行動マニュアルの配布
② 市町の災害特性に応じた防災訓練の実施
③ 防災講演会(研修会)等の実施
④ 市町広報等による定期的な啓発による危機意識の醸成
⑤ 南海トラフ地震臨時情報や警戒宣言等が発せられた際に取るべき対応に関する知識等の普

及・啓発

＜津波対策について＞

⑤　県の津波浸水予測図等を活用した津波避難に関するハザードマップの配布

⑥　「Ｍｙまっぷラン」の作成に向けた普及・啓発

⑦　市町の災害特性に応じた津波避難訓練の実施

⑧　みえ防災・減災センターと市町との連携による、津波避難にかかる地区防災計画の作成支援

**【市町地域防災計画記載検討項目】**

**⑴　地域・住民の防災対策の促進**

**⑵　地域・住民に求める自助・共助による防災対策活動**

**⑶　その他必要な事項**

**■自主防災組織や防災活動に取り組むＮＰＯ等が実施する対策**

**１　自主防災組織の対策**

**⑴　県や市町の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力**

県や市町が実施する住民の自助･共助の促進にかかる防災思想･防災知識の普及･啓発事業や、各避難所ごとの避難所運営マニュアルの作成、避難所運営訓練等地域独自の防災訓練への積極的な協力に努める。

＜津波対策について＞

**⑵　津波避難計画づくりの推進及び津波避難訓練の実践**

「地域における津波避難計画の作り方」「個人の津波避難計画(Ｍｙまっぷラン)を活用した地域における津波避難計画策定の手引き」等を活用した、地域における津波避難計画の策定を推進するとともに、計画を活用した津波避難訓練の実践に取り組むよう努める。

**２　防災活動に取り組むＮＰＯ等の対策**

**⑴　自組織の活動の情報発信と協力関係の構築**

県民の防災意識の向上及び自助･共助の促進を図るため、自組織の活動を積極的に情報発信するとともに、県民に対して必要な協力を呼びかけるよう努める。

**⑵　県や市町の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力**

各々の活動の中で、県や市町が実施する県民や住民の自助･共助の促進にかかる防災思想・防災知識の普及・啓発事業への積極的な協力に努める。

**■県民を顧客として事業を展開している防災関係機関が実施する対策**

**１　事業活動を通した防災思想・防災知識の普及・啓発事業の実施**

各々の事業活動の中で、県民の自助･共助の防災対策の促進が図られるよう、積極的に普及・啓発活動に取り組むとともに、防災対策上、発災時に県民の協力が必要な防災関係機関については、その内容についても積極的に啓発を図る。

**２　県や市町の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力**

各々の事業活動の中で、県や市町が実施する県民や住民の自助･共助の促進にかかる防災思想・防災知識の普及・啓発事業に積極的に協力する。

■県民が実施する対策

１　家族防災会議の開催

家族で地震や津波の発生に備え、必要な事前の防災対策や発災した際の役割分担や取るべき行動について話し合う家族防災会議を定期的に開催し、自分や家族、地域の安全を自らの力で守るための自助・共助の備えを確認するよう努める。

また、就学児童・生徒を持つ家庭においては、家族防災会議における「防災ノート」の活用に努める。

２　“揺れから命を守るため”の防災対策の推進

自宅の耐震化や家具固定、出火防止対策など、地震･津波対策の基本となる揺れから確実に命を守るための防災対策の推進に努める。

また、空き家を保有、管理している県民は、発災時の被害拡大を防止するため、当該家屋の耐震化や出火防止対策あるいは撤去に努める。

３　“発災後 72 時間生き延びるため”の防災対策の推進

各家庭において、３日分以上の食料、飲料水、簡易トイレ等の備蓄、非常持ち出し品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の常備等の対策を図り、発災後、支援があるまでの間、自らの命を自らで守るための備えに取り組む。

特に特別な医薬品や高齢者及び乳幼児用の食料品等については供給が困難となる場合が想定されるので、各家庭の事情に応じた備蓄に取り組む。

４　“被災後の生活再建のため”の防災対策の推進

地震・津波により被災した場合にあっても、一刻も早く復旧・復興に取り組み、生活再建につなげることができるよう、前述の“揺れ”への対策の徹底のほか、地震保険に加入するなどの対策を講じるよう努める。

＜津波対策について＞

５　“津波から命を守るため”の防災対策の推進

自宅や学校、職場等を始め、日常的な行動範囲が津波浸水域に属する場合は、各々の場所の津波到達時間等を勘案した津波避難計画を策定し、避難場所、避難所に確実に避難するための備えに努める。

また、近隣に津波からの自力避難が困難な避難行動要支援者がいる場合は、地域の津波避難計画等に基づき、避難行動要支援者への避難支援に努める。

【参　考】

この計画における避難場所及び避難所の用語の定義は以下のとおりとする。

〇避難場所　：　津波や大規模火災等から緊急かつ一時的に避難するための場所

〇指定緊急避難場所：　基本法第 49 条の４第１項の規定に基づき、洪水や津波等の災害種別ごとに市町が指定する、当該災害の危険から緊急に逃れるための避難場所

〇避難所　：　災害により短期間の避難生活を余儀なくされた場合に、一定期間の避難生活を行う建物（避難所が避難場所を兼ねている場合もある）

〇指定避難所　：　基本法第 49 条の７第１項の規定に基づき、市町が指定する、規模や構造等政令で定める一定の基準を満たした避難所

〇福祉避難所　：　高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病者等、一般的な避難所では生活に支障を来たす人たちのために、何らかの特別な配慮がされた避難所として市町が指定した施設

また、本計画においては、原則として、住民とは市民又は町民、地域とは市町内の自治会等で区分される特定の地域、地域住民とは地域に居住等をしている住民のことを指す。

**【主担当課】**
**・防災企画･地域支援課、広聴広報課、ダイバーシティ社会推進課、警備第二課**
**【監修部隊】**
**・総括部隊（総括隊・総務広報隊）**

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。災害対策統括部については、「第３部　第１章　第１節　活動態勢の整備」を参照。

# 第２節　防災人材の育成・活用(予防2)

## 第１項　防災･減災重点目標

【現在の状態】
・地域における女性や若者の防災人材及び災害ボランティアの人数や割合が少ない。また、これまで育成してきた防災人材の地域での活用が十分ではない。

⇨

【この計画がめざす状態】
・女性や若者の防災人材及び災害ボランティアが育ち、地域の防災活動への参画が進むとともに、育成した防災人材が地域の防災活動を牽引している。

## 第２項　対策項目

【公助】

| 実施主体 | 対　象 | 対　策（活　動）項　目 |
|---|---|---|
| 県 | 県民 | (1) 地域や企業等の防災活動を先導する防災人材の育成及び活用<br>(2) 女性や若者の防災人材の育成及び活用 |
| | 市町(自主防災組織) | (1) 自主防災組織のリーダーに対する教育･啓発<br>(2) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進 |
| | 「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等 | (1) 関係団体等が行う人材育成への支援<br>(2) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進 |
| 市町 | 住民 | (1) 地域等の防災活動を先導する防災人材の育成及び活用 |
| | 自主防災組織 | (1) 自主防災組織構成員に対する教育･啓発<br>(2) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進 |

【共助】

| 実施主体 | 対　象 | 対　策（活　動）項　目 |
|---|---|---|
| 自主防災組織 | 自主防災組織構成員 | (1) 構成員に対する教育･啓発 |
| 「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等 | 組織の構成員やボランティア等 | (1) 災害ボランティアの活用を担う人材の育成<br>(2) 構成員に対する教育･啓発 |

【自助】

| 実施主体 | 対　策（活　動）項　目 |
|---|---|
| 県民 | (1) 県･市の防災人材育成事業への積極的な参画 |

## 第３項　対策

**■県が実施する対策**

**１　県民を対象とした対策(防災対策部・環境生活部)**

**(1) 地域や企業等の防災活動を先導する防災人材の育成及び活用**

地域や企業において防災活動を先導できる人材として、みえ防災・減災センターにおいて、みえ防災コーディネーターなどを引き続き育成するとともに、「みえ防災人材バンク」の枠組みに

より育成した人材を活用できる枠組みを市町と連携して構築し、市町の防災関係事業や地域の防災活動における活発な活用を促進する。

※　みえ防災・減災センターは、三重県と三重大学が相互に連携・協力し、防災人材の育成と活用、調査研究、情報の収集と発信、交流促進等に取り組み、三重県における地域防災力の向上に資することを目的とし、平成26年４月に設置された。

※　みえ防災コーディネーターとは、地域や企業において、自主的に地域防災力向上にかかる活動を行うとともに、県や市町の要請により、地域で実施される防災訓練や研修会、タウンウォッチングなどに出向き、講義や助言等を行うことにより地域の防災リーダーとしての役割を果たす者をいう。

※　みえ防災人材バンクとは、みえ防災・減災センターにおいて、みえ防災コーディネーター等の防災人材の情報を集約し、市町・企業・地域等からの要請に応じて適切な人材を紹介し、防災人材の活用を促進するための制度をいう。

**(2) 女性や若者の防災人材の育成及び活用**

避難所運営等においては女性への配慮が不可欠なことから、医療系、福祉系、教育系、行政系それぞれの分野において専門性のある職業に従事している女性を対象とした防災講座を開催するとともに、みえ防災コーディネーターや自主防災組織リーダー等についても女性を対象とした防災講座を開催するなど、主体的に行動できる女性人材の育成を図る。

また、育成した人材が情報交換をできるネットワークの構築、継続的なフォローアップを行うとともに、防災人材における若者の割合が低いことから、若い世代の防災人材育成に取り組む。

**２　市町（自主防災組織）を対象とした対策（防災対策部）**

**(1) 自主防災組織のリーダーに対する教育･啓発**

自主防災組織のリーダー等を対象とした育成講座については、市町の求める人材の育成となるよう、講座の内容については常に市町と調整を行いながら継続的に育成を行っていく。

**(2) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進**

みえ地震対策の日、みえ風水害対策の日、津波防災の日等に合わせ、地域やＮＰＯ等との連携を促進する事業を実施するとともに、通常行う事業においても、可能な限り相互連携を行う。

**３　「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等を対象とした対策（防災対策部、子ども・福祉部、環境生活部）**

**(1) 関係団体等が行う人材育成への支援**

「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等が実施する災害ボランティアの活用を担う人材の育成事業を支援する。

**(2) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進**

多様な防災人材の交流と連携を促進し、互いの役割や活動内容を学び合うことで、各々の活動の質を高めるとともに、災害時の協力関係を構築する。

**■市町が実施する対策**

**１　住民を対象とした対策**

**(1) 地域等の防災活動を先導する防災人材の育成及び活用**

地域で実施される研修や啓発活動を通じ、防災活動を先導する防災人材の育成を図る。

また、地域住民が参加する防災訓練やタウンウォッチング等の活動に際し、自主防災組織

リーダーと連携して、みえ防災コーディネーター等の防災人材の活用を図る。

２　自主防災組織を対象とした対策

(1) 自主防災組織構成員に対する教育･啓発

自主防災組織リーダーと連携し、自主防災組織を構成する地域住民の防災意識の向上や地域に応じた自主防災組織活動の実施に必要な教育、啓発等を継続的に行う。

(2) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進

県が実施する自主防災組織交流会等を活用するなどして、自主防災組織の相互連携を促進する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

(1) 防災人材の育成及び活用

(2) その他必要な事項

■自主防災組織や防災活動に取り組むＮＰＯ等が実施する対策

１　自主防災組織の対策

(1) 構成員に対する教育･啓発

県や市町が実施する人材育成事業等を活用する等して、組織の構成員の教育や啓発に努める。

２　「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等の対策

(1) 災害ボランティアの活用を担う人材の育成

「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体において、災害ボランティアの活用を担う人材等の育成に努める。

①　災害ボランティアセンター運営リーダーの育成研修の実施

②　災害ボランティアコーディネーターの育成研修等の実施

(2) 構成員に対する教育･啓発

県や市町の人材育成事業等を活用する等して、組織の構成員の教育や啓発に努める。

■県民が実施する対策

１　県･市の防災人材育成事業への積極的な参画

県民は県や市が実施する防災人材育成事業等に積極的に参画し、地域の防災活動等への協力に努める。

【担当課】
・　防災企画･地域支援課、地域福祉課、ダイバーシティ社会推進課
【監修部隊】
・総括部隊（総括隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。災害対策統括部については、「第３部　第１章　第１節　活動態勢の整備」を参照。

# 第３節　自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化（予防3）

## 第１項　防災･減災重点目標

【現在の状態】
・自主防災組織や消防団の活動状況にばらつきがある。また、自主防災組織や消防団に対し、避難行動要支援者対策や津波避難対策など、東日本大震災で顕在化した課題について十分な情報共有がなされていない。

⇨

【この計画がめざす状態】
・自主防災組織や消防団に対して適切な情報提供と共有がなされ、各々の活動が活性化して相互の連携が進み、自主防災組織の訓練が実施され、消防団員数の増加が図られている。

## 第２項　対策項目

**【公助】**

| 実施主体 | 対　象 | 対　策（活　動）項　目 |
|---|---|---|
| 県 | 自主防災組織 | (1) 自主防災組織の育成及び活性化の促進<br>(2) 自主防災組織の結成促進 |
| | 市町(消防団) | (1) 消防団の育成及び活性化の促進 |
| | 県民 | (1) 自主防災組織や消防団への協力・参画の促進 |
| 市町 | 自主防災組織 | (1) 自主防災組織の活動支援及び活性化の推進<br>(2) 自主防災組織の結成推進 |
| | 消防団 | (1) 消防団の育成及び活性化の推進 |
| | 住民 | (1) 自主防災組織や消防団への協力・参画の促進 |

**【共助】**

| 実施主体 | 対　象 | 対　策（活　動）項　目 |
|---|---|---|
| 自主防災組織 | 他地域の自主防災組織等の防災関係団体 | (1) 自主防災活動の活性化 |
| 消防団 | 他地域の消防団等の防災関係団体 | (1) 消防団活動の活性化 |

**【自助】**

| 実施主体 | 対　策（活　動）項　目 |
|---|---|
| 県民 | (1) 自主防災組織や消防団の活動への参画 |

## 第３項　対策

**■県が実施する対策**

**１　市町（自主防災組織）を対象とした対策（防災対策部）**

**(1) 自主防災組織の育成及び活性化の促進**

市町との連携のもと、自主防災組織の育成及び活性化の促進を図る。

①　自主防災組織のリーダー等の人材育成を目的とした研修等教育･啓発活動の実施

②　自主防災組織への女性の参画促進に向けた支援

③　自主防災組織のネットワーク化や地域の消防団、他の防災関係団体等との連携に向けた支

援

④　東日本大震災の教訓をふまえた避難所運営マニュアル策定指針や避難行動要支援者対策に関する考え方など、自主防災組織の活動に求められる最新の情報やコンテンツの提供

⑤　自主防災組織実態調査による活動の実態と問題点の把握

**(2) 自主防災組織の結成促進**

地域の自主防災体制を強化するため、市町と連携し、自主防災組織の未結成地域における組織の立ち上げを促進するとともに、結成された自主防災組織の活動が活発に、継続して行われるよう支援を行う。

＜参考＞

自主防災組織活動カバー率：　89.7%（2019 年 4 月現在）

## ２　市町（消防団）を対象とした対策（防災対策部）

**(1) 消防団の育成及び活性化の促進**

消防団員入団促進キャンペーン月間（２月）に消防団員募集の働きかけを行うなど、三重県消防協会の協力を得ながら消防団の育成及び活性化を促進する。（推進計画）

また、それぞれの地域において消防団と自主防災組織の連携した取組が推進されるよう支援を行う。

## ３　県民を対象とした対策（防災対策部）

**(1) 自主防災組織や消防団への協力・参画の促進**

自主防災組織や消防団の活動内容や実績等の広報により、自主防災組織や消防団の活動や役割への県民の理解を深め、協力や参画の意識を高める。

①　「みえの防災大賞」の表彰や「みえの防災活動事例集」の配布等による優良自主防災組織活動の紹介

②　県内・県外の自主防災組織交流会を通じた優良事例の情報共有

③　防災啓発番組における自主防災活動の紹介

## ■市町が実施する対策

## １　自主防災組織を対象とした対策

**(1) 自主防災組織の活動支援及び活性化の推進**

各自主防災組織が災害時に適切な活動に取り組めるよう平常時から支援するとともに、組織の活性化に向けた支援を行う。

①　訓練等の自主防災活動に対する支援

②　自主防災組織の平常時及び災害時の活動計画を定めた防災計画の作成指導

③　防災資機材の整備にかかる支援

④　自主防災組織リーダー等の人材育成

⑤　組織への女性の参画促進や自主防災組織間のネットワーク化、地域の消防団との連携による組織の活性化推進

⑥　必要に応じ、地域の住民、事業所、施設管理者等が連携した、共同の自主防災組織の創設や自主防災組織連絡協議会の設置の促進

**(2) 自主防災組織の結成促進**

自主防災組織の未結成地域を有する市町においては、同地域における自主防災組織の立ち上げを推進するとともに、結成された自主防災組織の活動が活発に、継続して行われるよう、支援

を行う。

また、地域の消防団との連携強化を図るための人材育成を図る。

## ２　消防団を対象とした対策

### ⑴　消防団の育成及び活性化の促進

消防団員が災害時に適切な活動に取り組めるよう平常時から支援するとともに、組織の活性化に向けた支援を行う。

## ３　住民を対象とした対策

### ⑴　自主防災組織や消防団への協力・参画の促進

自主防災組織や消防団と連携し、地域住民の自主防災組織や消防団への参画、活動に対する協力を促進するため、啓発、研修等を行う。

**【市町地域防災計画記載検討項目】**

⑴　自主防災組織の活動支援及び活性化
⑵　自主防災組織の活動内容（平常時及び災害時）
⑶　自主防災組織の結成促進
⑷　消防団の育成及び活性化の促進
⑸　その他必要な事項

## ■自主防災組織や消防団が実施する対策

## １　自主防災組織の対策

### ⑴　自主防災組織活動の活性化

地域住民の自主防災組織への参加・協力を促進するため、訓練や研修、啓発などを継続的に実施するとともに、地域の消防団等との連携を強化する等により、自主防災組織活動の活性化を図る。

また、県が実施する防災大賞表彰式や自主防災組織交流会の開催、防災活動事例集の配布等により、優良事例の共有や他地域の自主防災組織との交流を図る。

## ２　消防団の対策

### ⑴　消防団活動の活性化

地域住民の消防団への参加・協力、地域の自主防災組織との連携強化を促進するため、消防団活動の啓発や団員募集の働きかけなどを継続的に実施するとともに、市町消防への協力や防災訓練、地域行事等への参加を通じて消防団活動の活性化を図る。

また、国や県が実施する研修や交流会等を活用し、情報の共有や他地域の消防団との交流を図る。

## ■県民が実施する対策

## １　自主防災組織や消防団の活動への参画

県民は地域等における防災活動の活性化のため、自主防災組織や消防団が実施する訓練や研修に積極的に参画するように努める。

【担当課】
・消防・保安課、防災企画･地域支援課
【監修部隊】
・総括部隊（総括隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。災害対策統括部については、「第３部　第１章　第１節　活動態勢の整備」を参照。

# 第４節　ボランティア活動の促進(予防4)

## 第１項　防災･減災重点目標

【現在の状態】
・防災活動に取り組むＮＰＯ・ボランティア等と行政との円滑な関係の構築が十分ではなく、県内外からの支援に訪れるボランティアや支援団体が各々の力を十分に発揮できる状態にない。

⇨

【この計画がめざす状態】
・防災活動に取り組むＮＰＯ・ボランティア等と行政との円滑な関係が構築され、様々な分野のボランティアが自らの力を十分発揮しながら被災地支援に取り組める環境が整備されている。

## 第２項　対策項目

**【公助】**

| 実施主体 | 対　象 | 対　策（活　動）項　目 |
|---|---|---|
| 県 | 「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等 | (1) 「みえ災害ボランティア支援センター」の活動環境の整備<br>(2) ボランティアの受入等にかかる協力関係・連携体制の構築<br>(3) 関係団体等が行う人材育成への支援 |
| | ＮＰＯ・ボランティア等 | (1) 防災活動に取り組むＮＰＯ・ボランティア等への活動支援<br>(2) 多様な分野のＮＰＯ・ボランティア等が専門性を災害時にも活かすための検討促進 |
| | 市町等の災害ボランティア担当機関 | (1) 各市町等の災害ボランティアセンター等の設立及び活動支援<br>(2) 各災害ボランティアセンター間等の協力体制の構築 |
| | 県民・企業 | (1) 災害時の災害ボランティア等への参画促進 |
| 市町 | 市町等の災害ボランティア担当機関 | (1) 災害ボランティアセンターの設立促進及び活動環境や活動条件の整備<br>(2) ボランティアの受入等にかかる協力関係・連携体制の構築<br>(3) 災害ボランティア人材の育成等 |
| | 防災活動に取り組むＮＰＯボランティア等 | (1) 防災活動に取り組むＮＰＯ・ボランティア等への活動支援 |
| | 住民・企業 | (1) 災害ボランティア等への参画促進 |

**【共助】**

| 実施主体 | 対　象 | 対　策（活　動）項　目 |
|---|---|---|
| 「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等 | 組織の構成員やボランティア等 | (1) 災害ボランティアの活用を担う人材の育成 |
| | 市町等の災害ボランティア担当機関 | (1) 各市町等の災害ボランティアセンター等の活動支援と連携体制の構築 |
| 企業 | 従業員等 | (1) 災害ボランティア等への参画促進 |

【自助】

| 実施主体 | 対　策（活　動）項　目 |
|---|---|
| 県民 | (1) 災害ボランティア等への参画 |

## 第３項　対策

■県が実施する対策

１　「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等を対象とした対策（防災対策部、子ども・福祉部、環境生活部）

(1)　「みえ災害ボランティア支援センター」の活動環境の整備

「みえ災害ボランティア支援センター」を災害時に設置し、各市町等の災害ボランティアセンターを後方支援するため、県災対本部や関係機関、県外のボランティアネットワーク等との連携等を含んだ計画・マニュアルの策定・見直しを実施するとともに活動体制を整備する。

(2)　ボランティアの受入等にかかる協力関係・連携体制の構築

各市町等の災害ボランティアセンター等の市町域を超えたボランティアの受入や活用にかかる協力・連携体制を平常時の交流を通して構築する。

(3)　関係団体等が行う人材育成への支援

「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等が実施する災害ボランティアの活用を担う人材の育成事業を支援する。

２　ＮＰＯ・ボランティア等を対象とした対策（防災対策部、子ども・福祉部、環境生活部）

(1)　防災活動に取り組むＮＰＯ・ボランティア等への活動支援

災害ボランティアにかかる情報提供や研修会の実施等により、平常時におけるＮＰＯ・ボランティア等の活動を支援する。

(2)　多様な分野のＮＰＯ・ボランティア等による災害時に専門性を活かした活動の促進

平常時に多様な活動を展開しているＮＰＯ・ボランティア等に対し、情報提供や研修会の実施等により、災害時にもその専門性を活かしたボランティア活動が積極的に行える様に働きかける。

３　市町等の災害ボランティア担当機関を対象とした対策（防災対策部、子ども・福祉部、環境生活部）

(1)　各市町等の災害ボランティアセンター等の設立及び活動等支援

市町の大きさに応じた適切な区域で実際的な災害対応にあたる災害ボランティアセンター等の設立を促進し、運営を支援するため、災害ボランティアセンター運営リーダーや災害ボランティアコーディネーターの養成を図る。

(2)　災害ボランティアセンター間等の協力体制の構築

みえ災害ボランティア支援センター及び各市町等の災害ボランティアセンター、災害支援団体等の有機的な連携を促進するため、研修会や訓練等の交流の場を提供する。

４　県民･企業を対象とした対策（環境生活部）

(1)　災害時の災害ボランティア等への参画促進

災害ボランティア活動の広報･啓発等により、災害時における県民及び企業の災害ボランティア等への参画を促進する。

■市町が実施する対策

１　市町等の災害ボランティア担当機関を対象とした対策

⑴　災害ボランティアセンターの設立促進及び活動環境や活動条件の整備

市町の大きさに応じた適切な区域で実際的な災害対応にあたる災害ボランティアセンター等の設立を促進するとともに、マニュアル等の整備によりボランティアの受入体制や発災時に担う役割の整備を図る。

⑵　ボランティアの受入等にかかる協力関係・連携体制の構築

各市町等の災害ボランティアセンター等の市町域を超えたボランティアの受入や活用にかかる協力・連携体制を平常時の交流を通して構築する。

⑶　災害ボランティア人材の育成等

災害ボランティアセンターを運営支援するボランティア等の人材育成を図るとともに、専門性を持ったボランティアの確保を推進する。

２　防災活動に取り組むＮＰＯ・ボランティア等を対象とした対策

⑴　防災活動に取り組むＮＰＯ・ボランティア等への活動支援

災害ボランティアにかかる情報提供や研修会の実施等により、平常時におけるＮＰＯ・ボランティア等の活動を支援する。

３　住民・企業を対象とした対策

⑴　災害ボランティアへの参画促進

災害ボランティア活動の広報･啓発等により、住民及び企業の災害ボランティア等への参画を促進する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

⑴　ボランティアの活動環境の整備
⑵　ボランティア関係団体の協力体制の構築
⑶　ボランティア人材の確保・育成
⑷　その他必要な事項

■「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等が実施する対策

１　災害ボランティアの活用を担う人材の育成

「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体において、災害ボランティアの活用を担う人材等の育成に努める。

①　災害ボランティアセンター運営リーダーの育成研修の実施
②　災害ボランティアコーディネーターの育成研修等の実施

２　各市町等の災害ボランティアセンター等の活動支援と連携体制の構築

各市町等が災害ボランティアセンター等を運営するにあたっての技術的支援等を行うとともに、ボランティア受入にあたってセンター間の総合的な連携体制の構築を図る。

■県民や企業が実施する対策

１　企業の対策

(1) 従業員等の災害ボランティア等への参画促進

企業の社会貢献活動の一環として、従業員等の災害ボランティア等への協力や参画の促進に努める。

２　県民の対策

(1) 災害ボランティア等への参画

可能な範囲で災害ボランティア等への協力や参画に努める。

【担当課】
・　防災企画･地域支援課、地域福祉課、ダイバーシティ社会推進課
【監修部隊】
・　被災者支援部隊（被災者支援隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。災害対策統括部については、「第３部　第１章　第１節　活動態勢の整備」を参照。

# 第５節　企業・事業所の防災対策の促進（予防5）

## 第１項　防災･減災重点目標

【現在の状態】
・企業・事業所の事業継続計画（ＢＣＰ）等の作成が進んでいない。また、地域と一体となった防災対策に取り組んでいる事業所は限られている。

⇒

【この計画がめざす状態】
・企業・事業所の事業継続計画（ＢＣＰ）等の作成及び地域と連携した日常的な防災対策の推進により、災害発生時の事業の継続や地域と一体となった防災活動の実施のための備えが整っている。

## 第２項　対策項目

**【公助】**

| 実施主体 | 対　象 | 対　策（活　動）項　目 |
|---|---|---|
| 県 | 企業･事業所 | (1) 防災計画や事業継続計画(ＢＣＰ)等の作成促進<br>(2) 地域と連携した防災対策、防災活動の促進<br>(3) 企業防災力の向上に向けた普及啓発の推進 |
| | 市町(自主防災組織、自治会等) | (1) 立地企業と連携した防災対策、防災活動の推進に向けた啓発 |
| 市町 | 企業･事業所 | (1) 防災計画や事業継続計画(ＢＣＰ)等の作成促進<br>(2) 地域と連携した防災対策、防災活動の推進<br>(3) 自衛消防組織の活動支援 |
| | 自主防災組織、自治会等 | (1) 立地企業と連携した防災対策、防災活動の推進 |
| ライフライン事業者 | 企業・事業所 | (1) 災害発生時のライフライン復旧対策の構築 |

**【共助】**

| 実施主体 | 対　象 | 対　策（活　動）項　目 |
|---|---|---|
| 企業・事業所 | 市町(自主防災組織、自治会等) | (1) 地域と連携した防災対策、防災活動の推進 |
| みえ企業等防災ネットワーク | 関係企業･事業所 | (1) 県内企業の防災力強化のためのネットワーク構築 |
| 自主防災組織、自治会等 | 企業･事業所 | (1) 立地企業と連携した防災対策、防災活動の推進 |

**【自助】**

| 実施主体 | 対　象 | 対　策（活　動）項　目 |
|---|---|---|
| 企業・事業所 | 企業･事業所 | (1) 防災計画や事業継続計画(ＢＣＰ)等の作成<br>(2) 企業･事業所内の安全確保及び備蓄の促進<br>(3) 自衛消防組織の充実強化 |
| | 従業員等 | (1) 防災教育・防災訓練の実施 |

## 第３項　対策

### ■県が実施する対策

**１　企業･事業所を対象とした対策**

**(1) 防災計画や事業継続計画（ＢＣＰ）等の作成促進（防災対策部、雇用経済部）**

災害時における顧客・従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止めるとともに、大規模災害時においても県内の経済活動が停滞することのないよう、各企業･事業所の防災計画や事業継続計画（ＢＣＰ）等の作成・点検を促進する。

① 企業・事業所によるＢＣＰ等の作成を推進するための情報提供と条件整備の推進
② 工業団地（コンビナートを含む。）や集積地区における地域連携ＢＣＰ等の作成支援
③ 津波災害の危険性の高い臨海部の堤外地に立地する事業者にかかる津波避難対策を含めたＢＣＰ等の作成の促進
④ サービス業など多様な業種のＢＣＰ等の作成支援

**(2) 地域と連携した防災対策、防災活動の促進（防災対策部）**

企業・事業所と地域住民や地域における様々な団体との防災対策に関する連携を促進し、地域の防災力の向上が図られるよう支援する。

① 地域の防災訓練への参加促進と協力
② 企業･事業所における地域で実施した防災対策に関する社会貢献活動の事例のＰＲ

**(3) 企業防災力の向上に向けた普及啓発の推進（防災対策部）**

普及･啓発活動を通した企業･事業所の防災力の向上を図るための支援を行う。

① 防災対策にかかる優良企業表彰等の実施
② 従業員への防災教育や防災訓練等への講師派遣等の支援

**２　市町（自主防災組織、自治会等）を対象とした対策（防災対策部）**

**(1) 立地企業と連携した防災対策、防災活動の推進に向けた啓発**

企業や事業所と連携した地域の防災対策の進め方や効果等の啓発を図り、連携を促進する。

① 優良事例の紹介等

### ■市町が実施する対策

**１　企業･事業所を対象とした対策**

**(1) 防災計画や事業継続計画（ＢＣＰ）等の作成促進**

災害時における顧客・従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止め、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、各企業･事業所の防災計画や事業継続計画（ＢＣＰ）等の作成・点検を促進する。

特に津波災害の危険性の高い臨海部の堤外地に立地する事業者にかかる津波避難対策を含めたＢＣＰ等の作成・点検の促進に努める。

**(2) 地域と連携した防災対策、防災活動の推進**

企業・事業所と地域住民や地域における様々な団体との防災対策に関する連携が促進されるための環境を整備し、地域の防災力の向上を図るとともに、災害時に市町や各種団体が企業･事業所と協働で災害対応を行うための、避難所運営や救援物資の調達等に関する協定の締結に努める。

**(3) 自衛消防組織の活動支援**

企業･事業所の自衛消防組織の活動や地域の自主防災組織との連携強化に向けた支援を行う。

２　自主防災組織、自治会等を対象とした対策

⑴　立地企業と連携した防災対策、防災活動の推進

地域住民や地域における様々な団体に対して企業・事業所との防災対策に関する連携を促し、地域の防災力の向上を図る。

【市町地域防災計画記載検討項目】

⑴　企業･事業所における防災対策の促進

⑵　企業・事業所と地域が連携した防災対策の促進

⑶　その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜ライフライン事業者が実施する対策＞

１　災害発生時のライフライン復旧対策の構築

災害時において発生する電気・ガス・水道・通信・鉄道等地域住民の生活に大きな影響を与えるライフライン被害について、ライフライン企業等関係機関・関係自治体により構成される「三重県ライフライン企業等連絡会議」において、構成員間の情報共有や協力関係の構築を図り、迅速かつ的確な復旧対策を検討する。

■企業･事業所が実施する対策

１　防災計画や事業継続計画（ＢＣＰ）等の作成

各企業・事業所において、災害時における顧客・従業員等の安全確保を図り、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止めるとともに、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、東日本大震災等大規模災害の教訓などをふまえた防災計画や事業継続計画（ＢＣＰ）等の作成・点検に努める。

特に津波災害の危険性の高い臨海部の堤外地に立地する事業者については、津波避難対策を含めたＢＣＰ等の作成・点検に努める。

２　企業･事業所内の安全確保及び備蓄の促進

事業所の施設の耐震化、設備や什器等の転倒・落下防止等、地震の揺れに対する安全性の確保や二次災害の防止対策を進めるとともに、従業員が帰宅困難になることを想定した飲料水・食料等の備蓄及び発災時の応急的な措置に必要な資機材の整備に努める。

３　自衛消防組織の充実強化

災害時に適切な防災活動が行えるよう、自衛消防組織の充実強化に努める。

４　従業員等への防災教育・防災訓練の実施

従業員等への防災教育を実施し、防災思想･知識の定着を図るとともに、防災訓練への参画を促し、災害時の対応能力の強化に努める。

①　従業員の自宅等の耐震化、家具固定を始めとする、従業員とその家族等を守るための防災対策に万全を期すための教育･啓発の実施に努める。

②　定期的な防災訓練の実施や防災に関する研修会等への参画を促進する。

**５　地域と連携した防災対策、防災活動の推進**

地域住民、自主防災組織等の地域における様々な団体と協力し、地震災害の予防及び発災時の対策に備えるよう努める。

① 平常時から地域と合同の防災活動の実施等による関係づくりを進め、災害時において、地域住民の避難、救出、応急手当、消火活動、情報の提供にあたって積極的な役割を果たすよう努める。

② 業種や事業規模に応じ、災害時に市町や各種団体と協働で災害対応を行うための、避難所運営や救援物資の調達等に関する協定を締結するなど、地域の防災対策に貢献するよう努める。

**■みえ企業等防災ネットワークが実施する対策**

**１　県内企業の防災力強化のためのネットワーク構築**

防災に関する知識の習得や企業間相互の交流・理解・協力を行い、防災力診断やＢＣＰ等の作成支援等を通じた企業防災力の向上や企業と地域との連携の構築を図る。

**■自主防災組織、自治会等が実施する対策**

**１　立地企業と連携した防災対策、防災活動の推進**

地域の企業・事業所との防災対策に関する連携を推進し、互いの防災力を高めることで、地域の防災力の向上に努める。

**【主担当課】**
**・防災企画･地域支援課、雇用経済総務課**
**【監修部隊】**
**・生活･経済再建支援部隊**

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。災害対策統括部については、「第３部　第１章　第１節　活動態勢の整備」を参照。

# 第６節　児童生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進 (予防6)

## 第１項　防災･減災重点目標

【現在の状態】
・学校における書庫や備品固定等の耐震対策、津波からの避難対策などの取組や、児童生徒等への防災教育、家庭や地域との連携が十分とはいえない状況にある。
　また、幼稚園や保育園における防災対策についても同様の状況にある。

⇨

【この計画がめざす状態】
・すべての学校や園などにおいて必要な耐震対策や津波避難対策がなされ、児童生徒等、教職員の安全が確保されるとともに、防災教育の徹底により、児童生徒等の安全確保と家庭や地域への防災啓発が図られている。

## 第２項　対策項目

【公助】

| 実施主体 | 対　象 | 対　策（活　動）項　目 |
|---|---|---|
| 県 | 県立学校 | (1) 児童生徒等の安全確保<br>(2) 校内の防災体制の整備及び防災計画等の策定及び防災訓練の実施<br>(3) 学校施設の耐震化及び非構造部材の耐震対策<br>(4) 学校施設の安全点検 |
| | 児童生徒等 | (1) 防災教育の推進 |
| | 教職員 | (1) 学校防災人材の育成と活用 |
| | 児童生徒等の保護者 | (1) 家庭と連携した防災教育の推進 |
| | 地域(地域住民) | (1) 地域と学校が連携した地域防災対策の推進 |
| | | (2) 地域と文化財所有者等が連携した地域防災対策の推進 |
| | 私立学校、民間の園等 | (1) 防災対策の推進 |
| | 児童福祉施設等 | (1) 防災対策の推進 |
| 県立学校 | 県立学校 | (1) 児童生徒等の安全確保<br>(2) 校内の防災体制の整備及び防災計画等の策定及び防災訓練の実施<br>(3) 学校施設の安全点検 |
| | 児童生徒等 | (1) 防災教育の推進 |
| | 児童生徒等の保護者 | (1) 家庭と連携した防災教育の推進 |
| | 地域(地域住民) | (1) 地域と学校が連携した地域防災対策の推進 |
| 市町 | 公立小中学校等 | (1) 児童生徒等の安全確保<br>(2) 校内の防災体制の整備及び防災計画等の策定及び防災訓練の実施<br>(3) 学校施設の耐震化及び非構造部材の耐震対策<br>(4) 学校施設の安全点検 |

| | | |
|---|---|---|
| | 児童生徒等 | (1) 防災教育の推進 |
| 市町 | 教職員 | (1) 学校防災人材の育成と活用 |
| | 児童生徒等の保護者 | (1) 家庭と連携した防災教育の推進 |
| | 地域(地域住民) | (1) 地域と学校が連携した地域防災対策の推進 |
| | | (2) 地域と文化財所有者等が連携した地域防災対策の推進 |
| | 公立幼稚園 | (1) 防災対策の推進 |
| | 児童福祉施設等 | (1) 防災対策の推進 |
| 私立学校、民間の園・児童福祉施設等の管理者 | 私立学校、民間の園・児童福祉施設等の管理者 | (1) 防災対策の推進 |

**【自助】**

| 実施主体 | 対　策（活　動）項　目 |
|---|---|
| 保護者・児童生徒等 | (1) 家庭における防災についての話し合い |

## 第３項　対策

**■県が実施する対策**

**１　県立学校施設や児童生徒等、教職員を対象とした対策（教育委員会）**

**(1) 児童生徒等の安全確保**

児童生徒等の安全を確保するため、学校における防災教育及び防災対策がさらに充実するよう、支援する。

**(2) 校内の防災体制の整備及び防災計画等の策定及び防災訓練の実施**

各学校での災害に備えた防災体制の整備、各学校の立地状況に応じた避難計画等の防災計画の策定、見直し、計画に沿った訓練の実施を支援する。

**(3) 学校施設の耐震化及び非構造部材の耐震対策**

学校施設の構造体の耐震化及び天井材等の非構造部材の耐震対策を行う。

**(4) 学校施設の安全点検**

学校施設の点検を随時行い、必要な補修が行えるよう、学校を支援する。

**(5) 児童生徒等への防災教育の推進**

防災ノート等の活用による防災教育を継続して推進する。

**(6) 教職員（公立小中学校等教職員を含む）の学校防災人材の育成と活用**

学校防災リーダー等を中心とした防災教育・防災対策を推進する。

また、初任者、教職６年次、中堅教諭等資質向上、新任管理職研修等に防災教育の内容を盛り込む。

**(7) 家庭と連携した防災教育の推進**

防災ノートの活用等による家庭と連携した防災教育を推進する。

**２　地域及び住民を対象とした対策（教育委員会）**

**(1) 地域と学校が連携した地域防災対策の推進**

地域と合同の防災訓練、避難訓練等の実施、災害時に学校が避難所となった際の設置や運営方法等について円滑に検討できるよう、学校と地域、家庭との連携を一層促進する。

**(2) 地域と文化財所有者等が連携した地域防災対策の推進**

**地域と合同の防災訓練、避難訓練等の実施、災害時の文化財搬出活動等について円滑に検討できるよう、文化財所有者等と地域との連携を推進する。**

**３　私立学校、民間の園･児童福祉施設等の管理者を対象とした対策（環境生活部、子ども・福祉部）**

**(1) 私立学校、民間の園等の防災対策の推進**

県立学校に準じた防災対策を講じるよう働きかけるとともに、低学年児童等に配慮した防災対策にかかる情報提供等の支援を行う。

**(2) 児童福祉施設等の防災対策の推進**

県立学校、公立小中学校等･園の防災対策を参考に、施設に応じた防災対策を講じるよう働きかけるとともに、乳幼児に配慮した防災対策にかかる情報提供等の支援を行う。

また、放課後児童クラブにおける防災対策の促進について市町等に働きかける。

**■県立学校が実施する対策**

**１　県立学校施設や児童生徒等、教職員を対象とした対策**

**(1) 児童生徒等の安全確保**

児童生徒等の安全を確保するため、情報収集伝達方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、その他登下校時の危険を回避するための方法等について必要な見直しを行うとともに、児童生徒等、教職員、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

**(2) 校内の防災体制の整備及び防災計画等の策定及び防災訓練の実施**

各学校では、平素から災害に備えた防災体制を整備し、教職員の任務の分担及び相互の連携等を明確に定める。

また､東日本大震災の教訓をふまえ､各学校の立地状況に応じた避難計画等の防災計画の策定、見直しを図り、計画に沿った訓練を実施する。

**(3) 学校施設の安全点検**

学校施設の点検を随時行い、必要な補修を行う。

**＜津波対策について＞**

津波浸水想定地域にある学校にあっては、津波警報発表時等の避難計画を整備し、避難訓練の実施の徹底を図る。

**(4) 児童生徒等への防災教育の推進**

防災ノート等の活用による防災教育を継続して行う。

**(5) 家庭と連携した防災教育の推進**

防災ノートの活用等による家庭と連携した防災教育に取り組む。

**２　地域及び住民を対象とした対策**

**(1) 地域と学校が連携した地域防災対策の推進**

地域と合同の防災訓練、避難訓練等の実施に努め、災害時に学校と地域が担う役割分担などを整理・確認する。

災害時に学校が避難所となった際の設置や運営方法等について、地域と学校が事前に話し合いを行うなどして、検討しておく。

**■市町が実施する対策**

**１　公立小中学校等の防災対策の推進**

「＜県が実施する対策＞１　県立学校施設や児童生徒等、教職員を対象とした対策及び２　地域及び住民を対象とした対策」、「＜県立学校が実施する対策＞」に準じる。

**２　公立幼稚園の防災対策の推進**

「＜県が実施する対策＞３　私立学校、民間の園･児童福祉施設等の管理者を対象とした対策」の「民間の園」に準じる。

**３　児童福祉施設等の防災対策の推進**

公立の児童福祉施設については、公立小中学校等･園に準じた防災対策を講じるとともに、特に乳幼児に配慮した防災対策に取り組む。

また、民間児童福祉施設については、公立小中学校等･園に準じた防災対策を講じるとともに、特に乳幼児に配慮した防災対策に取り組むよう指導する。

放課後児童クラブにおいては、児童の安全確保のための防災対策を推進するとともに、民間事業者に対する指導を図る。

**４　地域と文化財所有者等が連携した地域防災対策の推進**

**地域と合同の防災訓練、避難訓練等の実施、災害時の文化財搬出活動等について円滑に検討できるよう、文化財所有者等と地域との連携を推進する。**

**【市町地域防災計画記載検討項目】**

**⑴　公立小中学校等・園の防災対策の推進**
**⑵　児童福祉施設等の防災対策の推進**
**⑶　文化財の防災対策の推進**
**⑷　その他必要な事項**

**■私立学校、民間の園･児童福祉施設等の管理者が実施する対策**

**１　私立学校、民間の園･児童福祉施設等の防災対策の推進**

県立学校、公立小中学校等･園、児童福祉施設等に準じた防災対策を講じるよう努める。

**■保護者・児童生徒等が実施する対策**

**１　家庭における防災についての話し合い**

学校等での防災教育を家庭で共有するとともに、防災ノート等を活用し、事前の防災対策及び発災した際の役割分担、取るべき行動について家族で話し合うように努める。

**【担当課】**
**・子育て支援課、少子化対策課、私学課、教育総務課、学校経理・施設課、社会教育・文化財保護課**
**【監修部隊】**
**・被災者支援部隊（教育対策隊）**

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。災害対策統括部については、「第３部　第１章　第１節　活動態勢の整備」を参照。

# 第２章　安全な避難空間の確保

## 第１節　避難対策等の推進（予防7）

### 第１項　防災･減災重点目標

【現在の状態】
・避難場所等の整備や住民一人ひとりの避難経路、場所等の検討が十分ではない。また、避難行動要支援者の命を救うための津波避難対策、要配慮者や女性に配慮した避難所運営マニュアルの策定や福祉避難所の指定等について、多くの地域で取組が進んでいない。

⇨

【この計画がめざす状態】
・避難場所等の整備が進み、住民一人ひとりが個別の避難計画を策定している。また、地域において津波避難や避難所運営における弱者対策が図られるとともに、社会福祉施設等との連携による福祉避難所の指定が進むなど、要配慮者の避難対策に最大限配慮した地域づくりが進んでいる。

### 第２項　対策項目

【公助】

| 実施主体 | 対　象 | 対　策（活　動）項　目 |
|---|---|---|
| 県 | 市町等<br>地域住民等 | (1) 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の整備<br>(2) 避難誘導対策<br>(3) 避難所運営及び避難者支援対策<br>(4) 避難行動要支援者・要配慮者対策<br>(5) 観光客、帰宅困難者等対策<br>(6) ペット対策 |
| 市町 | 地域住民等 | (1) 指定緊急避難場所、避難路の整備及び指定と住民等への周知<br>(2) 指定避難所、避難路の整備･周知<br>(3) 避難指示（緊急）基準の策定等<br>(4) 避難誘導対策<br>(5) 避難所運営対策<br>(6) 避難行動要支援者・要配慮者対策<br>(7) 観光客、帰宅困難者等対策<br>(8) ペット対策 |

【共助】

| 実施主体 | 対　象 | 対　策（活　動）項　目 |
|---|---|---|
| 自主防災組織等地域 | 地域住民 | (1) 地域の避難対策の推進 |
| 要配慮者関連施設 | 入所者等要配慮者 | (1) 入所者等要配慮者にかかる避難対策の推進 |
| 不特定多数の者が利用する施設 | 施設利用者 | (1) 施設利用者にかかる避難対策の推進 |
| 観光事業者等 | 観光客等 | (1) 観光客等にかかる避難対策の推進 |

【自助】

| 実施主体 | 対　策（活　動）項　目 |
|---|---|
| 県民 | (1) 避難訓練等への参加など地域の避難対策への協力<br>(2) 避難場所、避難所や避難方法の確認など個人の津波避難計画の策定<br>(3) ペット対策 |

## 第３項　対策

■県が実施する対策

### １　県における対策及び市町を対象とした対策

**(1) 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の整備（関係各部）**

公園等の県有地や一定規模の県有施設等について、防災上の総合的な利用計画等を策定していく中で、可能な施設等を市町の指定緊急避難場所、指定避難所として活用することを検討するとともに、これら指定緊急避難場所、指定避難所への備蓄や安全に避難するための避難路の整備を推進する。(推進計画)

**＜津波対策について＞**

津波浸水予測図で浸水の可能性があると認められる地域を有する市町に対し、高台など安全性が確保された指定緊急避難場所や津波避難ビル等の確保、浸水しない地域への指定緊急避難場所の確保を促す。

**(2) 避難誘導対策（防災対策部）**

市町における適切な避難勧告・避難指示（緊急）等の発令体制を整備するため、避難勧告等の判断基準・伝達マニュアルの策定、見直しや、これらを用いた避難訓練等の実施を働きかける。

また、避難勧告等の情報を速やかに住民に伝達するため、県・市町・放送事業者・通信事業者間等で情報伝達について相互理解を深めるとともに、連携体制を構築する。

不特定多数の県民が利用する施設については、多数の避難者の集中や混乱を想定した避難誘導計画の作成、訓練の実施を促進する。

**＜津波対策について＞**

避難誘導や防災対策にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間を考慮した、水門・陸閘の閉鎖や、避難行動要支援者の避難支援などの緊急対応を行う行動ルールを検討する。

また、県が策定した「津波避難に関する三重県モデル事業実施報告書」「Ｍｙまっぷラン（個人の津波避難計画)を活用した地域における津波避難計画策定の手引き」等を活用した、地域及び住民個々の津波避難計画作成を促進するとともに、この計画作成過程において、徒歩避難の原則の中で自動車避難を行う場合のルールづくりを促す。

**(3) 避難所運営及び避難者支援対策(防災対策部、医療保健部、子ども・福祉部、環境生活部)**

「避難所運営マニュアル策定指針」及び「避難所運営マニュアル基本モデル」等を活用した、各市町の指定避難所ごとの避難所運営マニュアルの策定を促す。

また、男女共同参画の視点や要配慮者に配慮した避難所運営体制の構築の支援を行う。

災害時に避難所の運営や避難者の健康管理等を支援するために、平常時において災害時の保健師等の活動に関する研修等の実施や専門機関の連携体制の構築を図るとともに、「三重県災害時栄養・食生活支援ガイドライン」に基づいた連携体制づくりなど、事前対策の充実を図る。

**(4) 避難行動要支援者要配慮者対策（防災対策部、医療保健部、子ども・福祉部）**

避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、市町や地域における情報伝達体制の整備や「避難行動要支援者名簿」（避難行動要支援者を包括する「災害時要援護者名簿」を作成している場合はこれに替えることができる。以下同じ。）の作成を通じ、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有及び、個別避難支援計画の策定や、避難行動要支援者が参画する避難訓練の実施を働きかける。

また、市町における福祉避難所の指定状況や運営マニュアル等の策定状況を把握し、福祉避難所の確保を支援するとともに、要配慮者関連施設間の相互支援協定等の締結を促進する。あわせて、災害時に福祉避難所の運営を指揮する災害時福祉支援リーダーを養成する。

避難所の運営に際しては、「避難所運営マニュアル策定指針」等を用いた、要配慮者に配慮した避難所運営マニュアルの策定を促進するとともに、福祉避難所の運営マニュアル作成を支援する。（推進計画）

**＜津波対策について＞**

市町や地域の津波避難計画の策定にあたっては、避難行動要支援者に配慮した計画の策定を働きかける。

また、津波被害が想定される保育所、病院、社会福祉施設等の要配慮者関連施設の把握及び対象施設における避難計画の策定を促進する。

**(5) 観光客、帰宅困難者等対策（防災対策部、雇用経済部）**

平常時から情報共有する場を設けるなど、観光関連団体等との連携を密にして啓発活動を行うほか、帰宅困難者対策として、旅館・ホテルや飲食店等の施設等を飲料水や道路情報等の提供場所、一時休憩場所又は一時避難所として利用できるよう関係事業者、団体等との連携を図る。（推進計画）

**(6) ペット対策**

県は、市町、（公社）三重県獣医師会等の関係団体等と連携し、飼い主責任を基本とした同行避難を想定した危機管理体制を整備する。

**(7) 避難所外避難者対策（防災対策部）**

市町と連携し、「避難所運営マニュアル策定指針」を用いた避難所外避難者対策を促進する。

## ■市町が実施する対策

### １　地域等を対象とした対策

**(1) 指定緊急避難場所、避難路の整備及び指定と住民等への周知**

津波等の切迫した災害から住民等が緊急的に避難する場所のうち、災害想定区域外にあること等内閣府令で定める基準に適合するものを、津波や洪水、土砂災害等の災害種別ごとに指定緊急避難場所としてあらかじめ整備及び指定し、必要な資機材等の備蓄を図るとともに、指定緊急避難場所までの安全な避難路を整備して、地域・住民に周知する。

指定緊急避難場所の指定にあたっては、その適切性を津波浸水予測図等で確認するほか、観光客等地域外の滞在者についても考慮した避難場所の確保に努め、必要に応じて管内の警察署及び他の防災関係機関と協議しておく。

また、指定後は避難経路等を表示した案内図や、三重県避難誘導標識設置指針に基づくピクトグラムを用いた案内標識を設置するなど、住民、観光客等に対する周知を図る。

＜津波対策について＞

津波浸水予測図で浸水の可能性があると認められる地域で、高台等の避難場所のない地域については、津波避難ビル等の指定や津波避難タワーの整備等、多様な手段を用いた指定緊急避難場所の確保に努める。

また、津波に対する指定緊急避難場所及び避難路を周知し、地域及び住民個々の津波避難計画の策定を促す。

**(2) 指定避難所、避難路の整備･周知**

被災者が一定期間滞在する避難所について、一定の生活環境が確保される等内閣府令で定める基準に適合するものを、指定避難所としてあらかじめ整備及び指定するとともに、指定緊急避難場所から指定避難所までの安全な避難路(道路)を整備して、地域・住民に周知する。

なお、指定避難所の整備・指定にあたっては、要配慮者に十分配慮するとともに、必要な資器材等の備蓄を図る。

また、指定避難所の指定にあたっては、その適切性を津波浸水予測図等で確認する。

**(3) 避難指示（緊急）基準の策定等**

避難の指示、勧告を行う場合、地震及び津波の状況によって次のような基準をあらかじめ定めておく。

① 緊急避難
危険が目前に切迫していると判断され、至近の安全な場所に避難させる必要があるとき。

② 収容避難
地震、津波、地震災害等により家屋が全壊、半壊し、生活の拠点を失った場合。

③ 指示勧告の伝達体制の整備
急を要するため、消防無線、同報無線、広報車、有線放送、メール配信システム等周知の手段、方法について整備し、万全を図る。

**(4) 避難誘導対策**

県の実施する避難誘導対策に沿った、各市町、地域の実情に応じた避難誘導対策を講じるよう努めるものとし、特に津波による被害が想定される市町においては、地域や住民が主体的に行う津波避難計画の策定を優先的に進め、計画に沿った避難訓練の実施を推進する。

**(5) 避難所運営対策**

県の実施する避難所運営対策に沿った、各市町、地域の実情に応じた避難所運営対策を講じるよう努めるものとし、特に各指定避難所ごとの避難所運営マニュアルの整備を図り、関係者による避難所運営訓練の実施を推進する。

**(6) 避難行動要支援者・要配慮者対策**

県の実施する避難行動要支援者・要配慮者対策に沿った、各市町、地域の実情に応じた避難行動要支援者・要配慮者対策を講じるよう努めるものとし、特に福祉避難所の指定を推進する。また、災害発生時の避難に特に支援を要する者について、各市町地域防災計画で定めた基準に基づく「避難行動要支援者名簿」を作成し、その避難支援等が適切になされるよう、平常時と災害発生時のそれぞれにおいて避難支援者に情報提供を行うなどの活用を図るとともに、個別避難支援計画の作成を推進する。

**(7) 観光客、帰宅困難者等対策**

県の実施する観光客、帰宅困難者等対策に沿った、各市町、地域の実情に応じた観光客、帰宅困難者等対策を講じるよう努める。

(8) ペット対策

市町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、犬や猫などのペット同行の避難者の受入体制について検討する。

(9) 避難所外避難者対策

車中泊等やむを得ず避難所に滞在することができない被災者を想定し、避難所運営における避難所外避難者対策を推進する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

(1) 指定緊急避難場所、避難路の整備・周知
(2) 指定避難所、避難路の整備･周知
(3) 避難指示（緊急）基準の策定等
(4) 避難誘導対策
(5) 避難所運営対策
(6) 避難行動要支援者・要配慮者対策（避難行動要支援者名簿掲載基準）
(7) 観光客、帰宅困難者等対策
(8) ペット対策
(9) 避難所外避難者対策
(10) その他必要な事項

■自主防災組織や関係施設等が実施する対策

１　自主防災組織等地域の対策

(1) 地域の避難対策の推進

市町が行う避難対策に協力し、地域の避難行動要支援者名簿の整備、地域や個人の津波避難計画等の策定、避難所運営マニュアルの策定及びこれらに基づく防災訓練等の実施に努める。

２　要配慮者関連施設の対策

(1) 入所者等要配慮者にかかる避難対策の推進

施設の所在地や入所する要配慮者の特性に応じた避難計画の策定や防災訓練の実施、関係施設との災害時の相互支援協定の締結などの施設の避難対策に努めるとともに、市町の福祉避難所の指定に協力する。

３　不特定多数の者が利用する施設の対策

(1) 施設利用者にかかる避難対策の推進

施設の所在地や利用者の特性に応じた避難計画の策定や防災訓練の実施などの施設の避難対策に努めるとともに、市町の指定緊急避難場所及び指定避難所の指定に協力する。

４　観光事業者等の対策

(1) 観光客等にかかる避難対策の推進

市町等と連携し、観光地の所在地や観光客等の特性に応じた避難計画の策定や防災訓練の実施等、観光地、観光施設の避難対策に努める。

■県民が実施する対策

１　地域の避難対策への協力

地域の避難計画の策定や防災訓練等の実施、避難行動要支援者の支援対策など、地域の避難対策に協力するよう努める。

＜津波対策について＞

２　個人の津波避難計画の策定

津波浸水想定地域にある県民は、県の「Ｍｙまっぷラン（個人の津波避難計画)を活用した地域における津波避難計画策定の手引き」等を活用した個人の津波避難計画の策定に努める。

３　ペットの同行避難対策

ペットの飼い主は、同行避難することを想定して、平時からペットのしつけや健康管理を行うとともに、飼い主の連絡先を記載した迷子札等の装着、水や餌等のペット用避難用具の常備等に努める。

【主担当課】
・防災企画･地域支援課、地域福祉課、長寿介護課、障がい福祉課、食品安全課、健康づくり課、ダイバーシティ社会推進課、観光政策課
【監修部隊】
・総括部隊（総括隊）
・被災者支援部隊（被災者支援隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。災害対策統括部については、「第３部　第１章　第１節　活動態勢の整備」を参照。

# 第３章　地震・津波に強いまちづくりの推進

## 第１節　建築物等の防災対策の推進（予防8）

### 第１項　防災･減災重点目標

【現在の状態】
・防災上重要な公共施設については、高レベルの地震動でも人命等に重大な影響を生じさせることのない耐震性が求められているが、対策が追いついていない。また、発災時の応急仮設住宅の調査・調達・供給体制の整備が十分でない。

⇒

【この計画がめざす状態】
・防災上重要な公共施設における耐震化等の対策が進み、どの時間に地震が発生しても、揺れによる負傷者を出さず、公共施設の機能を維持できるよう整備されている。また、応急仮設住宅の調査・調達・供給体制が構築されている。

### 第２項　対策項目

【公助】

| 実施主体 | 対　象 | 対　策（活　動）項　目 |
|---|---|---|
| 県 | 県民、建築物の管理者等 | (1) 建築物の耐震化の促進<br>(2) 耐震診断、耐震改修等を行う技術者の養成<br>(3) 被災建築物応急危険度判定体制及び被災宅地危険度判定体制の整備<br>(4) 密集市街地にかかる地震防災対策の推進 |
| 市町 | 住民等 | (1) 建築物の耐震化<br>(2) 耐震診断、耐震改修等を行う技術者の養成<br>(3) 密集市街地にかかる地震防災対策<br>(4) 応急仮設住宅供給体制の整備 |
| その他の防災関係機関 | | (1) 各機関の建築物の耐震化の促進 |

### 第３項　対策

**■県が実施する対策**

**１　建築物の耐震化の促進**

建築物・工作物のうち、被災した場合に、災害応急対策活動の妨げや広域の経済活動に著しい影響を及ぼすおそれがあるものや、多数の人々を収容する建築物等については、重要性を考慮し、特に耐震性を高めるよう努める。

**(1) 県有建築物**

**ア　耐震対策（総務部、教育委員会）**

災害対策活動を円滑に進めるため、防災業務の中心となる施設及び多数の人々を収容する建築物等の耐震性の確保を図る必要があることから、次の建物を重点として、耐震性の調査を行い、耐震化計画に基づき、地震防災上必要な改修又は補強を実施する。

また、公共建築物の耐震性にかかるリストの作成及び公表を行い、建築物の耐震化を推進する。県有建築物の耐震化目標は、県が所有する対象建築物について、旧耐震基準で建築された建築物で多数の者が利用する建築物に該当しない以下の建築物を含め、これまで耐震化

を進めており、平成２６年度末時点において、耐震化率100％となっているため、引き続き、建築物の適切な維持管理に努めていく。（推進計画）

| 項　　目 | 現状（H27.3現在） |
|---|---|
| 県が所有する対象建築物の防災上の重要分類による耐震化の状況<br>（・非木造で延べ床面積200㎡を超えるもの。<br>・県営住宅に関しては、延べ床面積200㎡未満も含む。<br>・小規模な建築物や自転車置き場等の施設は除く。） | 100％ |

| 項　　目 | 現状（H27.3現在） |
|---|---|
| 県庁舎の耐震化計画 | 100％ |

| 項　　目 | 現状（H27.3現在） |
|---|---|
| 県立学校の耐震化計画 | 100％ |

県立学校の非構造部材の耐震対策については、屋内運動場等の天井等落下防止対策が早期に完了できるよう、実施時期等について該当の学校との調整を進めるなど、計画的に取り組む。

**イ　上記以外の対策**

①　災害応急対策の実施上重要な施設（防災対策部、総務部）

災害対策本部又はその支部が置かれる庁舎の管理者等は、県庁舎等の揺れや津波による被災を軽減するよう努めるとともに、次に掲げる措置をとる。

a　非常用電源の確保
b　無線通信機等通信手段の確保
c　災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
d　施設の二次部材の安全確保

市町の指定避難所等に指定されている施設については、開設に必要な資機材の搬入や設置に協力する。（推進計画）

②　不特定多数の者が出入りする施設（関係各部）

県が管理する庁舎、学校、社会教育施設、社会福祉施設、集客交流施設、美術館、図書館、病院等の管理上の措置はおおむね次のとおりとする。（推進計画）

a　地震・津波等各種情報の入場者等への伝達
（施設が海岸近くにある場合や、強い、あるいは長くゆっくりとした地震を感じた時は、津波警報発表前でも来場者等に情報を伝達）
b　入場者等の安全確保のための退避等の措置
c　施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
d　出火防止措置
e　水、食料等の備蓄
f　消防用設備の点検・整備
g　非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

h　学校、職業訓練校、研修所にあっては、当該学校等が、該当市町の定める津波対象地区にあるときは避難の安全に関する措置、当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護措置

i　社会福祉施設にあっては、重度障がい者、高齢者等で自ら移動することが不可能、又は困難な者への安全確保に必要な措置

**(2) 一般建築物（県土整備部）**

病院、社会福祉施設、学校、劇場等多人数が利用する建築物のうち特に防災上重要な建築物や、地震時に通行を確保すべき道路として三重県建築物耐震改修促進計画で指定された道路沿道で道路を閉塞するおそれのある建築物については、県有建築物と同様に、耐震性の確保を図るよう、建築物の耐震改修の促進に関する法律及び建築基準法の定期報告制度などを活用して指導する。

特に、建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正により、耐震診断及び診断結果の公表が義務付けられた大規模建築物の耐震化を促進する。

また、住宅は建築物数で圧倒的な割合を占めるものであり、事前に対策を講ずることで人命の確保・復旧費用の低減に資することから住宅耐震化を促進する。

| 項　　目 | 目標（H32年度末） | 現状（H25.3現在） |
|---|---|---|
| 三重県建築物耐震改修促進計画における昭和55年以前建築の住宅戸数に占める耐震性のない住宅戸数の割合（平成25年度比） | 53% | 63.5% |

**(3) ブロック塀等対策（県土整備部）**

ブロック塀については、正しい施工方法及び既存のものの補強の必要性について啓発を行うとともに、建築基準法等による基準が遵守されるよう建築確認窓口等において指導・相談対応等を行う。

## ２　耐震診断、耐震改修等を行う技術者の養成（県土整備部）

既存建築物の耐震診断、耐震改修等を推進するため、関係団体が開催する建築士等に対する講習会を支援し、技術者の養成を図る。

## ３　被災建築物応急危険度判定体制及び被災宅地危険度判定体制の整備（県土整備部）

**(1) 被災建築物応急危険度判定士の養成**

余震による建築物の倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、建築士等を対象とした被災建築物応急危険度判定士養成講習会を実施し、被災建築物応急危険度判定士の養成に努める。

また、市町が被災建築物応急危険度判定実施本部を設置した場合における当該実施本部と判定士との連絡調整や判定実施準備等を行う応急危険度判定コーディネーターの養成を行う。

| 項　　目 | 現状（H31.3末現在） |
|---|---|
| 被災建築物応急危険度判定士 | 1,805人 |

**(2) 被災宅地危険度判定士の養成**

余震による宅地地盤・擁壁等の変状による二次災害の防止を図るため、建築又は土木技術者

を対象とした被災宅地危険度判定士養成講習会を実施し、被災宅地危険度判定士の養成に努める。

また、関係団体と協議のうえ市町が被災宅地危険度判定実施本部を設置した場合における当該実施本部と判定士との連絡調整や判定実施準備等を行う判定調整員の養成に努める。

| 項　　目 | 現状（H31.3 末現在） |
|---|---|
| 被災宅地危険度判定士 | 991 人 |

**(3) 被災建築物応急危険度判定体制及び被災宅地危険度判定体制**

判定方法、判定技術者の権限、身分保障、派遣要請等について、行政庁間（国、県、市町）で相互に緊密な連携を取るとともに、市町の地域防災計画等に反映させるよう体制整備に努める。

また、被災建築物応急危険度判定制度及び被災宅地危険度判定制度について、住民に対し、制度の周知に努める。

**４　密集市街地にかかる地震防災対策の推進（県土整備部）**

地震発生時に、建物の倒壊や火災の発生により、特に大きな被害が予測される密集市街地において、地域住民等が、建物の更新を図り、避難地、避難路、公園等の防災施設を、その地域特性に応じて整備することを促進・支援する。

**■市町が実施する対策**

**１　建築物等の耐震化**

**(1) 市町の建築物**

県有建築物同様、被災した場合に生じる機能支障が災害応急対策活動の妨げや広域における経済活動等に著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、又は多数の人々を収容する建築物など、防災上重要な建築物について耐震性の確保を図る。

**(2) 一般建築物**

「＜県が実施する対策＞１（２）一般建築物」に準ずる。

**(3) ブロック塀等対策**

「＜県が実施する対策＞１（３）ブロック塀等対策」に準ずる。

**２　耐震診断、耐震改修等を行う技術者の養成**

「＜県が実施する対策＞２耐震診断、耐震改修等を行う技術者の養成」に準ずる。

**３　被災建築物応急危険度判定体制及び被災宅地危険度判定体制の整備**

市町において、県が実施する被災建築物応急危険度判定士養成講習会及び被災宅地危険度判定士養成講習会の受講を勧める等により、判定士を確保する。

また、迅速な判定活動実施のために、常に判定コーディネーターとして従事できる職員を確保するよう努める。

**４　密集市街地にかかる地震防災対策**

地震発生時に、建物の倒壊や火災の発生により、特に大きな被害が予測される密集市街地において建物の更新を図り、避難地、避難路、公園等の防災施設を、その地域特性に応じて整備するよう

に努める。

５　応急仮設住宅供給体制の整備

災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の建設可能用地を把握する。

また、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速に対応できるよう体制を整備する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

(1) 市町施設の耐震化
(2) 建築物等の耐震性向上にかかる指導、啓発
(3) 被災建築物応急危険度判定体制及び被災建築物危険度判定体制の整備
(4) 応急仮設住宅供給体制の整備
(5) ブロック塀等対策
(6) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

１　各機関の建築物の耐震化の促進

「＜市町が実施する対策＞１（１）市町の建築物」に準ずる。

【主担当課】
・災害対策課、管財課、都市政策課、建築開発課、住宅政策課、学校経理・施設課
【監修部隊】
・被災者支援部隊（被災者支援隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。災害対策統括部については、「第３部　第１章　第１節　活動態勢の整備」を参照。

# 第２節　公共施設等の防災対策の推進 (予防9)

## 第１項　防災･減災重点目標

【現在の状態】
・道路、海岸、港湾、漁港、河川にかかる公共施設等の耐震化、代替性の確保、多重化等の整備が十分でなく、地震・津波災害からの避難、救助、消火、復旧等の対策に障害が生じるおそれがある。

⇨

【この計画がめざす状態】
・県内のどの地域においても、地震・津波災害からの避難、救助、消火、復旧等の対策が的確かつ速やかに進められるよう、道路、海岸、港湾、漁港、河川にかかる公共施設の耐震化や多重化等の対策が進んでいる。

## 第２項　対策項目

【公助】

| 実施主体 | 対　象 | 対　策（活　動）項　目 |
|---|---|---|
| 県 | 県民 | (1) 道路の防災・減災対策<br>(2) 海岸の防災・減災対策<br>(3) 港湾の防災・減災対策<br>(4) 漁港の防災・減災対策<br>(5) 河川の防災・減災対策 |
| 市町 | 住民 | (1) 道路の防災・減災対策<br>(2) 漁港の防災・減災対策<br>(3) 河川、海岸の防災・減災対策 |
| その他の防災関係機関 | 住民 | (1) 道路の防災・減災対策<br>(2) 海岸の防災・減災対策<br>(3) 港湾の防災・減災対策<br>(4) 河川の防災・減災対策 |

## 第３項　対策

**■県が実施する対策**

### １　道路の防災・減災対策（農林水産部、県土整備部）

#### (1)　道路網の整備促進

大規模災害時における輸送ルートの確保等のため、ミッシングリンクの解消などを図る道路網の整備は重要かつ緊急の課題となっていることから、新名神高速道路、東海環状自動車道、熊野尾鷲道路などの高規格幹線道路や北勢バイパス、中勢バイパスなどの直轄国道の整備を促進するとともに、それらにアクセスする県管理道路などの整備の推進を図る。

#### (2)　既存施設の計画的な維持管理及び防災・減災対策

大災害により発生が予想される道路の損壊として、高盛土箇所の崩壊、沖積層地帯・埋め立て地内等軟弱地盤にある道路の亀裂沈下、ガス管・水道管等地下埋設物の破損に伴う道路の損壊及び法面からの土砂・岩石の崩落、高架橋や歩道橋等の橋梁の落橋、トンネルの損壊等が想定される。

このことから、県が管理している道路において、「平成８年道路防災総点検」で「要対策（ランクⅠ）」・「防災カルテによる監視（ランクⅡ）」と判定された箇所、それ以外であっても落石

等変状が発生した危険箇所について、路線の重要度や変状の状況等により優先度を考慮し、計画的な維持管理対策を実施する。

また、緊急輸送道路上にある橋梁、跨道橋、跨線橋及び孤立解消や津波避難に資する橋梁等地域防災上重要な橋梁について、優先的に耐震対策を実施する。

**(3)　緊急輸送ネットワークの確保**

「第４章　第１節　輸送体制の整備　第３項　＜県が実施する対策＞　１緊急輸送ネットワークの確保」に基づき、緊急輸送ネットワークの形成を図る。

## ２　海岸の防災・減災対策（農林水産部、県土整備部）

**(1) 施設の地震・津波対策**

海岸保全施設については、大規模地震発生時の津波からの被害軽減を図るため、堤防基礎地盤の液状化対策等の耐震対策及び堤防を粘り強い構造とする津波対策を進める。（推進計画）

**(2) 水門等の点検整備**

毎年定期的に、水門、門扉の操作等について支障のないよう点検整備を行う。（推進計画）

## ３　港湾の防災・減災対策（県土整備部）

**(1) 防災拠点施設の整備**

大規模地震発生時に緊急物資や避難者等を輸送するための耐震強化岸壁や港湾緑地等、防災拠点となる施設の整備を推進する。

このうち、四日市港、津松阪港（大口地区）、鳥羽港、浜島港、吉津港、長島港、尾鷲港、鵜殿港において、耐震強化岸壁を整備していることから、これらを活用した災害時の海上輸送体制の構築を図る。（推進計画）

**(2) 水門等の点検整備**

毎年定期的に、水門等の門扉の操作等について支障のないよう点検整備を行う。（推進計画）

## ４　漁港の防災・減災対策（農林水産部）

**(1) 防災拠点漁港の整備**

大規模地震発生時に陸上路のアクセスが脆弱な地域への緊急物資の海上輸送の拠点となる錦漁港において橋脚の耐震化、多重防護による防災・減災対策を推進する。

また、大規模地震発生時に緊急物資や避難者等を輸送するための防災拠点となる波切漁港や、陸上路のアクセスが脆弱な地域や離島への緊急物資の海上輸送路の拠点となる三木浦漁港及び舟越漁港において、耐震強化岸壁が整備されたので、これらを活用した海上輸送体制の構築を図る。（推進計画）

**(2) 水門等の点検整備**

毎年定期的に、水門及び門扉の操作等について支障のないよう点検整備を行う。（推進計画）

## ５　河川の防災・減災対策（県土整備部）

**(1) 河川管理施設の地震・津波対策**

地震・津波に対して壊れにくい構造とするため、河川管理施設（堤防・大型水門・排水機場・ダム等）について、施設の機能を確保するため耐震対策を進める。（推進計画）

**(2) 水門等の点検整備**

水門、排水機場、ダム等の機能に支障を生じないよう、毎年定期的に点検整備を行う。（推進計画）

■市町が実施する対策

１　道路の防災・減災対策

「＜県が実施する対策＞１道路の防災・減災対策」に準ずる。

２　漁港の防災・減災対策

「＜県が実施する対策＞４漁港の防災・減災対策」に準ずる。

３　河川、海岸の防災・減災対策

「＜県が実施する対策＞２海岸の防災・減災対策、５河川の防災・減災対策」に準ずる。

【市町地域防災計画記載検討項目】

(1) 各公共施設等の防災・減災対策

(2) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

１　道路の防災・減災対策（道路管理者）

「＜県が実施する対策＞１道路の防災・減災対策」に準ずる。

２　海岸の防災・減災対策（海岸管理者）

「＜県が実施する対策＞２海岸の防災・減災対策」に準ずる。

３　港湾の防災・減災対策（港湾管理者）

「＜県が実施する対策＞３港湾の防災・減災対策」に準ずる。

４　河川の防災・減災対策（河川管理者）

「＜県が実施する対策＞５河川の防災・減災対策」に準ずる。

国土交通省においては、河川整備計画による。

【主担当課】
・施設災害対策課、道路管理課、道路建設課、港湾・海岸課、防災砂防課、河川課、都市政策課、営繕課、農業基盤整備課、水産基盤整備課
【監修部隊】
・社会基盤対策部隊（施設整備隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。災害対策統括部については、「第３部　第１章　第１節　活動態勢の整備」を参照。

# 第３節　危険物施設等の防災対策の推進（予防10）

## 第１項　防災･減災重点目標

【現在の状態】
・危険物施設等の地震対策について、“揺れ”対策については法令に基づく耐震化等の取組が進められているが、“津波”対策については法令が未整備で、事業者によって課題認識や取組にばらつきがある。

⇨

【この計画がめざす状態】
・危険物施設等について耐震性が確保され、津波に対しても事業者において被害予測をふまえた流出等の被害を最小限にとどめるための具体的対策が講じられている。

## 第２項　対策項目

※石油コンビナートにかかる防災対策は、「三重県石油コンビナート等防災計画」に基づき実施する。

【公助】

| 実施主体 | 対　象 | 対　策（活　動）項　目 |
|---|---|---|
| 県 | 危険物施設を管理する事業者 | (1) 移送取扱所(知事許可)の管理監督者に対する指導<br>(2) 取扱作業従事者に対する指導等 |
| | 高圧ガス施設・火薬類施設を管理する事業者 | (1) 管理監督者に対する指導等<br>(2) 輸送業者等に対する指導等<br>(3) 取扱作業従事者に対する指導等<br>(4) 施設の耐震化の促進<br>(5) 防災訓練の実施等の促進 |
| | 毒劇物施設を管理する事業者 | (1) 毒物劇物保有状況等の把握<br>(2) 危害防止規定の策定<br>(3) 安全管理者を対象とした講習 |
| 市町（消防機関） | 危険物施設を管理する事業者 | (1) 管理監督者に対する指導等<br>(2) 輸送業者等に対する指導等<br>(3) 取扱作業従事者に対する指導等<br>(4) 施設の耐震化の促進<br>(5) 防災訓練の実施等の促進 |

【自助】

| 実施主体 | 対　策（活　動）項　目 |
|---|---|
| 危険物施設、高圧ガス施設、火薬類施設、毒劇物施設を管理する事業者 | (1) 施設の耐震化<br>(2) 自衛消防組織の充実強化及び保安教育等の実施<br>(3) 緩衝地帯の整備<br>(4) 施設の安全対策に関する地域等への情報発信 |

## 第３項　対策

■県が実施する対策

### １　危険物施設（防災対策部）

災害時に危険物施設が被災して二次災害が発生する等の不測の事態に備え、施設の管理監督者及び危険物取扱作業従事者に対し、次のとおり指導する。

(1)　移送取扱所（知事許可）の管理監督者に対する指導等

消防法等関係法令に基づき、知事が許可した移送取扱所について立入検査、保安検査等を実施し、施設の維持管理等について管理監督者に対する指導を行う。

(2)　取扱作業従事者に対する指導等

危険物等の取扱作業従事者の資質向上を図るため、保安講習等を実施し、事故の発生及び災害拡大について指導する。

２　高圧ガス施設、火薬類施設（防災対策部）

災害時に高圧ガス施設、火薬類施設が被災して二次災害が発生する等の不測の事態に備え、施設の管理監督者及び高圧ガス、火薬類等の取扱作業従事者に対し、次のとおり指導する。

(1)　管理監督者に対する指導等

高圧ガス保安法、火薬類取締法等関係法令に基づき、立入検査、保安検査等を実施し、施設の維持管理等について管理監督者に対する指導を行う。

(2)　輸送業者等に対する指導等

高圧ガス等の移動について、路上点検等を実施し、輸送業者等の指導を行う。

(3)　取扱作業従事者に対する指導等

高圧ガス、火薬類等の取扱作業従事者の資質向上を図るため、保安講習等を実施し、事故の発生及び災害拡大について指導する。

(4)　施設の耐震化の促進

高圧ガス施設等の耐震化を促進する。

３　毒劇物施設（医療保健部）

災害時に毒物劇物等が流出又は飛散する等不測の事態に備え、毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者に対し、次のとおり指導等を行う。

(1)　毒物劇物保有状況等の把握

毒物劇物保有状況及び事故処理剤・治療用薬剤備蓄状況等を把握するとともに、これらの　データベース化、データの更新を行う。

(2)　危害防止規定の策定

毒物劇物使用・保有施設の危害防止規程（事故処理マニュアル）を策定し、これに基づく指導を行う。

(3)　安全管理者を対象とした講習

毒物劇物使用・保有施設の安全管理者を対象とした講習会を実施する。

(4)　防災訓練の実施等の促進

施設の特殊性に応じた防災訓練の実施を促進するとともに、安全対策に関する情報を地域に積極的に発信するよう指導する。

■市町が実施する対策

＜消防機関が実施する対策＞

１　危険物施設

(1)　管理監督者に対する指導等

消防法等関係法令に基づき、立入検査、保安検査等を実施し、施設の維持管理等について管理監督者に対し、次のとおり指導する。

(2)　輸送業者等に対する指導等

危険物等の移動について、路上取締等を実施し、輸送業者等の指導を行う。

(3)　取扱作業従事者に対する指導等

危険物等の取扱作業従事者の資質向上を図るため、保安講習等を実施し、事故の発生及び災害防止について指導する。

(4)　施設の耐震化の促進

施設の耐震化を促進する。

(5)　防災訓練の実施等の促進

施設の特殊性に応じた防災訓練の実施を促進するとともに、安全対策に関する情報を地域に積極的に発信するよう指導する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

(1) 危険物施設等の現況把握
(2) 施設の安全指導
(3) 施設の耐震化の促進
(4) 自衛消防組織の充実強化及び保安教育等
(5) その他必要な事項

■危険物施設等を管理する事業者が実施する対策

１　施設の耐震化の強化

消防法、高圧ガス保安法等関係法令に基づく構造、設備基準の遵守はもとより、設置地盤の状況をよく調査し、施設の耐震化の促進に努める。

２　自衛消防組織の充実強化及び保安教育等の実施

危険物施設等の専門的知識を有する事業所員で構成する自衛消防組織を充実させるとともに保安管理の向上を図るため、従事者を対象に講習会、研修会など保安教育を実施する。

また、万一災害が発生した場合の初期消火を図るための備蓄をして、必要な資機材を整備するとともに防災訓練を実施し、防災体制の確立を図るほか、危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品等を管理する施設等の管理者は、地震発生時に円滑な対応を図るための計画を作成する。

３　緩衝地帯の整備

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品等を管理する施設等からの延焼を防止するため、緩衝地帯の整備を促進する。

４　施設の安全対策に関する地域等への情報発信

施設の特殊性や安全対策への取組を積極的に地域等に情報発信するよう努める。

【担当課】
・消防・保安課、薬務感染症対策課
【監修部隊】
・総括部隊（総括隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。災害対策統括部については、「第３部　第１章　第１節　活動態勢の整備」を参照。

# 第４節　地盤災害防止対策の推進（予防11）

## 第１項　防災･減災重点目標

【現在の状態】
・地震の揺れに伴って発生が予測される各種地盤災害について、砂防事業や地すべり対策事業等の土砂災害対策や宅地災害等防災対策等の進捗が十分でなく、さらなる推進が求められている。

⇨

【この計画がめざす状態】
・地盤災害の対策に資する事業が着実に進められ、発生した場合に特に大きな人的被害をもたらす可能性が高い地盤災害への対策が適切に講じられている。

## 第２項　対策項目

【公助】

| 実施主体 | 対　象 | 対　策（活　動）項　目 |
|---|---|---|
| 県 | | (1) 土砂災害の防止<br>(2) 宅地災害の防止<br>(3) 液状化対策<br>(4) 要配慮者関連施設の土砂災害対策 |
| | | (1) 緊急調査及び土砂災害緊急情報の通知 |
| 市町 | | (1) 土砂災害対策<br>(2) ため池改修事業<br>(3) 液状化対策 |
| その他の防災関係機関 | | (1) 崩壊危険地域の災害防止 |

## 第３項　対策

**■県が実施する対策**

**１　土砂災害の防止**

**(1) 砂防事業（県土整備部）**

土石流による災害を防止するため、砂防堰堤や渓流保全工等の砂防設備を効果的・効率的に整備する。（推進計画）

**(2) 地すべり対策事業（農林水産部、県土整備部）**

地すべりは、危険箇所の判定が難しいため、地形及び地質調査、地表移動量調査並びに地下水調査等を慎重に行ったうえで適切な対策を実施する。（推進計画）

**(3) 急傾斜地崩壊対策事業（県土整備部）**

傾斜が 30 度かつ高さが５ｍ以上の急傾斜地のうち、人家に被害を及ぼすおそれのある箇所について、被害規模や緊急性等を総合的に勘案のうえ、急傾斜地崩壊防止施設を順次整備する。（推進計画）

**(4) 総合的な土砂災害対策（県土整備部）**

土石流、地すべり及びがけ崩れといった土砂災害から人命を守るため、従来から実施してきた施設整備などのハード対策だけでなく、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定などソフト対策をあわせて推進する。

(5) 治山事業（農林水産部）

山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区及び崩壊土砂流出危険地区といった山地災害危険地区について土砂流出防止、土砂崩壊防止及び水源かん養等森林のもつ国土保全機能の高度発揮を図り、山地に起因する災害の未然防止のため、計画的に事業を実施する。（推進計画）

## ２　宅地災害の防止（県土整備部）

### (1) 計画・方針

がけ崩れ、土砂の流出、擁壁の倒壊等の宅地災害を未然に防止するため、都市計画法に基づく開発許可制度、三重県宅地開発事業の基準に関する条例等により安全かつ良好な宅地の確保を図る。

### (2) 現況

宅地造成工事については、都市計画区域及びその他の区域に区分して、それぞれ一定規模以上の面積について、災害防止に重点をおいた技術基準に基づき、審査のうえ許可及び完了検査を実施する。

また、宅地災害が発生するおそれがある場合には、改善指導等を行う。

### (3) 事業計画

#### ア　宅地防災月間の選定

梅雨期及び台風期に備え、地域住民をはじめ市町及び宅地開発事業者に注意を促し、必要な防災対策を講じさせるため、５月を宅地防災月間と定め、期間中は開発施工区域内を中心に巡視を計画的に行い、現地で適切な指導を行う。また、広報活動を実施して県民へのＰＲに努める。

#### イ　がけ地近接等危険住宅移転事業

土砂災害特別警戒区域、災害危険区域又は建築基準法第40条の適用区域に存する危険な既存不適格住宅の移転により、安全な住環境の整備に努める。

#### ウ　大規模盛土造成地マップの作成・公表

地震時等に滑動崩落の可能性がある大規模盛土造成地について調査を行うとともに、抽出された盛土造成地について「大規模盛土造成地マップ」の作成・公表を行う。

## ３　液状化対策（県土整備部、防災対策部）

### (1) 地盤データ等に基づく液状化危険度の把握

地震時に発生する地盤の液状化については、地震災害対策の重要な事項であることから、地盤の液状化危険度調査を実施し、詳細な地盤データ等に基づく液状化危険度を把握して関係機関との共有を図る。

### (2) 被害防止対策の実施

公共・公益施設の管理者は、施設の設置にあたり地盤改良等による被害防止対策等を適切に実施するほか、大規模開発にあたっては関係機関と十分な連絡・調整を図る。

### (3) 小規模建築物に対する啓発

個人住宅等の小規模建築物について、建築確認申請窓口等における住民等への啓発や、液状化対策に有効な基礎構造等についての周知等に努める。

## ４　防災上の配慮を要する者が利用する施設の土砂災害対策（医療保健部、子ども・福祉部、県土整備部）

土砂災害の犠牲者となりやすい高齢者、幼児などの要配慮者が利用する病院、老人ホーム、幼稚

園等の施設を保全対象に含む土砂災害危険箇所について、砂防、地すべり、急傾斜地崩壊対策工事を重点的に実施する。

### ５　緊急調査及び土砂災害緊急情報の通知（農林水産部、県土整備部）

地すべりが発生した際には、必要に応じ、土砂災害防止法に基づく緊急調査を実施したうえで、土砂災害緊急情報を市町へ通知するなど、適切かつ迅速な調査、情報発信等ができるよう体制整備する。

また、河道閉塞等に伴う土石流については、実施主体である国の緊急調査及び土砂災害緊急情報の通知に対して、必要な協力ができるよう、連絡調整を行う。

## ■市町が実施する対策

### １　土砂災害対策

警戒避難体制の整備に向け、以下の事項について明確に定める。

①　避難所の設置
②　避難勧告及び避難指示（緊急）等の発令時期決定方法
③　気象情報及び異常現象並びに避難勧告等の連絡方法
④　避難誘導責任者
⑤　避難所の位置及び避難勧告等の住民への周知
⑥　土砂災害危険箇所等の把握
⑦　土砂災害危険箇所等のパトロール
⑧　その他必要事項

特に、土砂災害警戒区域に指定された区域については、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、円滑な警戒避難が行われるために必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

### ２　ため池改修事業

県内のため池は、農業用水の貴重な水源として重要な役割を果たしているが、多くは江戸時代以前に築造されたもので、堤体及び洪水吐き等の老朽化が著しく、地震や集中豪雨による決壊の危険性があるため、耐震及び老朽化対策の改修工事を実施する。

### ３　液状化対策

「＜県が実施する対策＞3.　液状化対策　(2)及び(3)」に準ずる。

**【市町地域防災計画記載検討項目】**

**(1) 土砂災害危険箇所・土砂災害（特別）警戒区域の把握**
**(2) 土砂災害防止対策**
**(3) 宅地災害の防止対策**
**(4) 液状化対策**
**(5) 上記危険地域における情報、予警報の発令・伝達体制**
**(6) 上記危険地域における警戒、避難、誘導体制**
**(7) その他必要な事項**

■その他の防災関係機関が実施する対策

１　崩壊危険地域の災害防止

(1) 国道防災事業（中部地方整備局、近畿地方整備局）

一般国道指定区間内の崩壊、落石等の危険のある箇所に防災事業を実施する。

【主担当課】
・農業基盤整備課、治山林道課、防災砂防課、建築開発課、住宅政策課
【監修部隊】
・社会基盤整備部隊（施設整備隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。災害対策統括部については、「第３部　第１章　第１節　活動態勢の整備」を参照。

# 第４章　緊急輸送の確保

## 第１節　輸送体制の整備（予防12）

### 第１項　防災･減災重点目標

【現在の状態】
・大規模災害時の陸上及び海上輸送にかかる現在の緊急輸送ネットワークについて、津波災害や広域支援を想定した検証が十分でない。

⇒

【この計画がめざす状態】
・南海トラフ地震の被害想定や広域的な応援・受援計画、救援物資等の供給計画等に基づき、陸上及び海上、航空輸送にかかる緊急輸送ネットワークの見直し及び整備が着実に進められている。

### 第２項　対策項目

【公助】

| 実施主体 | 対　象 | 対　策（活　動）項　目 |
|---|---|---|
| 県 | | (1) 緊急輸送ネットワークの確保<br>(2) 陸上輸送対策<br>(3) 航空輸送対策<br>(4) 海上輸送対策 |
| | 運送事業者等 | (1) 運送事業者等との連携体制の構築 |
| 市町 | | (1) 緊急輸送ネットワークの確保<br>(2) 陸上輸送対策<br>(3) 航空輸送対策<br>(4) 海上輸送対策 |
| | 運送事業者等 | (1) 運送事業者等との連携体制の構築 |
| 輸送・運搬等を担う防災関係機関等 | 県及び関係機関等 | (1) 発災時の災害対策体制の整備 |

### 第３項　対策

**■県が実施する対策**

**１　緊急輸送ネットワークの確保（防災対策部、農林水産部、県土整備部、警察本部）**

緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設（道路、港湾、漁港等）、防災上の拠点及び輸送拠点について、それらが発災時にも機能するよう整備を図り、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等への周知を図る。

また、信号機、情報板等の道路交通関連施設の耐震性を確保するとともに、災害時の広域的な交通管理体制を整備する。（推進計画）

**２　陸上輸送対策**

**(1) 緊急輸送道路の指定及び道路啓開計画の検討・共有（防災対策部、県土整備部）**

陸海空のあらゆる必要な手段を利用した緊急輸送ネットワークの形成を図るため、緊急輸送道

路ネットワーク計画を策定し、緊急輸送道路を指定するとともに、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき作成した緊急輸送道路ネットワーク図を関係機関に周知する。（推進計画）

また、災害時の初動対応として、緊急通行車両等の通行ルート確保のため、道路啓開に関する計画（くしの歯作戦）を関係機関と検討するとともに共有する。

**ア　緊急輸送道路**

県は、隣接府県及び防災上の拠点となる施設を結ぶ路線等を緊急輸送道路に指定する。

①　第１次緊急輸送道路

県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路

②　第２次緊急輸送道路

第１次緊急輸送道路と市町役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、広域防災拠点施設等）を連絡する道路

③　第３次緊急輸送道路

その他の道路

**イ　防災上の拠点となる施設**

①　第１次

a　県庁及び地方生活圏の救援物資等の備蓄・集散上の拠点（県の拠点総合庁舎）

b　県内の港湾のうち救援物資等の備蓄・集散上の最重要となる港湾とその管理の拠点（四日市港、国土交通省四日市港湾事務所、四日市港管理組合）

c　地方中心都市（地域防災総合事務所等所在地）の市庁舎

d　広域救護活動等の拠点（陸上自衛隊駐屯地）

②　第２次

a　市町内の救援物資等の備蓄・集散上の拠点（市町庁舎・市町分庁舎）

b　道路管理の拠点（国土交通省、中日本高速道路株式会社の各事務所）

c　救援物資等の備蓄・集散上の拠点（重要港湾及び耐震強化岸壁整備港湾等、広域防災拠点施設及びヘリポート）

d　救援活動等の拠点（海上保安庁、警察、消防本部各庁舎）

e　医療活動の拠点（災害拠点病院及び災害医療支援病院）

③　第３次

a　鉄道輸送の拠点（ＪＲ、近鉄の主要駅）

b　広域応援部隊の活動・物資搬送の拠点

**ウ　くしの歯ルート**

第１次、第２次緊急輸送道路等より選定し「道路啓開オペレーション計画（中部版くしの歯作戦）」に基づき、津波等により甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するための道路啓開を最優先に行う道路

**(2) 緊急輸送道路等機能の確保（県土整備部、警察本部）**

道路管理者等は、国、市町、建設企業と連携した迅速な道路啓開の態勢整備を推進する。

また、緊急輸送道路沿いの建築物で、大規模地震時に倒壊した場合にその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする可能性のある建築物について、耐震化等の促進を図る。

発災後交通規制が実施された場合の一般車両運転者の責務等について、平常時から周知を図る。

(3) 輸送機能の確保（防災対策部、警察本部）

ア　緊急通行車両（規制除外車両を含む）の事前届出

発災時に緊急通行車両としての指定が見込まれる車両について、「緊急通行車両等標章交付のための事前届出制度」に基づく手続きを促進する。

イ　輸送車両の燃料供給等

災害時に緊急通行車両等への優先的な燃料供給等を行うための環境整備を推進する。

３　航空輸送対策（防災対策部）

(1)　飛行場外離着陸場の確保

道路等の寸断に備え、飛行場外離着陸場適地を関係機関と協議のうえ指定するとともに、これらの場所が災害時に有効に利用できるよう、関係機関や地元住民等に対し周知徹底を図る。

また、災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか、必要に応じ通信機器等必要な機材について備蓄するよう努める。

４　海上輸送対策（農林水産部、県土整備部）

(1) 漁港・港湾施設の復旧体制の確保

漁港・港湾管理者は、障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保、人命救助活動等にかかる支援体制の整備を図る。

５　運送事業者等との連携体制の構築（防災対策部）

あらかじめ（一社）三重県トラック協会を始めとする運送事業者等との緊急輸送にかかる協定を締結しておく等、運送事業者等との連携体制の構築による緊急輸送体制の整備を推進する。

■市町が実施する対策

１　市町における対策

(1) 緊急輸送ネットワークの確保

緊急輸送活動のために確保すべき道路・漁港等、防災上の拠点及び輸送拠点について、それらが発災時にも機能するよう整備を図り、緊急輸送ネットワークの確保を図るとともに、関係機関等に対する周知を図る。

(2) 陸上輸送対策

ア　緊急輸送道路の指定

緊急輸送道路の指定について、防災拠点や避難所の整備・指定状況、物資等集積拠点の整備・指定状況、県の緊急輸送道路の指定状況等に鑑み、適切な見直しを図る。

イ　緊急輸送道路機能の確保

「＜県が実施する対策＞　２　陸上輸送対策　(2)　緊急輸送道路機能の確保」に準じた対策等を行う。

(3) 航空輸送対策

ア　飛行場外離着陸場の確保

飛行場外離着陸場適地が災害時に有効に利用できるよう、関係機関や地元住民等への周知を図っておくほか、必要に応じ通信機器等必要な機材を備蓄するよう努める。

(4) 海上輸送対策

ア　漁港施設の復旧体制の確保

漁港の管理者は、障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保等支援体制の整備を図る。

２　運送事業者等を対象とした対策

(1) 運送事業者等との連携体制の構築

「＜県が実施する対策＞　５　運送事業者等との連携体制の構築」に準じた対策等に努める。

【市町地域防災計画記載検討項目】

(1) 緊急輸送ネットワークの確保
(2) 陸上輸送対策
(3) 航空輸送対策
(4) 海上輸送対策
(5) 運送事業者等との連携体制の構築
(6) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜（一社）三重県トラック協会の対策＞

１　発災時の災害対策体制の整備

(1) 情報伝達体制の確立

①　協会員相互の連絡網を整備し、応援体制を強化する。
②　県災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

(2) 「災害時における物資等の緊急輸送に関する協定」に基づく体制の確立

①　災害時における物資等の緊急輸送に関する協定」における県と協会との連絡体制の整備を図る。
②　「災害時における物資等の緊急輸送に関する協定」に基づき、災害時に県から物資等の緊急輸送の要請があった場合の輸送体制等の整備を図る。
③　県が実施する防災訓練等への参加を通じ、協定に基づく連絡体制や輸送体制の検証に努める。

＜その他の協定締結事業者及び事業者団体の対策＞

１　発災時の災害対策体制の整備

(1)　情報伝達体制の確立

①　県災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

(2)　協定に基づく体制の確立

①　協定における県と事業者及び事業者団体との連絡体制の整備を図る。
②　協定に基づき、災害時に県から物資等の緊急輸送の要請があった場合の輸送体制や方法について整備を図る。
③　県が実施する防災訓練等への参加を通じ、協定に基づく連絡体制や輸送体制の検証に努める。

【担当課】
・災害対策課、水産基盤整備課、道路企画課、道路管理課、港湾･海岸課、建築開発課、警備第二課
【監修部隊】
・総括部隊（総括隊）
・社会基盤対策部隊（施設整備隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。災害対策統括部については、「第３部　第１章　第１節　活動態勢の整備」を参照。

# 第５章　防災体制の整備・強化

## 第１節　災害対策機能の整備及び確保（予防13）

### 第１項　防災･減災重点目標

【現在の状態】
・地震の規模や発生の時間帯によっては、必要な数の職員が確保できずに災害対策本部及び地方部の立ち上げが遅れる可能性がある。また、大規模地震発生時の公的施設等の使用目的が定められておらず、発災時及び発災後の混乱が予測される。

⇨

【この計画がめざす状態】
・どの時間帯に地震が発生しても、必要な職員を早期に確保して災害対策本部及び地方部を速やかに立ち上げ、迅速で適切な応急対策活動を展開できる体制が整備されている。また、発災時の公的施設等の使途が明確に定められており、各部隊、市町が的確に災害対応にあたることができる体制が整っている。

### 第２項　対策項目

【公助】

| 実施主体 | 対　象 | 対　策（活　動）項　目 |
|---|---|---|
| 県 | | 【県災対本部に関する対策】<br>(1) 県災対本部機能等の整備・充実<br>(2) 職員参集体制の整備・充実<br>(3) 災害対策要員の確保対策 |
| | | 【地方部に関する対策】<br>(1) 地方部機能等の整備・充実<br>(2) 職員参集体制の整備・充実 |
| | | 【警察本部に関する対策】<br>(1) 災害警備機能の整備・充実 |
| | | 【職員に関する対策】<br>(1) 職員への防災教育・防災訓練の実施<br>(2) 職員の防災対策の推進 |
| | 防災関係機関 | (1) 救助対策にかかる協力体制の構築 |
| | 消防関係機関 | (1) 消防防災力の充実強化 |
| 市町 | | (1) 災害対策本部機能等の整備・充実<br>(2) 職員参集体制の整備・充実<br>(3) 職員への防災教育の実施<br>(4) 職員の防災対策の推進 |
| | 消防関係機関 | (1) 消防力の強化<br>(2) 救助・救急機能の強化 |

## 第３項　対策

■県が実施する対策

### １　県災対本部に関する対策

#### (1) 県災対本部機能等の整備・充実

**ア　県災対本部機能の強化（防災対策部）**

県災対本部への災害特性に応じた防災関係機関等の参画を促進し、災害対応力の強化を図るとともに、研修による活動内容の周知や訓練による検証を通じて、継続的な見直しを行うことにより、体制の定着を図る。

**イ　県災対本部職員用物資の備蓄（防災対策部）**

大規模な震災時には、県災対本部職員の食料や飲料水、簡易トイレや寝袋等の物資が確保できなくなることが想定されることから、県災対本部の活動を維持するため、県災対本部職員用物資の備蓄を図る。（推進計画）

**ウ　災害対策活動用物資・機材の備蓄（各部）**

応急対策や復旧対策の災害対策活動に必要な物資・機材の備蓄を推進するとともに、市町の保有状況の把握に努める。（推進計画）

**エ　本庁舎施設及び設備の整備（防災対策部、総務部）**

大規模地震時には、停電・断水が想定されることから、災害応急対策期における災害対策機能を継続させるため、自家発電施設の燃料の確保対策など必要な検討を進める。（推進計画）

**オ　広域防災拠点の機能強化（防災対策部）**

各地域における応急対策活動を展開する拠点施設として、県内の５地域６箇所に整備した広域防災拠点施設について、拠点間及び市町が整備する地域防災拠点施設や民間施設等とのネットワーク化を図るとともに、県内外からの広域応援･受援活動に対応するため、さらなる機能強化を検討する。

**カ　災害時の報道対応の充実（戦略企画部・防災対策部）**

応急対策時の災害対応を適切に進めながら、県民への情報の伝達を迅速･的確に行うため、県災対本部に隣接した場所に報道用スペースを確保するなど、円滑に報道対応を進めるための仕組みを検討する。

**キ　不測の事態に備えた活動スペースの確保**

不測の事態により、県庁講堂が利用できない場合に備え、行政棟内において利用可能なスペースを予め検討しておくものとする。

ク　災害対策業務へのＩＣＴ活用の検討

災害現場で活用可能なＩＣＴについて、県と市町とで意見交換等を行う場を設け、災害対策業務へのＩＣＴ活用について検討を行う。

#### (2) 職員参集体制の整備・充実（防災対策部）

**ア　職員参集体制の整備**

災害発生時の迅速な初動体制を確保するため、勤務時間外における宿日直体制の実施とともに、職員への一斉メールシステムの整備など、より迅速な職員参集体制の整備を推進する。

また、本庁舎周辺に居住する職員を緊急初動対策要員として継続的に指定し、初動体制の確立・定着を図る。

＜津波対策について＞

**イ　津波警報発表時等の初動対策要員参集体制の検討について**

勤務時間外に地震が発生し、短時間での津波の到達と津波警報の長時間にわたる発表が見

込まれる際の初動対策要員の確保対策を検討する。

### (3) 災害対策要員の確保対策（防災対策部）

#### ア　県職員ＯＢの活用検討

退職した県職員ＯＢの災害対策要員としての具体的な活用の方法を検討する。

### (4)　業務継続体制の確保対策（防災対策部）

#### ア　三重県業務継続計画の策定

災害発生時に、災害対応業務のみならず、優先度の高い通常業務についても業務継続体制の確保を図るため、「三重県業務継続計画」を策定し、災害時であっても業務の継続が必要な非常時優先業務や、それに必要な人員、機材や業務システム及びそれが使用できない場合の代替手段等をあらかじめ定める。

また、組織や業務の改正等を適切に反映するために計画を定期的に見直すとともに、計画に基づく訓練や検証等を実施し、必要に応じて内容の改善を図るなど、実効性のある業務継続体制の確保に努める。

## ２　地方部に関する対策

### (1) 地方部機能等の整備・充実（防災対策部）

#### ア　地方部用物資の備蓄

災害時の地方部の活動を維持するため、地方部用物資の備蓄を図る。（推進計画）

### (2) 職員参集体制の整備・充実（防災対策部）

#### ア　職員参集体制の整備

本部の対策に準じ、災害発生時の迅速な初動体制を確保するため、職員への連絡体制の整備など、より迅速な職員参集体制の整備を推進する。

また、県庁舎周辺に居住する職員を緊急初動対策要員として継続的に指定し、初動体制の確立・定着を図る。

＜津波対策について＞

#### イ　津波警報発表時等の初動対策要員参集体制の検討について

勤務時間外に地震が発生し、短時間での津波の到達と津波警報の長時間にわたる発表が見込まれる際の初動対策要員の確保対策を検討する。

## ３　警察本部に関する対策（警察本部）

### (1) 災害警備機能の整備・充実

① 警察施設の整備・充実

警察施設は、各種災害警備活動の拠点となることから、津波浸水予測範囲に所在する警察施設の建て替えに際しては、治安情勢や地理的条件、他機関の動向等を総合的に勘案し、可能な限り、津波浸水予測範囲外への移転整備を進めることで機能維持を図る。

② 警備体制の整備

a　職員の招集・参集体制の整備

b　警察災害派遣隊の整備

c　災害装備資機材の整備充実

d　教養訓練の実施
e　災害警備用物資の備蓄等
f　業務継続性の確保

③ 情報収集・連絡体制の整備
④ 情報通信の確保
⑤ 交通の確保に関する体制及び施設の整備

## ４　職員に関する対策

### (1) 県職員への防災教育・防災訓練の実施（防災対策部）

県職員一人ひとりが自分事として日常的に防災・減災に取り組み、発災後は人命の確保はもとより、被災者の早期の生活再建と地域社会のより良い復興を県民とともに成し遂げるよう、三重県職員防災人材育成指針に基づき、県職員の防災人材育成を図る。

ア．防災人材育成において向上させるべき能力

〇災害（被災）イメージ力
〇災害対応の全体像把握力
〇心構え
〇災害対応のマネジメント能力
〇個別業務の処理能力

イ．防災人材育成の際に盛込む事項

① 過去の災害記録（災害エスノグラフィーなど）
② 南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
③ 地震・津波に関する一般的な知識
④ 南海トラフ地震臨時情報に関する知識、地震予知情報等の内容、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
⑤ 南海トラフ地震臨時情報が出された場合及び地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
⑥ 緊急地震速報や緊急地震速報の利用の心得の内容について十分理解し、地震発生時に適切な防災行動がとれる知識
⑦ 職員等が果たすべき役割
⑧ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
⑨ 職員が各家庭において実施すべき地震・津波対策
⑩ 図上訓練等を通じた各所属ごとに作成した災害時事務マニュアルの内容検証
⑪ 「三重県広域受援計画」「三重県復興指針」などの三重県が定めた各種計画や指針

ウ．災害時に迅速、的確な行動がとれるよう災害時のマニュアルを作成し、その内容について県職員に周知徹底を図る。（推進計画）

### (2) 職員の防災対策の推進（防災対策部、総務部）

職員は、「第１章　第１節　県民や地域の防災対策の促進」において県民に求める自助の取組を率先して実行するものとし、特に家屋の耐震化や家具固定など、地震発生時に直接生命に関わる対策は確実に実施し、職員自身及び家族に被救助者を生じさせることなく、速やかに県の災害対策要員に加われるよう、平常時の備えを徹底する。

## ５　防災関係機関を対象とした対策（防災対策部）

### (1) 救助対策にかかる協力体制の構築

災害時の効率的な救助･救急活動を行うため、関係機関相互の連携体制の強化を図る。

また、大規模災害時の初動期における人命救助を迅速に進めるため、ライフライン関係機関、建設関係団体等との連携を図り、人員、資機材等の提供などの協力を得られる体制を構築する。（推進計画）

## ６　消防関係機関等を対象とした対策

### (1) 消防防災力の充実強化

県消防学校において、消防職員、消防団員、消防防災関係者等を対象に教育訓練を実施し、各種事故や災害時に消防防災関係者等が相互に連携しつつ、迅速かつ的確に消防防災活動が行えるようその資質の向上を図り、県内消防防災力の充実強化を図る。（推進計画）

**ア　消防職団員・その他消防防災関係者等を対象とした教育訓練の実施**

①　消防職員教育として、初任教育、専科教育、幹部教育、特別教育を実施する。

②　消防団員教育として、団員及び幹部教育の他、指導員及び機関員教育を実施する。

③　企業の自衛消防隊員等を対象に消防防災教育を実施する。

**イ　消防業務の高度化への対応**

災害の多様化等に伴う消防業務の高度化に対応するため、より専門的･実戦的な教育訓練(カリキュラム)を実施する。

## ■市町が実施する対策

＜市町（災害対策本部）を対象とした対策＞

## １　災害対策本部機能等の整備・充実

### (1)　災害対策本部施設及び設備の整備

発災時、迅速に災害対策本部を設置できるよう、施設・設備の耐震化、自家発電設備等の整備による非常電源、衛星携帯電話の確保などの整備に努める。

### (2)　物資・機材の備蓄

発災時には、応急対策や復旧対策を実施する際に必要な物資・機材等が必要なほか、市町災対本部職員用の食料、飲料水や仮設トイレ、寝袋等物資の入手が困難となることが予想されることから、計画的に必要量の備蓄に努める。

### (3)　現地災害対策本部機能の整備検討

市町本庁舎以外の機関など、実際の災害発生現場に近い庁舎を現地災害対策本部として活用し、機動的な災害対策活動が行えるよう、施設、人員、備蓄物資を含めた体制を検討する。

＜津波対策について＞

### (4)　第２指令機能整備にかかる検討

津波での浸水により庁舎の災害対策機能の喪失が想定される市町災対本部施設においては、災害対策機能を代替できる施設等の整備を検討する。

## ２　職員参集体制の整備・充実

＜津波対策について＞

### (1)　津波警報発表時等の初動対策要員参集体制の検討について

勤務時間外に地震が発生し、短時間での津波の到達と津波警報の長時間にわたる発表が見込まれる際の初動対策要員の確保対策を検討する。

### ３　職員への防災教育・防災訓練の実施

「＜県が実施する対策＞４職員に対する対策　(1)職員への防災教育･防災訓練の実施」に準じ、市町職員への地震防災教育・防災訓練の実施に努める。

### ４　職員の防災対策の推進

「＜県が実施する対策＞４職員に対する対策　(2)職員の防災対策の推進」に準じ、市町職員への防災対策の働きかけに努める。

## ＜消防機関を対象とした対策＞

### １　消防力の強化

地震による被害の防止又は軽減を図るとともに、「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」を充足するため、消防組織の充実強化を図り、消防用施設等の整備に努める。

#### (1)　消防職員・消防団員の充実・資質向上等

消防職員の充実及び資質の向上を図るとともに、地域における消防防災の中核である消防団について、機能別団員や青年・女性層の参加促進など活性化を図るほか、育成教育、装備の充実を推進し、減少傾向にある消防団員の確保に努める。

#### (2)　消防用施設等の整備の推進等

消防自動車等の消防設備の整備を推進するとともに、地震防災に関する知識の啓発、情報の伝達、延焼防止活動及び救助活動等の被害の防止又は軽減に必要な消防防災活動を有効に行うことができる消防用施設の整備を推進する。

#### (3)　消防水利の確保対策

地震災害時において、消防の用に供することを目的とする耐震性貯水槽等の貯水施設や取水のための施設を整備するとともに、人工水利と自然水利の適切な組み合わせによる水利の多元化を推進する。

### ２　救助・救急機能の強化

災害時の職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助･救急活動を行うため、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助･救急機能の強化を図る。

また、大規模･特殊災害に対応するため、高度な技術･資機材を有する救助隊の整備を促進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。

**【市町地域防災計画記載検討項目】**

(1) 災害対策本部機能等の整備
(2) 職員参集体制の整備
(3) 職員への防災教育・防災対策の推進
(4) 消防力の強化
(5) 救助・救急機能の強化
(6) その他必要な事項

**【担当課】**
**・消防・保安課、防災企画・地域支援課、災害対策課、広聴広報課、総務課、警備第二課**
**【監修部隊】**
**・総括部隊（総括隊）**

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。災害対策統括部については、「第３部　第１章　第１節　活動態勢の整備」を参照。

# 第２節　情報収集・情報伝達機能の整備及び確保（予防14）

## 第１項　防災･減災重点目標

【現在の状態】
・発災直後(特に夜間等）の県災対本部、地方部、市町の災害対策機能が十分に整備できていない段階において、必要な情報を収集、伝達するための体制整備が十分でない。

⇨

【この計画がめざす状態】
・どの時間帯に地震が発生しても、県災対本部等が必要な情報収集と伝達ができる体制が、県、市町、防災関係機関において整っている。

## 第２項　対策項目

【公助】

| 実施主体 | 対　象 | 対　策（活　動）項　目 |
|---|---|---|
| 県 | | (1) 災害情報収集・伝達体制の整備・充実<br>(2) 被害情報収集・伝達手段の整備<br>(3) 情報の分析・整理レベルの向上<br>(4) 非常用電源の確保対策<br>(5) 訓練の実施<br>(6) 施設・設備の維持管理 |
| | 市町 | (1) 市町の通信手段等の整備促進 |
| | 通信事業者、放送事業者 | (1) 通信設備の優先利用の手続き |
| 市町 | | (1) 災害情報収集・伝達体制の整備<br>(2) 被害情報収集・伝達手段の整備 |
| | 通信事業者、放送事業者 | (1) 通信設備の優先利用の手続き |
| 通信事業者、放送事業者等 | | (1) 設備面の災害予防<br>(2) 災害対策体制の整備<br>(3) 防災広報活動<br>(3) 広域応援体制の整備 |

## 第３項　対策

### ■県が実施する対策

#### １　県（災対本部）を対象とした対策

##### (1)　災害情報収集・伝達体制の整備・充実（防災対策部、戦略企画部）

迅速的確な災害情報の収集・連絡のため、民間企業、報道機関、住民等からの情報など、多様な災害関連情報等の収集・伝達体制の整備を図る。

**ア　地震・津波災害全般にかかる情報収集・伝達体制の整備**

県災対本部各班等が所管する情報を明確化するとともに、それら情報の収集・連絡体制の整備を図る。特に避難行動要支援者や孤立地域の被害者、帰宅困難者等への確実な情報伝達体制の整備を図るとともに、防災情報システムを活用した災害関連情報の収集・共有の徹底を図る。

**イ　緊急地震速報受信体制等の整備**

地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を活用する体制及び施設、設備の整備に努める。

また、沖合いを含む、より多くの地点における津波即時観測データを充実させるため、国等関係機関との協力関係の構築を図る。

**ウ　「ＤＯＮＥＴを活用した津波・予測伝達システム」の導入**

「ＤＯＮＥＴを活用した津波予測・伝達システム」について、県南部地域と同様に、伊勢湾沿岸市町への導入を進める。

**エ　「防災みえ．ｊｐ」ホームページ及びメール等配信サービスによる災害情報等の提供・伝達**

三重県の防災情報ポータルサイト「防災みえ．ｊｐ」ホームページ及びメール等配信サービスの普及による県民への迅速な災害に関する情報等の提供・伝達を図る。

また、提供する情報を充実させるとともに、確実に伝達できるよう、多様な伝達手段の整備に努める。

**オ　通信手段途絶時等の体制整備**

災害発生時、通信手段が途絶した場合等に備え、被災現場情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定し、配備体制を整えるとともに、通信障害発生時に、迅速に通信を復旧できる体制の整備を図る。特に被災地区や孤立地区等で障害が発生した場合でも、対応が可能な体制の整備に努める。

また、通信ボランティア等と連携し、アマチュア無線等を活用した情報収集体制の整備を図る。

通信障害発生時の県民への情報伝達体制として、放送事業者等の協力を得て、地震に関する情報及び被災者に対する生活情報等必要な情報を伝達できる体制の整備を図るほか、災害伝言ダイヤル等安否情報確認システムの効果的な活用が図られるよう、普及啓発を図る。

**カ　近県の原子力発電所にかかる通報連絡体制の確保**

近県の原子力発電所の安全確保に関する以下の事態が発生した場合の、電力事業者との連絡体制を確保する。

①　地震、津波、火災などにより、原子炉施設に非常事態が発生したとき
②　放射性物質によって、発電所の周辺環境に異常が発生したとき
③　非常用炉心冷却設備等工学的安全施設が作動したとき
④　その他上記各項に準ずる異常が発生しとき

**キ　情報共有システムの整備**

情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式の標準化を進め、共通システムの構築を図るとともに各機関のシステム利用を推進する。

**(2) 被害情報収集・伝達システム等の整備（防災対策部、警察本部）**

県防災通信ネットワークを始めとして、確実な情報収集・伝達手段を確保する。

また、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、船舶、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、監視カメラなど画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。（推進計画）

**ア　県防災通信ネットワークの整備**

県防災通信ネットワーク設備の維持管理を行うとともに、有効に活用できるよう設備及び機能の更新を行う。

**イ　全国瞬時警報システムの維持・管理**

県及び市町が整備している全国瞬時警報システム（Ｊアラート）について、定期的な点検及び作動テストを行い、その適正な維持に努めるとともに、情報伝達手段の多重化を推進し、緊急情報伝達時の体制の強化に努める

**ウ　ヘリコプターテレビシステムの整備**

被災地の状況を迅速に把握するために有効なヘリコプターテレビシステムの活用を図る。

**エ　移動通信の活用・整備推進**

有線通信の途絶時に通信を確保するため、携帯電話、衛星による携帯通信等の移動通信の活用を推進する。

**オ　防災情報プラットフォームの整備**

県災対本部の情報収集機能等を強化するとともに、よりわかりやすく情報を提供するため、防災情報プラットフォームの機能の向上を図る。

また、防災情報システムによる情報収集及びLアラート等への情報提供が確実に行えるよう、操作研修等によるシステムの利用について習熟を図る。

**カ　震度情報システムの整備**

地震発生時に県内の震度情報を収集し、被害を推定するため、震度情報システムの再整備を行う。

**キ　緊急速報メール等情報提供手段の検討**

避難に関する情報を全ての人に迅速かつ的確に提供する体制のあり方について検討する。

**ク　被災者安否情報提供窓口の設置検討**

災害発生時に被災者の安否に関する情報について照会があった場合、照会者に対する回答を行う体制について検討する。

**(3) 情報の分析・整理レベルの向上（防災対策部）**

長期的な計画により、収集した情報を分析・整理できる人材の育成と、必要に応じて専門家の意見を活用できる体制を構築する。

また、情報の収集、整理、分析等を行い迅速かつ確実な対応ができるよう訓練等を行う。

さらに、防災対策に必要な防災関連情報の収集・蓄積を図る。

**(4) 非常用電源の確保対策（防災対策部）**

専用通信施設に、災害時の停電対策として非常用発電機やバッテリーを設置し、非常時の通信の運用確保を図る。

さらに、燃料、エンジンオイル等の備蓄、確保を行うとともに、発災時の不測の事態（点検道の遮断等）にも可能な限り対応できる体制整備を図る。

**(5) 訓練の実施（防災対策部）**

定期的又は随時に通信訓練等を実施し、災害時に備える。

**(6) 施設・設備の維持管理（防災対策部）**

防災通信ネットワーク等施設・設備の維持管理にあたっては、保守点検の徹底、計画性を持った設備更新等、適切に実施する。

## ２　市町を対象とした対策

**(1) 市町の通信手段等の整備促進（防災対策部）**

災害時において初動体制を確立し、被害概要を早期に把握するとともに、正確な情報を広く県民に伝えるため、県内市町の防災行政無線の整備を促進する。

このため、中継基地局の電源設備や建屋・鉄塔といった設備面の共用や無線システム全体

の共用などを活用して、市町の整備を支援する。

また、県・市町の防災行政無線の総点検に基づく対策を行う。（推進計画）

### ３　防災関係機関（通信事業者、放送事業者）を対象とした対策（防災対策部）

#### (1) 通信設備の優先利用の手続き

通信設備の優先利用（基本法第57 条）及び優先使用（同法第 79 条）について西日本電信電話株式会社三重支店、放送局とあらかじめ協議を行い、使用手続きを定めておく。

## ■市町が実施する対策

### １　市町（災害対策本部）を対象とした対策

#### (1) 災害情報収集・伝達体制の整備

迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡のため、多様な災害関連情報等の収集・伝達体制の整備を図る。

**ア　地震・津波災害全般にかかる情報収集・伝達体制の整備**

災害関連情報の収集・共有と住民等への伝達体制の整備を図る。特に避難行動要支援者や孤立地域の被害者、帰宅困難者等への確実な情報伝達体制の整備を図るとともに、県の防災情報システムを活用した災害関連情報の共有の徹底を図る。

#### (2) 被害情報収集・伝達手段の整備

**ア　防災行政無線の整備等**

市町防災行政無線（戸別受信機を含む。）等の整備を図るとともに、有線通信や携帯電話も含め、避難行動要支援者や孤立集落にも配慮した多様な手段の整備・確保に努める。

なお、防災行政無線の整備、維持管理にあたっては、施設・設備の耐震・津波対策に留意し、保守点検の徹底、設備等の計画性を持った更新等適切な管理に努める。

**イ　被災者安否情報提供窓口の設置検討**

災害発生時に被災者の安否に関する情報について照会があった場合、照会者に対する回答を行う体制について検討する。

### ２　防災関係機関（通信事業者、放送事業者）を対象とした対策

#### (1) 通信設備の優先利用の手続き

「＜県が実施する対策＞　防災関係機関(通信事業者、放送事業者)を対象とした対策　(1)通信設備の優先利用の手続き」に準じた手続きを行う。

**【市町地域防災計画記載検討項目】**

(1) 情報収集・伝達体制の整備
(2) 情報収集・伝達手段の整備
(3) その他必要な事項

## ■その他の防災関係機関が実施する対策（通信事業者、放送事業者）

**＜固定通信事業者の対策＞**

### １　設備面の災害予防

#### (1) 通信施設の耐震対策及び耐火対策

災害時においても重要通信を確保できるよう、施設・設備の耐震性強化や耐火対策を講じる。

#### (2) 施設・設備のバックアップ対策

主要伝送路のループ化、多ルート化やシステムの分散設置等による施設・設備のバッ

クアップ体制の強化を図る。

⑶ 災害対策用資材等の確保

早急な通信機能の復旧を図るため、通信用機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

⑷ 災害時用移動通信基地局車両の配置検討

災害時に重要施設等の通信を応急的に確保するため、移動通信基地局車両の配備及び災害時の配置計画等について、検討する。

２　災害対策体制の整備

⑴ 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定めておく。

⑵ 情報伝達体制の確立

施設、設備の被害状況等の把握及び関係部署等への情報伝達方法等をあらかじめ定めておく。

また、県災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

３　防災広報活動

各通信事業者は、通信の復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

４　広域応援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、通信事業者の防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするよう平常時からあらかじめ措置方法を定めておく。

＜移動通信事業者の対策＞

１　設備面の災害予防

⑴ 通信施設の耐震対策及び耐火対策

災害時においても重要通信を確保できるよう、施設・設備の耐震性強化や耐火対策を講じる。

⑵ 施設・設備のバックアップ対策

主要伝送路のループ化、多ルート化やシステムの分散設置等による施設・設備のバックアップ体制の強化を図る。

⑶ 災害対策用資材等の確保

早急な通信機能の復旧を図るため、通信用機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

⑷ 災害時用移動通信基地局車両の配置検討

災害時に重要施設等の通信を応急的に確保するため、移動通信基地局車両の配備及び災害時の配置計画等について、検討する。

２　発災時の災害対策体制の整備

⑴ 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。

⑵ 情報伝達体制の確立

施設、設備の被害状況等の把握及び関係部署等への情報伝達方法等をあらかじめ定める。

また、県災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

### ３　防災広報活動

各通信事業者は、通信の復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

### ４　広域応援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、通信事業者の防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするよう平常時からあらかじめ措置方法を定めておく。

＜放送事業者の対策＞

### １　設備面の災害予防

#### ⑴　放送施設の耐震対策及び耐火対策

災害時においても放送機能を確保できるよう、施設・設備の耐震性強化や耐火対策を講じる。

#### ⑵　災害対策用資材等の確保

早急な放送機能の復旧を図るため、放送用機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

### ２　発災時の災害対策体制の整備

#### ⑴　災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定めておく。

#### ⑵　情報伝達体制の確立

施設、設備の被害状況等の把握及び関係部署等への情報伝達方法等をあらかじめ定めておく。

また、県災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

### ３　防災広報活動

各放送事業者は、放送の復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

**【担当課】**
**・防災企画･地域支援課、災害対策課、広聴広報課、警備第二課**
**【監修部隊】**
**・総括部隊（総括隊・総務広報隊）**

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。災害対策統括部については、「第３部　第１章　第１節　活動態勢の整備」を参照。

# 第３節　医療・救護体制及び機能の確保（予防15）

## 第１項　防災･減災重点目標

【現在の状態】
・耐震化がなされていない災害拠点病院等がある。また、災害時の重要な情報共有の手段となる「広域災害・救急医療情報システム(ＥＭＩＳ)」に全病院が参加しているが、有床診療所の一部が未加入である。さらに、地域において災害時の医療・救護をコーディネートする機能が十分でない。

⇨

【この計画がめざす状態】
・災害拠点病院等において医療に必要な施設の耐震化がなされている。また、病院だけでなく、有床診療所もＥＭＩＳに加入している。さらに、地域において、関係機関を含めた災害時の医療・救護を円滑に提供する体制が整っている。

## 第２項　対策項目

【公助】

| 実施主体 | 対　象 | 対　策（活　動）項　目 |
|---|---|---|
| 県 | 災害時に医療を担う機関 | (1) 医療体制の整備<br>(2) 医薬品等の確保･供給体制の整備<br>(3) 医療機能の確保 |
| 市町 | 災害時に医療・救護を担う機関 | (1) 医療・救護体制の整備<br>(2) 医療・救護機能の確保 |
| | 住民(患者) | (1) 災害時医療・救護体制等の周知 |

【共助】

| 実施主体 | 対　策（活　動）項　目 |
|---|---|
| 災害時に医療・救護を担う機関 | (1) 医療・救護体制の整備<br>(2) 医薬品等の確保･供給体制の整備<br>(3) 医療・救護機能の確保 |

【自助】

| 実施主体 | 対　策（活　動）項　目 |
|---|---|
| 県民(患者) | (1) 災害時の医療に関する事前対策 |

## 第３項　対策

■県が実施する対策

１　災害時に医療を担う機関を対象とした対策

(1)　医療体制の整備

ア　広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）の体制充実（医療保健部）

県では、災害時における医療機関の被災状況を把握するため、医療機関の稼働状況を入力することで関係機関（国、都道府県、医療機関、消防等）と都道府県を越えて情報が共有できる広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）の運用を行っており、病院だけでなく、有床の診療所を含めた医療機関のＥＭＩＳへの加入促進に努める。

イ　関係機関との連携体制の構築（医療保健部、防災対策部）

① 県で設置した医療審議会災害医療対策部会、ＤＭＡＴ・ＳＣＵ連絡協議会等において、大規模災害に対応できる体制整備を行うとともに、災害医療ネットワークづくりを進める。

② 各地域で設置した、医療機関、医師会・歯科医師会等医療関係団体、消防本部、市町、警察、保健所等が連携した地域災害医療対策会議において、大規模災害に対応できる災害医療ネットワークづくりを進める。

③ 災害時精神医療体制の構築・強化を図るため三重ＤＰＡＴ運営委員会を開催する。

**ウ　災害医療コーディネート機能の確保（医療保健部）**

県災対本部に招へいする本部災害医療コーディネーターや地方部に招へいする地域災害医療コーディネーターによるコーディネート機能が十分に発揮できる体制の整備に努める。

なお、災害医療コーディネーターは、被災地における医療救護班等の派遣及び配置、患者搬送及び収容先医療機関の確保、災害時における適切な医療提供体制の確保に関し必要な助言及び調整を行うとともに、平時においても関係機関との連携体制の維持や、研修及び訓練に積極的に参加し、資質の向上に努める。

**エ　災害精神医療コーディネーター機能の確保（医療保健部）**

災害時の精神科医療をコーディネートするＤＰＡＴ統括者を複数名配置する。なお、ＤＰＡＴ統括者は、県災害対策本部において、本部災害医療コーディネーターと充分な連携を図る必要があるため、本部災害医療コーディネーターとして、研修及び訓練に積極的に参加し、資質の向上に努める。

**オ　災害拠点病院及び災害医療支援病院の整備（医療保健部）**

災害時に、災害拠点病院や災害医療支援病院等が連携して、円滑に災害時の医療を提供できる体制の整備を進める。

**【災害拠点病院と災害医療支援病院の指定状況及び役割等】**

<table>
<tr><th rowspan="2">医療圏</th><th colspan="2">災害拠点病院</th><th rowspan="2">災害医療支援病院</th></tr>
<tr><th>基幹災害拠点病院</th><th>地域災害拠点病院</th></tr>
<tr><td rowspan="8">北勢</td><td rowspan="12">県立総合医療センター</td><td rowspan="2">厚生連三重北医療センターいなべ総合病院</td><td></td></tr>
<tr><td>青木記念病院</td></tr>
<tr><td>桑名市総合医療センター</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">市立四日市病院</td><td>四日市羽津医療センター</td></tr>
<tr><td>厚生連三重北医療センター菰野厚生病院</td></tr>
<tr><td rowspan="2">厚生連鈴鹿中央総合病院</td><td>鈴鹿回生病院</td></tr>
<tr><td>亀山市立医療センター</td></tr>
<tr><td rowspan="4">中勢伊賀</td><td>三重大学医学部附属病院</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>三重中央医療センター</td></tr>
<tr><td>伊賀市立上野総合市民病院</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>名張市立病院</td></tr>
</table>

| | | | |
|---|---|---|---|
| 南勢志摩 | 県立総合医療センター | 松阪市民病院 | |
| | | 済生会松阪総合病院 | |
| | | 厚生連松阪中央総合病院 | |
| | | 伊勢赤十字病院 | |
| | | 市立伊勢総合病院 | |
| | | 県立志摩病院 | |
| 東紀州 | | 尾鷲総合病院 | |
| | | 紀南病院 | |
| 役割・必要機能等 | ・重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能<br>・重症傷病者の受け入れ機能<br>・ＤＭＡＴ等の受入機能<br>・広域搬送への対応機能<br>・ＤＭＡＴの派遣機能<br>・地域の医療機関への応急用資器材の貸出機能<br><br>基幹災害拠点病院は、災害医療に関して、県の中心的な役割を果たし、研修を行うなど県内の災害拠点病院の機能強化を図る | | ・災害拠点病院と連携し、又は支援し、主として被災地内の傷病者の受入及び搬送にあたる等、地域における必要な医療救護活動<br>・医療救護班を派遣する体制の確保と様々な状況に応じた医療救護班の派遣<br>・必要に応じて地域の医療機関等への応急用資器材の提供 |

**カ　災害拠点精神科病院の整備（医療保健部）**

災害時における精神科医療の拠点となる、災害拠点精神科病院の整備を進める。

**キ　業務継続計画（ＢＣＰ）の整備（医療保健部）**

全病院がＢＣＰの考え方に基づいた災害医療マニュアルを整備できるよう支援する。

**ク　災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）・災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）及び医療救護班の編成と訓練の実施（医療保健部、防災対策部）**

ＤＭＡＴは、各災害拠点病院がそれぞれ１隊以上保有している。ＤＰＡＴは、三重ＤＰＡＴ協定病院がそれぞれ１隊以上保有している。また医療救護班は、（公社）三重県医師会、（公社）三重県病院協会、郡市医師会、（公社）三重県看護協会、（公社）三重県歯科医師会、日本赤十字社三重県支部、（独）国立病院機構の各病院、大学病院等の協力を得て編成することとし、各機関において、あらかじめメンバーを選定しておく。

いずれも日頃から関係機関と連携した訓練の実施や参加に努める。

なお、ＤＭＡＴ・ＤＰＡＴ及び医療救護班の基本的な編成は次のとおりとする。

①　ＤＭＡＴ１隊の基本構成

医師　　１名
看護師　　２名
業務調整員　１名

②　ＤＰＡＴ１隊の基本構成

精神科医師　　１名
看護師　　２名

精神保健福祉士または
臨床心理士または作業療法士　　２名

③　医療救護班１班の基本構成
医師　　１名
看護師　　２名
事務職員等　１名

④　歯科医療救護班１班の基本構成
歯科医師　　１名
歯科衛生士　１名
歯科技工士　１名
事務職員等　１名

※災害の規模や種類に応じて、構成人数を増減する。

**ケ　ＳＣＵの整備（医療保健部）**

①　広域搬送拠点臨時医療施設（ＳＣＵ）の体制整備
南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画において、ＳＣＵ候補地として指定している伊勢志摩広域防災拠点（県営サンアリーナ）と県立看護大学に、ＳＣＵを展開するための必要な資機材及び消耗品の配備を進める。

②　被災地から診療可能な医療機関への搬送や重篤患者の災害拠点病院等への搬送体制の整備を図る。重篤患者の搬送については、ヘリコプターの有効活用を図るとともに、ヘリポートの確保に努める。

③　病院間やヘリポートへの患者搬送手段の確保について検討を行う。

**コ　ドクターヘリの活用体制の確保（医療保健部）**

ドクターヘリの災害時における活用体制について、検討を行う。

**サ　透析患者の対応（医療保健部）**

①　透析患者について、透析医会と災害時の透析関連情報の連絡体制を構築する。

②　透析患者の移送に備えて、地域別の透析患者数や透析施設等の状況把握を行う。

**⑵　医薬品等の確保･供給体制の整備**

**ア　災害薬事コーディネート機能の確保（医療保健部）**

県災対本部に招へいする本部災害薬事コーディネーターや地方部に招へいする地域災害薬事コーディネーターによるコーディネート機能が十分に発揮できる体制の整備に努める。

なお、災害薬事コーディネーターは、被災地において必要とされる医薬品・衛生材料等が迅速かつ円滑に供給されるよう、薬事に関する助言等を行うとともに、平時においても関係機関との連携体制の維持や、研修及び訓練に積極的に参加し、資質の向上に努める。

**イ　医薬品・衛生材料等の備蓄（医療保健部）**

災害直後の初動期に必要な外科系救急医薬品、衛生材料等を県直轄で備蓄するとともに、関係機関に流通備蓄を委託することにより県内各地域をカバーする。

**ウ　医薬品・衛生材料等の調達・分配（医療保健部）**

①　県が備蓄している医薬品・衛生材料等を被災地内の医療機関等へ供給するとともに県内医療機関及び医薬品等関係機関の協力を得て、必要な医薬品・衛生材料等の調達・分配を行う体制を構築する。

②　必要に応じて、国及び他府県等に対しても医薬品・衛生材料等の提供の要請を行う体制を構築する。

③　輸血用血液製剤は、三重県赤十字血液センターに確保・供給を依頼する。

【協力機関及び役割】

| | |
|---|---|
| 三重県赤十字血液センター | 血液製剤の供給 |
| 三重県医薬品卸業協会 | 医薬品・衛生材料の供給 |
| 一般社団法人三重県薬剤師会 | 〃 |
| 一般社団法人三重県医薬品登録販売者協会 | 〃 |
| 三重県薬事工業会 | 〃 |
| 三重県医薬品配置協議会 | 〃 |
| 東海歯科用品商協同組合三重県支部 | 歯科用医薬品・衛生材料の供給 |
| 三重県医療機器販売業協会 | 衛生材料の供給 |
| 一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部 | 医療用ガスの供給 |

**エ　援助物資の活用（医療保健部、防災対策部）**

国及び他府県等からの援助物資（医薬品等）の活用を図るため、その受け入れ及び供給体制を構築する。

**(3) 医療機能の確保（医療保健部）**

二次救急医療機関等の施設の耐震化を計画的に進める。

## ■市町が実施する対策

### １　災害時に医療・救護を担う機関を対象とした対策

**(1)　医療・救護体制の整備**

**ア　救護所設置候補地の事前指定**

救護所の設置場所については、災害拠点病院、災害医療支援病院、二次救急医療機関、消防署等周辺の公共施設及び空地等を、あらかじめ候補地として、選定・指定しておく。

また、診療所を始めとする民間医療機関の活用についても検討する。

**イ　自主救護体制の確立**

救護所の設置、医療救護班の編成・派遣について郡市医師会等と協議して計画を定める。

軽微な負傷者等に対する自主防災組織等による応急救護に関する計画を定めておく。

なお、地域ごとに設置されている地域災害医療対策会議に参加し、情報共有に努める。

**ウ　救急搬送体制**

災害時の救急搬送について消防機関等との連携に努める。

**エ　医薬品等の確保体制**

救護所等で使用する医薬品の調達方法をあらかじめ確認しておく。

**(2)　医療・救護機能の確保**

市町立病院等の施設の耐震化を計画的に進めるとともに、災害拠点病院等に対する水の優先的な供給等、ライフラインの確保について協定を締結するなどの取組を進める。

市町長は、あらかじめ医療施設の利用について郡市医師会等と十分協議しておくほか、公立以外の医療機関の医師等についても、医療救護班の編成など災害対応の医療体制を構築できるよう、平常時から取り組む。

### ２　住民を対象とした対策

**(1)　災害時医療・救護体制等の周知**

災害時の救護所等の設置場所や災害拠点病院等の診療方針などについて、訓練などを通じ

てあらかじめ住民に周知を図る。

慢性疾患患者等に対し、必要な医薬品等については、数日分を確保しておくよう促す。

**【市町地域防災計画記載検討項目】**

**(1) 医療・救護体制の整備**

**(2) 医療・救護機能の確保**

**(3) その他必要な事項**

## ■災害時に医療・救護を担う機関が実施する対策

### １　医療・救護体制の整備

「県が実施する対策　１　災害時に医療を担う機関を対象とした対策　(1)　医療体制の整備」、「市町が実施する対策　１　災害時に医療・救護を担う機関を対象とした対策　(1)　医療・救護体制の整備」に沿った対策を講じる。

災害時に医療・救護を担う機関は、災害時に備えて防災マニュアルを作成する。

### ２　医薬品等の確保･供給体制の整備

「県が実施する対策　１　災害時に医療を担う機関を対象とした対策　(2)　医薬品等の確保･供給体制の整備」に沿った対策を講じるが、透析施設においては、人工透析に必要な医療資材や水の備蓄、災害時の調達方法の事前調整を図る。

### ３　医療・救護機能の確保

「県が実施する対策　１　災害時に医療を担う機関を対象とした対策　(3)　医療機能の確保」、「市町が実施する対策　１　災害時に医療・救護を担う機関を対象とした対策　(2)　医療・救護機能の確保」に沿った対策を講じる。

また、災害時における医療活動のための電気や水等の確保対策について、事前に検討しておく。

## ■県民が実施する対策

### １　災害時の医療に関する事前対策

災害時の地域の医療体制を平常時から把握するとともに、特に慢性疾患を持つ家族がある場合は、それぞれの病状に応じた医薬品等を持ち出せるよう事前準備に努める。

**【担当課】**
**・消防･保安課、災害対策課、地域医療推進課、薬務感染症対策課、健康づくり課**
**【監修部隊】**
**・保健医療部隊**

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。災害対策統括部については、「第３部　第１章　第１節　活動態勢の整備」を参照。

# 第４節　応援・受援体制の整備（予防16）

## 第１項　防災･減災重点目標

【現在の状態】
・県内各地域における、県外及び県内の遠隔地方公共団体等からの応援を受け入れるための活動拠点の確保や受入体制の整備が十分でない。また、三重県内での応援体制についても十分な調整がなされていない。

⇨

【この計画がめざす状態】
・県内各地域に広域応援受入のための拠点整備がなされ、発災直後からの応援受入ができる体制が整っている。また、三重県内での災害応援の必要が生じた場合においても、即時に各関係機関や応援協定団体が連携して応援に向かえる体制が整っている。

## 第２項　対策項目

【公助】

| 実施主体 | 対　象 | 対　策（活　動）項　目 |
|---|---|---|
| 県 | | 【県災対本部に関する対策】<br>(1) 県内市町間の応援・受援等にかかる計画の策定及び体制の整備<br>(2) 国及び県外地方公共団体との災害時連携体制の構築<br>(3) 防災関係機関の受援体制の整備<br>(4) 応援協定団体の受援体制の整備 |
| | | 【地方部に関する対策】<br>(1) 県災対本部及び市町との災害時連携体制の構築 |
| | | 【警察本部に関する対策】<br>(1) 広域的な派遣体制の確保<br>(2) 受援体制の整備 |
| | 防災関係機関 | (1) 防災関係機関との連携体制の構築 |
| 市町 | | (1) 市町間の応援・受援にかかる計画の策定及び体制の整備<br>(2) 県外市町村との災害時連携体制の構築<br>(3) 防災関係機関の受援体制の整備<br>(4) 応援協定団体の受援体制の整備 |
| | 防災関係機関 | (1) 防災関係機関との連携体制の構築 |

## 第３項　対策

### ■県が実施する対策

#### １　県災対本部に関する対策

**(1) 県内市町間の応援・受援等にかかる計画の策定及び体制の整備（防災対策部）**

三重県市町災害時応援協定に基づき、他市町への応援及び他市町からの応援を受け入れる受援対策を円滑に実施できるよう、必要な計画をあらかじめ策定し、体制の整備を図るとともに、協定に基づく防災訓練を実施する。

なお、三重県外における災害に対する応援についても同様とする。（推進計画）

**(2) 国及び県外地方公共団体との災害時連携体制の構築（防災対策部）**

既に締結している「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」、「中部９県１市災害時等の応援に関する協定」、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」、「紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定」に基づき、国（指定地方行政機関）を含めた連携体制の整備を図るとともに、防災訓練を実施する。

なお、三重県外における災害に対する応援についても同様とする。（推進計画）

**(3) 防災関係機関の受援体制の整備（防災対策部）**

自衛隊・消防・警察等県外からの応援が円滑に受けられるよう救援活動拠点を確保するとともに、三重県広域受援計画に基づく防災訓練を実施する。

また、消防の応援については消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。（推進計画）

**(4) 応援協定団体の受援体制の整備（防災対策部等協定所管部局）**

三重県が締結している応援協定の締結者からの応援が円滑に受けられるよう救援活動拠点を確保するとともに、連携強化を図るため防災訓練を実施する。

**２　地方部に関する対策（防災対策部、各地域防災総合事務所等）**

**(1) 県災対本部及び市町との災害時連携体制の構築**

各地域防災総合事務所等の所管区域市町との連絡調整や災害情報の収集及び県災対本部への伝達を担うため、市町との連携体制の構築・整備を図る。

また、被害想定に基づき、事前の各地方部の役割分担及びこれに基づく災害時の連携体制を検討するととに、防災訓練を実施する。

**３　警察本部に関する対策（警察本部）**

**(1) 広域的な派遣体制の確保**

広域的な派遣体制を確保するため、警察災害派遣隊の整備を図る。

**(2) 受援体制の整備**

受援のために必要となる体制の整備を図る。

**４　防災関係機関を対象とした対策（防災対策部）**

**(1) 防災関係機関（自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等）との連携体制の構築**

平常時から連携体制の強化に努め、発災時に自衛隊の災害派遣や、海上保安庁、警察及び消防機関等の応援要請が円滑に行えるよう、情報連絡体制の充実、共同の防災訓練の実施等を行い、適切な役割分担が図られるよう努める。

また、要請の手順や連絡先の徹底、要請内容（救急，救助，応急医療，緊急輸送等）について平常時よりその想定を行い、自衛隊や海上保安庁、警察、消防機関等との連携を図る。

**■市町が実施する対策**

**１　市町（災害対策本部）を対象とした対策**

**(1) 市町間の応援・受援にかかる計画の策定及び体制の整備**

三重県市町災害時応援協定に基づき、また、「三重県市町受援計画策定手引書」を参考に、円滑な応援・受援対策に必要な計画をあらかじめ策定し、体制の整備を図るとともに、協定に基づく防災訓練の実施・協力に努める。

なお、三重県外における災害に対する応援についても同様とする。

**(2) 県外市町村との災害時連携体制の構築**

県外市町村との相互応援協定の締結を推進し、県外市町村との応援・受援体制の構築を図る。協定の締結にあたっては、近隣の市町村に加え、遠方の市町村との締結を検討する。

既に締結している相互応援協定に基づき、連携体制の整備を図るとともに、防災訓練を実施する。

なお、三重県外における災害に対する応援についても同様とする。

**(3) 防災関係機関の受援体制の整備**

自衛隊・消防・警察等の応援を円滑に受けられるよう救援活動拠点の確保や、受援に必要な対策について検討・実施する。

**(4) 応援協定団体の受援体制の整備**

各市町が締結している応援協定の締結者からの応援が円滑に受けられるよう救援活動拠点の確保や、受援に必要な計画等の策定について検討・実施する。

さらに、連携強化を図るため防災訓練を実施する。

**２　防災関係機関を対象とした対策**

**(1) 防災関係機関（自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等）との連携体制の構築**

「県が実施する対策　４　防災関係機関を対象とした対策　(1)　防災関係機関（自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等）との連携体制の構築」に準じた対策等を行う。

**【市町地域防災計画記載検討項目】**

**(1) 市町間の応援・受援にかかる計画の策定及び体制の整備**

**(2) 防災関係機関の受援体制の整備**

**(3) その他必要な事項**

**【担当課】**
**・災害対策課、警備第二課**
**【監修部隊】**
**・総括部隊（総括隊）**

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。災害対策統括部については、「第３部　第１章　第１節　活動態勢の整備」を参照。

# 第５節　物資等の備蓄・調達・供給体制の整備 (予防17)

## 第１項　防災･減災重点目標

【現在の状態】
・広域的な大規模災害時を想定した物資の備蓄及び調達計画、救援物資等の受入計画、並びにこれら物資の供給計画が未整備で、準備体制が十分でない。

⇨

【この計画がめざす状態】
・大規模災害に備えた物資の備蓄・調達・受入・供給にかかる計画が整備され、計画に沿った備蓄や関係機関との事前調整が整っている。

## 第２項　対策項目

**【公助】**

| 実施主体 | 対　象 | 対　策（活　動）項　目 |
|---|---|---|
| 県 | | (1) 災害時用物資等の備蓄・調達<br>(2) 災害時用物資等の受入・供給<br>(3) 庁舎、県有施設への災害時用物資等の備蓄<br>(4) 広域防災拠点施設への災害時用物資等の備蓄 |
| | 事業者及び事業者団体等 | (1) 災害時用物資等の調達にかかる協力関係の構築 |
| | 県民 | (1) 家庭における災害用備蓄の促進<br>(2) 地域における災害用備蓄の促進 |
| 市町 | | (1) 災害時用物資等の備蓄・調達・受入・供給体制の構築<br>(2) 避難所等にかかる災害時用物資等の備蓄<br>(3) 孤立想定地域にかかる災害時用物資等の備蓄 |
| | 事業者及び事業者団体等 | (1) 災害時用物資等の調達にかかる協力関係の構築 |
| | 住民 | (1) 家庭における災害用備蓄の促進<br>(2) 地域における災害用備蓄の促進 |

**【共助】**

| 実施主体 | 対　象 | 対　策（活　動）項　目 |
|---|---|---|
| 災害時用物資等の供給に関する協定を締結した事業者及び事業者団体等 | 県・市町 | (1) 災害時用物資等の供給体制の構築<br>(2) 災害時の食料や生活必需品等の供給体制の構築 |
| 地域 | | (1) 避難先等への災害用備蓄品等の確保 |

【自助】

| 実施主体 | 対　策（活　動）項　目 |
|---|---|
| 県民 | (1) 家庭における災害用備蓄品等の確保 |

## 第３項　対策

■県が実施する対策

### １　県における対策

**(1) 災害時用物資等の備蓄・調達（防災対策部）**

地震･津波等を想定し、三重県備蓄・調達基本方針に基づき、県と市町の役割分担を踏まえて、災害時用物資の備蓄・調達を行う。

**(2) 災害時用物資等の受入・供給（防災対策部、地域連携部）**

地震・津波等を想定し、各広域防災拠点の活動マニュアル、三重県災害対策本部運営要領、三重県広域受援計画等に基づき、災害時用物資等の受入・供給を行う。

**(3) 庁舎、県有施設への災害時用物資等の備蓄（防災対策部、各地域防災総合事務所等）**

庁舎や県有施設の災害時の役割等に応じた物資や機材等の備蓄を図る。

**(4) 広域防災拠点施設への災害時用物資等の備蓄（防災対策部）**

広域防災拠点施設に災害時の応急対策に必要な物資や機材等の備蓄を図る。

### ２　事業者及び事業者団体等を対象とした対策

**(1) 災害時用物資等の調達等にかかる協力関係の構築（各物資等調達協定締結部署）**

災害時に必要な食料や生活必需品を扱う事業者や事業者団体等との物資等の調達協定等の締結を促進し、物資等の調達や荷役・仕分け、搬送等にかかる協力体制を構築して災害時の物資等調達態勢を強化する。

**ア　食料について**

食料については、必要な食料等を扱う事業者や事業者団体等と積極的に「災害時用物資等の供給に関する協定」等を締結し、災害時の複数の物資等調達ルートの確保に努めるとともに、県が実施する防災訓練等への参加を促す等協力関係の構築に努める。

**イ　生活必需品等について**

生活必需品等については、必要な物資等を扱う事業者や事業者団体等と積極的に「災害時用物資等の供給に関する協定」を締結し、災害時の複数の物資等調達ルートの確保に努めるとともに、県が実施する防災訓練等への参加を促す等協力関係の構築に努める。

### ３　県民を対象とした対策

**(1) 家庭における災害用備蓄の促進（防災対策部）**

各家庭が発災後３日分以上の食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄を図るよう啓発する。

**(2) 地域における災害用備蓄の促進**

避難所や避難場所など、避難先に食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄を図るよう啓発する。

## ■市町が実施する対策

### １　市町における対策

**(1) 災害時用物資等の備蓄・調達・受入・供給体制の構築**

災害時に必要となる物資等の備蓄・調達・受入・供給体制の構築を図る。

**(2) 避難所等にかかる災害時用物資等の備蓄**

避難所の場所等を勘案し、地域内輸送拠点（市町物資拠点）を確保するとともに災害時用物資（食料等を含む）の備蓄を図る。

**(3) 孤立想定地域における災害時用物資等の備蓄**

災害時の孤立が想定される地域における災害時用物資等（食料等を含む）の備蓄を図る。

**(4) 県等関係機関との情報共有**

避難所、地域内輸送拠点（市町物資拠点）、災害時用物資備蓄状況等について、平時より県等の関係機関と情報共有を図る。

### ２　事業者及び事業者団体等を対象とした対策

県の「事業者及び事業者団体を対象とした対策」に準じた対策を講じる。

### ３　住民を対象とした対策

**(1) 家庭における災害用備蓄の促進**

住民に対して各家庭における発災後 3 日分以上の食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄を働きかける。

**(2) 地域における災害用備蓄の促進**

避難所や避難場所など、避難先に食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄を図るよう自主防災組織等へ働きかける。

**【市町地域防災計画記載検討項目】**

**(1) 災害時用物資（食料等を含む）等の備蓄・調達・受入・供給体制**

(2) 地域内輸送拠点（**市町物資拠点**）、**避難所**

**(3) その他必要な事項**

## ■災害時用物資等の供給に関する協定を締結した事業者及び事業者団体等が実施する対策

### １　災害時用物資等の供給体制の構築

県と協定を締結した災害対策に必要な物資等を扱う事業者や事業者団体等は、平常時から災害時に備えた災害時用物資等の供給体制の構築を図るとともに、県の実施する防災訓練等への協力に努める。

### ２　災害時の食料や生活必需品等の供給体制の構築

県と協定を締結した食料品や生活必需品等を扱う事業者や事業者団体等は、平常時から災害時に備えた食料品や生活物資等の供給体制の構築を図るとともに、県の実施する防災訓練等への協力に努める。

■地域が実施する対策

１　避難先等への災害用備蓄品等の確保

津波による浸水が想定される地域等においては、避難所や避難場所など、避難先に個人用備蓄品を保管するなど、食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄に努める。

■県民が実施する対策

１　家庭における災害用備蓄品等の確保

各家庭における発災後３日分以上の食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄に努める。

【担当課】
・防災企画・地域支援課、災害対策課、地域連携総務課、各物資等調達協定締結課
【監修部隊】
・総括部隊（総括隊）
・救援物資部隊

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。災害対策統括部については、「第３部　第１章　第１節　活動態勢の整備」を参照。

# 第６節　ライフラインにかかる防災対策の推進 (予防18)

## 第１項　防災･減災重点目標

【現在の状態】
・公共、民間のライフライン関係機関の総合的な防災対策をコーディネートする機能が不十分で、各々の機関の個別の防災対策活動に頼ったライフライン対策にとどまっている。

⇨

【この計画がめざす状態】
・ライフライン関係機関の有機的な連携体制が構築され、必要な情報共有や防災対策活動がなされて、総合的なライフライン対策に取り組んでいる。

## 第２項　対策項目

**【公助】**

| 実施主体 | 対　象 | 対　策（活　動）項　目 |
|---|---|---|
| 県 | 施設利用者 | (1) 水道施設（県管理）を対象とした対策<br>(2) 下水道施設（県管理）を対象とした対策<br>(3) 工業用水道施設（県管理）を対象とした対策 |
| 市町 | 施設利用者 | (1) 上水道施設（市町管理）を対象とした対策<br>(2) 下水道施設（市町管理）を対象とした対策 |

**【共助】**

| 実施主体 | 対　策（活　動）項　目 |
|---|---|
| 電気事業者 | (1) 設備面の災害予防<br>(2) 災害対策体制の整備<br>(3) 災害時の広報体制の整備<br>(4) 広域応援体制の整備 |
| ガス事業者 | (1) 設備面の災害予防<br>(2) 災害対策体制の整備<br>(3) 防災広報活動 |
| 通信事業者 | (1) 設備面の災害予防<br>(2) 災害対策体制の整備<br>(3) 防災広報活動<br>(4) 広域応援体制の整備 |
| 鉄道事業者 | (1) 平常時の防災・減災対策<br>(2) 災害対策体制の整備<br>(3) 災害時の広報体制の整備 |
| 一般乗合旅客自動車運送事業者 | (1) 平常時の防災・減災対策<br>(2) 災害対策体制の整備<br>(3) 災害時の広報体制の整備 |

| | |
|---|---|
| 三重県石油商業組合 | (1) 設備面の災害予防<br>(2) 災害対策体制の整備<br>(3) 協定に基づく体制の確立 |

【自助】

| 実施主体 | 対　策（活　動）項　目 |
|---|---|
| 県民 | (1) ライフラインにかかる予防対策 |

## 第３項　対策

■県が実施する対策

### １　水道施設(県管理)を対象とした対策（企業庁）

水道施設被害を最小限にとどめ、早期復旧を図るための事前対策を実施するとともに、平常時の受水市町等との連絡、協調に努める。(推進計画)

**(1) 耐震性の強化**

水道施設の新設、拡張、改良等に際しては、最新の基準・指針等に基づき、十分な耐震設計及び耐震施工を行う。

**(2) 施設管理図書の整備**

被害状況を的確に把握し、迅速かつ円滑な応急復旧活動が行えるよう、施設管理図書の整備、保管を図る。

**(3) 応急給水･復旧のための体制整備**

水道施設の点検整備を定期的に行うとともに、緊急遮断弁や応急給水用資機材等の適切な保守点検に努める。また、応急給水・復旧用資機材及び人員の配備等の体制を整備するとともに、市町が実施する運搬給水への支援策として、浄水場等に給水車への応急給水設備を整備し、給水車に水道水を供給できる体制を確保する。

「三重県水道災害広域応援協定」、「東海四県水道災害相互応援に関する覚書」等に基づき、資機材等に関する情報共有を行う。また、災害時の「三重県水道災害広域応援協定」に基づく応援給水等の実効性を高めるため、関係市町と連携し、応援給水等の訓練を実施する。

＜津波対策について＞

**(4) 津波浸水対策の実施**

三重県地震被害想定調査結果による津波浸水予測の結果を参考に、浸水が予想される施設・設備等の浸水対策を検討する。

### ２　下水道施設(県管理)を対象とした対策(県土整備部)

災害時においても住民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、下水道の機能を最低限維持するとともに、施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため、次の措置を講ずるとともに、市町においても同様の措置が講じられるよう指導する。

**(1) 耐震性の強化**

耐震性が低い施設において、優先度に応じ順次耐震化を図る。また、下水道施設の施工にあたっては十分な耐震性を有するよう努めるとともに、自家発電装置を備えるなど災害に強い下水道の整

備を図る。

**(2) 被災の可能性が高い地区の把握及び施設管理図書の整備**

被害状況の迅速な把握及び早急かつ円滑な復旧を図るため、被災の可能性が高い地区の把握及び施設管理図書を整備・保存（保管）する。

**(3) 応急復旧のための体制整備**

下水道機能の維持及び早期復旧に向けた対応手順及び事前対策等を講じる。

また、県・市町間及び広域応援などの相互応援体制を整え、人員の配備及び必要な資機材等の情報共有を図る。

**＜津波対策について＞**

**(4)　津波浸水対策の実施**

三重県地震被害想定調査結果による津波浸水予測の結果を参考に、浸水が予想される施設・設備等の浸水対策を検討する。

**３　工業用水道施設（県管理）を対象とした対策（企業庁）**

工業用水道施設被害を最小限にとどめ、早期復旧を図るための事前対策を実施するとともに、平常時の受水企業等との連絡、協調に努める。

**(1) 耐震性の強化**

工業用水道施設の新設、拡張、改良等に際しては、最新の基準・指針等に基づき、十分な耐震設計及び耐震施工を行う。

**(2) 施設管理図書の整備**

被害状況を的確に把握し、迅速かつ円滑な応急復旧活動が行えるよう、施設管理図書の整備を図る。

**(3) 応急復旧のための体制整備**

工業用水道施設の点検整備を定期的に行うとともに、応急復旧用資機材及び人員の配備等の体制を整備する。

また、「東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定書」「工業用水道事業における災害相互応援に関する基本的ルール（日本工業用水協会）」等に基づく他の公共団体からの応援や、資機材メーカーなどの関係会社等からの協力が迅速に得られるよう、広域応援体制を整備する。

**＜津波対策について＞**

**(4) 津波浸水対策の実施**

三重県地震被害想定調査結果による津波浸水予測の結果を参考に、浸水が予想される施設・設備等の浸水対策を検討する。

**■市町が実施する対策**

**１　上水道施設（市町管理）等を対象とした対策**

「＜県が実施する対策＞　１水道施設（県管理）を対象とした対策」に準ずる。

２　下水道施設(市町管理)を対象とした対策

「＜県が実施する対策＞　２下水道施設（県管理）を対象とした対策」に準ずる。

【市町地域防災計画記載検討項目】

(1) 上水道施設等を対象とした対策

(2) 下水道施設を対象とした対策

(3) その他必要な事項

■ライフライン関係企業が実施する対策

＜電気事業者の対策＞

１　設備面の災害予防

(1)　施設の耐震対策及び耐火対策

災害に強い電力供給体制を確保できるよう、施設・設備の耐震性強化や防火対策を講じる。

(2) 施設・設備のバックアップ対策

主要伝送路のループ化、多ルート化等による施設・設備のバックアップ体制の強化を図る。

(3) 災害対策用資材等の確保

早急な電力の復旧を図るため、機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

２　災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定めておく。

(2) 情報伝達体制の確立

施設・設備の被害状況等の把握及び関係部署等への情報伝達方法等をあらかじめ定めておく。

また、県災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

３　災害時の広報体制の整備

復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

４　広域応援体制の整備

大規模災害の発生に備え、防災体制を確立するとともに、隣接する電気事業者等からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするようあらかじめ措置方法を定めておく。

＜都市ガス事業者の対策＞

１　設備面の災害予防

(1) 施設の耐震対策

災害時の被害軽減、安全性強化を図るため、施設・設備の耐震性強化策を講じる。

(2) 災害対策用資材等の確保

早急なガス供給の復旧を図るため、施設・技術者等の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

**２　災害対策体制の整備**

**(1) 災害対策本部等の設置**

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定めておく。

**(2) 情報伝達体制の確立**

①　施設・設備の被害状況等の把握及び関係部署等への情報伝達方法等をあらかじめ定めておく。

②　県災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

**３　防災広報活動**

ガス供給の復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

**＜ＬＰガス事業者の対策＞**

**１　設備面の災害予防**

ＬＰガス充填所を管理する事業者は、充填所の耐震対策を促進するとともに、自家発電設備を設置する等により、ＬＰガスの安定的な供給体制の構築に努める。

各販売事業者は、容器の転倒防止用鎖の点検を充実させるとともに、点検の結果、劣化したものについては、交換を速やかに行う。また、 耐震性機器の設置を促進する。

**２　災害対策体制の整備**

**(1) 情報伝達体制の確立**

(一社) 三重県ＬＰガス協会各地域ＬＰガス協議会内における販売事業者相互の連絡網を整備し、応援体制を強化するとともに、各地域ＬＰガス協議会内による緊急動員体制を整備する。

また、県災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

**３　防災広報活動**

地震発生時における容器バルブの閉止等、二次災害の防止措置について啓発活動を行う。

**＜コミュニティガス事業者の対策＞**

「＜都市ガス事業者の対策＞及び＜ＬＰガス事業者の対策＞」に準ずる。

**＜固定通信事業者の対策＞**

「第２節　情報収集・情報伝達機能の整備及び確保　＜その他の防災関係機関が施する対策＞　固定通信事業者の対策」に準じる。

**＜移動通信事業者の対策＞**

「第２節　情報収集・情報伝達機能の整備及び確保　＜その他の防災関係機関が施する対策＞　移動通信事業者の対策」に準じる。

＜鉄道事業者の対策＞

１　平常時の防災・減災対策

(1) 施設の耐震性強化

地震に対する被害軽減や安全性を高めるため、施設の耐震性の強化を計画的に進める。

(2) 災害対策用資材等の確保

早急な運転再開を図るため、建設機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

(3) 防災教育及び防災訓練の実施

従業員及び関係者に対し次の事項について防災教育を行うとともに、必要な訓練を実施する。

① 災害発生時の旅客の案内
② 避難誘導等混乱防止対策
③ 緊急時の通信確保・利用方法
④ 帰宅困難者対策等
⑤ 関係者の非常参集
⑥ 職場及び各家庭での地震・津波対策

２　災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定めておく。

(2) 情報伝達体制の確立

① 地震・津波情報等の把握及び関係部署、駅、列車等への情報伝達方法等をあらかじめ定めておく。
② 県災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

(3) 運転基準及び運転規制区間の設定

地震発生時の運転基準及び運転規制区間をあらかじめ定め、発生時にはその震度により運転規制等を行うとともに、安全確認を行う。

津波浸水予想区域内にあっては、乗客乗員の避難手法・手順・体制等をあらかじめ定めておく。

３　災害時の広報体制の整備

運転の状況、復旧見通し等について、正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

＜一般乗合旅客自動車運送事業者の対策＞

１　平常時の防災・減災対策

(1) 防災教育及び防災訓練の実施

従業員及び関係者に対し次の事項について防災教育を行うとともに、必要な訓練を実施する。

①　災害発生時の乗客の案内
②　避難誘導等混乱防止対策
③　緊急時の通信確保・利用方法
④　帰宅困難者対策等
⑤　関係者の非常参集
⑥　職場及び各家庭での地震・津波対策

## ２　災害対策体制の整備

### (1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定めておく。

### (2) 情報伝達体制の確立

①　地震・津波情報等の把握及び関係部署、車両等への情報伝達方法等をあらかじめ定めておく。
②　県災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。
③　鉄道不通区間のバスによる代替輸送等について、あらかじめ連絡手段や輸送方法等を鉄道事業者と検討しておく。

### (3) 運転基準及び運転規制区間の設定

地震発生時の運転基準等をあらかじめ定め、発生時にはその震度により運転規制等を行うとともに、安全確認を行う。

津波浸水予想区域内にあっては、乗客乗員の避難手法・手順・体制等をあらかじめ定めておく。

## ３　災害時の広報体制の整備

一般乗合旅客自動車運送事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

## ＜三重県石油商業組合の対策＞

## １　設備面の災害予防

### (1) 施設の災害対策

①　災害時の被害軽減、安全性強化や石油類燃料の供給体制維持を図るため、給油所施設の耐震化とともに中核給油所や小口燃料配送拠点等の整備を推進する。

## ２　災害対策体制の整備

### (1) 情報伝達体制の確立

①　組合員相互の連絡網を整備し、応援体制を強化する。
②　県災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法について、通信途絶時の対応も含めて検　1
討する。

## ３　協定に基づく体制の確立

### (1) 「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」に基づく体制の確立

① 「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」における県と組合との連絡体制の整備を図る。

② 「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」に基づき、災害時に県から石油類燃料の供給要請があった場合の供給体制や方法について整備を図る。

■県民が実施する対策

１　ライフラインにかかる予防対策

県民は、地震･津波によりライフラインが一時あるいは当面の間、途絶える事態を想定し、その影響を最小限に抑えるための事前対策を講じるよう努める。

【担当課】
・防災企画･地域支援課、大気･水環境課、下水道経営課、下水道事業課、水道事業課、工業用水道事業課、電気事業課
【監修部隊】
・社会基盤対策部隊（施設整備隊）
・被災者支援部隊（被災者支援隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。災害対策統括部については、「第３部　第１章　第１節　活動態勢の整備」を参照。

# 第７節　防災訓練の実施（予防19）

## 第１項　防災･減災重点目標

【現在の状態】
・図上訓練では、新たな災害対策本部体制における各部隊の任務の分担や防災関係機関との連携・機能が十分検証できていない。
・実動訓練では、発災後の様々な場面展開（発災後の被災者のニーズ変化など）を想定した訓練が実施できていない。

⇨

【この計画がめざす状態】
・図上訓練では、総括部隊を中心とした県災対本部の機能が十分に発揮され、災害対応力が段階的に高められていく訓練を実施している。
・実動訓練では、住民・地域等が主体となる自助・共助から防災関係機関が連携する公助までの一連の訓練を、発災直後から応急対策時期までの地域特性に応じた様々な場面を想定して実施している。

## 第２項　対策項目

**【公助】**

| 実施主体 | 対　象 | 対　策（活　動）項　目 |
|---|---|---|
| 県 | | (1) 総合防災訓練の実施<br>(2) 広域的な防災訓練の実施<br>(3) 情報伝達訓練、非常参集訓練等の実施<br>(4) 防災訓練時の交通規制の実施<br>(5) 訓練に基づく県地域防災計画等の検証 |
| | 市町 | (1) 市町が実施する防災訓練への支援 |
| | 自主防災組織等 | (1) 自主防災組織、企業等が実施する防災訓練への支援 |
| 市町 | | (1) 多様な防災訓練の実施<br>(2) 県の防災訓練への協力・参画 |
| | 自主防災組織等 | (1) 自主防災組織、企業等が実施する防災訓練への支援 |

**【共助】**

| 実施主体 | 対　策（活　動）項　目 |
|---|---|
| 企業・事業所等 | (1) 業種･業態に沿った防災訓練の実施<br>(2) 地域等と連携した防災訓練の実施 |
| 自主防災組織等 | (1) 地域課題に沿った防災訓練の実施<br>(2) 県・市町等の防災訓練への協力・参画 |

**【自助】**

| 実施主体 | 対　策（活　動）項　目 |
|---|---|
| 県民 | (1) 地域等における防災訓練への参画 |

## 第３項　対策

### ■県が実施する対策

#### １　県における対策

**(1)　総合防災訓練の実施（防災対策部）**

大規模地震を想定した災害応急対策を中心とする総合防災訓練を継続的に実施する。

なお、各訓練を企画するにあたっては、東日本大震災等で顕在化した課題を考慮する。（推進計画）

**ア　実動訓練**

県内市町を会場に、住民参加、救助機関との連携、各地域の災害特性に応じたテーマ別訓練の３点を考慮して、避難訓練、避難所運営訓練など自助・共助の訓練、救出・救助・搬送など公助の訓練を各団体・機関と連携して実施する。

**イ　図上訓練**

県災対本部及び地方部の各部隊、市町災対本部、防災関係機関が一体となった応急対策活動、それぞれの役割分担、連携等の防災体制を検証し、強化するため、図上訓練を実施する。

**(2)　広域的な防災訓練の実施（防災対策部）**

近隣府県との相互の応援体制を確立するために、地震・津波等による大規模な災害が発生し、被災府県等が独自に十分な応急対策活動が実施できない場合を想定した広域合同防災訓練を実施する。（推進計画）

**ア　中部圏における広域防災訓練**

中部９県１市、中部ブロックにおける応援・受援活動など連携した防災訓練を実施する。

**イ　近畿圏における広域防災訓練**

関西広域連合を含む近畿圏における応援・受援活動など連携した防災訓練を実施する。

**(3)　情報伝達訓練、非常参集訓練等の実施（防災対策部）**

職員の災害対応力向上による県災対本部態勢等の強化を図るため、情報伝達訓練や非常参集訓練などを実施する。（推進計画）

**ア　情報伝達訓練**

南海トラフ地震臨時情報等に基づく全職員対象の情報伝達訓練を行う。

**イ　非常参集訓練**

時間外の発災を想定した全職員対象の非常参集訓練を実施する。

**ウ　災対本部設置訓練**

県庁舎近隣に居住する職員（緊急初動対策要員）を対象とした、災対本部設置訓練を実施する。

**エ　緊急地震速報行動訓練**

県庁舎に勤務する職員及び来庁者に対し、緊急地震速報発表時における安全確保及び迅速な初動対応の訓練を実施する。

**(4)　防災訓練時の交通規制の実施（警察本部）**

防災訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、必要な限度で区域又は道路の区間を指定して歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。

**(5)　訓練に基づく県地域防災計画等の検証（各部隊の平常時部局）**

様々な訓練の実施により各部隊活動等を検証し、県地域防災計画等の改善を図る。

特に次の視点での検証を重視する。

①　多様な主体と連携した災害対応（特に避難行動要支援者対応）

②　広域的な応援・受援活動

③　時系列に沿ったフェーズごとの災害対応

**２　市町を対象とした対策**

**(1)　市町が実施する防災訓練への支援（防災対策部）**

市町が実施する防災訓練を積極的に支援する。また、訓練が地域の特性に基づくとともに、要配慮者や女性、事業所などの多様な主体の参画を得たものとなるよう働きかける。（推進計画）

**３　自主防災組織等を対象とした対策**

**(1)　自主防災組織、企業等が実施する防災訓練への支援（防災対策部）**

自主防災組織や企業等が実施する防災訓練を積極的に支援する。また、訓練が地域の特性に基づくとともに、要配慮者や女性、事業所などの多様な主体の参画を得たものとなるよう働きかける。（推進計画）

**■市町が実施する対策**

**１　市町における対策**

**(1) 多様な防災訓練の実施**

市町の地域特性に応じた被災状況等を想定した多様な防災訓練を実施・検証する。訓練を実施するにあたっては、避難行動要支援者や女性、事業所など、多様な主体の参画に努める。

**(2) 県の防災訓練への協力・参画**

市町は、県の実施する防災訓練への協力と参画に努める。

**２　自主防災組織等を対象とした対策**

**(1) 自主防災組織、企業等が実施する防災訓練への支援**

県の「自主防災組織や企業等が実施する防災訓練への支援」に準じた支援を行う。

**【市町地域防災計画記載検討項目】**

**(1) 防災訓練の実施内容**

**(2) 自主防災組織等が実施する防災訓練への支援**

**(3) その他必要な事項**

**■企業･事業者等の対策**

**１　業種･業態に沿った防災訓練の実施**

企業や事業者等による業種・業態に沿った防災訓練の実施に努める。また、従業員が帰宅困難となる事態を想定した訓練の実施に努める。

**２　地域等と連携した防災訓練の実施**

防災訓練を実施するにあたっては、地域との連携に努めるとともに、県、市町、地域が実施する防

災訓練に積極的に参画するよう努める。

■自主防災組織等の対策

１　地域課題に沿った防災訓練の実施

自主防災組織等による地域の津波避難訓練や避難所運営訓練等の防災訓練の実施に努めるとともに、実施にあたっては、地域課題に沿った訓練や、障がい者、高齢者等の要配慮者に配慮した訓練になるように工夫する。

また、訓練への要配慮者や女性、事業所など、多様な主体の参画に努める。

２　県・市町等の防災訓練への協力・参画

県や市町等の実施する防災訓練への協力と参画に努める。

■県民が実施する対策

１　地域等における防災訓練への参画

県、市町、地域が実施する防災訓練に積極的に参画するように努める。

【担当課】
・防災企画・地域支援課、災害対策課、警備第二課
【監修部隊】
・総括部隊（総括隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。災害対策統括部については、「第３部　第１章　第１節　活動態勢の整備」を参照。

# 第８節　災害廃棄物処理体制の整備（予防20）

## 第１項　防災･減災重点目標

【現在の状態】
・住民の生活環境を保全し、地域の早期復旧・復興のために迅速かつ適正な処理を目的として、県及び全市町で災害廃棄物処理計画が策定されているが、計画の実効性を高めるため、平常時からの対策が重要である。

⇨

【この計画がめざす状態】
・県及び市町で策定された災害廃棄物処理計画に基づき、広域的な大規模災害時に適正かつ迅速に災害廃棄物処理を行うための体系が構築されている。

## 第２項　対策項目

【公助】

| 実施主体 | 対　象 | 対　策（活　動）項　目 |
|---|---|---|
| 県 | | (1) 広域的な協力体制の整備 |
| | 市町 | (1) 災害廃棄物処理を担う人材の育成 |
| 市町 | | (1) 教育訓練の実施と市町災害廃棄物処理計画の継続的な見直し<br>(2) 広域的な協力体制の整備<br>(3) 廃棄物施設の耐震対策等 |

## 第３項　対策

**■県が実施する対策**

**１　広域的な協力体制の整備（環境生活部）**

**(1) 災害廃棄物処理に関する連絡会**

県・市町・関係団体等で構成する「災害廃棄物処理に関する連絡会」を設置し、災害廃棄物処理に係る相互協力体制の維持・強化を図る。

**(2) 災害廃棄物処理を担う人材の育成**

県は、県及び市町が策定した災害廃棄物処理計画の実効性を高めるため、県、市町、民間事業者団体等を対象とした研修等を実施し、人材育成に努めるとともに、県と協定を締結している市町等、民間事業者団体等と訓練を実施し、災害廃棄物処理に対する対応力の強化を図る。

**(3) 三重県災害等廃棄物処理応援協定**

災害時におけるごみ、し尿等の一般廃棄物の処理を円滑に実施するための応援活動について、県と市町等が締結した「三重県災害等廃棄物処理応援協定」に基づき、県は被災市町等の要請を受けて、応援調整を行うとともに、広域的な協力体制の整備に努める。

**(4) 応援体制の整備**

震災による処理施設の被災、機材等の不足に対応するため、県内市町相互、民間団体等との応援体制の整備を推進する。

**(5) 仮置場の候補地の選定**

災害廃棄物等を、広域で処理するための仮置場候補地を選定しておく。

⑹ 災害時における廃棄物の処理に関する応援協定

県は、災害時に発生するがれきやし尿等の廃棄物処理について、以下のとおり、民間事業者団体と応援協定を締結していることから、被災市町等より廃棄物処理に対する応援要請がなされた際は、協定に基づき各団体へ協力を要請する。

⑺ 災害廃棄物処理計画の見直し

国の災害廃棄物対策指針や市町災害廃棄物処理計画、地域防災計画の見直し等にあわせた計画の定期的な見直しに努める。

| 団体名 | 協定締結日 |
|---|---|
| 三重県環境整備事業協同組合 | 平成 16 年　3 月 30 日 |
| 一般社団法人三重県産業廃棄物協会 | 平成 16 年　4 月 28 日 |
| 一般財団法人三重県環境保全事業団 | 平成 16 年 10 月　15 日 |
| 一般社団法人三重県清掃事業連合会 | 平成 26 年　3 月　3 日 |
| 太平洋セメント株式会社 | 平成 27 年　8 月 28 日 |

２　市町災害廃棄物処理計画改定支援（環境生活部）

県は、市町が災害廃棄物処理計画を改定する際には、「市町災害廃棄物処理対策マニュアル」に基づき市町計画の改定支援を行う。

また、市町計画が実効性のあるものとなるよう、人材育成のための研修会や関係団体等との連絡会議等を実施する。

■市町が実施する対策

１　教育訓練の実施と市町災害廃棄物処理計画の見直し

市町災害廃棄物処理計画の実効性を高めるため、平常時から職員の訓練や研修等を実施するとともに、市町地域防災計画の見直し等にあわせた計画の定期的な見直しに努める。

２　広域的な協力体制の整備

⑴　三重県災害等廃棄物処理応援協定

災害時におけるごみ、し尿等の一般廃棄物の処理を円滑に実施するための応援活動について県と市町が締結した「三重県災害等廃棄物処理応援協定」に基づき、県と必要な調整を行う。

また、市町は、広域的な協力体制に努める。

⑵　応援体制の整備

市町は、震災による処理施設の被災、機材等の不足に対応するため、県内市町相互はもとより、他府県や民間団体等についても応援体制の整備を推進する。

⑶　仮置場の候補地の選定

市町は、災害廃棄物等を、一時的に集積するための仮置場候補地を選定しておく。

３　廃棄物処理施設の耐震対策等

⑴　管理体制

一般廃棄物処理施設が被災した場合には、災害廃棄物の適正な処理が困難となるため、耐震化、不燃堅牢化、浸水・停電・断水時の対策等、平常時から地震・津波対策を十分に行っておく。また、

被害が生じた場合には、迅速に応急復旧を図ることとし、そのために必要な手順を定め、資機材の備蓄を確保する。

**【市町地域防災計画記載検討項目】**

**⑴ 教育訓練の実施と市町災害廃棄物処理計画の見直し**

**⑵ 広域的な協力体制の整備**

**⑶ 廃棄物処理施設の耐震対策等**

**⑷ その他必要な事項**

**【担当課】**
**・廃棄物・リサイクル課**
**【監修部隊】**
**・社会基盤対策部隊（廃棄物対策隊）**

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。災害対策統括部については、「第３部　第１章　第１節　活動態勢の整備」を参照。

# 第６章　南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会で南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に発表するもので、以下のキーワードを付記した４つがあります。

| | |
|---|---|
| 南海トラフ地震臨時情報（調査中） | 観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 |
| 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒） | 想定震源域のプレート境界で、マグニチュード８以上の地震が発生した場合 |
| 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意） | 想定震源域又はその周辺でマグニチュード７以上の地震が発生した場合（プレート境界のマグニチュード８以上の地震を除く）<br>想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合 |
| 南海トラフ地震臨時情報（調査終了） | 巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれでもなかった場合 |

南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ

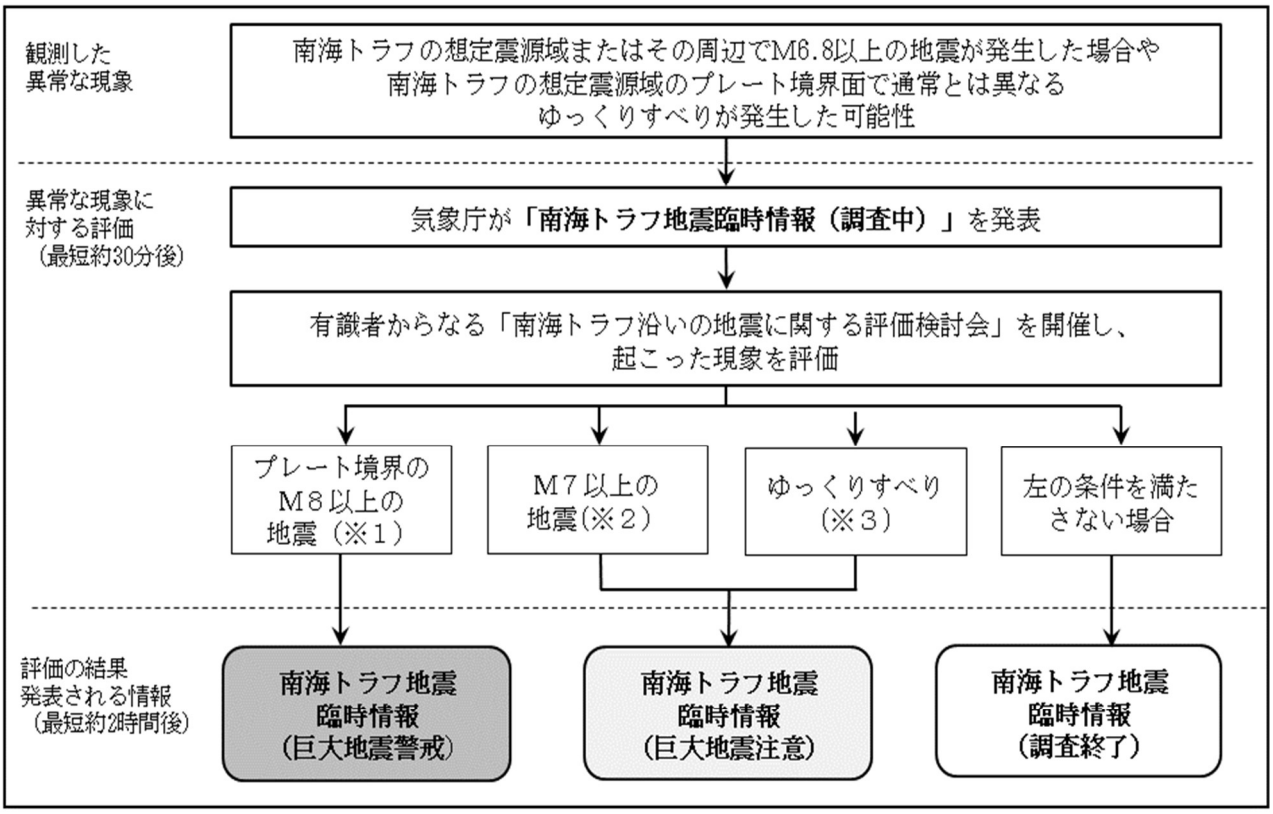


図は、異常な現象を観測した後における情報発表の代表的な流れを示したものであり、現象の推移等によっては、実際に発表する情報は、この図と異なる場合がある。
※1　南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)
※2　南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域のプレート境界以外や想定震源域の外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)
※3　ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常と異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)

## 防災対応の流れ

<table>
<tr><th></th><th>プレート境界のＭ８以上の地震</th><th>Ｍ７以上の地震</th><th>ゆっくりすべり</th></tr>
<tr><td>発生直後</td><td colspan="2">○個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始</td><td>○今後の情報に注意</td></tr>
<tr><td>（最短）<br>２時間程度<br><br>１週間</td><td>巨大地震警戒対応<br>○日頃からの地震への備えを再確認する等<br>○地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難<br>○地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の住民は避難</td><td>巨大地震注意対応<br>○日頃からの地震への備えを再確認する等<br>（必要に応じて避難を自主的に実施）</td><td rowspan="3">巨大地震注意対応<br>○日頃からの地震への備えを再確認する等</td></tr>
<tr><td>２週間</td><td>巨大地震注意対応<br>○日頃からの地震への備えを再確認する等<br>（必要に応じて避難を自主的に実施）</td><td rowspan="3">○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う</td></tr>
<tr><td>すべりが収まったと評価されるまで</td><td rowspan="2">○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う</td></tr>
<tr><td>大規模地震発生まで</td><td>○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う</td></tr>
</table>

# 第１節　南海トラフ地震臨時情報（調査中）に対する対応

(予防 21)

## 第１項　防災･減災重点目標

【現在の状態】
・南海トラフ地震臨時情報の運用が始まったばかりで、県内の市町や関係機関等における、臨時情報発表時の対応にばらつきがある。

⇨

【この計画がめざす状態】
・臨時情報発表後に、迅速に初動体制の確立を図り、情報の収集や伝達体制の整備をはじめとする、防災対応が済んでいる。

## 第２項　対策項目

【公助】

| 実施主体 | 対　象 | 対　策（活　動）項　目 |
|---|---|---|
| 県 | | (1) 県の体制整備（「南海トラフ地震準備体制」）<br>(2) 市町及び防災関係機関との連絡体制の確保<br>(3) 緊急部長会議の開催等<br>(4) 関係団体への情報提供<br>(5) 大規模地震発生後の災害応急対策の確認 |
| | 県民 | (1) 県民への広報 |
| 市町 | 住民等 | (1) 情報収集・連絡体制の整備 |

## 第３項　対策

### ■県が実施する対策

### １　情報収集・連絡体制の整備

#### (1) 県の体制整備（「南海トラフ地震準備体制」）

気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（調査中)」を発表し、同内容について県に対し連絡があった場合には、「南海トラフ地震準備体制」をとるものとする。

各部局、地方災害対策部における配備人員は、現在の「東海地震準備体制」に準じた人数を配備するものとし、大規模地震発生に伴う初動対応や緊急部長会議への対応等が可能な体制をとるものとする。

なお、既に災害対策基本法に基づく三重県災害対策本部が設置されている場合は、「南海トラフ地震準備体制」をとらず、以下の緊急部長会議は本部員会議に読み替えるものとする。

#### (2) 市町及び防災関係機関との連絡体制の確保

気象庁が発表した「南海トラフ地震臨時情報（調査中)」は、県から次の組織に配信するとともに、連絡体制を確保する。

ア　市町関係

全市町、全消防本部

イ　防災関係機関

陸上自衛隊（第 33 普通科連隊、航空学校）、海上保安庁（四日市・鳥羽・尾鷲海上保安部）

**(3) 緊急部長会議の開催等**

「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」の受領から２時間後を目途に、緊急部長会議を開催する。

参加者：知事以下各部局長、各地域防災総合事務所長・地域活性化局長

内　容：津地方気象台からの状況説明
県（本部、地方部）および市町が事前対応すべき事項の確認
知事指示事項
県民への呼びかけ　等

報　道：公開とする。

**２　県民への広報**

南海トラフ地震臨時情報（調査中）の内容に関して、県民に密接に関係のある事項を周知するとともに、個々の状況に応じて避難等の防災対応の準備等をとる旨を呼びかける。

**３　県有施設等の点検**

南海トラフ地震臨時情報（調査中）について関係団体に情報提供を行う。

**４　大規模地震発生後の災害応急対策の確認**

各部局は、本計画に定める項目が最大限かつ早急に実施できるよう、必要な確認を実施するものとする。また合わせて、三重県広域受援計画の発動を想定し、受援体制を整えておくものとする。

**■市町が実施する対策**

**１　情報収集・連絡体制の整備**

気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」を発表した場合に、市町は、必要に応じて担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有を行うとともに、住民に対し関係のある事項を多様な伝達手段を用いて周知し、その他必要な措置を行うものとする。

**【市町地域防災計画記載検討項目】**

**１　情報収集・連絡体制の整備**

**【担当課】**
**・災害対策課、広聴広報課、総務課**
**【監修部隊】**
**・総括部隊（総括隊）**

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。災害対策統括部については、「第３部　第１章　第１節　活動態勢の整備」を参照。

# 第２節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に対する災害応急対策(予防 22)

## 第１項　防災･減災重点目標

【【現在の状態】
・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、県内の市町や関係機関等における臨時情報発表時の対応にばらつきがある。

⇨

【この計画がめざす状態】
・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、情報の収集や伝達に努めるとともに、後発地震に対して１週間の警戒措置、当該措置後１週間の注意措置等をとれる体制が整っている。

## 第２項　対策項目

【公助】

| 実施主体 | 対　象 | 対　策（活　動）項　目 |
|---|---|---|
| 県 | | (1)　市町等への情報伝達<br>(2)　ホームページ等での情報提供<br>(3)　報道機関を通じた情報提供等<br>(4)　関係団体への情報提供<br>(5)　地域住民等の避難行動等<br>(6)　消防機関等の活動<br>(7)　社会秩序維持活動等<br>(8)　道路交通に関する対策<br>(9)　滞留旅客等に対する措置<br>(10) 不特定多数の者が出入りする施設<br>(11) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置<br>(12) 公共土木施設等の対策<br>(13) 工事中の建築物等に対する措置 |
| | 市町 | (1) 市町域を越える広域避難の調整 |
| | 県民 | (1) 県民への広報 |
| 市町 | | (1) 地域住民等の避難行動等<br>(2) 市町域を越える広域避難の実施<br>(3) 道路交通に対する対策<br>(4) 滞留旅客等に対する措置<br>(5) 市町が管理等を行う施設等に関する対策 |
| | 住民等 | (1) 住民等への情報伝達 |

【共助】

| 実施主体 | 対　策（活　動）項　目 |
|---|---|
| 企業・事業所等 | (1) 業種･業態に応じた対策 |

## 第３項　対策

■県が実施する対策

## １　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の緊急の情報伝達等

### ⑴　市町等への情報伝達

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、三重県防災通信ネットワーク（一斉配信）を使用して地方部及び市町へその情報文を伝達し、受信確認を行うとともに、庁内放送により県庁内への周知を図る。

### ⑵　ホームページ等での情報提供

「防災みえ. jp」ホームページで緊急情報等の提供を行うとともに、メール等配信サービスやＳＮＳにより情報を伝達する。

### ⑶　報道機関を通じた情報提供等

報道機関との連絡調整を行い、テレビ、ラジオを通じて知事によるメッセージを送るなど、各種報道・広報媒体を通じて県民への情報提供等を行う。

## ２　県民への広報

⑴　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など県民に密接に関係のある事項について周知する。

⑵　地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者には避難を、それ以外の方には、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的な避難を呼びかける。また、地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の県民には避難を呼びかける。

⑶　県民に対し、日頃からの地震への備えを再確認することや自主避難等防災対応をとる旨を呼びかける。

## ３　関係団体への情報提供

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）について関係団体に情報提供を行う。

## ４　避難対策等

### ⑴　地域住民等の避難行動等

市町が事前に避難しておくことが望ましいとしてあらかじめ定めた地域（以下「事前避難対象地域」という。）に対しては、避難行動等を呼びかける。

事前避難対象地域内外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

### ⑵　市町域を越える広域避難の調整

各市町の避難所の受入れ可能数を事前避難者の数が超過する等、市町域を越える広域避難を実施する必要が生じた場合、県、市町が調整し、広域避難を呼びかける。

### ⑶　避難所の開設と運営支援

第３部第４章第１節「３　避難所の開設及び運営支援」に準じた対策等を行う。

## ５　消防機関等の活動

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、県は市町の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう支援する。また、県は、「南海トラフ地震に

おける緊急消防援助隊アクションプラン」の発動を想定して、消防応援活動調整本部の設置など、緊急消防援助隊の速やかな受援体制の確立、的確な消防活動の実施に備えるものとする。

## ６　社会秩序維持活動等

警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

ア　正確な情報の収集及び伝達

イ　不法事案等の予防及び取締り

ウ　地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

## ７　交通対策

### (1) 道路交通に関する対策

ア　警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知するものとする。

イ　県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等についてあらかじめ情報提供するものとする。

ウ　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するようにするものとし、事前に住民に周知するものとする。

### (2) 滞留旅客等に対する措置

ア　県においては、市町等の対策の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市町が実施する活動との連携体制等、必要な措置を行うものとする。

## ８　県が管理等を行う施設等に関する対策

### (1) 不特定多数または多数の者が出入りする施設等の対策

県が管理する道路、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等の管理上の措置及び体制は概ね次のとおりとする。

**ア　各施設に共通する事項**

①　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

＜留意事項＞
１　避難対象者等が極めて多数の場合は、これらの者が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された際、とるべき防災行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討すること。
２　避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

②　避難対象者等の安全確保のための退避等の措置

③　各施設における緊急点検、防火点検、巡視

④　施設の設備、備品等の転倒、落下防止措置の確認

⑤　出火防止措置

上記の①～⑤における実施体制（③においては実施必要箇所を含む）は施設ごとに別に定めるものとする。

**イ　個別事項**

①　橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置

②　河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置

③　病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置

④　県立高校等にあっては、次に掲げる事項

a　生徒等に対する保護の方法

b　事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等の設置

⑤　社会福祉施設にあっては、次に掲げる事項

a　入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法

b　事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定めるものとする。

**(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置**

ア　災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、(1)のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。また、災害対策本部等を県が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

①　自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

②　無線通信機等通信手段の確保

③　災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ　市町推進計画に定める避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

ウ　県は、市町が行う屋内避難に使用する建物の選定について、保有施設の活用等に協力するものとする。

**(3) 公共土木施設等の対策**

ア　道路情報板等による道路利用者への通行に関する情報提供や道路啓開の準備

イ　河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置を行うものとする。

**(4) 工事中の建築物等に対する措置**

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置を定めることとする。

## ■市町が実施する対策

### １　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の緊急の情報伝達等

**(1) 住民等への情報伝達**

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、市町は、県等からの情報文を受信し、多様な手段を用いて住民等に伝達を行う。

### ２　避難対策等

**(1) 地域住民等の避難行動等**

市町が事前に避難しておくことが望ましいとしてあらかじめ定めた地域（以下「事前避難対象地域」という。）に対しては、避難勧告等を実施する。

安全かつ速やかに事前避難が実施できるよう、避難場所から避難所に移動するタイミングや、開設する避難所、避難経路、避難実施責任者等避難実施に係る具体的な検討を行う。

事前避難対象地域内外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

**(2) 避難所の開設及び運営**

第３部第４章第１節「５避難所の開設及び運営」に準じた対策等を行う。

**(3) 市町域を越える広域避難の実施**

各市町の避難所の受入れ可能数を事前避難者の数が超過する等、市町域を越える広域避難を実施する必要が生じた場合、県、市町が調整し、広域避難を実施する。

## ３　交通対策

**(1) 道路交通に関する対策**

ア　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するようにするものとし、事前に住民に周知するものとする。

**(2) 滞留旅客等に対する措置**

ア　市町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

## ４　市町が管理等を行う施設等に関する対策

「県が実施する対策」「７県が管理等を行う施設等に関する対策」に準じた対策等を行う。

**＜消防機関を対象とした対策＞**

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

ア　津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

イ　事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導

ウ　津波及び浸水への対応は、水防活動を行うものの安全に配慮しながら、「三重県水防計画」等に準じ、必要な措置を実施する。

**【市町地域防災計画記載検討項目】**

**(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の緊急の情報伝達等**

**(2) 避難対策等**

**(3) 消防機関の対応等**

**(4) その他必要な事項**

## ■その他の防災関係機関が実施する対策

**＜ライフライン企業の対策＞**

必要なライフラインの供給体制を確保するものとする。その際、後発の地震に備えて、必要がある場合は、実施する措置を定めておくものとする。（ライフライン企業）

＜報道機関の実施する対策＞

緊急的な放送体制の整備を図る。

＜金融機関の実施する対策＞

日本銀行名古屋支店が行う金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置を行うものとする。

＜交通に関する対策＞

１　道路

(1) 道路管理者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等についてあらかじめ情報提供するものとする。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するようにするものとし、事前に住民に周知するものとする。

２　海上

(1) 海上交通の安全を確保するために、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、地域別に必要な措置を講じるものとする。（四日市、鳥羽、尾鷲海上保安部、港湾管理者）
津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意して、必要な措置を講じるものとする。（港湾管理者）

３　鉄道

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、 運行するために必要な対応を行うものとする。また、走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合は、津波への対応に必要な体制をとるものとする。（鉄道事業者）

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される場合は、臨時情報に対する運行規制等について、情報提供に努めるものとする。（鉄道事業者）

４　滞留旅客等に対する措置

(1) 船舶、列車等の乗客や駅、空港、港湾のターミナルに滞在する者に対して、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表を周知するための計画を定めることとする。（一般旅客運送事業者）

(2) 市町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。（市町）

＜施設等に関する対策＞

１　公共土木施設等の対策

「＜県が実施する対策＞　７　県が管理等を行う施設等に関する対策」に準じる。

【担当課】
・消防・保安課、防災企画・地域支援課、災害対策課、広聴広報課、防災対策総務課、道路管理課、道路建設課、港湾・海岸課、河川課、施設災害対策課、都市政策課、営繕課、農業基盤整備課、水産基盤整備課、警備第二課
【監修部隊】
・総括部隊（総括隊）
社会基盤対策部隊（施設整備課）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。災害対策統括部については、「第３部　第１章　第１節　活動態勢の整備」を参照。

# 第３節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に対する災害応急対策(予防23)

## 第１項　防災･減災重点目標

【【現在の状態】
・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合に、県内の市町や関係機関等における臨時情報発表時の対応にばらつきがある。

⇨

【この計画がめざす状態】
・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、情報の収集や伝達に努めるとともに、後発地震に対して一定期間の注意措置等をとれる体制が整っている。

## 第２項　対策項目

【公助】

| 実施主体 | 対　象 | 対　策（活　動）項　目 |
|---|---|---|
| 県 | | (1)　県民への周知等<br>(2)　関係団体への情報提供<br>(3)　県が管理等を行う施設等に関する対策 |
| 市町 | | (1) 住民への周知等<br>(2) 市町が管理等を行う施設等に関する対策 |
| ライフライン企業等の関係機関 | | (1) 日頃からの地震への備えの再確認等を検討 |

## 第３項　対策

### ■県が実施する対策

**１　県民への周知等**

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知します。

(2) 地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認することや自主避難等防災対応をとる旨を呼びかけます。

**２　関係団体への情報提供**

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）について関係団体に情報提供を行う。

**３　県が管理等を行う施設等に関する対策**

(1) 施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとします。

### ■市町が実施する対策

**１　住民への周知等**

「県が実施する対策」「１　県民への周知」に準じた対策等を行う。

２　市町が管理等を行う施設等に関する対策

「県が実施する対策」「２　県が管理等を行う施設等に関する対策」に準じた対策等を行う。

【市町地域防災計画記載検討項目】

⑴ 住民への周知等

⑵ 市町が管理等を行う施設等に関する隊策

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜ライフライン企業等の関係機関の対策＞

１　日頃からの地震への備えの再確認等を検討

【担当課】
・災害対策課、広聴広報課、総務課
【監修部隊】
・総括部隊（総括隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。災害対策統括部については、「第３部　第１章　第１節　活動態勢の整備」を参照。

（別紙）

## 三重県から住民や企業等への呼びかけについて

県民等に対して、各種伝達手段（報道機関、県ホームページ、ＳＮＳ（Twitter(ツイッター)・LINE（ライン））など）を活用して下記の通り呼びかける。

1　住民への防災対応

「臨時情報（巨大地震警戒）」または「臨時情報（巨大地震注意）」が発表され、県内で後発地震に備える必要がある場合には、県から住民に対して取るべき防災対応などについて呼びかけ、防災行動を促す。

（１）日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、個々の状況に応じて、一定期間※1地震発生に注意した行動をとること。また、できるだけ安全な防災行動をとること。

例）避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の確認、家具固定の確認、非常持出品（備蓄物資の確保）の確認、高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な場所で生活、危険なところにできるだけ近づかない など

※１「一定期間」の目途

・臨時情報（巨大地震警戒）発表の場合：発表から２週間
・臨時情報（巨大地震注意）（Ｍ７以上の場合）発表の場合：発表から１週間
・臨時情報（巨大地震注意）（ゆっくりすべり)発表の場合：発表からすべりが収まったと評価されるまで

（２）臨時情報（巨大地震警戒）の発表の際は、（１）に加え次の防災対応をとること。

（(注）臨時情報（巨大地震注意）の発表の場合、個々の必要に応じて避難を自主的に実施。）

①土砂災害に対する防災対応

・個々の状況に応じて、自主避難を含め、身の安全を守る等の防災対応を検討する。

②住宅の倒壊、地震火災に対する防災対応

・耐震性の不足する住宅に居住する住民は、自主避難も含めて検討する。また、火災の発生の恐れのある器具の使用を控えることなどで火災の発生を防止する。

2　企業等への防災対応

臨時情報（巨大地震警戒）または臨時情報（巨大地震注意）が発表され、その際、最初の地震が被災地から離れており、県内で後発地震に備える必要がある場合には、県から企業等に対して、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることを基本に、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施するよう呼びかける。

なお、住民等は後発地震の発生に注意しながら通常の生活を送っていることが想定されることから、社会状況を踏まえて、できる限り事業を継続することが望ましい。

（１）日頃からの地震への備えの再確認を行うこと。

例）安否確認手段や機器固定・落下防止対策の確認、食料や燃料等の備蓄の確認、災害物資の集積場所等の確認、発災時の従業員の役割分担の確認、地震情報等の伝達経路の確認　など

（２）個々の状況に応じた適切な防災対応をとること。

例）ライフライン確保に向けた対応（燃料貯蔵や車両燃料の常時満タン化等を含む）、サプライチェーンにおける代替体制の事前準備、製品在庫の増産や原材料・部品の積み増し、ヘルメットの携行の徹底、定期的なデータバックアップ　など

（３）そのほか、臨時情報（巨大地震警戒）発表後、一部地域の避難や被害を踏まえ、人的・物的資源が一部制限されている中で、企業活動を１週間どのように継続するか検討すること。企業のＢＣＰ（事業継続計画）の作成や再確認を行うこと。

３　事前避難対象地域内の住民等への呼びかけ

事前避難対象地域内にあり、避難を必要とする住民等に対しては、県から、市町があらかじめ定めた避難計画等に基づき、親せき・知人宅や避難所などへ一週間の避難を行うよう呼びかける。

また、海岸沿いで、津波浸水が想定される地区内にお住まいで、移動等が困難な要配慮者についても、浸水想定区域外の避難所等への事前避難を呼びかける。

同地域内の企業等に対しては、県から、あらかじめ各企業等が個々の事情に応じて定めた計画に基づき、事業中止や従業員の安全確保、機器の安全対策の確認、利用者の避難体制の確立、地域貢献活動の推進などについて呼びかける。

そのほか、福祉・医療、教育等関係機関等に対しても、利用者等の安全確保を最優先とした防災対応（必要に応じて１週間の休業・休校等を含める）が図られるよう呼びかける。

# 第３部　発災後対策

# 発災後対策節別タイムスケジュール

| | | | | 発災後1時間以内 | 発災後3時間以内 | 発災後6時間以内 | 発災後12時間以内 | 発災後24時間以内 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 第1章 | 災害対策本部機能の確保 | 第1節 | 活動態勢の整備（県災対本部） | 県災対本部の設置<br>災害対策統括会議の開催 | 災害対策本部員会議の開催<br>主要活動拠点の確認・調整 | 災害対策統括会議、本部員会議とも、以降必要に応じ随時開催 | 緊急派遣チームによる支援活動 | |
| | | | 活動態勢の整備（地方部） | 地方部の設置 | 地方部員会議の開催<br>主要活動拠点の確保・調整 | 地方部員会議を、以降必要に応じ随時開催 | 地方部派遣チームによる支援活動 | |
| | | 第2節 | 通信機能の確保 | 通信手段の確保 | 通信手段途絶の対応 | | 通信設備の応急復旧 | |
| | | 第3節 | 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等 | 自衛隊への第一報の報告 | 派遣及び応急措置の実施要請 | 受入体制の整備 | | 経費の負担区分の協議 |
| | | 第4節 | 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用 | 災害情報の収集・伝達<br>津波情報の収集・伝達 | 被害情報の収集・提供 | 県民への広報・広聴 | | |
| | | 第5節 | 広域的な応援・受援体制の整備 | | （応援）<br>（受援） | 協定等に基づく応援要請の受理・県内市町間の調整<br>国に対する応援要請・各協定に基づく応援要請 | | 応援市町への応援要請<br>連絡要員受入・要請内容の検討 |
| | | 第6節 | 国・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等 | 国・他都道府県に対する職員派遣要請<br>従事命令等　受援状況の進行管理 | | | | |
| | | 第7節 | 災害救助法の適用 | | | 災害救助法の適用 | 災害救助法の運用 | |
| 第2章 | 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧 | 第1節 | 緊急の交通・輸送機能の確保 | 道路交通情報情報・被害情報の収集 | 道路パトロールと緊急時の措置 | | | 緊急輸送道路の確保<br>緊急交通路の指定 |
| | | 第2節 | 水防活動 | 必要な箇所の門扉開閉操作 | 水防施設等の監視・警戒体制の整備 | 水防施設の応急復旧工事の実施 | | |
| | | 第3節 | ライフライン施設の復旧・保全 | 被害情報の収集 | 施設の応急対策活動 | | | 市町水道施設応急復旧活動への参加 |
| | | 第4節 | 公共施設等の復旧・保全 | 被害情報の収集 | 人員及び資機材の確保 | | 復旧活動・危険個所の周知 | |
| | | 第5節 | ヘリコプターの活用 | 被害情報の収集<br>ヘリコプターの応援要請 | 活動拠点の確保・各活動の実施 | | | |
| 第3章 | 救助・救急及び医療・救護活動 | 第1節 | 救助・救急及び消防活動 | 各救助機関への部隊派遣要請 | 救急・救助及び消防活動の調整 | 活動拠点確保・資機材調達等 | | |
| | | 第2節 | 医療・救護活動 | 医療情報の収集・共有 | 医療救護活動 | | | |
| | | | | 医薬品等の確保 | | | | 医療機関の応急復旧 |
| 第4章 | 避難及び被災者支援等の活動 | 第1節 | 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営 | 避難の指示等<br>緊急の避難情報の伝達 | 被災者の大規模避難対策 | 避難所開設・運営支援 | | |
| | | 第2節 | 避難行動要支援者・要配慮者対策 | 避難行動要支援者・要配慮者関連施設等の被災状況把握・受入調整等 | | 要配慮者への応急対策情報等の提供 | 避難所等への専門職員派遣<br>市町からの要請に対する支援 | |
| | | 第3節 | 学校・園における児童生徒等の安全確保 | 児童生徒の安全確保・登下校時の安全確保<br>学校施設等の被害状況の把握・情報提供 | | 児童生徒の下校または保護継続の判断 | | 県立学校および市町への支援 |
| | | 第4節 | ボランティア活動の支援 | | 被害情報等の収集と共有 | | | みえ災害ボランティア支援センターの設置 |
| | | 第5節 | 防疫・保健衛生活動 | | | | 防疫活動の実施・支援<br>健康管理の実施・調整 | |
| | | 第6節 | 災害警備活動 | 災害警備本部の設置<br>津波災害に対応した活動 | 災害警備活動の実施 | | | |
| | | 第7節 | 遺体の取り扱い | | 検視場所・遺体安置所の調整 | 検視・検案・身元確認・引き渡し<br>遺体保存用資材等の支援 | | |

職員非常参集

※　タイムスケジュールの時間帯は、各対策の活動開始時期の目安である。

## 発災後対策節別タイムスケジュール

| | | | | 発災後1時間以内 | 発災後3時間以内 | 発災後6時間以内 | 発災後12時間以内 | 発災後24時間以内 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 第5章 | 救援物資等の供給 | 第1節 | 緊急輸送手段の確保 | 職員非常参集<br>県有車両の確保<br>輸送ルートの情報収集・伝達 | | | 輸送手段の確保 | |
| | | 第2節 | 救援物資等の供給 | 物資要請情報の収集・整理・調整 | | | 支援物資の受入<br>物資等の調達 | |
| | | 第3節 | 給水活動 | 飲料水の確保 | 応急給水活動の調整<br>津波災害への対応 | | 応急給水活動の実施 | |
| 第6章 | 特定災害対策 | 第1節 | 海上災害への対策 | 情報の伝達 | 応急対策活動 | 災害救助活動<br>流出油防除応急対策活動 | | |
| | | 第2節 | 危険物施設等の保全 | 災害発生防止の緊急措置 | | | 災害発生防止の緊急措置<br>災害応急対策 | |
| 第7章 | 復旧に向けた対策 | 第1節 | 廃棄物対策活動 | | 障害物の除去 | し尿処理対策 | | |
| | | 第2節 | 住宅の保全・確保 | | | | 住宅関連情報の収集 | |
| | | 第3節 | 文教等対策 | | | | 学校施設の一時使用措置 | |
| | | 第4節 | 災害義援金等の受入・配分 | | | | 三重県災害義援金募集推進委員会、三重県災害義援金配分委員会の設置 | |

※　タイムスケジュールの時間帯は、各対策の活動開始時期の目安である。

# 発災後対策節別タイムスケジュール

| | | | | 発災後2日以内 | 発災後3日以内 | 発災後1週間以内 | 発災後2週間以内 | 発災後1か月以内 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 第1章 | 災害対策本部機能の確保 | 第1節 | 活動態勢の整備（県災対本部） | 災害対策統括会議、本部員会議とも、以降必要に応じ随時開催 | | | | |
| | | | | 災害対策職員の健康管理 | 職員の動員 | | | |
| | | | （地方部） | 地方部員会議を、以降必要に応じ随時開催 | | | | |
| | | | | 災害対策職員の健康管理 | 職員の動員 | | | |
| | | 第2節 | 通信機能の確保 | 通信設備の機能維持 | | | | |
| | | 第3節 | 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等 | | | 撤収要請<br>※支援が不要になった時点 | | |
| | | 第4節 | 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用 | 被害情報の収集・提供 | | | | |
| | | | | 県民への広報・広聴 | | | | |
| | | 第5節 | 広域的な応援・受援体制の整備 | 情報収集のための職員派遣 | 応援体制の構築 | | | |
| | | | | 連絡要員受入・要請内容の検討 | 受入体制の構築 | | | |
| | | 第6節 | 国・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等 | 国・他都道府県に対する職員派遣要請<br>従事命令等　　受援状況の進行管理 | | | | |
| | | 第7節 | 災害救助法の適用 | 災害救助法の運用 | | | | |
| 第2章 | 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧 | 第1節 | 緊急の交通・輸送機能の確保 | 海上航路の確保 | | | | |
| | | 第2節 | 水防活動 | 水防施設の応急復旧の実施 | | | | |
| | | 第3節 | ライフライン施設の復旧・保全 | 市町水道施設応急復旧活動への参加 | | | | |
| | | 第4節 | 公共施設等の復旧・保全 | 復旧活動・危険箇所の周知 | | | | |
| | | 第5節 | ヘリコプターの活用 | 各活動の実施 | | | | |
| 第3章 | 救助・救急及び医療・救護活動 | 第1節 | 救助・救急及び消防活動 | 惨事ストレス対策 | | | | |
| | | 第2節 | 医療・救護活動 | 医療救護活動 | | | | |
| | | | | 医療施設の応急復旧 | | | | |
| 第4章 | 避難及び被災者支援等の活動 | 第1節 | 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営 | 避難所運営支援 | | | | |
| | | 第2節 | 避難行動要支援者・要配慮者対策 | 公営住宅等の要配慮者への優先提供 | | | | |
| | | 第3節 | 学校・園における児童生徒等の安全確保 | 県立学校および市町への支援 | | | | |
| | | 第4節 | ボランティア活動の支援 | みえ災害ボランティア支援センターの設置 | 災害ボランティア・災害支援団体への支援 | | | |
| | | 第5節 | 防疫・保健衛生活動 | 食品衛生監視 | | | | |
| | | 第6節 | 災害警備活動 | 災害警備活動の実施 | | | | |
| | | 第7節 | 遺体の取り扱い | 広域火葬体制の確立 | | | | |

※　タイムスケジュールの時間帯は、各対策の活動開始時期の目安である。

## 発災後対策節別タイムスケジュール

| | | | | 発災後2日以内 | 発災後3日以内 | 発災後1週間以内 | 発災後2週間以内 | 発災後1か月以内 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 第５章 | 救援物資等の供給 | 第１節 | 緊急輸送手段の確保 | | | | | |
| | | 第２節 | 救援物資等の供給 | 物資等の供給<br>燃料の確保 | | | | |
| | | 第３節 | 給水活動 | 応急給水活動の実施 | | | | |
| 第６章 | 特定災害対策 | 第１節 | 海上災害への対策 | 災害救助活動<br>流出油防除応急活動 | | | | |
| | | 第２節 | 危険物施設等の保全 | 災害応急対策 | | | | |
| 第７章 | 復旧に向けた対策 | 第１節 | 廃棄物対策活動 | 生活ごみ等処理対策 | | 災害がれき処理対策 | | |
| | | 第２節 | 住宅の保全･確保 | 被災建築物応急危険度判定等の実施 | | 応急仮設住宅等の確保 | | |
| | | 第３節 | 文教等対策 | 応急教育の実施判断、教職員の確保<br>文化財の保護 | | 授業料減免等の判断<br>被災児童生徒等の保健管理 | | |
| | | 第４節 | 災害義援金等の受入･配分 | 災害義援金の募集･保管･配分 | | | | 災害義援金の配分 |

※　タイムスケジュールの時間帯は、各対策の活動開始時期の目安である。

# 第１章　災害対策本部機能の確保

## 第１節　活動態勢の整備 (発災1)

**【主担当部隊】: 総括部隊（総括班）、（情報班）、（総務班）、（派遣班）**

### 第１項　活動方針

○ 職員は、配備体制に応じて、非常参集し、県災対本部の設置等、必要な体制をとる。
○ 県災対本部は災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成、関係機関等との連絡調整及び災害応急対策を行う。
○ 県災対本部長は、必要に応じ、関係機関に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。

### 第２項　主要対策項目

| 対策(活動)項目 | 主担当部隊(班) | 活動開始(準備)時期等 | 重要な収集情報(収集先) |
|---|---|---|---|
| 災害対策のための配備体制 | 総括部隊<br>(総括班)<br>地方部(総括班) | 【発災直後】<br>配備基準に基づき速やかに | ・震度情報等<br>(津地方気象台)<br>(震度情報ネットワーク) |
| 県災対本部の設置 | 総括部隊<br>(総括班) | 【発災直後】<br>設置基準に基づき速やかに | ・震度情報等<br>(津地方気象台)<br>(震度情報ネットワーク) |
| 地方部の設置 | 地方部(総括班) | 【発災直後】<br>設置基準に基づき速やかに | ・震度情報等<br>(津地方気象台)<br>(震度情報ネットワーク) |
| 災害対策統括会議の開催 | 総括部隊<br>(総括班) | 【発災直後及び随時】<br>発災後速やかに第1回を、その後必要に応じて | ・震度情報等<br>(津地方気象台)<br>(震度情報ネットワーク) |
| 本部員会議の開催 | 総括部隊<br>(総括班、総務班) | 【発災後随時】<br>必要に応じ | ・各部隊、地方部、防災関係機関等 |
| 地方部調整会議の開催 | 地方統括部<br>(総括班) | 【発災後随時】<br>必要に応じ | ・各部隊、地方部、防災関係機関等 |
| 地方部員会議の開催 | 地方統括部<br>(総括班) | 【発災後随時】<br>必要に応じ | ・地方部各班、各事務所等 |
| 広域防災拠点等主要活動拠点の確保・調整 | 地方統括部<br>(総括班) | 【発災直後】<br>地方部設置後速やかに、又は、必要に応じて | ・広域防災拠点、施設管理者 |
| 広域防災拠点等主要活動拠点の確認・調整 | 総括部隊<br>(総括班) | 【発災直後】<br>県災本部設置後速やかに、又は、必要に応じて | ・各部隊、地方部、施設管理者 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 緊急派遣チームによる地方部・市町災対本部活動支援等 | 総括部隊<br>(派遣班) | 【発災直後】<br>災害の状況により、必要に応じて | ・地方部、市町等 |
| 地方部派遣チームによる情報収集等 | 地方統括部<br>(総括班) | 【発災直後】<br>災害の状況により、必要に応じて | ・県災対本部、市町等 |
| 災害対策職員の健康管理 | 総括部隊<br>(総務班) | 【発災2日後】<br>職員の勤務状況等を考慮し、必要に応じて | ・各部局、各事務所等 |
| 職員の動員 | 各部隊 | 【発災3日後】<br>災害対策活動の状況により、必要に応じて | ・県災対本部、地方部 |

※「活動開始（準備）時期等」は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

## 第３項　対策

### ■県が実施する対策

### １　災害対策のための配備体制

#### (1)　配備基準

被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を迅速かつ的確に推進するため、県は、次の基準による配備体制を整える。

なお、南海トラフ地震臨時情報への対応については、「第２部第６章　南海トラフ地震臨時情報に対する対応」に基づき実施する。

| 体制(※１) | 準備体制 | 警戒体制 | 非常体制 |
|---|---|---|---|
| 配備基準 | 1.　県内に震度４を観測する地震があったとき。<br>2.　津波注意報が県内に発表されたとき（津波予報区「伊勢・三河湾」「三重県南部」）。<br>3.　隣接府県で震度５強以上を観測する地震が発生したとき。<br>4.　その他地震に関する災害が発生したとき。 | 1.　県内に震度５弱を観測する地震が発生したとき。<br>2.　津波警報が県内に発表されたとき（津波予報区「伊勢・三河湾」「三重県南部」）。<br>3.　地震又は津波により災害が発生した場合で知事が必要と認めたとき。<br>4.　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）または南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。 | 1.　県内に震度５強以上を観測する地震が発生したとき。（自動参集）<br>2.　大津波警報が県内に発表されたとき（津波予報区「伊勢・三河湾」「三重県南部」）。（自動参集）<br>3.　県内に地震又は津波により甚大な災害が発生した場合で、知事が必要と認めたとき。 |
| 本部設置 | - | 県災対本部設置 | |
| 配備要員<br>(※２) | 各組織の配備計画による | 各組織の配備計画による | 全職員 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 業務 | 事態の推移に伴い、速やかに県災対本部を設置するための前段階として、情報連絡活動等を円滑に行う。 | 相当の被害が近く発生することが予想され、又は発生した場合で、所掌する応急対策を迅速的確に行う。 | 甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合、県の総力をあげて応急対策活動にあたる。 |

※１　災害の規模及び地域性等を考慮して、上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変に判断し迅速に配備体制を整える。

※２　各部局等（警察本部を除く）は、配備基準に基づき、所管の班ごとに、配備計画をたてる。

※３　警察本部の配備基準及び具体的運用等については、「三重県警察災害警備計画」及び「三重県警察災害警備本部の設置等に関する要綱」に基づき実施するものとする。

### (2)　職員の参集

職員は、勤務時間外、休日等において、災害の発生又は発生するおそれがあることを知ったとき、次のとおり参集する。

なお、勤務時間外に震度５強以上の地震が発生した場合は、緊急初動対策要員が県災対本部又は地方部へ参集し、初動体制を確立し応急初動措置を行う。

| 準備体制・警戒体制 | 非常体制 |
|---|---|
| 各体制により参集が必要な配備職員は、状況の推移に注意し、自ら所属機関と連絡をとり、又は自らの判断で所属機関に参集する。 | 全職員は、連絡を待たずに下記に定める順により、自らの所属機関もしくは最寄りの県機関へ参集する。<br>ただし、災害により家族が死亡又は傷害を受けた場合は、必要な措置を講じた後に参集する。<br>なお、緊急初動対策要員は、所属部所に関係なくあらかじめ指定された県災対本部又は各地方部の総括班に参集する。 |

【非常体制時の職員参集場所について】

原則、自らの所属機関へ参集する（第１参集場所）。

ただし、交通の途絶等により所属機関への参集が不可能な場合には、次の順により、県機関へ参集する。

〔第２参集場所〕自己の業務に関係のある最寄りの県機関

〔第３参集場所〕最寄りの県総合庁舎（県災対本部又は各地方部の総括班）

〔第４参集場所〕その他の最寄りの県機関（県立学校を含む）

### (3)　幹部職員への連絡系統

災害の発生又は発生のおそれを覚知した場合における知事等幹部職員への第１報等の連絡系統は、以下のとおりとする。

**【県災対本部】**

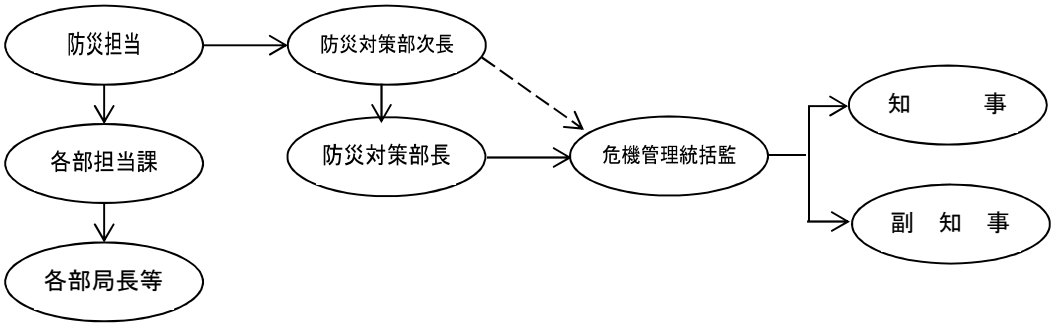


**【地方部（標準例）】**※各地方部ごとの連絡系統は、それぞれの地方部において定める

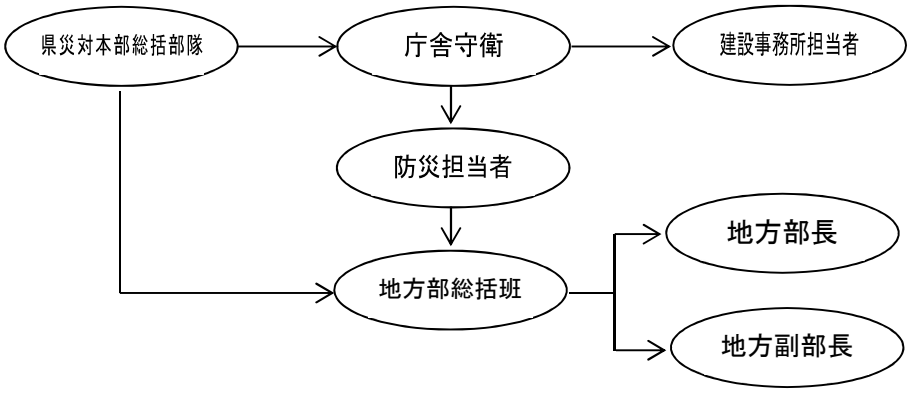


## ２　県災対本部の設置

県内に地震又は津波による災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合で、災害予防及び災害応急対策活動を実施するために必要があると認めたとき、知事は基本法第 23 条の規定に基づき本庁に県災対本部を、各地域防災総合事務所又は地域活性化局の管轄区域を単位に地方部を設置するとともに、必要に応じ災害地を主に管轄する地方部に現地災害対策本部（以下、「現地本部」という）を設置する。

また、県災対本部の組織及び運営は、基本法、三重県災害対策本部に関する条例、三重県災害対策本部に関する条例施行規則、本計画及び三重県災害対策本部運営要領の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

### (1)　県災対本部（本庁）の概要

| | |
|---|---|
| 名称 | 三重県災害対策本部（県災対本部） |
| 本部長 | 知事 |
| 副本部長 | 副知事、危機管理統括監<br>※ 知事に事故があった場合には、副知事、危機管理統括監の順に指揮をとる。 |

<table>
<tr><td>設置場所</td><td>
<table>
<tr><td></td><td>本部員会議</td><td>災害対策統括部<br>オペレーションルーム</td></tr>
<tr><td>警戒体制</td><td>プレゼンテーションルーム</td><td>災害対策室<br>（防災対策部内）</td></tr>
<tr><td>非常体制</td><td>県庁講堂又は<br>プレゼンテーションルーム</td><td>県庁講堂</td></tr>
</table>
※不測の事態により県庁講堂が利用できない場合、行政棟内にスペースと機能を確保する。
<table>
<tr><th>施設名</th><th>所在地</th><th>代替施設名</th><th>所在地</th></tr>
<tr><td>三重県庁<br>講堂棟</td><td>津市広明町１３</td><td>三重県庁<br>行政棟</td><td>津市広明町１３</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>設置基準</td><td>「県が実施する対策　１災害対策のための配備体制　(1)配備基準」で定める基準による。</td></tr>
<tr><td>廃止基準</td><td>県の地域内に震災の拡大するおそれがなくなり、災害応急対策がおおむね完了したとき。</td></tr>
<tr><td>組織</td><td>別図１及び別表１参照</td></tr>
<tr><td>活動</td><td>被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を実施するため、各部隊の所掌事務のほか、以下の活動を行う。<br><br>**１　災害対策統括会議の開催（総括部隊＜総括班＞）**<br>本部長、災害対策統括部長、災害対策副統括部長（総括部隊長）、総括隊長をコアメンバーとして構成され、必要に応じ関係部隊長及び関係機関出席のもと、以下の事案に対応する。<br>①　災害予防及び災害応急対策の実施にかかる方針等の決定<br>②　緊急かつ迅速に対応すべき事案の検討<br>**２　本部員会議の開催（総括部隊＜総括班＞）**<br>本部長、副本部長、本部員により構成され、必要に応じて関係機関の出席のもと、下記の事案に対処する。<br>①　本部長の指示の共有及び災害対策統括会議において決定された方針等の承認<br>②　緊急対処事案の検討結果についての全庁的な情報共有<br>**３　広域防災拠点等の主要活動拠点の確保・調整（総括部隊＜総括班＞）**<br>県災対本部は、災対本部設置後速やかに広域防災拠点等主要活動拠点の被災状況を各部隊、地方部及び施設管理者に確認するとともに、被災状況をふまえて災害応急対策活動の内容に応じた活動拠点（広域防災拠点、救助活動拠点、物資拠点、ＳＣＵ、その他拠点）の調整を行う。また、各部隊及び各地方部に対し、配分した拠点の運営体制・状況等の報告を求める。<br>**４　緊急派遣チームによる地方部・市町災対本部活動支援等（総括部隊＜派遣班＞）**<br>県災対本部は、災害の状況により必要に応じて、災害対策統括部職員により緊急派遣チームを組織し、地方部又は市町へ派遣して災害対策活動の支援等を行う。（推進計画）</td></tr>
<tr><td>所掌事務</td><td>三重県災害対策本部運営要領の定めるところによる。（別表２参照）</td></tr>
<tr><td>事務局</td><td>災害対策統括部（編成については、別表２参照。）</td></tr>
</table>

| | |
|---|---|
| その他 | １　県災対本部長は、地震・津波により石油コンビナート災害が発生した場合は、 石油コンビナート等災害防止法に基づく石油コンビナート等防災本部と一体となった運用を行う。<br>２　県災対本部が設置されたとき、次の組織は包括される。<br>・　県水防本部（水防法に基づく）<br>・　三重県水道災害対策本部（三重県水道災害広域応援協定に基づく）<br>・　三重県災害廃棄物処理対策本部（三重県災害廃棄物処理応援協定に基づく）<br>３　国の非常（緊急）災害現地対策本部が設置された場合には、国の非常（緊急）災害現地対策本部と連絡調整を図る。 |

### (2)　地方部の概要

| | |
|---|---|
| 名称 | 三重県地方災害対策部（地方部） |
| 地方部長 | 危機管理地域統括監兼地域防災総合事務所長<br>又は危機管理地域統括監兼地域活性化局長 |
| 地方副部長 | 地方部員のうちから地方部長が指名する者 |
| 設置場所 | |

| 施設名 | 所在地 | 代替施設名 | 所在地 |
|---|---|---|---|
| 桑名庁舎 | 桑名市中央町<br>５丁目７１ | 三重県工業研究所金属研究室 | 桑名市大字志知<br>字西山２０８ |
| 四日市庁舎 | 四日市市新正<br>４－２１－５ | 三重県広域防災拠点（北勢拠点） | 四日市市中村町<br>２２８１－２ |
| 鈴鹿庁舎 | 鈴鹿市西条<br>５丁目１１７ | 三重県消防学校 | 鈴鹿市石薬師町<br>４５２ |
| 津庁舎 | 津市桜橋<br>３－４４６－３４ | 三重県<br>工業研究所 | 津市高茶屋<br>５－５－４５ |
| 松阪庁舎 | 松阪市高町１３８ | 三重県<br>農業大学校 | 松阪市嬉野川北町<br>５３０ |
| 伊勢庁舎 | 伊勢市勢田町<br>６２８－２ | 三重県伊勢庁舎別館 | 伊勢市勢田町<br>６２８－２ |
| 伊賀庁舎 | 伊賀市四十九町<br>２８０２ | 三重県広域防災拠点（伊賀拠点） | 伊賀市荒木１８５６ |
| 尾鷲庁舎 | 尾鷲市坂場町西町<br>１番１号 | 三重県広域防災拠点（東紀州〔紀北〕拠点） | 尾鷲市光ヶ丘<br>２８－６１ |
| 熊野庁舎 | 熊野市井戸町３７１ | 三重県職員公舎紀南寮 | 熊野市井戸町<br>１１５０－１ |

| | |
|---|---|
| 設置基準 | 「県が実施する対策　１災害対策のための配備体制　(1)配備基準」で定める基準による。 |
| 廃止基準 | 所管区域に震災の拡大するおそれがなくなり、災害応急対策がおおむね完了したとき。 |
| 組織 | 別図２及び別表３に準じて、各三重県災害対策本部地方災害対策部運営要領の定めるところによる。 |

| | |
|---|---|
| 活動 | 被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を実施するため、各所掌事務のほか、以下の活動を行う。<br>**１　地方部調整会議の開催（地方統括部＜総括班＞）**<br>地方部は、地方統括部長のほか、地方統括部長が指名するものにより構成される地方部調整会議を設置し、以下の事案に対応する。<br>①　地方統括部の編成<br>②　地方部における災害予防及び災害応急対策の方針策定<br>③　地方部における緊急かつ迅速に対応すべき事案の検討<br>④　地方部内事務所の災害応急対策活動の調整等<br>**２　地方部員会議の開催（地方統括部＜総括班＞）**<br>地方部は、地方部長、地方副部長及び地方部員により構成される地方部員会議を設置し、以下の事案に対応する。<br>①　本部長指示の共有及び地方部における災害応急対策の実施にかかる方針等の承認<br>②　地方部における緊急かつ迅速に対応すべき事案の共有<br>**３　広域防災拠点等の主要活動拠点の確保・調整（地方統括部＜総括班＞）**<br>地方部は、災対本部設置後速やかに、広域防災拠点及び施設管理者を通じて災害応急対策活動の主要な拠点となる施設についての確認を行い、地方部において管轄区域内の拠点施設の確保状況を取りまとめ、県災対本部へ報告する。<br>また、県災対本部により拠点の配分について指示があった場合は、各部隊及び各地方部は、施設管理者と連携を図り、運営のための体制を確立する。<br>**４　地方部派遣チームによる情報収集等（地方統括部＜総括班＞）**<br>地方部は、災害の状況により必要に応じて、地方統括部職員により地方部派遣チームを組織し、市町へ派遣して、県災対本部及び地方部と市町災対本部との連絡調整、情報収集及び防災情報システムの入力支援等を行う。 |
| 所掌事務 | 別表４に準じて、各三重県災害対策本部地方災害対策部運営要領の定めるところによる。 |
| 事務局 | 地方統括部 |
| その他 | １　地方部の所管区域は、地域防災総合事務所（地域活性化局）の所管区域とする。<br>ただし、水道事務所、一部の保健所等のように、平時の所管区域が地方部の所管区域と異なる事務所については、平時の所管区域を尊重し、必要に応じ、地方部・事務所間で情報共有を行う。<br>２　地方部の配備体制、職員の参集、幹部職員への連絡系統等については、県災対本部（本庁）の基準等に準じ、地域特性、機関の規模及び任務に即応した体制を整える。 |

### (3) 現地本部の概要

| | |
|---|---|
| 名称 | 三重県現地災害対策本部（現地本部） |
| 現地本部長 | 副本部長、本部員及び地方部長の中から知事が指名する者 |
| 設置場所 | 被災した市町を所管する地方部 |
| 設置基準 | 県の地域内に局地的な激甚災害が発生し、知事が現地での指揮の必要性を認めたとき |
| 廃止基準 | 当該地域の応急対策が完了したと認められたとき |
| 組織 | 別図３及び別表５参照 |
| 活動 | 被災地において知事の特命事項を処理し、地方部長の協力を得て、各防災機関との連絡調整にあたる。 |

## ３　災害対策職員の健康管理（総括部隊＜総務班＞）

### (1) 連続勤務の制限

各部局及び各事務所等の責任者は、災害応急対策活動に従事する職員が長時間の連続勤務により健康を損なうことのないよう、必要に応じて交代で休暇を与えるなど適切な措置を講じなければならない。（１日２交代以上勤務の場合、連続出勤は１３日以内を目安とする。）

このため、災害対策統括部各部隊等は、交代要員の確保を行う。

### (2) こころのケア

災害応急対策活動に従事する職員の精神的緊張の緩和を図るための措置をとる。

## ４　職員の動員（各部隊）

災害対策活動を実施するにあたり、県災対本部と地方部の間で職員の動員が必要な場合は、別に定める様式により文書で総務部長に要請する。

ただし、緊急の場合においては電話連絡等適宜の方法により要請できる。

【別図１】

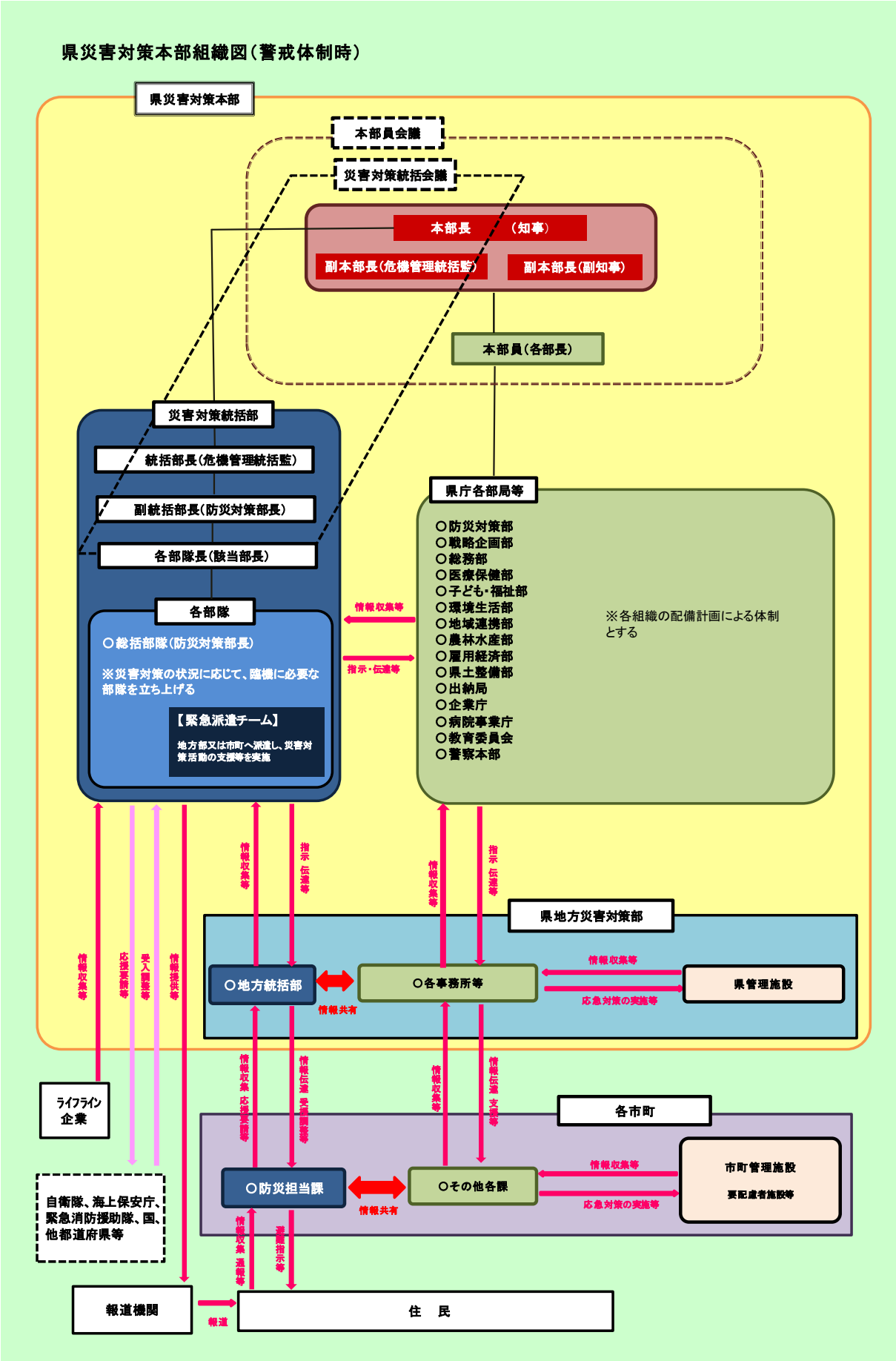
県災害対策本部組織図（警戒体制時）
県災害対策本部
本部員会議
災害対策統括会議
本部長　（知事）
副本部長（危機管理統括監）
副本部長（副知事）
本部員（各部長）
災害対策統括部
統括部長（危機管理統括監）
副統括部長（防災対策部長）
各部隊長（該当部長）
各部隊
○総括部隊（防災対策部長）
※災害対策の状況に応じて、臨機に必要な部隊を立ち上げる
【緊急派遣チーム】
地方部又は市町へ派遣し、災害対策活動の支援等を実施
情報収集等
指示・伝達等
県庁各部局等
○防災対策部
○戦略企画部
○総務部
○医療保健部
○子ども・福祉部
○環境生活部
○地域連携部
○農林水産部
○雇用経済部
○県土整備部
○出納局
○企業庁
○病院事業庁
○教育委員会
○警察本部
※各組織の配備計画による体制とする
情報収集等
指示・伝達等
情報収集等
指示・伝達等
県地方災害対策部
○地方統括部
情報共有
○各事務所等
情報収集等
応急対策の実施等
県管理施設
情報収集等
応援要請等
受入調整等
情報提供等
ライフライン企業
自衛隊、海上保安庁、緊急消防援助隊、国、他都道府県等
情報収集　応援要請等
情報伝達　受援調整等
情報収集等
情報伝達　支援等
各市町
○防災担当課
情報共有
○その他各課
情報収集等
応急対策の実施等
市町管理施設
要配慮者施設等
情報収集　通報等
通報　指示等
報道機関
報道
住　民

## 県災害対策本部組織図（非常体制時）

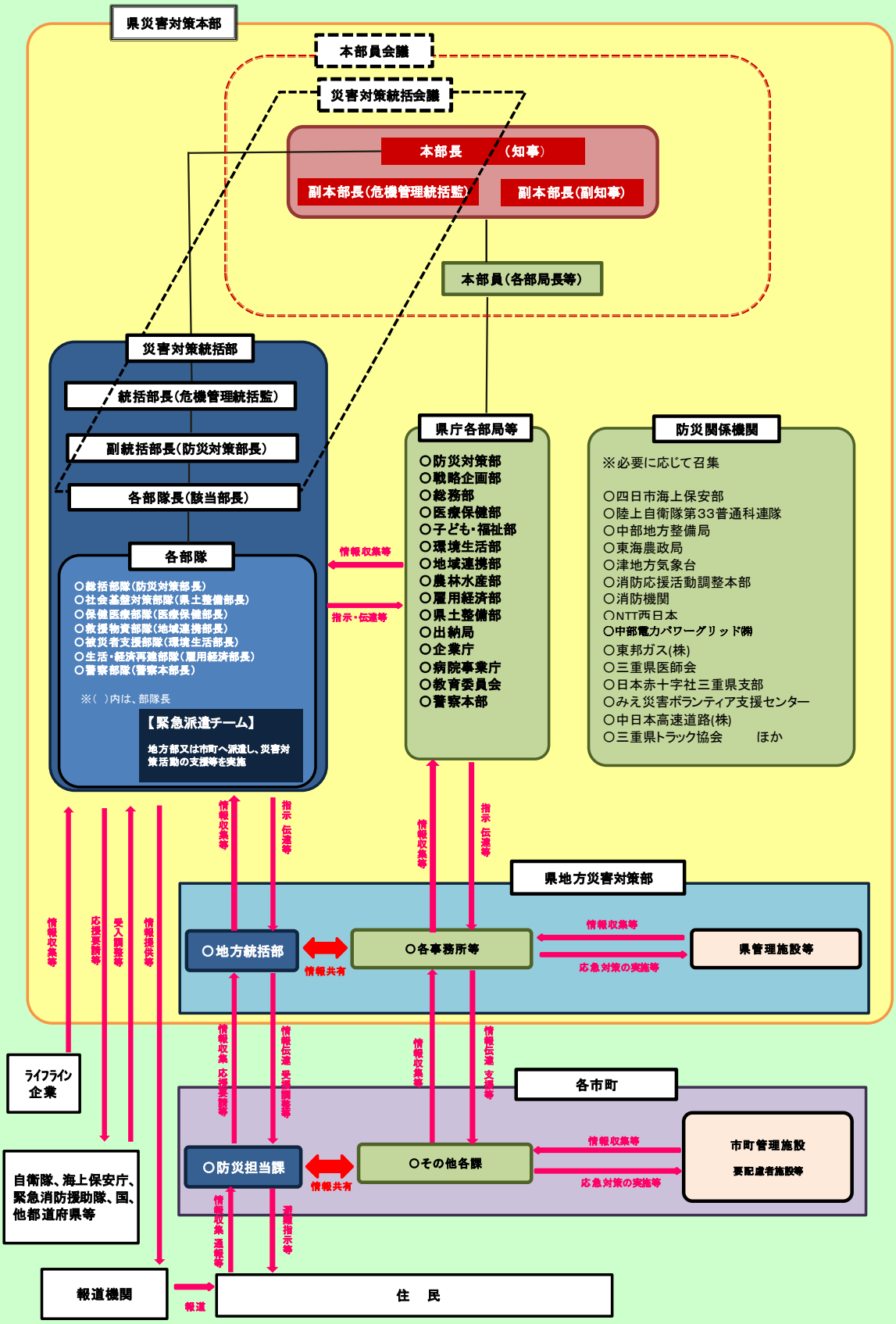

【別表１】災害対策本部の組織

| 名称 | 説　明 |
|---|---|
| 本部長 | 知事 |
| 副本部長 | 副知事、危機管理統括監<br>※ 知事に事故があった場合には、副知事、危機管理統括監の順に指揮をとる。 |
| 本部員 | 危機管理統括監、本庁各部局長、企業庁長、病院事業庁長、教育長、警察本部長 |
| 各部局等 | 各部局等は、災害対策統括部各部隊から受けた指示のもと、業務を遂行する。 |
| 災害対策統括部 | 県災対本部に、全庁的な危機管理を統括する危機管理統括監を部長とする災害対策統括部を設置し、危機管理統括監の指示のもと、発災直後の初動から応急、復旧期における知事の意思決定を支援する。<br>また、災害対策統括部内に災害対策上のカテゴリーに属する情報を一元的に収集し、必要な業務を部局の所管業務の枠にとらわれることなく処理できる部隊を編成し、部局長を部隊長に任命して部隊活動の指揮権を与え、責任を負わせることで、本部長及び災害統括部長のもと、迅速な初動体制と応急・復旧期を含めた災害対策活動を可能とする体制を整える。<br>なお、部隊の立ち上げは、災害の規模や災害応急対策活動の内容に応じて、必要な部隊を立ち上げる。 |
| 防災関係機関 | 県災対本部は非常体制をとった場合等必要と認められる場合には、次の関係機関に対して、県災対本部への参加を要請する。<br>・第四管区海上保安本部　・陸上自衛隊第 33 普通科連隊<br>・中部地方整備局　・東海農政局<br>・津地方気象台　・消防機関の代表<br>・西日本電信電話株式会社三重支店<br>・中部電力パワーグリッド株式会社三重支社<br>・東邦ガス株式会社　・日本赤十字社三重県支部<br>・公益社団法人三重県医師会　・中日本高速道路株式会社<br>・一般社団法人三重県トラック協会　・みえ災害ボランティア支援センター<br>ほか<br>この場合、上記機関は迅速に県災対本部に参加する。 |
| 本部員会議 | 本部長、副本部長、本部員により構成される。 |
| 災害対策統括会議 | 本部長、災害対策統括部長、災害対策副統括部長（総括部隊長）、総括隊長また、必要に応じ関係部隊長及び関係機関により構成される。 |

## 【災害対策統括部隊の概略】

※対応部課及び所掌事務の詳細については、「【別表２】三重県災害対策本部災害対策部の編成及び所掌事務」を参照

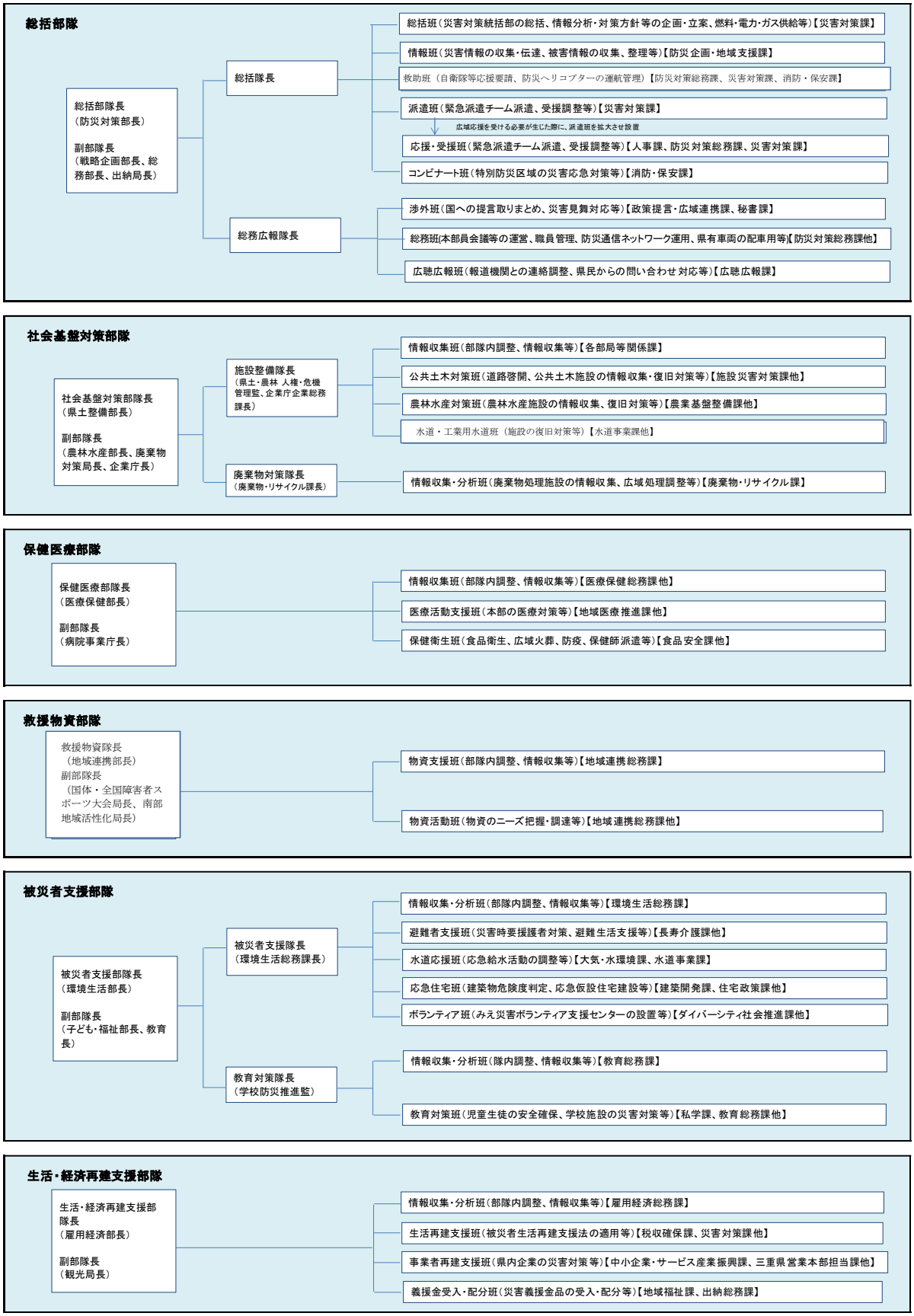

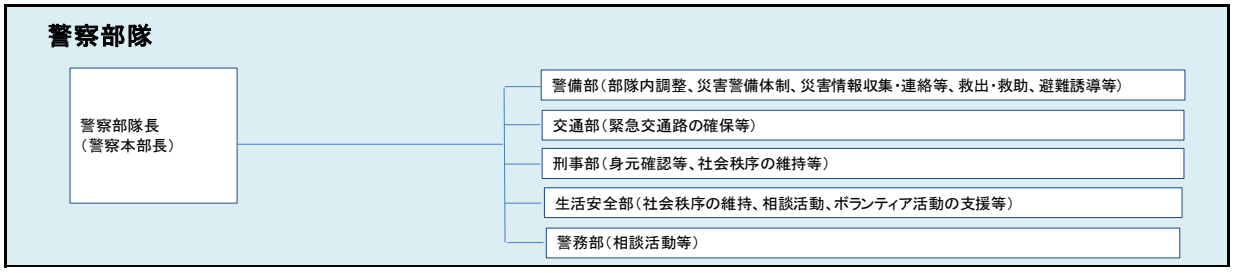
警察部隊
警察部隊長
（警察本部長）
警備部（部隊内調整、災害警備体制、災害情報収集・連絡等、救出・救助、避難誘導等）
交通部（緊急交通路の確保等）
刑事部（身元確認等、社会秩序の維持等）
生活安全部（社会秩序の維持、相談活動、ボランティア活動の支援等）
警務部（相談活動等）

## 【別表２】三重県災害対策本部災害対策統括部の編成及び所掌事務

※各隊の必要職員数は兼務を含めた職員数とする。

### 1.　総括部隊

| 部、部隊、隊及び班名 | 職名 | 平時の職名（必要職員数） |
|---|---|---|
| 総括部隊(79)※派遣班の場合<br>(82)※応援・受援班の場合 | 部隊長 | 防災対策部長 |
| | 副部隊長 | 戦略企画部長<br>総務部長<br>出納局長 |
| 総括隊(45) ※派遣班の場合<br>(48) ※応援・受援班の場合 | 隊長 | 防災対策部次長 |
| 総括班(9) | 班長 | 防災対策部 災害対策課長 |
| | 班員 | 防災対策部 災害対策課(4)<br>防災対策部 防災企画・地域支援課(1)<br>防災対策部 危機管理課(1)<br>戦略企画部 戦略企画総務課(2) |
| （燃料・電力・ガス供給・通信確保担当）(1) | 班員 | 防災対策部 災害対策課(1) |
| 情報班(14) | 班長 | 防災対策部 防災企画・地域支援課長 |
| | 班員 | 防災対策部 防災企画・地域支援課(10)<br>戦略企画部(1)<br>総務部 (1)<br>出納局 (1) |
| 救助班(11) | 班長 | 防災対策部 危機管理副統括監 |
| | 班員 | 防災対策部 災害対策課(2)<br>防災対策部 防災対策総務課(3)<br>防災対策部 消防・保安課(1)<br>監査委員事務局(1)<br>人事委員会事務局(1)<br>労働委員会事務局(1)<br>海区漁業調整委員会事務局(1) |
| ※派遣班(4) | 班長 | 防災対策部次長（総括隊隊長兼務） |
| | 班員 | 防災対策部 災害対策課(2)<br>総務部 人事課(1) |
| ※応援・受援班(7) | 班長 | 総務部 人事課長 |
| | 班員 | 防災対策部 防災対策総務課(1)<br>防災対策部 災害対策課(2)<br>総務部 人事課(1)<br>総務部 管財課(1)<br>医療保健部 食品安全課(1) |
| コンビナート班(5) | 班長 | 防災対策部　コンビナート防災監 |
| | 班員 | 防災対策部　消防・保安課(4) |
| 総務広報隊(30) | 隊長 | 防災対策部副部長 |
| 総務班(12) | 班長 | 防災対策部 防災対策総務課長 |
| | 班員 | 防災対策部 防災対策総務課(3)<br>防災対策部 危機管理課(2)<br>総務部 (5)<br>議会事務局(1) |
| （通信）(2) | 班員 | 防災対策部 災害対策課(2) |
| 渉外班(8) | 班長 | 戦略企画部 政策提言・広域連携課長 |
| | 班員 | 戦略企画部 政策提言・広域連携課(3)<br>戦略企画部 秘書課(4) |
| 広聴広報班(7) | 班長 | 戦略企画部 広聴広報課長 |
| | 班員 | 戦略企画部 広聴広報課(6) |

◆　所掌事務（総括部隊）

| | 対応部課（※１） |
|---|---|
| 総括隊 | |
| 総括班 | |
| 災害対策統括部の総括に関すること | 災害対策課 |
| 現地災害対策本部及び地方部の設置・運営に関すること | 災害対策課 |
| 関係機関及び各部隊との連絡及び調整に関すること | 災害対策課 |
| 県災対本部の設置・廃止の検討に関すること | 災害対策課 |
| 情報分析、災害予防・災害応急対策の実施の推進にかかる方針等の企画・立案に関すること | 災害対策課 |
| 緊急かつ迅速に対処すべき事案の検討に関すること | 災害対策課 |
| 本部長指示等の伝達に関すること | 災害対策課 |
| 災害応急対策の実施状況の把握及び進捗管理に関すること | 災害対策課 |
| 国、全国知事会、他府県等への応援要請の要否の決定に関すること | 災害対策課 |
| 緊急派遣チームの派遣の要否の決定に関すること | 災害対策課 |
| 災害救助法の適用の要否の決定に関すること | 災害対策課 |
| 災害救助法の運用に関すること | 防災企画・地域支援課 |
| 被災者生活再建支援法の適用の要否の決定に関すること | 災害対策課 |
| 災害警戒、注意喚起の発信に関すること | 災害対策課 |
| 避難勧告・避難指示（緊急）のかかる助言に関すること | 災害対策課 |
| 所掌事務外事案の対応調整に関すること | 災害対策課 |
| (燃料・電力・ガス供給・通信確保担当) | |
| 県有車両、市町村の公用車両、救急車両等の燃料の確保 | 災害対策課 |
| その他、災害対応、避難者対応、重要施設の業務継続等に必要な燃料・通信の確保 | 災害対策課 |
| 情報班 | |
| 気象情報等の収集及び伝達に関すること | 防災企画・地域支援課 |
| 被害状況の収集、整理に関すること | 防災企画・地域支援課 |
| 災害応急対策の実施状況等の伝達に関すること | 防災企画・地域支援課 |
| 国、全国知事会、他府県等への被害状況等の報告に関すること | 防災企画・地域支援課 |
| 避難所・避難者等情報の把握に関すること | 防災企画・地域支援課 |
| 救助班 | |
| 自衛隊の災害派遣要請、活動調整及び撤収要請に関すること | 災害対策課 |
| 県内消防機関との連絡調整に関すること | 消防・保安課 |
| 防災ヘリコプターの運航管理、活動調整に関すること | 防災対策総務課 |
| 消防応援活動調整本部の運営に関すること | 消防・保安課 |
| 第四管区海上保安本部への応急措置の実施要請及び活動調整に関すること | 災害対策課 |
| サイレントタイムの設定に関すること | 災害対策課 |
| 避難者の搬送支援にかかる車両、船舶、ヘリコプターの確保に関すること | 災害対策課 |
| 派遣班 | |
| 緊急派遣チームの派遣に関すること | 災害対策課 |
| 応援にかかる調整に関すること | 災害対策課 |
| 国、全国知事会、他府県等への職員応援にかかる要請、受入調整に関すること | 災害対策課 |
| 各部班の増員派遣要請に応じ、人員を派遣すること | 人事課 |
| 応援・受援班（一般事務職員）<br>※広域応援を受ける必要が生じた際に、派遣班を拡大させ設置。 | |
| 応援要請に関すること | 防災対策総務課<br>災害対策課 |
| 対口支援団体の決定に関すること | 災害対策課 |
| 応援自治体職員の配置調整に関すること | 災害対策課<br>人事課 |
| 応援県等の活動支援に関すること | 管財課<br>食品安全課<br>災害対策課 |
| 受援状況の進行管理に関すること | 災害対策課<br>人事課 |
| コンビナート班 | |
| 特別防災区域に係る災害応急対策、災害復旧等に係る連絡調整 | 消防・保安課 |
| 国や他都道府県との調整 | 消防・保安課 |

| | |
|---|---|
| 総務広報隊 | |
| 総務班 | |
| 本部員会議の運営に関すること | 防災対策総務課 |
| 被害状況及び活動実施状況にかかる資料の取りまとめに関すること | 危機管理課 |
| 総括部隊内の連絡調整に関すること | 危機管理課 |
| 災害関係文書、物品の収受配分及び発送に関すること | 法務・文書課 |
| 職員の健康管理に関すること | 福利厚生課 |
| 職員の罹災給付に関すること | 福利厚生課 |
| 総務事務システムの運用に関すること | 総務事務課 |
| 災害関係費の予算に関すること | 財政課 |
| 物品調達(各所属で直接確保することが適当と認められる物品を除く)及び出納に関すること | 会計支援課 |
| 出納事務（緊急支払い）に関すること | 出納総務課 |
| 財務会計システムの運用に関すること | 出納総務課 |
| 国、他府県等の災害応援職員の宿舎確保に関すること | 防災対策総務課 |
| 本部職員等の食料・寝具等の確保に関すること | 防災対策総務課 |
| 県有車両（集中管理自動車）の配車に関すること | 管財課 |
| (通信) | |
| 防災通信ネットワークの運用に関すること | 災害対策課 |
| 行政情報ネットワークの災害対策に関すること | 情報システム課 |
| 渉外班 | |
| 政府、政党、中央省庁等への提言事項等の取りまとめに関すること | 政策提言・広域連携課 |
| 災害見舞いに関すること | 秘書課 |
| 本部長、副本部長の秘書に関すること | 秘書課 |
| 全国知事会、中部圏知事会及び近畿ブロック知事会からの視察、慰問、激励等にかかる調整に関すること | 政策提言・広域連携課 |
| 広聴広報班 | |
| 報道機関との連絡調整に関すること。 | 広聴広報課 |
| 県民への呼びかけ等知事会見に関すること。 | 広聴広報課 |
| 県ホームページの管理に関すること。 | 広聴広報課 |
| 各種広報媒体を活用した県民等への広報に関すること。 | 広聴広報課 |
| 県民からの問い合わせ、要望、意見に関すること。 | 広聴広報課 |
| 災害写真等の収集・整理に関すること。 | 広聴広報課 |

※１　対応部課とは、災害対策本部の業務のうち、必要に応じ、災害対策統括部の指示の下、各部局等にその業務を担当していただくこととなるため、その場合の担当部課をあらかじめ定めておき、災害時に迅速な対応を行えるようにするためのものです。

## 2.　社会基盤対策部隊

| 部、部隊、隊及び班名 | 職名 | 平時の職名（必要職員数） |
|---|---|---|
| 社会基盤対策部隊(31) | 部隊長<br>副部隊長<br>(※1) | 県土整備部長<br>農林水産部長<br>環境生活部 廃棄物対策局長<br>企業庁長 |
| 施設整備隊(24) | 隊長<br>(※2) | 県土整備部 人権・危機管理監<br>農林水産部 人権・危機管理監<br>企業庁 企業総務課長 |
| 情報収集・分析班(9) | 班長 | 県土整備部 人権・危機管理監 |
| | 班員 | 県土整備部（6）<br>農林水産部（1）<br>企業庁（1） |
| 公共土木対策班(8) | 班長 | 県土整備部 施設災害対策課長 |
| | 班員 | 県土整備部（7） |
| 農林水産対策班(5) | 班長 | 農林水産部 人権・危機管理監 |
| | 班員 | 農林水産部 農業基盤整備課(1)<br>農林水産部 治山林道課(1)<br>農林水産部 水産基盤整備課(1)<br>農林水産部 農林水産総務課(1)（情報収集・分析班兼務） |
| 水道・工業用水道班(2) | 班長 | 企業庁 企業総務課長 |
| | 班員 | 企業庁（1）（情報収集・分析班兼務） |
| 廃棄物対策隊(3) | 隊長 | 環境生活部 廃棄物対策局 廃棄物・ﾘｻｲｸﾙ課長 |
| 情報収集・分析班(2) | 班長 | 環境生活部 廃棄物対策局 廃棄物・ﾘｻｲｸﾙ課長（廃棄物対策隊長兼務） |
| | 班員 | 環境生活部 廃棄物対策局 廃棄物・ﾘｻｲｸﾙ課(1) |

※１　災害の規模・内容等に応じ、部隊長等は災害対策統括部長（危機管理統括監）が指名します。
※２　隊長は、部隊長の指名に応じて就任します。

| ◆　所掌事務（社会基盤対策部隊） | 対応部課（※３） |
|---|---|
| 施設整備隊 | |
| 情報収集・分析班 | |
| 部隊内の総合調整に関すること | 各部局等関係課※ |
| 統括部隊との連絡調整に関すること | 各部局等関係課※ |
| 部隊内の情報収集・整理に関すること | 各部局等関係課※ |
| 部隊内の災害応急対策活動の把握及び提供に関すること | 各部局等関係課※ |
| 受援調整に関すること | 各部局等関係課※ |
| 公共土木対策班 | |
| 道路啓開に関すること | 施設災害対策課 |
| 水防本部に関すること | 施設災害対策課 |
| 道路情報の把握と提供に関すること | 道路管理課 |
| 道路パトロールの実施と応急措置に関すること | 道路管理課 |
| 異常時における事前通行規制に関すること | 道路管理課 |
| 建設業者の確保に関すること | 建設業課<br>施設災害対策課 |
| 道路及び橋梁の応急復旧に関すること | 道路建設課 |
| 港湾施設及び海岸施設の応急復旧に関すること | 港湾・海岸課 |
| 河川の応急復旧、破堤・越水情報、水位情報の収集に関すること | 河川課 |
| ダム情報の収集、砂防施設等の応急復旧、土砂災害関連情報の収集・発信に関すること | 防災砂防課 |
| 都市公園施設の応急復旧に関すること | 都市政策課 |
| 下水道施設の応急復旧に関すること | 下水道課 |
| 部内の災害対応事業用地に関すること | 公共用地課 |
| 営繕工事中の現場の保全指導に関すること | 営繕課 |
| 県有施設の災害復旧工事の設計施工に関すること | 営繕課 |
| 気象予警報等の受理及び伝達に関すること | 施設災害対策課 |
| 復旧資機材の確保に関すること | 建設業課 |

| | | |
|---|---|---|
| | 農林水産対策班 | |
| | 農地及び農業用施設の応急復旧に関すること | 農業基盤整備課 |
| | 農地海岸施設の応急復旧に関すること | 農業基盤整備課 |
| | 地すべり対策施設の応急復旧に関すること | 農業基盤整備課 |
| | 被災農作物の応急技術対策に関すること | 農産園芸課 |
| | 被災農作物の種苗対策に関すること | 農産園芸課 |
| | 家畜伝染病予防に関すること | 畜産課 |
| | 罹災家畜収容に関すること | 畜産課 |
| | 治山施設の応急復旧に関すること | 治山林道課 |
| | 林道等施設の応急復旧に関すること | 治山林道課 |
| | 地滑り及び崩壊地の安全対策に関すること | 治山林道課・農業基盤整備課 |
| | 林業共同施設に係る災害対策に関すること | 森林・林業経営課 |
| | 自然公園等施設の災害対策に関すること | みどり共生推進課 |
| | 林野火災対策に関すること | 治山林道課 |
| | 漁港施設及び漁港海岸施設の応急復旧に関すること | 水産基盤整備課 |
| | 漁業・養殖業の被害対策に関すること | 水産資源・経営課 |
| | 水道・工業用水道班 | |
| | 水道・工業用水道施設（県管理）の復旧に関すること | 水道事業課<br>工業用水道事業課 |
| 廃棄物対策隊 | | |
| | 情報収集・分析班 | |
| | 隊内の調整に関すること | 廃棄物・ﾘｻｲｸﾙ課 |
| | 市町廃棄物処理施設の被害状況の把握に関すること | 廃棄物・ﾘｻｲｸﾙ課 |
| | 廃棄物の発生量推計及び処理状況に関すること | 廃棄物・ﾘｻｲｸﾙ課 |
| | 市町仮置場の開設状況等にかかる情報収集に関すること | 廃棄物・ﾘｻｲｸﾙ課 |
| | 県災害廃棄物応援協定に基づく市町等広域要請・調整に関すること | 廃棄物・ﾘｻｲｸﾙ課 |
| | ごみ処理に関する関係団体への応援要請・調整に関すること | 廃棄物・ﾘｻｲｸﾙ課 |
| | し尿処理に関する関係団体への応援要請・調整に関すること | 廃棄物・ﾘｻｲｸﾙ課 |
| | 国、他府県への応援要請に関すること | 廃棄物・ﾘｻｲｸﾙ課 |
| | 廃棄物処理への技術的支援に関すること | 廃棄物・ﾘｻｲｸﾙ課 |
| | 受援調整に関すること | 廃棄物・ﾘｻｲｸﾙ課 |

※３　対応部課とは、災害対策本部の業務のうち、必要に応じ、災害対策統括部の指示の下、各部局等にその業務を担当していただくこととなるため、その場合の担当部課をあらかじめ定めておき、災害時に迅速な対応を行えるようにするためのものです。

## 3.　保健医療部隊

| 部、部隊、隊及び班名 | | 職名 | 平時の職名（必要職員数） |
|---|---|---|---|
| 保健医療部隊(27) | | 部隊長 | 医療保健部長 |
| | | 副部隊長 | 病院事業庁長 |
| | 情報収集・分析班(13) | 班長 | 医療保健部　人権・危機管理監 |
| | | 班員 | 医療保健部　医療保健総務課(4)<br>医療保健部　医療政策課(2)<br>医療保健部　健康推進課(1)<br>医療保健部　薬務感染症対策課(1)<br>医療保健部　国民健康保険課(1)<br>医療保健部　医療介護人材課(1)<br>医療保健部　長寿介護課(1)<br>医療保健部　ライフイノベーション課（1） |
| | 医療活動支援班(8) | 班長 | 医療保健部　医療政策課長 |
| | | 班員 | 医療保健部　医療政策課(4)<br>病院事業庁　県立病院課（1）<br>医療保健部　健康推進課(1)<br>医療保健部　薬務感染症対策課(1) |
| | 保健衛生班(4) | 班長 | 医療保健部　健康推進課長 |
| | | 班員 | 医療保健部　食品安全課(1)<br>医療保健部　薬務感染症対策課(1)<br>医療保健部　健康推進課(1) |

| ◆　所掌事務（保健医療部隊） | 対応部課(※１) |
|---|---|
| 情報収集・分析班 | |
| 部隊内の総合調整に関すること | 医療保健総務課 |
| 統括部隊との連絡調整に関すること | 医療保健総務課 |
| 部隊内の情報収集・整理に関すること | 医療保健総務課 |
| 部隊内の災害応急対策活動の把握及び提供に関すること | 医療保健総務課 |
| 受援の総合調整に関すること | 医療保健総務課 |
| 医療情報の収集・分析・共有に関すること | 医療政策課<br>健康推進課<br>薬務感染症対策課<br>国民健康保険課<br>医療介護人材課<br>長寿介護課<br>ライフイノベーション課 |
| 保健所、関係機関との連絡窓口に関すること | |
| 派遣（職員含む）の総合調整に関すること | 医療保健総務課 |
| 医療活動支援班 | |
| 本部の医療対策に関すること | 医療政策課 |
| 医療救護班等の編成及び派遣に関すること | 医療政策課 |
| 入院治療を要するものの収容に関すること | 医療政策課 |
| 難病、透析患者等に対する医療支援に関すること | 健康推進課 |
| 災害時精神科医療及び被災者のこころのケアに関すること | 健康推進課 |
| 輸血用血液の供給に関すること | 薬務感染症対策課 |
| 医薬品、衛生材料及び防疫薬品等の供給に関すること | 薬務感染症対策課 |
| 保健衛生班 | |
| 食品衛生に関すること | 食品安全課 |
| 広域火葬計画に関すること | 食品安全課 |
| 防疫に関すること | 薬務感染症対策課<br>食品安全課 |
| 保健師の派遣に関すること | 健康推進課 |
| 毒物劇物取扱い施設に関すること | 薬務感染症対策課 |
| 食生活指導の支援に関すること | 健康推進課 |

※１　対応部課とは、災害対策本部の業務のうち、必要に応じ、災害対策統括部の指示の下、各部局等にその業務を担当していただくこととなるため、その場合の担当部課をあらかじめ定めておき、災害時に迅速な対応を行えるようにするためのものです。

## 4.　救援物資部隊

| 部、部隊、隊及び班名 | | 職名 | 平時の職名（必要職員数） |
|---|---|---|---|
| 救援物資部隊（32） | | 部隊長 | 地域連携部長 |
| | | 副部隊長 | 地域連携部　国体・全国障害者スポーツ大会局長<br>地域連携部 南部地域活性化局長 |
| | 物資支援班(11) | 班長 | 地域連携部 地域連携総務課長 |
| | | 班員 | 地域連携部(10) |
| | 物資活動班（18） | 班長 | 地域連携部 人権・危機管理監 |
| | | 班員 | 地域連携部(14)<br>環境生活部 くらし・交通安全課(1)<br>農林水産部 農産園芸課(1)<br>雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課(1) |

◆　所掌事務（救援物資部隊）

| | | | 対応部課(※１) |
|---|---|---|---|
| 物資支援班 | | | |
| | 物資活動(実務)にかかる方針・計画の立案作成、調整及び進捗管理に関すること | | 地域連携総務課 |
| | 物資活動のための環境整備（広域物資輸送拠点・人員・資機材の確保）に関すること | | 地域連携総務課 |
| | 他部隊・関係団体等との連絡・調整、情報共有に関すること | | 地域連携総務課 |
| | 協定締結企業、関係機関に対するリエゾン及び物流専門家の派遣要請に関すること | | 地域連携総務課 |
| | 部隊内の情報収集・整理に関すること | | 地域連携部 |
| | 物資活動に必要な情報の管理（入力、集計、整理等）に関すること | | 地域連携部 |
| | 災害対策本部に関する各種会議にかかる庶務（資料作成等）に関すること | | 地域連携部 |
| | 報道対応に関すること | | 地域連携部 |
| 物資活動班 | | | |
| | 物資活動を円滑に行うためのマネジメントに関すること<br>（広域物資輸送拠点の在庫状況や物資のニーズ把握、調達・入荷・出荷・輸送の指示） | | 地域連携総務課 |
| | 食料及び生活必需物資等の調達に関すること（協定締結事業者関係） | | 中小企業・サービス産業振興課<br>くらし・交通安全課 |
| | 災害救助用米穀等の緊急引渡しに関すること | | 農産園芸課 |
| | 食料及び生活必需物資等の調達に関すること | | (地域連携部)<br>(農林水産部)<br>(環境生活部)<br>(雇用経済部) |
| | 関係機関、協定締結団体等への協力要請に関すること | | (地域連携部)<br>(農林水産部)<br>(環境生活部)<br>(雇用経済部) |

※１　対応部課とは、災害対策本部の業務のうち、必要に応じ、災害対策統括部の指示の下、各部局等にその業務を担当していただくこととなるため、その場合の担当部課をあらかじめ定めておき、災害時に迅速な対応を行えるようにするためのものです。

## 5.　被災者支援部隊

| 部、部隊、隊及び班名 | 職名 | 平時の職名（必要職員数） |
|---|---|---|
| 被災者支援部隊(49) | 部隊長 | 環境生活部長 |
| | 副部隊長 | 子ども・福祉部長<br>教育長 |
| 被災者支援隊(26) | 隊長 | 環境生活部 環境生活総務課長 |
| 情報収集・分析班(2) | 班長 | 環境生活部 環境生活総務課長（被災者支援隊隊長兼務） |
| | 班員 | 環境生活部 環境生活総務課(1) |
| 避難者支援班(9) | 班長 | 子ども・福祉部 子ども・福祉総務課長 |
| | 班員 | 医療保健部 長寿介護課(1)<br>子ども・福祉部 子ども・福祉総務課(1)<br>子ども・福祉部 障がい福祉課(1)<br>子ども・福祉部 子育て支援課(1)<br>医療保健部 食品安全課(1)<br>医療保健部 健康づくり課(1)<br>環境生活部 大気・水環境課(1)<br>環境生活部 ダイバーシティ社会推進課（1） |
| 応急住宅班(5) | 班長 | 県土整備部 住宅政策課長 |
| | 班員 | 県土整備部 住宅政策課(2)<br>県土整備部 建築開発課(1)<br>防災対策部 防災企画・地域支援課(1)（総括部隊兼務） |
| 水道応援班(3) | 班長 | 環境生活部 大気・水環境課長 |
| | 班員 | 環境生活部 大気・水環境課(1)<br>企業庁(1)(社会基盤対策部隊兼務) |
| ボランティア班(6) | 班長 | 環境生活部 ダイバーシティ社会推進課長 |
| | 班員 | 環境生活部 ダイバーシティ社会推進課(4)<br>子ども・福祉部 地域福祉課(1) |
| 教育対策隊(20) | 隊長 | 教育委員会事務局 学校防災推進監 |
| 情報収集・分析班(5) | 班長 | 教育委員会事務局 学校防災推進監（教育対策隊隊長兼務） |
| | 班員 | 教育委員会事務局 教育総務課(4) |
| 教育対策班(15) | 班長 | 教育委員会事務局 教育総務課長 |
| | 班員 | 教育委員会事務局 教育総務課(1)<br>教育委員会事務局 教育財務課(1)<br>教育委員会事務局 教職員課(1)<br>教育委員会事務局 福利・給与課(1)<br>教育委員会事務局 学校経理・施設課(1)<br>教育委員会事務局 高校教育課(1)<br>教育委員会事務局 小中学校教育課(1)<br>教育委員会事務局 特別支援教育課(1)<br>教育委員会事務局 生徒指導課(1)<br>教育委員会事務局 保健体育課(1)<br>教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課(1)<br>教育委員会事務局 研修企画・支援課(1)<br>環境生活部 私学課(1)<br>環境生活部　文化振興課（1） |

| ◆　所掌事務（被災者支援部隊） | 対応部課(※１) |
|---|---|
| 被災者支援隊 | |
| 情報収集・分析班 | |
| 部隊内の総合調整に関すること | 環境生活総務課 |
| 統括部隊との連絡調整に関すること | 環境生活総務課 |
| 部隊内の情報収集・整理に関すること | 環境生活総務課 |
| 部隊内の災害応急対策活動の把握及び提供に関すること | 環境生活総務課 |
| 受援調整に関すること | 環境生活総務課 |
| 避難者支援班 | |
| 社会福祉施設の災害対策に関すること | 地域福祉課<br>長寿介護課<br>障がい福祉課<br>子育て支援課 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | 児童及び母子世帯の援護対策に関すること | 子育て支援課 |
| | | 高齢者・障がい者の援護対策に関すること | 長寿介護課<br>障がい福祉課 |
| | | 透析患者、難病患者の援護対策に関すること | 健康づくり課 |
| | | 外国人への情報提供に関すること | ダイバーシティ社会推進課 |
| | | 水環境の保全に関すること | 大気・水環境課 |
| | | 大気環境の保全に関すること | 大気・水環境課 |
| | | 避難所でのペットの扱いに係る助言に関すること | 食品安全課 |
| | | 避難生活実態及び避難生活ニーズ等の把握に関すること | (医療保健部)<br>(子ども・福祉部)<br>(環境生活部)※ |
| | | 避難生活の現状分析及び対策立案に関すること | (医療保健部)<br>(子ども・福祉部)<br>(環境生活部)※ |
| | 水道応援班 | | |
| | | 水道水の供給の調整に関すること | 大気・水環境課 |
| | | 企業庁における応急給水活動等に関すること | 水道事業課 |
| | 応急住宅班 | | |
| | | 被災宅地危険度判定支援本部の業務に関すること | 建築開発課 |
| | | 被災建築物応急危険度判定支援本部の業務に関すること | 建築開発課 |
| | | 県営住宅の応急補修及び災害復旧工事の設計施工に関すること | 住宅政策課 |
| | | 住宅相談の実施等に関すること | 住宅政策課 |
| | | 応急仮設住宅の建設等に関すること | 防災企画・地域支援課<br>住宅政策課 |
| | | 公営住宅等の被災者への提供に関すること | 住宅政策課 |
| | ボランティア班 | | |
| | | みえ災害ボランティア支援センターに関すること | ダイバーシティ社会推進課 |
| | | ボランティアの受入の総合調整に関すること | ダイバーシティ社会推進課<br>地域福祉課 |
| 教育対策隊 | | | |
| | 情報収集・分析班 | | |
| | | 隊内の総合調整に関すること | 教育総務課 |
| | | 部隊との連絡調整に関すること | 教育総務課 |
| | | 隊内の情報整理に関すること | 教育総務課 |
| | | 隊内の災害応急対策活動の把握及び提供に関すること | 教育総務課 |
| | | 受援調整に関すること | 教育総務課 |
| | 教育対策班 | | |
| | | 私立学校の災害対策に関すること | 私学課 |
| | | 被災児童生徒の安全確保に関すること | 教育総務課 |
| | | 被災児童生徒の保健管理に関すること | 保健体育課<br>生徒指導課 |
| | | 被災児童生徒の修学に関すること | 教育財務課 |
| | | 被災児童生徒への教科書等の給与に関すること | 小中学校教育課<br>高校教育課<br>特別支援教育課 |
| | | 教職員の確保に関すること | 教職員課 |
| | | 教職員の罹災給付に関すること | 福利・給与課 |
| | | 公立学校施設の災害に関すること | 学校経理・施設課 |
| | | 災害時における学校給食対策に関すること | 保健体育課 |
| | | 県立高校の災害対策に関すること | 高校教育課 |
| | | 県立特別支援学校の災害対策に関すること | 特別支援教育課 |
| | | 公立小中学校等の災害対策に関すること | 小中学校教育課 |
| | | 社会教育施設の災害対策に関すること | 社会教育・文化財保護課<br>文化振興課 |
| | | 文化財・歴史的公文書等の災害対策に関すること | 社会教育・文化財保護課<br>文化振興課 |
| | | 総合教育センターの災害対策に関すること | 研修企画・支援課 |
| | | 被災児童生徒の避難に関すること | 小中学校教育課<br>高校教育課<br>特別支援教育課 |

※１　対応部課とは、災害対策本部の業務のうち、必要に応じ、災害対策統括部の指示の下、各部局等にその業務を担当していただくこととなるため、その場合の担当部課をあらかじめ定めておき、災害時に迅速な対応を行えるようにするためのものです。

## 6.　生活・経済再建支援部隊

| 部、部隊、隊及び班名 | | 職名 | 平時の職名（必要職員数） |
|---|---|---|---|
| 生活・経済再建支援部隊(18) | | 部隊長 | 雇用経済部長 |
| | | 副部隊長 | 観光局長 |
| | 情報収集・分析班(3) | 班長 | 雇用経済部 人権・危機管理監 |
| | | 班員 | 雇用経済部 雇用経済総務課(2) |
| | 生活再建支援班(6) | 班長 | 防災対策部 災害対策課課長補佐（総括部隊兼務） |
| | | 班員 | 総務部 税収確保課・税収企画課(1)<br>防災対策部 災害対策課(1)（総括部隊兼務）<br>環境生活部 交通安全・消費生活課(1)<br>雇用経済部 雇用対策課(1)<br>子ども･福祉部 子ども･福祉総務課(1)(被災者支援部隊兼務) |
| | 事業者再建支援班(5) | 班長 | 雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課長 |
| | | 班員 | 雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課(1)<br>雇用経済部 ものづくり・イノベーション課(1)<br>雇用経済部 三重県営業本部担当課(1)<br>雇用経済部 観光政策課(1) |
| | 義援金受入・配分班(2) | 班長 | 子ども・福祉部 地域福祉課長 |
| | | 班員 | 子ども・福祉部 地域福祉課(1)　(被災者支援部隊兼務) |

◆　所掌事務（生活・経済再建支援部隊）

| | 対応部課(※１) |
|---|---|
| 情報収集・分析班 | |
| 部隊内の総合調整に関すること | 雇用経済総務課 |
| 統括部隊との連絡調整に関すること | 雇用経済総務課 |
| 部隊内の情報収集・整理に関すること | 雇用経済総務課 |
| 部隊内の災害応急対策活動の把握及び提供に関すること | 雇用経済総務課 |
| 受援調整に関すること | 雇用経済総務課 |
| 生活再建支援班 | |
| 罹災による県税の減免に関すること | 税収確保課 |
| 被災者生活再建支援法の適用及び運用に関すること | 災害対策課 |
| 生活必需物資等の需給等の監視・指導に関すること | 交通安全・消費生活課 |
| 雇用情報の提供に関すること | 雇用対策課 |
| 被災者に対する災害弔慰金の支給に関すること | 子ども・福祉総務課 |
| 被災者に対する災害援護資金の貸付に関すること | 子ども・福祉総務課 |
| 被災市町への財政支援に関すること | 市町行財政課 |
| 職業能力開発施設の災害対策に関すること | 雇用対策課 |
| 協定に基づく労働・社会保険分野の相談に関すること | 災害対策課<br>雇用対策課 |
| 事業者再建支援班 | |
| 被災中小企業への融資及び経営相談に関すること | 中小企業・サービス産業振興課<br>三重県営業本部担当課 |
| 中小企業の災害対策に関すること | ものづくり・イノベーション課<br>三重県営業本部担当課 |
| 立地企業の災害対策に関すること | 企業誘致推進課 |
| 県内観光事業者への支援に関する関係機関との調整に関すること | 観光政策課 |
| 義援金受入・配分班 | |
| 災害義援金品の受入・配分に関すること | 地域福祉課 |
| 災害義援金の保管に関すること | 出納総務課 |

※１　対応部課とは、災害対策本部の業務のうち、必要に応じ、災害対策統括部の指示の下、各部局等にその業務を担当していただくこととなるため、その場合の担当部課をあらかじめ定めておき、災害時に迅速な対応を行えるようにするためのものです。

## 7.　警察部隊

※　警察部隊は、「三重県警察災害警備計画」及び「三重県警察災害警備本部の設置等に関する要綱」に基づき実施することとする。

| 事務内容 | 対応部 |
|---|---|
| 部隊内の総合調整に関すること | 警備部 |
| 災害警備体制の確立に関すること | 警備部 |
| 災害情報の収集・連絡等に関すること | 警備部 |
| 救出救助活動に関すること | 警備部 |
| 避難誘導に関すること | 警備部 |
| 緊急交通路の確保に関すること | 交通部 |
| 身元確認等に関すること | 刑事部 |
| 二次災害の防止に関すること | 警備部 |
| 危険箇所等における避難誘導等の措置に関すること | 警備部・生活安全部 |
| 社会秩序の維持に関すること | 生活安全部・刑事部 |
| 被災者等への情報伝達活動等に関すること | 警備部 |
| 相談活動に関すること | 警務部・生活安全部 |
| ボランティア活動の支援に関すること | 警備部・生活安全部 |

【別図２】

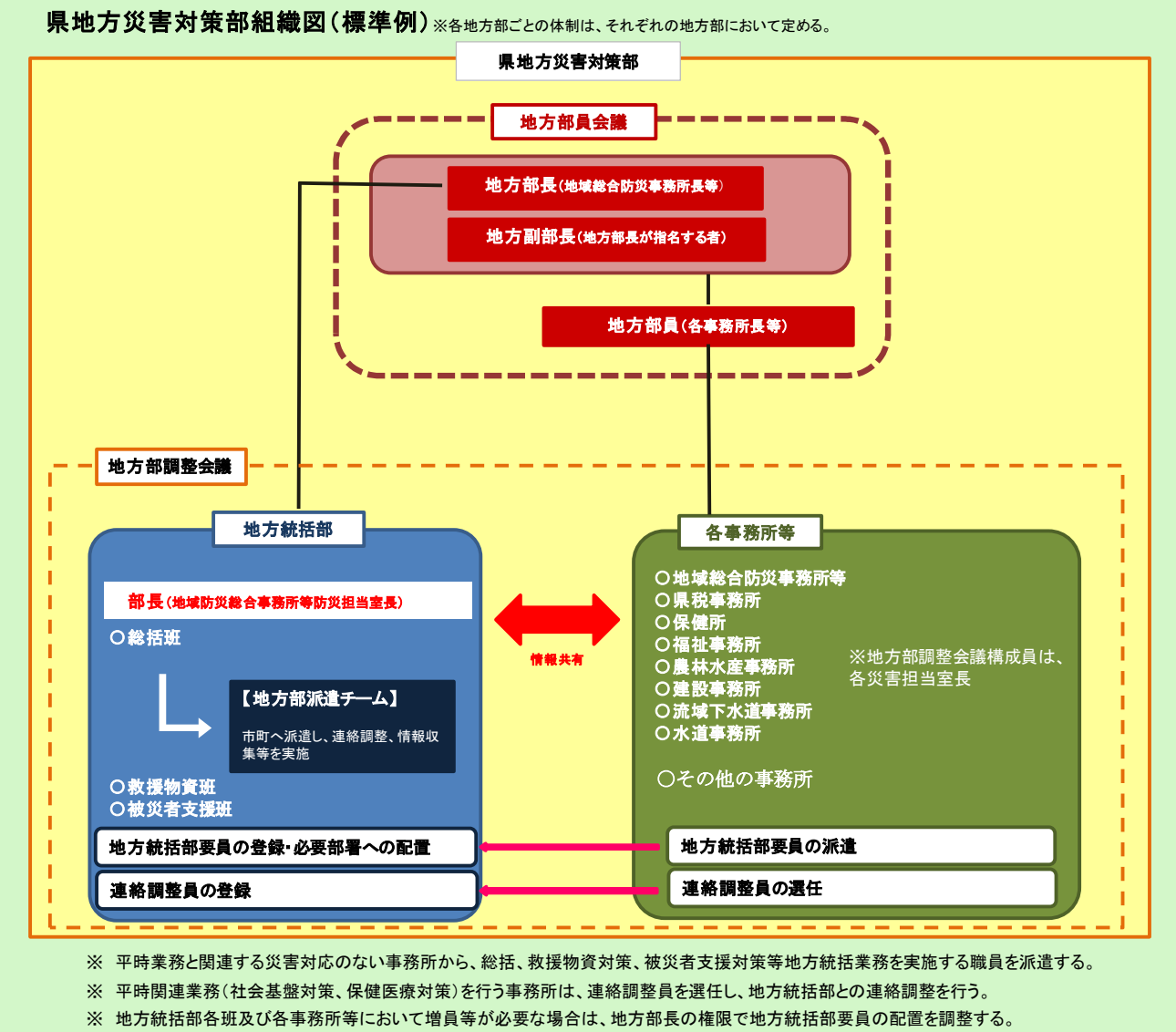


【別表３】地方部の組織

| 名称 | 説　明 |
|---|---|
| 地方部長 | 危機管理地域統括監兼地域防災総合事務所長<br>又は危機管理地域統括監兼地域活性化局長 |
| 地方副部長 | 地方部員のうちから地方部長が指名する。 |
| 地方部員 | 各事務所長等 |
| 地方統括部 | 地方統括部は、あらかじめ各事務所職員で横断的に構成し、災害発生時、地方部長の指揮監督のもと、次に掲げる活動を行う。<br>・　地方部としての全体把握、総合調整<br>・　市町の災害情報の収集及び伝達<br>・　県から市町への支援情報等の提供<br>・　情報収集等を目的とした地方部派遣チームの派遣及び調整<br>・　救援物資対策、被災者支援対策にかかる諸活動 |
| 各事務所等 | 社会基盤対策・保健医療対策等平時の業務と関連する活動については、建設事務所、農林水産事務所、保健所及び水道事務所等関連の事務所が本部各部局等の指示等に基づき行う。<br>また、平時の業務と関連する活動を行う事務所については、連絡調整員を |

| | |
|---|---|
| | 選任し、地方統括部との連絡調整を行う。<br>　一方、救援物資対策・被災者支援対策等災害時固有に発生する活動については、地方統括部が本部の関係部隊の指示等に基づき行うことから、地方部の各事務所のうち、平時の業務と関連する災害対応のない所属については、地方統括部活動要員としてあらかじめ登録し、登録された職員は、災害発生時に地方統括部において活動する。 |
| 地方部部員会議 | 地方部長、地方副部長及び地方部員により構成される。 |
| 地方部調整会議 | 地方統括部長のほか、地方統括部長が指名するものにより構成される。 |

**【別表４】地方部の所掌事務（標準例）**

| 地方統括部各班及び各事務所等 | | | 所掌事務 |
|---|---|---|---|
| 地方統括部 | 総括班 | 対策係 | ・地方部の総括に関すること |
| | | | ・現地災害対策本部及び地方部の設置・運営に関すること |
| | | | ・地方統括部各班及び各事務所等との連絡及び調整に関すること |
| | | | ・地方部の設置・廃止の検討に関すること |
| | | | ・情報分析、災害予防・災害応急対策の実施の推進にかかる方針等の企画・立案に関すること |
| | | | ・緊急かつ迅速に対処すべき事案の検討に関すること |
| | | | ・本部長指示等の伝達に関すること |
| | | | ・地方部内の災害応急対策の実施状況の把握に関すること |
| | | | ・災害警戒、注意喚起の発信に関すること |
| | | | ・避難勧告・避難指示（緊急）にかかる助言に関すること |
| | | | ・広域防災拠点施設の開設・運営・管理に関すること |
| | | | ・所掌事務外事案の対応調整に関すること |
| | | | ・自衛隊の災害派遣要請及び撤収要請に関すること |
| | | | ・救助機関（自衛隊・警察・消防・海保）の調整に関すること |
| | | | ・避難者の搬送支援にかかる車両、船舶、ヘリコプターの確保に関すること |
| | | | ・派遣チームの派遣に関すること |
| | | | ・他府県等応援職員にかかる受入調整に関すること |
| | | | ・地方統括部各班及び各事務所等の増員派遣要請に応じ、人員を派遣すること |
| | | 情報係 | ・気象情報等の収集及び伝達に関すること |
| | | | ・被害状況の収集、整理に関すること |
| | | | ・県が実施する災害応急対策の実施状況等の伝達に関すること |
| | | | ・避難所・避難者等情報の把握に関すること |
| | | 総務係 | ・地方部員会議、地方部調整会議等の運営に関すること |
| | | | ・市町からの応援要請文書の収受に関すること |
| | | | ・災害関係文書、物品の収受配分及び発送に関すること |
| | | | ・職員の健康管理に関すること |
| | | | ・防災通信ネットワークの運用に関すること |
| | | | ・物品調達(各所属で直接確保することが適当と認められる物品を除く)及び出納に関すること |
| | | | ・出納事務（緊急支払い）に関すること |
| | | | ・財務会計システムの運用に関すること |
| | | | ・国、他府県等の災害応援職員の宿舎確保に関すること |
| | | | ・本部職員等の食料・寝具等の確保に関すること |
| | | | ・県有車両（集中管理自動車）の配車に関すること |
| | | | ・災害救助用臨時電話の施設に関すること |

| | | |
|---|---|---|
| | | ・災害義援金の保管に関すること |
| | 救援物資班 | ・救援物資要請情報の収集・整理に関すること |
| | | ・救援物資ニーズの把握に関すること |
| | | ・食料及び生活必需物資等の調達に関すること |
| | | ・災害救助用米穀等の緊急引渡しに関すること |
| | | ・広域物資輸送拠点（県物資拠点）の確保・運営に関すること |
| | | ・入出庫管理、在庫管理に関すること |
| | | ・関係機関、協定締結団体等への協力要請に関すること |
| | 被災者支援班 | ・避難生活実態及び避難生活ニーズ等の把握に関すること |
| | | ・避難生活の現状分析及び対策立案に関すること |
| | | ・医療・保健関係者による連絡会議への参加（情報収集、支援の調整）に関すること |
| 地域防災総合事務所 | | ・市町廃棄物処理施設の被害状況の把握に関すること |
| | | ・廃棄物の発生量推計及び処理状況に関すること |
| | | ・市町仮置場の開設状況等にかかる情報収集に関すること |
| | | ・県災害廃棄物応援協定に基づく市町等広域要請・調整に関すること |
| | | ・ごみ処理に関する関係団体への応援調整に関すること |
| | | ・し尿処理に関する関係団体への応援調整に関すること |
| | | ・廃棄物処理への技術的支援に関すること |
| | | ・水環境の保全に関すること |
| | | ・大気環境の保全に関すること |
| 県税事務所 | | ・罹災による県税の減免に関すること |
| 保健所 | | ・医薬品、衛生材料及び防疫薬品等の供給に関すること |
| | | ・食品衛生に関する啓発・指導に関すること |
| | | ・防疫、感染症に関すること |
| | | ・保健師の派遣に関すること |
| | | ・毒物劇物取扱い施設に関すること |
| | | ・食生活指導の支援に関すること |
| 保健所（一部 福祉事務所） | | ・災害拠点病院等の情報収集、災害医療コーディネーターに関すること |
| | | ・医療救護班派遣に関すること |
| | | ・ＳＣＵ候補地の情報収集、ＳＣＵの設置、運営に関すること |
| | | ・患者搬送にかかる情報収集・調整に関すること |
| 福祉事務所（一部 保健所） | | ・日赤備蓄品に関すること |
| | | ・社会福祉施設の被害情報把握に関すること |
| 農林水産事務所 | | ・農地及び農業用施設の応急復旧及び農地への湛水の応急復旧に関すること |
| | | ・農道及び農地海岸施設の応急復旧に関すること |
| | | ・被災農作物の応急技術対策に関すること |
| | | ・被災農作物の種苗対策に関すること |
| | | ・家畜伝染病予防に関すること |
| | | ・罹災家畜収容に関すること |
| | | ・治山施設の応急復旧に関すること |
| | | ・林道等施設の応急復旧に関すること |
| | | ・地滑り及び崩壊地の安全対策に関すること |
| | | ・林業共同施設に係る災害対策に関すること |
| | | ・自然公園等施設の災害対策に関すること |
| | | ・林野火災対策に関すること |
| | | ・漁港施設及び漁港海岸施設の応急復旧に関すること |
| | | ・漁業・養殖業の被害対策に関すること |

| | |
|---|---|
| 建設事務所 | ・道路啓開に関すること |
| | ・水防支部に関すること |
| | ・道路情報の把握と提供に関すること |
| | ・道路パトロールの実施と応急措置に関すること |
| | ・異常時における事前通行規制に関すること |
| | ・建設業者の確保に関すること |
| | ・道路及び橋梁の応急復旧に関すること |
| | ・港湾施設及び海岸保全施設の応急復旧に関すること |
| | ・河川の応急復旧、破堤・越水情報、水位情報・ダム情報の収集に関すること |
| | ・砂防施設等の応急復旧、土砂災害関連情報の収集・発信に関すること |
| | ・都市公園施設の応急復旧に関すること |
| | ・部内の災害対応事業用地に関すること |
| | ・営繕工事中の現場の保全指導に関すること |
| | ・県有施設の災害復旧工事の設計施工に関すること |
| | ・気象予警報等の受理及び伝達に関すること |
| | ・復旧資機材の確保に関すること |
| | ・施設被災情報の収集に関すること |
| | ・被災宅地危険度判定に関すること |
| | ・被災建築物応急危険度判定に関すること |
| | ・住宅相談の実施等に関すること |
| | ・公営住宅等の被災者への提供に関すること |
| 流域下水道事務所 | ・下水道施設の応急復旧に関すること |
| 水道事務所 | ・水道・工業用水道施設(県管理)の復旧に関すること |
| | ・水道事務所における応急給水活動等に関すること |
| 県立病院 | ・被災者（入院患者含む）の心身の治療に関すること |

【別図３】

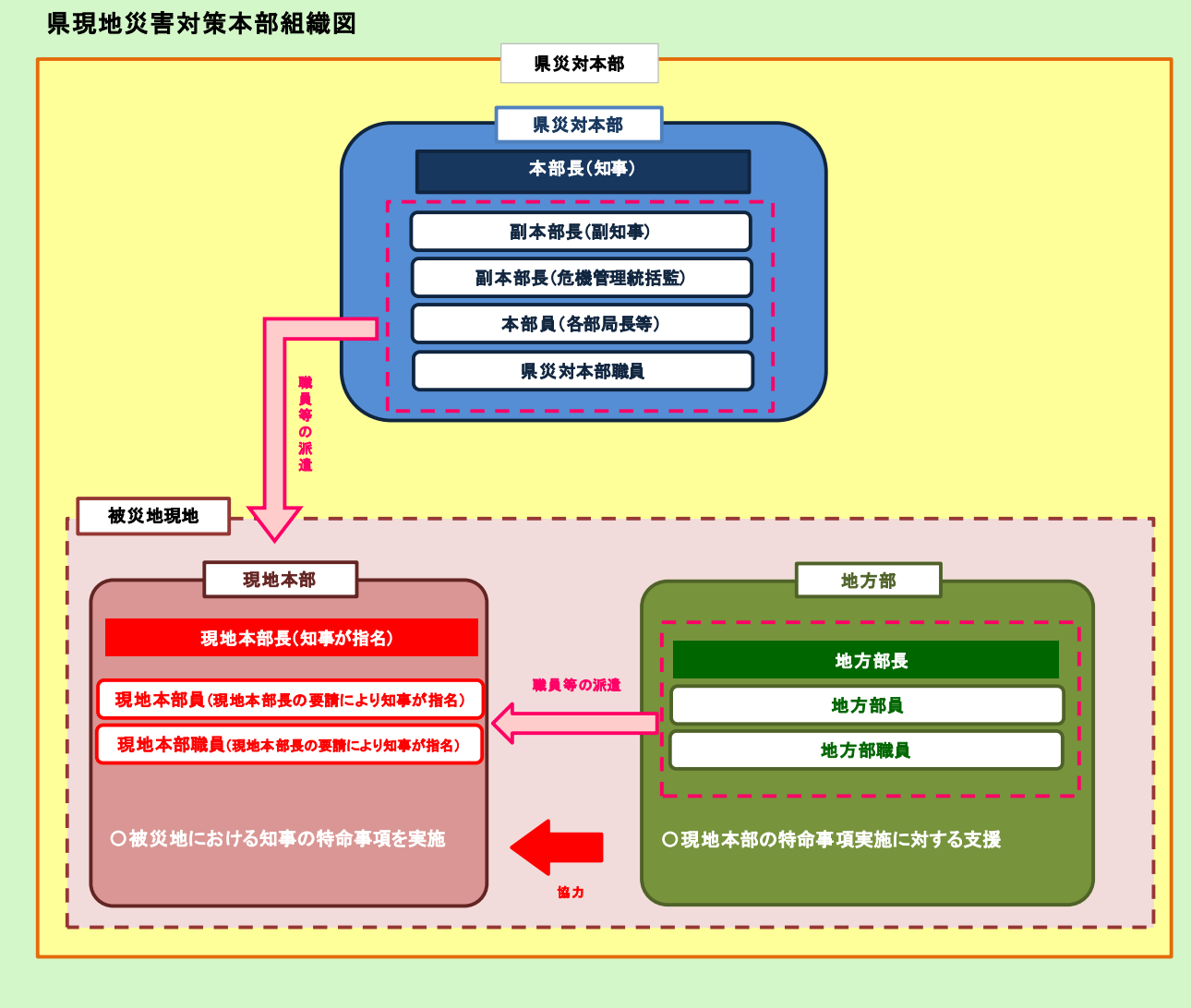


【別表５】現地本部の組織

| 名称 | 説　明 |
|---|---|
| 現地本部長 | 副本部長、本部員及び地方部長の中から知事が指名する。 |
| 現地本部員 | 現地本部長の要請により、副本部長、本部員及び地方部員の中から知事が指名する。 |
| 現地本部職員 | 現地本部長の要請により、県災対本部及び地方部の職員の中から指名する。 |

## ■市町が実施する対策

### １　市町の活動体制

市町の地域に震災が発生し、又は津波の襲来のおそれがある場合は、市町災対本部を設置し、各防災関係機関及び区域内の公共的団体並びに住民の協力を得て活動する。

また、合併で地域が広域化された市町においては、地域内の活動体制に濃淡が生じることのないよう、必要に応じて現地災害対策本部や地域毎の災害対策部の設置についても、市町の実状をふまえ検討していくとともに、一元的な情報収集、広聴広報機能の充実、指揮命令系統の確保に留意し、さら

に、災害対策本部内における各班の所掌事務について明確にするよう努める。

**(1) 市町災害対策組織の確立**

次の事項に留意して災害対策組織の確立を図る。

① 配備基準（参集基準）
② 組織体制
③ 組織内の事務分掌
④ 職員動員伝達系統

**(2) 県緊急派遣チームとの連携**

県災対本部から緊急派遣チームの支援要員が派遣されている場合には、連携して活動を行う。

**２　応援要請**

「第５節　広域的な受授・応援体制の整備」を参照

**【市町地域防災計画記載検討項目】**

**(1) 市町の活動体制**

**(2) その他必要な事項**

## ■その他防災関係機関が実施する対策

**＜国の実施する対策＞**

**１　非常災害対策本部の設置**

県内に非常災害が発生し、災害応急対策を推進する必要があると内閣総理大臣が認めたとき、内閣府内に非常災害対策本部が設置され、防災各機関の災害応急対策の総合調整、緊急措置に関する計画の実施、本部長の権限に属する事務等が行われる。

非常災害対策本部を置いたときは当該本部の名称、所管区域並びに設置場所及び期間を、当該本部を廃止したときはその旨が告示される。

**２　緊急災害対策本部の設置**

著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、特に災害応急対策を推進する必要があると認めるときは、閣議にかけて官邸内に緊急災害対策本部が設置される。この場合、本部長は内閣総理大臣、副本部長は国務大臣が充てられる。

所掌事務は非常災害対策本部のそれに準じる。なお、非常災害対策本部が同じ災害について既に設置されている場合には、前者は廃止されるが、所掌事務は後者に継続される。

**＜その他の防災関係機関が実施する対策＞**

**３　活動体制の整備**

県内に震災が発生し、又は津波の襲来のおそれがある場合は、それぞれの防災業務計画その他の計画により、災害対策組織を整備して自らの活動を実施するとともに、県、市町及び他の機関の活動が円滑に行われるよう情報交換を行い、その業務について協力する。

# 第２節　通信機能の確保 (発災2)

**【主担当部隊】: 総括部隊（総務班）**
**社会基盤対策部隊（公共土木対策班）**
**警察部隊**

## 第１項　活動方針

○　災害時の広範囲にわたる輻輳や通信途絶等への対応として、多様な通信手段を確保する。
○　大地震の発生により、公衆の固定通信網や移動体通信網が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた自営の通信網であるため、適切な対応、応急措置が要求される。このため、通信確保の可否を早急に確認し、障害の早期復旧に努め、県と市町、防災関係機関相互の無線通信回線の確保にあたる。
○　無線通信機器や通信施設が損傷し、機能が低下若しくは停止した場合には、実態を早急に把握し、緊急の点検整備、応急復旧に努める。このため応急復旧に必要な要員の確保、無線機材の確保に留意する。
○　大規模・広域災害発生時には、専用の通信網等にも障害が発生するなど機能しない可能性があり、その場合は非常通信ルートを利用して情報の伝達を行う。このため、平時から自治体間の広域連携、複数の防災関係機関が相互に協力支援し合う体制の整備、様々な被災ケースを想定した柔軟かつ複数の非常通信ルートを確保する。

## 第２項　主要対策項目

| 対策(活動)項目 | 主担当部隊(班) | 活動開始(準備)時期等 | 重要な収集情報(収集先) |
|---|---|---|---|
| 通信手段の確保 | 総括部隊(総務班) | 【発災直後】<br>県災対本部設置後速やかに | ・県通信設備設置機関(市町、防災関係機関)<br>・固定通信網や移動体通信網の通信事業者 |
| 通信途絶時の対応 | 総括部隊(総務班)<br>社会基盤対策部隊(公共土木対策班)<br>警察部隊 | 【通信途絶時】<br>既存の通信手段が機能低下又は停止し、通信確保が困難な防災機関を認知した時点 | ・県通信設備設置機関(市町、防災関係機関) |
| 通信設備の応急復旧 | 総括部隊(総務班) | 【発災 24 時間以内】<br>通信設備の故障等が判明した時点 | ・県通信設備設置機関(市町、防災関係機関) |
| 通信設備の機能維持 | 総括部隊(総務班) | 【発災 72 時間以内】<br>長期停電等のおそれが判明した時点 | ・県通信設備設置機関(市町、防災関係機関) |

※「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

## 第３項　対策

**■計画関係者共通事項等**

**１　災害時に用いる通信手段の概要**

| 通信手段 | 種類 | 概要 | 課題 |
|---|---|---|---|
| 固定通信網、移動体通信網等 | 電話、FAX、携帯電話など | ・一般的な通信手段で取り扱いが容易 | ・災害時は輻輳、途絶等により使用できない可能性がある |
| 三重県防災通信ネットワーク | 地上系無線<br>衛星系無線<br>有線系設備 | ・地上系及び衛星系無線は、県と市町、消防、警察、拠点病院等医療機関、国関係機関との間で通信可能<br>・地上系無線は雨雲等の影響を受けにくいことから風水害に、衛星系無線は地上施設が少ないことから地震に相対的に強い<br>・有線系設備は、市町、消防へ気象情報等を伝達するための通信ネットワークで、大容量データ通信が可能 | ・地上系無線、有線系設備は地震に、衛星系無線は風水害に対し相対的に弱い |
| 市町防災行政無線 | 地上系無線 | ・市町から住民へ個別受信機、屋外スピーカー等により情報伝達するための同報系と関係機関、公用車等に配備する移動系からなる | ・地震に対し、相対的に弱い |
| 地域衛星通信ネットワーク | 衛星系無線 | ・衛星系無線設置市町が国や全国自治体と直接連絡可能 | ・風水害に対し、相対的に弱い |
| 消防防災無線 | 地上系無線<br>衛星系無線 | ・県と消防庁間の電話、ＦＡＸ及び消防庁からの一斉通報が可能 | ・地上系無線は地震に、衛星系無線は風水害に対し、相対的に弱い |
| 中央防災無線 | 地上系無線<br>専用有線回線 | ・県と中央省庁等間の電話、ＦＡＸ及びテレビ会議等が可能 | ・地震に対し、相対的に弱い |
| 三重県防災情報プラットフォーム | インターネット回線 | ・県、地方部及び市町の間で被害情報等の収集・共有を行う防災情報システム、県民に防災・災害に関する情報を提供する「防災みえ．ｊｐ」ホームページ、県民に気象・地震・津波情報を提供するメール等配信サービスから構成される<br>・防災情報システムで集計した被害情報等を、消防庁に報告、報道機関に提供するとともに、「防災みえ．ｊｐ」ホームページにより県民に情報提供を行う | ・地震に対し、かなり弱い |
| 消防救急無線 | 地上系無線 | ・消防本部⇔消防署、消防車・救急車等の間の無線網 | ・地震に対し、相対的に弱い |
| 衛星携帯電話 | 衛星携帯電話 | ・通信インフラの整備されていない場所での通話が可能 | ・風水害に対し、相対的に弱い<br>・衛星の方向に空が開けていないところでは使用できない |

## 県内無線系統イメージ図

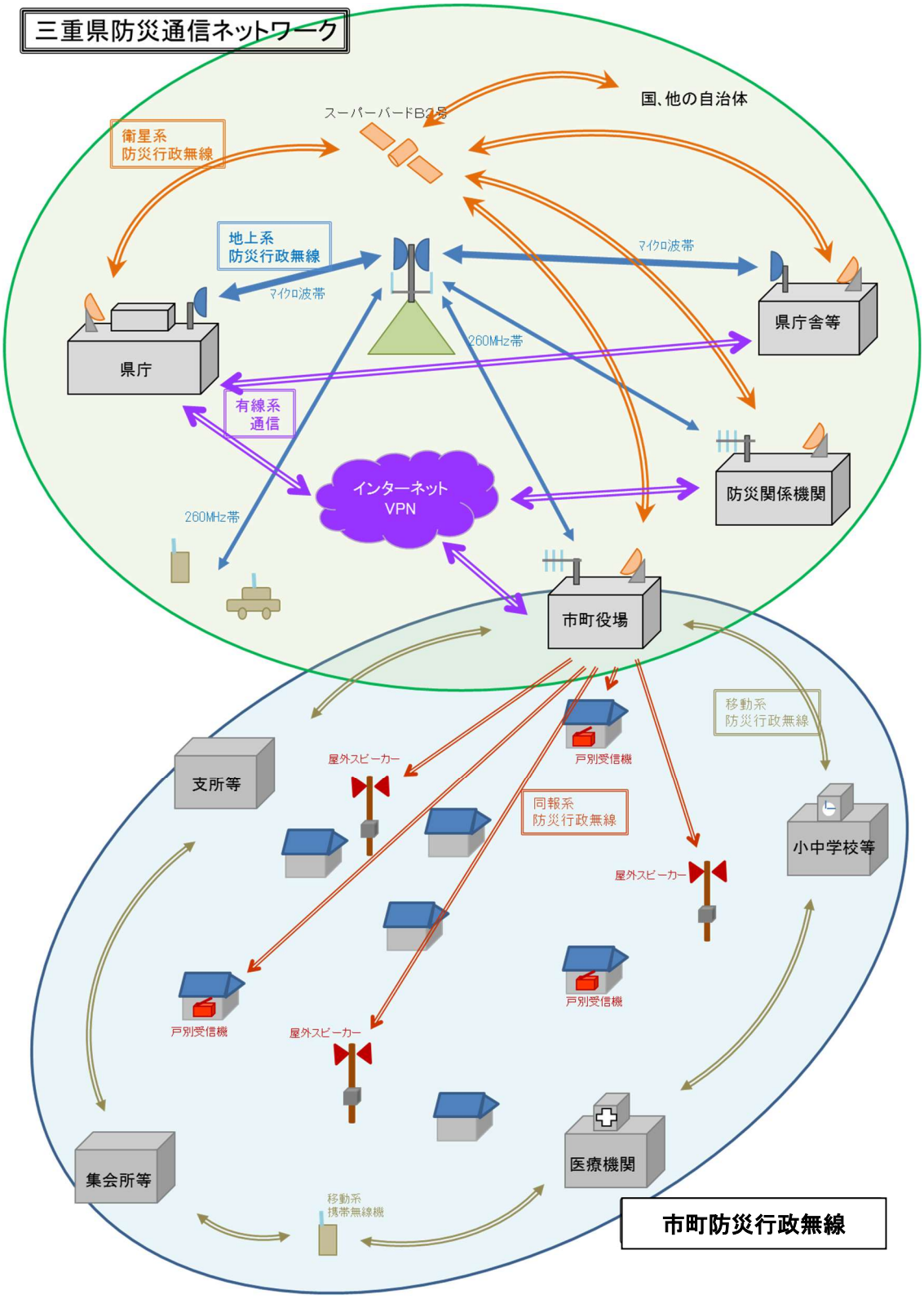

全国の無線系統イメージ図

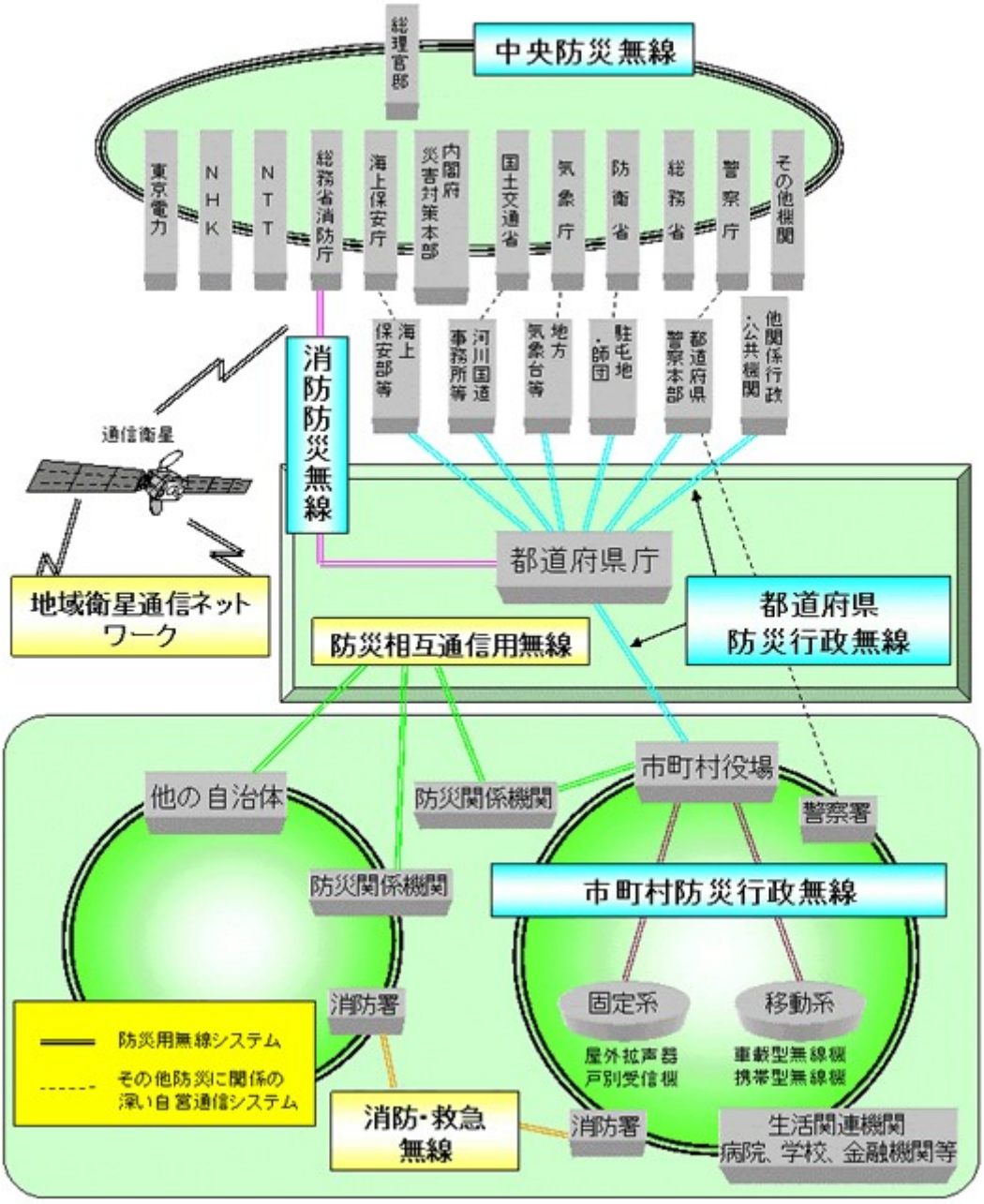


（総務省ホームページより）

■県が実施する対策

１　通信手段の確保（総括部隊＜総務班＞）

総括部隊（総務班）は、以下により関係機関等との通信手段の状況を確認し、使用可能な通信手段を把握するとともに、通信手段の確保に努める。

また、使用可能な通信手段の状況をもとに、各関係機関への通信方法を検討し、情報収集・伝達活動を行う総括部隊（情報班）に対し、通信方法や使用する通信機器等についての助言を行う。

(1)　通信状況の確認及び通信回線の確保

総括部隊（総務班）は、別表１に掲げる各関係機関との通信状況を速やかに確認し、公衆の固定通信網や移動通信網が途絶え、一般的な通信手段が使用できない場合は、三重県防災通信ネットワーク等により、県と市町、防災関係機関相互の無線通信回線の確保にあたる。

また、通信インフラやサーバ等の設備の被災等によりインターネット回線に接続ができない場合、同回線を利用して市町被害情報等を収集する三重県防災情報システムが使用できなくなるため、この場合も三重県防災通信ネットワーク等を使用して情報収集等を行う。

**⑵ 津波関連情報の伝達の優先**

津波警報の発表時又は沿岸部において強い地震が発生して津波の危険性がある場合など、沿岸部の市町等に緊急に津波関連情報等を伝達する必要がある場合には、それらの市町等を最優先して通信確保に努める。

**⑶ 通信統制の実施**

三重県防災通信ネットワーク等による無線通信を円滑に行わせるため必要と認めるときは、統制管理者（三重県防災対策部長）は、普通通信を制限し、又は、通信統制を行い中止させることができる。

**⑷ 通信施設等の障害情報の報告**

通信施設等の障害が発生した場合は、障害情報を総務省（東海総合通信局）に連絡する。

**⑸ 通信規定等**

通信規定等については、「三重県防災行政無線通信の取扱等に関する訓令」（平成６年三重県訓令第６号）に定めるところによる。

防災通信ネットワーク設置個所一覧表

（平成 30 年 4 月現在）

| 種別等 | | 設置個所数 | 設置場所等 |
|---|---|---|---|
| 地上系設備 | 中継所 | 23 | 多度、青山、朝熊、藤坂、三木、谷の山、長尾、長谷山、天花寺、美杉、多気、浅間、行野浦、芸濃、伊賀、名張、鳥羽、磯部、南勢、飯高、名倉、紀宝、紀和 |
| | 県庁舎等 | 13 | 県庁、県庁舎（10）、消防学校、防災ﾍﾘｺﾌﾟﾀｰ管理事務所 |
| | 市町 | 46 | 全市町（支所（旧市町村役場）に設置している市町あり。 |
| | 消防本部 | 15 | 全消防本部 |
| | 警察関係 | 19 | 県警察本部、全警察署 |
| | 医療関係 | 18 | 総合医療ｾﾝﾀｰ、こころの医療ｾﾝﾀｰ、一志病院、志摩病院、三重大学附属病院、松阪市民病院、鈴鹿中央総合病院、伊勢赤十字病院、尾鷲総合病院、上野総合市民病院、紀南病院、三重県医師会、市立四日市病院、いなべ総合病院、松阪中央総合病院、済生会松阪総合病院、名張市立病院、日本赤十字社三重県支部〔県庁内 ch 使用〕 |
| | 報道関係 | 3 | NHK津、三重テレビ、FM三重 |
| | 県地域機関<br>県　関　係 | 19 | 君ヶ野ダム、宮川ダム、安濃ダム、北勢水道、中勢水道、南勢水道、ダイバーシティ社会推進課 NPO 班、動物愛護センター、四日市港管理組合、紀北防災拠点、紀南防災拠点、伊勢志摩防災拠点、伊賀広域防災拠点、北勢広域防災拠点、下水道(北勢北部、北勢南部、中勢雲出、中勢松阪、宮川) |
| | 国関係 | 7 | 津地方気象台、久居自衛隊、明野自衛隊航空学校、四日市海上保安部、鳥羽海上保安部、尾鷲海上保安部、東海農政局三重県拠点 |
| | ライフライン関係 | 5 | 三重県トラック協会、三重交通、中部電力三重支店、NTT 西日本三重支店、東邦ガス〔長谷山中継所内 ch 渡し〕 |
| | 計 | 168 | |
| 衛星系設備 | 県庁舎等 | 10 | 県庁、県庁舎（9 事務所･局） |
| | 市町 | 29 | 全市町役場（防災担当課） |
| | 消防本部 | 15 | 全消防本部 |
| | 警察関係 | 1 | 県警察本部 |
| | 医療関係 | 4 | 総合医療ｾﾝﾀｰ、三重大学附属病院、伊勢赤十字病院、日本赤十字社三重県支部〔県庁内 ch 使用〕 |
| | 国関係 | 3 | 久居自衛隊、明野自衛隊航空学校、第四管区海上保安本部 |
| | 計 | 62 | |
| 有線系設備 | 県庁舎等 | 13 | 県庁、県庁舎（10）、消防学校、防災ﾍﾘｺﾌﾟﾀｰ管理事務所 |
| | 市町 | 45 | 全市町（支所（旧市町村役場）に設置している市町あり。） |
| | 消防本部 | 16 | 全消防本部、三重北消防指令センター |
| | 県地域機関<br>県　関　係 | 12 | 君ヶ野ダム、宮川ダム、安濃ダム、北勢水道、中勢水道、南勢水道、四日市港管理組合、紀北防災拠点、紀南防災拠点、伊勢志摩防災拠点、伊賀広域防災拠点、北勢広域防災拠点 |
| | 国関係 | 2 | 久居自衛隊、明野自衛隊航空学校 |
| | 計 | 88 | |

（別表１）

| 関係機関等名 | 通信手段 | 代替手段等 |
|---|---|---|
| 県災対本部 | ・固定通信網、移動体通信網等<br>・三重県行政ＷＡＮ<br>・三重県防災通信ネットワーク（地上系、衛星系、有線系）<br>・三重県防災情報システム<br>・広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）<br>・インターネットメール<br>・衛星携帯電話 | ・携帯型無線機<br>・可搬型衛星通信設備<br>・連絡員派遣 |
| 地方部 | ・固定通信網、移動体通信網等<br>・三重県行政ＷＡＮ<br>・三重県防災通信ネットワーク（地上系、衛星系、有線系）<br>・三重県防災情報システム<br>・インターネットメール<br>・衛星携帯電話 | ・携帯型無線機<br>・可搬型衛星通信設備<br>・連絡員派遣 |
| 県単独庁舎等<br>・消防学校<br>・航空隊事務所<br>・東京事務所<br>・県管理ダム<br>・企業庁水道事務所<br>・ダイバーシティ社会推進課 | ・固定通信網、移動体通信網等<br>・三重県行政ＷＡＮ<br>・三重県防災通信ネットワーク（地上系（東京事務所除く）、衛星系（航空隊（可搬型）、東京事務所）、有線系（NPO、東京事務所除く））<br>・インターネットメール | ・連絡員派遣 |
| その他県単独庁舎等 | ・固定通信網、移動体通信網等<br>・三重県行政ＷＡＮ<br>・インターネットメール | ・連絡員派遣 |
| 県内市町 | ・固定通信網、移動体通信網等<br>・三重県防災通信ネットワーク（地上系、衛星系、有線系）<br>・三重県防災情報システム<br>・インターネットメール<br>・衛星携帯電話 | ・携帯型無線機<br>・連絡員派遣<br>・非常通信ルート |
| 県警察<br>・警察本部<br>・警察署 | ・固定通信網、移動体通信網等<br>・三重県行政ＷＡＮ<br>・三重県防災通信ネットワーク（地上系、衛星系(警察本部のみ)）<br>・インターネットメール | ・連絡員派遣 |
| 海上保安庁<br>・第四管区海上保安本部<br>・四日市海上保安部<br>・鳥羽海上保安部<br>・尾鷲海上保安部 | ・固定通信網、移動体通信網等<br>・三重県防災通信ネットワーク（地上系(海上保安本部を除く)、衛星系(海上保安本部)）<br>・インターネットメール | ・連絡員派遣 |
| 自衛隊<br>・陸上自衛隊第３３普通科連隊<br>・陸上自衛隊航空学校 | ・固定通信網、移動体通信網等<br>・三重県防災通信ネットワーク（地上系、衛星系、有線系）<br>・インターネットメール | ・連絡員派遣 |
| 消防本部 | ・固定通信網、移動体通信網等<br>・三重県防災通信ネットワーク（地上系、衛星系、有線系）<br>・インターネットメール | ・可搬型衛星通信設備<br>・連絡員派遣（代表機関のみ） |

| | | |
|---|---|---|
| 国機関 | ・固定通信網、移動体通信網等<br>・中央防災無線<br>・地域衛星通信ネットワーク<br>・インターネットメール | ・連絡員派遣<br>（中部地方整備局、東海農政局） |
| 都道府県 | ・固定通信網、移動体通信網等<br>・地域衛星通信ネットワーク<br>・インターネットメール | － |
| 津地方気象台 | ・固定通信網、移動体通信網等<br>・三重県防災通信ネットワーク（地上系）<br>・インターネットメール | ・連絡員派遣 |
| 四日市港管理組合 | ・固定通信網、移動体通信網等<br>・三重県防災通信ネットワーク（地上系、有線系）<br>・インターネットメール<br>・衛星携帯電話 | － |
| 報道機関<br>・ＮＨＫ津放送局<br>・三重テレビ放送<br>・三重エフエム放送 | ・固定通信網、移動体通信網等<br>・三重県防災通信ネットワーク（地上系）<br>・インターネットメール | － |
| 通信事業者<br>・NTT 西日本三重支店 | ・固定通信網、移動体通信網等<br>・三重県防災通信ネットワーク（地上系）<br>・インターネットメール | ・連絡員派遣 |
| その他通信事業者 | ・固定通信網、移動体通信網等<br>・インターネットメール | － |
| ガス事業者<br>・東邦ガス供給防災部供給ｾﾝﾀｰ | ・固定通信網、移動体通信網等<br>・三重県防災通信ネットワーク（地上系）<br>・インターネットメール | ・連絡員派遣 |
| その他ガス事業者 | ・固定通信網、移動体通信網等<br>・インターネットメール | － |
| 交通事業者<br>・三重交通 | ・固定通信網、移動体通信網等<br>・三重県防災通信ネットワーク（地上系）<br>・インターネットメール | － |
| その他交通事業者 | ・固定通信網、移動体通信網等<br>・インターネットメール | － |
| 電気事業者<br>・中部電力パワーグリッド三重支社<br>・ＪＥＲＡ西日本支社 | ・固定通信網、移動体通信網等<br>・インターネットメール | ・連絡員派遣 |
| その他電気事業者 | ・固定通信網、移動体通信網等<br>・インターネットメール | － |
| 三重県医師会 | ・固定通信網、移動体通信網等<br>・三重県防災通信ネットワーク（地上系）<br>・広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）<br>・インターネットメール | ・連絡員派遣 |
| 三重県歯科医師会 | ・固定通信網、移動体通信網等<br>・広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）<br>・インターネットメール | ・連絡員派遣 |
| 三重県薬剤師会 | ・固定通信網・移動体通信網<br>・インターネットメール | ・連絡調整員 |
| 三重県看護協会 | ・固定通信網・移動体通信網<br>・インターネットメール | － |

| | | |
|---|---|---|
| 日本赤十字社三重県支部 | ・固定通信網、移動体通信網等<br>・三重県防災通信ネットワーク（衛星系、地上系）<br>・インターネットメール | ・連絡員派遣 |
| 三重県社会福祉協議会 | ・固定通信網、移動体通信網等<br>・インターネットメール | ・連絡員派遣 |
| みえ災害ボランティア支援センター | ・固定通信網、移動体通信網等<br>・インターネットメール | ・連絡員派遣 |
| 日本水道協会三重県支部 | ・固定通信網、移動体通信網等<br>・インターネットメール | ・連絡員派遣 |
| 中日本高速道路株式会社 | ・固定通信網、移動体通信網等<br>・インターネットメール | ・連絡員派遣 |
| 運送事業者<br>・三重県トラック協会 | ・固定通信網、移動体通信網等<br>・三重県防災通信ネットワーク（地上系）<br>・インターネットメール | ・連絡員派遣 |
| 医療機関<br>・三重大学付属病院<br>・伊勢赤十字病院<br>・鈴鹿中央総合病院<br>・松阪市民病院<br>・尾鷲総合病院<br>・紀南病院<br>・上野総合市民病院<br>・市立四日市病院<br>・いなべ総合病院<br>・済生会松阪総合病院<br>・松阪中央総合病院<br>・名張市立病院<br>・三重中央医療センター<br>・県立総合医療センター<br>・志摩病院 | ・固定通信網、移動体通信網等<br>・三重県防災通信ネットワーク（衛星系〔三重大病院、伊勢赤十字病院、総合医療センター〕（地上系〔三重大病院、伊勢赤十字病院、鈴鹿中央総合病院。松阪市民病院。尾鷲総合病院、紀南病院、上野総合市民病院、市立四日市病院、いなべ総合病院、松阪中央総合病院、総合医療センター、済生会松阪総合病院、志摩病院〕）<br>・広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）<br>・インターネットメール | － |

## ２　通信途絶時の対応

### (1) 無線機材の配置（総括部隊＜総務班＞）

災害により通信が途絶又は途絶のおそれがあるときは、被害状況等を把握するため、総括部隊（総務班）は無線機材を災害現地に配置し、災害状況報告及び県災対本部からの通報事項等に関する通信が確保できるように努める。

なお、津波の被害が発生した場合など、市町等の保有する無線機器や通信施設が損傷し、機能が低下若しくは停止し、緊急に情報を伝達する必要がある場合は、総括部隊（総務班）は、以下の無線機材等の貸し出しを行うなど、通信確保の支援を行う。

また、移動通信機器（衛星携帯電話、簡易無線等）を保有する防災関係機関に対し、必要に応じて貸出の要請を行う。

① 本庁及び各庁舎に配備している地上系携帯型防災行政無線機器
② 本庁、防災ヘリコプター管理事務所、県広域防災拠点及び各消防本部に配備している衛星系可搬型防災行政無線機器
③ 国立大学法人三重大学の練習船勢水丸及び三重大学内に配備している地上系防災行政無線機器

⑵ 県と市町防災行政無線による非常時の通信（総括部隊＜総務班＞）

三重県防災通信ネットワークの地上系防災行政無線のシステムを共用して移動系防災行政無線を構築した市町及び、県と市町移動系防災行政無線とで通信の互換性を有する市町にあっては、非常時の通信に関する応援協定に基づき、相互通信（県と市町移動系防災行政無線とが相互に通信すること）を提供する。

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害情報の収集・伝達上必要があれば、市町は県に対して相互通信を要請する。また県は、市町から応援要請が無い場合でも、必要と思われる場合は、相互通信を提供する。

⑶ 警察通信（警察部隊）

警察無線設備を通じて通信する場合、あらかじめ指名された通信統制官（警察本部通信指令課長）又は警察署長に対して、使用する通信設備及び理由、通信の内容並びに発受信者等を事前に申し出て、その承認を得た上で使用する。

⑷ 国土交通省の水防道路用マイクロ無線網による通信（社会基盤対策部隊）

国土交通省（本省、各地方整備局、各河川・道路事務所・出張所）と都道府県、独立行政法人水資源機構、中日本高速道路株式会社等の間を結ぶ通信網で、県（県土整備部）を通じて使用する。

⑸ 非常通信ルートの確保（総括部隊＜総務班＞）

災害などで、三重県防災通信ネットワーク等の通信確保が困難と認められるときは、非常通信事務必携に従い、東海地方非常通信協議会事務局（東海総合通信局）と協議の上、国等の防災関係機関の協力を得て通信を確保する。

⑹ アマチュア無線等の活用（総括部隊＜総務班＞）

アマチュア無線や漁業無線の活用等、地域の無線ネットワークの活用を図る。

⑺ 通信の臨時確保の要請

三重県広域受援計画に基づき、通信支障の発生状況を確認し、通信の臨時確保のニーズ調査を行う中で、県施設の通信途絶が発生している場合は、県内の電気通信事業者に対して、通信の臨時確保の要請を行う。県内の電気通信事業者で対応できない場合は、国の緊急災害対策本部に対して要請を行う。

### ３　通信設備の応急復旧（総括部隊＜総務班＞）

三重県防災通信ネットワークの機器や通信施設が損傷し、機能が低下若しくは停止した場合には、必要な要員や無線機材等を確保し、緊急の点検整備を実施するとともに可能な限り速やかな応急復旧を行う。

### ４　通信設備の機能維持（総括部隊＜総務班＞）

長期停電等に備え、通信機器用非常用発電設備の燃料確保等、通信設備の機能維持対策を行う。

## ■市町が実施する対策

市町防災行政無線等の通信確保の可否を早急に確認し、通信確保のために必要な措置を行うとともに、障害の早期復旧に努め、県と市町、防災関係機関相互の無線通信回線の確保にあたる。

### １　通信手段の確保

市町は、災害対策活動に必要な固定・移動体通信網や三重県防災通信ネットワーク、防災情報システム、市町防災行政無線等の通信手段の状態を確認し、通信障害が発生している場合には、機器の応急復旧や通信統制等により通信手段の確保に努める。

### ２　通信途絶時の対応

災害により通信が途絶又は途絶のおそれがあるときは、津波警報や避難指示（緊急）等の重要な情報を住民に伝達するため、市町は防災行政無線による情報伝達ができない地域等に対し、広報車やメール配信サービス、インターネットホームページ等を通じて周知を図る。

また、県災対本部への被害状況等の報告が困難な場合又は困難になることが予想される場合は、県災対本部に対する「非常時の通信に関する応援協定」に基づく相互通信の要請や、地方部に対する地方部派遣チームの派遣の要請により、連絡体制の確保を図る。

**【市町地域防災計画記載検討項目】**

**(1) 通信手段の確保**
**(2) 通信途絶時の対応**
**(3) その他必要な事項**

## ■その他の防災関係機関が実施する対策

**＜固定通信事業者が実施する対策＞**

### １　応急措置

**(1) 各施設等に対する応急措置**

**ア　交換所**

津波、高潮に備え、対象交換所は防潮板により防護を行う。

**イ　トラフィック疎通状況、交換機等通信設備の監視強化**

① 対象地域に対するトラフィック疎通状況の把握と、必要によりトラフィック規制措置等を実施する。また、各交換機等通信設備の運用状態を把握し、その影響度合を確認する。

② 対象地域に対する電力設備の運用状態を把握し、停電状況の把握等、その影響度合を確認する。

**ウ　屋外設備**

屋外設備については、道路の陥没、橋梁、家屋の倒壊、火災等により被害は免れないと想定される。このため重要ケーブル等については、その影響度合を確認する。

### ２　応急対策

災害によって不通となった回線を迅速に回復させるため、電気通信設備等を応急的に復旧する。

なお、応急復旧については、緊急復旧、第一次応急復旧、第二次応急復旧の段階に分けて実施する。

**(1) 緊急復旧（初動体制）**

震災後から直ちに実施するものであり、災害用機器及び通信線路の仮復旧等で、緊急の市内外通話を確保するまでの対策とする。

① 対策

- 災害復旧に必要な緊急臨時回線の作成
- テレビ・放送回線の救済
- 長期避難所への特設公衆電話設置

② 復旧方法

- 移動無線機等の活用
- 屋外線及び仮設ケーブル等による復旧
- 中継送路のマイクロ方式による救済
- 自家発電及び移動電源車の活用

(2) 第一次応急復旧

重要回線及び公衆電話等の通話を確保するまでの対策とする。

① 対策

・ 重要加入者及び重要専用線の救済
・ 公衆電話の復旧
・ 孤立地域（村落）の通信途絶解消

② 復旧方法

・ 屋外線、架空ケーブル及び地下ケーブルの仮工事等による復旧
・ 非常用移動電話局装置及び移動無線車による復旧

(3) 第二次応急復旧

被害地の復旧状況に対応して、加入電話等がほぼ使用可能となるまでの対策

＜移動通信事業者が実施する対策＞

１　災害対策活動の実施

(1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

① 関係部署等への情報伝達体制の確保
② 施設・設備等の被害状況や通信状況の把握
③ 県災対本部、関係機関等への連絡体制の確保
④ 県災対本部、関係機関等への被害状況、通信状況等の報告

(2) 被災地通信設備の監視及び通信網の遠隔措置

① 設備の常時監視により被災状況の情報収集を行う。
② 通信の疎通確保のため、遠隔切替制御等を行う。

(3) 利用者等に対する広報

通信事業者は、災害によって電気通信サービスに支障を来した場合、次に掲げる事項について、広報車及びインターネットにより地域の住民に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を行う。

① 災害に対してとられている措置及び応急復旧状況
② 通信の途絶又は利用制限をした理由及び状況
③ 特設無料公衆電話設置場所の周知
④ 住民に対して協力を要請する事項
⑤ 災害用伝言サービス提供に関する事項
⑥ その他必要な事項

(4) 移動通信基地局車両による応急通信の確保

災害時に優先的に通信を確保する必要のある重要施設については、移動通信基地局車両等を配置することにより、応急的な通信を確保する。

２　復旧計画

(1) 応急復旧工事

災害による電気通信設備等を緊急に復旧する必要があるため、災害対策機器、応急用資機材等の仮設備で復旧する工事により、通信の疎通を早急に確保する。

(2) 復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信の確保のため、災害の状況及び電気通信設備の被害状況に応じ、

下表の復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

| | 重要通信を確保する機関 |
|---|---|
| 第１順位 | 気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係ある機関、通信の確保に直接関係ある機関、電力の供給の確保に直接関係ある機関、放送事業者 |
| 第２順位 | ガス及び水道の供給の確保に直接関係ある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う機関、新聞社、通信社、医療機関、第１順位以外の国又は地方公共団体 |
| 第３順位 | 第１順位、第２順位に該当しないもの |

**(3) 本復旧工事**

災害の再発を防止するため、必要な防災設計を織り込んだ復旧又は将来の設備拡張を見込んだ復旧工事を実施する。

**３　広域支援体制の整備**

大規模災害が発生した場合は、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を図る。

**＜東海地方非常通信協議会（東海総合通信局）が実施する対策＞**

**１　非常通信の確保**

東海地方非常通信協議会に加入する機関は、同協議会に対して、非常通信を確保するための協力を求めることができる。

また、東海総合通信局では、携帯型の移動通信機器（衛星携帯電話、簡易無線及びＭＣＡ無線）や移動電源車等の貸出を行う支援体制を構築しているため、県、市町は必要に応じて要請を行う。

**＜その他の防災関係機関が実施する対策＞**

**１　通信手段の確保**

各防災関係機関は、災害発生時には、「＜計画関係者共通事項等＞　１　災害時に用いる通信手段の概要」に掲げるいずれかの通信手段を用いて、相互に連絡を取れる体制を構築する。

**２　通信手段が確保できない場合の対応**

**(1)　非常通信の確保**

災害が発生し、又は発生のおそれがあるときで、通常の通信手段が途絶又は輻輳しているときは、東海地方非常通信協議会が定めた非常通信ルートを利用して通信する。

**(2)　防災相互通信用無線による通信**

防災に関係する行政機関、公共機関、地方公共団体、協議会の団体相互間で、各機関が円滑に防災活動を行うために直接無線通信を行うための手段として、防災相互通信用無線による通信を行う。

**(3)　県災対本部への連絡員派遣**

県災対本部との通信が途絶した場合又は途絶するおそれがある場合は、必要に応じ連絡員を県災対本部へ派遣する等により、連絡体制を確保するよう努める。

**３　通信設備の応急復旧**

各防災関係機関における通信設備が損傷し、機能が低下若しくは停止した場合には、必要な要員や無線機材を確保し、緊急の点検整備を実施するとともに可能な限り速やかな応急復旧を行う。

# 第３節　自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等 (発災3)

**【主担当部隊】: 総括部隊（総括班、救助班、総務班）**

## 第１項　活動方針

○県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、自衛隊及び海上保安庁の支援を必要とする場合、迅速に派遣要請等を行う。

## 第２項　主要対策項目

| 対策(活動)項目 | 主担当部隊(班) | 活動開始(準備)時期等 | 重要な収集情報(収集先) |
|---|---|---|---|
| 自衛隊への第一報の報告 | 総括部隊<br>(総括班) | 【発災1時間以内】<br>災害発生情報入手直後 | ・被害状況(市町・県) |
| 派遣及び応急措置の実施要請 | 総括部隊<br>(総括班、救助班) | 【発災3時間以内】<br>災害対策統括会議での意思決定後速やかに | ・被害状況(市町・県)<br>・応援要請(市町) |
| 受入体制の整備 | 総括部隊<br>(救助班) | 【発災6時間以内】<br>派遣要請後速やかに | ・派遣状況(自衛隊・海上保安庁)<br>・受入状況(市町) |
| 経費の負担区分の協議 | 総括部隊<br>(総務班) | 【発災 24 時間以内】<br>受入体制整備後、速やかに | ・派遣状況(自衛隊・海上保安庁、県・市町) |
| 撤収要請 | 総括部隊<br>(総括班、救助班) | 【支援が不要な状況になった時点】<br>災害対策統括会議での意思決定後速やかに | ・活動状況(自衛隊・海上保安庁)<br>・撤収要請(市町) |

※「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

## 第３項　対策

**■県が実施する対策**

**１　自衛隊災害派遣要請**

**(1) 第１報の報告（総括部隊＜総括班＞）**

災害発生後速やかに、自衛隊に対して、自衛隊が派遣準備できるように第一報を入れる。

○ 第一報 ： 自衛隊が、正式な要請があったときに迅速に対応できるよう、派遣初動の準備体制を強化してもらえる最低限の情報

**(2) 派遣要請（総括部隊＜総括班＞）**

知事は、市町長から派遣要請の要求を受け、その派遣要請の事由を適切と認めた場合、又は自らの判断で派遣を要請する場合は、自衛隊法第 83 条の規定に基づき、別紙2により陸上自衛隊第 33 普通科連隊長へ要請を行う。ただし、事態が急を要するときは、電話又は無線をもって要請し、事後に文書を送付する。（推進計画）

○ 派遣要請窓口： 陸上自衛隊第33普通科連隊　第3科

なお、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡する。

また、地震災害警戒本部において、内閣総理大臣に地震防災派遣を要請し、現に派遣が行われている場合において、災害が発生し引き続き災害派遣が必要な場合は、知事から上記派遣要請を行う。

≪災害派遣要請の基準:3原則(公共性、緊急性、非代替性)≫

○　災害が発生し、生命、財産を保護するための災害応急対策の実施が必要な場合であって、自衛隊以外の機関で不可能又は困難であると認められるとき。
○　災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がないとき。

≪要請書に記載する事項≫
① 災害の状況及び派遣を要請する事由（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにすること。）
② 派遣を希望する期間
③ 派遣を希望する区域及び活動内容
④ 連絡場所及び連絡者
⑤ その他参考となる事項

**(3) 派遣部隊の受入体制の整備（総括部隊＜救助班＞）**

知事は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、市町にその旨を通報し、受入体制を整備させるとともに、必要に応じて職員を派遣し、市町その他関係機関相互の連絡調整に当る。

**(4) 経費の負担区分の協議（総括部隊＜総務班＞）**

派遣部隊が活動に要した経費は、自衛隊と県及び当該部隊が活動した地域の市町が事前に協議して負担区分を決める。

なお、自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として当該部隊が活動した地域の市町が負担するものとし、下記を基準とする。

① 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
② 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む）及び入浴料
③ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借上げ、その運搬、修理
④ 県・市・町が管理する有料道路の通行料

**(5) 派遣部隊の撤収要請（総括部隊＜総括班、救助班＞）**

市町長からの撤収要請を受けた場合、又は自らの判断で自衛隊の災害派遣の必要がなくなったと認める場合、知事は、市町その他関係機関の長及び陸上自衛隊第33普通科連隊長等と十分協議を行ったうえ、別紙4により、撤収の要請を行う。

## ２　海上保安庁への応急措置の実施要請

**(1) 応急措置の実施要請（総括部隊＜総括班＞）**

知事は、市町長からの要請を受け、その要請の事由を適当と認めた場合、又は自らの判断で海上保安庁の応急措置の実施が必要と認める場合は、基本法第 70 条第3項及び海上保安庁防災業務計画第3章第4節　第9関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援に基づき、別紙6により第四管区海上保安本部長へ応急措置の実施要請を行う。ただし、事態が急を要するときは、電話又は無線をもって要請し、事後に文書を送付する。

○　派遣要請窓口：　第四管区海上保安本部警備救難部環境防災課

≪応急措置の実施要請事項≫
① 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
② 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
③ その他、県が行う災害応急対策の支援

≪要請書に記載する事項（例）≫
① 災害の状況及び応急措置を必要とする事由

② 応急措置を希望する期間
③ 応急措置を希望する区域及び活動内容
④ 連絡場所及び連絡者
⑤ その他参考となる事項

**(2) 応急措置の受入体制の整備（総括部隊＜救助班＞）**

知事は、海上保安庁の応急措置の実施が決定したときは、市町にその旨を通報し、受入体制を整備させるとともに、必要に応じて職員を派遣し、市町その他関係機関相互の連絡調整に当る。

**(3) 経費の負担区分の協議（総括部隊＜総務班＞）**

応急措置活動に要した経費は、海上保安庁と県及び当該部隊が活動した地域の市町が事前に協議して負担区分を決める。

**(4) 応急措置の撤収要請（総括部隊＜総括班、救助班＞）**

市町長からの撤収要請を受けた場合、又は自らの判断で海上保安庁の応急措置の必要がなくなったと認める場合、知事は、市町その他関係機関の長及び第四管区海上保安本部長等と十分協議を行ったうえ別紙8により、撤収の要請を行う。

## ■市町が実施する対策

### 1　県への自衛隊災害派遣要請の要求

**(1) 手続き**

市町長は、自衛隊の派遣を要請しなければならない事態が生じたときは、地域防災総合事務所長等を経由し、別紙1により、知事（総括班）へ派遣要請を求める。ただし、事態が急を要するときは、知事（総括班）へ直接電話又は非常無線等で通報し、事後に文書を送付することができる。

なお、市町長が、知事に派遣要請を求めることができない場合には、その旨及び当該市町の地域にかかる災害の状況を陸上自衛隊第 33 普通科連隊長に通知することができる。ただし、この場合、市町長は、事後速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

また、内閣総理大臣に地震防災派遣を要請し、現に派遣が行われている場合において、災害が発生し引き続き災害派遣が必要な場合は、知事に上記派遣要請を求める。

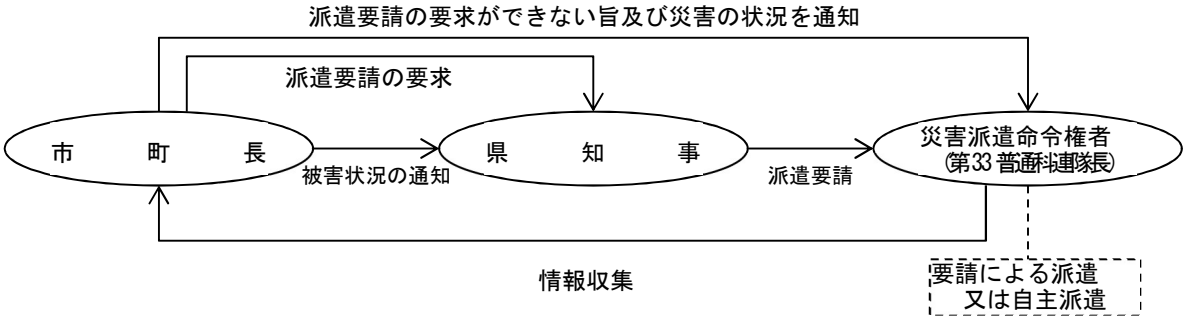


≪災害派遣要請の基準：3原則（公共性、緊急性、非代替性）≫

① 災害が発生し、生命、財産を保護するための災害応急対策の実施が、自衛隊以外の機関で不可能又は困難であると認められるとき。
② 災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がないとき。

**(2) 派遣部隊の受入体制の整備**

市町は、自衛隊からの派遣部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮する。（推進計画）

① 派遣部隊と市町との連絡窓口及び責任者の決定

②　作業計画及び資機材の準備
③　宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等施設の準備
④　住民の協力
⑤　派遣部隊の誘導

**(3) 経費の負担区分**

派遣部隊が活動に要した経費は、自衛隊と県及び当該部隊が活動した地域の市町が協議して負担区分を決める。

**(4) 派遣部隊の撤収要請**

派遣目的を完了し、又はその必要がなくなった場合、市町長は、知事その他関係機関の長及び陸上自衛隊第33普通科連隊長等と十分協議を行ったうえ、別紙3により、知事へ撤収要請を行う。

**２　県への海上保安庁の応急措置の実施要請の要求**

**(1) 手続き**

市町長は、災害応急対策のため、海上保安庁の応急措置の実施を必要とするときは、要請する事項を明らかにして、地域防災総合事務所長等を経由し、別紙5により、知事（総括班）へ応急措置の実施要請を求めるものとする。ただし、事態が急を要するときは、知事（総括班）へ直接電話又は非常無線等で通報し、事後に文書を送付することができる。

なお、市町長が知事に応急措置の実施要請を求めることができない場合は、直接海上保安部又は沖合いに配備された海上保安庁の巡視船もしくは航空機を通じ、第四管区海上保安本部長に対して要請することができる。ただし、この場合、市町長は、事後速やかにその旨を知事に連絡しなければならない。

≪支援要請事項≫
①　傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
②　巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
③　その他、県が行う災害応急対策の支援

**(2) 応急措置の実施部隊の受入体制の整備**

市町は、海上保安庁からの応急措置の実施部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮する。（推進計画）
①　応急措置の実施部隊と市町との連絡窓口及び責任者の決定
②　作業計画及び資機材の準備
③　宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等施設の準備
④　住民の協力
⑤　応急措置の実施部隊の誘導

**(3) 経費の負担区分**

応急措置の実施部隊が活動に要した経費は、海上保安庁と県及び当該部隊が活動した地域の市町が事前に協議して負担区分を決める。

**(4) 応急措置の撤収要請**

応急措置目的を完了し、又はその必要がなくなった場合、市町長は、知事その他関係機関の長及び第四管区海上保安本部長等と十分協議を行ったうえ別紙7により、撤収の要請を行う。

**【市町地域防災計画記載検討項目】**

**(1) 県への自衛隊災害派遣要請の要求**

**(2) 県への自衛隊災害派遣部隊の撤収要請**

(3) 県への海上保安庁の応急措置の実施要請の要求
(4) 県への海上保安庁の応急措置の撤収要請

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜自衛隊の対策＞

1　災害時の自主派遣（自衛隊法第83条第２項ただし書規定）

災害の発生が突発的で、その救護が特に急を要し、要請を待ついとまがない場合で、陸上自衛隊第33 普通科連隊長又は航空学校長等の判断に基づいて部隊等が派遣されることがある。

≪自主派遣の判断基準≫

① 災害に際し、関係機関に対して、情報を提供するため自衛隊が情報収集を行う必要がある場合。
② 災害に際し、都道府県知事等が災害派遣にかかる要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。
③ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合。
④ その他自衛隊の庁舎、営舎その他防衛省の施設又は、これらの近傍に火災その他の災害が発生した場合。

2　災害派遣時に実施する救援活動（防衛省防災業務計画 第三 8災害派遣時に実施する救援活動）

① 被害状況の把握（車両、航空機による偵察）
② 避難の援助（誘導、輸送）
③ 遭難者等の捜索救助
④ 水防活動
⑤ 消防活動
⑥ 道路及び水路の啓開（障害物除去等）
⑦ 応急医療、救護及び防疫
⑧ 人員及び物資の緊急輸送
⑨ 炊飯及び給水の支援
⑩ 救助物資の無償貸与又は譲与
⑪ 危険物の保安及び除去等

3　災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限（基本法第63条～第65条、第76条及び第94条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市町長等、警察官及び海上保安官が、その場にいない場合に限り次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を市町長等に通知しなければならない。

① 自衛隊緊急車両の通行を妨害する車両・その他物件の移動命令、車両・物件の破損
② 避難の措置・立入
③ 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限禁止及び退去命令
④ 他人の土地等の一時使用等
⑤ 現場の被災工作物等の除去等
⑥ 住民等を応急措置の業務に従事させること

4　連絡員の派遣

災害時及び警戒宣言が発令された場合、県又は、市町災対本部に連絡幹部を派遣、災対本部との調整・

連絡にあたらせる。

＜海上保安庁の対策＞

１　海難等の救助活動

海上保安庁は、海難等の救助活動等を行う。

また、原則として、救助活動等に必要な資機材を携行する。

**自衛隊災害派遣及び撤収要請様式**

（別紙１）　災害派遣要請書（知事あて）

年　　月　　日

知　事　宛

（市町長）　　印

自衛隊の災害派遣要請要求について

災害を防除するため、自衛隊法83条に基づく自衛隊の派遣要請を要求します。

記

１　災害の状況及び派遣を要請する事由
　災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。）
　派遣を要請する事由

２　派遣を希望する期間

３　派遣を希望する区域及び活動内容
　(1) 派遣を希望する区域
　(2) 派遣を希望する活動内容
　(3) 連絡場所及び連絡者

４　その他参考となすべき事項

（別紙２）　災害派遣要請書（陸上自衛隊第 33 普通科連隊長あて）

年　　月　　日

陸上自衛隊第３３普通科連隊長　様

三重県知事　　印

自衛隊の災害派遣要請について

災害を防除するため、自衛隊法83条に基づき自衛隊の派遣を要請します。

記

１　災害の状況及び派遣を要請する事由
　災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。）
　派遣を要請する事由

２　派遣を希望する期間

３　派遣を希望する区域及び活動内容
　(1) 派遣を希望する区域
　(2) 派遣を希望する活動内容
　(3) 連絡場所及び連絡者

４　その他参考となすべき事項

（別紙３）　撤収要請書（知事あて）

年　　月　　日

知　事　宛

（市町長）　印

自衛隊の撤収要請要求について

このことについて、自衛隊法第83条の規定により、災害派遣を受けましたが、所期の目的を終了しましたから、下記のとおり撤収要請を要求します。

記

１　撤収要請日時

年　　月　　日　　時　　分

２　派遣要請日時

年　　月　　日　　時　　分

３　撤収作業場所

撤収作業内容

（別紙４）　撤収要請書（陸上自衛隊第 33 普通科連隊長あて）

年　　月　　日

陸上自衛隊第３３普通科連隊長　様

三重県知事　印

自衛隊の撤収要請について

このことについて、自衛隊法第83条の規定により、災害派遣を受けましたが、所期の目的を終了しましたから、下記のとおり撤収を要請します。

記

１　撤収要請日時

年　　月　　日　　時　　分

２　派遣要請日時

年　　月　　日　　時　　分

３　撤収作業場所

撤収作業内容

**海上保安庁応急措置実施要請及び撤収要請様式**

（別紙５）　応急措置実施要請書（知事あて）

年　　月　　日

知　事　宛

（市町長）　　印

海上保安庁の応急措置の実施要請要求について

このことについて、下記のとおり災害対策基本法第70条第３項及び海上保安庁防災業務計画第３章第４節第9関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援に基づき、応急措置の実施要請を要求します。

記

１　災害の状況及び応急措置を要請する事由
　災害の状況（特に応急措置を必要とする区域の状況を明らかにする。）
　応急措置を要請する事由

２　応急措置を希望する期間

３　応急措置を希望する区域及び活動内容
　(1) 応急措置を希望する区域
　(2) 応急措置を希望する活動内容
　(3) 連絡場所及び連絡者

４　その他参考となすべき事項

（別紙６）　応急措置実施要請書（第四管区海上保安本部長あて）

年　　月　　日

第四管区海上保安本部長　様

三重県知事　　印

海上保安庁の応急措置の実施要請について

このことについて、下記のとおり災害対策基本法第70条第3項及び海上保安庁防災業務計画第３章第４節第９関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援に基づき、応急措置の実施を要請します。

記

１　災害の状況及び応急措置を要請する事由
　災害の状況（特に応急措置を必要とする区域の状況を明らかにする。）
　応急措置を要請する事由

２　応急措置を希望する期間

３　応急措置を希望する区域及び活動内容
　(1) 応急措置を希望する区域
　(2) 応急措置を希望する活動内容
　(3) 連絡場所及び連絡者

４　その他参考となすべき事項

（別紙７）　撤収要請書（知事あて）

年　　月　　日

知　事　宛

（市町長）　印

海上保安庁の応急措置撤収要請要求について

このことについて、災害対策基本法第70条第３項及び海上保安庁防災業務計画第３章第４節第９関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援に基づき、応急措置の実施を受けましたが、所期の目的を終了しましたから、下記のとおり撤収要請を要求します。

記

１　撤収要請日時

年　　月　　日　　時　　分

２　応急措置の実施要請日時

年　　月　　日　　時　　分

３　撤収作業場所

撤収作業内容

（別紙８）　撤収要請書（第四管区海上保安本部長あて）

年　　月　　日

第四管区海上保安本部長　様

三重県知事　印

海上保安庁の応急措置撤収要請について

このことについて、災害対策基本法第70条第3項及び海上保安庁防災業務計画第３章第４節第９関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援に基づき、応急措置の実施を受けましたが、所期の目的を終了しましたから、下記のとおり撤収を要請します。

記

１　撤収要請日時

年　　月　　日　　時　　分

２　応急措置の実施要請日時

年　　月　　日　　時　　分

３　撤収作業場所

撤収作業内容

# 第４節　災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用 ㈹4)

**【主担当部隊】: 総括部隊（総括班、情報班、救助班、派遣班、総務班、広聴広報班）**
**警察部隊**

## 第１項　活動方針

○ 特に津波の発生に関する情報について、気象庁（津地方気象台）と連携して速やかに情報を収集し、即時に市町、県民に情報提供する。
○ 災害関連情報の提供等にあたっては、要配慮者に配慮し、市町と連携して県民や地域の協力を積極的に求める。
○ 市町からの被害情報等の収集・伝達にあたっては、県職員を現地派遣するなどして、確実な情報収集を図る。
○ 災害関連情報の提供や広報にあたっては、報道機関と緊密に連携する。

## 第２項　主要対策項目

| 対策(活動)項目 | 主担当部隊(班) | 活動開始(準備)時期等 | 重要な収集情報(収集先) |
|---|---|---|---|
| 災害情報の収集・伝達 | 総括部隊（総括班、情報班） | 【発災3時間以内】<br>県災対本部設置後速やかに | ・災害関連情報全般<br>（市町、防災関係機関） |
| 被害情報等の収集 | 総括部隊（総括班、情報班、救助班、派遣班）<br>警察部隊 | 【発災3時間以内】<br>県災対本部設置後速やかに | ・被害関連情報全般<br>（市町、防災関係機関） |
| 被害情報等の関係機関への情報提供等 | 総括部隊（情報班、広聴広報班） | 【発災3時間以内】<br>県災対本部設置後速やかに | ・被害関連情報全般<br>（市町、防災関係機関） |
| 県民への広報・広聴 | 総括部隊（総務班、広聴広報班） | 【随時】 | ・災害関連情報全般<br>（市町、防災関係機関） |

＜津波災害対策＞

| 対策(活動)項目 | 主担当部隊(班) | 活動開始(準備)時期等 | 重要な収集情報(収集先) |
|---|---|---|---|
| 津波警報発表時等の緊急の情報伝達等 | 総括部隊（総括班、総務班、広聴広報班 | 【発災直後】<br>相応規模の津波が発生する可能性を認知した時点 | ・津波警報等相応規模の津波の襲来を予見させる情報（気象庁<津地方気象台>） |

※「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

## 第３項　対策

■計画関係者共通事項等

### １　津波警報等の伝達系統

津波警報等、地震及び津波に関する情報は、気象庁が発表し、次の系統により県及び関係機関が伝達する。（推進計画）

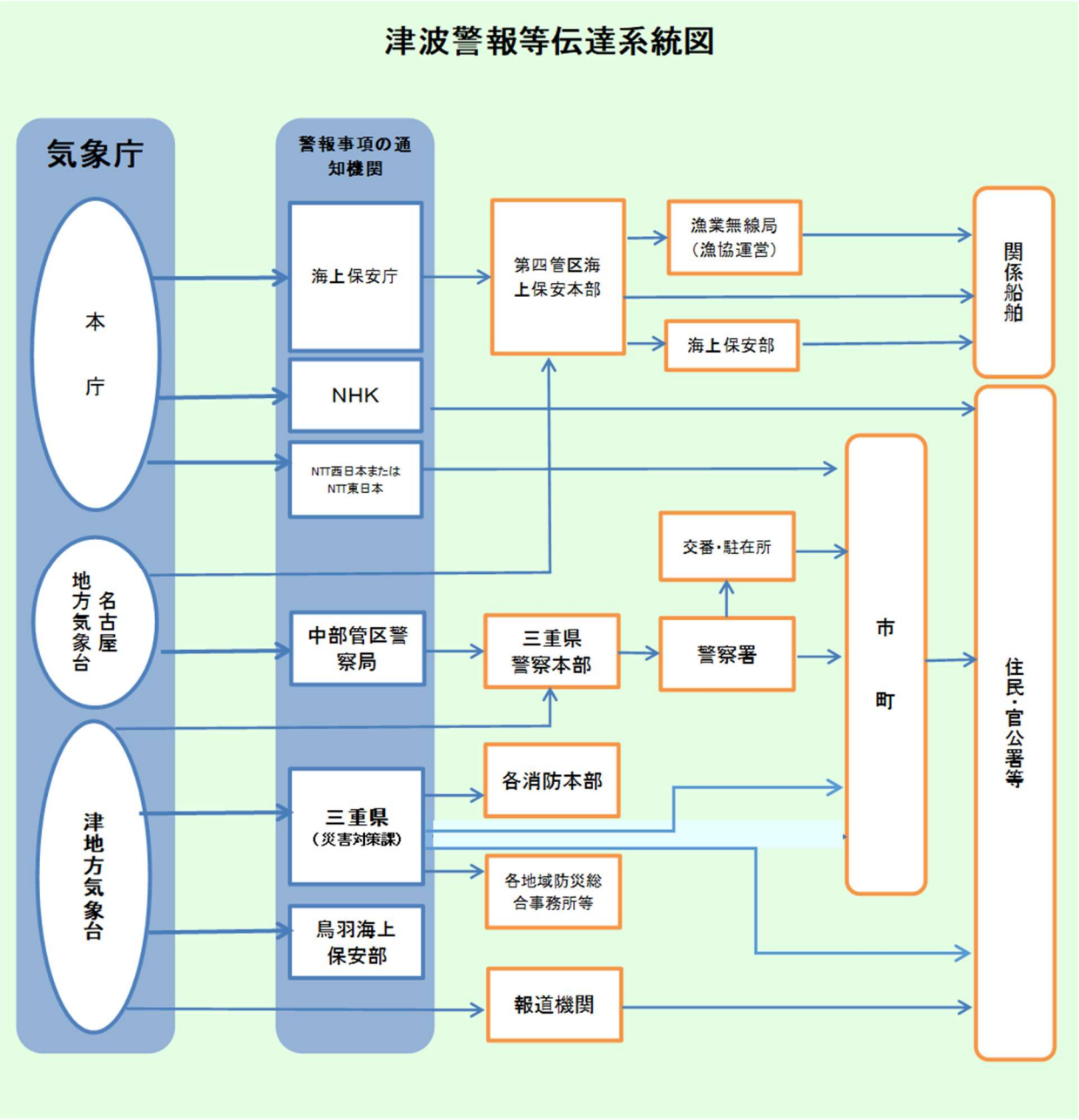

（主な伝達系統）

| 気象庁から受報する機関 | 一次伝達手段 | 一次伝達先 | 二次伝達手段 | 二次伝達先 |
|---|---|---|---|---|
| 県 | ・三重県防災通信ﾈｯﾄﾜｰｸ<br>・一般電話等 | 市町 | ・市町防災行政無線 | 住民<br>官公署等 |
| 中部管区警察局 | ・専用電話<br>・専用 FAX | 警察本部→警察署 | ・一般電話<br>・ＦＡＸ | 市町 |
| 海上保安庁 | ・専用電話<br>・専用 FAX<br>・防災情報提供システム | 第四管区<br>海上保安本部 | ・無線通報など | 海上保安部<br>→関係船舶<br>海上保安部<br>→漁業無線局（漁協運営）<br>→関係船舶<br>関係船舶 |
| ＮＨＫ<br>各報道機関 | ・テレビ、ラジオ等放送 | 住民<br>官公署等 | | |
| ＮＴＴ西日本（NTT ﾏｰｹﾃｨﾝｸﾞｱｸﾄ大阪 104 ｾﾝﾀｰ） | ・一般電話<br>・ＦＡＸ | 市町<br>（津波警報のみ） | | |

**【警報等の連絡にあたっての留意事項】**

① 警報等連絡発受にあたっては、確実を期するために記録簿を作り、記録のうえ原文のとおり連絡する。

② 警報等の連絡発受にあたっては、迅速に行うよう努めるとともに、相手方の氏名を確かめ、その時刻等を記入しておく。

③ 警報等の受領及び連絡についての担当者は、勤務時間外において異常な事態を知ったときは、直ちに出勤し状況を把握するとともに、警報等について適切な措置をとる。

## ■県が実施する対策

### １　災害情報の収集・伝達（総括部隊＜総括班、情報班＞）

#### (1) 地震に関する情報の収集等

緊急地震速報の受信又は地震動の感知等により地震発生を認知した場合、職員は身の安全を図る措置を取る。

揺れが収まり、安全が確保できることが確認でき次第、速やかに三重県震度情報ネットワーク(※)及びテレビ・ラジオ等により地震の規模、震源等を確認し、配備基準に基づき県災対本部の設置に備える。

※　「三重県震度情報ネットワーク」とは、各市町に設置された震度計で計測された震度情報を県庁で集約するシステムで、収集した震度情報は、総務省消防庁及び気象庁へ転送されている。

#### (2) 幹部職員等への災害情報の伝達

総括部隊（総括班、情報班）は、気象台の通知情報等から地震の規模、震源、津波発生の有無等の災害情報を収集し、「第１節　活動態勢の整備　＜県が実施する対策＞　1.(3)幹部職員への連絡系統」により、速やかに災害対策統括会議構成員に伝達するとともに、災対本部各本部員等に伝達する体制を整える。

## ２　津波警報発表時等の緊急の情報伝達等（総括部隊＜総括班、広聴広報班、総務班＞）

### (1) 市町等への津波警報等の伝達

津波警報等が発表された場合、総括部隊（総務班）は、三重県防災通信ネットワーク（一斉配信及び津波一斉（音声））を使用して地方部及び市町へその情報文を伝達し、受信確認を行うとともに、庁内放送により県庁内への周知を図る。（推進計画）

### (2) ホームページ等での情報提供

総括部隊（総務班）は、「防災みえ.JP」ホームページで緊急情報等の提供を行うとともに、メール等配信サービスにより情報を伝達する。

### (3) 報道機関を通じた情報提供等

総括部隊（広聴広報班）は、報道機関との連絡調整を行い、テレビ、ラジオを通じて知事によるメッセージを送るなど、各種報道・広報媒体を通じて県民への情報提供等を行う。（推進計画）

### (4) 「ＤＯＮＥＴを活用した津波予測・伝達システム」で得られる津波観測情報の提供

ＤＯＮＥＴ観測点２か所以上で基準を超える津波を観測した場合、緊急速報メールを配信する。

### (5)「ＤＯＮＥＴを活用した津波予測・伝達システム」で得られる津波観測情報の活用

ＤＯＮＥＴで観測した津波観測情報は県災害対策本部で活用するとともに、市町へ提供する。

## ３　被害情報等の収集（総括部隊＜情報班＞）

### (1) 市町、防災関係機関等からの情報収集と提供

県災対本部各部隊は、防災関係機関等及び地方部を通じて市町等から被害情報等を収集する。

また、総括部隊（情報班）は防災情報システムをはじめ、災害の状況に応じた適切な手段を用いて被害情報等を取りまとめるとともに、必要な情報を関係機関に提供する。（推進計画）

**【防災関係機関等から収集する情報の内容】**

| 情報・連絡内容 | 部隊・班名 | 情報収集先 | 主な情報収集手段 |
|---|---|---|---|
| 1.　被害・復旧の状況 | | | |
| ①　人的被害・家屋状況・火災状況 | 総括部隊（情報班、救助班） | 市町（※）、警察<br>自衛隊、海上保安庁等 | 防災情報システム<br>防災行政無線<br>電話 |
| ②　道路状況・交通状況 | | | |
| 市町管理道路 | 総括部隊（情報班） | 市町（※） | 防災情報システム<br>防災行政無線<br>電話 |
| 県管理道路 | 社会基盤対策部隊<br>（公共土木対策班） | 地方部（建設事務所） | 災害管理システム<br>道路情報管理システム<br>電話 |
| 国管理道路 | 総括部隊（情報班） | 国土交通省管理事務所 | 電話 |
| 高速道路 | 総括部隊（情報班） | 中日本高速道路株式会社 | 電話 |
| 公共交通機関 | 総括部隊（情報班） | 公共交通事業者 | 電話 |
| ③　堤防・護岸・漁港・港湾施設の状況 | | | |
| 市町管理施設 | 社会基盤対策部隊<br>（公共土木対策班）<br>（農林水産対策班） | 市町（※） | 電話 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 県管理施設 | 社会基盤対策部隊<br>（公共土木対策班）<br>（農林水産対策班） | 地方部（建設事務所、農林水産事務所） | 災害管理システム<br>電話 |
| 国管理施設 | 社会基盤対策部隊<br>（公共土木対策班）<br>総括部隊（情報班） | 国土交通省管理事務所<br>中部地方整備局・近畿地方整備局 | 電話 |
| 四日市港 | 総括部隊（情報班） | 四日市港管理組合 | 防災情報システム<br>電話 |
| ④　ライフライン状況 | | | |
| 市町水道 | 被災者支援部隊（水道応援班） | 市町（※） | 電話 |
| 県営水道 | 社会基盤対策部隊<br>（水道・工業用水道班） | 地方部（水道事務所） | 電話（衛星携帯電話含む）、業務用無線、ＭＣＡ無線 |
| 停電状況 | 総括部隊（情報班） | 電気事業者 | 電話、ホームページ |
| 上記以外 | 総括部隊（情報班） | 各事業者 | 電話 |
| ⑤　医療施設関係状況 | 保健医療部隊<br>（情報収集・分析班） | 災害拠点病院<br>災害医療支援病院 | 広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）<br>電話 |
| ⑥　文教施設関係状況 | 総括部隊（情報班）<br>被災者支援部隊（教育対策班） | 市町<br>市町教育委員会、各施設 | 防災情報システム<br>防災行政無線<br>電話 |
| ⑦　その他の施設の状況 | | | |
| 市町施設、その他施設 | 総括部隊（情報班） | 市町（※） | 防災情報システム<br>防災行政無線<br>電話 |
| 県立施設 | 各所管部隊 | 各施設 | 電話 |
| 2.　対策の実施状況 | | | |
| ①　住民避難の状況 | 総括部隊（情報班） | 市町（※） | 防災情報システム<br>防災行政無線<br>電話 |
| ②　救護物資の状況 | 救援物資部隊（物資調整班） | 市町（※） | 電話 |
| ③　避難所運営の状況 | 被災者支援部隊（避難者支援班） | 市町（※） | 電話 |
| ④　ボランティア受入状況 | 被災者支援部隊（ボランティア班） | みえ災害ボランティア支援センター | 電話 |
| ⑤　治安の状況 | 警察部隊 | 警察署 | 警察通信 |
| ⑥　その他の対策の状況 | 総括部隊（情報班） | 市町（※）<br>各部隊<br>関係機関 | 防災情報システム<br>電話 |

※　情報収集先が市町となっている情報については、各部隊は、原則として地方部を通じて情報収集する。

**(2) ヘリコプターの活用による情報収集（総括部隊＜総括班、救助班＞、警察部隊）**

早期に被害の概要を把握するため、必要に応じヘリコプター（三重県警察ヘリコプター、三重県防災ヘリコプター）により情報を収集する。

また、必要に応じ、ヘリコプターテレビシステムやビデオを活用し、画像による被害状況の把握を行う。

上記ヘリコプターのみでは対応不可能な場合、第四管区海上保安本部、陸上自衛隊第 33 普通科連隊及び他府県に対し、応援を要請する。

**(3) ＪＡＸＡの人工衛星の活用による情報収集（総括部隊〈総括班〉）**

「三重県における人工衛星を用いた防災利用実証実験に関する協定」に基づき、ＪＡＸＡに対し衛星による観測を要求し、提供された衛星データから被害の概要を把握する。

**(4) ドローンの活用による情報収集（総括部隊＜総括班＞）**

「大規模災害時における無人航空機による情報収集等に関する協定」に基づき、協定団体に要請し、ドローンを活用した被害情報の収集を行う。

**(5) 参集途上職員による情報収集（総括部隊〈総括班〉）**

参集途上の職員は、周囲の被害状況を把握し、参集後、班長又は所属長に対し報告する。

各班長及び所属長は、職員の報告内容を総括部隊（総括班）に報告する。

**(6) 地方部派遣チームによる情報収集等（地方部＜総括班＞）**

地方部（総括班）は、地震、津波等の災害により管内市町から情報を収集できない場合又は情報を収集できなくなるおそれがある場合は、地方部派遣チームを組織し、当該市町へ派遣して、市町災対本部との連絡調整、情報収集及び情報システムの入力支援等を行わせる。

**(7) 緊急派遣チームによる地方部及び市町支援（総括部隊＜派遣班＞）**

総括部隊（派遣班）は、災害対策活動に支障をきたしている又は支障をきたすおそれがあると認めた地方部、市町に対し、緊急派遣チームを派遣し、災害対策活動の支援等を行わせる。

地方部は、緊急派遣チームを地方部派遣チームの支援にあたらせることができる。

**(8) 通信ボランティアの活用による情報収集（総括部隊＜総務班＞）**

大規模な災害発生時で情報収集・伝達に支障がでる場合には、「アマチュア無線による災害時の情報収集等に関する協定」に基づき、アマチュア無線家等の通信ボランティアの協力を得る。アマチュア無線家のボランティア募集は日本アマチュア無線連盟三重県支部の協力を得て行う。

## ４　被害情報の分析

(1) 収集した災害情報は、速やかに各部隊及び地方部との共有を図る。

また、災害情報を分析し、災害対策活動方針や災害対策活動体制の増強の検討を行うとともに、人的被害が発生している又は発生するおそれがある場合等においては、自衛隊の災害派遣要請を行う等、救助・救出のための体制整備の検討を行う。

## ５　被害情報等の関係機関への情報提供等

**(1) 市町への情報提供（総括部隊＜情報班＞）**

県災対本部で収集した情報は、防災情報システムにより市町に対し情報提供する。

**(2) 報道機関への情報提供（総括部隊＜広聴広報班＞）**

県災対本部は、市町や防災関係機関等から報告があった被害情報等を整理し、適宜に報道機関に提供する。

**(3) 消防庁への報告（総括部隊＜情報班＞）**

県災対本部は、市町から報告があった被害情報を整理し、消防庁へ報告する。

**【消防庁への連絡先】**

①　平日 9:30～17:45（消防庁応急対策室）

| ＮＴＴ回線 | 消防防災無線 | 地域衛星通信ネットワーク |
|---|---|---|
| TEL 03-5253-7527 | TEL 90-49013 | TEL 8-7-048-500-90-49013 |
| FAX 03-5253-7537 | FAX 90-49033 | FAX 8-7-048-500-90-49033 |

②　夜間・休日（消防庁　消防防災・危機管理センター）

| ＮＴＴ回線 | 消防防災無線 | 地域衛星通信ネットワーク |
|---|---|---|
| TEL 03-5253-7777 | TEL 90-49102 | TEL 8-7-048-500-90-49102 |
| FAX 03-5253-7553 | FAX 90-49036 | FAX 8-7-048-500-90-49036 |

## ６　県民への広報・広聴

### (1) 県民への情報提供（総括部隊＜総務班、広聴広報班＞）

以下に掲げる県民に必要な情報について、三重県の防災情報ポータルサイト「防災みえ．ｊｐ」により情報提供を行うとともに、必要に応じて、テレビ、ラジオ等の電波媒体、新聞紙面、広報誌等の印刷媒体等を活用し、広く県民に必要な情報が伝わるよう努める。

【広報内容】

①　地震・津波の発生状況
②　災害発生状況（被害状況）
③　気象状況
④　災害対策本部に関する情報
⑤　救助・救出に関する情報
⑥　避難に関する情報
⑦　被災者の安否に関する情報
⑧　二次災害危険性に関する情報
⑨　主要道路状況
⑩　公共交通機関の状況
⑪　ライフラインの状況
⑫　医療機関及び救護所等の状況
⑬　給食・給水、生活必需品等の供給に関する情報
⑭　公共土木施設状況
⑮　防疫・衛生に関する情報
⑯　教育施設及び学生・児童・生徒に関する情報
⑰　ボランティア及び支援に関する情報
⑱　住宅に関する情報
⑲　民心の安定及び社会秩序維持のための必要事項（知事からの呼びかけ等を含む）

上記の情報提供にあたっては、文字放送、外国語放送など様々な広報手段を活用し、要配慮者に配慮したわかりやすい情報伝達に努める。

県民に対して広範囲にかつ迅速に災害時の情報を伝達できる報道機関に対して、総括部隊（広聴広報班）は、災害、復旧に関する情報を迅速に提供する。また、報道機関が独自に行う取材活動についてもできる限り協力する。

また、避難情報等に関しては、Ｌアラート（災害時情報共有システム）を活用して情報伝達を行うこととし、伝達手段の多様化・多重化を図る。

**(2) 県民対応窓口の設置（総括部隊＜広聴広報班＞）**

必要に応じ、県民からの意見、要望、問い合わせに対応するため、県民対応窓口を設置する。

## ■市町が実施する対策

### １　津波警報発表時等の緊急の措置

**(1) 避難指示（緊急）の伝達**

津波警報の発表時又は沿岸部において強い地震が発生して津波の危険性がある場合、市町長は海浜にある者及び津波浸水予測図により浸水の可能性が認められる沿岸部住民に避難指示（緊急）を出すとともに、多様な伝達手段を用いて各市町の津波避難計画に沿った避難行動を促す。

特に、特別警報に該当する大津波警報が発表された場合は、住民等に対し、直ちに周知するための措置を講じなければならない。

**(2) 避難行動要支援者への情報伝達**

地域によって津波到達時間等が大きく異なる本県の地域特性をふまえつつ、可能な範囲で避難行動要支援者への災害情報の確実な伝達に努める。避難行動要支援者の個別の避難計画を策定している市町にあっては、計画に基づく情報伝達を行う。

**(3) 「ＤＯＮＥＴを活用した津波予測・伝達システム」で得られる津波観測情報の活用**

県から「ＤＯＮＥＴを活用した津波予測・伝達システム」で得られる津波観測情報等の提供があった場合は、市町の災害対策本部活動において有効活用する。

### ２　被害情報等の収集と報告

**(1) 被害情報等の収集**

消防や警察、自主防災組織、防災関係機関等から管内の被害状況等を把握する。特に避難行動要支援者の被災・避難状況や孤立するおそれのある地区等の被害状況の収集に努める。

**(2) 被害情報等の報告**

地域内に災害が発生した場合は、防災情報システム、防災行政無線を通じて県災対本部にその状況等を報告するが、県災対本部と連絡がとれない状況にある時は、直接消防庁へ報告する（「＜県が実施する対策＞　４被害情報等の関係機関への情報提供等　(3)消防庁への報告」を参照）。

**(3) 緊急派遣チーム等との連携**

県災対本部及び地方部から緊急派遣チーム等の支援要員が派遣されている場合は、必要に応じて情報の収集、報告事務等に有効活用する。

### ３　住民への広報・広聴

以下に掲げる住民に必要な情報については、防災行政無線等の他、を用いて情報提供するほか、安否情報を始めとする各種問い合わせに対応するため、一般通信事業者等の協力を求めるなど的確な情報の提供に努める。

【広報内容】

①　災害発生状況（被害状況）
②　気象状況
③　災害対策本部に関する情報
④　救助・救出に関する情報
⑤　避難に関する情報

⑥　被災者の安否に関する情報
⑦　二次災害危険性に関する情報
⑧　主要道路状況
⑨　公共交通機関の状況
⑩　ライフラインの状況
⑪　医療機関及び救護所等の状況
⑫　給食・給水、生活必需品等の供給に関する情報
⑬　公共土木施設状況
⑭　防疫・衛生に関する情報
⑮　教育施設及び学生、児童・生徒に関する情報
⑯　ボランティア及び支援に関する情報
⑰　住宅に関する情報
⑱　民心の安定及び社会秩序維持のための必要事項（知事からの呼びかけ等を含む）

上記の広報にあたっては、文字放送、外国語放送など様々な広報手段を活用し、要配慮者に配慮したわかりやすい情報伝達に努める。

また、避難情報に関しては、Ｌアラート（災害時情報共有システム）を活用して情報伝達を行うこととし、伝達手段の多様化・多重化を図る。

市町長が報道機関(ケーブルテレビを除く)による放送を必要とする場合は、原則として知事を通じて依頼する。ただし、やむをえない場合は、放送局へ直接依頼し、事後に知事に報告する。

**(1) 住民対応窓口の設置**

住民からの意見、要望、問い合わせに対応するため、住民対応窓口を設置する。

**【市町地域防災計画記載検討項目】**

**(1) 地震・津波情報等の収集の方法及び連絡系統**
**(2) 津波警報等発表時の緊急の措置**
**(3) 収集する被害情報等の種類と収集･報告の方法**
**(4) 住民への広報・広聴**
**(5) その他必要な事項**

## ■その他の防災関係機関が実施する対策

**＜気象庁（津地方気象台）の実施する対策＞**

**１　津波に関する警報等、地震及び津波に関する情報の発表**

**(1) 津波警報等の伝達系統**

津波警報等、地震及び津波に関する情報は、気象庁が発表し、「＜計画関係者共通事項等＞　１　津波警報等伝達系統図（233 頁）」により県及び関係機関が伝達する。

**２　緊急地震速報(警報)の発表(気象庁)**

地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対して、緊急地震速報（警報）を発表する。

**＜電気事業者の実施する対策＞**

**１　停電状況の把握及び情報の配信**

電気事業者は、管内の停電状況や復旧見込みを速やかに把握し、災害対策本部や市町への情報共有を行うとともに、県民への情報周知に努める。

＜移動通信事業者の実施する対策＞

１　緊急速報メールによる情報の配信

各移動通信事業者は、緊急地震速報や津波警報、国・地方公共団体が発信する災害・避難情報等について、回線契約者の携帯電話等に対し緊急速報メールを配信し、情報の周知に努める。

＜報道機関の実施する対策＞

１　地震･津波災害関係情報の県民への広報

報道機関は、気象庁や県災対本部等から得た情報をもとに、県民に対して次の内容にかかる地震･津波災害関係情報の広報を行う。（推進計画）

【広報内容】

①　地震・津波の発生状況
②　災害発生状況（被害状況）
③　気象状況
④　災害対策本部に関する情報
⑤　救助・救出に関する情報
⑥　避難に関する情報
⑦　被災者の安否に関する情報
⑧　二次災害危険性に関する情報
⑨　主要道路状況
⑩　公共交通機関の状況
⑪　ライフラインの状況
⑫　医療機関及び救護所等の状況
⑬　給食・給水、生活必需品等の供給に関する情報
⑭　公共土木施設状況
⑮　防疫・衛生に関する情報
⑯　教育施設及び学生、児童・生徒に関する情報
⑰　ボランティア及び支援に関する情報
⑱　住宅に関する情報
⑲　民心の安定及び社会秩序維持のための必要事項（知事からの呼びかけ等を含む）

＜その他の防災関係機関の実施する対策＞

１　被害情報等の収集と連絡

(1) 被害情報等の収集

防災関係機関は、それぞれの所掌の災害等の情報を可能な限りの多様な手段を講じて収集する。

(2) 被害情報等の連絡

防災関係機関は収集した情報を防災情報システム、電話、ファクシミリ、防災通信ネットワーク、携帯電話等の通信手段のなかから、状況に応じ最も有効な手段を用いて県災対本部へ連絡する。

２　災害関係記録写真、映像等の収集

防災関係機関は、災害写真、映像等を撮影、収集したときは、その内容を速やかに広聴広報班に報告することとし、広聴広報班は必要に応じて報道機関へ提供する。

## ■地域・住民が実施する共助・自助の対策

### １　津波からの自衛措置

#### (1) 住民の協力による津波情報の伝達

津波浸水予測図により浸水の可能性が認められる沿岸部住民は、地震が発生した場合、防災行政無線やテレビ、ラジオ等の放送、インターネット等により津波警報等の発令状況の確認に努め、津波の危険を認知した場合、また、停電時等、場合によっては津波の危険を確認できない場合であっても、周辺の住民に“声かけ”をし、避難を促しながら、速やかに安全な場所に避難する。

なお、あらかじめ自らの居住地域の津波到達予想時間や規模を把握しておき、津波の到達までにできる限り高く、海岸線から遠い避難場所へ避難することに努める。

#### (2) 避難行動要支援者への支援

津波浸水予測図により浸水の可能性が認められる地域において、津波警報等が発表されるなどした場合、地域の津波避難計画に沿って、可能な範囲で避難行動要支援者への災害情報の伝達及び避難の支援に努める。

避難行動要支援者の個別の避難計画を策定している地域にあっては、計画に沿った支援に努める。

### ２　津波に関する現場情報の報告

津波の発生を予見させるような異常情報を発見したものは、速やかに避難行動をとり身の安全を確保するとともに、市町や消防等防災関係機関に通報するよう努める。

### ３　被害情報等の提供

地震や津波による人的被害や火災等を発見したものは、速やかに消防署等の防災関係機関に通報する。

# 第５節　広域的な応援・受援体制の整備（発災5）

**【主担当部隊】：総括部隊（応援・受援班）**

## 第１項　活動方針

≪応援体制≫
○　三重県が締結している各協定等に基づく応援要員・救援物資等の応援体制を迅速に構築し、積極的に被災地へ向けて展開する。
○　三重県市町災害時応援協定等に基づく市町間の応援体制の調整を迅速に行う。
≪受援体制≫
○　国に対する要請、及び各協定等に基づく要請、及び三重県広域受援計画に基づき、応援要員・救援物資等の受け入れを迅速に行い、被災地へ効果的に展開する。

## 第２項　主要対策項目

**応援体制（県内被災地へ）**

| 対策(活動)項目 | 主担当部隊(班) | 活動開始(準備)時期等 | 重要な収集情報(収集先) |
|---|---|---|---|
| 三重県市町災害時応援協定等に基づく応援要請の受理 | 総括部隊<br>(応援・受援班) | 随時 | ・被災状況（要請元自治体）<br>・応援要請内容（資源（人・物）等） |
| 連絡要員の派遣 | 総括部隊<br>(応援・受援班) | 【発災 48 時間以内】<br>・各協定に基づく派遣基準 | ・被災状況（要請元自治体）<br>・移動ルート |
| 応援内容の検討及び市町間の調整 | 関係部隊 | 【要請受理後直ちに】 | ・対応可能な資源（人・物）の確保状況（各部局） |
| 応援市町への応援要請 | 総括部隊<br>(応援・受援班) | 【要請受理後 24 時間以内】 | ・対応可能な資源（人・物）の状況（市町） |
| 応援体制の構築 | 関係部隊 | 【要請受理後 72 時間以内】 | ・具体的な要請内容、進出拠点、（要請元自治体） |

**応援体制（県外被災地へ）**

| 対策(活動)項目 | 主担当部隊(班) | 活動開始(準備)時期等 | 重要な収集情報(収集先) |
|---|---|---|---|
| 各協定等に基づく応援要請の受理 | 総括部隊<br>(応援・受援班) | 随時 | ・被災状況（要請元自治体）<br>・応援要請内容（資源（人・物）等） |
| 連絡要員の派遣 | 総括部隊<br>(応援・受援班) | 【発災 48 時間以内】<br>・各協定に基づく派遣基準 | ・被災状況（要請元自治体）<br>・移動ルート |
| 応援内容の検討及び市町間の調整 | 関係部隊 | 【要請受理後直ちに】 | ・対応可能な資源（人・物）の確保状況（各部局） |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 応援市町への応援要請 | 総括部隊 | 【要請受理後 24 時間以内】 | ・対応可能な資源（人・物）の状況（市町） |
| 応援体制の構築 | 関係部隊 | 【要請受理後 72 時間以内】 | ・具体的な要請内容、進出拠点、（要請元自治体） |

**受援体制（県外及び県内自治体等から）**

| 対策(活動)項目 | 主担当部隊(班) | 活動開始(準備)時期等 | 重要な収集情報(収集先) |
|---|---|---|---|
| 三重県市町災害時応援協定等に基づく応援要請 | 総括部隊（応援・受援班） | 【発災 12 時間以内】 | ・被害状況及び対応可能な資源（人・物）の状況 |
| 国に対する要請 | 総括部隊（応援・受援班） | 【発災 12 時間以内】 | ・被害状況及び対応可能な資源（人・物）の状況 |
| 連絡要員の受け入れ | 総括部隊（応援・受援班） | 【発災 48 時間以内】 | ・受け入れ時期・人数等（応援自治体） |
| 具体的な要請内容の検討 | 関係部隊（班） | 【発災 48 時間以内】 | ・不足している資源（人・物）の状況（地方部・市町等） |
| 受援体制の構築 | 関係部隊（班） | 【発災 72 時間以内】 | ・受け入れ時期・資源（人数・数量）・場所 |

※「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

## 第３項　対策

**■県が実施する対策**

### ≪応援体制≫

**〇県内被災地への応援の場合**

**１　三重県市町災害時応援協定等に基づく応援要請の受理（総括部隊＜応援・受援班＞）**

三重県市町災害時応援協定をはじめとする各協定及び基本法第 68 条に基づく応援要請について確実に受理を行う。

**２　連絡要員の派遣（総括部隊＜応援・受援班＞）**

県は必要に応じて、応援要請があった被災市町へ情報収集のための職員を派遣する。なお、通信の途絶等により、被災市町の被害状況等の情報が入手できない場合、又は甚大な被害が予想される場合には、できる限り速やかに被災市町に職員を派遣する。

派遣された職員は、県災対本部と緊密に連絡を取りながら、被災市町の被害状況及び応援ニーズを的確に把握することに努める。

**３　応援内容の検討及び市町間の調整（関係部隊）**

応援要請を受理した場合、直ちに被災市町と活動エリア・活動内容・期間について調整を行う。

また、応援可能な資源（人・物）について確保するとともに、県内の応援可能な市町の資源（人・物）について確認し、県からの応援及び市町間の応援内容の調整を行う。

応援が不可能な場合は、直ちに要請連絡先へその旨を報告することとする。

**４　応援市町への応援要請（関係部隊）**

県は、３によって調整が完了した場合には、県内市町へ応援要請を行う。

**５　応援体制の構築（関係部隊）**

県は、応援要請に基づく県の応援活動に先立ち、応援要員の安全が確保できるよう、被災地への移動ルート、活動拠点について確認を行う。

また、応援要員の健康管理に十分留意するとともに、県の応援活動を継続的に行う必要がある場合、必要に応じて交代要員をあらかじめ確保しておく。

応援活動の実施にあたっては、県が行う応援活動が自活的に行えるよう、応援要員の移動手段、連絡通信手段、各種装備及び飲食料、宿泊施設等を確保する。

**○県外被災地への応援の場合**

**１　三重県市町災害時応援協定等に基づく応援要請の受理（総括部隊＜応援・受援班＞）**

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定書をはじめとする各協定及び基本法第74 条第１項並びに第 74 条の２第 2 項や総務省「被災市区町村応援職員確保システム」等に基づく応援の要求について確実に受理を行う。

**２　連絡要員の派遣（総括部隊＜応援・受援班＞）**

県は、全国知事会や応援協定主管府県等の要請があった場合、応援要請があった被災都道府県へ連絡要員を派遣する。なお、被害が甚大で応援要請が行えない場合においては、必要に応じ、自主的に連絡要員を被災都道府県へ派遣する。

連絡要員は、県と緊密に連絡を取りながら、被災都道府県の応援ニーズを的確に把握することに努める。

**３　応援内容の検討及び市町間の調整（関係部隊）**

応援要請を受理した場合、直ちに被災都道府県と活動エリア・活動内容・期間について調整を行う。また、応援可能な資源（人・物）を確保する。

応援内容によって県内市町からの応援が必要と認められる場合には、県内市町間の応援内容の調整を行う。

応援が不可能な場合は、直ちに要請連絡先へその旨を報告することとする。

**４　応援市町への応援要請（関係部隊）**

県は、３によって調整が完了した場合には、県内市町へ応援要請を行う。

**５　応援体制の構築（関係部隊）**

県は、応援要請に基づく応援活動に先立ち、応援要員の安全が確保できるよう、被災地への移動ルート、活動拠点について確認を行う。

また、応援要員の健康管理に十分留意するとともに、県の応援活動を継続的に行う必要がある場合、必要に応じて交代要員を予め確保する。

応援活動の実施にあたっては、県の応援活動が自活的に行えるよう、応援要員の移動手段、連絡通信手段、各種装備及び飲食料、宿泊施設等を確保する。

**≪受援体制≫（県外及び県内自治体等からの受援）**

**１　各協定等に基づく応援要請（総括部隊＜応援・受援班＞）**

県は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、各協定及び基本法第 74 条や総務省「被災市区町村応援職員確保システム」等に基づき、他の都道府県に対し応援を求め、応急措

置及び災害応急対策に万全を期する。

また、応援要請の必要性の判断を迅速かつ的確に行うために、県内の被害状況や応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源（人・物）の量などの情報を速やかに収集する。

**２　国に対する要請（総括部隊＜応援・受援班＞）**

県は、県内市町の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするために必要があると認められるときは、基本法第 70 条第３項に基づき、指定行政機関若しくは指定地方行政機関に対し、応急措置の実施を要請する。

また、災害応急対策を実施するため必要があると認められるときは、基本法第 74 条の３に基づき、指定行政機関又は指定地方行政機関に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

**３　連絡要員の受け入れ（総括部隊＜応援・受援班＞）**

県災対本部に国及び応援自治体等の応援要員の受入窓口及び調整スペースを設置する。

また、各部隊は国及び応援自治体等の連絡要員と活動エリア・活動内容・期間を調整・決定する。

**４　具体的な要請内容の検討（関係部隊）**

各部隊は、応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源（人・物）の状況について的確に把握し、保有する資源（人・物）と照らし合わせ、具体的な要請内容について検討を行う。

**５　受援体制の構築（関係部隊）**

各部隊は、三重県広域受援計画に基づき、要請内容に応じた応援要員の進出拠点及び活動拠点、物資の受け入れ拠点を確保し、要請内容に応じた活動要領を作成するとともに、業務の引継ぎを確実に行う。

国等を通じて海外からの支援の申し入れがあった場合、各部隊は、活動エリア・活動内容・期間について関係省庁及び関係機関と調整を行うとともに、必要に応じて通訳や翻訳作業を行うための人員を確保することとする。

それにあたり、各市町に対し、支援物資の受入れ及び避難所への供給体制の整備、自治体応援職員やボランティアの受入体制の整備を働きかける。

**【三重県広域受援計画（令和２年３月修正）の構成】**

第１章　総則
第２章　緊急輸送ルートに関する計画
第３章　救助・救急、消火活動に関する計画
第４章　医療・保健活動に関する計画
第５章　高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）の受入れに関する計画
第６章　物資調達に関する計画
第７章　燃料供給及び電力・ガスの臨時供給、通信の臨時確保に関する計画
第８章　ボランティアの受入れに関する計画
第９章　自治体応援職員の受入れに関する計画

**■市町が実施する対策**

## ≪応援体制≫

**１　三重県市町災害時応援協定等に基づく応援要請の受理**

応援市町は、三重県市町災害時応援協定及び基本法第 67 条、第 72 条並びに第 74 条の２第４項や総務省「被災市区町村応援職員確保システム」等に基づく応援の要求について、確実に受理を行う。

各市町間の個別の応援協定等、上記以外に基づく応援を行う場合は、各市町間での定めによるこ

ととするとともに、県に対し応援を行う旨の報告を行う。

**２　情報収集のための職員の派遣**

各市町間の個別の応援協定等による応援を実施する応援市町は、災害に関する情報を共有し、相互に連携して災害応急対応を実施するため、応援要請があった被災市町へ情報収集のための職員を派遣することに努める。なお、通信の途絶等により被災市町の被害状況等の情報が入手できない場合又は甚大な被害が予想される場合には、自主的に被災市町に職員を派遣することに努める。

連絡要員は、応援市町と緊密に連絡を取りながら、被災市町の応援ニーズを的確に把握することに努める。

**３　応援内容の検討**

応援要請を受理した場合、直ちに県又は被災市町と活動エリア・活動内容・期間について調整を行うとともに、応援可能な資源（人・物）について確保する。

応援が不可能な場合は、直ちに県又は被災市町へその旨を報告することとする。

**４　応援体制の構築**

応援市町は、応援要請に基づく応援活動に先立ち、応援要員の安全が確保できるよう、被災地への移動ルート、活動拠点について確認を行う。

また、応援要員の健康管理に十分留意するとともに、市町の応援活動を継続的に行う必要がある場合、必要に応じて交代要員をあらかじめ確保しておく。

応援活動の実施にあたっては、市町の応援活動が自活的に行えるよう、応援要員の移動手段、連絡通信手段、各種装備及び飲食料、宿泊施設等を確保する。

**５　県外被災地への応援**

三重県外における災害に対する応援（協定及び基本法第 74 条の２第４項）についても応援要請を受けた場合は、内容の検討を行い、応援体制の構築に努める。

## ≪受援体制≫

**１　各協定等に基づく応援要請**

被災市町は、応急措置及び災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、三重県市町災害時応援協定等各協定及び基本法第 67 条並びに第 68 条や総務省「被災市区町村応援職員確保システム」等に基づき、他の市町及び県に対し応援を求め、災害応急対策に万全を期する。

また、応援要請及び災害応急対策の必要性の判断を迅速かつ的確に行うために、市町内の被害状況や応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源（人・物）の量などの情報を速やかに収集する。

**２　連絡要員の受入**

被災市町災対本部に応援自治体等の応援要員の受入窓口及び調整スペースを設置する。

また、応援自治体等の連絡要員と活動エリア・活動内容・期間を調整・決定する。

**３　具体的な要請内容の検討**

被災市町は、応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源（人・物）の状況について的確に把握し、保有する資源（人・物）と照らし合わせ、具体的な要請内容について検討を行う。

**４　受入体制の構築**

被災市町は、要請内容に応じた応援要員の進出拠点及び活動拠点、物資の受け入れ拠点を確保する。

また、要請内容に応じた活動要領を作成するとともに、業務の引継ぎを確実に行う。

**【市町地域防災計画記載検討項目】**

**<<応援体制>>**

**(1) 各協定等に基づく応援要請の受理**
**(2) 情報収集のための職員の派遣**
**(3) 応援内容の検討**
**(4) 応援体制の構築**
**(5) その他必要な事項**

**<<受援体制>>**

**(1) 各協定等に基づく応援要請**
**(2) 連絡要員の受け入れ**
**(3) 具体的な要請内容の検討**
**(4) 受入体制の構築**
**(5) その他必要な事項**

**【三重県が締結している広域相互応援協定一覧】**

| 協定名称 | 協定自治体 | 主な応援内容 | 要請の連絡先 | 応援自治体 |
|---|---|---|---|---|
| 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定書 | 全国知事会<br>（全都道府県） | (1)物資等の提供<br>(2)施設、業務の提供<br>(3)職員の派遣 | 中部ブロック幹事県<br>近畿ブロック幹事県 | 【ｶﾊﾞｰ(支援)県】 |
| 中部９県１市災害時等の応援に関する協定 | 富山県、石川県、福井県<br>長野県、岐阜県、静岡県<br>愛知県、三重県、滋賀県<br>名古屋市 | (1)物資等の提供<br>(2)施設、業務の提供<br>(3)職員の派遣 | 応援県市 | 【主たる応援県市】<br>・隣接県市 |
| 近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定 | 福井県、三重県、滋賀県<br>京都府、大阪府、兵庫県<br>奈良県、和歌山県<br>徳島県、関西広域連合 | (1)物資等の提供<br>(2)施設、業務の提供<br>(3)職員の派遣 | 関西広域連合 | 【ｶｳﾝﾀｰﾊﾟｰﾄ】<br>・応援府県 |
| 紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定 | | (1)物資等の提供<br>(2)施設、業務の提供<br>(3)職員の派遣<br>(4)ﾍﾘｺﾌﾟﾀｰの活用 | 応援県 | ・和歌山県<br>・奈良県 |
| 三重県市町災害時応援協定 | 三重県、市長会、町村会<br>（県内全市町） | (1)物資等の提供<br>(2)施設、業務の提供<br>(3)職員の派遣 | ※県地方災害対策部及び応援市町 | 【県及び応援市町】 |

# 第６節　国・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等

(発災6)

**【主担当部隊】: 総括部隊（応援・受援班）**

## 第１項　活動方針

○ 災害応急対策を実施するにあたり、災害対策要員が不足する場合には、国等に対し、職員の派遣を要請し、又は派遣のあっせんを求め、要員を確保する。
○ 応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、従事命令、協力命令を発し、災害対策要員を確保する。

## 第２項　主要対策項目

| 対策(活動)項目 | 主担当部隊(班) | 活動開始(準備)時期等 | 重要な収集情報(収集先) |
|---|---|---|---|
| 国及びその他の地方公共団体への職員の派遣要請等 | 総括部隊<br>(応援・受援班) | 【発災直後】<br>災害対策要員の不足が見込まれるとき | ・災害応急対策の実施状況<br>(各部隊) |
| 従事命令等 | 総括部隊<br>(応援・受援班) | 【発災直後】<br>災害対策要員の不足が見込まれるとき | ・災害応急対策の実施状況<br>(各部隊) |
| 受援状況の進行管理 | 総括部隊<br>(応援・受援班) | 【発災直後】<br>応援職員による活動が開始されたとき | ・災害応急対策の実施状況<br>(各部隊) |

※「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

## 第３項　対策

**■県が実施する対策**

**１　国及びその他の地方公共団体への職員の派遣要請等（総括部隊〈応援・受援班〉）**

知事又は、県の委員会もしくは委員は、災害応急対策を実施するにあたり、災害対策要員が不足する場合には、次により国又は他の都道府県の職員の派遣要請、派遣のあっせんを求める。

**(1) 国の職員の派遣要請**

指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣要請は、基本法第 29 条に基づき、指定行政機関又は指定地方行政機関に対して文書で行う。

**(2) 国の職員の派遣あっせんの求め**

指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣あっせんを内閣総理大臣に対して求める場合は、基本法第 30 条の規定に基づき、文書で行う。

**(3) 都道府県間の災害時相互応援協定に基づく職員の派遣要請**

次の各協定に基づく場合は、各協定書の規定に基づき行う。

① 中部９県１市災害応援に関する協定
（富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、名古屋市）

② 近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定

（福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、関西広域連合）

③　紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定（三重県、奈良県、和歌山県）

④　全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定（各都道府県）

**(4) 被災市区町村応援職員確保現地調整本部**

大規模災害時には、県内に「被災市区町村応援職員確保現地調整会議」（構成：総務省（事務局）、全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会、被災地域ブロック幹事都道府県、等）が設置され、発災した日の翌々日までに、被害の状況等を考慮しつつ、県内市町ごとに対口支援団体が決定される。

**(5) その他の地方公共団体職員の派遣要請**

その他の都道府県職員の派遣要請は、地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づいて行う。

## ２　従事命令等（総括部隊〈応援・受援班〉）

知事は、基本法第 71 条第 1 項の規定に基づき、災害が発生した場合において、基本法第 50 条第 1 項第 4 号から第 9 号までに掲げる事項について応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、救助法（第七条、第八条）の規定の例により、従事命令、協力命令を執行することができる。

なお、知事は、基本法第71条第１項の規定に基づき、その権限に属する事務の一部を市町長が行うこととすることができるが、その場合は、当該事務及び当該事務を行うこととする期間を市町長に通知するものとし、またこの通知をしたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。

**(1) 執行にかかる事務**

従事命令等の執行の事務は、各法令を所管する部局担当課が実施する。

**(2) 公用令書の交付**

従事命令等を発するとき及び発した命令を変更し又は取り消すときは、公用令書を交付する。

**(3) 費用**

知事が基本法第 71 条並びに救助法第 7 条の規定に基づいて発した従事命令により、災害応急対策並びに救助に従事した者に対しては、救助法施行細則第 10 条に規定するところによりそれぞれ実費を弁償する。

**(4) 損害補償**

従事命令又は協力命令により、災害対策に従事又は協力した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その者又はその者の遺族等に対し、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例」に基づき損害を補償する。（三重県地域防災計画添付資料参照）

【参考１】基本法第 50 条第１項第４号から第９号までに掲げる事項

① 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
② 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
③ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
④ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
⑤ 緊急輸送の確保に関する事項
⑥ ①から⑤までの事項及び警報の発令伝達、避難の勧告指示、消防、水防、救難、救助等に関する事項を除く災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項

【参考２】基本法第 71 条第１項の規定による知事の権限

**１　従事命令（救助法第７条関係）**

従事命令は、次に掲げる範囲の者に対し発することができる（救助法施行令第 10 条）

① 医師、歯科医師又は薬剤師
② 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士又は歯科衛生士
③ 土木技術者又は建築技術者
④ 大工、左官及びとび職
⑤ 土木業者、建築業者及びこれらの従事者
⑥ 鉄道業事業者及びその従事者
⑦ 軌道経営者及びその従事者
⑧ 自動車運送事業者及びその従事者
⑨ 船舶運航事業者及びその従事者
⑩ 港湾運送事業業者及びその従事者

**２　協力命令（救助法第８条関係）**

協力命令は、救助を要する者及びその近隣の者に対して発することができる。

**３　受援状況の進行管理（総括部隊〈応援・受援班〉）**

応援・受援班は、応援職員の受入れ数、活動場所、被災市町からの要請情報に対する過不足等を把握し、自治体応援職員の配置調整、受援状況の進行管理等を行うため、必要に応じて各部隊を招集し、受援調整会議を開催する。

## ■市町が実施する対策

**１　国及びその他の地方公共団体への職員の派遣要請等**

市町長又は、市町の委員会もしくは委員は、災害応急対策を実施するにあたり、災害対策要員が不足する場合には、次により国又は他の都道府県の職員の派遣要請、派遣のあっせんを求める。

**(1) 国の職員の派遣要請**

指定地方行政機関の職員の派遣要請は、基本法第 29 条に基づき、指定地方行政機関に対して文書で行う。

**(2) 国の職員の派遣あっせんの求め**

指定地方行政機関の職員の派遣あっせんを都道府県知事に対して求める場合は、基本法第 30 条の規定に基づき、文書で行う。

**(3) 災害時相互応援協定に基づく職員の派遣要請**

各協定書の規定に基づき、職員の派遣要請を行う。

**(4) その他の地方公共団体職員の派遣要請**

その他の地方公共団体職員の派遣要請は、地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づいて行う。

**２　従事命令等**

基本法第 71 条第２項の規定に基づき、知事から、当該事務及び当該事務を行うこととする期間の通知を受けた場合においては、市町長は、当該期間において当該事務を行わなければならない。

なお、市町長が行うこととなった知事の権限に属する事務の実施にかかる損失補償、実費弁償、損害補償は、知事が自ら権限を行使した場合と同様に、県が行わなければならない。

**３　受援状況のとりまとめ**

応援職員の受入れ数、活動場所、庁内からのニーズに対する過不足等を把握し受援状況の進行管理を行う。

**【市町地域防災計画記載検討項目】**

**(1) 国及びその他の地方公共団体への職員派遣要請**
**(2) 従事命令等**
**(3) その他必要な事項**

## ■その他の防災関係機関が実施する対策

**＜国及びその他の地方公共団体の対策＞**

**１　災害対策要員の確保**

**(1) 動員体制の確立**

各機関の災害応急対策責任者は、災害時における動員体制を確立しておく。

**(2) 機関相互の応援**

応急体制に要する人員は、その機関において確保する。

# 第７節　災害救助法の適用 (発災7)

**【主担当部隊】: 総括部隊（総括班）**

## 第１項　活動方針

○　災害救助法に基づく救助実施の必要が生じた場合、速やかに所定の手続きを行う。

## 第２項　主要対策項目

| 対策(活動)項目 | 主担当部隊(班) | 活動開始(準備)時期等 | 重要な収集情報(収集先) |
|---|---|---|---|
| 災害救助法の適用 | 総括部隊<br>（総括班） | 【発災後6時間以内】<br>被害状況判明後 | ・住居の被害状況（市町）<br>・法適用に関する市町の意向（市町） |
| 災害救助法の運用 | 総括部隊<br>（総括班） | 【発災後6時間以内】<br>災害救助法適用決定後 | ・被害状況及び救助実施状況（関係部隊、市町） |

※「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

## 第３項　対策

**■県が実施する対策**

**１　災害救助法の適用（総括部隊＜総括班＞）**

**(1) 適用可能性についての迅速な判断**

災害発生後、速やかに防災情報や被害状況等の収集、市町の意向確認、内閣府に対し適用基準への該当の有無にかかる確認・協議等を行い、救助法の適用可能性について迅速な判断を行う。

そのために、災害救助法にかかる県・市町関係職員の対応力向上を図る。

**(2) 適用の決定**

知事は、市町長からの被害状況等の報告もしくは要請を受け、「参考　市町別適用基準」に示す救助法の適用基準に基づき法を適用する必要があると認めたときは、当該市町長に対し、直ちに法に基づく救助を実施する旨及び行うべき救助事務の内容と期間を示して通知する。

(3) 適用の手続き（フロー図）

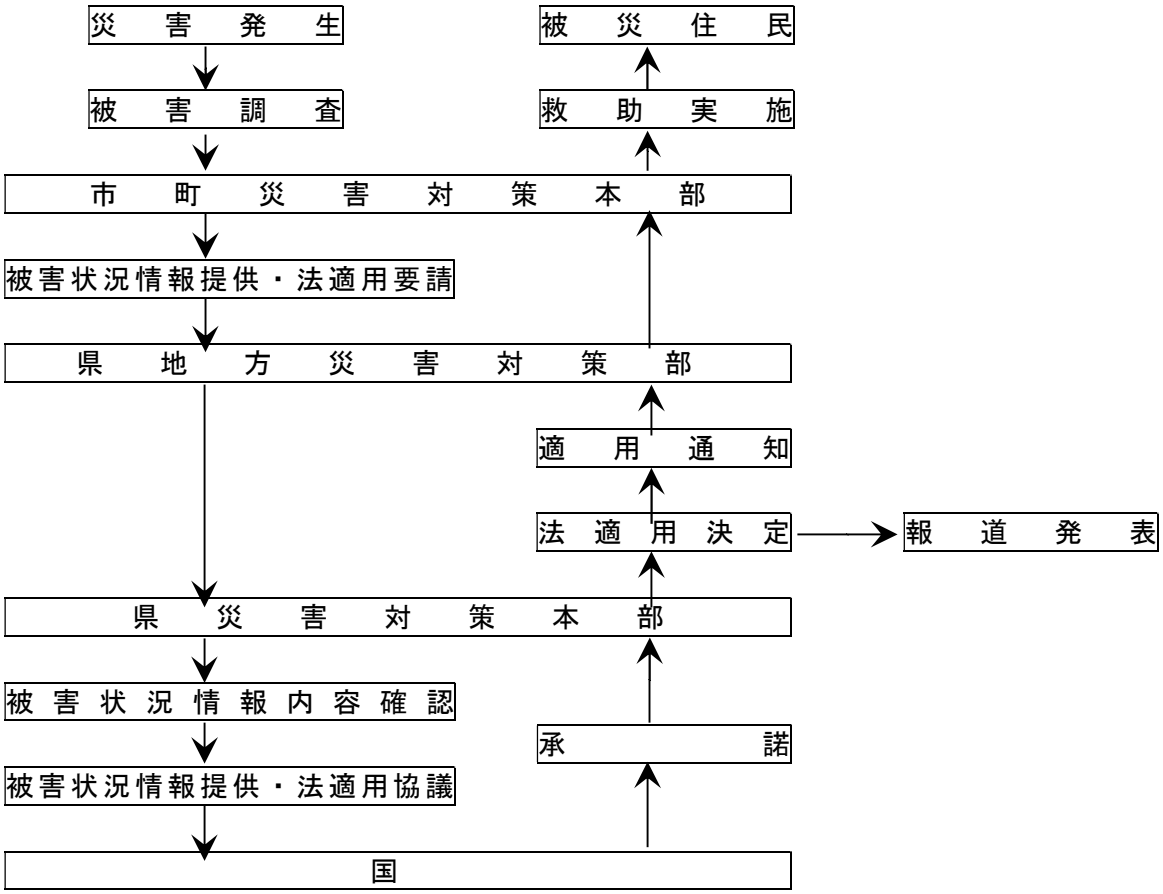


(4) 適用基準

救助法の適用基準は、災害救助法施行令（本節において、以下「施行令」という。）第１条に定めるところによるが、県における具体的適用基準はおおむね次のとおりとする。

ア　適用の要件

① 災害のため一定規模以上の被害が生じた場合で、被災者が現に応急救助を必要としていること。

② 救助法による救助の要否は、市町単位で判定すること。

③ 原則として同一の原因による災害であること。

イ　適用基準

① 当該市町の区域内の人口に応じそれぞれ「市町別適用基準」に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと（施行令第１条第１項第１号）。

② 県の区域内において、1,500 世帯以上の住家が滅失し、市町の区域内の人口に応じそれぞれ「市町別適用基準」に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと（施行令第１条第１項第２号）。

③ 県の区域内において7,000 世帯以上の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生する等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令に定める特別の事情がある場合

であって、多数の住家が滅失したこと（施行令第１条第１項第３号）。

④　多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。（施行令第１条第１項第４号）。

### (5) 被災世帯の算定基準

#### ア　住家の滅失等の認定

「災害の認定基準について（平成 13 年 6 月 28 日府政防第 518 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」に基づく被害認定方法を用いる。

#### イ　住家の滅失等の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたり、全壊、全焼、流失等住家が滅失した世帯は、生活を一にする実際の生活単位をもって１世帯とするものであるが、住家が半壊又は半焼した世帯は２世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は３世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

## ２　災害救助法の運用（総括部隊＜総括班＞）

### (1) 救助法による救助の種類

①　避難所及び応急仮設住宅の供与
②　炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
③　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
④　医療及び助産
⑤　被災者の救出
⑥　被災した住宅の応急修理
⑦　生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
⑧　学用品の給与
⑨　埋葬
⑩　死体の捜索及び処理
⑪　災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

※　(1)の⑦にいう生業資金の貸与等については、公的資金による長期かつ低利の貸付制度が整備・拡充されてきたことから、現在では運用されていない。

### (2) 実施責任者

災害救助法による救助は、国からの法定受託事務として知事が行い、市町長がこれを補助する。

なお迅速な救助の実施するため、原則として医療・助産、応急仮設住宅の建設以外の救助については市町に事務委任する。

また、局地災害の場合については、医療・助産、応急仮設住宅の建設についても事務委任する場合がある。

### (3) 経費の支弁及び国庫負担

災害救助法が適用になった場合の費用負担については、次のとおりである。

① 県の支弁　：　救助に要する費用は県が支弁する
② 国庫負担　：　①の費用が 100 万円以上となる場合、当該費用の県の標準税収入見込額の割合に応じ、次のとおり国庫負担金が交付される
③ 市町負担　：　災害救助法による救助の種類・程度の範囲外の部分は市町が負担する

| 標準税収入見込額に占める災害救助費の割合 | 国庫負担 |
|---|---|
| 標準税収入見込額の 2/100 以下の部分 | 50/100 |
| 標準税収入見込額の 2/100 を超え、4/100 以下の部分 | 80/100 |
| 標準税収入見込額の 4/100 を超える部分 | 90/100 |

■市町が実施する対策

１　災害救助法の適用手続

(1) 被害状況等の報告・適用要請

市町長は、災害が「参考　市町別適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、迅速かつ、正確に被害状況を把握して速やかに県に報告するとともに、被災者が現に救助を必要とする状態にある場合は、あわせて災害救助法の適用を要請する。

また、市町長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができない時は、自ら必要な救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事に協議する。

２　救助の実施

市町長は、知事が救助の実施に関する事務の一部を市町長が行うこととした場合において、当該事務を実施するとともに、知事が実施する救助の補助を行う。

３　経費の支弁及び国庫負担

災害救助法が適用になった場合の費用負担については、次のとおりである。

① 県の支弁　：　救助に要する費用は県が支弁する

② 国庫負担　：　①の費用が 100 万円以上となる場合、当該費用の県の標準税収入見込額の割合に応じ、次のとおり国庫負担金が交付される

③ 市町負担　：　災害救助法による救助の種類・程度の範囲外の部分は市町が負担する

| 標準税収入見込額に占める災害救助費の割合 | 国庫負担 |
|---|---|
| 標準税収入見込額の 2/100 以下の部分 | 50/100 |
| 標準税収入見込額の 2/100 を超え、4/100 以下の部分 | 80/100 |
| 標準税収入見込額の 4/100 を超える部分 | 90/100 |

【市町地域防災計画記載検討項目】

(1)　災害救助法の手続き

(2)　救助の実施内容

(3)　その他必要な事項

## 市 町 別 適 用 基 準

施行令第１条第１項による。

| | 市町名 | 人口 | 世帯数 | 第１号 | 第２号 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 津市 | 279,886 | 114,679 | 100 | 50 |
| 2 | 四日市市 | 311,031 | 128,309 | 150 | 75 |
| 3 | 伊勢市 | 127,817 | 50,938 | 100 | 50 |
| 4 | 松阪市 | 163,863 | 63,948 | 100 | 50 |
| 5 | 桑名市 | 140,303 | 53,741 | 100 | 50 |
| 6 | 鈴鹿市 | 196,403 | 77,725 | 100 | 50 |
| 7 | 名張市 | 78,795 | 30,595 | 80 | 40 |
| 8 | 尾鷲市 | 18,009 | 8,660 | 50 | 25 |
| 9 | 亀山市 | 50,254 | 19,945 | 80 | 40 |
| 10 | 鳥羽市 | 19,448 | 7,730 | 50 | 25 |
| 11 | 熊野市 | 17,322 | 8,151 | 50 | 25 |
| 12 | いなべ市 | 45,815 | 17,106 | 60 | 30 |
| 13 | 志摩市 | 50,341 | 20,057 | 80 | 40 |
| 14 | 伊賀市 | 90,581 | 33,651 | 80 | 40 |
| 15 | 木曽岬町 | 6,357 | 2,174 | 40 | 20 |
| 16 | 東員町 | 25,344 | 8,863 | 50 | 25 |
| 17 | 菰野町 | 40,210 | 14,423 | 60 | 30 |
| 18 | 朝日町 | 10,560 | 3,852 | 40 | 20 |
| 19 | 川越町 | 14,752 | 6,023 | 40 | 20 |
| 20 | 多気町 | 14,878 | 5,160 | 40 | 20 |
| 21 | 明和町 | 22,586 | 7,697 | 50 | 25 |
| 22 | 大台町 | 9,557 | 3,778 | 40 | 20 |
| 23 | 玉城町 | 15,431 | 5,260 | 50 | 25 |
| 24 | 度会町 | 8,309 | 2,626 | 40 | 20 |
| 25 | 大紀町 | 8,939 | 3,691 | 40 | 20 |
| 26 | 南伊勢町 | 12,788 | 5,432 | 40 | 20 |
| 27 | 紀北町 | 16,338 | 7,269 | 50 | 25 |
| 28 | 御浜町 | 8,741 | 3,862 | 40 | 20 |
| 29 | 紀宝町 | 11,207 | 4,947 | 40 | 20 |
| 計 | | 1,815,865 | 720,292 | | |

※人口、世帯数は平成 27 年国勢調査の基礎
※救助法の適用判断においては、その時点での最新の数値を用いる

# 災害救助法による救助の程度と期間

「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表
令和元年度災害救助基準

| 救助の種類 | 対　　象 | 費用の限度額 | 期　　間 | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|
| 避難所の設置 | 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。 | （基本額）<br>避難所設置費<br>1 人　1日当たり<br>330 円以内<br><br>高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。 | 災害発生の日から７日以内 | 1　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。<br>2　避難にあたっての輸送費は別途計上<br>3　避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル･旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。 |
| 応急仮設住宅の供与 | 住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者 | ○建設型仮設住宅<br>1　規模<br>応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定<br>2　基本額　1戸当たり<br>5,714,000 円以内<br>3　建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の現状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。 | 災害発生の日から 20 日以内着工 | 1　費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 5,714,000 円以内であればよい。<br>2　同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる）<br>3　高齢者等の要援護者を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。<br>4　供与期間は 2 年以内 |
| | | ○賃貸型仮設住宅<br>1　規模　建設型仮設住宅に準じる<br>2　基本額<br>地域の実情に応じた額 | 災害発生の日から速やかに借上げ、提供 | 1　費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。<br>2　供与期間は建設型仮設住宅と同様。 |
| 炊き出しその他による食品の給与 | 1　避難所に収容された者<br>2　全半壊（焼）、流出、床上浸水で炊事できない者 | 1人1日当たり<br>1,160 円以内 | 災害発生の日から７日以内 | 食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい（1 食は 1/3 日） |
| 飲料水の供給 | 現に飲料水を得ることができない者<br>（飲料水及び炊事のための水であること。） | 当該地域における通常の実費 | 災害発生の日から７日以内 | 輸送費、人件費は別途計上 |

<table>
<tr><th>救助の種類</th><th>対　　象</th><th colspan="8">費用の限度額</th><th>期　　間</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td rowspan="7">被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td rowspan="7">全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td><td colspan="8">1　夏季（4 月～9 月）冬季（10 月～3 月）の季別は災害発生の日をもって決定する。<br>2　下記金額の範囲内</td><td rowspan="2">災害発生の日から 10 日以内</td><td rowspan="2">1　備蓄物資の価格は年度当初の評価額<br>2　現物給付に限ること</td></tr>
<tr><td colspan="2">区分</td><td>1 人世帯</td><td>2 人世帯</td><td>3 人世帯</td><td>4 人世帯</td><td>5 人世帯</td><td>6 人以上 1 人増すごとに加算</td></tr>
<tr><td rowspan="2">全壊<br>全焼<br>流失</td><td>夏</td><td>18,800</td><td>24,200</td><td>35,800</td><td>42,800</td><td>54,200</td><td>7,900</td></tr>
<tr><td>冬</td><td>31,200</td><td>40,400</td><td>56,200</td><td>65,700</td><td>82,700</td><td>11,400</td></tr>
<tr><td rowspan="2">半壊<br>半焼<br>床上<br>浸水</td><td>夏</td><td>6,100</td><td>8,300</td><td>12,400</td><td>15,100</td><td>19,000</td><td>2,600</td></tr>
<tr><td>冬</td><td>10,000</td><td>13,000</td><td>18,400</td><td>21,900</td><td>27,600</td><td>3,600</td></tr>
<tr><td>医　　療</td><td>医療の途を失った者<br>（応急的処置）</td><td colspan="8">1　救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費<br>2　病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内<br>3　施術者<br>協定料金の額以内</td><td>災害の発生の日から 14 日以内</td><td>患者等の移送費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>助　　産</td><td>災害発生の日以前又は以後７日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）</td><td colspan="8">1　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費<br>2　助産師による場合は、慣行料金の 100 分の 80 以内の額</td><td>分べんした日から７日以内</td><td>妊婦等の移送費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>被災者の救助</td><td>1　現に生命、身体が危険な状態にある者<br>2　生死不明な状態にある者</td><td colspan="8">当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から３日以内</td><td>1　期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。<br>2　輸送費、人件費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>被災した住宅の応急修理</td><td>1　住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者<br>2　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者</td><td colspan="8">居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分１世帯当たり<br>595,000 円以内</td><td>災害発生の日から１ヵ月以内</td><td></td></tr>
<tr><td>学用品の給与</td><td>住宅の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒。</td><td colspan="8">1　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費<br>2　文房具及び通学用品は、1 人当たり次の金額以内<br>小学生児童　4,500 円<br>中学生生徒　4,800 円<br>高等学校等生徒 5,200 円</td><td>災害発生の日から<br>（教科書）<br>１ヵ月以内<br>（文房具及び通学用品）<br>15 日以内</td><td>1　備蓄物資は評価額<br>2　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。</td></tr>
<tr><td>埋　　葬</td><td>災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給</td><td colspan="8">１体当たり<br>大人（12 歳以上）<br>215,200 円以内<br>小人（12 歳未満）<br>172,000 円以内</td><td>災害発生の日から 10 日以内</td><td>災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。</td></tr>
</table>

| 救助の種類 | 対　　象 | 費用の限度額 | 期　　間 | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|
| 死体の捜索 | 行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者 | 当該地域における通常の実費 | 災害発生の日から10日以内 | 1　輸送費、人件費は、別途計上<br>2　災害発生後３日を経過したものは一応死亡した者と推定している。 |
| 死体の処理 | 災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。 | （洗浄、消毒等）<br>１体当り 3,500 円以内<br>一時保存：既存建物借上費 通常の実費<br>既存建物以外 １体当り 5,400 円以内<br>検案：救護班以外は慣行料金 | 災害発生の日から10日以内 | 1　検案は原則として救護班<br>2　輸送費、人件費は、別途計上<br>3　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。 |
| 障害物の除去 | 居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力で除去することのできない者 | １世帯当り<br>137,900 円以内 | 災害発生の日から 10 日以内 | |
| 輸送費及び賃金職員等雇上費 | 1　被災者の避難<br>2　医療及び助産<br>3　被災者の救出<br>4　飲料水の供給<br>5　死体の捜索<br>6　死体の処理<br>7　救済用物資の整理配分 | 当該地域における通常の実費 | 救助の実施が認められる期間以内 | |
| | 範　　囲 | 費用の限度額 | 期　　間 | 備　　考 |
| 実費弁償 | 災害救助法施行令第４条第１号から第４号までに規定する者 | 災害救助法等第７条第１項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。 | 救助の実施が認められる期間内 | 時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額 |
| 救助の事務を行うのに必要な費用 | 1　時間外勤務手当<br>2　賃金職員等雇上費<br>3　旅費<br>4　需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）<br>5　使用料及び賃借料<br>6　通信運搬費<br>7　委託費 | 救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記１から７までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。<br>イ3 千万円以下の部分の金額については 100 分の 10<br>ロ3 千万円を超え 6 千万円以下の部分の金額については 100 分の 9<br>ハ 6 千万円を超え 1億円以下の部分の金額については | 救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内 | 災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 100 分の 8<br>ニ1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については 100 分の 7<br>ホ2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については 100 分の 6<br>へ3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については 100 分の 5<br>ト5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4 | | |

※　この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

# 第２章　緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧

## 第１節　緊急の交通・輸送機能の確保 (発災8)

**【主担当部隊】: 社会基盤対策部隊（公共土木対策班、農林水産対策班）**
**警察部隊**

### 第１項　活動方針

○　南海トラフ地震発生後は、県内で甚大な被害が想定されるため、防災活動の拠点となる広域防災拠点施設や災害拠点病院等への緊急輸送・搬送ネットワークを確保する。
○　津波災害が想定される場合の沿岸部からの避難路確保のための交通規制等を的確に行う。

### 第２項　主要対策項目

| 対策(活動)項目 | 主担当部隊(班) | 活動開始(準備)時期等 | 重要な収集情報(収集先) |
|---|---|---|---|
| 道路交通情報・被害情報の収集 | 社会基盤対策部隊(公共土木対策班)<br>警察部隊 | 【発災1時間以内】<br>情報収集体制が整い次第 | ・道路や交通安全施設の損壊・被害情報等(道路管理者等) |
| 道路パトロールと緊急時の措置 | 社会基盤対策部隊(公共土木対策班) | 【発災 12 時間以内】<br>発災後速やかに | ・県内の被災状況や道路情報(関係機関等) |
| 緊急輸送道路の確保 | 社会基盤対策部隊(公共土木対策班) | 【発災 24 時間以内】<br>緊急輸送道路の確保体制が整い次第 | ・県内の被災状況や道路情報(関係機関等) |
| 交通規制の実施（緊急交通路の指定） | 警察部隊 | 【発災 24 時間以内】<br>緊急交通路の通行が確認でき次第 | ・県内の被災状況や道路情報(関係機関等) |
| 海上航路の確保 | 社会基盤対策部隊（公共土木対策班、農林水産対策班） | 【発災3日以内】 | ・県内港湾・漁港の被災状況 |

＜津波災害対策＞

| 対策(活動)項目 | 主担当部隊(班) | 活動開始(準備)時期等 | 重要な収集情報(収集先) |
|---|---|---|---|
| 津波からの避難路の確保にかかる交通規制 | 警察部隊 | 【発災直後】<br>津波からの住民の避難行動が見込まれた時点 | ・津波警報(気象庁) |

※「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

## 第３項　対策

■県が実施する対策

### １　道路交通情報・被害情報の収集（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞、警察部隊）

#### (1)　監視用テレビカメラ等による道路情報等の収集

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、主要交差点の監視用テレビカメラ、ヘリコプターテレビシステムや（一社）三重県警備業協会と構築した「情報連絡システム」を活用するほか、広域緊急援助隊先行情報班を投入することにより、道路の被害状況、信号機等交通安全施設の被害状況、交通事故等の道路障害状況の情報を収集する。

#### (2)　国や市町、民間事業者等からの道路情報等の収集

県内の道路の被害状況の情報収集にあたっては、県管理道路の情報以外に、国や市町が管理する道路情報、（一社）三重県建設業協会が構築した情報共有システムにおける道路情報、その他道路情報を提供している民間事業者からの情報収集など、多様な手段を用いて情報収集を行う。

#### (3)　道路情報の一元化

道路管理者、警察、その他関係機関は連携を密にして、相互の情報交換を図るとともに、社会基盤対策部隊において道路情報の一元化を図る。

### ２　道路パトロールと緊急時の措置（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞）

地震発生に伴い、沿岸部の道路等へ津波が押し寄せる等が想定されることから、道路パトロール等の実施にあたっては、津波警報・注意報や潮位情報、他地域の津波被害情報等に十分留意し、パトロール員等の安全確保を優先することを前提とした上で、県が管理する道路の道路パトロールと緊急時の措置については、次により行う。

#### (1) 道路パトロール

道路パトロールについては、各建設事務所が実施する。

**ア　道路パトロールの体制**

建設事務所長は必要な職員を参集させパトロールを実施する。また、緊急時の措置を行うための体制を整える。

**イ　道路パトロールの実施箇所**

地震・津波発生時の道路パトロールは、緊急輸送道路及び下記の箇所又は区域を標準として行う。

| | |
|---|---|
| 異常時における要注意箇所又は区域 | 三重県地域防災計画添付資料に掲載の道路注意箇所（道路防災点検要対策箇所のうち未対策箇所）<br>三重県水防計画における重要水防区域に隣接する道路の内、特に注意を要する区域 |

#### (2) 道路パトロール時における緊急時の措置

**ア　応急対策**

交通の障害となるような事態を発見したときは、危険を防止するための簡単な障害物の除去、標識、バリケード設置等の応急措置を講ずる。

**イ　緊急連絡、通行規制**

落石、土砂崩落、崖くずれ等の災害発生（発生のおそれのある場合を含む。）に遭遇したときは、直ちに建設事務所にその状況を報告し、指示を受け通行規制等を実施する。

**ウ　住民等への周知**

前記の災害が附近の住民又は他の施設に危険を及ぼすおそれのある場合は、速やかに住民又は他の施設管理者に通報するとともに通行者に対しても現況を知らせるよう努める。

### ３　緊急輸送道路等の確保（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞）

被災者及び救助・救急要員等あるいは災害応急対策用物資及び資材の輸送等の災害対策活動を迅速かつ効果的に実施するため、以下により、必要な緊急輸送道路等の確保を図る。

#### (1)　道路啓開方針の決定及びそれに基づく実施

緊急輸送道路等が障害物等により安全に通行できない場合は、「中部版くしの歯作戦」、「三重県広域受援計画」に基づき道路啓開方針を決定し、建設業協会等関係機関の協力により道路啓開を実施する。

#### (2) 災害時における車両の移動等

緊急輸送道路等において、車両等が緊急車両の通行の妨害となり災害応急対策の実施に著しい支障が生じ、かつ、緊急車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは以下の規定に基づき、当該車両等の移動を行う。

（基本法第 76 条の６第１項）
道路管理者等は、その管理する道路の存する都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（第三項第三号において「車両等の占有者等」という。）に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

#### (3)　応急復旧工事の実施及び迂回路の確保

緊急輸送道路等が被災によって通行が不可能となった場合には、優先的に応急復旧工事を行うとともに、迂回路を確保する。

（緊急輸送道路の指定等については、「第２部　第４章　第１節「緊急輸送体制の整備」に記載）

### ４　交通規制の実施〈緊急交通路の指定〉（警察部隊）

災害が発生した場合において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため、通行の禁止及び制限を行う必要があると認めたときは、次によりこれを行う。

#### (1) 交通規制方針

交通の混乱を防止し、緊急交通路を確保するため、次の方針により実施する。

① 緊急交通路の迅速な確保
② 被災状況により、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限
③ 被災地域への一般車両の流入制限
④ 道路障害及び交通状況を把握して、通行の禁止、迂回路の指示等危険防止及び混雑緩和の措置を執る。

#### (2) 交通規制の実施要領

大規模災害等の発生に際しては、次の交通規制等を実施する。

**ア　道路交通法（以下「道交法」という。）に基づく警察署長等の交通規制**

警察署長及び高速道路交通警察隊長は、発災後、直ちに道路の被害状況を調査し、被災地周辺の幹線道路や浸水区域への流入抑制を図る。

**イ　基本法に基づく交通規制**

公安委員会は、緊急交通路を確保するため、基本法第76条第１項に基づき必要な交通規制を実施する。

警察署長及び高速道路交通警察隊長は、緊急交通路に指定された路線において、緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止又は制限並びに迂回路における整理誘導を行う。

**ウ　道交法に基づく公安委員会による交通規制**

上記の交通規制実施後、被災の状況及び通行実態等からみて、更に交通規制の必要があると認めるときは、上記交通規制を解除し、改めて公安委員会の権限に基づく車種、時間等を指定した車両の通行を禁止又は制限する。

**エ　その他の交通規制**

道路の亀裂、損壊、橋りょう落下その他交通に支障のある箇所については、一義的には道路管理者等が実施するが、警察本部においても、必要に応じて危険防止のための交通規制を実施する。

**オ　交通規制の周知等**

交通規制を実施した場合は、警察本部交通規制課において県災対本部と情報共有するとともに、報道機関、日本道路交通情報センター及び交通情報板等を通じ規制の区間及び迂回路等を広報するほか、立看板、案内図等を掲出し、交通規制の内容について周知徹底を図る。

**(3) 路上放置車両等の移動等**

基本法により交通規制を実施した通行禁止区域等において路上放置車両等が通行の障害となった場合は、以下の規定に基づき移動等の措置を取って輸送機能等の確保を図る。

（基本法第 76 条の３第１項）
警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。２　前項の場合において、同項の規定による措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

**(4)　交通信号機等交通安全施設の機能確保**

①　交通信号機の停電について、自動起動型信号機電源付加装置が整備済の交通信号機については、同装置により対応する。

②　その他交通安全施設について、特別点検、修理等応急対策を実施する。

**(5)　（一社）三重県警備業協会に対する警備員の出動要請**

緊急交通路の確保が警察等の公的機関のみでは十分に行えない場合は、「災害時における緊急

交通路の確保等に係る警備業務に関する協定」に基づき（一社）三重県警備業協会に警備員の出動を要請する。

**(6) 津波災害時の交通規制にかかる警察官の安全確保**

津波からの**避難指示（緊急）**が出され、沿岸部からの多数の避難者の避難路を確保するための交通規制を実施するにあたっては、津波の到達時間予測等に基づき、規制にあたる警察官の安全を確保する。

**(7) 緊急通行車両等の確認と緊急通行車両等確認証明書等の交付**

緊急通行車両等の確認と証明書等の交付は、警察本部(交通規制課、高速道路交通警察隊)、各警察署、災害時に設置される交通検問所並びに県防災対策部、地域防災総合事務所等において以下のとおり行う。

特に、緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両等については迅速に交付する。

**ア　緊急通行車両等の確認**

災害が発生した際、緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両の使用者から確認を求める旨の申し出がなされた場合、事前届出を行っていない者からの申し出に優先して確認を行うものとし、その際、確認のための必要な審査は省略することができる。

**イ　緊急通行車両等確認証明書及び標章の交付**

緊急通行車両の申請に基づき、緊急通行車両等確認証明申請書と緊急通行車両等事前届出済証の記載内容を照合した上で、緊急通行車両等確認証明書（２枚複写の２枚目）及び標章を交付する。

（事前届出制度等については、第２部第４章第１節「輸送体制の整備」に記載）

**５　海上航路の確保（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班、農林水産対策班＞）**

海上輸送を行うための航路を確保するため、海上輸送の拠点となる耐震強化岸壁を有する港湾・漁港を中心に、港湾・漁港の状況を把握し、航路啓開を実施する。なお、活動内容については「三重県広域受援計画」等に基づくものとする。

**■市町が実施する対策**

**１　道路パトロールと緊急時の措置**

「＜県が実施する対策＞２　道路パトロールと緊急時の措置」に準ずる。

**２　緊急輸送道路等の確保**

「＜県が実施する対策＞３　緊急輸送道路等の確保」に準ずる。

**３　交通規制**

**(1) 路上放置車両等に対する措置**

消防吏員は、消防用緊急通行車両の通行に際し、現場に警察官がいない場合に限り、「＜県が実施する対策＞４交通規制の実施(3)路上放置車両等の移動等」で、警察官の取ることのできる措置を行う。

ただし、消防吏員の取った措置については、直ちに所轄警察署長に通知しなければならない。

**【市町地域防災計画記載検討項目】**

**(1) 道路被害情報の収集**

(2) 交通規制に関する措置
(3) 道路の応急復旧等（緊急啓開路線、啓開活動等）
(4) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜自衛隊の対策＞

１　路上放置車両等に対する措置

災害派遣部隊の自衛隊の自衛官は、自衛隊用緊急通行車両の通行に際し、現場に警察官がいない場合に限り、「＜県が実施する対策＞４(3)路上放置車両等の移動等」で、警察官の取ることのできる措置を行うことができる。

ただし、自衛官の取った措置については、直ちに所轄警察署長に通知しなければならない。

２　応急対策の実施

緊急輸送道路の確保にあたり、県、市町、中部地方整備局において対応が困難な場合、要請に基づき当該箇所の道路啓開又は応急復旧工事を行う。

＜中部地方整備局、近畿地方整備局の対策＞

１　状況の把握

道路施設及び港湾施設の被災状況及び交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所等においては、速やかに巡視を実施する。また、ヘリコプター等の活用により、迅速かつ広域的な被害状況等の把握に努める。

被害状況等の把握､応急復旧や二次災害の発生､拡大の防止対策を図るために必要な災害対策車、照明車等を災害箇所に移動させ、災害状況の把握及び連絡系統の確保に努める。

２　緊急輸送道路等の機能確保

ア　津波等により、甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するためのくしの歯ルートを最優先に道路啓開する。

イ　緊急輸送道路について、その機能を確保するために被害の状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。

ウ　収集した道路被害情報をもとに、必要に応じてう回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講ずる。

エ　放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がいない場合等においては、道路管理者自ら車両の移動等を行うものとする。

オ　措置に当たっては、緊急輸送道路と広域輸送拠点とのアクセス道路の確保にも配慮することとし、関係する道路管理者等と連携しつつ必要な協力・支援を行う。

３　情報の提供

緊急輸送道路の確保状況及び通行規制等の道路情報について、関係機関へ提供するとともに、報道機関を通じて広く道路利用者等に対して情報を提供するほか、道路情報板、道路情報提供システム等により周知する。

４　応急対策の実施

所管施設が被災した場合は、緊急輸送道路を早期に確保する。

また、被害拡大の防止及び二次災害の発生防止を目的として、応急資機材等を確保し、被災施設の早期復旧に努める。

航路についても、必要に応じて航路啓開を実施し、早期の航路確保に努める。

### ５　排水作業の実施

津波等によって冠水し、長期にわたって冠水が継続する可能性が高い場合、浸水エリアの災害応急対策活動を行うため、排水作業を行う。

## ＜中日本高速道路株式会社の対策＞

### １　災害対策活動の実施

#### (1)　災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

①　関係部署等への情報伝達体制の確保
②　施設・設備等の被害状況の把握
③　県災対本部、関係機関等への連絡体制の確保
④　県災対本部、関係機関等への被害状況、通信状況等の報告

#### (2)　被害情報の収集

管理区域にかかる高速道路の被害情報を迅速に収集し、緊急巡回点検等により施設の被害状況を把握する。

#### (3)　通行規制の実施

通行車両の安全確保又は緊急輸送機能の確保等のため、必要に応じ適切な通行規制を行う。

#### (4)　利用者等に対する広報

通行規制を実施した場合は、中日本高速道路株式会社は道路情報板及びインターネット等により利用者等に対して広報するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を行う。

### ２　応急復旧対策の実施

被害箇所において速やかに通行可能となるよう復旧作業を実施する。

緊急輸送道路として指定を受けた道路が通行不能になった場合は、緊急通行車両等の通行のため、特に暫定的復旧措置を迅速に行い、最低１車線の確保を行う。

## ＜その他道路管理者の対策＞

### １　道路パトロールと緊急時の措置

「＜県が実施する対策＞　２　道路パトロールと緊急時の措置」に準じる。

### ２　緊急輸送道路等の確保

「＜県が実施する対策＞　３　緊急輸送道路等の確保」に準じる。

## ＜海上保安庁、港湾管理者の対策＞

### １　海上航路の確保

「＜県が実施する対策＞５　海上航路の確保」に準ずる。

### ２　船舶交通の整理、指導

海上交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。

### ３　船舶交通の制限等

海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限又は禁止する。

### ４　必要な措置

海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

### ５　水路の安全確保

水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

### ６　航路標識の保全

航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

## ■地域・住民が実施する共助・自助の対策

### ＜自動車運転者がとるべき行動＞

### １　大地震発生時の行動

車両を運転中に大地震が発生したときは、一般車両の運転者は以下の行動を講じるとともに、原則として徒歩で避難する。

① 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止する。
② 停止後は、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動する。
③ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。
④ やむを得ず、道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアは施錠しない。
⑤ 駐車するときは､避難する人の通行や災害応急対策活動の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

### ２　交通規制時の行動

基本法に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、通行禁止区域（交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいう。）内の一般車両の運転者は、以下の行動をとらなければならない。

① 速やかに車両を次の場所に移動させる。
　a 道路の区間を指定して交通の規制が行われた時は、当該道路の区間以外の場所
　b 区域を指定して交通の規制が行われた時は、道路以外の場所
② 速やかな移動が困難な時は、車両をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急

通行車両の通行に支障とならない方法により駐車する。

③　警察官の指示を受けた時は、その指示に従って車両を移動又は駐車する。

■参　　考

１　基本法施行令第 32 条に基づく緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する場合の対象、区間等及び期間を定める標示

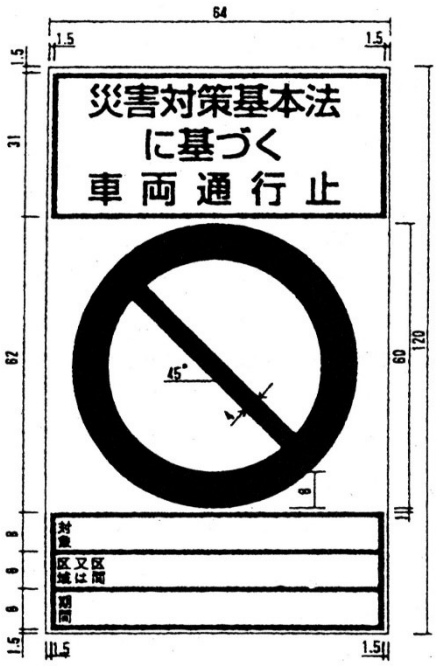


２　基本法施行令第 32 条第２項に基づく緊急通行車両の標章

# 第２節　水防活動（発災9）

**【主担当部隊】：社会基盤対策部隊（公共土木対策班、農林水産対策班）**

## 第１項　活動方針

○　地震後の河川、海岸、ダム、ため池等の護岸・堤防における危険箇所を早期に把握し、必要な応急措置を講ずる。

## 第２項　主要対策項目

| 対策(活動)項目 | 主担当部隊(班) | 活動開始(準備)時期等 | 重要な収集情報(収集先) |
|---|---|---|---|
| 監視、警戒体制の整備 | 社会基盤対策部隊（農林水産対策班、公共土木対策班） | 【発災3時間以内】<br>水防作業員等の安全が確保できる範囲内で速やかに | ・水防管理団体（市町）<br>・県水防支部（各建設事務所） |
| 応急復旧工事の実施 | 社会基盤対策部隊（農林水産対策班、公共土木対策班） | 【発災 24 時間以内】<br>水防作業員等の安全が確保できる範囲内で速やかに | ・水防管理団体（市町）<br>・県水防支部（各建設事務所） |

**＜津波災害対策＞**

| 対策(活動)項目 | 主担当部隊(班) | 活動開始(準備)時期等 | 重要な収集情報(収集先) |
|---|---|---|---|
| 必要な箇所の門扉開閉操作 | 社会基盤対策部隊（農林水産対策班、公共土木対策班） | 【発災1時間以内】<br>水防作業員等の安全が確保できる範囲内で速やかに | ・津波警報、潮位情報等（気象台） |

※「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

## 第３項　対策

**■県が実施する対策**

**１　必要な箇所の門扉開閉操作（社会基盤対策部隊＜農林水産対策班、公共土木対策班＞）**

水門、堰堤等の管理者（操作責任者）は、津波警報等の発令を確認次第、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉開閉を行う。

ただし、津波等により操作員の安全が確保できない場合はこの限りではなく、避難をすることを優先する。

**２　監視、警戒体制の整備**

地震発生に伴い、海岸堤防へ津波が押し寄せるとともに、河川を遡上すること等が想定されることから、水防活動の実施にあたっては、津波警報・注意報や潮位情報、他地域の津波被害情報等に十分留意し、水防作業員等の安全確保を優先することを前提とした上で、以下の対策を実施する。（推進計画）

(1)　巡視（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞）

水防管理者は、水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、水防計画に基づき、区域内の河川・海岸堤防等を巡視するものとし、水防上危険と認められる箇所を発見したときは、当該河川、海岸等の施設管理者に報告して必要な措置を求める。

県水防支部は前項の報告を受けたときは、直ちに県水防本部に報告し、処置を求めるとともに、常に適切な水防活動ができ得るよう水防管理団体を指導する。

(2)　非常警戒（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞）

水防管理者は地震動又は津波等により水防施設の被害が予測される場合、水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、水防区域を監視及び警戒するとともに、安全が確認された後、工事中の箇所やその他特に重要な箇所を重点的に巡視し、異常を発見した場合は、直ちに当該河川、海岸等の施設管理者に連絡をして、水防作業を開始する。

県水防支部は前項の報告を受けたときは、直ちに県水防本部に報告し、処置を求めるとともに、常に適切な水防活動ができるよう水防管理団体を指導する。

３　応急復旧工事の実施（社会基盤対策部隊＜農林水産対策班、公共土木対策班＞）

堤防、ため池、樋門等が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長等は水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、でき得る限り被害の増大を防止するとともに、施設管理者は二次災害の発生を抑止するため、早期に応急復旧工事を行う。

■市町が実施する対策

１　必要な箇所の門扉開閉操作

「＜県が実施する対策＞１必要な箇所の門扉開閉操作」に準ずる。

２　監視、警戒体制

(1)　巡視、非常警戒

「＜県が実施する対策＞２(1)巡視、(2)非常警戒」に準ずるが、監視・観測機器の設置にも努める。

(2)　水防組織

水害防止のための情報収集・伝達、予報又は警報の発令・伝達については、地域の避難行動要支援者への周知に留意するとともに、その内容や連絡体制等について明確にしておく。

(3)　災害発生直前の対策

水害の危険がある区域に、地下空間等にある施設や主に要配慮者が利用する施設がある場合、施設利用者が円滑かつ迅速な避難を確保する対策を講じること。

３　応急復旧

「＜県が実施する対策＞３応急復旧工事の実施」に準ずる。

【市町地域防災計画記載検討項目】

(1)　必要な箇所の門扉開閉操作
(2)　監視、警戒体制の整備
(3)　水防組織（県水防計画に準じて、災害に即応できる有効かつ適切な水防体制の確立）
(4)　災害発生直前の対策（水防上危険と思われる箇所についての水防活動の実施や水門等の適切な操作など）

(5) 応急復旧工事の実施

(6) その他必要な事項

# 第３節　ライフライン施設の復旧・保全(発災10)

**【主担当部隊】: 社会基盤対策部隊（公共土木対策班、水道・工業用水道班）**
**被災者支援部隊（水道応援班）**

## 第１項　活動方針

○ 県管理の水道、工業用水道施設について、特に水道施設を優先して迅速な応急復旧を行う。
○ 被災者の生活確保のため、各関係機関はライフライン施設の迅速な応急復旧を行う。

## 第２項　主要対策項目

| 対策(活動)項目 | 主担当部隊(班) | 活動開始(準備)時期等 | 重要な収集情報(収集先) |
|---|---|---|---|
| 被害情報の収集と応急復旧に向けた準備 | 社会基盤対策部隊（水道・工業用水道班、公共土木対策班） | 【発災1時間以内】<br>発災後速やかに | ・施設の被害状況（水道事務所、流域下水道事務所） |
| 施設の応急対策活動 | 社会基盤対策部隊（水道・工業用水道班、公共土木対策班） | 【発災 12 時間以内】<br>被災状況とりまとめ後速やかに | ・施設の被害及び復旧状況（水道事務所、流域下水道事務所） |
| 市町水道施設応急復旧活動支援 | 被災者支援部隊（水道応援班） | 【発災 24 時間以内】<br>応援要請があり次第速やかに | ・市町水道施設被害状況及び要請情報（市町） |

※「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

## 第３項　対策

**■県が実施する対策**

**【水道】**

**１　被害情報の収集と応急復旧に向けた準備（社会基盤対策部隊＜水道・工業用水道班＞）**

水道施設は、都市が活動していくうえでの基幹的施設であり、住民の生活に一日も欠かせない施設であるとともに、大多数の住民は、飲料水をはじめ生活用水を水道に依存しているため、地震災害による断・減水の影響は非常に深刻なものがあることから、こうした事態に迅速かつ的確に対処し、可能な限り短時間のうちに施設を復旧させるよう努める。

**(1)　被害状況の把握等**

発災後、県が管理する水道施設について、施設の損傷及び機能の確認にあたる。

**(2)　応急復旧用資機材の確保**

応急復旧活動に必要な資機材を確保する。

２　施設の応急対策活動（社会基盤対策部隊＜水道・工業用水道班＞）

災害時における応急対策の円滑な推進にあたっては、応急連絡体制の確立、人員、車両、必要資機材等の確保並びに配備体制の整備を図る。（推進計画）

(1) 応急復旧体制の確立

水道施設の被害の状況により、受水市町の対策本部と密接な連絡を保ちながら応急復旧活動を行う。

(2) 情報連絡体制の確保

発災後の混乱した状況下では有線による通信連絡が不可能となることが予想されるため、県防災通信ネットワーク等を活用して応急連絡体制の確立を図る。

(3) 動員体制の確立

応急復旧に従事する人員の確保を図るため動員体制を確立する。

(4) 応援協定養成

「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」、「近畿２府５県の府県営及び大規模水道用水供給事業者の震災時等の相互応援に関する覚書」等により他の公共団体に応援を求めるほか、資機材メーカーなどの関係会社等に協力を要請する。

(5) 施設に関する情報共有

水道施設の被害状況、応急復旧の見通し等を受水市町と情報共有を図る。

(6) 応急復旧の実施

水道施設の被害状況を速やかに把握するとともに、その状況に基づく適切な応急復旧体制及び応急復旧計画を確立して、被害箇所の応急復旧を行い、施設機能の迅速な回復に努める。

３　市町水道施設応急復旧活動支援（被災者支援部隊〈水道応援班＞）

市町から「三重県水道災害広域応援協定」に基づく水道施設の応急復旧にかかる応援要請があった場合には、企業庁に対して応援要請指示を行い、企業庁は可能な範囲で応援活動を行う。

【工業用水道】

１　被害情報の収集と応急復旧に向けた準備（社会基盤対策部隊＜水道・工業用水道班＞）

工業用水道は、産業がその生産活動を行ううえで、不可欠な基礎的生産要素である。万一、震災等により管路施設に予期せぬ被害を受けると、工場への給水がストップし、火災等を誘発するおそれがあるほか、漏水事故等による二次災害の発生も予想される。こうした事態に迅速に対処し、可能な限り短時間のうちに施設を復旧させるよう努める。

(1)　被害状況の把握等

発災後、県が管理する工業用水道施設について、施設の損傷及び機能の確認にあたる。

(2)　応急復旧用資機材の確保

応急復旧活動に必要な資機材を確保する。

２　施設の応急対策活動（社会基盤対策部隊＜水道・工業用水道班＞）

災害時における応急対策の円滑な推進にあたっては、応急連絡体制の確立、人員、車両、必要資機材等の確保並びに配備体制の整備を図る。

(1)　応急復旧体制の確立

工業用水道施設の被害の状況により、関係市町、受水企業と密接な連絡を保ちながら応急復

旧活動を行う。

**(2)　情報連絡体制の確保**

発災後の混乱した状況下では有線による通信連絡が不可能となることが予想されるため、県防災通信ネットワーク等を活用して応急連絡体制の確立を図る。

**(3)　動員体制の確立**

応急復旧に従事する人員の確保を図るため動員体制を確立する。

**(4)　応援要請等**

県企業庁の職員及び資機材で対応が困難な場合は、「東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定書」「工業用水道事業における災害相互応援に関する基本的ルール（日本工業用水協会）」等により他の公共団体に応援を求めるほか、資機材メーカーなどの関係会社等に協力を要請する。

**(5)　施設に関する情報共有**

工業用水道施設の被害状況、応急復旧の見通し、対応等状況を受水企業に情報提供する。

**(6)　応急復旧の実施**

工業用水道施設の被害状況を的確に把握して早期復旧を図り、一日も早く受水企業に給水する。

**【下水道】**

**１　被害情報の収集（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞）**

発災後、県が管理する下水道施設（処理場、管路等）について、施設の損傷及び機能の確認を行う。

**２　施設の応急対策活動（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞）**

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため、速やかに応急復旧工事に着手するとともに、処理不能となった場合、流域下水道管理者は公共下水道管理者に対し、流域下水道の使用制限の措置を講じる。

**■市町が実施する対策**

**【水道】**

**１　被害情報の収集と応急復旧に向けた準備**

**(1)　被害状況の把握等**

発災後、市町水道施設について、施設の損傷及び機能の確認のため、職員を招集のうえ、被害状況の把握に努める。

**(2)　応急復旧用資機材の確保**

応急復旧活動に必要な資機材を確保する。

**２　施設の応急対策活動**

**(1)　応急復旧計画の策定**

水道施設の復旧作業は、被害状況の迅速な把握のもと応急復旧計画を策定し、関係団体や関係業者の協力を得て応急復旧体制を確立して被害箇所の応急復旧を行い、水道施設機能の迅速な回復に努める。

**(2)　水道施設の復旧**

水道施設の復旧作業において、浄水場などの基幹施設、主要な幹線管路及び医療施設等緊急を

要する施設に接続する配水管など重要施設から優先的に実施する。

管路の破損に伴う漏水などによる二次災害の発生や被害拡大を防止するため、仕切弁の閉栓や配水ポンプ停止などの応急措置を実施する。

また、被災の状況により、必要に応じ、仮設管を布設する等により早期復旧に努める。

### (3)　住民への広報

水道施設の被害状況、断水状況、施設復旧の見通しなどについて、広報車、防災無線等を活用して広報を実施し、住民の不安解消に努める。

## ３　応援協定に基づく応急復旧活動

### (1)　市町等による協定に基づく応援要請

単独での復旧作業が困難な場合、被災市町は、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、ブロック代表者（協定で定める県内各地域の代表市）に応援を要請し、県災対本部と連絡を密にしながら、被災市町水道施設の応急復旧にかかる応援活動を実施する。

「三重県水道災害広域応援協定」に基づく応急復旧にかかる応援活動は、以下のとおり行う。

① ブロック代表者は、ブロック内の水道施設の被害状況や断水状況等の情報を収集・集約する。

② ブロック代表者は、ブロック内の市町の応援体制（資機材、人員）を確認する。

③ ブロック代表者は、ブロック内の被災市町からの応援要請があった場合で、災害の規模等からブロック内の市町の応援で対応が可能と判断した場合には、ブロック内の市町に応援を要請する。

④ ブロック代表者は、ブロック内の被災市町からの応援要請があった場合で、災害の規模等からブロック内の市町の応援だけでは対処できず、他のブロックの応援が必要と判断した場合には、直ちに県に応援を要請する。

⑤ ブロック代表者は、県を通じて他のブロックから応援要請があった場合には、ブロック内の市町に応援を要請する。

### (2)　他の都道府県等への応援要請

県内の市町等のみでは応援が不足する場合には、日本水道協会三重県支部長（津市）は、「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」に基づき、他の都道府県等への応援を要請する。

また、日本水道協会三重県支部は、必要に応じて県災対本部へ連絡要員等を派遣し、県災対本部において活動する。

## 【下水道】

## １　被害情報の収集

発災後、市町が管理する下水道施設について、施設の損傷及び機能の確認を行う。

## ２　施設の応急対策活動

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため速やかに応急復旧工事に着手するとともに、処理不能となった場合、公共下水道管理者及び集落排水管理者は住民に対し、使用制限の措置を講じる。

また、下水道施設の被害状況、施設復旧の見通しなどについて、広報車、防災無線等を活用して広報を実施し、住民の不安解消に努める。

【市町地域防災計画記載検討項目】

(1) 被害情報の把握
(2) 関係機関、関係団体等との連絡体制
(3) 復旧活動
(4) 応急復旧の調整
(5) その他必要な事項

■その他防災関係機関が実施する対策

＜電気事業者が実施する対策＞（推進計画）

１　災害対策活動の実施

(1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

① 関係部署等への情報伝達体制の確保
② 施設・設備等の被害状況の把握
③ 県災対本部、関係機関等への連絡体制の確保
④ 県災対本部、関係機関等への被害状況、復旧状況等の報告

(2) 情報収集

地震発生後、施設・設備の被害状況を速やかに把握する。

(3) 利用者等に対する広報

電気事業者は、災害によって停電が発生した場合、広報車及びインターネットにより地域の利用者に広報するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等による広報活動を行う。

２　復旧方針

① 大規模災害時等においては、ヘリコプター等を使用し、災害規模の早期把握を実施するとともに、電力供給設備の巡視を行う。
② 発変電設備は、供給力確保を重点に重要度、被害状況を勘案して復旧方針を立てる。
③ 送配電設備は、被害を受けた線路の重要度、被害状況を勘案し、保安上支障のない限り仮復旧及び他ルートからの送電、又は発電機車等の活用で順次送電区域を拡大し、早期復旧を図る。

３　広域応援体制の整備

施設・設備が被災し、電力供給能力が不足する場合は、隣接する電気事業者等への応援を要請し、電力供給を行う。

＜都市ガス事業者が実施する対策＞（推進計画）

１　災害対策活動の実施

(1)　災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

① 関係部署等への情報伝達体制の確保
② 施設・設備等の被害状況の把握
③ 県災対本部、関係機関等への連絡体制の確保
④ 県災対本部、関係機関等への被害状況、通信状況等の報告

### (2)　情報収集

地震発生時においては、ガスによる二次災害を防止するための的確な措置を緊急に実施するため、供給区域にかかる地域内の被害情報を迅速に収集し、緊急巡回点検等によりガス設備の被害情報を把握する。

### (3)　緊急巡回点検の実施

動員等により巡回要員が確保され次第、直ちに緊急巡回点検を行い、主要なガス設備及び供給区域の家屋等の被害状況を把握する。

### (4)　ガス供給停止の判断

①　地震が発生した場合、以下に揚げるような大きな災害が確認されたブロックでは即時にガス供給を停止（第１次緊急停止）する。

a　複数の地震計のＳＩ値があらかじめ定めた供給停止判断基準値以上を記録した場合

b　製造所又は供給所ガスホルダーの送出量の大変動、主要整圧器等の圧力の大変動により供給継続が困難な場合

②　地震が発生した場合、地震計のＳＩ値があらかじめ定めた供給停止判断基準値未満を記録したブロックでは、緊急巡回点検やガス漏えい通報の受付状況などにより経時的に得られる被害状況により、以下に掲げるような二次災害の発生が予想される場合には、速やかにガス供給を停止（第２次緊急停止）する。

a　道路及び建物の被害状況や主な導管の被害状況から、ガス工作物の被害が甚大であることが容易に推測できる場合

b　ガス漏洩通報等により発見されたガス工作物の被害状況が緊急時対応能力を超える恐れのある場合

### (5)　緊急連絡体制

地震発生の被害状況、ガス供給停止の緊急措置、応援復旧にかかる情報連絡や救援要請を関係機関に行う。

### (6)　利用者等に対する広報

都市ガス事業者は、災害によってガス供給に支障を来した場合、広報車及びインターネットにより地域の利用者に広報するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等による広報活動を行う。

## ２　復旧対策活動の実施

### (1)　応急復旧対策

早期にガス供給施設を復旧させるため、被災箇所に安全対策を講じる等の応急復旧工事を行い、供給可能な地域からのガス供給に努める。

### (2)　本復旧対策

都市ガスの安定した供給を図るため、できる限り早期に被災施設の本復旧工事を行う。

## ＜ＬＰガス販売事業者が実施する対策＞（推進計画）

## １　緊急対策

①　協会員及び県災対本部、関係機関等との連絡体制を確保する。

②　ガス貯蔵施設等の被害状況、安全確認を行う。

③　ＬＰガス使用需要家よりガス漏洩等緊急出動の要請を受けた協会員は、その受信の際、容器の元バルブの閉止を指示し、速やかに出動し、漏えい部分の修理を行う。

④　その他、ＬＰガス消費設備の安全総点検を行う。

⑤　安全確認後、早期ガス供給を開始する。

２　中期対策

①　危険箇所からの容器の引上げ
②　緊急性の高い病院等へのＬＰガスの供給
③　避難所への生活の用に供するＬＰガスの供給
④　一般家庭へ安全総点検後、早期ＬＰガスの供給

３　「災害時におけるＬＰガスの供給に関する協定書」に基づくＬＰガスの供給

「災害時におけるＬＰガスの供給に関する協定書」に基づき、県からＬＰガスの供給要請が　あった場合は、あらかじめ定める体制により供給を行う。

＜コミュニティガス事業者が対策＞（推進計画）

「＜都市ガス事業者の実施する対策＞及び＜ＬＰガス事業者の実施する対策＞」に準ずる。

＜固定通信事業者が実施する対策＞（推進計画）

「第1章　第2節　通信機能の確保　＜その他防災関係機関が実施する対策＞　固定通信事業者の実施する対策」に準ずる。

＜移動通信事業者が実施する対策＞（推進計画）

「第1章　第2節　通信機能の確保　＜その他防災関係機関が実施する対策＞　移動通信事業者の実施する対策」に準ずる。

＜鉄道事業者が実施する対策＞（推進計画）

１　地震時の運転基準及び運転規制区間

地震発生時及び津波警報等発表時には、あらかじめ定める運転基準等に基づき運転規制等を実施するとともに安全確認を行う。

２　災害対策活動の実施

(1)　災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

①　関係部署、駅、列車等への情報伝達体制の確保
②　施設、旅客等の被害状況の把握
③　県災対本部、関係機関等への連絡体制の確保
④　県災対本部、関係機関等への被害状況、運行状況等の報告

(2)　旅客等に対する広報

災害時の旅客の不安感を除き、動揺及び混乱を防止するため、駅構内掲示、放送等により次の事項を利用客に案内する。

①　災害の規模
②　被害範囲
③　被害の状況

④　不通線区
⑤　開通の見込み等

**(3)　救護、救出及び避難**

①　駅、列車等に救護及び救出に必要な器具等をあらかじめ整備する。
②　災害による火災、建物倒壊、車両事故等により負傷者が発生した場合は、最寄りの消防機関に通報するとともに、負傷者の応急手当て、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講ずる。
③　災害による列車の脱線転覆、衝突等の被害により多数の死傷者が発生した場合、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出及び救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を輸送指令に速報し、連絡を受けた輸送指令は県、関係市町村、警察、消防等に協力を依頼する。

**(4)　代替輸送計画**

災害による列車の運転不能線区の輸送については、次に掲げる代替・振替輸送等の措置を講じ、輸送の確保を図る。

①　折り返し運転の実施及び運転不能線区のバス代行輸送
②　迂回線区に対する臨時列車の増強及び他社線との振替輸送

**(5)　応急復旧対策**

災害の復旧にあたっては、早急な運転再開を図るため応急工事を実施し、終了後早急に本復旧計画をたて実施する。

**(6)　利用者に対する広報**

各鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送、新聞やインターネットホームページ等により周知を図る。

**＜一般乗合旅客自動車運送事業者（バス事業者）が実施する対策＞**

**１　地震時の運転規制**

地震発生時及び津波警報等発表時には、あらかじめ定める運転基準等に基づき運転規制等を実施するとともに安全確認を行う。

**２　災害対策活動の実施**

**(1)　災害対策本部等の設置**

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

①　関係部署、車両等への情報伝達体制の確保
②　施設、乗客等の被害状況の把握
③　県災対本部、関係機関等への連絡体制の確保
④　県災対本部、関係機関等への被害状況、運行状況等の報告

**(2)　乗客等に対する広報**

災害時の乗客の不安感を除き、動揺及び混乱を防止するため、次の事項を乗客等に案内する。

①　災害の規模
②　被害範囲
③　被害の状況
④　不通区間

⑤　開通の見込み等

**(3)　救護、救出及び避難**

①　車両等に救護及び救出に必要な器具等をあらかじめ整備する。

②　災害による火災、建物倒壊、車両事故等により負傷者が発生した場合は、最寄りの消防機関に通報するとともに、負傷者の応急手当て、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講ずる。

③　災害により乗客等に多数の死傷者が発生した場合、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出及び救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を輸送指令に速報し、連絡を受けた輸送指令は県、関係市町村、警察、消防等に協力を依頼する。

**(4)　利用者に対する広報**

一般乗合旅客自動車運送事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送、新聞やインターネットホームページ等により周知を図る。

**(5)　鉄道の代替輸送**

災害により鉄道事業者において運転不能線区が生じている場合は、鉄道事業者とあらかじめ定める方法により、バスによる代行輸送等を行う。

**＜三重県石油商業組合が実施する対策＞**

**１　緊急対策**

①　石油類燃料施設の被害状況等を確認し、応急修理等施設の安全確保のために必要な措置を講じる。

②　組合員及び県災対本部、関係機関との連絡体制を確保する。

③　各給油所における石油類燃料の貯蔵状況や流通状況等を確認し、石油類燃料の供給見込みを把握する。

**２　「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」に基づく供給**

「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」に基づき県から石油類燃料の供給要請があった場合は、あらかじめ定める体制により供給を行う。

# 第４節　公共施設等の復旧・保全(発災11)

**【主担当部隊】：社会基盤対策部隊（公共土木対策班、農林水産対策班）**
**警察部隊**

## 第１項　活動方針

○ 県民の生命・身体の保護を図るため、公共施設等の緊急点検・巡視を実施し被害状況を把握することで、二次災害を防止する。
○ 災害時に孤立の可能性のある地域への交通路の確保を優先する。
○ 被災者の生活基盤を確保する公共施設の迅速な応急復旧を行う。
○ 農林水産施設に対する被害を軽減し、拡大を防止する。

## 第２項　主要対策項目（道路、橋梁はじめ公共土木施設及び農林水産施設にかかる応急復旧活動）

| 対策(活動)項目 | 主担当部隊(班) | 活動開始(準備)時期等 | 重要な収集情報(収集先) |
|---|---|---|---|
| 被害情報の収集 | 社会基盤対策部隊（公共土木対策班、農林水産対策班） | 【発災１時間以内】<br>情報収集体制が整い次第 | 被害状況（社会基盤対策部隊、各市町、道路管理者等、防災関係機関（地域機関含む）） |
| 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等 | 社会基盤対策部隊（公共土木対策班、農林水産対策班） | 【発災６時間以内】<br>被害状況とりまとめ後速やかに | 人員及び資機材確保状況（社会基盤対策部隊） |
| 施設の復旧活動 | 社会基盤対策部隊（公共土木対策班、農林水産対策班）<br>警察部隊 | 【発災 24 時間以内】<br>人員及び資機材等が確保でき次第 | 被害状況（社会基盤対策部隊） |
| 施設における危険個所の周知 | 社会基盤対策部隊（公共土木対策班、農林水産対策班） | 【発災 24 時間以内】<br>危険箇所を確認次第 | 被害状況（社会基盤対策部隊） |

※「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

## 第３項　対策

**■県が実施する対策**

**１　道路、橋梁にかかる応急復旧活動（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞、警察部隊）**

**(1)　被害情報の収集**

「第１節　緊急の交通・輸送機能の確保　＜県が実施する対策＞　１道路交通情報・被害情報の収集」に準じて、緊急輸送道路を最優先とし、さらに災害時に孤立の発生につながるおそれのある交通路や県民生活に影響の大きい生活道路等を中心に被害情報の収集を図る。

**(2)　応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等**

施設管理者は、県管理施設の被害情報等を踏まえ、職員のほか、(一社) 三重県建設業協会と

の応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

(3)　施設の復旧活動

道路施設の復旧にあたっては、「第１節　緊急の交通・輸送機能の確保」に基づき実施される、道路啓開及び応急復旧工事を勘案し、緊急交通路の確保を最優先して実施する。

緊急交通路の確保に引き続き、孤立地域の発生状況や県民生活に欠くことのできない重要な生活道路等、優先順位を考慮した上で、障害物の除去・応急復旧工事等を実施し、施設の復旧を図る。

(4)　施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、通行止め等の応急的な安全確保対策を施した上で、県ホームページ等を通じて危険箇所を県民等施設利用者に周知する。

## ２　港湾施設にかかる応急復旧活動（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞）

(1)　被害情報の収集

地震による津波の発生が予想されることから、津波警報・注意報や潮位情報、他地域の津波被害情報等に十分留意し、施設の被害情報を確認する作業員等の安全確保を最優先することを前提とした上で、可能な限り速やかな被害情報の収集を図る。

(2)　応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

施設管理者は、県管理施設の被害情報等をふまえ、職員のほか建設業者との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

(3)　施設の復旧活動

港湾施設の復旧にあたっては、津波からの作業員等の安全確保等に十分配慮した上で、速やかに岸壁、物揚場等港湾施設の補修や補強を行うとともに、二次災害を防止するため、崩壊した構造物等の障害物の除去や船舶の航行に支障のないよう標識、照明等の設置等を行う。

(4)　施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を施した上で、県ホームページ等を通じて危険箇所を県民等施設利用者に周知する。

(5)　国への要請

被害の状況によっては、港湾法５５条の３の３に基づき、国による非常災害時の港湾施設の管理業務の実施を要請する。

## ３　漁港施設にかかる応急復旧活動（社会基盤対策部隊＜農林水産対策班＞）

(1)　被害情報の収集

地震による津波の発生が予想されることから、津波警報・注意報や潮位情報、他地域の津波被害情報等に十分留意し、施設の被害情報を確認する作業員等の安全確保を最優先することを前提とした上で、可能な限り速やかな被害情報の収集を図る。

(2)　応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

施設管理者は、県管理施設の被害情報等をふまえ、職員のほか建設業者との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

(3)　施設の復旧活動

漁港施設の復旧にあたっては、津波からの作業員等の安全確保等に十分配慮した上で、障害物の除去や応急復旧の実施等必要な応急措置を講じる。

(4)　施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を施した上で、県ホームページ等を通じて危険箇所を関係市町、地域住民等に周知する。

## ４　河川・海岸保全施設にかかる応急復旧活動（社会基盤対策部隊＜農林水産対策班、公共土木対策班＞）

(1)　被害情報の収集

「第２節　水防活動　＜県が実施する対策＞　２監視・警戒体制の整備」に準じ、被害情報の収集を図る。

(2)　応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

施設管理者は、県管理施設の被害情報等をふまえ、職員のほか水防計画や建設業者との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

(3)　施設の復旧活動

河川・海岸保全施設の復旧にあたっては、津波からの作業員等の安全確保等に十分配慮した上で、障害物の除去や応急復旧の実施等必要な応急措置を講じる。

(4)　施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を施した上で、県ホームページ等を通じて危険箇所を関係市町、地域住民等に周知する。

## ５　砂防設備・治山施設にかかる応急復旧活動（社会基盤対策部隊＜農林水産対策班、公共土木対策班＞）

(1)　被害情報の収集

地震発生後には、二次災害を防止するため、既設の砂防堰堤、治山ダム等設備の被災状況を点検し、被害情報の収集を図る。

(2)　応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

施設管理者は、県管理施設の被害情報等をふまえ、職員のほか建設業者との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

(3)　施設の復旧活動

砂防設備・治山施設の復旧にあたっては、早期の機能回復を図るため、被災箇所の速やかな応急復旧を実施するとともに、余震等による被害の拡大を防ぐため、地震に起因する山腹斜面の緩み、クラック等の発生箇所の点検を実施し、必要に応じて危険箇所等の応急工事を実施する。

(4)　施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な箇所や余震等で新たな被害が生じるおそれのある危険箇所が見つかった場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を施した上で、県ホームページ等を通じて危険箇所を関係市町、地域住民等に周知する。

## ６　地すべり防止・急傾斜地崩壊防止施設にかかる応急復旧活動（社会基盤対策部隊＜農林水産対策班、公共土木対策班＞）

(1)　被害情報の収集

地震発生後には、二次災害を防止するため、既設の地すべり防止・急傾斜地崩壊防止施設の

被災状況を点検し、被害情報の収集を図る。

**(2)　応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等**

施設管理者は、県管理施設の被害情報等をふまえ、職員のほか建設業者との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

**(3)　施設の復旧活動**

地すべり防止・急傾斜地崩壊防止施設の復旧にあたっては、早期の機能回復を図るため、被災箇所の速やかな応急復旧を実施するとともに、余震等による被害の拡大を防ぐため、地震に起因する山腹斜面の緩み、クラック等の発生箇所の点検を実施し、必要に応じて危険箇所等の応急工事を実施する。

**(4)　施設における危険箇所の周知**

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な箇所や余震等で新たな被害が生じるおそれのある危険箇所が見つかった場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を施した上で、県ホームページ等を通じて危険箇所を関係市町、地域住民等に周知する。

## ７　農地及び農業用施設にかかる応急復旧活動（社会基盤対策部隊＜農林水産対策班＞）

**(1)　被害情報の収集**

農地及び農業用施設についての的確な被害情報の収集を図る。

**(2)　応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等**

市町の応急復旧活動を支援するために必要な人員、資機材等の確保に努める。

**(3)　復旧活動**

農地及び農業用施設の早期の機能回復を図るため、市町が実施する応急復旧活動を支援する。

## ８　林業用施設にかかる応急復旧活動（社会基盤対策部隊＜農林水産対策班＞）

**(1)　被害情報の収集**

林業用施設についての的確な被害情報の収集を図る。

**(2)　応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等**

市町の応急復旧活動を支援するために必要な人員、資機材等の確保に努める。

**(3)　施設の復旧活動**

林業用施設の早期の機能回復を図るため、市町が実施する応急復旧活動を支援する。

## ９　漁業用施設にかかる応急復旧活動（社会基盤対策部隊＜農林水産対策班＞）

**(1)　被害情報の収集**

漁業用施設についての的確な被害情報の収集を図る。

**(2)　応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等**

応急復旧に必要な人員、資機材等の確保に努める。

**(3)　施設の復旧活動**

漁業用施設の早期の機能回復を図るため、応急復旧の実施等必要な措置を講じる。

## １０　土砂災害危険箇所にかかる応急対策活動（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞、総括部隊＜総括班、情報班、広聴広報班＞）

### (1)　被害情報の収集

地震発生後の余震等による土砂災害の発生や被害拡大を防ぐため、土砂災害危険箇所の点検を行う等、的確な被害情報の収集を図るとともに、必要に応じ土砂災害防止法第 26 条に基づく緊急調査を実施する。

### (2)　施設における危険箇所の周知及び避難対策

土砂災害の危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や地域住民に周知を図り、適切な避難対策を実施する。

また、緊急調査により必要が認められたときは、同法第 29 条に基づく土砂災害緊急情報を市町に通知するとともに、一般に周知させるために必要な措置を講じる。

土石流や土砂ダムが発生した際には、国土交通省に連絡し、土砂災害防止法第 27 条に基づく緊急調査及び必要な対策の実施を要請し、緊急調査により得られた情報を市町に随時提供する。

## １１　要配慮者関連施設にかかる土砂災害対策活動（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞、総括部隊＜総括班、情報班、広聴広報班＞）

### (1)　被害情報の収集

土砂災害危険箇所等に要配慮者関連施設がある場合、地震発生後の余震等により発災する土砂災害による被害拡大を未然に防ぐため、土砂災害危険箇所の点検を行う等、的確な被害情報の収集を図り、土砂災害の危険性が高いと認められた場合は、速やかに市町に情報を伝達し、必要な避難対策の実施を促す。

### (2)　危険地域立地施設の避難対策

土砂災害の危険性が高いと判断された地域にある要配慮者関連施設に対して、市町や自主防災組織、地域住民等が行う避難対策を支援するとともに、被害拡大防止のために必要な応急対策を速やかに実施する。

## ■市町が実施する対策

## １　公共土木施設及び農林水産施設にかかる応急復旧活動

### (1)　市町道路、橋梁

「＜県が実施する対策＞１道路、橋梁にかかる応急復旧活動」に準ずる。

### (2)　漁港施設

「＜県が実施する対策＞３漁港施設にかかる応急復旧活動」に準ずる。

### (3)　河川、海岸

「＜県が実施する対策＞４河川、海岸施設にかかる応急復旧活動」に準ずる。

### (4)　農業用施設

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため速やかに復旧計画を策定し、復旧方法等について、県災対本部から助言を得るとともに、応急復旧工事に着手する。

特に、ため池施設については、決壊による二次災害を防止するため、地震発生後、速やかに点検を行い、下流の避難対策や応急措置等、適切な対策を行う。また、独自での応急復旧が困難な場合は、県災対本部に応援要請を行う。

### (5)　林業用施設

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため速やかに復旧計画を策定し、復旧方

法等について、県災対本部から助言を得るとともに、応急復旧工事に着手する。また、独自での応急復旧が困難な場合は、県災対本部に応援要請を行う。

(6)　漁業用施設

「＜県が実施する対策＞９漁業用施設にかかる応急復旧活動」に準ずる。

【市町地域防災計画記載検討項目】

(1)　公共土木施設及び農林水産施設の応急復旧対策

(2)　その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜道路管理者、港湾管理者、河川管理者、海岸管理者、海上保安庁の実施する対策＞

１　公共土木施設等にかかる応急復旧

(1)　道路、橋梁（道路管理者）

「＜県が実施する対策＞１道路、橋梁にかかる応急復旧活動」に準ずる。

(2)　港湾施設（港湾管理者、海上保安庁）

「＜県が実施する対策＞２港湾施設にかかる応急復旧活動」に準ずる。

(3)　河川、海岸（河川管理者、海岸管理者）

「＜県が実施する対策＞４河川、海岸にかかる応急復旧活動」に準ずる。

# 第５節　ヘリコプターの活用（発災12）

**【主担当部隊】：総括部隊（総括班、救助班）**

## 第１項　活動方針

○ 南海トラフ地震等大規模地震発生後は、県内で甚大な被害が想定され、陸上及び海上での災害応急対策活動に支障が生じることから、ヘリコプターを活用した上空からの情報収集、救出救助活動、人員搬送活動、物資輸送活動等を行う。

## 第２項　主要対策項目

| 対策（活動）項目 | 主担当部隊（班） | 活動開始（準備）時期等 | 重要な収集情報（収集先） |
|---|---|---|---|
| 被害情報の収集 | 総括部隊（救助班） | 【発災１時間以内】<br>発災後速やかに | ・各市町の被災状況<br>（総括部隊（情報班）） |
| ヘリコプターの応援要請 | 総括部隊（救助班） | 【発災１時間以内】<br>保有ヘリコプターが活動できない場合又は不足する場合速やかに | ・各市町の被災状況<br>（総括部隊（情報班））<br>・ヘリコプターの運航状況<br>（ヘリコプター保有機関） |
| 活動拠点の確保 | 総括部隊（総括班、救助班） | 【発災６時間以内】<br>ヘリコプターによる活動を実施することが決まり次第 | ・飛行場外離着陸場の被災状況（市町、各消防本部、各施設管理者） |
| 各活動の実施 | 総括部隊（救助班） | 【発災６時間以内】<br>被災状況とりまとめ、ヘリポート確保後速やかに | ・救出救助要請<br>（各救助機関、市町）<br>・人員搬送要請（各部隊）<br>・物資搬送要請（各部隊） |

※「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

## 第３項　対策

**■県が実施する対策**

### １　被害情報の収集

県防災ヘリコプターは市町等の要請に基づく運航が基本であるが、緊急を要する場合は、市町等の要請の有無に関わらず、出動し、目視による情報収集のほか、ヘリコプターテレビ電送システムを用いた情報収集活動を行い、効果的な被害情報の収集及び共有を行う。

県警察ヘリコプターは、目視による情報収集のほか、ヘリコプターテレビシステムを用いた情報収集活動を行い、効果的な被害情報の収集及び共有を行う。

（「第１章　第４節　災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用」＜県が実施する対策＞」に準ずる。）

### ２　ヘリコプターの応援要請

県が保有するヘリコプターによる活動が行えない場合、又は活動体制が不足する場合は、次の機関等に各ヘリコプターの応援要請を行う。

### (1)　緊急消防援助隊

県は、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき、消防応援活動調整本部を通じ、総務省消防庁へ緊急消防援助隊航空部隊を要請する。

### (2)　相互応援協定に基づく応援要請

県は、必要に応じて次にある相互応援協定に基づく応援要請を行う。

| 協定名称 | 締結先団体 |
|---|---|
| 紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定 | 奈良県、和歌山県 |
| 三重県・滋賀県航空消防防災相互応援協定 | 滋賀県 |
| 四県一市航空消防防災相互応援協定 | 岐阜県、静岡県、愛知県<br>名古屋市 |

### (3)　指定地方行政機関への要請

県は、(1)(2)における消防防災ヘリコプター以外に、必要に応じて指定地方行政機関（中部地方整備局、海上保安庁第四管区海上保安本部）が保有するヘリコプターの活用について要請を行う。また、中部空港事務所を通じて航空輸送の要請を行う。

### (4)　協定事業者への要請

| 協定名 | 締結相手方 |
|---|---|
| 航空機チャーターに関する協定 | 中日本航空株式会社 |
| 災害等緊急時におけるヘリコプター運航に関する協定<br>（近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定の枠組で締結） | 中日本航空株式会社<br>朝日航洋株式会社<br>四国航空株式会社<br>アカギヘリコプター株式会社<br>東邦航空株式会社<br>学校法人ヒラタ学園 |
| 災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定 | 日本ヘリシス株式会社 |

### (5)　自衛隊への要請

上記(1)から(4)による活動が困難なとき、又は急を要するときは、「第１章　第３節　自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」に基づき、自衛隊に対し航空輸送の支援要請を行う。

## ３　活動拠点の確保（総括部隊（総括班・救助班））

県は、ヘリコプターを活用することとなった場合、応援要請を行った各機関のヘリコプターの受入体制を整えるとともに、ヘリコプターの活動拠点を確保することとする。（推進計画）

### (1)　ヘリベース（ＨＢ）

航空部隊のヘリコプター運用に関する指揮を実施し、航空部隊の進出・集結拠点となるヘリベースを確保する。ヘリベースは、原則、津市伊勢湾ヘリポートとするが、被災状況に照らし、三重県営鈴鹿スポーツガーデンを代替ヘリベースとして設定する。

ヘリベースには航空部隊のヘリコプター運用に関する指揮者をおく。

### (2)　フォワードベース（ＦＢ）

被災地近傍の場外離着陸場等で、離着陸、給油、人員の乗降、装備・物資等の積み降ろし可能な拠点を確保する。フォワードベースの運用にあたり、必要がある場合は、航空隊員（応援航空隊員を含む。）を派遣する。

(3)　航空機用救助活動拠点

ヘリコプターが駐機、給油できる拠点又は空からの救助活動のために活用が想定される拠点を確保する。

(4)　ランディングポイント（ＬＰ）

上記(1)(2)(3)以外で、災害救助活動のための離着陸を行う地点を確保する。

(5)　航空燃料の確保

航空部隊の燃料補給基地は、原則として、津市伊勢湾ヘリポートとし、ヘリベース指揮者が燃料補給に関する協力を要請する。ヘリベースを伊勢湾ヘリポート以外に設置した場合及びフォワードベースを設置した場合は、総括部隊救助班とヘリベース指揮者が協議のうえ、航空燃料を確保する。

４　各活動の実施（総括部隊（救助班））

県は、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、その必要性が認められる場合に運用する。ヘリコプターの運用にあたっては、要請の優先度を判断した上で決定することとし、複数のヘリコプターを運用する場合には、その役割分担について調整を行う。

①　被災状況等の調査及び情報収集活動
②　救急患者、医療従事者等の搬送及び医療器材等の輸送
③　災害応急対策活動要員、資機材の搬送
④　被災者等の救出
⑤　救援物資等の搬送
⑥　災害に関する情報、警報等の伝達等広報宣伝活動
⑦　その他、災害応急対策上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる活動

■市町が実施する対策

１　県防災ヘリコプターの応援要請

市町は災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、「三重県防災ヘリコプター応援協定」に基づき、県に対しヘリコプターの応援要請を行う。

２　受入体制の構築

市町はヘリコプターの運航が安全かつ確実に行えるよう、飛行場外離着陸場の確保等、受け入れ体制を整える。

【市町地域防災計画記載検討項目】

(1) 県へのヘリコプターの応援要請手法
(2) ヘリコプターの受入体制
(3) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜指定地方行政機関及び自衛隊が実施する対策＞

１　被害情報の収集

南海トラフ地震等による甚大な被害が想定される場合には、各機関の判断により、独自に情報収集を開始するとともに、県災対本部等、関係機関間での情報共有に努める。

## ２　要請に基づく活動

県災対本部から要請があった場合には、県災対本部と調整のうえ、必要な活動を実施する。

# 第３章　救助・救急及び医療・救護活動

## 第１節　救助・救急及び消防活動 (発災13)

**【主担当部隊】: 総括部隊（総括班、救助班、総務班）**
**警察部隊**
**三重県消防応援活動調整本部**
**社会基盤対策部隊（水道・工業用水道班）**

### 第１項　活動方針

○ 発災後、72 時間の救助・救急活動に人的・物的資源を優先的に配分し、自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関と連携した体制を構築する。
○ 消防機関は、同時多発火災や延焼拡大から住民の生命・身体を保護する。
○ 発災後は、要救助者が多数発生し、自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関のみでは対応が困難な状況となることが想定されるため、消防団や自主防災組織を始めとする県民、事業者が、可能な限り、居住者、従業員等の救助・救急、消火活動にあたる。
○ 活動にあたっては、防災ヘリコプター等を有効に活用する。

### 第２項　主要対策項目

| 対策(活動)項目 | 主担当部隊(班) | 活動開始(準備)時期等 | 重要な収集情報(収集先) |
|---|---|---|---|
| 各救助機関への部隊派遣要請 | 警察部隊<br>三重県消防応援活動調整本部<br>総括部隊<br>(総括班) | 【発災3時間以内】<br>県災対本部設置後速やかに | ・被害状況、救助活動の状況（県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防）<br>・応援要請(県、市町) |
| 救助・救急及び消防活動の調整 | 総括部隊<br>(救助班)<br>警察部隊<br>三重県消防応援活動調整本部 | 【発災3時間以内】<br>県災対本部設置後速やかに | ・被害状況、救助活動の状況（県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防）<br>・応援要請(県、市町) |
| 活動拠点等の確保 | 総括部隊<br>(総括班)<br>(救助班)<br>警察部隊<br>三重県消防応援活動調整本部 | 【発災 12 時間以内】<br>県外からの応援部隊の派遣が見込まれた時点 | ・被害状況、救助活動の状況（県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防、各施設管理者） |
| 資機材の調達等 | 総括部隊<br>(総括班)<br>(救助班)<br>警察部隊<br>三重県消防応援活動調整本 | 【発災 12 時間以内】<br>県外からの応援部隊の派遣が見込まれた時点 | ・被害状況、救助活動の状況（県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防） |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 部<br>社会基盤対策部隊（水道・工業用水道班） | | |
| 惨事ストレス対策 | 総括部隊<br>（総務班）<br>警察部隊 | 【発災 72 時間以内】 | ・救助・救急活動を実施した職員の業務従事内容、健康状態 |

※「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

## 第３項　対策

**■県が実施する対策**

**１　各救助機関への部隊派遣要請**

**(1) 警察災害派遣隊に対する要請（警察部隊）**

災害発生に伴って必要があると認めるときは、警察法第 60 条の規定に基づき、警察庁又は他の都道府県警察に対し、警察災害派遣隊の要請を行う。（推進計画）

**(2) 緊急消防援助隊の要請等（三重県消防応援活動調整本部）**

県は、近隣市町のみでは対応できず、県内他市町の応援が必要と認める場合には、三重県内消防相互応援協定による県内消防相互応援隊の編成・応援出動の指示を行う。

また、他都道府県の応援が必要と認める場合には、消防組織法第 44 条による広域応援要請等を行う。

その場合、県災対本部内に「三重県消防応援活動調整本部」を設置するとともに、要請手続き等については、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」により、活動体制を確保する。（推進計画）

**(3) 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請（総括部隊＜総括班＞）**

「第１章　第３節　自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請」に基づき、実施する。（推進計画）

**２　救助・救急及び消防活動の調整等（総括部隊＜救助班＞、警察部隊、三重県消防応援活動調整本部）**

**(1)　救助機関の活動調整**

県は、防災ヘリコプター等により把握した県内の被害状況及び市町からの応援要請に基づき、部隊の効果的な運用や最重要地域の選定等について、自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関の活動調整にあたる。なお、消防活動にかかる県外消防機関も含めた応援部隊の効果的な投入や展開地域の選定等については、三重県消防応援活動調整本部が消防庁と総合調整を行う。（推進計画）

**(2)　ヘリコプター等の活用調整**

県は、自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関が保有するヘリコプター及び船舶を有効に活用できるよう調整を行う。

**(3)　救助関連情報の共有等**

県は、救助機関の救助部隊が効果的かつ効率的な救助活動を実施できるよう、以下の対策を実施する。（推進計画）

①　各救助機関に対し、救助部隊の対処体制・状況並びに各救助機関が収集した災害情報の提供を求め、これらを集約するとともに、救助要請情報を中心に救助関連情報を整理・分析し、救助

機関間で情報の共有を行う。

② 救助部隊を受け入れる市町と救助機関を仲立ちし、救助部隊の受入調整を行う。

### ３　活動拠点等の確保（総括部隊＜総括班、救助班＞、警察部隊、三重県消防応援活動調整本部）

県は、自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関の部隊の展開、車両や資機材の留め置場、宿営等に関して、広域応援部隊が被災地域に向かう際の一次的な進出目標を「広域進出拠点」、各部隊が具体的な支援地域に向かって移動する際の目標となる場所を「進出拠点」として、救助部隊を受け入れる市町と調整して確保する。（推進計画）

### ４　資機材の調達等（総括部隊＜総括班、救助班＞、警察部隊、三重県消防応援活動調整本部、社会基盤対策部隊＜水道・工業用水道班＞）

救助活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するが、必要に応じ、民間からの協力等により、救助活動のための資機材を確保し、効率的な活動を行う。

また、必要に応じ、工業用水道配水管に設置された消火栓、空気弁等からの消火用水供給について、情報提供を行う。

### ５　惨事ストレス対策（総括部隊＜総務班＞、警察部隊）

救助・救急活動を実施した職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

また、必要に応じて、精神科医等の専門家の派遣を要請する。

## ■市町が実施する対策

### １　救助・救急活動の実施及び調整

市町は、消防機関及び消防団等市町の保有するすべての機能を十分に発揮し、救助・救急活動を実施する。

市町単独では十分な救助・救出活動が困難な場合は、県や他の市町へ応援要請を行い、緊密な連携を図るとともに、管内における自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関の活動調整にあたる。

### ２　消防活動の実施及び応援・受援

#### (1) 消火活動の実施

市町は、地震直後に発生することが想定される同時多発火災による被害を軽減するための消防活動の主体として、管内で火災等の災害が発生した場合に、住民に対し、初期消火活動の徹底を期するよう、あらゆる手段をもって呼びかけを行うとともに、住民の避難時における安全確保及び延焼防止活動を行う。

また、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握し、重点的な部隊の配置を行うなど迅速に対応する。

#### (2) 協定に基づく応援要請

市町は、災害の規模が大きく他市町の応援を必要とする場合等に、「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県内消防相互応援隊の応援出動を要請する。

また、災害の状況により、県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき、緊急消防援助隊の応援出動を要請する。

この場合において、県災対本部と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して、要請する。

#### (3) 協定に基づく応援出動

市町からの要請又は県からの指示があった市町は、県内消防相互応援隊を結成・応援出動するとともに、防災関係機関との連携を図る。

なお、あらかじめ消防相互応援協定を締結している近隣市町は、当該協定の定めるところにより応援出動する。

### ３　活動拠点等の確保

自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関の部隊の展開、宿営等のための拠点となる施設・空地等を確保する。

### ４　資機材の調達等

必要に応じ、民間からの協力等により資機材を確保し、効率的な活動支援を行う。

### ５　惨事ストレス対策

救助・救急活動又は消防活動を実施した職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとし、また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

**【市町地域防災計画記載検討項目】**

(1) 救助・救急及び消防活動の実施及び調整
(2) 活動拠点等の確保
(3) 資機材の調達等
(4) 惨事ストレス対策
(5) その他必要な事項

## ■その他の防災関係機関が実施する対策

**＜自衛隊が実施する対策＞**

自衛隊は県の災害派遣要請に基づき、救助活動を実施する。
また、原則として、救助活動に必要な資機材を携行する。

**＜海上保安庁が実施する対策＞**

海上保安庁は、海難等の救助活動を行う。
また、原則として、救助活動に必要な資機材を携行する。

## ■地域・住民が実施する共助・自助の対策

### １　初期救助活動

被災地の住民及び自主防災組織は、自発的に救出・救助活動を行うとともに、自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関に協力するよう努める。

# 第２節　医療・救護活動 (発災14)

**【主担当部隊】: 総括部隊（総括班）**
**保健医療部隊（情報収集・分析班、医療活動支援班）**

## 第１項　活動方針

○　南海トラフ地震が発生した場合に、急性期から中長期にわたる円滑な医療・救護活動を展開する。
○　発災後は、災害拠点病院、災害医療支援病院等をはじめとして人的被害を最小限におさえることができる体制を速やかに整える。
○　高齢者、障がい者等の要配慮者支援をふまえた、医療・保健・福祉の連携を図る。

## 第２項　主要対策項目

| 対策(活動)項目 | 主担当部隊(班) | 活動開始(準備)時期等 | 重要な収集情報(収集先) |
|---|---|---|---|
| 医療情報の収集・共有 | 保健医療部隊（情報収集・分析班） | 【発災後1時間以内】<br>発災後速やかに | 医療機関、医師会、保健所等、市町、 |
| 医療・救護活動 | 総括部隊（総括班）<br>保健医療部隊（情報収集・分析班、医療活動支援班） | 【発災後3時間以内】<br>DMATや医療救護班の派遣が必要と見込まれた時点 | 医療機関、医師会、保健所等、市町、 |
| 医薬品等の確保 | 保健医療部隊（医療活動支援班） | 【発災後1時間以内】<br>発災後速やかに | 被害状況及び供給体制（医薬品等備蓄所） |
| 医療施設の応急復旧 | 保健医療部隊（医療活動支援班） | 【発災後 24 時間以内】<br>医療施設の被災を確認後速やかに | 医療施設の被災情報（市町・医療機関） |

※「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

## 第３項　対策

**■県が実施する対策**

**１　医療情報の収集・共有**

**(1) 医療情報の収集・共有（保健医療部隊＜情報収集・分析班＞）**

広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）を活用し、医療機関の被災状況や負傷者等の収容状況等を把握し、医療救護活動に対する迅速で的確な医療情報の収集を行うが、通信手段が途絶して医療機関の被災状況が把握できない場合は、現地確認を行う。

また、保健所等による現地確認と、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）・災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）・警察・消防・自衛隊等が自らの活動において収集した情報等の共有により把握した医療機関の被災状況については、その情報を関係機関の間で共有する。

収集した情報をもとに、災害医療コーディネーター、統括ＤＭＡＴ、ＤＰＡＴ統括者の助言を得て、ＤＭＡＴ・ＤＰＡＴや医療救護班の派遣要請を検討する。

なお、保健医療活動チームの派遣調整、情報連携等は、県災対本部保健医療部隊が兼ねる県保健医療調整本部において総合調整を行う。

**(2) ＳＣＵの状況確認（総括部隊＜総括班＞、保健医療部隊＜情報収集・分析班＞）**

広域搬送拠点臨時医療施設（ＳＣＵ）候補地の使用の可否を把握し、使用できない場合は、代替候補地の状況を把握する。

## ２　医療・救護活動

### (1) ＤＭＡＴ派遣（保健医療部隊＜医療活動支援班＞）

**ア　三重ＤＭＡＴの派遣**

被災地において、医療の必要があるときは、知事は、三重ＤＭＡＴを派遣する。

なお、ＤＭＡＴの派遣要請を行うかどうかを判断する際には、災害医療コーディネーター又は統括ＤＭＡＴの助言を得て行うことができる。

**イ　日本ＤＭＡＴの派遣要請**

被害が甚大で、三重ＤＭＡＴのみの対応では医療の提供が不足すると想定されるときは、知事は厚生労働省へ日本ＤＭＡＴの派遣を要請する。

**ウ　ＤＭＡＴの活動調整**

県災対本部保健医療部隊（県保健医療調整本部）に設置したＤＭＡＴ調整本部において、統括ＤＭＡＴ等がＤＭＡＴの活動調整を行う。

また、ドクターヘリ調整部を設置し、救助班にリエゾンを派遣し調整を行う。

### (2) 医療救護班の派遣及び配置調整（保健医療部隊＜医療活動支援班＞）

**ア　医療救護班の派遣要請**

発災後２日から１週間程度を過ぎても災害医療体制を継続する必要がある場合に、県は、医療救護班の編成協力機関に派遣を要請する。

**イ　地方部による派遣調整**

地方部は、市町から医療救護班の派遣依頼があれば、管内において医療救護班の派遣調整を行い、これによっても医療の提供が不足するときは、県災対本部に対して、医療救護班の派遣を要請する。

**ウ　医療救護班の派遣**

県は、地方部からの要請又は県災対本部において必要を認めたときは、医療救護班の派遣を行う。

なお、県は、必要に応じて、医療救護班でなくＤＭＡＴを派遣することもできる。

**エ　国及び他都道府県への派遣要請**

県は、ウによっても救護活動が不足するときは、国及び他都道府県に対し、医療救護班の派遣を要請する。

**オ　その他**

医療救護班の配置調整については、災害医療コーディネーター等の支援、助言を得て行うことができる。また、県内における医療救護班の連絡体制については、県保健医療調整本部で調整する。

### (3) 患者搬送及び収容の調整（総括部隊＜救助班＞、保健医療部隊＜医療活動支援班＞）

被災地の医療機関で対応できない重篤救急患者等を、災害拠点病院等へ搬送し、医療を実施できるように調整する。

救急車等による搬送が困難な場合は、総括部隊と調整のうえ、搬送手段の確保に努める。

**(4)　ＳＣＵの設置及び運営（総括部隊＜救助班＞、保健医療部隊＜医療活動支援班＞＜地方部保健所（保健所一部福祉事務所）＞）**

広域医療搬送が必要と判断された場合は、現地情報を参考にＳＣＵの設置を決定し、災害拠点病院のＤＭＡＴと協力してＳＣＵを設置する。また、協定書等に基づき医薬品や医療資器材等の供給を実施する。

ＳＣＵの設置について、内閣府へ報告した後、国が作成する広域医療搬送計画に基づき、関係機関と調整のうえ、県外への患者搬送を実施する。

ＳＣＵ本部においては、医療機関だけでなく、搬送機関と協力して、円滑な広域医療搬送が行えるよう連携して取り組む。

**(5)　透析患者の対応（保健医療部隊＜医療活動支援班＞）**

透析医療の情報については、「＜県が実施する対策＞　1. 医療情報の収集・共有」に加えて日本透析医会の災害時情報ネットワークの情報も活用し、透析施設の被災状況や稼働状況等を把握し、市町等を通じて情報提供を行う。また、必要に応じて、移送及び宿泊施設の確保を行う。

それでもなお、受入が困難な透析患者等については、他都道府県に対し、患者の一時避難先及び透析施設の確保を要請し、受入可能な地域への移送及び一時避難先の確保を行う。

**(6)　船舶の利用（総括部隊＜救助班＞）**

大規模な災害により被災地の医療施設が不足する場合は、県は、知事又は市町長の要請に基づき、海上自衛隊及び第四管区海上保安本部に対し、所有船舶の供用を要請する。

**(7)　精神保健支援・ＤＰＡＴの派遣（保健医療部隊＜医療活動支援班＞）**

精神保健支援については、県災対本部保健医療部隊（県保健医療調整本部）に設置するＤＰＡＴ調整本部を中核とし、保健所が市町等と連携し、必要な箇所で被災者の救護活動を行うとともに、必要に応じ精神科医師、看護師、精神保健福祉士、臨床心理士等からなる災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）を被災地へ派遣する。

**ア　三重ＤＰＡＴの派遣**

被災地において、精神科医療・精神保健活動の必要があるときは、知事は三重ＤＰＡＴを派遣する。

**イ　他自治体ＤＰＡＴの派遣要請**

被害が甚大で、三重ＤＰＡＴのみの対応では精神科医療・精神保健の提供が不足すると想定されるときは、知事は厚生労働省へＤＰＡＴの派遣を要請する。

**ウ　ＤＰＡＴの活動調整**

県災対本部保健医療部隊内に設置したＤＰＡＴ調整本部において、ＤＰＡＴ総括者等がＤＰＡＴ派遣及び他自治体ＤＰＡＴ派遣要請ほか、ＤＭＡＴとの連携に関して調整を行う。

**(8) 災害時こころのケア活動（保健医療部隊＜医療活動支援班＞）**

被災者のこころのケアについては、発災初期は、ＤＰＡＴ調整本部を中心に活動を行い避難所等の支援を展開する。発災後中長期においては、段階的に地域の精神保健活動に引継ぐ。

**ア　情報収集・情報発信・精神保健ニーズの把握**

被災地域における精神保健に関する情報収集及び情報発信、ニーズの把握を行う。

**イ　こころのケア活動計画立案への助言**

保健所、市町が作成するこころのケア活動計画（活動期間・地域・内容等）の立案に際してその求めに応じ必要な助言を行う。

**ウ　こころのケア啓発教材等の資料の提供**

保健所、市町が集団及び個人に行う心理的応急ケアに係る啓発活動に際し、必要な資料の提供を行う。

**エ　保健所・市町への精神保健活動に関する助言**

保健所、市町が実施する、「被災地域の精神科医療体制の現状把握、被災者への心理的応急ケア、平常時にリストアップされた要援護者の状況の把握、障害福祉サービス事業所等の状況把握、被災者の心理的健康調査の準備、救護所への精神科医療機能の設置検討、遺族・安否不明者の家族への支援」などの活動に際して助言を行う。

### ３　医薬品等の確保（保健医療部隊＜医療活動支援班＞）

**(1)　医薬品・衛生材料等の調達・分配**

県は被災地から要請があった場合、又は自ら必要と判断した場合は、県が備蓄している医薬品・衛生材料等を被災地の医療機関等へ分配するとともに、被災地外の医療機関及び医薬品等関係機関の協力を得て、必要な医薬品・衛生材料等の確保のための調整を行う。

また、必要に応じて、国及び他府県等に対しても医薬品等の提供の要請を行う。

各保健所においては、所轄市町の医療機関及び医薬品等関係機関の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品・衛生材料等の調達・分配を行う。

**(2)　援助物資の活用**

国及び他府県から提供された援助物資（医薬品等）については、あらかじめ定める集積場所に集め、医療機関及び避難所等へ分配する。

**(3)　輸血用血液製剤の確保**

災害時における輸血用血液製剤が円滑に供給できるよう、三重県赤十字血液センターと緊密な連絡を取りつつ、輸血用血液製剤の確保に努める。必要量の確保が県内で困難な場合においては、国及び他府県等に対して血液製剤の移入を要請する。

また、新鮮な血液確保のため、広く県民に献血協力を要請する。

### ４　医療施設の応急復旧（保健医療部隊＜医療活動支援班＞）

**(1)　公共病院診療所施設応急復旧計画**

公共の病院、診療所の災害については、起債対象事業として早期に応急復旧を図るよう努める。

**(2)　指定医療機関応急復旧計画**

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める指定医療機関の指定病床の災害については、迅速に対応し、応急復旧を図るが、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用がなされた場合においては、これにより措置し、早期に応急復旧を図るよう努める。

**(3)　応急復旧用物資の優先供給**

医療機関の応急復旧に必要な自家発電用の燃料や水等について、関係機関に対して優先供給を依頼する。

## ■市町が実施する対策

### １　医療情報の収集・共有

医療施設の被災状況、負傷者等の収容状況等の情報を、迅速に把握、共有に努める。

## ２　医療・救護活動

### (1) 救護所の設置

市町長は、被災状況に応じて、救護所の設置を行い、災害拠点病院や郡市医師会等へ医師や医療救護班の派遣を要請する。

住民に対して、救護所の設置場所についての広報を行う。

なお、救護所においては、医療のトリアージや応急処置を行う。

また、避難所の設置が長期間にわたると見込まれる場合は、避難所に救護所を併設することもある。

### (2) 医療救護班の派遣による実施

「＜県が実施する対策＞２(2)医療救護班の派遣及び配置調整」に準ずる。

市町長は、当該地域において医療、助産救助の実施が不可能又は困難なときは、当該地域の地方部長に医療救護班の派遣要請を行う。ただし、緊急を要する場合は、隣接地の医療救護班等の派遣要請等を行い実施する。

### (3) 医療機関による実施

市町長は、救護所の設置もしくは医療救護班が到着するまでの間に、被災地の医療機関によって医療を実施することが適当なときは、当該医療機関の協力を得て実施する。

### (4) 患者搬送及び収容

消防機関は、知事又は市町長から要請のあったときもしくは自らの判断により必要と認めたときは、直ちに救急車及び救急隊員等を災害現地に出動させ、傷病者を医療機関等に搬送する。

なお、傷病者搬送用の車両が不足するときは、「第５章　第１節　緊急輸送手段の確保」により応急的に措置する。

また、市町長等は、緊急性があり、ヘリコプター以外に適切な手段がないときは、知事に対しヘリコプターの派遣要請ができる。

## ３　医療施設の応急復旧

「＜県が実施する対策＞４医療施設の応急復旧（１）及び（２）」に準ずるほか、人工透析には大量の水が必要なことを認識し、透析施設への優先的な給水を行う。

**【市町地域防災計画記載検討項目】**

**(1) 救護班の編成**
**(2) 救護所の設置候補場所**
**(3) 災害拠点病院、災害医療支援病院等との連携体制**
**(4) 患者の搬送体制**
**(5) その他必要な事項**

## ■その他の防災関係機関が実施する対策

### ＜医療機関が実施する対策＞

## １　医療及び助産の実施方法

医療及び助産の実施は、災害の規模及び条件等によって一定ではないが、おおむね次の方法による。

① 被災地の医療機関は、病院施設、医療設備の被害の応急復旧を実施するとともに、必要に応じライフライン事業者等に対して応急復旧の要請を行う。

② 患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて他の医療機関等

に協力を求めることとする。

③　医療救護班の編成協力機関は、災害発生直後において、知事又は市町長からの派遣要請を待たなくても、自主的に医療救護班を編成し、派遣できる体制を整備する。

④　医療救護班の編成を行う各協力機関の責任者は、あらかじめ班員の招集方法を定め、常時派遣できる体制を整えておく。

**２　患者搬送及び収容**

「＜市町が実施する対策＞２(4)患者搬送及び収容」に準ずる。

**＜日本赤十字社三重県支部の対策＞**

**１　医療及び助産の実施方法**

①　日本赤十字社三重県支部は、県の要請により伊勢赤十字病院の救護班等を派遣し医療救護活動を行う。
なお、災害の状況に応じて独自の判断で医療救護活動を行う。

②　救助法が適用された場合の救護班の業務内容は、「委託協定書」の定めにより、医療救護活動を行う。

**＜赤十字奉仕団の対策＞**

災害発生時において、日本赤十字社三重県支部は、赤十字奉仕団に協力を要請する。

**＜三重県歯科医師会の対策＞**

**１　口腔のケア**

被災者の口腔内環境の変化に関して、歯科医師、歯科衛生士等により、必要な箇所で被災者の口腔ケア活動を行う。

**■地域・住民が実施する共助・自助の対策**

**１　食事と薬の管理**

慢性疾患のある患者は、数日間は受診できないことを想定し、それぞれの病状に応じ「食事と水分」、「薬」を適切に管理し、摂取する。

# 第４章　避難及び被災者支援等の活動

## 第１節　避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営 (発災15)

**【主担当部隊】:　総括部隊（総括班、総務班、情報班、救助班、広聴広報班）**
**社会基盤対策部隊（公共土木対策班、農林水産対策班）**
**救援物資部隊（物資活動班）**
**被災者支援部隊（避難者支援班、応急住宅班）**
**警察部隊**

### 第１項　活動方針

○ 津波警報等に基づく避難の指示等が市町長から出された場合は、あらゆる手段を尽くして住民への広報に取り組む。
○ 県内市町や近隣府県と協力して広域的な避難対策に取り組む。
○ 要配慮者を始めとする避難所への入所者の安全・安心が確保されるよう、各部隊(班)が連携して市町の避難所の開設・運営を支援する。

### 第２項　主要対策項目

| 対策(活動)項目 | 主担当部隊(班) | 活動開始(準備)時期等 | 重要な収集情報(収集先) |
|---|---|---|---|
| 避難の指示等 | 総括部隊(総括班、総務班、広聴広報班)<br>社会基盤対策部隊(公共土木対策班、農林水産対策班)<br>警察部隊 | 【発災直後】<br>市町の避難指示（緊急）等発表後速やかに | ・避難指示（緊急）等(市町) |
| 被災者の大規模避難対策 | 総括部隊<br>(救助班、総括班) | 【発災3時間以内】<br>市町からの要請があり次第速やかに | ・市町からの支援要請情報(市町) |
| 避難所の開設及び運営支援 | 総括部隊(総括班、情報班、救助班)<br>施設管理者<br>救援物資部隊(物資活動班)<br>被災者支援部隊(避難者支援班、応急住宅班) | 【発災6時間以内】<br>市町からの要請があり次第速やかに | ・避難所の支援要請情報(市町) |

＜津波災害対策＞

| 対策(活動)項目 | 主担当部隊(班) | 活動開始(準備)時期等 | 重要な収集情報(収集先) |
|---|---|---|---|
| 津波警報発表時等の緊急の避難情報の伝達 | 総括部隊(総括班)、警察部隊 | 【発災直後】<br>相応規模の津波が発生する可能性を認知した時点 | ・津波警報等相応規模の津波の襲来を予見させる情報(気象庁＜津地方気象台＞) |

※「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

## 第３項　対策

**■県が実施する対策**

**１　避難の指示等**

**(1) 市町長が指示できない場合の知事の措置（総括部隊＜総括班＞）**

災害の発生により市町の行政機能が著しく低下し、市町長が避難勧告及び避難指示（緊急）等を行うことができなくなったときは、市町長に代わって知事が勧告及び指示等を行う。

**(2)　地すべり等防止法に基づく知事の措置（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班、農林水産対策班＞）**

地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、知事又はその命を受けた職員は、必要な区域の住民に避難を指示する。

この場合、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する（地すべり等防止法第 25 条）。

**(3)　警察官の措置（警察部隊）**

①　震災が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市町長が避難の指示を行うことができないと認めるとき、又は市町長から要求があったとき、警察官は、避難指示（緊急）を行う。この場合、直ちにその旨を市町長に通知する。（基本法第 61 条）

②　災害による危険な事態がある場合、警察官は、その場の危険を避けるため、その場に居合わせた者を避難させる。この場合、その旨を公安委員会に報告する。（警察官職務執行法第４条）

③　災害による危険を防止するため特に必要がある場合において、市町長等が現場にいないとき、又は市町長から要求があったときは、警察官は、警戒区域を設定する。この場合、直ちにその旨を市町長に通知する。（基本法第 63 条第２項）

**(4)　放送事業者を活用した避難勧告・避難指示（緊急）等の広報（総括部隊＜総括班＞）**

市町長の避難勧告･避難指示（緊急）の発表を受け、放送事業者にこれら勧告・指示の広報を依頼する。

**(5)　ＳＮＳ（Twitter（ツイッター）・LINE（ライン））を活用した避難勧告・避難指示（緊急）等の広報（総括部隊＜総括班、総務班、広聴広報班＞）**

ＳＮＳ（Twitter（ツイッター）・LINE（ライン））で避難に関する情報を伝達する。

**(6)　水防法に基づく知事等の措置（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞）**

津波等により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた職員又は水防管理者は、必要と認める区域の住民等に対し、避難のため立ち退くべきことを指示する。

水防管理者が指示した場合、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する（水防法第　29 条）。

### (7)　津波警報発表時等における緊急の避難情報の伝達（総括部隊＜総括班＞、警察部隊）

市町長から津波警報等に基づく避難指示（緊急）が出され、沿岸部の住民に緊急に避難を促す必要がある際には、広報車、ヘリコプター（県防災ヘリコプター、県警察ヘリコプター）による広報等、市町が実施する避難情報の伝達等に対し、協力に努める。

## ２　被災者の大規模避難対策

### (1)　避難者の大規模移送支援（総括部隊＜救助班＞）

広域災害に伴い、地方部を通じて市町から大規模な避難者移送の要請を受けたとき、又は災害の発生により市町の行政機能が著しく低下する中で移送の必要性が認められたときは市町の要請を待たず速やかに、自衛隊の出動を求める等適宜の方法により、避難者の陸上、海上輸送をするほか、必要に応じて空輸等の方法により避難させる。

なお、地方部が市町から要請を受けた場合で、部内においてその対策が可能なときは、地方部により市町間の調整を行う。

### (2)　県内市町への広域避難の受入要請（総括部隊＜総括班＞）

災害の発生により市町の行政機能が著しく低下し、他市町への被災者の受入要請が必要と認められたときは、市町の要請を待たず他市町への受入を要請する。

### (3)　県外市町村への広域避難の受入要請（総括部隊＜総括班＞）

広域災害に伴い、地方部を通じて市町から県外の市町村への避難者の受入要請を受けた場合、又は災害の発生により市町の行政機能が著しく低下し、県外市町村への避難者受入要請が必要と認められたときは、市町の要請を待たず、他府県と被災者の受入について要請、協議する。

## ３　避難所の開設及び運営支援

### (1)　県有施設の避難所としての活用（施設管理者）

特に県の災害時活用施設としての事前指定を受けていない県有施設について、市町から避難所としての一時使用要請があった場合、当該施設の管理者は支障のない範囲において、これを使用させるとともに、避難所の開設にあたっての支援を行う。（推進計画）

### (2)　避難所開設情報等の収集と伝達（総括部隊＜情報班＞）

市町から報告のあった避難所の開設状況を逐次ＨＰ（防災みえ. jp）や報道機関を通して住民に広報する。特に、災害情報共有システム（Ｌアラート）を活用し、テレビ、ラジオ、携帯電話、ポータルサイト等の多様なメディアを通じた住民への情報提供を図る。

### (3)　避難所運営の支援（被災者支援部隊＜避難者支援班＞）

市町の避難所運営を支援するため、要請に基づき職員を市町に派遣するなど、避難所運営にかかる支援等を行う。

### (4)　要配慮者への対応（被災者支援部隊＜避難者支援班＞）

①　市町からの要請に基づく要配慮者に対する支援にあたっては、自主防災組織、ボランティア等に協力を求める。

②　公益財団法人三重県国際交流財団と連携して「みえ災害時多言語支援センター」を設置して、外国人被災者について、市町と連携して必要な支援を行う。

③　福祉避難所への避難者について、市町と連携して必要な支援を行う。

### (5)　避難所等の被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定（被災者支援部隊＜応急住宅班＞）

市町の避難所開設及び避難促進に際し、市町から三重県被災建築物応急危険度判定要綱及び三重県被災宅地危険度判定実施要綱に基づく被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣等の支援要請があった場合は、三重県被災建築物応急危険度判定士及び三重県被災宅地危険度判定士に対して参集を要請するなど、必要な支援を行う。

**(6)　船舶の避難所利用（総括部隊＜総括班、救助班＞）**

市町から要請があった場合、県災対本部は、中部運輸局三重運輸支局に対して民間船舶の調達を要請する。

**(7)　救援物資情報の収集及び提供（救援物資部隊＜物資活動班＞）**

市町・地方部を通じ、市町物資拠点・避難所における救援物資要請情報の収集及び救援物資の供給情報の提供を行う。

**(8)　隣接市町への**市町物資拠点**・避難所の設置（被災者支援部隊＜避難者支援班＞）**

震災の様相が深刻で、罹災市町内に市町物資拠点、避難所を設置することができないときには、隣接市町に罹災市町民の収容を委託、あるいは隣接市町の建物又は土地を借り上げて市町物資拠点、避難所を設置する。

**４　帰宅困難者対策**

**一斉帰宅の抑制（総括部隊＜広聴広報班＞）**

出勤時間帯や就業時間帯等に発災した場合、公共交通機関の運行停止による、帰宅困難者の発生と混乱を防止するため、企業等に、発災直後は従業員等をとどめる環境を整備するよう、一斉帰宅の抑制を働きかける。

## ■市町が実施する対策

**１　避難の指示等**

**(1)　避難の勧告又は指示等**

地震災害時において、津波警報等が発表されるなど、津波が発生する可能性が生じた場合、地震による土砂災害等地盤災害が発生する可能性が生じた場合、家屋倒壊等により火災が発生して拡大延焼が見込まれる場合など、広域的な人命の危険が予測される事態が生じた際には、市町長は速やかに当該地域住民に対して避難を指示する。

この場合、市町長は、その旨を知事に報告する。（基本法第 60 条）

また、市町長は必要に応じて警戒区域を設定し、危険な場所への住民の立ち入りを制限する。

**(2)　避難の勧告又は指示等にかかる市町長不在時の対応**

市町長不在時においては、代理規定に基づき、避難指示（緊急）等の発出にかかる判断に遅れが生じることがないよう適切に対応する。

**(3)　避難の勧告又は指示の内容**

避難の勧告又は指示は、次の項目から必要な情報を明示して行うこととする。

①　要避難対象地域
②　避難場所
③　避難理由
④　避難経路
⑤　避難時の注意事項等

**(4)　避難指示（緊急）等の解除**

市町長は、避難勧告又は避難指示（緊急）の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努め

る。

## ２　避難の指示等の住民等への伝達

### (1)　関係機関の連携体制の構築

避難指示（緊急）等を発表したとき、又はその通知を受けたときは、関係する各機関に通知、連絡し、住民等への避難指示（緊急）等の徹底を図るための協力態勢を速やかに構築する。

### (2)　住民等に対する周知

#### ア　住民への伝達方法等

避難指示（緊急）等を発表したとき、又はその通知を受けたときは、関係機関と協力して以下の手段その他の実情に即した方法で、その周知徹底を図る。

①　同報無線による周知

②　広報車による周知（ただし、下記③に留意する）

③　県防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターによる周知

避難の周知につき必要と認められる場合は、県災対本部に対し、県防災ヘリコプターの要請をすることができる。

④　放送等による周知

避難の周知につき必要と認められる場合は、県災対本部に対し、放送関係機関への放送を要請することができる。

⑤　障がい者や外国人、観光客など、避難に際して特に配慮を要する避難行動要支援者等への避難情報の提供

#### イ　避難指示（緊急）等の信号

災害により危険区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせる信号は、次による。

| 警　　鐘 | 乱　　打 |
|---|---|
| 余いん防止付<br>サイレン信号 | １分　　１分　　１分<br>５秒　　５秒 |

信号にあたっては、適当な時間継続するものとし、必要に応じて、警鐘信号とサイレン信号を併用する。

#### ウ　津波到達時間を考慮した情報伝達

津波警報等に基づく避難指示（緊急）等の伝達等にあたっては、防災対応にあたる者の安全が確保されるよう、予想される津波到達時間を考慮して行動する。

## ３　避難場所への避難誘導

津波による浸水が想定される地域における避難場所への避難誘導においては、各地域の津波避難計画に基づき、速やかに避難誘導する。

避難場所への避難は徒歩を原則として誘導する。ただし、避難行動要支援者の避難等、やむを得ないケースについて、津波避難計画等で地域の合意形成がなされている場合については、自家用車等での避難を誘導する。

## ４　避難所への避難誘導

### (1)　避難の順序

避難場所から避難所への誘導にあたっては、避難行動要支援者を優先して行う。

なお、避難行動要支援者の情報把握については避難行動要支援者名簿を使用して行うものと

し、作成していない場合は、社会福祉施設等を含め、民生委員や地域住民と連携して避難誘導を行う。

### (2)　移送の方法

避難者が自力で移動できない場合は、車両、船舶等によって行う。

### (3)　広域災害による大規模移送

被災地が広域で大規模な避難者の移送を要し、市町において措置できないときは、市町は県災対本部に避難者移送の要請をする。

また、事態が急迫しているときは、被災市町は、直接隣接市町、警察署等に連絡して移送を実施する。

### (4)　携帯品の制限

避難誘導者は、避難者に避難にあたっての携帯品を必要最小限にするよう指示するなど、円滑な避難がなされるよう指導する。

## ５　避難所の開設及び運営

### (1)　避難所の開設

① あらかじめ指定されている避難所については、各避難所の避難所運営マニュアルに沿って避難所を開設する。また必要に応じて、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、土砂災害等の危険箇所等に配慮しつつ、管理者の同意を得て避難所として開設するほか、要配慮者に配慮し、福祉避難所を開設するとともに、その受入状況に応じて、被災地内外を問わず、宿泊施設を避難場所として借り上げるなど多様な避難所の確保に努める。

② 避難所を設置したときは、その旨を周知し、責任者を任命して、避難所に収容すべき者を誘導し、保護する。

③ 避難所の開設及び避難の促進に際して、余震による建築物の倒壊等から生ずる二次災害を軽減・防止するために、必要に応じて県と連携し、避難所等の被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施する。

### (2)　避難所に収容する対象者

住居が全壊（焼）、流失、半壊（焼）等の被害を受け、あるいは受けるおそれがあるため避難した者、交通機関の停滞などにより帰宅困難となった者を、一時的に避難所に収容する。

### (3)　避難所の設置報告及び収容状況報告

避難所を設置したときは、直ちに開設状況等について、次により知事に報告する。

① 避難所開設の日時及び場所

② 箇所数及び収容人員

③ 開設期間の見込

### (4)　避難所の運営及び管理

避難所の運営及び管理にあたっては、各市町及び各避難所の避難所運営マニュアルに沿って行うが、特に次の点に留意して、適切な管理を行う。

① 避難所における情報の伝達、食料等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じて、県、他の市町に対し協力を求める。食料等の配布にあたっては、食事の配慮が必要な人をはじめ、年齢、性別のニーズの違いに対応できるよう、食の知識を有する管理栄養士などを活用する。

② 避難所の運営に積極的に女性を参画させるとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視

点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

③ 避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保にも配慮する。

④ 被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。

⑤ 高齢者、障がい者等要配慮者について、必要と認められる者から順次、福祉避難所に移送するとともに、避難所での生活については、心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、常に良好な衛生状態を保つよう心がける。また、必要に応じて救護所の設置、ホームヘルパーの派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て実施するとともに、県の協力も得ながら、保健師、管理栄養士、災害支援ナース等専門職を派遣する。

⑥ 避難者によっては、長期間にわたる避難所生活が肉体的・精神的に大きな負担となることから、避難者の自宅について、県と連携して被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施し、自宅の安全性が確認できた避難者に帰宅を促すとともに、自宅に戻れない避難者についても、縁故先への避難や応急仮設住宅、公営住宅、民間住宅等を斡旋する等の支援により移住を促し、避難所開設期間の短期化を図るよう努める。

⑦ 帰宅困難者については、交通機関が停滞しているときは、一斉帰宅を抑制するとともに、状況に応じて、早期の帰宅の促進を検討する。

⑧ ペット同行の避難者に対しては、ペットの管理場所を指定するなど、飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努める。

⑨ ボランティア団体等の協力を得て避難所外避難者の把握に努めるとともに、避難所外避難者に対しても、情報の伝達食料等の救援物資の配布、いわゆるエコノミークラス症候群対策等の健康管理方法に配慮した対応に努める。

**(5) 船舶の利用**

大規模な災害により避難所が不足する場合、県災対本部に対し、一時的な避難施設として船舶の調達を要請することができる。

**【市町地域防災計画記載検討項目】**

**(1) 避難勧告・避難指示（緊急）の実施責任者**
**(2) 避難勧告・避難指示（緊急）の方法（基準、伝達内容、伝達方法等）**
**(3) 警戒区域設定の実施責任者**
**(4) 津波避難対策**
**(5) 避難誘導体制及び**避難行動要支援者**の避難誘導**
**(6) 避難方法**
**(7) 避難所の現況（所在地、名称、収容可能人員）**
**(8) 避難所の開設**
**(9) 避難所の管理、運営**
**(10) 福祉避難所に関すること（設置場所、管理・運営方法等）**
**(11) その他必要な事項**

■その他の防災関係機関が実施する対策

１　避難の指示等

(1)　市町長が指示できない場合の海上保安官の措置（海上保安庁）

「＜市町が実施する対策＞１(1)避難の勧告又は指示等」に掲げる避難勧告又は避難指示（緊急）を市町長が行うことができないとき又は市町長から要求があったときは、海上保安庁は、自ら避難を指示することができる。この場合は、海上保安庁は、速やかにその旨を市町長に報告する。（基本法第 61 条）

(2)　自衛官の指示（自衛隊）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、その場の危険を避けさせるため、その場にいる者を避難させることができる。（自衛隊法第 94 条）

２　避難指示（緊急）等の県民への広報（放送機関）

市町長からの要請に基づき、県災対本部から依頼を受けた放送機関は、当該地域住民に避難指示（緊急）等を徹底すべく、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

１　津波からの自衛措置

(1)　住民の協力による避難行動の促進

津波浸水予測図により浸水の可能性が認められる地域の沿岸部住民は、津波警報等が発表されるなど、津波の危険を認知した場合、又は津波警報等の発表前でも大規模な地震が発生し、津波の発生が予想される場合や停電等で情報が入手できない場合は、周辺の住民に“声かけ”をし、避難を促しながら、速やかに避難場所に避難する。

また、避難に際しては、徒歩で避難することを原則とする。ただし、避難行動要支援者の避難等、やむを得ないケースについて、津波避難計画等で地域の合意形成がなされている場合は、自家用車等で避難を行う。

(2)　避難行動要支援者の避難支援

津波浸水予測図により浸水の可能性が認められる地域において、津波警報等が発表されるなどした場合、可能な範囲で避難行動要支援者の避難の支援に努める。

避難行動要支援者の個別の避難計画を策定している地域にあっては、計画に沿った支援に努める。

２　避難所における地域及び避難者の協力

(1)　避難者の避難所運営への協力

避難所は、避難所運営マニュアルに沿って地域が主体となって運営・管理するものとし、避難者はその円滑な運営に協力する。

(2)　要配慮者への支援

避難所の運営にあたっては、健常な避難者は、要配慮者の滞在が安全になされるよう、その運営に協力する。

(3)　早期退出への協力

自宅の安全及びライフラインの復旧等が確認された避難者は、速やかに自宅避難に切り替えるとともに、その他の避難者もできるだけ早く避難所外の住宅等に移住できるよう努める。

# 第２節　避難行動要支援者・要配慮者対策（発災16）

**【主担当部隊】：被災者支援部隊（避難者支援班、応急住宅班、ボランティア班）**
**総括部隊（広聴広報班）**

## 第１項　活動方針

○ 地域住民等は、市町が作成する避難行動要支援者名簿を活用して、避難行動要支援者の安全確保や避難に協力する。
○ 県及び市町は、要配慮者関連施設の被災状況、入所者の状況を直ちに収集し、関係機関等への情報提供を速やかに行う。
○ 被災施設や要援護者のニーズを的確に把握し、関係機関等が連携して支援にあたる。
○ 県は、要配慮者支援に必要な専門職等の確保を図る。
○ 医療・保健・福祉の連携を図る。

## 第２項　主要対策項目

| 対策(活動)項目 | 主担当部隊(班) | 活動開始(準備)時期等 | 重要な収集情報(収集先) |
|---|---|---|---|
| 避難行動要支援者・要配慮者関連施設等の被災状況の把握・受入調整等 | 被災者支援部隊(避難者支援班) | 【発災３時間以内】<br>県災対本部設置後速やかに | ・避難行動要支援者の被災状況<br>・関連施設及び入所者の被災状況<br>(市町、要配慮者関連施設) |
| 要配慮者への応急対策情報等の提供 | 総括部隊<br>(広聴広報班)<br>被災者支援部隊(避難者支援班) | 【発災6時間以内】<br>要配慮者に必要な災害応急対策情報等を入手次第 | ・要配慮者への支援に資する情報<br>(関係部隊、市町、防災関係機関) |
| 避難所等への専門職員等の派遣 | 被災者支援部隊(避難者支援班、ボランティア班) | 【発災24時間以内】<br>避難所等から要配慮者支援のための専門職員等の派遣要請があった時点 | ・必要な支援の内容<br>(市町<避難所>) |
| 市町からの要請に対する支援 | 被災者支援部隊(避難者支援班) | 【発災24時間以内】<br>市町から支援要請があった時点 | ・優先提供が必要な要配慮者情報<br>(市町<避難所>) |
| 公営住宅等の要配慮者への優先提供 | 被災者支援部隊(応急住宅班) | 【発災72時間以内】<br>公営住宅等の提供体制が整った時点 | ・優先提供が必要な要配慮者情報<br>(市町<避難所>) |

※「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

## 第３項　対策

**■県が実施する対策**

**１　避難行動要支援者・要配慮者関連施設等の被災状況の把握・受入調整等（避難者支援班）**

**(1)　避難行動要支援者の被災状況の把握**

県は、市町を通じ、避難行動要支援者の被災状況及び避難情報を収集する。

また、市町の著しい機能低下により情報収集が困難な場合は、市町の避難行動要支援者対策を代行する。

(2)　要配慮者関連施設の被災状況の把握

ア　高齢者関連施設情報の把握及び受入調整等

①　市町を通じて施設の被災状況及び入所者の状況を把握する。
②　施設入所者の避難等の調整を行う。
③　高齢者施設等への介護職員等派遣の調整窓口を開設し、調整を行う。
④　隣県に対する職員等の派遣を要請する。

イ　障がい者関連施設情報の把握及び受入調整等

①　市町を通じて施設の被災状況及び入所者の状況を把握する。
②　施設入所者の避難等の調整を実施する。
③　障がい者施設等への職員等派遣の調整窓口を開設し、調整を行う。
④　隣県に対する職員等の派遣を要請する。

ウ　生活保護関連施設情報の把握及び受入調整等

①　市町を通じて施設の被災状況及び入所者の状況を把握する。
②　施設入所者の避難等の調整を実施する。
③　生活保護関連施設等への職員等派遣の調整窓口を開設し、調整を行う。
④　隣県に対する職員等の派遣を要請する。

エ　児童福祉関連施設情報の把握及び受入調整等

①　市町を通じて施設の被災状況及び入所者の状況を把握する。
②　施設入所者の避難等の調整を実施する。
③　児童福祉関連施設等への職員等派遣の調整窓口を開設し、調整を行う。
④　隣県に対する職員等の派遣を要請する。

(3)　在宅難病患者の状況把握

市町の要請に基づき、在宅難病患者の状況把握を支援する。

(4)　市町を越える福祉避難所等への受入調整

市町を越えて、要配慮者を、福祉避難所又は被災を免れた社会福祉施設等へ緊急入所させる必要がある場合は、市町・社会福祉施設と連携して受入等の調整を行う。

また、重度在宅難病患者で入院等の調整が必要な場合、保健所保健師、難病医療専門員等の調整により、県内又は他都道府県の施設への受入を要請する。

## ２　要配慮者への応急対策情報等の提供（被災者支援部隊＜避難者支援班＞、総括部隊＜広聴広報班＞）

(1) 要配慮者関連施設への情報提供

①　「＜県が実施する対策＞　1.（2）　要配慮者関連施設の被災状況の把握」の施設に対し、個別に必要な応急対策情報を提供する。
②　応急対策情報の提供に際しては、要配慮者に配慮した分かりやすい情報の提供に努める。

(2) 在宅の要配慮者への情報提供

①　応急対策情報の提供に際しては、要配慮者に配慮した分かりやすい情報の提供に努める。
②　保健所保健師等、難病医療専門員、難病相談支援センター職員等が在宅の要配慮者宅等を巡回し、必要な情報の提供等を行う。

(3) 外国人住民等への情報提供及び情報窓口の設置

①　公益財団法人三重県国際交流財団と連携し、「みえ災害時多言語支援センター」を設置して、

多言語ホームページなど様々な広報手段を活用して応急対策情報を多言語で提供する。

② 外国人住民等に配慮した分かりやすい情報の提供に努める。

**(4) 県民対応窓口の設置**

① 住民からの意見、要望、問い合わせに対応するため、県民対応窓口を設置する。

② 外国人住民等からの問い合わせに対応するため、みえ災害時多言語支援センターにおいて対応窓口を設置する。

**３　避難所等への専門職員等の派遣（被災者支援部隊＜避難者支援班、ボランティア班＞）**

**(1) 保健師の派遣**

市町と連携して、**要配慮者**の健康管理を図るために避難所等を巡回し、被災者のニーズに対応した保健師活動を行う。また、被害の規模に応じ、県内市町又は関係団体並びに他県等に対し応援要請を行う。

**(2) 管理栄養士等の派遣**

市町が行う要配慮者に対する栄養相談・指導を支援する。

また、要配慮者に対し、特別用途食品等を適切に供給できる体制づくりの支援を行う。

**(3) 手話通訳者・要約筆記者の派遣**

三重県聴覚障害者支援センターが中心となって、市町と連携し、避難所等へ手話通訳者・要約筆記者等を派遣する。

**(4) 通訳者等の派遣**

みえ災害時多言語支援センターが中心となって、市町、NPO団体、ボランティア等と連携し、避難所等へ通訳者等を派遣する。

**(5) 災害ボランティアの派遣**

要配慮者を支援するため、介護、通訳など、専門的な資格や技術を活かした活動を行う専門ボランティアを募集し、派遣する。

**４　市町からの要請に対する支援（被災者支援部隊＜避難者支援班＞）**

市町から、要配慮者に関連して、応援職員の派遣や食料・生活必需品の供給等の要請があった場合は、支援を行う。

**５　公営住宅等の要配慮者への優先提供（被災者支援部隊＜応急住宅班＞）**

公営住宅等を被災者に提供するにあたっては、要配慮者を優先する。

**６　介護職員等の受入れに係る調整本部による対応（被災者支援部隊＜避難者支援班＞）**

県内で大規模災害が発生し、広域応援を要請する必要が生じた場合に、三重県社会福祉協議会と協議のうえ、調整本部を設置する。

調整本部は、県、三重県社会福祉協議会及び関係団体で構成し、マッチングのための調整を行う。

**■市町が実施する対策**

**１　要配慮者関連施設、福祉避難所の被災状況把握**

要配慮者関連施設、福祉避難所の被災状況の把握に努める。

**２　避難行動要支援者・要配慮者の避難支援及び生活環境の確保**

(1) 避難行動要支援者の避難行動支援

避難支援等関係者の協力を得て、避難行動要支援者名簿を活用して発災後速やかに避難行動要支援者の避難行動支援等を行う。

(2) 要配慮者の生活環境確保

被災して避難所生活を送る要配慮者の福祉ニーズを把握し、避難所内での移動の円滑化、障がい者用仮設トイレの設置等生活環境の確保を図る。

### ３　避難所での生活が困難な要配慮者対策

避難所運営マニュアルを活用し、要配慮者に配慮した避難所運営を行うとともに、避難所での生活が困難な要配慮者については、福祉避難所を開設して移送する。

福祉避難所を開設できない場合は、公的宿泊施設や公営住宅、応急仮設住宅を優先的に確保し、要配慮者の生活の場を確保する。

### ４　要配慮者の保健・福祉対策等

要配慮者の避難先へ保健師、管理栄養士等を派遣し、要配慮者の心身の健康確保、必要な福祉サービスの提供等を行うとともに、的確な情報提供を行う。

### ５　外国人支援

外国人雇用企業、留学生が在籍する学校、国際交流関係団体等の協力を得て、外国人の被災・避難状況の確認に努める。

また、多言語での情報提供、相談等の実施や国際交流関係団体、ＮＰＯ等の協力を得て、通訳・翻訳ボランティア等の確保に努める。

**【市町地域防災計画記載検討項目】**

(1) 避難行動要支援者・要配慮者の被災情報把握・避難支援
(2) 避難所生活を送る要配慮者への配慮
(3) 要配慮者の保健・福祉対策等
(4) その他必要な事項

## ■地域・住民が実施する共助・自助の対策

### １　地域住民等による取り組み

地域住民や自治会、自主防災組織等は、市町、防災関係機関、介護保険事業者及び社会福祉施設等と協働し、避難行動要支援者名簿を活用して地域社会全体で避難行動要支援者の安全確保に努めるとともに、「My まっぷラン」等によりあらかじめ作成した個別避難計画に基づき、避難行動要支援者の避難行動を支援する。

また、各市町及び各避難所の「避難所運営マニュアル」に沿って、要配慮者及びその家族に配慮した避難所運営を実施する。

### ２　避難行動要支援者及び保護責任者の対策

避難行動要支援者及び保護責任者は、地域住民等の協力を積極的に求め、自らの安全を確保する。

# 第３節　学校・園における児童生徒等の安全確保 (発災17)

**【主担当部隊】: 被災者支援部隊（教育対策班）**

## 第１項　活動方針

○ 地震発生時には、学校関係者、防災関係機関等が協力して、児童生徒等の安全確保に万全を期する。

## 第２項　主要対策項目

| 対策(活動)項目 | 主担当部隊(班) | 活動開始(準備)時期等 | 重要な収集情報(収集先) |
|---|---|---|---|
| 児童生徒等の安全確保 | 被災者支援部隊（教育対策班） | 【発災3時間以内】<br>発災後できる限り速やかに | ・被害状況及び救助活動の状況（市町・県立及び私立学校・防災関係機関） |
| 学校・園の被害状況等の把握・情報提供 | 被災者支援部隊（教育対策班） | 【発災3時間以内】<br>発災後できる限り速やかに | ・被害状況（市町・県立及び私立学校・防災関係機関） |
| 県立学校及び市町への支援 | 被災者支援部隊（教育対策班） | 【発災 24 時間以内】<br>支援要請があり次第速やかに | ・被害状況（市町・県立及び私立学校・防災関係機関） |

※「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

## 第３項　対策

**■県が実施する対策**

**１　児童生徒等の安全確保（被災者支援部隊＜教育対策班＞）**

**(1) 避難場所への誘導状況や児童生徒等の安否状況の確認**

児童生徒等に被害が見込まれる地震が発生した場合、児童生徒等の避難場所への誘導状況や児童生徒及び教職員の安否状況を確認する。

**(2) 通信途絶時等の対応**

通信手段の途絶等により県立学校が被災者支援部隊＜教育対策班＞に安否情報を報告できない場合、学校から派遣された教職員により報告を受けた市町災対本部から（地方部を通じて）安否情報を収集する。

**２　学校・園の被害状況等の把握・情報提供（被災者支援部隊＜教育対策班＞）**

**(1) 県立学校の被害状況等の把握・情報提供**

県立学校の被害情報を各学校から収集し、ホームページ等により施設の被害状況等の公表に努める。

**(2) 公立小中学校等・園の被害状況等の把握・情報提供**

公立小中学校等・園の被害情報を各市町等教育委員会から収集し、整理する。また、ホームページ等により施設の被害状況等の公表に努める。

**(3) 私立学校の被害状況等の把握・情報提供**

私立学校の被害情報を収集し、ホームページ等により被害状況等の公表に努める。

### ３　県立学校及び市町への支援（被災者支援部隊＜教育対策班＞）

県立学校と連絡を密に取り、必要に応じ、職員の派遣や物資の供給等の調整を行う。
また、市町等教育委員会から要請があった場合、必要な支援に努める。

## ■県立学校が実施する対策

### １　児童生徒等の安全確保

#### (1) 学校における児童生徒等の安全確保

**① 避難場所への誘導**

県立学校の教職員は、地震による校舎の損壊や津波警報発表等により校内にとどまることが危険であると判断した時は、あらかじめ定める避難場所へ児童生徒等を誘導する。（推進計画）

**② 児童生徒等の安否確認**

児童生徒等の安全が確保された後は、直ちに点呼等により児童生徒等及び教職員の安否確認を行い、被災者支援部隊＜教育対策班＞に対し安否情報を報告するとともに、行方不明者等がいる場合は警察、消防等に通報する。

**③ 通信途絶時等の対応**

通信手段の途絶等により被災者支援部隊＜教育対策班＞に安否情報を報告できない場合は、市町災対本部へ 教職員を派遣し、安否情報を報告する。

#### (2) 登下校時の児童生徒等の安全確保

**① 避難場所への誘導**

県立学校の教職員は、児童生徒等の登下校時に被害が見込まれる地震が発生した場合、直ちに校内の児童生徒等を把握し、学校からの避難が必要と判断される場合は、あらかじめ定める避難場所へ誘導する。

**② 児童生徒等の安否確認**

県立学校の教職員は、児童生徒等の安否を確認し、被災者支援部隊＜教育対策班＞に対し安否情報を報告するとともに、行方不明者等がいる場合は警察、消防等に通報する。

**③ 通信途絶時等の対応**

通信手段の途絶等により被災者支援部隊＜教育対策班＞に安否情報を報告できない場合は、市町災対本部へ教職員を派遣し、安否情報を報告する。

#### (3) 夜間・休日等における対応

**① 教職員の非常参集及び被害情報の収集**

県立学校の校長及び学校防災計画であらかじめ指定された教職員等は、地震の発生を確認次第、参集基準に従い出勤し、安全を確保しつつ被害情報を収集する。

**② 児童生徒等の安否確認**

地震により児童生徒等に被害が見込まれる場合は、児童生徒等又はその保護者等に連絡を取り、安否及び所在を確認し、被災者支援部隊＜教育対策班＞に対し安否情報を報告する。

**③ 通信途絶時の対応**

通信手段の途絶等により被災者支援部隊＜教育対策班＞に安否情報を報告できない場合は、市町災対本部へ教職員を派遣し、安否情報を報告する。

#### (4) 児童生徒等の下校又は保護継続の判断

帰宅経路等の安全が確認できた児童生徒等については、保護者と連絡を取り、迎えに来てもらうなどあらかじめ定められた方法により下校させる。

保護者が迎えに来ることができない児童生徒等については、保護者に引き渡せる状況になるまで避難場所等で学校の保護下に置く。（推進計画）

### ２　学校の被害状況等の把握・情報提供

県立学校の教職員は、学校の人的被害及び施設被害の情報を収集し、整理する。また、児童生徒等の保護者に対し、メール等を活用して安否や避難状況等の情報を提供する。

## ■市町が実施する対策

### １　児童生徒等の安全確保

#### (1) 学校・園における児童生徒等の安全確保

公立小中学校等・園の教職員は、地震による校舎の損壊や津波警報発表等により校内にとどまることが危険であると判断した時は、あらかじめ定める避難場所へ児童生徒等を誘導する。

児童生徒等の安全が確保された後は、直ちに点呼等により児童生徒等及び教職員の安否確認を行い、市町災対本部に対し安否情報を報告するとともに、行方不明者等がいる場合は警察、消防等に通報する。

#### (2) 登下校時の児童生徒等の安全確保

公立小中学校等・園の教職員は、児童生徒等の登下校時に被害が見込まれる地震が発生した場合、直ちに校内の児童生徒等を把握し、学校からの避難が必要と判断される場合は、あらかじめ定める避難場所へ誘導する。

公立小中学校等・園の教職員は、児童生徒等の安否を確認し、市町災対本部に対し安否情報を報告するとともに、行方不明者等がいる場合は警察、消防等に通報する。

#### (3) 夜間・休日等における対応

公立小中学校等・園の校長、園長及び学校防災計画であらかじめ指定された教職員は、地震発生を確認次第、参集基準に従い出勤し、安全を確保しつつ被害情報を収集する。

地震により児童生徒等に被害が見込まれる場合は、児童生徒等又はその保護者等に連絡を取り、安否及び所在を確認し、市町災対本部に対し安否情報を報告する。

### ２　学校・園の被害状況等の把握・情報提供

市町災対本部は、公立小中学校等の人的被害及び施設被害の情報を各学校から収集し、整理する。また、児童生徒等の保護者に対し、メール等を活用して安否や避難状況等の情報を提供するとともに、ホームページ等により施設の被害状況等の公表に努める。

また、保育園の被害情報を各施設から収集し、整理するとともに、ホームページ等により施設の被害状況等の公表に努める。

## ■地域・住民が実施する対策

地域住民や自治会、自主防災組織等は、学校等と協働し、地域全体で児童生徒等の安全確保に努める。

# 第４節　ボランティア活動の支援（発災18）

**【主担当部隊】：被災者支援部隊（ボランティア班）**

## 第１項　活動方針

○　みえ災害ボランティア支援センターを中核としたボランティア支援活動を展開する。
○　災害発生時に、行政、社会福祉協議会、災害支援団体（災害ボランティア団体及び多様な専門性を持つＮＰＯ・ボランティア団体、企業等）等が連携して、速やかに県内外からのボランティアの受入体制を確立する。
○　被災者の多様なニーズに対応するため、専門性をもつ様々なＮＰＯ・ボランティア団体、企業等やボランティアが連携して支援活動を行う。

## 第２項　主要対策項目

| 対策(活動)項目 | 主担当部隊(班) | 活動開始(準備)時期等 | 重要な収集情報(収集先) |
|---|---|---|---|
| 被害情報の収集と共有 | 被災者支援部隊(ボランティア班) | 【発災 12 時間以内】<br>発災後速やかに | 県災対本部等からの情報収集と情報共有 |
| みえ災害ボランティア支援センターの設置 | 被災者支援部隊(ボランティア班) | 【発災 48 時間以内】<br>災害ボランティア受入が必要と認められた場合 | 被災状況、現地災害ボランティアセンターの設置状況(市町・現地災害ボランティアセンター) |
| 災害ボランティアへの支援(みえ災害ボランティア支援センターにおける活動) | 被災者支援部隊(ボランティア班) | 【発災 72 時間以内】<br>災害ボランティア受入後速やかに | 被災地のボランティアニーズ、災害ボランティアの受入状況(市町・現地災害ボランティアセンター) |
| 災害支援団体への支援 | 被災者支援部隊(ボランティア班) | 災害支援団体への支援が必要と認められた場合 | 被災地のニーズ<br>(市町・現地災害ボランティアセンター) |

※「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

## 第３項　対策

**■県が実施する対策**

**１　被害情報の収集と共有（被災者支援部隊＜ボランティア班＞）**

「みえ災害ボランティア支援センター」の設置準備として、県災対本部からボランティア支援等に必要な情報等を収集し、幹事団体（特定非営利活動法人みえ防災市民会議、特定非営利活動法人みえＮＰＯネットワークセンター、三重県ボランティア連絡協議会、公益社団法人日本青年会議所東海地区三重ブロック協議会、日本赤十字社三重県支部、社会福祉法人三重県社会福祉協議会、三重県）の間で情報の共有を図る。

**２　みえ災害ボランティア支援センターの設置（被災者支援部隊＜ボランティア班＞）**

県内外からの災害ボランティアを円滑に受け入れるため、現地災害ボランティアセンターを県

域で後方支援する「みえ災害ボランティア支援センター」（幹事団体：特定非営利活動法人みえ防災市民会議、特定非営利活動法人みえＮＰＯネットワークセンター、三重県ボランティア連絡協議会、公益社団法人日本青年会議所東海地区三重ブロック協議会、日本赤十字社三重県支部、社会福祉法人三重県社会福祉協議会、三重県）をみえ県民交流センター（津市羽所町７００番地　アスト津３階）に設置し、職員を派遣する。

また、必要に応じて、県災対本部へみえ災害ボランティア支援センターから連絡要員を派遣する。

### ３　災害ボランティアへの支援（みえ災害ボランティア支援センターにおける活動）（被災者支援部隊＜ボランティア班＞）

#### (1)　被災状況の把握と現地災害ボランティアセンターの立ち上げ支援

被災状況を把握するため、県災対本部へみえ災害ボランティア支援センターの担当職員を派遣するとともに、関係機関から被災地の情報を収集し、情報共有を図る。また、必要に応じて被災地及び現地災害ボランティアセンターへ支援要員を派遣し、情報収集と現地災害ボランティアセンターの立ち上げにかかる支援を行う。

#### (2)　現地災害ボランティアセンターの後方支援

現地災害ボランティアセンターの活動状況やニーズを把握し、県内外への情報発信を行うとともに、現地センターへの情報提供、センター間の広域的なコーディネート、関係機関や県内外の災害支援団体との連携・調整、人員の派遣、物資の調達、ボランティアバスの運行などを行う。

#### (3)　災害ボランティア活動への支援

ボランティア活動を支援するため、被災地のボランティアニーズや、現地災害ボランティアセンターの設置場所、ボランティアの受入状況、ライフライン・公共交通機関・交通規制の状況などボランティア活動に必要な情報を広く提供する。ボランティア活動の支援にあたっては、ボランティア活動の自発性、災害救援活動の自己完結性を考慮する。

#### (4)　多様な分野の専門性をもつＮＰＯ・ボランティア団体、企業等との連携

災害支援活動を行う様々な団体（災害ボランティア団体、専門性をもつＮＰＯ・ボランティア団体、企業等）に加え、県外の中間支援型支援者、資金助成・資機材提供型支援者等も参加して情報共有、連絡調整を行うための連携の場（三重県域協働プラットフォーム）を構築し、各団体が効果的な活動が行えるよう、情報提供や現地災害ボランティアセンターとの調整等必要な支援を行う。

「みえ災害ボランティア支援センター」の概念図

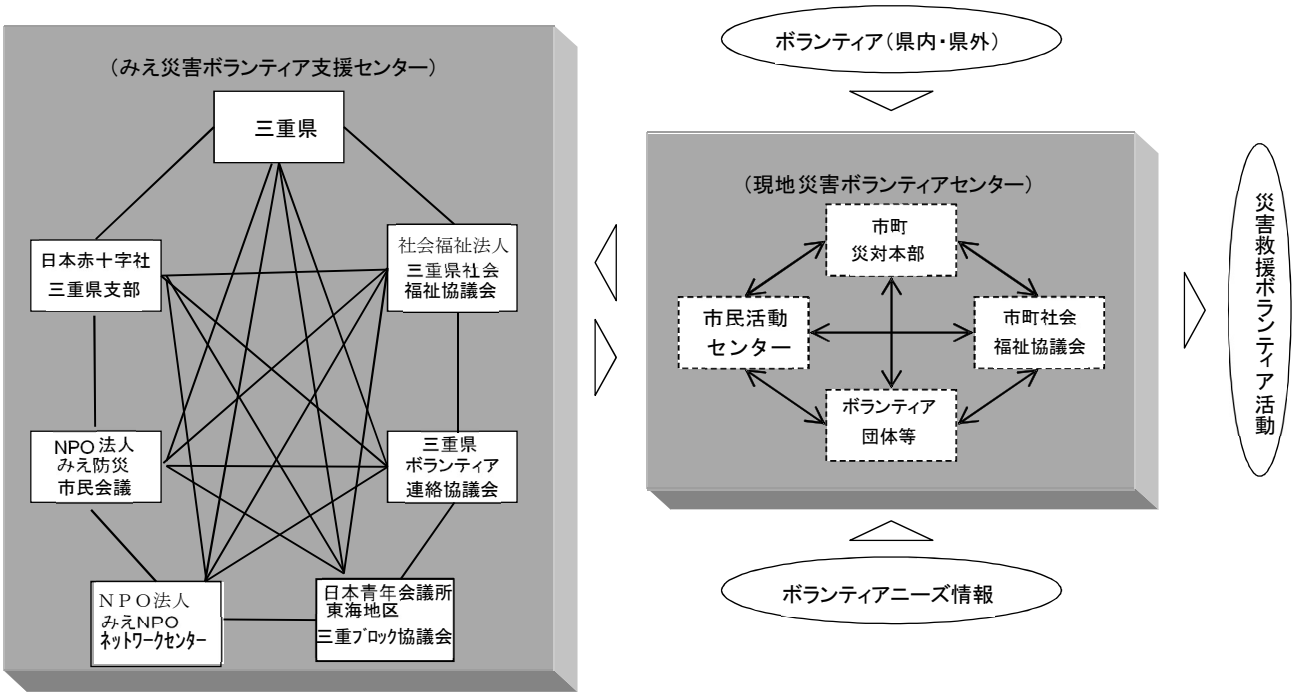


４　災害支援団体への支援（被災者支援部隊＜ボランティア班＞）

被災者の多様なニーズに対応するため、様々な災害支援団体が行う支援活動を財政面で支援する。支援にあたっては、「三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金」を活用する。

■市町が実施する対策

１　現地災害ボランティアセンターの設置

関係機関と連携・協働し、市町の広さや被災状況に応じて「現地災害ボランティアセンター」や「サテライト」（ボランティアの活動拠点）を設置し、みえ災害ボランティア支援センターとの連携を図りながら、地域内外からのボランティアを円滑に受け入れる。

(1)　災害ボランティアへの支援

被災地にとってよりよい支援となるよう、ボランティアニーズの把握、受入ボランティアと活動先との調整を行うとともに、必要な支援を行う。

(2)　専門性をもつＮＰＯ・ボランティア団体、企業等との連携

専門性をもつＮＰＯ・ボランティア団体、企業等が効果的に活動を行うことができるよう、情報提供など必要な支援を行う。

２　災害支援団体との連携

被災者の多様なニーズに対応するため、専門性をもつ様々な支援団体やボランティアが効果的に活動を行うことができるよう、情報提供や必要な支援を行う。

【市町地域防災計画記載検討項目】
(1) 現地災害ボランティアセンターの設置（設置主体・設置場所）
(2) 現地災害ボランティアセンターの運営（運営主体・運営方法）
(3) 災害支援団体との連携
(4) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

１　ボランティアの受入体制の整備及び支援（日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、災害支援団体等）

(1) 日本赤十字社三重県支部
① 日本赤十字社三重県支部内に対策本部を設置し、必要に応じて職員を県災対本部へ派遣する。
② みえ災害ボランティア支援センターに職員等を派遣する。

(2) 三重県社会福祉協議会
① 三重県社会福祉協議会に対策本部を設置し、必要に応じて職員を県災対本部へ派遣する。
② 必要に応じて、被災市町の社会福祉協議会へ先遣隊を派遣し、情報収集を行うとともに、みえ災害ボランティア支援センターに被災状況などの情報提供を行う。
③ みえ災害ボランティア支援センターに職員を派遣するとともに、市町社会福祉協議会に現地災害ボランティアセンターへの職員の派遣を要請し、センターの立ち上げ、運営にかかる支援を行う。
④ みえ災害ボランティア支援センターを中心に、ボランティアのコーディネート、活動支援等を行う。

(3) 災害支援団体等（特定非営利活動法人みえ防災市民会議、特定非営利活動法人みえＮＰＯ　ネットワークセンター、三重県ボランティア連絡協議会等）
① みえ災害ボランティア支援センターにメンバーを送り出すとともに、関係ボランティア団体等に協力を要請する。
② みえ災害ボランティア支援センターを中心に、ボランティアのコーディネート、活動支援等を行う。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

１　被災状況の把握とボランティアの要請

自治会や自主防災組織は、被災状況や支援ニーズを把握し、現地災害ボランティアセンターに情報提供するとともに、必要に応じ、ボランティアの要請を行う。

２　現地災害ボランティアセンターの運営支援

被災状況に応じて、現地災害ボランティアセンターの運営支援ボランティアとして、ボランティアニーズの把握やボランティアの受付、活動先の案内などに協力する。

３　ボランティアの受入支援

現地災害ボランティアセンターや災害支援団体と連携して、ボランティアの受入を行う。

４　ボランティア活動への参加

被災状況に応じて、可能なボランティア活動に参加する。

# 第５節　防疫・保健衛生活動 (発災19)

**【主担当部隊】: 保健医療部隊（保健衛生班）**

## 第１項　活動方針

○　感染症発生未然防止のため、避難所、浸水地区及び衛生状態の悪い地区を中心に予防対策を実施する。
○　食品危害の発生を防止するため、総合的な食品衛生対策を実施する。
○　災害時における感染症の流行、健康被害等を未然に防止するとともに、被災者への健康相談等により心身の安定を図る。

## 第２項　主要対策項目

| 対策(活動)項目 | 主担当部隊(班) | 活動開始(準備)時期等 | 重要な収集情報(収集先) |
|---|---|---|---|
| 防疫活動の実施 | 保健医療部隊(保健衛生班) | 【発災後24時間以内】<br>発災情報入手後、被害状況把握後 | ・被害状況及び支援活動の状況(市町・地方部) |
| 防疫活動の支援 | 保健医療部隊(保健衛生班) | 【発災後24時間以内】<br>発災情報入手後、被害状況把握後 | ・被害状況及び支援活動の状況(市町・地方部)<br>・応援要請(市町) |
| 食品衛生監視 | 保健医療部隊(保健衛生班) | 【発災後3日以内】<br>救護所・避難所設置後等速やかに | ・被害状況及び救護活動の状況<br>・応援要請(市町) |
| 健康管理(保健活動)の実施・調整 | 保健医療部隊(保健衛生班) | 【発災後24時間以内】<br>発災情報入手後、被害状況把握後 | ・被害状況及び支援活動の状況(市町・地方部)<br>・応援要請(市町) |

※「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

## 第３項　対策

**■県が実施する対策**

**１　防疫活動の実施（保健医療部隊＜保健衛生班＞）**

県（保健所）は、市町と連絡を密にして次の活動を実施する。

**(1) 疫学調査及び健康診断等**

**ア　疫学調査班の編成**

県は、災害規模等により必要な人数の疫学調査班を編成する。

**イ　疫学調査班の用務**

①　災害地区の感染症患者発生状況の迅速正確な把握
②　患者及び保菌者に対する適切な対応
③　疑わしい症状のある者への適切な対応

**ウ　疫学調査の実施**

疫学調査班は、緊急度に応じて計画的に疫学調査を実施するが、実施にあたっては、地区

組織活動等の協力を得て、的確な情報把握に努める。

**エ　健康診断の実施**

疫学調査の結果、一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の疑いがあるときは、感染症法の規定による健康診断を実施する。

なお、同法に規定されていない感染症に対する健康診断は、流行状況や避難地域等に与える影響等を考慮して実施する。

**オ　臨時予防接種の実施又は実施指示**

県は、Ａ類疾病及びＢ類疾病のうち厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、または国から予防接種を行うよう指示を受けた場合は、予防接種法第６条の規定による臨時の予防接種を行い、または市町に行うよう指示する。

**(2) 市町に対する指導及び指示等**

災害発生と同時に保健所は、災害地区の疫学調査、消毒方法及びねずみこん虫等の駆除その他の防疫措置について実情に即した指導を行う。特に被害が激甚な市町に対しては、職員を現地に派遣し、その実情を調査して実施方法及び基準を示し、指導にあたらせる。

## ２　防疫活動の支援（保健医療部隊＜保健衛生班＞）

県は、各市町間の支援体制を充実し、感染症発生等の未然防止に万全を期す。

**(1) 防疫用資機材の調達及び搬送体制**

県は、被災地から防疫用消毒薬等防疫用資機材の供給依頼があった場合、直ちに調達・搬送できる体制を整える。

なお、防疫用資機材の調達については、「第３章　第２節　医療・救護活動　第３項　＜県が実施する対策＞　３　(1)医薬品・衛生材料等の調達・分配」に準ずる。

**(2) 感染症指定医療機関の確保体制**

県は、災害時に発生した一類感染症、二類感染症、又は新感染症の患者等で入院が必要な者については、感染症法により感染症指定医療機関への入院を勧告し、搬送及び収容できる体制を整える。

**(3) ペット対策**

県と（公社）三重県獣医師会等の関係団体等は、市町に対し、避難所における飼い主と同行避難したペットの受入に関する助言を行うとともに、放浪動物や負傷動物の救護を行う。

また、特定動物（クマ、ライオン等の国が定めた危険動物）が逸走し、飼い主責任による対応が困難な場合、県は、飼い主、関係機関等と連携し対応する。（推進計画）

## ３　食品衛生監視（保健医療部隊＜保健衛生班＞）

県は、災害地の飲料水の汚染、食料品の腐敗等による食品からの健康被害の発生を防止するため、必要に応じ、特別食品衛生監視班を編成し、救護食品の緊急安全確認やボランティア等に対する衛生指導を行うなど総合的な食品衛生対策を実施する。また、必要に応じて（一社）三重県食品衛生協会の食品衛生指導員にも協力を要請する。

なお、浸水した地区に関しては、次のとおり実施する。

**(1)　臨時給食施設**

関係機関と密接な連携をとって施設の実態を把握し、食品衛生監視員による現地指導の徹底によって健康被害の発生を防止する。

重点指導事項

① 手洗い消毒の励行

② 食器器具の消毒
③ 給食従事者の検便及び健康診断の実施
④ 原材料及び食品の検査

(2)　営業施設

生鮮食品取扱営業施設を重点的に監視するとともに、製造、調理、加工、保存及び陳列されている食品を確認することによって、不良食品の供給を排除する。

重点監視指導事項

浸水地区は、湛水（たんすい）期間中は営業を自主休業させ、水が引いた後、施設及び設備を完全消毒のうえ、食品衛生監視員の検査を受けて営業を再開するよう指導すること。

また、汚水により汚染された食品及び停電により腐敗及び変敗した食品が供給されることがないようにすること。

(3)　その他

災害の規模によっては、食品衛生監視員のみでは、充分な監視指導ができない場合もあると考えられるので、状況により県内の食品衛生指導員を指揮して、指導に当たらせるよう配慮する。

## 4　健康管理（保健活動）の実施・調整（保健医療部隊＜保健衛生班＞）

### (1) 保健師・管理栄養士・災害支援ナース等による健康管理の実施

市町からの要請があった場合には、保健師・管理栄養士・災害支援ナース等により被災地のニーズ等に的確に対応した健康管理（母子、高齢者、精神、歯科保健等における保健指導及び栄養指導等をいう。以下同じ。）を行う。

### (2) 健康管理実施計画の策定

被害が長期化する場合で避難所が多数設置されている場合等、被災者の健康管理を組織的に行うことが必要と思われるときには、市町からの要請に基づき、被災者等の健康管理のための実施計画を策定して計画的な対応を行う。

### (3) 巡回による保健・栄養指導

住民の健康管理を図るために、市町から要請があった場合、保健師・管理栄養士等は市町の協力のもと、避難所等を巡回し、被災者のニーズに対応した保健指導及び栄養指導を行う。

### (4) 近隣市町等への応援要請

被害の規模が大きく、県の専門職員等だけでは支援要員等が不足すると予想される場合は、近隣市町又は関係団体並びに他県等に対し応援要請を行う。

## ■市町が実施する対策

## 1　実施体制

### (1) 実施責任者

被災地の防疫についての計画の策定及び実施は市町が行う。

### (2) 避難所の衛生保持

避難所の生活環境を確保し、衛生状態の保持に努める。

### (3) 臨時予防接種の実施

県から予防接種法に基づく臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い適

切に実施する。

(4) 保健活動

ア　保健師活動

被災者の心身の健康状態と生活環境の実態を把握し、計画的・継続的支援を行う。要援護者への支援や被災者の多様な健康課題に対応するため、関係者と連携及びチームでの活動を行い、必要に応じて関係機関に応援要請を行う。

イ　栄養・食生活支援

①　関係機関・部署と連携を図りながら、避難所等での栄養・食生活支援活動を行う。

a　要配慮者（高齢者、障がい者、難病患者、妊婦、乳幼児等）に対する栄養相談・指導を行う。

b　避難所での共同調理、炊き出し等への指導助言を行う。

c　避難所、応急仮設住宅等の被災者に対する食事相談・指導を行なう。

②　栄養・食生活支援活動を行う管理栄養士・栄養士が不足する場合には、県又は近隣市町に応援要請を行う。

(5) ペット対策

市町は、（公社）三重県獣医師会の助言・協力を得て、避難所に隣接した場所に、飼い主責任を基本としたペットの管理場所及び救護所を設置するよう努める。

【市町地域防災計画記載検討項目】

(1) 防疫体制の確立
(2) 避難所の衛生保持疫学調査及び健康診断
(3) 臨時予防接種の実施
(4) 保健活動（保健師活動、栄養・食生活支援）
(5) ペット対策
(6) その他必要な事項

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

１　健康カードの作成

既往歴、治療中疾患名、治療薬剤名などを記載した健康カードを作成し、常に身に付けることを心がける。

２　治療薬剤の保管

普段服薬している治療薬剤を、災害時に入手困難になることを想定し、１週間分程度保管しておき、避難時に携行する。

３　ペットの同行避難対策

ペットの飼い主は、災害が発生し避難所へ避難する場合は、避難先でのペットの管理に自らが責任を負うことを前提に、ペットとともに同行避難を行う。

また、市町等によりペットの管理場所及び救護所が設置されている場合は、ペットの管理場所及び救護所の指示に従い、ペットを適正に管理する。

# 第６節　災害警備活動（発災20）

**【主担当部隊】：警察部隊**

## 第１項　活動方針

○ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに警備体制を確立し、情報収集に努める。
○ 住民等の生命、身体及び財産の保護を第一とした災害警備活動を実施する。

## 第２項　主要対策項目

| 対策（活動）項目 | 主担当部隊（班） | 活動開始（準備）時期等 | 重要な収集情報（収集先） |
|---|---|---|---|
| 災害警備体制の確立 | 警察部隊 | 【発災１時間以内】<br>発災後直ちに | 被害状況、交通状況等（県・市町その他の関係機関等） |
| 災害警備活動の実施 | 警察部隊 | 【発災３時間以内】<br>被災状況等に応じて速やかに | 被害状況、交通状況、治安状況等（県・市町その他の関係機関等） |

＜津波災害対策＞

| 対策（活動）項目 | 主担当部隊（班） | 活動開始（準備）時期等 | 重要な収集情報（収集先） |
|---|---|---|---|
| 津波災害に対応した活動 | 警察部隊 | 【発災１時間以内】<br>津波災害の発生が見込まれた時点 | 被害状況、交通状況、治安状況等（県・市町その他の関係機関等） |

※「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

## 第３項　対策

**■県が実施する対策**

**１　災害警備体制の確立（警察部隊）**

**(1)　職員の招集・参集**

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、あらかじめ定めたところにより、速やかに職員を招集・参集させ、災害警備体制の確立を図る。

**(2)　災害警備本部の設置**

警察本部及び警察署に所要の規模の災害警備本部を設置する。

**(3)　警察災害派遣隊の派遣要請**

被害の規模に応じて、速やかに警察庁に対し警察災害派遣隊の派遣を求める。

**２　災害警備活動の実施（警察部隊）**

**(1)　災害情報の収集・連絡等**

災害警備活動上必要な情報収集を行い、収集した情報を必要に応じて関係機関に連絡する。
また、人的・物的被害状況を警察庁及び中部管区警察局に報告する。

### ⑵　救出救助活動

把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を被災地を管轄する警察署等に出動させ、県、市町、消防等と協力し、救出救助活動を実施する。その際、消防等関係機関の現場責任者と随時、捜索区割り等現場活動に関する調整を行う。

津波災害現場における被災者の救出救助にあたっては、警察用航空機（ヘリコプター）、災害救助犬及び装備資機材を活用する。

### ⑶　避難誘導

市町等と協力し、被災地域、災害危険箇所等の現場状況を把握した上で避難行動要支援者に十分配慮し、安全な避難経路を選定して避難誘導を行う。

また、津波に対しては、避難誘導にあたる警察官の安全を確保しつつ、予想される津波到達時間も考慮し、必要に応じ警察官が避難の指示を行うなどして、安全かつ迅速な避難誘導を行う。

### ⑷　緊急交通路の確保

道路管理者等と連携して道路の損壊状況、交通状況等の交通情報を迅速に把握し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに緊急交通路の確保にあたる。

### ⑸　身元確認等

市町等と協力し、検視場所を確保するとともに、医師・歯科医師等との連携に配意し、迅速かつ的確な検視・死体調査、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等に努める。

津波災害時においては、遺体の身元確認が困難となるケースが多いことを考慮して活動にあたる。

### ⑹　二次災害の防止

二次災害の危険場所等を把握するため、住宅地域を中心に調査を実施するとともに、把握した二次災害危険場所等について、市町等に連絡し、避難勧告等の発令を促す。

### ⑺　危険箇所等における避難誘導等の措置

石油コンビナート等の危険物施設、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設、ボイラー施設等の危険箇所について、大規模な火災、有害物質の漏えい、爆発等の発生の有無の調査を行い、状況に応じて施設内滞在者及び施設周辺住民の避難誘導や交通規制等災害の拡大を防止するための措置を行う。

### ⑻　社会秩序の維持

被災地の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所におけるトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行う。また、被災地において発生することが予想される悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努める。

加えて、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び国民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑止に努める。

津波災害時においては、被災地が広範囲にわたることから、社会秩序を維持するための活動範囲も広範囲にわたることを考慮して活動にあたる。また、大量の拾得物を取り扱う場合において、保管場所の確保、必要な処理体制の整備等、早期返還に向けた対応に努める。

### ⑼　被災者等への情報伝達活動

被災者のニーズを十分に把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等警察措

置に関する情報等の適切な伝達に努める。その際、高齢者、障がい者等に配慮した伝達を行う。

津波警報・注意報等が発表された場合、又は津波による被害が発生すると判断した場合は、津波警報・注意報等を迅速かつ正確に沿岸住民等に伝達する。

### (10)　相談活動

行方不明者相談所、消息確認電話、相談窓口等の設置に努めるとともに、避難所への警察官の立寄り等による相談活動を推進する。

津波災害時においては、被災地が広範囲にわたることから、被災者の安否を気遣う肉親等からの相談が増大することを考慮して活動にあたる。

### (11)　ボランティア活動の支援

自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安除去等を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援等を行う。

## ■市町が実施する対策

県警察（所轄警察署）との緊密な連携の下に災害応急対策を実施する。

## ■その他の防災関係機関が実施する対策

第四管区海上保安本部は、海上における犯罪の予防、混乱の防止を図るため、情報の収集、警戒、取締りを行う。

## ■地域・住民が実施する自助・共助の対策

自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体は、各種犯罪・事故の未然防止等を目的とした活動を推進する。

# 第７節　遺体の取扱い(発災21)

**【主担当部隊】: 保健医療部隊（情報収集・分析班、医療活動支援班、保健衛生班）**
**警察部隊**

## 第１項　活動方針

○　大規模地震発生時には、多数の死者、行方不明者が発生することが想定されるため、これらの捜索、収容、検視・検案・身元確認、引渡し、埋火葬等を的確に実施する。
○　県は市町と連携して、検視場所・遺体安置所の調整を行う。
○　市町は、関係機関と連携し、遺体の捜索、検視場所・遺体安置所の設置及び遺体の埋火葬等を行う。

## 第２項　主要対策項目

| 対策(活動)項目 | 主担当部隊(班) | 活動開始(準備)時期等 | 重要な収集情報(収集先) |
|---|---|---|---|
| 検視場所・遺体安置所の調整 | 保健医療部隊（情報収集・分析班、医療活動支援班）<br>警察部隊 | 【発災３時間以内】<br>県災対本部設置後速やかに | ・被害状況、救助活動の状況（県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防）<br>・応援要請(県、市町) |
| 遺体の検視・検案・身元確認、引渡し | 保健医療部隊（情報収集・分析班、医療活動支援班）<br>警察部隊 | 【発災後24時間以内】<br>検視場所・遺体安置所開設後速やかに | 遺体の検視・検案・身元確認、引渡しの実施状況<br>（市町、防災関係機関等） |
| 遺体保存用資材等の支援 | 保健医療部隊（保健衛生班）<br>警察部隊 | 【発災後24時間以内】<br>検視場所・遺体安置所開設後市町の要請に基づき | 遺体の検視・検案・身元確認、引渡しの実施状況<br>（市町、防災関係機関等） |

＜津波災害対策＞

| 対策(活動)項目 | 主担当部隊(班) | 活動開始(準備)時期等 | 重要な収集情報(収集先) |
|---|---|---|---|
| 広域火葬体制の確立 | 保健医療部隊（保健衛生班）<br>警察部隊 | 【発災後3日以内】<br>市町内での火葬が不可能となったことを把握後速やかに | 市町内での火葬の可否<br>火葬場の被害状況<br>（市町、防災関係機関等） |

※「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

## 第３項　対策

**■県が実施する対策**

**１　検視場所・遺体安置所の調整（保健医療部隊＜情報収集・分析班、医療活動支援班＞、警察部隊）**

被災状況に応じ、市町が指定する検視場所・遺体安置所の開設に関する必要な調整を図る。

また、発見された遺体の収容先等や遺体の発見状況に応じた検視場所・遺体安置所の統合などの調整を図る。

### ２　遺体の検視・検案・身元確認、引渡し
**（保健医療部隊＜情報収集・分析班、医療活動支援班＞、警察部隊）**

遺体の検視については、指定された検視場所において警察部隊が行う。

遺体の検案については、県災対本部が被災市町及び警察等と連携をとりながら、（公社）三重県医師会、三重大学法医学講座等に要請し、歯科所見からの身元確認作業については、（公社）三重県歯科医師会等に要請する。

この場合、円滑な検視・検案・身元確認が行えるよう、必要に応じて関係機関との連携を図る。

検案応援の医師等については、災害医療コーディネーターの助言を受け、各市町等に対する派遣の調整を行う。

### ３　遺体保存用資材等の支援（保健医療部隊＜保健衛生班＞）

市町から遺体の保存や搬送用の資材、車両等の手配について応援要請があった場合は、確保に努める。

### ４　広域火葬体制の確立（保健医療部隊＜保健衛生班＞、警察部隊）

津波災害時においては、被災地が広範囲にわたることから、公衆衛生の確保及び遺族等の精神的安寧を図るため、広域火葬計画による広域火葬体制の確立に努める。

## ■市町が実施する対策

### １　遺体の捜索

#### (1)　実施者及び方法

市町災対本部において消防機関、警察、自衛隊、海上保安庁等救助機関と連携し、救出救助活動に必要な舟艇その他機械器具等を借上げて実施する。

#### (2)　応援の要請

市町災対本部において、被災その他の条件により実施できないとき、又は遺体が流失等により他市町にあると認められるとき等にあっては、隣接市町又は遺体漂着が予想される市町に直接捜索応援の要請をする。

なお、応援の要請にあたっては、次の事項を明示して行う。

①　遺体が埋没し、又は漂着していると思われる場所
②　遺体数、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴及び持物等
③　応援を求める人数又は舟艇器具等
④　その他必要な事項

### ２　検視場所・遺体安置所の開設

警察（所轄警察署）と調整を図り、被災状況に応じて必要な検視場所・遺体安置所を開設する。

（検視場所・遺体安置所を速やかに開設できるよう、警察（所轄警察署）と調整を図り、候補地を事前に検討しておく。）

### ３　遺体の収容、処理

救助救急活動の実施等を通じて遺体を発見したときは、市町災対本部は速やかに警察（所轄警察署）等と連携して指定された検視場所・遺体安置所に収容するとともに、検視・検案・身元確認を実施し、必要に応じ次の方法により遺体を処理する。

#### (1)　実施者及び方法

市町災対本部医療班は、警察（所轄警察署）及び日本赤十字社三重県支部と連携・協力を得ながら、遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処置をし、埋火葬までの間、開設した遺体安置所に安置する。ただし、市町災対本部において実施できないときは、他の市町災対本部医療班の出動応援を求める等の方法により実施する。

**(2)　遺体保存用資材の確保**

検視・検案・身元確認を行い埋火葬等の措置をするまでの間、遺体を一時保存するため、棺や遺体保存袋、ドライアイス等の遺体保存用資材を確保する。ただし、市町災対本部において資材の確保が困難な場合は、県に対し応援を要請する。

**４　遺体の埋火葬**

災害の際死亡したもので、市町災対本部がその必要を認めた場合は、次の方法により応急的な埋火葬を行う。

**(1)　実施者及び方法**

埋火葬の実施は、市町災対本部において、直接火葬もしくは土葬に付す。

なお、埋火葬の実施が、市町災対本部でできないときは、「＜市町が実施する対策＞１（２）応援の要請」に準じて他機関の応援及び協力を得て実施する。

**(2)　遺体の搬送**

埋火葬場までの搬送車両が不足する場合は、車両の手配を県に要請する。

**【市町地域防災計画記載検討項目】**

**(1) 実施責任**
**(2) 遺体の捜索、収容、処理、埋火葬の体制**
**(3) 検視場所・遺体安置所**
**(4) 必要な資機材の調達**
**(5) 遺体の搬送**
**(6) 遺体の埋火葬**
**(7) その他必要な事項**

## ■その他の防災関係機関が実施する対策

**１　自衛隊の対策**

自衛隊は、県の要請に基づき、市町、警察等救助機関と連携して遺体の捜索活動等を行う。

**２　海上保安庁の対策**

海上保安庁は、市町、警察等救助機関と連携して遺体の捜索活動等を行う。

# 第５章　救援物資等の供給

## 第１節　緊急輸送手段の確保 (発災22)

**【主担当部隊】: 総括部隊（総括班、総務班）**
**社会基盤対策部隊（公共土木対策班）**

### 第１項　活動方針

○ 南海トラフ沿いを震源域とする大規模な地震が発生した場合、県内で甚大な被害を被り、災害応急対策活動に多くの救援・救急活動要員、救援用物資、応急復旧用資機材等が必要となることが想定されるため、これらの人員、物資等の輸送手段を確保する。

### 第２項　主要対策項目

| 対策(活動)項目 | 主担当部隊(班) | 活動開始(準備)時期等 | 重要な収集情報(収集先) |
|---|---|---|---|
| 県有車両の確保 | 総括部隊<br>（総括班、総務班） | 【発災１時間以内】<br>発災後速やかに使用可能公用車の把握を行う | ・管財課、地域防災総合事務所等 |
| 輸送ルートの情報収集・伝達 | 社会基盤対策部隊(公共土木対策班)<br>総括部隊(総括班) | 【発災１時間以内】 | ・公共土木施設の被害情報等(各施設の管理者等)<br>・その他輸送上の拠点となる施設の被害情報 |
| 輸送手段の確保 | 総括部隊<br>(総括班) | 【発災24時間以内】<br>緊急の必要があると認める場合、速やかに | ・国(輸送手段の要請)<br>・各協定締結団体 |

※「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

### 第３項　対策

**■県が実施する対策**

**１　県有車両の確保（総括部隊＜総務班＞）**

各部局及び各事務所等が所有する公用車では、輸送手段が十分確保できないときは、総務班（管財課）に県有集中管理車両の確保を要請する。

**２　輸送ルートの情報収集・伝達（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞）（総括部隊＜総括班＞）**

県は、交通規制等道路情報をできる限り一元的に収集し、関係機関等に提供できる体制を敷く。

また、輸送上の拠点となる施設の被害情報を収集し、利用できる輸送ルートを勘案したうえで、必要となる輸送手段を確保することとする。

## ３　輸送手段の確保（総括部隊<総括班>）

### (1) 陸上輸送手段の協力要請

緊急輸送が必要となった場合、陸上輸送については次の機関へ要請を行う。要請にあたっては輸送に必要となる情報を提供するとともに、緊密に連絡を取り合い効果的な輸送を行う。

**ア　指定公共機関、指定地方公共機関への要請（基本法第 86 条の 18）**

＜指定公共機関＞　　日本貨物鉄道株式会社、日本郵便株式会社

＜指定地方公共機関＞　（一社）三重県トラック協会

**イ　協定事業者への要請**

＜協定締結団体＞

【緊急輸送の確保にかかる協定及び締結相手方】

| 協定名 | 締結相手方 |
|---|---|
| 災害時における物資等の緊急輸送に関する協定 | 一般社団法人三重県トラック協会 |
| 災害時における物資等の緊急輸送に関する協定 | 赤帽三重県軽自動車運送協同組合 |
| 緊急・救援輸送に関する協定 | 公益社団法人三重県バス協会 |

**ウ　国への要請**

指定公共機関、指定地方公共機関及び協定締結団体による対応が困難な場合は、国土交通省中部運輸局に対して支援を要請する。

**エ　自衛隊への要請**

上記アからウによる輸送が困難なとき、又は急を要するときは、「第１章　第３節　自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」に基づき、自衛隊に対し陸上輸送の支援要請を行う。

### (2) 海上輸送手段の協力要請

緊急輸送が必要となった場合、海上輸送については次の機関へ要請を行う。要請にあたっては輸送に必要となる情報を提供するとともに、緊密に連絡を取り合い効果的な輸送を行う。

**ア　協定事業者への要請**

＜協定締結団体＞

【緊急輸送の確保にかかる協定及び締結相手方】

| 協定名 | 締結相手方 |
|---|---|
| 船舶による輸送等に関する協定 | 中部沿海海運組合<br>東海内航海運組合<br>全国内航タンカー海運組合東海支部 |
| 旅客船による災害時の輸送等に関する協定 | 東海北陸旅客船協会 |
| 船舶による輸送等災害応急対策に関する協定 | 三重県水難救済会 |

| | |
|---|---|
| 三重県と三重大学との災害対策相互協力協定<br>（三重大学練習船勢水丸による輸送等災害応急対策に関する覚書） | 国立大学法人三重大学 |

**イ　国への要請**

協定締結団体による対応が困難な場合は、国土交通省中部運輸局に対して支援を要請する。

**ウ　自衛隊、海上保安庁への要請**

上記ア及びイによる輸送が困難なとき、又は急を要するときは、「第１章　第３節　自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」に基づき、自衛隊及び海上保安庁に対し海上輸送の支援要請を行う。

**(3)　航空輸送手段の協力要請**

「第２章　第５節　ヘリコプターの活用」に準じる。

## ■市町が実施する対策

**１　市町が所有する車両の確保**

「＜県が実施する対策＞１．県有車両の確保」に準ずる。

**２　輸送ルートの情報収集・伝達**

「＜県が実施する対策＞２輸送ルートの情報収集・伝達」に準ずる。

**３　輸送手段の確保**

「＜県が実施する対策＞３輸送手段の確保」に準ずる。

**４　応援の要請等**

市町長は、応急措置を実施するため必要と認める場合、基本法第 68 条第 1 項の規定に基づき、県へ要請を行う。ただし、事態が急を要するときは、電話又は無線をもって要請し、事後に文書を送付する。

**【市町地域防災計画記載検討項目】**

**(1) 緊急輸送手段の確保**
**(2) 緊急輸送の要請**
**(3) その他必要な事項**

## ■その他の防災関係機関が実施する対策

**＜各協定締結団体の対策＞**

**１　緊急対策**

各協定締結団体内及び県災対本部、関係機関との連絡体制を確保する。
また、各協定締結団体内の輸送手段の確保状況等を確認する。

**２　各協定に基づく緊急輸送の実施**

各協定に基づき県から緊急輸送の要請があった場合は、あらかじめ定める体制により緊急輸送を行う。

# 第２節　救援物資等の供給（発災23）

**【主担当部隊】：総括部隊（総括班）**
**救援物資部隊（物資支援班、物資活動班）**

## 第１項　活動方針

○ 県民の非常用備蓄等にもかかわらず、災害の規模により食料及び生活必需品等（以下「物資等」という。）の不足が生じた場合、被災者に早期に必要な物資等を供給する。
○ これに先立ち、市町は備蓄物資が確保できない避難者に対し、市町が備蓄している物資等を供給するとともに、そのために必要となる物資等の緊急調達を行う。
○ 県は、物資等の供給又は緊急調達が困難な市町からの要請に基づき、物資等の提供又は調達の代行を行う（プル型支援）。
○ 孤立状態にある被災者に対しても孤立状態の解消に努めるとともに、物資等の円滑な供給に十分配慮する。
○ 南海トラフ地震等の大規模地震の発生時には、国は県の要請を待たずに物資を調達して広域物資輸送拠点まで搬送するため（プッシュ型支援）、県は別に定める「三重県広域受援計画」に基づき支援活動を行う。

## 第２項　主要対策項目

| 対策(活動)項目 | 主担当部隊(班) | 活動開始(準備)時期等 | 重要な収集情報(収集先) |
|---|---|---|---|
| 物資要請情報の収集・整理・調整 | 救援物資部隊（物資支援班） | 【発災 12 時間以内】 | ・市町からの物資要請（地方部、市町） |
| 支援物資の受入 | 救援物資部隊（物資支援班） | 【発災 24 時間以内】<br>物資提供の申し出があり次第 | ・広域物資提供情報（他府県、国）<br>・物資拠点状況（地方部、市町） |
| 物資等の調達 | 救援物資部隊（物資活動班） | 【発災 24 時間以内】<br>市町で避難所開設後、速やかに | ・物資確保状況（国、協定締結団体等）<br>・物資調達要請状況（地方部、市町） |
| 物資等の供給 | 救援物資部隊（物資支援班・物資活動班） | 【発災 72 時間以内】<br>市町から供給要請があった時点 | ・物資拠点状況（地方部、市町）<br>・物資配送状況（国、協定締結団体等） |
| 燃料の確保 | 総括部隊（総括班） | 【発災 72 時間以内】<br>燃料確保が困難になるおそれが認められた時点 | ・各部隊<br>・三重県石油商業組合<br>・三重県LPガス協会 |

※「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

## 第３項　対策

**■県が実施する対策**

**１　物資要請情報の収集・整理・調整（救援物資部隊＜物資支援班＞）**

県は、市町の被害状況及び物資要請にかかる情報を収集したうえで、必要となる物資等の数量を推定し、物資等の配分計画を策定する。策定にあたっては、緊急輸送路の状況、輸送手段の確保状況及び物資等の需給バランス等総合的に判断する。

## ２　支援物資の受入（救援物資部隊＜物資支援班＞）

海外及び他都道府県、NPO 団体等から支援物資の提供の申し入れがあった場合は、物資供給計画の検討をふまえ、受け入れ体制を整えたうえで支援物資を受け入れる。支援物資は、基本的には広域物資輸送拠点施設において受け入れる。（推進計画）

なお、南海トラフ地震等の大規模災害時における国からの支援物資（プッシュ型支援）の受け入れは別に定める「三重県広域受援計画」の「物資調達に関する計画」に基づき行うものとし、プル型支援要請も含め国の「物資調達・輸送調整等支援システム」により調達・輸送を行う。

## ３　物資等の調達（救援物資部隊＜物資支援班、物資活動班＞）

### (1)　食料の調達活動

①　市町を通じ、在宅並びに避難所の避難者に対する食料需要情報等を収集するとともに、他市町における食料の調達に関する協定による調達可能食料量、国や広域応援による他県等からの調達可能食料量を把握し、被災市町への配分計画を策定する。

②　市町から避難者用食料調達の応援要請があった場合、三重県災害時応援協定に基づき他市町へ食料の応援要請を行う。また、必要に応じて、三重県備蓄・調達基本方針に基づき県が保有する備蓄物資の配分及び投入を行う。

③　市町から避難者用食料調達の応援要請があった場合、食料の調達に関する協定を締結している企業及び団体に調達を要請する。また、必要に応じて、事前に把握した食事の配慮が必要な人用の特別用途食品等を取り扱う業者等に調達を要請する。

④　南海トラフ地震等の大規模災害時に三重県備蓄・調達基本方針に基づき県で食料の調達が必要な場合、食料の調達に関する協定等を締結している企業又は団体に食料の調達を要請する。

⑤　県で調達できない場合は、基本法第 86 条の 16 第 1 項の規定に基づき国に対し必要な措置を講ずるよう要請するとともに、応援協定に基づき他府県に対して広域応援を要請する。

⑥　上記の食料の調達にあたっては、被災地へ早く確実に供給できる調達先を選定することに努める。

### (2)　生活必需品等の調達活動

①　市町を通じ、在宅並びに避難所の避難者に対する生活必需品需要情報等を収集するとともに、他市町における備蓄量、県備蓄量、生活必需品等の調達に関する協定による調達可能生活必需品等数量、国や広域応援による他県等からの調達可能生活必需品等数量を把握し、被災市町への配分計画を策定する。

②　市町から避難者用生活必需品等調達の応援要請があった場合、三重県災害時応援協定に基づき他市町へ生活必需品等の応援要請を行う。また、必要に応じて、三重県備蓄・調達基本方針に基づき県が保有する備蓄物資の配分及び投入を行うこととし、県広域物資輸送拠点の備蓄物資で対応できる物資があれば、地方部を通じ供給の調整を行う。

③　県広域物資輸送拠点の備蓄物資で対応できない場合は、生活必需品等の調達に関する協定を締結している企業及び団体に生活必需品等の調達を要請する。

④　南海トラフ地震等の大規模災害時に三重県備蓄・調達基本方針に基づき県で生活必需品等の調達が必要な場合、生活必需品等の調達に関する協定を締結している企業又は団体に生

活必需品等の調達を要請する。

⑤　さらに調達の必要がある場合は、応援協定に基づき他府県及び国に対して広域応援を要請する。

⑥　上記の生活必需品等の調達にあたっては、被災地へ早く確実に供給できる調達先を選定することに努める。

## ４　物資等の供給（救援物資部隊＜物資活動班、地方部救援物資班＞）

### (1)　広域物資輸送拠点の開設

県は支援物資の受入、仕分け・搬出等の等作業に必要となる広域物資輸送拠点を開設する。広域物資輸送拠点は広域防災拠点施設及びその周辺施設とし、発災後直ちに被害状況を確認したうえで、早期に開設し、支援物資の受入体制を整える。

### (2)　広域物資輸送拠点の運営

支援物資及び調達した物資等を効果的に配送するため、広域物資輸送拠点において物資等の仕分け・一時保管等を行う。広域物資輸送拠点の運営にあたっては、協定締結団体等から物流専門家の派遣等の協力を得ながら効果的な供給体制を構築することとする。

### (3)　供給の実施

「第１節　緊急輸送手段の確保」の状況をふまえ、物流専門家等の協力を得ながら的確な輸送手段を選定し、地域内輸送拠点（市町物資拠点）へ物資等を輸送する。

なお、被害が甚大で被災市町からの要請が行えない場合等、緊急を要し、被災市町からの要請を待ついとまがないと認められるときは、基本法第 86 条の 16 第 2 項に基づき、被災市町からの要請を待たずに、必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずる。

### (4)　滞留物資の一時保管・再仕分け等

梱包物の内容が不明な物資や、品目が混在して仕分け作業に時間を要する物資、及び必要時期を逸した物資（以下「滞留物資」という。）については、協定締結団体が保有する倉庫等で一時保管を行うこととする。

なお滞留物資の仕分け作業等が必要となった場合は、協定締結団体及びボランティア等へ仕分け作業を要請する。

## ５　燃料の確保（総括部隊＜総括班＞）

災害応急対策活動を実施する各部隊及び関係機関は、災害時における燃料の確保に努める。しかし、燃料不足となり、通常の燃料供給体制による燃料確保が困難となった場合、総括部隊（総括班）を通じて燃料の供給について要請を行う。

### (1)　燃料の供給

災害応急対策活動に必要となる車両や自家発電設備、及び災害拠点病院等重要拠点における燃料が不足する場合には、三重県石油商業組合、（一社）三重県ＬＰガス協会等に対し燃料供給の要請を行う。

### (2)　燃料の確保

県は、三重県石油商業組合、（一社）三重県ＬＰガス協会等からの情報に基づき、燃料供給が困難となることが予想される場合、国に対して燃料の確保と県内への供給を要請する。

### (3)　燃料の優先供給

災害対策本部設置の庁舎や災害拠点病院等の重要施設の業務継続のために、必要な燃料を確保し、優先的に供給する。

### (4)　県民への広報

県は、給油所における車列の発生などの混乱を防ぐため、県民に対し、燃料の供給状況や今後の見込み等について定期的に情報を提供するよう努める。

## ■市町が実施する対策

### １　避難所等における必要物資品目・量の把握

市町は避難所等の物資の状況について情報収集を行い、調達が必要となる物資の品目・量を的確に把握することに努める。

### ２　食料の調達・供給活動

#### (1) 避難者に対する食料供給

在宅並びに避難所の避難者に対し、以下の食料供給計画を参考に備蓄を活用した食料の提供に努めるとともに、不足した場合には、協定締結団体等から調達した食料や全国からの支援物資等を避難者に供給し、又は応急給食を実施する。

【食料供給計画】

食料の供給はおおむね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。食料は原則として、１日３回提供する。

・地震発生～12 時間以内　：住民による自己確保備蓄食料又は避難所等の保存食
・地震発生 12 時間後～　　：協定締結団体等から調達したおにぎり、パン等簡単な調達食
・地震発生 24 時間後～　　：協定締結団体等からの調達食又は自衛隊等による配送食
・地震発生 72 時間後～　　：住民、ボランティア、自衛隊等による現地炊飯（炊き出し）

※　避難が長期化する場合は、避難所で避難者が自炊できるよう食材、燃料及び調理器具等を提供する。

#### (2) 県に対する食料調達要請

必要な食料の調達が困難な場合は、県に対して調達又は県が保有する備蓄物資の配分を要請する。ただし、米穀については、別に定められた「災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続き」に従い、農林水産省所管部局に直接、連絡要請することができる。

#### (3) 応急給食の実施

市町が設置する物資拠点で食料を受け入れ、避難者に対して応急給食を実施する。

応急給食は、被災者の健康状態に大きな影響を与えることから、応急給食に使用する食料の備蓄、輸送、配食、給食の実施等にあたっては、食事の配慮が必要な人をはじめ、年齢、性別のニーズの違いに対応できるよう、食の知識を有する管理栄養士等の活用に努める。

#### (4) 要配慮者に対する配慮

糖尿病や腎臓病患者などに対する食事については、可能な限りカロリーや栄養素などに配慮して提供する。

### ３　生活必需品等の調達・供給活動

#### (1) 避難者に対する生活必需品等の供給

在宅並びに避難所の避難者に対し、以下の生活必需品等供給計画を参考に備蓄を活用した生活必需品等の提供に努めるとともに、不足した場合には、協定締結団体等から調達した生活必需品等や全国からの支援物資を避難者に供給する。

【生活必需品等供給計画】

生活必需品等の供給はおおむね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。

・地震発生～24 時間以内 ： 医薬品（風邪薬、胃腸薬等一般的なもの）、乳幼児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、おむつ（乳幼児用、成人用）、毛布、仮設トイレ、携帯・簡易トイレ等

・地震発生24時間後～　： 日用品雑貨（石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレットペーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ等）、衣料品（作業着、下着、靴下、運動靴等）、炊事用具（鍋、釜、やかん、包丁、缶切等）、食器（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等）、光熱材料（ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等）、その他（ビニールシート等）など

**(2) 県に対する生活必需品等の調達要請**

必要な生活必需品等の調達が困難な場合は、県に対して調達又は県が保有する備蓄物資の配分を要請する。

**(3) 生活必需品等の配分**

市町で設置する地域内輸送拠点（市町物資拠点）で生活必需品等を受け入れ、避難者に対して配分する。

**(4) 要配慮者に対する配慮**

要配慮者に配慮し、必要な生活必需品等の確保に努める。

**４　物資等の供給**

市町は調達した物資等を受け入れるため、地域内輸送拠点（市町物資拠点）を開設・運営し、多様な供給手段を用いて物資等を供給する。

**５　協定に基づく応援市町による物資等の供給**

被災市町又は県からの物資等の要請が入った場合、要請を受けた市町は、三重県市町災害時応援協定に基づき、必要となる物資等の供給を行う。

なお物資等は、被災市町又は県が指定する場所まで輸送を行う。

**【市町地域防災計画記載検討項目】**

**(1) 物資等の調達方法**

**(2) 供給方法**

**(3) その他必要な事項**

**■その他の防災関係機関が実施する対策**

**＜生活必需品等の調達に関する協定等締結団体の対策＞**

以下の団体については、県との協定に基づき、生活必需品等の供給を行う。

**１　生活必需品等の調達に関する協定締結団体**

・株式会社一号舘

・スーパーサンシ株式会社
・マックスバリュ中部株式会社
・株式会社ぎゅーとら
・株式会社オークワ
・株式会社ヤマナカ
・イオンリテール株式会社東海・長野カンパニー
・ユニー株式会社
・三重県生活協同組合連合会
・NPO 法人コメリ災害対策センター
・三重県パン協同組合
・株式会社ローソン
・株式会社ファミリーマート
・株式会社セブンイレブン・ジャパン
・株式会社ケーヨー
・株式会社総合サービス

２　災害時における飲料調達に関する協定締結団体
・サントリーフーズ株式会社
・大塚食品株式会社名古屋支店

３　救助用副食等の調達に関する協定締結団体
・三重県漬物協同組合

＜農林水産省政策統括官の対策＞
農林水産省政策統括官は、三重県及び市町から災害救助用米穀の供給にかかる要請があった場合、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、政府所有米穀の販売、引き渡しを行う。（「災害時の政府所有米穀の供給に係る事務フロー」参照）

＜中部経済産業局の対策＞
中部経済産業局は、災害対応物資の円滑な供給の確保のため、関係機関から情報を収集するとともに、必要に応じて、経済産業省関係部署と関係機関との連絡調整を行う。

＜自衛隊の対策＞
三重県からの要請に基づき、応急給食等を実施する。

＜三重県石油商業組合の対策＞
「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」に基づき、県から石油類燃料の供給要請があった場合は、あらかじめ定める体制により供給を行う。

＜（一社）三重県ＬＰガス協会の対策＞
「災害時におけるＬＰガスの供給に関する協定書」に基づき、県から LP ガスの供給要請があった場合は、あらかじめ定める体制により供給を行う。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

発災後、交通状況を含む物資等の流通機構が機能しないことが見込まれる３日間以上の間に必要な物資等は、住民が平素から自助努力によって確保することを基本とする。

また、食料や生活必需品の不足について、地域内での住民間で融通し合うよう努める。

食生活改善推進員は、日ごろの活動を活かし、行政との連携のもとに率先して応急給食に携わるよう努める。

■参考

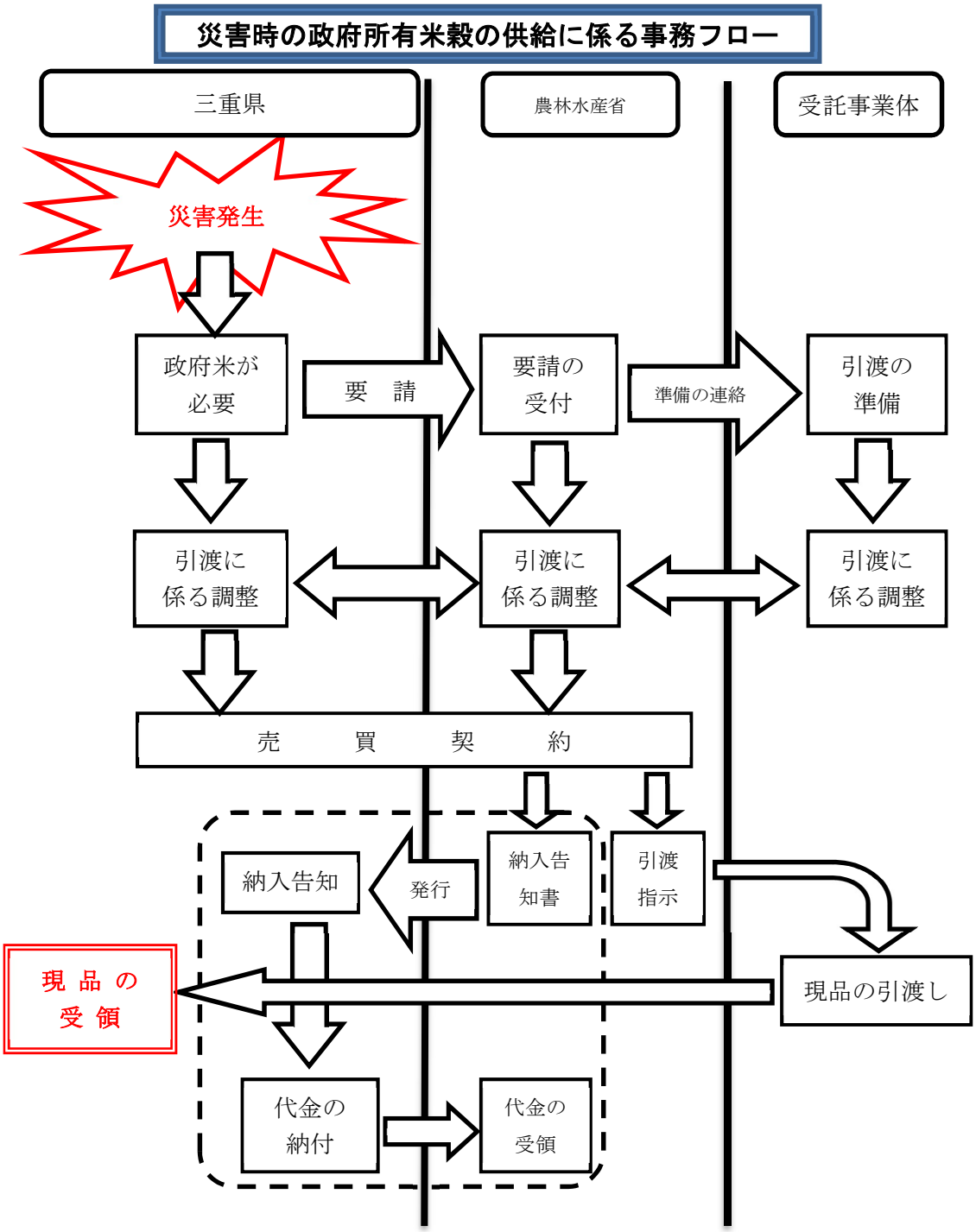


※代金の納付期限は、30 日以内又は、３ヶ月以内で政策統括官と知事が協議して決定

# 第３節　給水活動(発災24)

**【主担当部隊】: 総括部隊（総括班、情報班）**
**社会基盤対策部隊（水道・工業用水道班）**
**保健医療部隊（医療活動支援班）**
**被災者支援部隊（水道応援班）**

## 第１項　活動方針

○　被災者支援部隊(水道応援班)は応急給水活動の総合調整を行い、市町と県(企業庁)が給水タンク車等による応急給水活動を実施する。
○　市町、日本水道協会等と連携して、断水等により飲料水を得られない被災者を的確に把握し、応急給水活動を行う。
○　水道施設の復旧が長引く場合は、住民生活を考慮し、段階的に給水量を増加するよう努める。

## 第２項　主要対策項目

| 対策(活動)項目 | 主担当部隊(班) | 活動開始(準備)時期等 | 重要な収集情報(収集先) |
|---|---|---|---|
| 飲料水の確保 | 被災者支援部隊(水道応援班)<br>社会基盤対策部隊(水道・工業用水道班) | 【発災1時間以内】<br>発災後できる限り速やかに | ・水道施設の被害状況<br>・応急給水状況<br>・応援要請<br>(市町) |
| 応急給水活動の調整 | 総括部隊(情報班)<br>保健医療部隊(医療活動支援班)<br>被災者支援部隊(水道応援班) | 【発災6時間以内】<br>発災後できる限り速やかに | ・水道施設の被害状況<br>・応急給水状況<br>・応援要請<br>(市町) |
| 応急給水活動の実施 | 総括部隊(総括班)<br>被災者支援部隊(水道応援班) | 【発災 24 時間以内】<br>応急給水活動の必要性が見込まれる時点 | ・水道施設の被害状況<br>・応急給水状況<br>・応援要請<br>(市町) |

**＜津波災害対策＞**

| 対策(活動)項目 | 主担当部隊(班) | 活動開始(準備)時期等 | 重要な収集情報(収集先) |
|---|---|---|---|
| 津波被害への対応 | 被災者支援部隊(水道応援班) | 【発災3時間以内】<br>発災後できる限り速やかに | ・水道施設の被害状況<br>・応急給水状況<br>・応援要請<br>(市町) |

※「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である

## 第３項　対策

■県が実施する対策

### １　飲料水の確保（被災者支援部隊＜水道応援班＞、社会基盤対策部隊＜水道・工業用水道班＞）

市町水道施設に被害が生じた場合、県が管理する水道施設において、受水市町の需要に対応しつつ、浄水場、調整池等にできる限り応急給水用の飲料水を確保する。

### ２　応急給水活動の調整（被災者支援部隊＜水道応援班＞、総括部隊＜情報班＞、保健医療部隊＜医療活動支援班＞）

#### (1) 県内市町による協定に基づく応急給水活動の調整

「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、県内の応急給水活動について、以下のとおり総合調整等を行う。

① 被災者支援部隊＜水道応援班＞は、水道施設の被害状況や断水状況、応急給水状況等の情報を収集・集約する。

② 被災者支援部隊＜水道応援班＞は、総括部隊＜情報班＞から、災害対策活動の拠点となる重要施設の断水状況等の情報を収集する。

③ 被災者支援部隊＜水道応援班＞は、保健医療部隊＜医療活動支援班＞から、災害拠点病院等の断水状況等の情報を収集する。

④ 被災者支援部隊＜水道応援班＞は、社会基盤対策部隊＜情報収集・分析班＞から、応急給水活動の実施に必要な道路(国道、県道及び市町道)の情報を収集する。

⑤ 被災者支援部隊＜水道応援班＞は「三重県水道災害広域応援協定」にかかる県内５地域のブロック代表市（以下、「ブロック代表者」という）に対してブロック内の市町の応援体制（資機材、人員）を確認する。

⑥ 被災者支援部隊＜水道応援班＞は、被災市町からブロック代表者を通じて応援要請があった場合で、ブロックを超える規模の応援が必要と判断した場合には、被災市町が必要とする応援体制・応援規模等をもとに応援者や給水資機材の調整を行い、その配分計画を策定して、他のブロック代表者に応援を要請する。

#### (2) 他の都道府県等への応援要請

県内の市町等のみでは応援が不足する場合には、被災者支援部隊＜水道応援班＞は、日本水道協会三重県支部長（津市）に対して、「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」に基づき、他の都道府県等へ応援を要請する。

① 他の都道府県等への応援要請にあたっては、被災者支援部隊＜水道応援班＞は日本水道協会三重県支部長（津市）と十分に連携を図る。

② 被災者支援部隊＜水道応援班＞は、必要に応じて県災対本部への連絡要員等の派遣を日本水道協会三重県支部長（津市）に要請し、日本水道協会三重県支部長は、被災者支援部隊＜水道応援班＞と連携して活動する。

③ 被災者支援部隊＜水道応援班＞は、総括部隊＜情報班＞及び県内市町から、水道施設の被害状況や断水状況、応急給水の状況の情報を収集し、日本水道協会三重県支部長（津市）と情報を共有する。

### ３　県による応急給水活動の実施（被災者支援部隊＜水道応援班＞）

#### (1) 応急給水活動

応急給水実施機関から給水車等への水道水の供給要請があった場合には、県が管理する施設を用い、可能な範囲で対応する。

また、県による給水タンク積載車による応急給水活動は、企業庁の施設・車両を用いて実施する。

**(2) 水質検査機関の斡旋**

被災市町から飲料水の水質検査要請があった場合には、公的検査機関(又は検査登録機関)を斡旋する。

**(3) 自衛隊・海上保安庁への応援要請**

防災関係機関等の支援が必要と判断した場合には、自衛隊、海上保安庁等に給水支援を要請する。

**(4) 備蓄資機材の提供**

被災市町から水道管などの資機材等の貸し出し要請があった場合は、企業庁が所有する備蓄資機材を提供する。

**(5) 応急給水目標水量**

地震発生からの日数別の応急給水目標水量は、以下を参考とする。

| 地震発生からの日数 | 目標水量 | 用途 |
|---|---|---|
| ～３日まで | １人１日３㍑ | 生命維持に最低限必要な水量 |
| ～7 日 | １人１日 20 ㍑ | 炊事、洗面等最低限の生活水量 |
| ～14 日 | １人１日 100 ㍑ | 生活用水の確保 |
| ～28 日 | 被災前給水量<br>（1 人 1 日 250 ㍑） | 応急復旧完了 |

**(6) 津波被害への対応**

津波被害を受けた沿岸部に位置する水道事業体の被害状況の把握に努め、津波の被害状況に応じた応援活動を実施する。

## ■市町が実施する対策

### １　飲料水の確保

住民に対して一人あたり３日分以上の飲料水を備蓄するよう啓発するとともに、供給能力の範囲内において水道水の供給を確保、継続する。

災害時の水源として、浄水場や配水池、震災対策用貯水施設等の貯留水を確保するとともに、不足する場合は、井戸水、河川水、ため池やプール等の水をろ過、滅菌して飲料水を確保する。

### ２　応急給水活動の調整

**(1) 市町等による協定に基づく応急給水活動**

「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、ブロック代表者はブロック内の応急給水活動について調整にあたる。

① ブロック代表者は、ブロック内の水道施設の被害状況や断水状況、応急給水状況等の情報を収集・集約する。

② ブロック代表者は、ブロック内の市町の応援体制（資機材、人員）を確認する。

③ ブロック代表者は、ブロック内の被災市町からの応援要請があった場合で、災害の規模等からブロック内の市町の応援で対応が可能と判断した場合には、ブロック内の市町に応援を要請する。

④ ブロック代表者は、ブロック内の被災市町からの応援要請があった場合で、災害の規模等からブロック内の市町の応援だけでは対処できず、他のブロックの応援が必要と判断した場

合には、直ちに被災者支援部隊(水道応援班)に応援を要請する。

⑤　ブロック代表者は、被災者支援部隊(水道応援班)を通じて他のブロックから応援要請があった場合には、ブロック内の市町に応援を要請する。

**(2) 他の都道府県等への応援要請**

県内のみでは応援が不足する場合には、日本水道協会三重県支部長（津市）は、「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」に基づき他の都道府県等の応援を要請する。

日本水道協会三重県支部は、県からの要請に応じて県災対本部へ連絡要員等を派遣する。

**３　応急給水活動の実施**

**(1) 応急給水体制の確立**

迅速に応急給水活動が行えるよう、施設の被害状況や断水状況の把握に努め、必要な資機材・人員を確保するなど、応急給水体制を確立する。

また、断水状況等に応じた応急給水計画を策定し、断水等により飲料水を得られない住民に対して、迅速に応急給水活動を実施する。

医療機関等緊急を要する施設に対しては、優先的に応急給水を実施する。

**(2) 住民への広報**

住民に対して、断水状況、応急給水状況、飲料水の衛生対策等について、広報車、防災無線等を活用し広報を実施し、住民の不安解消に努める。

**(3) 応急給水活動の応援要請**

市町単独での応急給水の実施が困難と判断した場合には、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、速やかにブロック代表者に応援を要請する。

応援を受ける市町は、応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、宿泊施設等の確保や作業及び役割分担計画の策定など、受入体制を確立するとともに、応急給水用資機材、燃料等が不足する場合は、速やかに関係団体や関係業者等に協力を要請する

また、水道施設の復旧状況に応じて、仮設給水栓を設置するなど、順次、給水場所の拡大、給水量の増加を図る。

**(4) 津波被害への対応**

津波被害を受けた沿岸部の施設の被害状況の把握に努め、津波の被害状況に応じた給水活動を実施する。

**【市町地域防災計画記載検討項目】**

**(1) 動員体制**
**(2) 情報連絡体制**
**(3) 応急給水用資機材の確保**
**(4) 応急給水体制**
**(5) 応援要請**
**(6) 広報体制**
**(7) その他必要な事項**

## ■その他の防災関係機関が実施する対策

**１　自衛隊の対策**

自衛隊は、県災対本部の災害派遣要請に基づき、県、市町と連携して給水活動を実施する。

### ２　海上保安庁の対策

海上保安庁は、県災対本部の応援要請に基づき、沿岸部の被災市町に対して巡視船等を使用して海上からの給水支援を実施する。

### ３　四日市港管理組合の対策

四日市港管理組合は、県災対本部の応援要請に基づき、沿岸部の被災市町に対して保有する給水船を使用して、海上からの給水支援活動を県、市町と連携し実施する。

## ■地域・住民が実施する共助・自助の対策

### １　応急給水活動

給水所の運営や給水所に設置されている仮設給水栓、給水タンク等の給水用資機材の維持管理について、地元自治会や地域住民が協力して行う。

### ２　飲料水、生活用水の確保

地震発生後３日分以上は自ら備蓄したものでまかなえるよう、各家庭での飲料水の確保に努める。

また、自家用井戸等がある場合には、生活用水として確保・利用する。

# 第６章　特定災害対策

## 第１節　海上災害への対策（発災25）

**【主担当部隊】：総括部隊（総括班）**
**警察部隊**

### 第１項　活動方針

○ 三重県地先海域において、津波が来襲又は来襲するおそれがある場合及び地震による陸上での流出油等が海域におよぶ場合、船舶及び沿岸地域の人命、財産並びに水産資源を災害から保護する。

### 第２項　主要対策項目

| 対策(活動)項目 | 主担当部隊(班) | 活動開始(準備)時期等 | 重要な収集情報(収集先) |
|---|---|---|---|
| 情報の伝達 | 総括部隊（総括班） | 【発災後1時間以内】<br>発災後速やかに | 一般船舶や沿岸住民へ災害情報を伝達<br>（海上保安庁、各関係機関） |
| 応急対策活動 | 総括部隊（総括班） | 【発災後3時間以内】<br>県災対本部設置後速やかに | 海上災害情報<br>（海上保安庁、各関係機関） |
| 災害救助活動 | 総括部隊（総括班） | 【発災後 24 時間以内】<br>関係機関による調整後速やかに | 流出油、火災、津波に関する情報<br>（海上保安庁、各関係機関） |
| 流出油等防除応急対策活動 | 総括部隊（総括班） | 【発災後 24 時間以内】<br>関係機関による調整後速やかに | 流出油の応急対策情報<br>（海上保安庁、各関係機関） |

※「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

## 第３項　対策

■計画関係者共通事項等

１　情報の伝達

(1) 関係機関への連絡

ア　海上での災害

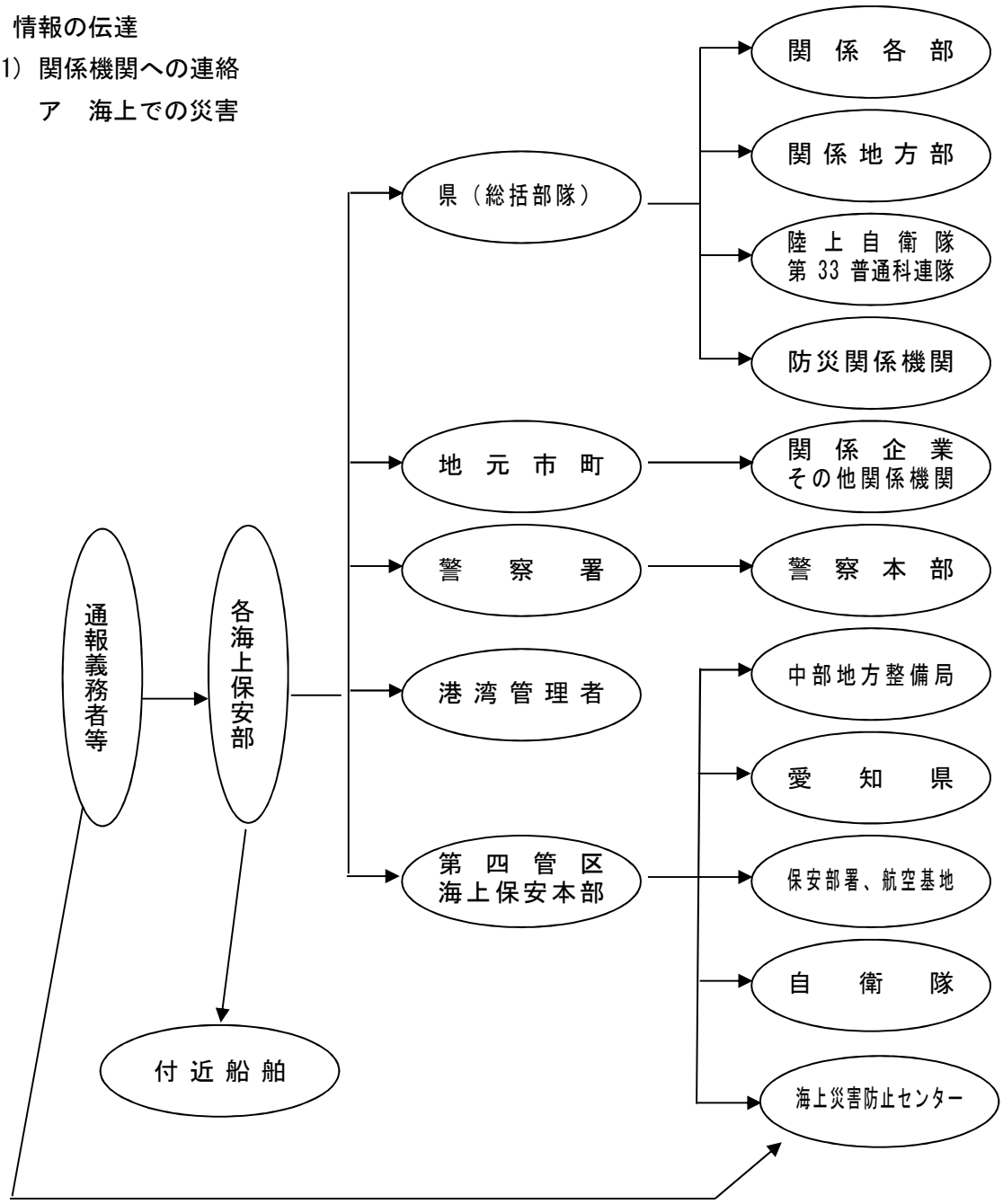


＊海上災害防止センターは、事故原因者から委託、又は、海上保安庁長官からの指示があった場合に活動する。

イ　陸上起因の災害

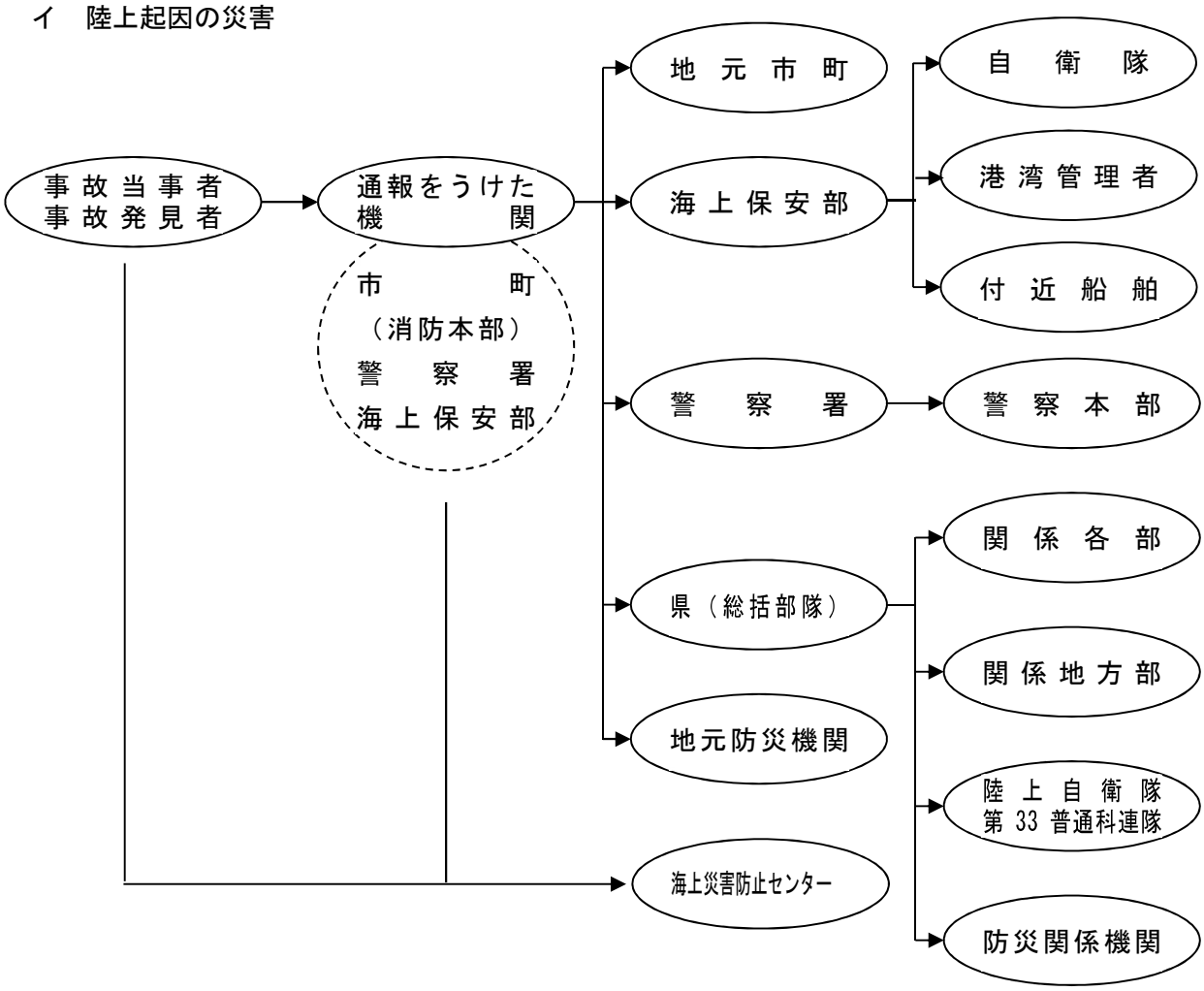


(2) 一般への周知

ア　船舶への周知

防災関係機関は、災害が発生し又はその波及が予想される場合、海上における船舶の安全を図るため、災害の状況並びに安全措置について、おおむね次の区分により一般船舶に対し、周知に努める。

| 機関名 | 周知方法 | 対象船舶 |
|---|---|---|
| 第四管区海上保安本部 | 無線通信・電話 | 付近船舶 |
| 関係海上保安部 | 〃 | 〃 |
| 放送局（ＮＨＫ・民放） | ラジオ・テレビ放送 | 〃 |
| 関係海上保安部 | 船舶拡声器による放送 | 港内船舶 |
| 関係警察署 | 〃 | 〃 |

イ　沿岸住民への周知

防災関係機関は、沿岸住民及び施設等に災害が波及し、又は波及することが予想される場合、人心の安定と施設の安全措置を図るため、次の区分により周知に努める。

| 機　関　名 | 周　知　方　法 | 周　知　事　項 |
|---|---|---|
| 関係市町（消防機関）<br>関係警察署<br>関係海上保安部<br>放送局（ＮＨＫ・民放） | 広報車からの放送等<br>〃<br>巡視船艇からの放送<br>テレビ・ラジオ放送 | １　災害の状況<br>２　防災活動の状況<br>３　火気使用制限、禁止及び交通規制、禁止等の措置<br>４　避泊準備等一般的注意事項<br>５　その他必要事項 |

## ２　応急対策活動

防災関係機関は、相互間の連絡を密にし、次により応急対策を実施する。

①　総合的応急対策の策定並びに災害救助活動の総合調整並びに統制

②　災害情報の交換

③　関係機関に対する協力要請

また、必要に応じ「伊勢湾排出油等防除協議会」、「四日市港湾災害対策協議会」、「鳥羽地区排出油等防除協議会」、「尾鷲湾排出油等防除協議会」等の組織の効果的な運営を図る。

## ３　災害救助活動

防災関係機関は、必要に応じ、相互に協力して次により災害救助活動を実施する。

### (1) 流出油等並びに火災対策

①　オイルフェンス展張による拡散防止

②　油回収船、油吸着材及び油処理剤による油処理

③　消火

④　防災資材の輸送

⑤　人命の救助、救護

⑥　船舶及び沿岸警戒並びに避難誘導

⑦　通信連絡

### (2) 津波対策

①　船舶並びに沿岸住民の避難

②　外洋における前進警戒

③　沿岸水防対策の実施

④　気象情報の収集、連絡

## ４　流出油等防除応急対策活動

陸上施設及びタンカー等から、石油等及び有害液体物質が流出又は流出のおそれのある場合（以下「流出油等」という）の防除活動について、次により実施する。

### (1) 実施機関

流出油等防除の活動にあたっては、海上保安庁、海上災害防止センター、港湾管理者、県及び市町等は、それぞれ必要に応じ、必要な協力を行う。

なお、必要に応じ「伊勢湾排出油等防除協議会」、「四日市港湾災害対策協議会」、「鳥羽地区排出油等防除協議会」、「尾鷲湾排出油等防除協議会」等の組織の効果的な運営を図る。

また県及び海上保安庁は、各防災関係機関の応急対策を円滑に進めるため、必要に応じ応急対策全般に係わる連絡調整を行う連絡調整本部を海上保安庁、県、沿岸市町、警察、消防、自衛隊、そ

の他関係機関で協議のうえ設置する。なお、この連絡調整会議は、国に警戒本部が設置された場合は原則として第四管区海上保安本部に設けられる連絡本部に包括される。

連絡調整本部の設置場所は、海上保安部もしくは災害現場又は災害現場付近の公共施設等とし、各防災関係機関は連絡調整本部に職員を派遣し、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

**(2) 防除活動の分担**

**ア　海上における防除活動の分担**

発災船舶等は、海上保安庁への通報を行うとともに、流出油等の拡大防止及び回収作業を実施する。また、必要があると認められるときは、海上災害防止センターに、防除措置を依頼する。

海上保安庁は、流出油等の拡大防止措置を講ずるとともに、船舶所有者等に、防除措置の指示、命令を行い、さらに、海上での火気使用禁止、危険海域の設定及び海上安全等に必要な指示、措置を行う。

なお、緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、防除措置を講ずべき者がその措置を講じていないと認められるとき、又はその措置を講ずることを命令するいとまがないと認められるときは、必要と認める防除措置を講ずるべきことを、海上災害防止センターに対し指示することができる。また、必要に応じ、第四管区海上保安本部長を通じて自衛隊に対して災害派遣要請を行う。

**イ　陸上における防除活動の分担**

消防機関は、防除活動を指示するとともに、必要に応じ流出油等の状況を海上保安庁に連絡する。

また、海上保安庁は、消防機関との連携を密にし、必要に応じ海上警戒を行う。

**(3) 発災事業所、船舶等の措置**

①　防災関係機関への通報及び連絡要員の配置
②　流出源の閉止及び拡大防止措置
③　火気使用禁止措置
④　事業所内での危険区域の設定
⑤　住民に対する広報活動
⑥　流出油等の回収措置
⑦　周辺事業所、他の事業所への通報及び協力要請
⑧　その他の災害の規模に応じた措置

**(4) 県の措置**

①　災害情報の収集
②　沿岸に漂着した流出油等の除去・回収等活動の支援及び連絡調整
③　沿岸市町、防災関係機関等への災害情報の収集伝達
④　自衛隊、他府県等に対する応援要請
⑤　関係機関が実施する応急対策への必要な協力
⑥　その他の災害の規模に応じた措置

**(5) 県警察の措置**

①　災害情報の収集及び伝達
②　危険区域内への立入禁止等
③　被災者の救助

④　避難の指示及び誘導

⑤　その他の災害の規模に応じた措置

**(6) 市町の措置**

①　沿岸に漂着した流出油等の除去・回収等活動及び連絡調整

②　災害情報の収集及び伝達

③　住民に対する広報

④　避難の勧告、指示及び誘導

⑤　防災資機材の調達搬入

⑥　他市町に対する応援要請

⑦　県に対する自衛隊の派遣要請の要求

⑧　その他の災害の規模に応じた措置

**(7) 消防本部の措置**

①　災害情報の収集及び伝達

②　陸上での火気使用禁止措置

③　流出油等拡大防止の指示及び危険区域の設定

④　人命救助及び負傷者等の救急搬送

⑤　海上保安庁との連絡調整

⑥　その他の災害の規模に応じた措置

**(8) 海上保安庁等の措置**（推進計画）

①　災害情報の収集及び伝達

②　海上での消火及び火気使用禁止措置

③　船舶の航行及び停泊禁止区域の設定及び警戒

④　流出油等の拡大防止措置

⑤　タンカーの船長がとるべき措置の指示

⑥　流出油等に対し、措置義務者に除去を命ずる等必要な措置

⑦　危険区域内及びその付近の船舶に対する避難、立ち退き及び航行の制限又は禁止措置

⑧　消防本部との連絡調整

⑨　人命救助及び負傷者等の救急搬送

⑩　協議会に対する協力要請

⑪　自衛隊の災害派遣要請

⑫　その他の災害の規模に応じた措置

**(9) その他の防災関係機関**

自らの所管する防災対策を講ずるとともに、関係機関の応急対策に協力する。

# 第２節　危険物施設等の保全(発災26)

**【主担当部隊】: 総括部隊（総括班）**
**保健医療部隊（保健衛生班）**
**警察部隊**

## 第１項　活動方針

○ 大規模地震発生による危険物施設、高圧ガス施設、火薬類施設、毒劇物施設、放射性物質施設の二次災害を防止する。

## 第２項　主要対策項目（危険物施設、高圧ガス施設・火薬類施設、毒劇物施設、放射性物質施設にかかる対策）

| 対策(活動)項目 | 主担当部隊(班) | 活動開始(準備)時期等 | 重要な収集情報(収集先) |
|---|---|---|---|
| 災害発生防止の緊急措置、災害応急対策 | 総括部隊(総括班)<br>保健医療部隊(保健衛生班)<br>警察部隊 | 【発災3時間以内】<br>県災対本部設置後速やかに | ・危険物施設・高圧ガス施設・毒劇物施設・火薬類施設・放射線物質施設の被害情報<br>(可燃性物質や毒劇物の漏洩・流出・飛散情報、放射性物質の飛散情報等)<br>【市町、防災関係機関】 |

※「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

## 第３項　対策

**■県が実施する対策**

**１　危険物施設（総括部隊＜総括班＞）**

**(1) 災害発生防止の緊急措置**

知事が許可した移送取扱所（消防法第 11 条第１項第４号に規定する移送取扱所）について、関係市町の要請により危険物の取扱い等に関して、災害発生のおそれがあると認められる場合は、所有者、管理者又は占有者に対し、当該移送取扱所の一時停止や使用の制限を行う。（消防法第 12 条の３）

**２　高圧ガス施設・火薬類施設**

**(1) 災害発生防止の緊急措置**

**ア　高圧ガス施設（総括部隊＜総括班＞）**

高圧ガス施設において災害発生のおそれがあると認められる場合は、災害発生防止の緊急措置として、以下の措置を講ずる。

① 高圧ガスの製造、貯蔵、販売又は特定消費のための施設の全部又は一部の一時使用停止命令
② 高圧ガスの製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄の一時禁止又は制限
③ 高圧ガス又はこれを充てんした容器等の所有者又は占有者に対する廃棄又は場所の変更命令

**イ　火薬類施設（総括部隊＜総括班＞、警察部隊）**

火薬類施設において災害発生のおそれがあると認められる場合は、災害発生防止の緊急措置として、以下の措置を講ずる。

①　火薬類の製造施設又は火薬庫の全部又は一部の一時使用停止命令

②　火薬類を取り扱う（製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄）者に対し、その行為の一時禁止又は制限

③　火薬類の所有者又は占有者に対する、火薬類の所在場所の変更又は廃棄命令

④　火薬類を廃棄した者に対する、廃棄した火薬類の収去命令

**(2) 災害応急対策（警察部隊）**

**ア　住民の安全の確保**

警察官は、地震による二次災害の発生又は発生のおそれのある場合で、事業者から通報を受けた時は、直ちに事故現場に出動し、互いに連絡を取りつつ、速やかに危険が生じるおそれのある区域の住民に事態を周知し、住民の安全を確保する。

**イ　交通規則**

警察官は、市町、事業者等と協議のうえ危険が生じるおそれのある区域を中心に交通規制を行い、当該区域への立ち入り規制を実行する。

## ３　毒劇物施設（保健医療部隊＜保健衛生班＞、警察部隊）

**(1) 災害応急対策**

県は、警察本部、市町、消防署へ毒物劇物保有状況等の情報提供を行う。

また、県及び警察本部は、市町等関係機関と協調し、以下の措置を講ずる。

①　住民に対する広報

②　汚染区域の拡大防止措置

③　警戒区域の設定

④　被災者の救出救護及び避難誘導等の措置

⑤　飲料水汚染の可能性がある場合の河川下流の水道水取水地区の担当機関への連絡

## ４　放射性物質施設（保健医療部隊＜保健衛生班＞、警察部隊）

**(1) 災害応急対策**

事故が発生した場合は、緊急に応急措置を講ずる必要があることから、事故発生の通報を受けた所轄保健所及び警察署は、相互に密接な連絡のもとに次の応急措置を実施する。

①　住民に対する広報

②　汚染区域の拡大防止措置

③　警戒区域の設定及び交通規制等の必要な措置

④　避難指示（緊急）及び勧告

⑤　被ばく者の救出及び救護

⑥　飲料水汚染の可能性がある場合の河川下流の水道水取水地区の担当機関への連絡

⑦　輸送中の事故にあっては、販売事業者、使用者等の専門技術者の現場への出動指示

## ■市町が実施する対策

### １　危険物施設

#### (1) 災害発生防止の緊急措置

市町長は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所若しくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用の制限を行う。（消防法第 12 条の３）

### ２　高圧ガス施設・火薬類施設

#### (1) 災害発生防止の緊急措置

災害発生防止の緊急措置として、市町長は次の措置をとる。

① 消防機関への出動命令及び警察官、海上保安官への出動要請

② 警戒区域の設定に伴う、立入制限、禁止及び退去

③ 物的応急公用負担の権限及び障害物の除去等の権限

#### (2) 災害応急対策

**ア　住民の安全の確保**

消防職員は、地震災害における危険時に、ガス事業所、高圧ガス製造所、火薬類製造施設等の事業者から通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、防御活動を実施するほか、互いに連携を取りつつ、速やかに危険区域の住民に事態を周知し、住民の安全を確保する。

**イ　火気等の制限**

消防職員は、事業者等と協議のうえ危険が生じるおそれのある区域での火気の取扱いの制限、危険区域への立ち入り制限について、住民に周知徹底する。

**ウ　避難の指示及び場所**

市町長は、危険が生じるおそれのある区域内の住民に避難のすべき理由を周知し、自主防災組織と連携して、風向き等を考慮しながら直ちに安全な場所へ避難誘導し、住民の安全を確保する。

### ３　毒劇物施設

「＜県が実施する対策＞３毒劇物施設」に準ずる。

### ４　放射性物質施設（市町役場、所轄消防本部又は消防署）

「＜県が実施する対策＞４放射性物質施設」に準ずる。

**【市町地域防災計画記載検討項目】**

(1) 施設別対策

(2) その他必要な事項

## ■その他の防災関係機関が実施する対策

**＜関係事業者が実施する対策＞**

### １　危険物施設

危険物保安監督、危険物取扱者等は、県、市町の指導を受けて、危険物施設の実態に即して、応急対策を講ずる。

① 危険物の流出あるいは、爆発等のおそれのある作業及び移送の停止並びに施設の応急点検と出火等の防止

② 初期消火要領の徹底、並びに混触発火等による火災の防止及び異常反応、タンク破壊等による広域拡散の防止
③ 災害発生時の危険物に対する自衛消防組織と活動要領の確立
④ 防災機関による災害状況の把握と相互間の連携活動による、従業員周辺地域住民等に対する人命安全措置の強化

## ２　高圧ガス施設

災害発生及び拡大防止を図るため、事業者は次の措置をとる。

① 地震発生後、直ちに施設等の緊急点検を行い、漏洩等の異常の有無について確認を行う。
② 漏洩等の異常を発見したときは、二次災害防止のため、直ちに運転停止や応急修理等の措置を講じる。
③ 地震による二次災害の発生又は発生のおそれがある場合、事業者は中部近畿産業保安監督部、県、市町、警察、消防及び必要に応じ海上保安庁に通報する。
④ 事業者等は、施設等の応急措置を行うため、事故現場に急行する場合においては、関係者であることを識別できる服装等を着用する。

## ３　火薬類施設

危険時に際して、火薬類の所有者又は占有者は「火薬類取締法」に定める応急の措置を講じるとともに、警察、消防及び必要に応じ海上保安庁に届け出る。

## ４　毒劇物施設

毒物劇物の流出及び飛散等の事故が発生した場合、回収その他の保健衛生上の危害防止に必要な措置を講ずるとともに、所轄の保健所、警察署又は消防署に届け出る。（毒物及び劇物取締法第 16 条の２）

## ５　放射性物質施設（放射性物質の使用者、販売者、廃棄事業者等）

放射性物質の事故により、保健衛生上身体に危害が発生し、又は発生するおそれがある場合、以下の応急対策を実施する。

### (1) 事故発生時の通報

放射性物質の使用者、販売者及び廃棄業者並びにこれらの者から放射性物質の運搬を委託された者は、その所持する放射性物質の事故が発生した場合は、速やかに次の機関に通報する。

① 所轄保健所
② 所轄警察署
③ 所轄消防本部又は消防署
④ 市町役場

### (2) 汚染区域の拡大防止措置

放射性物質の使用者、販売者及び廃棄業者並びにこれらの者から放射性物質の運搬を委託された者は、その所持する放射性物質の事故が発生した場合は、速やかに汚染区域の拡大防止措置を行う。

＜中部近畿産業保安監督部が実施する対策＞

１　高圧ガス施設・火薬類施設

災害発生及び拡大防止を図るため、次の措置をとる。

①　液化石油ガス等の販売、貯蔵及び移動の制限等

②　高圧ガス製造所、火薬類製造施設の事業者に対する応急対策等の指導

③　県が実施する高圧ガス施設・火薬類施設にかかる緊急措置に対する支援

＜海上保安庁が実施する対策＞

１　海上の危険物対策

地震時における海上の保安を確保するため、関係機関と密接な連絡をとり、次の措置をとる。

①　危険物積載船舶等（危険物を取り扱う海洋施設を含む）で災害が発生した場合の防除活動を行う。

②　危険物積載船舶について、必要に応じ移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。

③　危険物荷役中の船舶に対する荷役の中止、取り止め等事故防止のために必要な指導を行う。

２　停泊船舶への情報伝達等

危険物等の漏洩により、港湾内の停泊船舶等に影響を及ぼすおそれがある場合に、停泊船舶等に対し通報を行う。

# 第７章　復旧に向けた対策

## 第１節　廃棄物対策活動（発災27）

**【主担当部隊】：社会基盤対策部隊（施設整備隊、廃棄物対策隊）**

### 第１項　活動方針

○　大規模地震発生時には、被災地において廃棄物等（倒壊家屋等のがれき、避難所のし尿等）が大量に発生することが想定されるため、環境衛生に万全を期すとともに、復旧・復興活動が早期に行えるように廃棄物等を適正かつ迅速に処理する。

### 第２項　主要対策項目

| 対策(活動)項目 | 主担当部隊(班) | 活動開始(準備)時期等 | 重要な収集情報(収集先) |
|---|---|---|---|
| 障害物の除去 | 社会基盤対策部隊（公共土木対策班、廃棄物対策隊） | 【発災24時間以内】<br>発災直後から被災状況が明らかになった時点 | ・被害状況（地方部、市町）<br>・応援要請（市町） |
| し尿処理 | 社会基盤対策部隊（廃棄物対策隊） | 【発災24時間以内】<br>発災直後から被災状況が明らかになった時点 | ・被害状況（地方部、市町）<br>・応援要請（市町） |
| 生活ごみ等処理 | 社会基盤対策部隊（廃棄物対策隊） | 【発災３日以内】<br>発災直後から被災状況が明らかになった時点 | ・被害状況（地方部、市町）<br>・応援要請（市町） |
| 災害廃棄物処理 | 社会基盤対策部隊（廃棄物対策隊） | 【発災１ヶ月以内】<br>災害廃棄物処理体制が確立した時点 | ・被害状況（地方部、市町）<br>・応援要請（市町） |

※「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

### 第３項　対策

**■県が実施する対策**

**１　障害物の除去（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班・廃棄物対策隊＞）**

県が管理する緊急輸送道路等について、障害物等により交通の安全が確保できない場合には、道路啓開等に関する計画に基づき障害物等を撤去することにより、緊急輸送機能を確保する。

隣家への倒壊のおそれや道路への支障が生じている等の危険家屋については、優先的に解体処理を行い、そこで発生した災害がれき等については、適正かつ円滑に処理を行う。

また、市町等から障害物の除去について応援、協力の要請があったときは、必要に応じ適切な措置を講ずる。

**２　し尿処理（社会基盤対策部隊＜廃棄物対策隊＞）**

**(1) 処理体制**

市町において人員、器材が不足する場合には、「三重県災害等廃棄物処理応援協定書」、「災害時に

おける一般廃棄物の処理等に関する無償救援協定書」、「災害時における仮設トイレ等のあっせん・供給に関する協定」等により、民間団体の協力のもと、県域内での処理体制の調整を図る。

### ３　生活ごみ等処理（社会基盤対策部隊＜廃棄物対策隊＞）

#### (1) 処理体制

県は、避難所をはじめ被災地における生活ごみ等の発生状況と処理状況を適切に把握し、市町等から「三重県災害等廃棄物処理応援協定書」に基づく応援要請があった場合には、県域内での処理体制の調整を図る。

なお、県域内で生活ごみの処理を行うことが困難と考えられる場合には、県は国や他府県に対し支援を要請する。

### ４　災害廃棄物処理（社会基盤対策部隊＜廃棄物対策隊＞）

#### (1) 処理体制

市町の災害廃棄物処理の進捗管理を行うために、「県災害廃棄物処理計画」を策定する。

市町において、対応が困難と判断される場合は、早期に災害廃棄物を処理する必要があることから、県災害廃棄物処理計画に基づき、県が主体的に災害廃棄物処理に関わる。

また、必要に応じて各種協定により市町間の調整、民間事業者、関係団体等へ支援を要請する。県域内での処理を行うことが困難であると認めた場合には、国、他府県に対し支援を要請する。

#### (2) 処理の方法

災害廃棄物の処理については、県災害廃棄物処理計画に基づき適正かつ迅速に行う。

災害廃棄物の仮設焼却炉の設置や広域処理を含めた処理処分方法を確立し、技術的助言等市町に対する支援を行い、計画的な収集運搬、処分を実施する。

なお、災害廃棄物の処理にあたっては、災害対策基本法第 87 条に基づく災害復旧の事業として、適切な分別と可能な限りリサイクルに努める。

## ■市町が実施する対策

### １　障害物の除去

市町が管理する緊急輸送道路等について、障害物等により交通の安全が確保できない場合には、障害物等を撤去することにより緊急輸送機能を確保する。

隣家への倒壊のおそれや道路への支障が生じている等の危険家屋については、優先的に解体処理を行う。

### ２　し尿処理

#### (1) 処理体制

避難所設置に伴うし尿の発生量について、設置箇所、利用人数等を総合的に判断し、適切な処理体制を敷く。特に、貯蓄容量を越えることがないように配慮する。（し尿の発生量は、ひとり１日あたり 1.7 リットルを目安とする。）

また、人員、器材が不足する場合には、「災害時における一般廃棄物の処理等に関する無償救援協定書」、「災害時における仮設トイレ等のあっせん・供給に関する協定」等により、県及び近隣市町に支援を要請する。

⑵ 処理の方法

し尿の処理は、し尿処理施設によることを原則とする。

## ３　生活ごみ等処理

⑴ 処理体制

被災地域の避難所ごみを含めた生活ごみ等の発生状況と、道路交通状況、収集運搬体制及び処理施設の稼働状況を総合的に判断して、適切な処理体制を敷く。また、日々発生する生活ごみ等の処理や一時保管が困難とならないよう、住民に対して仮置場への集積や分別の協力依頼を行う。

人員、処理機材等については、可能な限り市町の現有の体制で対応することとするが、必要に応じて機材の借上げ等を行うことにより迅速な処理を実施する。

また、特に甚大な被害を受けた市町で、人員、機材等において処理に支障が生ずる場合には、「三重県災害等廃棄物処理応援協定書」により、県及び近隣市町に支援を要請する。

⑵ 処理の方法

生活ごみ等の処理は、焼却のほか、必要に応じて環境影響上支障のない方法で行うものとする。なお、施設の能力低下やごみの大量発生が予想される場合には、仮置場の確保、性状に応じた処理順位の設定など、公衆衛生の確保と生活環境の保全に配慮して行う。

また、倒壊家屋等の除去作業においては、解体に伴う粉じんや騒音の発生抑止に十分配慮するとともに、できる限りの分別とリサイクルに努める。

## ４　災害廃棄物処理

⑴ 処理体制

災害廃棄物の処理を担当する組織を速やかに設置し、災害の規模、被災状況、災害廃棄物の発生量の推計、仮置場の設置等を行い、「市町災害廃棄物処理実行計画」を策定して適正かつ迅速に処理を行う。

また、甚大な被害が発生した市町においては、県への支援要請の判断を速やかに行う。

⑵ 処理の方法

市町災害廃棄物処理実行計画に基づき処理を行う。人の健康や生活環境への影響が大きいものを優先的に収集運搬、処理処分を行う。

また、災害廃棄物の仮置場への搬入段階から適切な分別と可能な限りリサイクルに努め、廃棄物処理法等の規定に従い、適正に処理を行う。

**【市町地域防災計画記載検討項目】**

⑴ し尿、生活ごみ等、災害がれき処理班の編成
⑵ 処理の方法
⑶ 必要な機材等の調達
⑷ 仮置場の確保
⑸ その他必要な事項

## ■地域・住民が実施する共助・自助の対策

### １　し尿処理

避難所の仮設トイレ等について、市町の指示に従い、公衆衛生の維持やし尿収集に協力する。

## ２　生活ごみ等処理

避難所での生活ごみ等について、分別等市町の指示を遵守する。

また、家庭から排出する生活ごみや粗大ごみについては、市町の指示する分別方法や排出場所等に協力するとともに、ごみの野焼き、便乗ごみ、不法投棄を行わない。

# 第２節　住宅の保全・確保(発災28)

**【主担当部隊】: 被災者支援部隊（応急住宅班）**

## 第１項　活動方針

○ 市町と密接に連携して、被災者の住宅関連ニーズの把握、住宅確保対策を行う。
○ 既設公営住宅等で直ちに入居可能な住宅を早急に確保し、要配慮者等の特別な配慮を要する者に優先的に提供する。
○ 住宅等の応急危険度判定及び住宅の応急修理などを早急に行い、自宅避難を促進する。
○ 応急仮設住宅は、中期的な見通しのもとあらかじめ選定した適地を中心に建設する。

## 第２項　主要対策項目

| 対策(活動)項目 | 主担当部隊(班) | 活動開始(準備)時期等 | 重要な収集情報(収集先) |
|---|---|---|---|
| 住宅関連情報の受発信 | 被災者支援部隊(応急住宅班) | 【発災後 24 時間以内】<br>市町庁舎や避難所等において住宅相談窓口等が設置され、情報収集が可能になり次第 | ・住宅や宅地の被災状況<br>・応急仮設住宅等のニーズ（市町、住宅相談窓口） |
| 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定の実施 | 被災者支援部隊(応急住宅班) | 【発災 24 時間以内】<br>市町が被災建築物応急危険度判定実施本部、被災宅地危険度判定実施本部を設置し、支援要請があり次第、速やかに | ・危険度判定対象建築物及び危険度判定対象宅地に関する情報<br>(市町) |
| 応急仮設住宅等の確保 | 被災者支援部隊(応急住宅班) | 【発災後3日以内】<br>市町からの要請があり次第速やかに | ・市町からの支援要請情報<br>・建設資材の確保状況<br>(市町、プレハブ建築協会、全国木造建設事業協会、県建設業協会、日本木造住宅産業協会) |

※「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

## 第３項　対策

**■県が実施する対策**

**１　住宅関連情報の受発信**

**(1)　住宅相談窓口等の設置支援（被災者支援部隊＜応急住宅班＞）**

市町における住宅相談窓口等の設置を支援し、相談需要に応えるとともに被災者の住宅確保に関するニーズを把握できる体制を構築する。

余震や住宅の修理に備えて、住宅の被害拡大防止の応急措置や雨風をしのぐ措置について広報する。

**(2)　住宅や宅地の被災状況及び応急仮設住宅に関するニーズの把握（被災者支援部隊＜応急住宅班＞）**

各市町の住宅や宅地の被災状況及び、応急仮設住宅（建設・借上げ）の必要量など、県災対本

部における市町支援方針を検討するための情報を把握する。

## ２　被災建築物応急危険度判定等の実施

### (1) 被災建築物応急危険度判定の実施（被災者支援部隊＜応急住宅班＞）

県は、市町から支援要請があった場合、又は市町の被害が甚大で災害対策機能が著しく低下していると認められた場合は、三重県被災建築物応急危険度判定要綱に基づき、県災対本部に被災建築物応急危険度判定支援本部(県土整備部内)を設置し、被災地に被災建築物応急危険度判定士を派遣する。

被災建築物応急危険度判定士は、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保のため、建築物の被災状況を現地調査して余震等による二次災害発生の危険の程度を応急的に判定し、建築物に判定結果を表示することにより、所有者や使用者等だけでなく、付近を通行する人や近隣住民等にも情報提供を行う。

### (2) 被災宅地危険度判定の実施（被災者支援部隊＜応急住宅班＞）

県は、市町から支援要請があった場合、又は市町の被害が甚大で災害対策機能が著しく低下していると認められた場合は、三重県被災宅地危険度判定実施要綱に基づき、県災対本部に被災宅地危険度判定支援本部(県土整備部内)を設置し、被災地に被災宅地危険度判定士を派遣する。

被災宅地危険度判定士は、液状化や擁壁の状態等宅地の被害状況を現地調査して宅地の危険度を判定し、宅地に判定結果を表示することにより、所有者や使用者だけでなく、付近を通行する人や近隣住民等にも情報提供を行う。

## ３　応急仮設住宅等の確保

救助法が適用され、応急仮設住宅の確保等に関する市町長の要請があった場合、県は被災者の住宅確保対策のための体制を県災対本部に設け、以下の対策を講じる。

ただし、被災市町の状況を鑑み、救助法に基づく対策について、知事が市町長に委任する場合がある。

### (1) 公営住宅及び応急仮設住宅(借上げ)の確保（被災者支援部隊＜応急住宅班＞）

県営住宅を始めとする公営住宅や民間賃貸住宅を活用し、住家が滅失したり、罹災した者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者のための住宅を確保し、一時的な居住の安定を図る。

県は、発災時に応急仮設住宅(借上げ)として活用可能な民間賃貸住宅に関する情報が迅速かつ的確に把握できるよう、三重県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会三重県本部、全国賃貸住宅経営者協会連合会と平時から連携体制を構築しておく。

公営住宅や応急仮設住宅(借上げ)への入居者決定においては、要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先させる。

また、必要に応じ、三重県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会三重県本部に対し、民間賃貸住宅の情報提供及び媒介に係る報酬額の低減についての協力を求める。

### (2) 住宅の応急修理（被災者支援部隊＜応急住宅班＞）

自らの資力では住宅を修理することができない避難者の避難所からの早期帰宅につなげるため、県建設労働組合等業界団体、事業者等と連携し、市町の行う応急修理を支援する。

また、修理による自宅の活用は被災者にとっては早期の生活再建に、行政にとっては復興期までの様々な行政需要の抑制に、それぞれ資するものであり、応急対策をすれば居住を継続できる住宅の居住者に対し、応急修理を促す。

### (3) 応急仮設住宅の建設（被災者支援部隊＜応急住宅班＞）

自らの資力では住宅を確保することができない避難者等に対しては、プレハブ建築協会、全国

木造建設事業協会、県建設業協会、日本木造住宅産業協会等と連携し、市町が行う応急仮設住宅の建設を支援し、一時的な居住の安定を図る。

応急仮設住宅の建設場所については、市町において決定するものとし、市町は、中期的な災害対応を見通す中で、あらかじめ、応急仮設住宅の建設予定地を調査し、適地の把握に努める。

応急仮設住宅への入居者は市町において決定するが、要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先させる。

また、ペット対策として、市町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、応急仮設住宅における犬や猫などのペット同行の避難者の受入に配慮する。

## ■市町が実施する対策

### １　住宅関連情報の収集

#### (1) 住宅相談窓口等の設置

適切な数の住宅相談窓口等を設置し、相談需要に応えるとともに被災者の住宅確保に関するニーズを把握するための体制を構築する。

#### (2) 住宅や宅地の被災状況及び応急仮設住宅に関するニーズの把握

住宅や宅地の被災状況及び、応急仮設住宅（建設・借上げ）の必要量などを把握し、必要な情報を県災対本部に報告する。

### ２　被災建築物応急危険度判定等の実施

#### (1) 被災建築物応急危険度判定の実施

市町は、被災建築物応急危険度判定の実施を決定したときは、市町災対本部に被災建築物応急危険度判定実施本部を設置すると共に、その旨を県に連絡する。併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じ、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、被災建築物応急危険度判定を実施する。

被災建築物応急危険度判定士は、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保のため、建築物の被災状況を現地調査して余震等による二次災害発生の危険の程度を応急的に判定し、建築物に判定結果を表示することにより、所有者や使用者だけでなく、付近を通行する人や近隣住民等にも情報提供を行う。

#### (2) 被災宅地危険度判定の実施

市町は、被災宅地危険度判定の実施を決定したときは、市町災対本部に被災宅地危険度判定実施本部を設置すると共に、その旨を県に連絡する。併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じ、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、被災宅地危険度判定を実施する。

被災宅地危険度判定士は、液状化や擁壁の状態等宅地の被害状況を現地調査して宅地の危険度を判定し、宅地に判定結果を表示することにより、所有者や使用者だけでなく、付近を通行する人や近隣住民等にも情報提供を行う。

### ３　応急仮設住宅等の確保

#### (1) 公営住宅及び応急仮設住宅（借上げ）の確保とあっせん

市営住宅を始めとする公営住宅や民間賃貸住宅を活用し、住家が滅失したり、罹災した者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者のための住宅を確保し、あっせんする。

これら住宅への入居は、要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先させる。

**(2) 住宅の応急修理**

住宅の応急修理は、救助法が適用された場合において知事から委任されたときは市町が行う。

市町は、県建設労働組合等業界団体、事業者等と連携し、応急対策をすれば居住を継続できる住宅について、応急修理を推進し、早期の生活再建を促す。

**(3) 応急仮設住宅の建設**

応急仮設住宅の建設は、原則として県が行い、救助法が適用された場合において知事から委任されたときは市町が行う。

市町は、中期的な災害対応を見通す中で、あらかじめ、応急仮設住宅の建設予定地を調査し、確保に努めておく。

応急仮設住宅の建設にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、入居にあたっては、要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先させる。

またペット対策として、市町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、応急仮設住宅に隣接して、ペットの管理場所を（公社）三重県獣医師会の助言・協力を得て設置するよう努める。

**【市町地域防災計画記載検討項目】**

**(1) 応急仮設住宅の建設予定地**
**(2) 住宅相談対策**
**(3) 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施方法**
**(4) 公営住宅及び応急仮設住宅（借上げ）の確保及び提供の実施方法**
**(5) 応急仮設住宅の確保及び提供の実施方法**
**(6) 住宅の応急修理の実施方法**
**(7) その他必要な事項**

# 第３節　文教等対策（発災29）

**【主担当部隊】：被災者支援部隊（教育対策班）**

## 第１項　活動方針

○ 通常の教育が行えない場合の応急教育を実施する。
○ 教育機能の早期回復をめざす。
○ 災害応急対策のため、施設を使用する場合は、施設管理者として協力する。
○ 文化財の被害情報を収集し、二次災害防止のために必要な措置を講じる。

## 第２項　主要対策項目

**＜共通＞**

| 対策(活動)項目 | 主担当部隊(班) | 活動開始(準備)時期等 | 重要な収集情報(収集先) |
|---|---|---|---|
| 県有学校施設等の一時使用措置 | 被災者支援部隊（教育対策班） | 【発災後１日以内】 | ・避難状況等（市町、災対本部）<br>・一時使用要請（市町、災対本部） |
| 応急教育の実施判断 | 被災者支援部隊（教育対策班） | 【発災後3日以内】 | ・被害状況（市町・県立及び私立学校） |
| 教職員の確保 | 被災者支援部隊（教育対策班） | 【発災後3日以内】 | ・被害状況（市町・県立及び私立学校） |
| 被災児童生徒等の保健管理 | 被災者支援部隊（教育対策班） | 【発災後１週間以内】 | ・被害状況（市町・県立及び私立学校） |
| 授業料の減免等の判断 | 被災者支援部隊（教育対策班） | 【発災後１週間以内】 | ・被害状況（市町・県立及び私立学校） |
| 文化財・歴史的公文書等の保護 | 被災者支援部隊（教育対策班） | 【発災後3日以内】 | ・被害状況（所有者・管理者等） |

※「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

## 第３項　対策

**■県が実施する対策**

**１　県有学校施設等の一時使用措置（被災者支援部隊＜教育対策班＞）**

災害応急対策のため、県立学校及び県営施設等の一時使用の要請があった場合、その調整にあたる。

**２　応急教育の実施判断（被災者支援部隊＜教育対策班＞）**

被災施設の状況を速やかに把握し、関係機関との密接な連携のうえ、次の対策をとり、教育の低下をきたさないように努める。

① 校舎の被害が相当に大きく、学校として使用不能で復旧に長時間を要する場合には、学校と、使用可能な学校施設、公民館、公会堂及びその他民有施設の借り上げ等の調整を行う。

② 施設の借り上げが困難な場合は、仮校舎を設置する。（私立学校を除く。）

③ 施設の安全が確保できず、仮校舎の設置もできない学校施設については、児童生徒等を他の学校施設へ転入学させる等の調整を行う。

### ３　教職員の確保（被災者支援部隊＜教育対策班＞）

教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障をきたすときは、県内市町等教育委員会との連携のもとに、学校間等での教職員の応援を図るとともに、非常勤講師の任用等を行う。

教職員の不足が補えない場合は、全国知事会等を通じて他県等に対し教職員の派遣を要請し、県内市町等教育委員会と受入、配置先等の調整を行う。

### ４　被災児童生徒等の保健管理（被災者支援部隊＜教育対策班＞）

救急処置器材を各学校に整備する。

被災学校の教職員に対し、児童生徒等の安全指導、生活指導及び心のケアについて指導を行うとともに、必要に応じ各被災学校へ専門家を派遣する。

### ５　授業料の減免等の判断（被災者支援部隊＜教育対策班＞）

三重県立高等学校授業料減免及び徴収猶予要綱（平成 14 年教育委員会告示第 4 号）により、授業料の支弁が困難な者に減免の措置を講ずる。

また、私立高等学校授業料減免補助金取扱要領（平成 22 年生文第０１－１号）により、授業料の支弁が困難な者に減免の措置を講ずる。

災害に伴い市町民税が非課税又は減免となった場合及び災害による被害等に伴い家計が急変することとなった場合には、三重県高等学校等修学奨学金の緊急採用の措置を講ずる。

### ６　文化財・歴史的公文書等の保護（被災者支援部隊＜教育対策班＞）

#### (1) 被害報告

文化財・歴史的公文書等が被害を受けたときは、被害状況を調査した所有者、管理者及び管理団体から市町教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の定めるところによりその長が特定社会教育機関、文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体にあってはその長。以下「市町教育委員会等」という。）を通じて、速やかに被害状況に関する情報を収集し、国指定等文化財については、国（文化庁）に報告する。

#### (2) 応急対応

文化財・歴史的公文書等が被害を受けたときは、県は国（文化庁）又は県文化財保護審議会の指示・指導をもとに、市町教育委員会等並びに所有者、管理者及び管理団体に対して、被災文化財・歴史的公文書等の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置にかかる必要な指示・助言を行う。

## ■県立学校が実施する対策

### １　県有学校施設等の一時使用措置

避難所に指定されている学校においては、施設管理者として、避難所設置初期対応及び避難所運営に対し協力するとともに、災害応急対策のため、県立学校の一時使用の要請があった場合、当該施設

管理者は支障のない範囲において、これを使用させる。

また、教育活動への支障が最小限となるよう、避難所及び災害応急対策のために開放できる部分、開放できない部分を明確にし、避難者等の協力を得る。

### ２　応急教育の実施判断

施設管理者は、被災施設の状況を速やかに把握し、関係機関との密接な連携のうえ、次の対策をとり、教育の低下をきたさないように努める。

① 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理を行う。

② 校舎の被害が相当に大きく、学校として使用不能で復旧に長時間を要する場合には、使用可能な学校施設、公民館、公会堂及びその他民有施設の借り上げ等を行う。

③ 応急教育実施にあたっては、児童生徒等及び保護者等に対し、メールやホームページなどで実施時期等の周知を図る。

### ３　被災児童生徒等の保健管理

教職員が分担し児童生徒等の状況を把握し、安全指導、生活指導及び心のケア等を行う。

また、養護教諭等が応急処置にあたる。

## ■市町が実施する対策

### １　応急教育の実施判断

被災施設の状況を速やかに把握し、関係機関との密接な連携のうえ、次の対策をとり、教育の低下をきたさないように努める。

① 学校施設の被災建築物応急危険度判定を行う。

② 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理を行う。

③ 校舎の被害が相当に大きく、学校として使用不能で復旧に長時間を要する場合には、使用可能な学校施設、公民館、公会堂及びその他民有施設の借り上げ等により、仮校舎を設置する。

④ 応急教育実施にあたっては、児童生徒等及び保護者等に対し、メールやホームページなどで実施時期等の周知を図る。

⑤ 施設の安全が確保できず、仮校舎の設置もできない学校施設については、市町等教育委員会は被災者支援部隊＜教育対策班＞に対し、児童生徒等を他の学校施設へ転入学させる等の調整を要請する。

### ２　教職員の確保

教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障をきたすときは、県教育委員会との連携のもと、学校間等での教職員の応援を図るとともに非常勤講師の任用等を行う。

教職員の不足が補えない場合は、県と連携し、他県等への教職員の派遣要請、受入配置等の調整を行う。

### ３　被災児童生徒等の保健管理

「＜県が実施する対策＞４被災児童生徒等の保健管理」に準ずる。

### ４　授業料等の減免等の判断

「＜県が実施する対策＞５授業料の減免等の判断」に準ずる。

### ５　学校施設等の一時使用措置

「＜県立学校が実施する対策＞１県有学校施設等の一時使用措置」に準ずる。

### ６　学用品の調達及び確保

#### (1) 給与の対象

災害により住家に被害を受け、学用品等を喪失又はき損し、修学上支障をきたした児童生徒等に対し、被害の実情に応じ、教科書(教材を含む)、文房具及び通学用品を給与する。

#### (2) 給与の方法

学用品の給与は、市町長(救助法が適用された場合は知事の委任による市町長)が行う。

### ７　文化財・歴史的公文書等の保護

#### (1) 被害報告

文化財・歴史的公文書等が被害を受けたときは、市町教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の定めるところによりその長が特定社会教育機関、文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体にあってはその長。以下「市町教育委員会等」という。）はその所有者、管理者及び管理団体とともに被害状況を調査し、その結果を速やかに被災者支援部隊＜教育対策班＞に報告する。調査実施ができない状態の場合は、被災者支援部隊＜教育対策班＞に連絡の上、県との協議を行う。

#### (2) 応急対応

文化財・歴史的公文書等が被害を受けたときは、市町教育委員会等は被災者支援部隊＜教育対策班＞の指示・指導をもとに、所有者、管理者及び管理団体に対して、被災文化財・歴史的公文書等の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置について、必要な指示・助言を行う。

**【市町地域防災計画記載検討項目】**

**(1) 応急教育の方法**
**(2) 教育実施者の確保**
**(3) 学用品の給与**
**(4) 文化財の保護**
**(5) その他必要な事項（休校園措置、給食の措置等）**

## ■事業者等が実施する対策

### １　応急教育の実施判断（私立学校管理者）

被災施設の状況を速やかに把握し、関係機関との密接な連携のうえ、次の対策をとり、教育の低下をきたさないように努める。

① 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理を行う。
② 施設の安全が確保できない等により応急教育が長期間実施できない場合は、被災者支援部隊＜教育対策班＞に対し、児童生徒等の公立学校等への一時的な転入学等を要請する。
③ 施設の早期復旧の目途がたたず、仮校舎の設置もできない場合は、被災者支援部隊＜教育対策

班＞に対し、児童生徒等を他の学校施設へ転入学させる等の調整を要請する。

**２　教職員の確保（私立学校管理者）**

教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障をきたすときは、非常勤講師の任用等を行う。

**３　被災児童生徒等の保健管理（私立学校管理者）**

教職員が分担し児童生徒等の状況を把握し、安全指導、生活指導及び心のケア等を行う。

また、学校の設置者は、救急処置器材を各学校に整備し、養護教諭等が応急処置にあたる。

**４　授業料の減免等の判断（私立学校管理者）**

「＜県が実施する対策＞５授業料の減免等」に準ずる。

**５　学校施設等の一時使用措置（私立学校管理者）**

「＜県立学校が実施する対策＞１県有学校施設等の一時使用措置」に準ずる。

**■地域・住民が実施する共助・自助の対策**

地域住民等は、文化財の被害を発見した場合、所有者又は関係機関等へ可能な範囲で連絡するとともに、危険の及ばない範囲で被災文化財の保護活動に協力する。

また、文化財の所有者等は、危険の及ばない範囲で文化財の保護に努めるとともに、市町等教育委員会へ被害状況の報告を行い、応急処置及び修理等についての指示を仰ぐ。

# 第４節　災害義援金等の受入・配分 (発災30)

**【主担当部隊】: 生活・経済再建支援部隊（義援金受入・配分班）**

## 第１項　活動方針

○　災害義援金の募集、保管及び配分を円滑に行う。

## 第２項　主要対策項目

| 対策(活動)項目 | 主担当部隊(班) | 活動開始(準備)時期等 | 重要な収集情報(収集先) |
|---|---|---|---|
| 三重県災害義援金募集推進委員会の設置 | 生活・経済再建支援部隊（義援金受入・配分班） | 【発災３日以内(災害救助法適用後１日以内)】<br>災害発生後速やかに | ・被害状況の把握<br>（市町） |
| 災害義援金の募集 | 生活・経済再建支援部隊（義援金受入・配分班） | 【発災 2 週間以内(災害救助法適用後 2 週間以内)】<br>募集体制が整い次第速やかに | |
| 災害義援金の保管 | 生活・経済再建支援部隊（義援金受入・配分班） | 【発災 2 週間以内(災害救助法適用後 2 週間以内)】<br>災害義援金を受け入れた時点 | ・災害義援金の受入状況<br>（三重県災害義援金募集推進委員会） |
| 三重県災害義援金配分委員会の設置 | 生活・経済再建支援部隊（義援金受入・配分班） | 【発災 3 週間以内(災害救助法適用後 3 週間以内)】<br>災害義援金が配分できる程度に集まった時点 | ・被害状況の把握<br>（市町） |
| 災害義援金の配分 | 生活・経済再建支援部隊（義援金受入・配分班） | 【発災1ヶ月以内(災害救助法適用後 3 週間以内)】<br>災害義援金が配分できる程度に集まった時点 | ・被害状況の把握<br>（市町） |

※「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

## 第３項　対策

**■県が実施する対策**

**１　三重県災害義援金募集推進委員会、三重県災害義援金配分委員会の設置（生活・経済再建支援部隊＜義援金受入・配分班＞）**

災害義援金の募集及び受入・配分は、三重県災害義援金募集推進委員会、三重県災害義援金配分委員会を設置して行うこととし、次の関係機関が共同し、あるいは協力して行う。

三重県共同募金会、日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、
県、市町（配分委員会のみ）、日本放送協会津放送局、三重テレビ放送、三重エフエム放送

**２　災害義援金の募集（生活・経済再建支援部隊＜義援金受入・配分班＞）**

県内で大災害が発生した場合、災害義援金を広く国民等を対象に募集する。募集にあたっては被災地の状況等を十分考慮して行う。

なお、他の都道府県で大災害が発生した場合の募集については当該都道府県の状況等を十分考慮して行う。

**３　災害義援金の保管（生活・経済再建支援部隊＜義援金受入・配分班＞）**

災害義援金については、県災対本部（出納局）において一括とりまとめ保管する。

**４　災害義援金の配分（生活・経済再建支援部隊＜義援金受入・配分班＞）**

配分の単位を市町として、被災地の状況及び災害義援金の応募（入金）状況等を検討し、速やかに罹災者に届くよう配分する。また、他の都道府県に配分する場合は、該当する都道府県に送付する。

なお、配分においては、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努める。

**■市町が実施する対策**

**１　実施機関の設置**

市町自ら又は「＜県が実施する対策＞１三重県災害義援金募集推進委員会、三重県災害義援金配分委員会の設置」に準じて実施する。

**２　災害義援金の募集**

災害義援金については、「＜県が実施する対策＞２災害義援金の募集」に準ずる。

災害義援品については、受け入れを希望するもの及び受け入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県災対本部に報告する。

**３　災害義援金の保管**

災害義援金については、「＜県が実施する対策＞３災害義援金の保管」に準ずる。

災害義援品については、各関係機関において保管する。

**４　災害義援金の配分**

「＜県が実施する対策＞４災害義援金の配分」に準ずる。

**【市町地域防災計画記載検討項目】**

**⑴　災害義援金の取扱い**

**⑵　災害義援金品の受入、配分方法**

**⑶　その他必要な事項**

**■その他防災関係機関が実施する対策**

**＜三重県共同募金会、日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、その他各種団体＞**

**１　実施機関の設置**

「＜県が実施する対策＞１三重県災害義援金募集推進委員会、三重県災害義援金配分委員会の設置」に準ずる。

**２　災害義援金の募集**

「＜県が実施する対策＞２災害義援金の募集」に準ずる。

### ３　災害義援金の保管

「＜市町が実施する対策＞３災害義援金の保管」に準ずる。

### ４　災害義援金の募集及び配分にかかる経費

災害義援金品の募集及び配分に要する労力等は、できるだけ無料奉仕とするが、輸送その他に要する経費は実施機関において負担する。

## ■地域・住民が実施する対策

### １　災害義援金への協力

地域・住民は、可能な範囲で災害義援金による被災地及び被災者支援に協力する。

# 第４部　復旧・復興対策

# 第１章　復旧・復興対策

## 第１節　激甚災害の指定(復興1)

### 第１項　活動方針

○　地震の発生に伴う被害が甚大であり、激甚災害の指定基準に該当すると思われる場合は、市町と連携して早急に被害調査を実施し、速やかに政令指定を受けるための手続を行う。
○　指定を受けたのちは、公共施設等の災害復旧事業を迅速かつ円滑に実施するための対策を講じる。

### 第２項　対　　策

**■県と市町が連携して実施する対策**

**１　激甚災害の指定（各事業関係部）**

基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生し、被害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という）に基づく指定基準に該当すると思われる場合には、県及び市町は、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう、互いに連携して災害の状況を速やかに調査し実情を把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置する。

**(1) 激甚災害の指定手続き**

激甚災害の指定手続については、下図のとおりである。

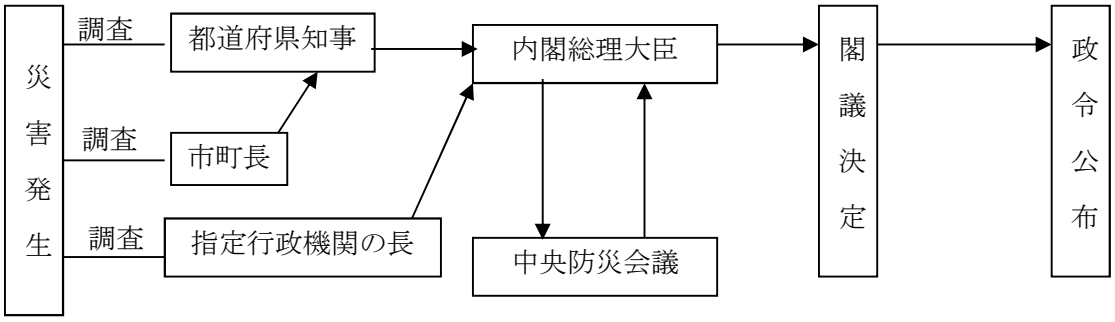


**(2) 激甚災害にかかる財政援助措置の主な対象事業**

**ア　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助**

①　公共土木施設災害復旧事業
②　公立学校施設災害復旧事業
③　公営住宅災害復旧事業
④　児童福祉施設災害復旧事業
⑤　老人福祉施設災害復旧事業
⑥　障害者支援施設等災害復旧事業
⑦　堆積土砂排除事業

**イ　農林水産業に関する特別の助成**

①　農地、農業用施設、林道の災害復旧事業等にかかる補助の特別措置

②　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

③　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特例

**ウ　中小企業に関する特別の助成**

①　中小企業信用保険による災害関係保証の特例措置

②　小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律による廃止前の小規模企業者等設備導入資金助成法による既存貸付金の償還の免除

③　事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

**エ　その他の特別の財政援助及び助成**

①　公立社会教育施設災害復旧事業に対する特例

②　私立学校施設災害復旧事業に対する補助

③　日本私立学校振興・共済事業団による被災私立学校施設の災害復旧に必要な資金の貸付

④　り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例

⑤　公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助

**(3) 激甚災害に関する調査**

**ア　県**

①　県は市町の被害状況を検討する。激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係各部は必要な調査を行う。

②　関係各部は、激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置する。

**イ　市町**

①　市町は、激甚災害及び局地激甚災害の指定基準を考慮し、災害状況等を調査して県に報告する。

②　県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

**(4) 激甚災害指定の促進**

激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは、関係部が国の機関と密接な連携のうえ、指定の促進を図る。

## ２　災害復旧事業の実施

激甚災害の指定を受けた後は、災害復旧事業を迅速かつ円滑に実施する。

## ３　特別財政援助の交付（申請）手続き（各事業関係部）

激甚災害の指定を受けたときは、市町は速やかに関係調書を作成し、県に提出する。

県はこれを受け事業の種別毎に激甚法及び算定の基礎となる関係法令に基づき負担金、補助金を受けるための手続きを行う。

**【主担当課】**
**・激甚災害対象事業関係課**

# 第２節　被災者の生活再建に向けた支援(復興2)

## 第１項　活動方針

○　被災者に関する情報を速やかに収集し、被災者の生活再建の支援に向けた体制を整備する。
○　県と市町が互いに連携し、被災者生活再建支援法の活用など、あらゆる手段を用いて被災者の生活確保・生活再建のための支援を行う。

## 第２項　対　策

**■県と市町が連携して実施する対策**

**１　被災者情報の収集と対応（防災対策部）**

**(1) 被災者台帳整備に向けた検討**

市町は、災害時に被災者を総合的かつ効率的に支援するための基礎資料とするため、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳を整備するための検討を行うよう努めるとともに、県は、市町の整備促進に協力する。

**(2) 罹災証明書の交付**

市町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災者への支援措置を早期に実施するため、被害認定や罹災証明書の交付体制を直ちに確立し、速やかに被災者に罹災証明書を交付する。

県は、住家被害調査のために必要な人材育成を図って名簿整備を行うとともに、市町の住家被害認定調査員養成の促進を図る。また、県は、市町の被害認定や罹災証明書の発行事務について、調査・判定にばらつきが生じないよう、各市町における課題の共有や対応の検討、各市町へのノウハウの提供等の必要な支援を行う。

あわせて、被災者生活再建支援法にかかる県・市町関係職員の対応力向上を図る。

**【市町地域防災計画記載検討項目】**

**(1) 罹災証明書の交付にかかる手続き等**

**２　被災者の生活再建支援に向けた主な対策**

**(1) 生活資金等の貸付（各資金所管部）**

**ア　災害援護資金**

①　実施主体：市町
②　対象災害：県内で救助法が適用された市町が１以上ある災害
③　受給者　：上記災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者
④　貸付限度額：350 万円

**イ　母子父子寡婦福祉資金**

①　実施主体　：市町
②　受給者　　：配偶者のない女子であって、現に児童（20 才未満の者）を扶養している者及び配偶者のない男子であって現に児童を扶養している者並びに「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の対象となっている寡婦等で要件を満たす者。
③　貸付限度額：貸付資金の種類に応じて貸付
④　貸付資金の種類(主要なものを抜粋)

a　事業開始資金　　b　住宅資金　　c　生活資金　　d　就職支度資金　　e　修学資金

ｆ　修業資金　　ｇ　医療介護資金　　ｈ　結婚資金

**ウ　生活福祉資金**

①　実施主体　：県社会福祉協議会

②　受給者　　：アの災害援護資金の貸付対象とならない者で、所得等貸付要件を満たす者

③　貸付限度額：貸付資金の種類に応じて貸付

④　貸付資金の種類

ａ　総合支援費

・生活支援資金　・住宅入居費　・一時生活再建費

ｂ　福祉資金

・療養費　・介護等費　・福祉費　・福祉費（住宅）　・福祉用具購入費　等

ｃ　教育支援資金

・教育支援費　・就学支度費

ｄ　不動産担保型生活資金

・不動産担保型生活資金

**(2) 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給（防災対策部）**

**ア　対象となる自然災害**

地震、津波等の異常な自然災害により生ずる被害であり､対象となる災害の程度は次のとおり。

①　救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号のいずれかに該当する被害が発生した市町の区域にかかる自然災害

②　１０以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町の区域にかかる自然災害

③　県内において１００以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

④　県内にａ又はｂの市町を含む場合にあって、５以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口１０万人未満に限る。）の区域にかかる自然災害

⑤　①～③の区域に隣接し、５以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口１０万人未満に限る。）の区域にかかる自然災害

⑥　県内に①若しくは②の市町を含む場合、又はｃに該当する都道府県が２以上ある場合に、５以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口１０万人未満に限る。人口５万未満の市町にあっては、２以上の世帯）の区域にかかる自然災害

**イ　対象世帯と支給額**

自然災害によりその居住する住宅が、ａ全壊世帯、ｂ半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯、ｃ長期避難世帯、ｄ大規模半壊した世帯に対し、住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）と住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）を支給する。

《複数世帯の場合》　　（単位：万円）

| 区　分 | 住宅の再建方法 | 基礎支援金 | 加算支援金 | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| 全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯、長期避難世帯 | 建設・購入 | １００ | ２００ | ３００ |
| | 補修 | １００ | １００ | ２００ |
| | 賃借（公営住宅以外） | １００ | ５０ | １５０ |
| 大規模半壊した世帯 | 建設・購入 | ５０ | ２００ | ２５０ |
| | 補修 | ５０ | １００ | １５０ |
| | 賃借（公営住宅以外） | ５０ | ５０ | １００ |

《単数世帯の場合》　（単位：万円）

| 区　分 | 住宅の再建方法 | 基礎支援金 | 加算支援金 | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| 全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じ、　やむを得ず解体した世帯、長期避難世帯 | 建設・購入 | ７５ | １５０ | ２２５ |
| | 補修 | ７５ | ７５ | １５０ |
| | 賃借（公営住宅以外） | ７５ | ３７．５ | １１２．５ |
| 大規模半壊した世帯 | 建設・購入 | ３７．５ | １５０ | １８７．５ |
| | 補修 | ３７．５ | ７５ | １１２．５ |
| | 賃借（公営住宅以外） | ３７．５ | ３７．５ | ７５ |

### (3) 住宅自力再建支援、災害公営住宅の建設及び住宅金融支援機構との連携（県土整備部）

#### ア　自力再建支援

住宅に関する情報提供は、復旧・復興対策として重要であり、被災者の住宅再建に向けた意思形成を支援できるよう、その提供体制構築を含めて円滑に行う。

特に、被災住宅の修理による活用は、被災者にとっては早期の生活再建に、県及び市町においては復興期までの様々な行政需要の抑制に、それぞれ資するものであるため、早期から積極的に促進を図っていくものとする。

また、再建資金等の調達方法等も含めた支援メニューの提示をはじめとする、災害発生時における住宅に関する情報については、平時から、行政内部での事前検討及び住民への情報提供に努めることで、想定外となる部分を減らす。

#### イ　災害公営住宅の建設

災害により住宅を滅失した場合で、前述の自力再建支援を行っても自らの資力では住宅を得ることができない被災者対しては、県及び市町は、将来の住宅需要も勘案したうえで必要に応じて災害公営住宅を供給し、住居の確保を図る。

滅失又は焼失した住宅が、公営住宅法に定める基準に該当する場合には、被災地市町及び県は被災住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

#### ウ　住宅金融支援機構との連携

県及び市町は、平時から独立行政法人住宅金融支援機構との情報共有及び連携を図り、災害時における被災者対象住宅相談窓口の円滑な設置運営に資するよう努めるとともに、発災時においては家屋の被害状況調査を早期に実施し、災害復興住宅資金の融資が円滑に行われるよう取り組む。

### (4) 租税の徴収猶予及び減免等（総務部）

#### ア　県税の減免及び期限延長

①　県税の減免

災害が発生した場合において必要があると認めるときは、被災納税者に対する県税の減免を行う。

なお、災害が広範かつ大規模にわたる場合は、県税の減免に関する単独条例を制定して被災納税者の救済を図る。

②　各種期限の延長

広範囲にわたる災害が発生し、交通又は通信等が途絶した場合等においては、被災地域内における県税の納税者について、県税の納付期限、申告期限及び申請期限を延長する。

**イ　市町税の減免等の措置**

市町においては、被災者の市町民税及び固定資産税等の減免、徴収猶予並びに納期等の延長について、それぞれの市町の条例の定めるところに従って必要な措置を行う。

**【市町地域防災計画記載検討項目】**

**(1) 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給にかかる手続き等**

**■その他の防災関係機関が実施する対策**

**＜国が実施する対策＞**

**１　租税の徴収猶予及び減免等の対策**

**(1) 国税の徴収猶予及び減免等**

**ア　災害等による期限の延長**

国税通則法第 11 条の規定に基づき、災害により国税に関する法律の定めることころによる申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為をすることができないものと認めるときは、国税庁長官、国税局長及び税務署長は、当該期限を延長することができる。

**イ　災害被害者に対する租税の減免及び徴収猶予等**

「災害被害者に対する租税の減免及び徴収猶予等に関する法律」の規定に基づき、震災、風水害、落雷、火災その他これに類する災害による被害者の納付すべき国税の軽減もしくは免除、その課税標準の計算もしくは徴収の猶予又は災害を受けた物品について納付すべき国税の徴収に関する特例については、他の法律の定めのある場合を除いて、この法律の定めるところによる。

**２　金融対策**

**(1) 金融機関に求める特別措置**

東海財務局津財務事務所及び日本銀行名古屋支店は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請する。

**ア　災害関係の融資に関する措置**

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずる。

**イ　預貯金の払戻及び中途解約に関する措置**

預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した預貯金者については、罹災証明書の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって災害被災者の預貯金払戻の利便を図る。

また、事情やむを得ないと認められる災害被災者等に対して、定期預金、定期積金等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出に応ずる等の適宜の措置を講ずる。

**ウ　手形交換、休日営業等に関する措置**

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業に

ついても適宜配慮する。

また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預貯金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずる。

**エ　営業停止等における対応に関する措置**

窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等並びに継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底する。

**(2) 保険会社に求める特別措置**

東海財務局津財務事務所は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、保険会社に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請する。

**ア 保険金等の支払いにかかる便宜措置**

保険証券、届出印鑑等を喪失した保険契約者等については、可能な限り適宜措置を講ずる。

**イ　保険金の支払い及び保険料の払込猶予に関する措置**

生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者の罹災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずる。

**ウ　営業停止等における対応に関する措置**

保険会社において、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底する。

**(3) 証券会社に求める特別措置**

東海財務局津財務事務所は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関との緊密な連絡を取りつつ、証券会社に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請する。

① 届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜を図る。
② 有価証券喪失の場合の再発行手続きについて協力する。
③ 被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の可能な限りの便宜措置を図る。
④ 窓口業務停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底する。
⑤ その他、顧客への対応について十分配意する。

**３　雇用対策（三重労働局）**

**(1)　被災者に対する職業あっせん等**

**ア　通勤地域における適職求人の開拓**

①　職業転職者に対して常用雇用求人の開拓を実施する。
②　復旧までの間の生活確保を図るため、日雇求人の開拓を実施する。

**イ　巡回職業相談所、臨時職業相談所の開設**

①　災害地域を巡回し、職業相談を実施する。

②　避難場所等に臨時相談所を設け、職業相談を実施する。

**ウ　雇用保険求職者給付**

「激甚災害に対処するための特別財務援助等に関する法律」の適用により雇用保険求職者給付を行う。

**＜日本郵便株式会社が実施する対策＞**

**１　郵便業務にかかる災害特別事務取扱い援護対策**

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合において、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務にかかる災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

①　被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の指定の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書などを無償交付する。

②　被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

③　被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

④　被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分する。

**＜三重弁護士会が実施する対策＞**

**１　被災者等への法律相談の実施**

三重弁護士会は、大規模災害等が発生した場合、「災害時における法律相談業務に関する協定」に基づき、被災した県民及び県内への避難者等を対象に開催する無料の法律相談会等を通じ、災害時の法律に関する知識の普及・助言等をすることにより、被災者の生活再建に向けた支援に寄与するよう努める。

**【主担当課】**
**・　防災企画・地域支援課、災害対策課、住宅政策課**
**・各資金等所管課**

# 第３節　復興体制の構築と復興方針の策定(復興3)

## 第１項　活動方針

○　本県が特定大規模災害となる地震・津波による甚大な被害を受けた場合、速やかに「三重県震災復興本部(仮称)」を設置する。
○　発災後、「三重県復興指針」に基づき、「三重県震災復興本部(仮称)」において速やかに復興法及び三重県防災対策推進条例に基づく復興方針や復興計画を策定するとともに、市町の復興対策を支援する。

## 第２項　対　　策

**■県が実施する対策**

**１　復興体制の構築**

**(1) 三重県震災復興本部(仮称)等の設置**

復興法第２条第７号に規定する特定大規模災害等が発生した場合、復興法に基づく「三重県復興方針(仮称)」及び三重県防災対策推進条例に基づく「三重県復興計画（仮称)」の策定や、市町の「復興計画」策定支援を始めとする、県の総合的な復興対策を指揮する「三重県震災復興本部(仮称)」を設置する。

**(2) 三重県震災復興本部連絡会議(仮称)等の設置**

特定大規模災害により複数の市町が被災し、復興本部が設置された場合、県と被災市町が連携して設置し、また調整を図りながら、各々の市町の「復興計画」の策定、復興対策の推進を図るための「三重県震災復興本部連絡会議(仮称)」を設置する。

**(3) 市町の復旧・復興支援体制の検討**

特定大規模災害により甚大な被害を受けた市町から職員の派遣を始めとする応援要請があった場合の支援体制について、事前の検討を行う。

**【検討を行う復興体制】**

**ア　震災復興本部(仮称)**
復興対策に関する意思決定機関

**イ　震災復興対策事務局(仮称)**
復興本部の意思決定にかかる情報のとりまとめ、関係計画の総合調整を行う機関

**ウ　震災復興本部連絡会議（仮称)**
県全体の復興対策の総合調整を行う機関

**２　復興方針及び復興計画の策定**

**(1) 復興方針及び復興計画の策定**

特定大規模災害からの復興を計画的に進めるため、「三重県復興指針」に基づき、速やかに復興法に基づく「三重県復興方針(仮称)」及び三重県防災対策推進条例に基づく「三重県復興計画（仮称)」を策定して市町の「復興計画」策定を支援する。

**【三重県復興指針（平成 28 年３月）の構成】**

第１章　三重県復興指針がめざすもの
　１　復興指針策定の背景～東日本大震災の発生から５年が経過して～
　２　復興指針策定の目的
　３　復興指針の位置づけ
第２章　南海トラフ地震からの復興プロセスにおいて想定される事態
　１　想定される被害の様相
　２　復興プロセスにおいて想定される事態～震災復興における実例や課題をふまえて～
第３章　「復興」の基本理念
　１　「人間」と「人間関係」の回復
　２　地域コミュニティの再生
第４章　復興に向けて取り組むべき対策の全体像
　１　復興に向けた対策（全体像）
　２　復興に向けた対策（Ⅰ　計画的復興に向けた行政運営）
　　(1)行政機能の回復、(2)復興体制の整備、(3)市町支援、(4)財政面の措置、(5)情報提供
　３　復興に向けた対策（Ⅱ　地域の再生や生活の再建）
　　(1)被災住宅の応急対策、(2)緊急の住宅確保、(3)恒久的な住宅の供給、
　　(4)災害廃棄物の処理、(5)雇用の維持・確保、(6)被災者への経済的支援、
　　(7)保健・医療・福祉対策、(8)学校の再開、(9)ボランティアの受入体制の整備、
　　(10)公共土木施設の復旧・復興、(11)安全な市街地の整備（復興まちづくり）、
　　(12)文化の再生
　４　復興に向けた対策（Ⅲ　なりわいや産業の復興）
　　(1)農業の経営再建、(2)林業の経営再建、(3)水産業の経営再建、
　　(4)商工業の経営再建、(5)観光業の経営再建
第５章　地域コミュニティの再生に向けて
　１　「復興」の基本理念をふまえた平時からの取組
　２　平時からの取組の延長線上にある取組
参考資料
　１　東日本大震災における復興関連資料
　２　東日本大震災以外の大規模災害における復興関連資料

## ■市町が実施する対策

### １　復興体制の構築

#### (1) 市町震災復興本部(仮称)等の設置に向けた検討

特定大規模災害が発生した場合、復興法に基づく必要な支援措置を受けるための「市町復興計画(仮称)」の策定を始めとする、市町の総合的な復興対策を指揮する「市町震災復興本部(仮称)」を設置するものとし、設置のための規程や体制の整備に向けた検討を行う。

### ２　復興計画の事前検討

#### (1) 復興計画の事前検討

特定大規模災害からの復興を国の支援措置を用いて計画的に進めるため、復興法に基づく「市

町復興計画(仮称)」を速やかに策定するものとし、そのための復興計画への記載項目や内容等について、「三重県復興指針」を参考として、事前検討に努める。

**(2) 個別の復旧・復興計画の事前検討及び策定**

大規模災害からの復旧・復興対策を円滑に進めるために特に重要な対策項目については、事前に個別の対策内容を検討し、対策のための計画を策定するよう努める。

**【個別の復旧・復興計画の策定を検討する対策項目】**

**ア　災害仮設住宅及び災害公営住宅等の確保に関する計画**

**イ　災害廃棄物の処理に関する計画（災害廃棄物処理実行計画）**

【主担当課】
・ 防災企画・地域支援課、廃棄物リサイクル課、住宅政策課

# 特別対策

# 東海地震に関する緊急対策

# 第１章　対策の目的等

## 第１節　対策の目的及び関係機関の役割

### 第１項　東海地震に関する緊急対策の目的

大震法は、大規模地震発生前の事前措置を講じて地震災害を防止軽減することを目的に制定された。

同法に基づき、平成 25 年４月時点で東海地域を中心に１都７県 157 市町村、本県では 10 市町が東海地震にかかる地震防災対策強化地域に指定されており、その他の市町についても強化地域の周辺に位置しているため、津波被害を中心に被害発生が憂慮される。また、東海地震注意情報及び警戒宣言が発せられた場合においては、社会的混乱の発生が懸念される。

よって、この計画（特別対策）は、大震法第６条第１項の規定に基づき、東海地震にかかる地震防災対策強化地域について、東海地震注意情報が発表された場合以降に執るべき緊急対策にかかる措置に関する事項等を定め、当該地域における地震防災体制の推進を図ることを目的として策定する。

### 第２項　基本方針

**■共通事項等**

この計画は、次の考え方を基本に策定したものである。

**１　基本的な考え方**

① この計画は、大震法第６条第１項の規定に基づき、主として東海地震注意情報が発せられてから東海地震が発生するまでの間、又は警戒解除宣言が出されるまでの緊急対策を中心に作成する。

② この計画は、東海地震の発生に伴う被害の発生を防止又は軽減するため、県、市町、その他の防災関係機関等のとるべき事前措置の基本的事項について定める。

③ 警戒宣言発令前において、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合、必要な準備行動を実施する。

④ 地震発生後の災害対策は「第３部　発災後対策」により対処する。

⑤ 市町、防災関係機関は、この計画を基本としながら各々の計画に基づき、警戒宣言発令に伴う緊急対策に万全を期する。

⑥ 市町は、詳細な震度や津波の高さの分布をもとに、市町の区域を細分して、市町内で複数の防災対応を計画することができる。この場合、混乱等が生じ的確に防災対応を行えない可能性もあることから、強化地域内で複数の防災対応を執る場合は、そのような対応を執る必要性と確実な実施を吟味し、防災計画において明確に定める。

**２　地震防災対策強化地域**

地震防災対策強化地域とは、大震法第３条の規定により、内閣総理大臣が、大規模な地震が発生するおそれが特に大きいと認められる地殻内において大規模な地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災に関する対策を強化する必要がある地域として指定する地域のことである。

地震防災対策強化地域に指定されると、当該地域の県や市町、防災関係機関や病院、鉄道等の民間事業者は、警戒宣言時の対応等、地震防災応急対策に関する各種計画を作成しそれを実施することと

され、国は、観測・測量の実施強化や、強化計画に基づき緊急に整備すべき施設等の整備経費に補助を行うことなどが規定されている。

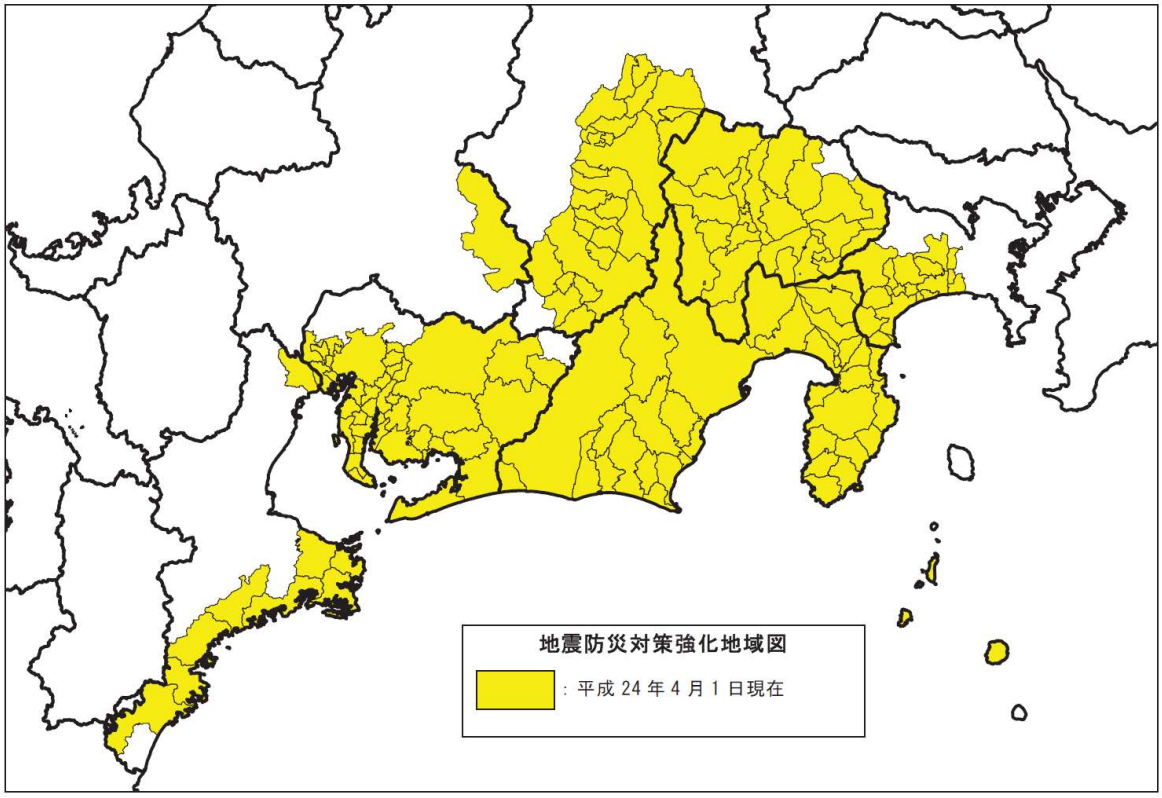


（内閣府ホームページより）

**【三重県内地震防災対策強化地域指定市町】**

伊勢市、桑名市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、木曽岬町、大紀町、南伊勢町、紀北町

## ３　東海地震に関連する情報

東海地域で常時観測している地殻変動や地震などの観測データに異常が現れ、気象庁から「東海地震に関連する情報」が発表された場合、これらの情報の内容に応じた段階的な防災対応をとる。

「東海地震に関連する情報」には、異常の発生状況に応じ、「東海地震予知情報」、「東海地震注意情報」、「東海地震に関連する調査情報」の３種類があり、各情報について、その情報が意味する状況の危険度を表わす指標として赤・黄・青の「カラーレベル」で示される。

### (1) 東海地震予知情報（カラーレベル　赤）

東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報で、東海地震が発生するおそれがあると判断した観測データの状況等、科学的根拠について発表される。

### (2) 東海地震注意情報（カラーレベル　黄）

観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される。

### (3) 東海地震に関連する調査情報(臨時)（カラーレベル　青）

観測データに通常とは異なる変化が観測された場合に発表され、その変化の原因についての調査の状況が示される。

### (4) 東海地震に関連する調査情報(定例)（カラーレベル　青）

毎月の定例の地震防災対策強化地域判定会（以下、判定会）で評価した調査結果を発表する。

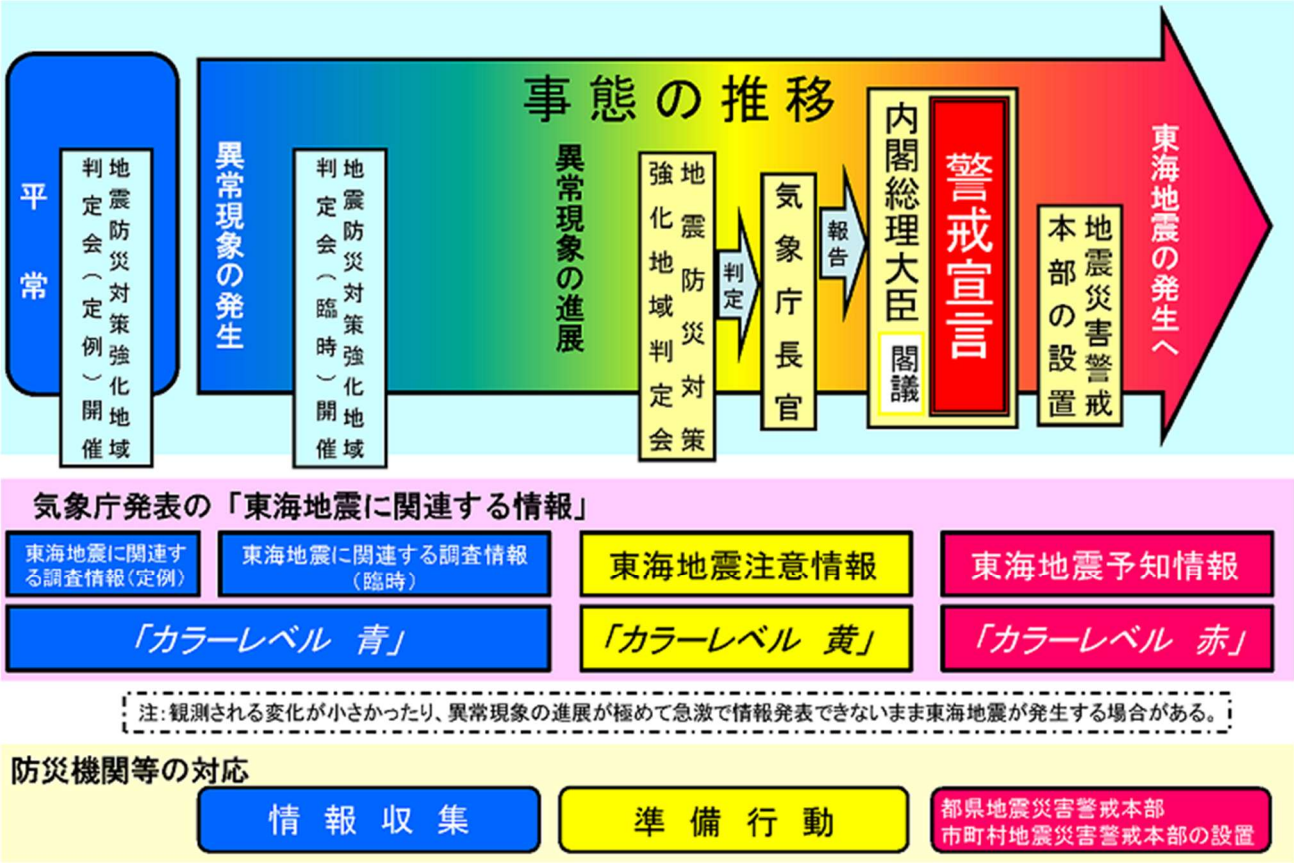


（気象庁ホームページより）

## 第３項　東海地震に関する緊急対策として処理すべき事務又は業務の大綱

### １　県

県は県地震災害警戒本部に関する下記の業務を行う。

① 警戒宣言、東海地震予知情報、地震情報、その他地震に関する情報の収集、伝達及び広報
② 避難の勧告又は指示に関する事項
③ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
④ 応急の救護を要すると認められる者の救護及び保護
⑤ 県有施設及び設備の整備、点検に関する事項
⑥ 犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持に関する事項
⑦ 緊急輸送の確保に関する事項
⑧ 食料、医薬品の確保、保健衛生にかかる措置等に関する事項
⑨ その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項
⑩ 市町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する地震防災応急対策等の連絡調整に関する事項
⑪ その他法令により県警戒本部の権限に属する事項

## ２　市町

市町は下記の業務を行う。

①　警戒宣言、東海地震予知情報、地震情報、その他地震に関する情報の収集、伝達及び広報

②　避難の勧告・指示、又は警戒区域の設定

③　県警戒本部への報告、要請等

ａ　職員の派遣、交通規制等の県警戒本部への要請

ｂ　住民等の避難の状況及び地震防災応急対策の実施状況を県へ報告

④　消防職員・団員及び水防団の配備等

⑤　避難者等の救護

⑥　緊急輸送の実施

⑦　食料、医薬品の確保、保健衛生にかかる措置等に関する事項

⑧　その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

## ３　指定地方行政機関

指定地方行政機関は、各機関ごとに下記の業務を行う。

### (1) 中部管区警察局

①　管区内各県警察の災害警察活動に関する指導・調整

②　他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携

③　管区内各県警察の相互援助の調整

④　警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制

⑤　情報の収集及び伝達

⑥　津波警報等の伝達

### (2) 東海財務局

①　金融上の諸措置

②　地方公共団体において、国有財産（普通財産）を地震防災応急対策の実施の用に供する必要があると認められるときは、関係法令等の定めるところにより無償貸付等を適切に行う。また、国有財産にかかる関係機関との連絡調整を行う。

### (3) 東海北陸厚生局

①　災害状況の情報収集、連絡調整

②　関係職員の派遣

③　関係機関との連絡調整

### (4) 東海農政局

①　管理又は工事中の建物、施設等に対する緊急点検、巡視等の実施及び工事中建物等に対する作業の中止又は立入禁止措置等の実施

②　農業関係金融機関に対する指導

③　農地、農業用施設（ダム、堤防、ため池、農道等）の管理、指導

### (5) 近畿中国森林管理局

①　警戒宣言、地震予知情報等の収集及び森林管理署、関係機関への情報伝達

②　森林管理署職員等に対する警戒体制の指示

③　国有林野の火災予防措置

④　災害対策用復旧用材の供給準備

**(6) 中部経済産業局**

①　所掌事務に係る災害情報の収集及び連絡

②　電力及びガスの供給の確保に必要な指導

③　災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整

**(7) 中部近畿産業保安監督部**

①　高圧ガス、液化石油ガス、火薬類、コンビナート、鉱山、電気、ガス等所掌に係る施設の保安の確保に必要な監督指導

②　必要に応じて災害対策本部への職員の派遣を行うことによる①の円滑な実施

**(8) 中部運輸局**

①　所管事業者等に対する情報伝達・収集及び支援活動の指導

②　緊急輸送に係る輸送機関、その他関係機関との連絡調整

**(9) 大阪航空局　中部空港事務所**

①　必要に応じ一般航空機の飛行規制の措置

**(10)第四管区海上保安本部**

①　船舶、臨海施設、遊泳者等に対する警戒宣言その他地震等に関する情報の伝達

②　航行警報、水路通報等による海上交通の安全確保

③　勧告及び命令による船舶の安全確保

④　海上における治安の維持

**(11)津地方気象台**

①　東海地震に関連する情報等の通報

②　東海地震に関連する情報等の照会に対する応答と解説

**(12) 東海総合通信局**

電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理

**(13) 三重労働局**

爆発、火災等の労働災害防止や緊急時における早期避難の徹底の要請

**(14) 中部、近畿地方整備局**

①　警戒宣言、地震予知情報等の迅速な情報伝達

②　警戒宣言発令時の地震災害警戒体制の整備

③　人員・資機材等の配備・手配

④　緊急輸送道路確保のための交通規制に対する協力

⑤　道路利用者に対する情報の提供

**(15) 国土地理院中部地方測量部**

①　災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用促進支援を実施

②　災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の活用促進支援を実施

③　災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用促進支援を実施

④　災害復旧・復興の際、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施

(16) 中部地方環境事務所

① 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供

② 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

(17) 近畿中部防衛局東海防衛支局

① 所管財産の使用に関する連絡調整

② 災害時における防衛本省及び自衛隊との連絡調整

③ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援

## ４　指定公共機関

指定公共機関は、各機関ごとに下記の業務を行う。

(1) 西日本電信電話株式会社三重支店・株式会社ＮＴＴドコモ三重支店

① 警戒宣言、地震予知情報等の正確、迅速な収集、連絡

② 防災関係機関に対する通信設備の優先利用の供与

③ 地震防災応急対策に必要な公衆通信施設の整備

④ 通信の輻輳抑止のための広報の実施

⑤ 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備

(2) ＫＤＤＩ株式会社中部総支社

① 警戒宣言、地震予知情報等の正確、迅速な収集、連絡

② 非常時における携帯電話通信回線の規制措置

(3) ソフトバンク株式会社

① 警戒宣言、地震予知情報等の正確、迅速な収集、連絡

② 非常時における携帯電話通信回線の規制措置

(4) 日本銀行名古屋支店

① 金融機関の現金保有状況の把握、所要現金の確保についての必要な援助

② 関係機関との協議に基づく、「第２章　第２節　社会の混乱防止のためにとるべき措置　第２項　＜その他の防災関係機関が実施する対策＞」に掲げる措置の民間金融機関への要請

(5) 日本赤十字社三重県支部

① 医療救護班の派遣準備

② 血液製剤の確保及び供給の準備

③ 救護物資の配布準備

(6) 日本放送協会津放送局

① 警戒宣言等の伝達及び地震防災応急対策の実施状況の報告

② 警戒宣言発令時における非常組織の設置

③ 地震防災応急対策実施のための動員及び準備活動

④ 警戒宣言、地震予知情報等の放送による社会的混乱防止のための県民への周知

⑤ 県民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道

(7) 中日本高速道路株式会社

① 警戒宣言等の伝達

② 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配

③ 交通対策

④ 緊急点検

**(8) 独立行政法人水資源機構**

① 警戒宣言、地震予知情報等の収集及び伝達

② 発災後に備えた資機材の備蓄、点検整備

③ 独立行政法人水資源機構が管理する施設の機能の維持保全、及び同施設等を通じて供給する水道用水等の必要最小限の確保

**(9) 東海旅客鉄道株式会社**

① 警戒宣言発令情報の伝達

② 警戒宣言発令時の情報伝達及び列車運転状況の案内

③ 滞留旅客に対する避難誘導等

④ 強化地域への列車の進入禁止措置

⑤ 強化地域内を運行中の列車に対し、最寄りの安全な駅、その他の場所まで安全な速度で運転して停車する措置

⑥ 強化地域外において、折り返し設備等を勘案し区間を定め、必要に応じ速度を制限して運行する措置

⑦ 災害応急業務及び災害復旧業務に従事する社員数、配置状況等の把握

**(10) 西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社**

① 警戒宣言、地震予知情報等の伝達

② 列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報

③ 旅客の避難、救護

④ 列車の運転規制

⑤ 地震発生に備えた資機材の確保及び配置

**(11) 中部電力パワーグリッド株式会社三重支社／株式会社ＪＥＲＡ西日本支社、関西電力送配電株式会社和歌山支社**

① 電力復旧に必要な要員及び資機材の確保

② 東海地震注意情報発表時における電力設備等の安全予防措置の実施及び通信手段の確保

**(12) 東邦ガス株式会社**

① ガス施設の災害予防措置及び地震防災応急対策に係る措置の実施

② 東海地震注意情報発表時に災害対策本部を設置

③ 発災後に備えた要員及び資機材の確保

**(13) 日本郵便株式会社**

① 利用者に対する警戒宣言の伝達及び安全確保

② 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から郵便局における業務の取扱いを停止する。

③ 上記イにより業務を停止し、又は事務の一部を取り扱うときは、強化地域内に所在する郵便局において、窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間並びにその他必要な事項を局前等に提示する。

④ 災害が発生した場合において、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

**(14) 独立行政法人国立病院機構**

① 所管する国立病院機構の病院において医療救護班を編成し、知事の応援要請に基づき直ちにこれを出動させ、被災者の医療措置

② 所管する国立病院機構の病院をして、その可能な範囲において被災傷病者の収容治療

③　前記の活動について、必要と認める場合には東海北陸ブロック事務所をして医療救護班の活動支援

## ５　指定地方公共機関

指定地方公共機関は、各機関ごとに下記の業務を行う。

**(1) 公益社団法人三重県医師会**

医師会救護班の編成並びに連絡調整

**(2) 三重テレビ放送株式会社**

日本放送協会津放送局に準ずる

**(3) 三重エフエム放送株式会社**

日本放送協会津放送局に準ずる

**(4) 三重交通株式会社**

①　車両の運行状況、乗客の避難実施状況等の広報
②　乗客の避難、救護
③　車両の運転規制
④　地震発生に備えた資機材の確保及び配置

**(5)（一社）三重県トラック協会**

防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保、物流専門家の派遣等

**(6)　近畿日本鉄道株式会社**

①　列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報
②　旅客の避難、救護
③　列車の運転規制
④　地震発生に備えた資機材の確保及び配置

**(7)　三重県エルピーガス協会**

①　供給設備及び工場設備の災害予防
②　需要家に対する災害予防広報

## ６　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、各機関ごとに下記の業務を行う。

**(1) 産業経済団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合及び商工会等）**

①　防災上必要な資機材、人員等の配備に対する協力
②　防災管理上必要な措置及び防災活動に対する協力

**(2) 文化、厚生、社会団体（日赤奉仕団、婦人会、青年団等）**

①　防災上必要な資機材、人員等の配備に対する協力
②　防災管理上必要な措置及び防災活動に対する協力

**(3) 危険物施設等の管理者**

①　防災上必要な資機材、人員等の配備に対する協力
②　防災管理上必要な措置及び防災活動に対する協力

**(4) 各港湾施設の管理機関**

①　防災上必要な資機材、人員等の配備に対する協力
②　防災管理上必要な措置及び防災活動に対する協力

**(5) 土地改良区**

① 防災上必要な資機材、人員等の配備に対する協力

② 防災管理上必要な措置及び防災活動に対する協力

**(6) 一般乗合旅客自動車運送事業者（三重交通株式会社を除く）**

三重交通株式会社に準ずる

**(7) 鉄道事業者（東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社を除く）**

近畿日本鉄道株式会社に準ずる

**(8) ガス事業者（東邦ガス株式会社、（一社）三重県ＬＰガス協会を除く）**

東邦ガス株式会社及び（一社）三重県ＬＰガス協会に準ずる

# 第２章　緊急対策

## 第１節　地震災害警戒本部の設置等(東海1)

**【主担当部隊】: 総括部隊（総括班）**

### 第１項　計画目標

○　東海地震に関連する調査情報（臨時)、東海地震注意情報が発表された場合、職員の参集や連絡体制の確保等、必要な準備行動をとる。
○　警戒宣言が発せられた場合は、地震防災応急対策の連絡調整及び緊急対策を推進するため、地震災害警戒本部（県、市町）を設置し活動態勢を整備する。

### 第２項　対　策

**■県が実施する対策**

**１　活動態勢の概要**

気象庁の地震活動等総合監視システムで異常現象が検知等され「東海地震に関連する調査情報（臨時)」が発表された場合、異常現象が進行し気象庁が「東海地震注意情報」を発表した場合及び大震法に基づき東海地震にかかる地震防災対策強化地域に「警戒宣言」が発せられた場合には、以下に掲げる配備体制をとる。

| 体制 | 東海地震準備体制 | 東海地震警戒体制 | 東海地震非常体制 |
|---|---|---|---|
| 配備基準 | 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき | 東海地震注意情報が発表されたとき | 東海地震にかかる警戒宣言（東海地震予知情報）発せられたとき |
| 本部設置 | － | | 県地震災害警戒本部設置 |
| 配備要員 | 各班の配備計画による | 全職員 | 全職員 |
| 業務 | 情報収集、連絡体制の確保 | 各関係機関等との情報共有・連携体制の構築 | 各関係機関の実施する対策の連絡調整及び緊急対策実施体制の確保 |

県地震災害警戒本部（以下、「県警戒本部」という）の組織及び運営は、大震法、大規模地震対策特別措置法施行令、三重県地震災害警戒本部条例及び三重県地震災害警戒本部運営要領に定めるところによる。

**２　県警戒本部の概要**

**(1) 組織及び所掌事務**

**ア　組織**

県警戒本部に、本部長、副本部長、本部員及び本部職員を置く。また地域防災総合事務所等ごとに支部（以下この編において「支部」という。）を置く。

なお、組織は「第３部　第１章　第１節　活動態勢の整備」の規定を準用する。この場合、

「地方部」とあるのを「支部」と読み替える。

**イ　所掌事務**

警戒本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりで、各部各班の所掌事務は三重県地震災害警戒本部運営要領の定めるところによる。

なお、支部管内の範囲で対策実施又は調整できる事務は、支部において対処する。

①　警戒宣言、東海地震予知情報その他地震防災上必要な情報の収集及び伝達
②　地震防災応急対策上必要な広報
③　緊急輸送の実施又は調整
④　災害発生に備えた食料、医薬品等の確保準備
⑤　社会秩序を維持する活動
⑥　市町及び防災関係機関が実施する地震防災応急対策の連絡調整

### ３　通信機能の確保

「第３部　第１章　第２節　通信機能の確保」を参考に、災害発生に備え、国や市町及び各防災関係機関等との通信機能を確保するための対策を講じる。

### ４　自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等

災害が発生し、自衛隊及び海上保安庁の支援を必要とする場合に備え、連絡・受入体制を確保するよう対策を講じる。

## ■市町が実施する対策

### １　市町地震災害警戒本部の概要

強化地域に指定された市町は、警戒宣言が発せられたときは、市町地震災害警戒本部（以下「市町警戒本部」という。）を設置して地震防災応急対策活動を行う。

**(1) 市町警戒本部の所掌事務**

①　警戒宣言、東海地震予知情報の住民等への伝達並びに地震防災上必要な情報の収集及び伝達
②　県への報告、要請等県との地震防災活動の連携
（ア）必要に応じ、県に対し地震防災応急対策の実施にかかる職員の派遣等必要な事項を要請する。
（イ）必要に応じ交通規制その他社会秩序の維持を県公安委員会に要請し、また、地震防災応急対策を実施すべき者に対する指示をする。
（ウ）住民等の避難の状況及び地震防災対策の実施状況を県へ報告する。
③　避難の勧告・指示又は警戒区域の設定
④　消防職員、団員及び水防団の配備等、災害が発生した場合の応急措置の準備
⑤　消防、水防等の応急措置
⑥　避難者等の安全確保
⑦　緊急輸送の実施
⑧　災害発生に備えた食料、医薬品、救助用資機材等の確保準備
⑨　自主防災組織活動の指導、連携
⑩　その他地震防災応急対策上の措置

### (2) 消防、水防機関の所掌事務

① 消防本部は、市町警戒本部、防災関係機関と緊密な連携をとり次の措置を講ずる。

a 情報の収集と伝達

b 消火活動、救助活動の出動体制の確立

c 警戒区域内の地域住民への避難の勧告又は指示の伝達

d 出火防止のための広報

② 消防団、水防団は、消防本部、市町警戒本部、防災関係機関と緊密な連携をとり次の措置を講ずる。

a 情報の収集と伝達

b 消火活動、水防活動、救助活動の出動体制の確立

c 火気使用の自粛を住民へ伝達するためのパトロールの実施

d 水利の確保（流水の堰止め等を含む。）

e 住民の避難誘導

f 水防資機材の点検、配備及び確保準備

g 警戒区域からの避難確保のパトロール

h 救助用資機材の確保準備

i その他状況に応じた防災、水防活動

# 第２節　社会の混乱防止のためにとるべき措置(東海2)

**【主担当部隊】: 総括部隊（総括班、情報班、広聴広報班）**
**警察部隊**

## 第１項　計画目標

○　警戒宣言が発せられた場合、県民は家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、発災後の被害を最小限にとどめる。

## 第２項　対　　策

**■県民が実施する対策**

### １　家庭における措置

東海地震に関連する情報が発表され、東海地震の発生の可能性が高まった場合、県民は、家庭において以下の措置を講じ、大規模地震の発生に備える。

① 東海地震に関連する調査情報（臨時）及び東海地震注意情報が発表された場合は、テレビやラジオ、インターネット等を利用して正確な情報の収集に努めること。また、市役所、町役場からの防災行政無線や消防署、警察署などからの広報情報に注意すること。

② 東海地震注意情報が発表された場合は、外出や不要不急の旅行等は自粛すること。

③ 警戒宣言が発せられた場合には、津波やがけ地崩壊等の危険が予想される地域の住民等は、指定された避難場所へ速やかに避難する。

④ 危険が予想される地域以外の住民等は、建物内外を問わず、物の落下や下敷等に遭わない安全な場所を確保し、家具等重量物の転倒防止措置をとること。

⑤ 警戒宣言発令後は、火の使用は自粛すること。

⑥ 灯油等危険物やプロパンガスの安全措置をとること。

⑦ 消火器やバケツなどの消火用具の準備、確認を行うとともに、発災後の断水に備え、バケツや浴槽に緊急用水を貯めておくこと。

⑧ 身軽で安全な服装に着替えること。

⑨ 生活用水、食料、携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品等の非常持出品及び救助用品の用意を確認すること。

⑩ 万一の時は脱出口を確保すること。

⑪ 自主防災組織は、地域住民に情報伝達を図るとともに、避難誘導や、発災に備えた初期消火及び救助活動の準備をすること。

⑫ 自動車や電話の使用は自粛すること。

### ２　職場における措置

東海地震に関連する情報が発表され、東海地震の発生の可能性が高まった場合、県民は、職場において以下の措置を講じ、大規模地震の発生に備える。

① 東海地震に関連する調査情報（臨時）及び東海地震注意情報が発表された場合は、テレビやラジオ、インターネット等を利用して正確な情報の収集に努めること。また、市役所、町役場からの防災行政無線や消防署、警察署などからの広報情報に注意すること。

② 東海地震注意情報が発表された場合は、防火管理者、保安責任者などを中心に、職場の防災会議を開き、分担に従い、できるだけの措置をとること。
③ 警戒宣言が発せられた場合は、建物内外を問わず、物の落下や下敷等に遭わない安全な場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。
④ 警戒宣言発令後は、火の使用は自粛すること。
⑤ 消防計画、予防規程などに基づき危険物の保安に注意し、危険箇所を点検すること。
⑥ 職場の自衛消防組織の出動体制を整備すること。
⑦ 重要書類等の非常持出品を確認すること。
⑧ 職場の条件と状況に応じ、安全な場所で待機すること。
⑨ 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。
⑩ 事業所内の情報共有体制を確立すること。
⑪ 近くの職場同士で協力し合うこと。
⑫ マイカーによる出勤、帰宅等は自粛し、必要に応じ従業員を職場内に待機させるなどの措置を講じること。
⑬ 危険物運搬車両等の運行は自粛すること。また、外出中の従業員との連絡体制を確保し、安全確保を指示するよう努めること。

### ３　運転者のとるべき措置

警戒宣言が発せられた場合、強化地域内での一般車両の通行は禁止され、又は制限されることから、強化地域内の運転者は次のような措置を講ずること。

① 車を運転中に警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて、あわてることなく、低速で走行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報に応じて行動すること。
② 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

## ■その他の防災関係機関が実施する対策

＜国が実施する対策＞

### １　消費者庁等が実施する物資物価対策

所管にかかる生活必需品等の物資の異常な価格の高騰、買占め又は売り惜しみに関して、これをしないよう呼びかけるとともに、関係事業者等を監視する。

### ２　東海財務局津財務事務所が実施する金融上の諸措置

#### (1) 民間金融機関に対する措置

東海地震への対応については、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関に対し、以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請する。

**ア　東海地震の地震防災対策強化地域内に本店及び支店等の営業所を置く民間金融機関の警戒宣言時の対応について**

①　営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、営業所等の窓口における営業は普通預金（総合口座を含む。以下同じ。）の払戻業務以外の業務は停止するとともに、その後、店頭の顧客の輻輳状況等を的確に把握し、平穏裡に窓口における普通預金の払戻業務も停止し、併せて、窓口営業停止の措置を講じた旨を取引者に周知徹底すること。ただし、この場合であっても、同地の日銀支店長や警察等と緊密な連絡を取りながら、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを継続する等、居住者等の日常生活に極力支障をきたさないような措置を講ずること。

②　営業停止等並びに継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗等名を取引者に周知徹底させる方法は、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載すること。

③　休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の金融業務の円滑な遂行の確保を期すため、窓口営業の開始又は再開は行わないこと。ただし、この場合であっても、同地の日銀支店長や警察等と緊密な連絡を取りながら、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等の運転は継続する等、居住者等の日常生活に極力支障をきたさないような措置を講ずること。

④　警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常の営業を行うこと。

**イ　当該強化地域外に営業所を置く民間金融機関の警戒宣言時の対応について**

①　営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、地震防災対策強化地域内にある民間金融機関の本店及び支店等向けの手形取立等の手形交換業務については、その取扱いを停止し、併せて当該業務の取扱いを停止することを店頭に掲示し、顧客の協力を求めること。

②　地震防災対策強化地域内の本店又は支店等が営業停止の措置をとった場合であっても、当該営業停止の措置をとった当該強化地域外の支店又は本店等の営業所については、平常どおり営業を行うこと。

**(2) 保険会社に対する措置**

東海地震への対応については、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、保険会社に対し、以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請する。

**ア　東海地震の地震防災対策強化地域内に本店及び支店等の営業所を置く保険会社の警戒宣言時の対応について**

①　営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には営業所等における営業を停止すること

②　営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載すること。

③　休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の保険業務の円滑な遂行の確保を期すため、営業の開始又は再開は行わないこと。

④　警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常の営業を行うこと。

**イ　当該強化地域外に営業所を置く保険会社の警戒宣言時の対応について**

地震防災対策強化地域内の本店及び支店等が営業停止の措置をとった場合であっても、当該営業停止の措置をとった当該強化地域外の支店及び本店等の営業所については、平常どおり営業を行うこと。

### (3) 証券会社に対する措置

東海地震への対応については、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、証券会社等に対し、以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請する。

**ア　東海地震の地震防災対策強化地域内に営業所又は事務所を置く証券会社等の警戒宣言時の対応について**

① 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、営業所又は事務所等の窓口における業務を停止すること。

② 業務停止等を取引者に周知徹底させる方法は、業務停止等を行う店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載すること。

③ 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の証券業務の円滑な遂行の確保を期すため、窓口業務の開始又は再開は行わないこと。

④ 警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常の業務を行うこと。

**イ　当該強化地域外に営業所又は事務所を置く証券会社等の警戒宣言時の対応について**

地震防災対策強化地域内の営業所又は事務所が業務停止の措置をとった場合であっても、当該業務停止の措置をとった当該強化地域外の営業所又は事務所については、平常どおり業務を行うこと。

＜日本郵便株式会社が実施する対策＞

## １　日本郵便株式会社が講じる措置

### (1) 強化地域内の郵便局の措置

① 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から郵便局における業務の取扱いを停止する。

② 上記①により業務を停止し、又は業務の一部を取り扱うときは、強化地域内に所在する郵便局において、窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間並びにその他必要な事項を局前等に提示する。

③ 警戒宣言が発せられた場合は、屋外で業務に従事している者は、原則として速やかに郵便局へ戻る。

④ 警戒宣言が発せられて、地方公共団体との防災に関する協定に基づき郵便局が一時的避難場所として使用される場合には、避難者の安全確保に万全を期するものとし、その際、高齢者、障がい者等の要配慮者に十分配慮する。

### (2) 強化地域外の郵便局の措置

原則として、平常どおり窓口業務を行う。

# 第３節　避難の指示等及び避難場所・避難所の確保（東海３）

**【主担当部隊】：総括部隊（総括班、情報班、広聴広報班）**
**：被災者支援部隊（避難者支援班）**
**：警察部隊**

## 第１項　計画目標

○　東海地震に関連する情報等を市町及び各防災関係機関等に正確かつ迅速に伝達するとともに、住民に対する広報活動を実施する。
○　警戒宣言が発せられた場合の避難を容易にするための事前措置及び発災前の避難行動による混乱防止措置を行う。

## 第２項　対　策

**■県が実施する対策**

### １　情報伝達及び広報

次により、情報伝達及び広報を行う。

①　消防防災無線により消防庁から通知される警戒宣言及び東海地震予知情報、並びに防災情報提供システムにより気象庁（津地方気象台）から通知される東海地震に関連する情報等は、県警戒本部設置前にあっては災害対策課において、県警戒本部設置後にあっては県警戒本部において受理伝達する。
②　市町及び防災関係機関に対する情報の伝達は主として県防災通信ネットワークによって行う。
③　県内部における伝達は、職員一斉メールシステムにより行う。
④　警戒宣言及び東海地震予知情報等は、報道機関の協力を得て県民への周知徹底を図る。

### ２　地震防災活動に関する情報の収集及び伝達

地震防災応急対策を迅速かつ効果的に実施するため収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位、取扱い部等をあらかじめ定めておく。

情報の種類の主なものは、次のとおりである。

①　避難の勧告、指示の状況
②　避難の状況
③　市町及び防災関係機関の地震防災応急対策の実施状況
④　交通機関の運行及び道路交通の状況
⑤　ガス、水道、電気等生活関連施設の運営状況
⑥　市町からの要請及び防災関係機関への要請
⑦　金融機関の措置情報

### ３　避難対策の基本方針

避難対策の基本方針は、以下のとおりとする。

①　市町から避難状況の把握に努め、必要な連絡調整を行う。
②　山間部や半島部など必要最小限の車両を活用して避難を行う地域について、市町からその実情

を把握し、必要な連絡調整を行う。

③　県の管理する施設を避難場所及び収容者の救護施設として地域住民に開設する等市町に協力する。また、避難にあたり介護を必要とする人を収容する施設のうち県が管理するものについて、収容者の救護のため必要な措置を実施する。

④　避難者の救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、市町から要請があれば協力する。

⑤　市町等が行う避難行動要支援者の避難支援、出張者及び旅行者等への関係事業者と連携した避難誘導等について関係事業者との調整等避難対策を支援する。

⑥　交通規制等の結果生じる帰宅困難者、滞留旅客に対して市町が行う避難誘導、保護等の活動と連携し、必要に応じて市町及び民間事業者間の調整等を行う。（被災者支援部隊）

⑦　市町が行う避難対策に協力し、避難勧告等の伝達、避難誘導、避難路の交通規制等必要な措置を講ずる。

　また、大震法第２６条で準用する基本法第６１条の措置（警察官が市町長の要請を受け又は市町長に代わって避難の指示）を行う。

## ■市町が実施する対策

### １　警戒宣言及び東海地震予知情報等の受理、伝達、周知

以下により、警戒宣言及び東海地震予知情報等の受理、伝達、周知を行う。

①　県から伝達される警戒宣言、東海地震予知情報等の受理は、勤務時間内、勤務時間外及び休日等に関わらず、三重県防災通信ネットワークにより、確実に行う。

②　警戒宣言が発せられたことを知ったときは、直ちに警鐘、サイレン及び同報無線等を用いて、地域住民等に確実に伝達する。

③　東海地震予知情報等は、同報無線、有線放送、電話、広報車、自主防災組織等を通じての個別連絡等により地域住民等に周知徹底を図る。

### ２　地震防災活動に関する情報の収集及び伝達

地震防災応急対策を迅速かつ円滑に実施するための措置として、あらかじめ収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位、取扱い部等を定めておく。

また、消防団員、自主防災組織の構成員の中から地域における収集責任者をあらかじめ定め、迅速・的確な情報の収集にあたる。情報の種類の主なものは、次のとおりである。

①　避難の状況

②　交通機関の運行及び道路交通の状況

③　防災関係機関の地震防災応急対策の実施状況

④　ガス、水道、電気等生活関連施設の運営状況

⑤　情報の変容、流言等の状況

⑥　避難の勧告・指示又は警戒区域の設定

⑦　消防（水防）職員・団員等の配備命令

⑧　地域内事業所等に対する地震防災応急対策の実施の指示等

### ３　県警戒本部に対する報告

県警戒本部への報告は、支部を通じて速やかに行う。

その主なものは、次のとおりである。

①　避難の状況
②　市町の地震防災応急対策の実施状況

## ４　避難対策の基本方針

避難対策の基本方針は、以下のとおりとする。

①　市町が、市町地域防災計画において想定した津波の浸水及び山・崖崩れの発生の危険が予想されるため、避難の勧告・指示の対象となる地域（以下「避難対象地区」という。）の住民等は、警戒宣言が発せられた時は、速やかに危険地域以外のあらかじめ定めた避難地へ避難する。
②　「避難対象地区」の住民等が避難地まで避難するための方法については、原則として徒歩による。ただし避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区の住民等については、地域ごとの実情に応じて車両の活用の適否を検討するなど避難の実効性を確保するよう努める。
③　避難誘導や避難地での生活にあたっては、避難行動要支援者・要配慮者等に配慮する。
④　交通規制等の結果生じる帰宅困難者、滞留旅客等に対する避難誘導、保護等の活動を行う。

## ５　避難のための勧告及び指示

●避難地　主に警戒宣言が発せられた時、津波、山・がけ崩れの危険から逃れるための事前避難先。
　　警戒宣言時に開設され、原則として屋外施設となる。体育館などの屋内は使用できない。
●避難所　被災後に自宅を失った人、自宅に戻れない人が一時的に共同生活を送る場所
　　災害発生後に開設され、建物の屋内があてられる。

### (1) 勧告・指示の基準

市町長は、原則として「避難の勧告」を行うものとし、急を要する時は、「避難の指示」を行う。

### (2) 勧告・指示の伝達方法

市町長は、警戒宣言発令後速やかに避難対象地区の住民等に対し、同報無線、有線放送、広報車等により避難の勧告・指示を行う。

また、警察官、海上保安官に対し、避難の勧告・指示の伝達について協力を要請する。

なお、市町は、必要に応じ避難の勧告・指示に関する放送を県を通じて報道機関に依頼する。

### (3) 避難に関しての周知事項

市町（消防機関及び水防団を含む。）は、常日頃から自主防災組織や避難対象地区住民等に対し、避難に関する次の事項について周知を図るとともに、警戒宣言が発せられた時は、警戒宣言が出されたこと、避難すべき地区名、避難する時期等の伝達に努める。

また、観光客へも周知、伝達に努める。

①　避難対象地区の地区名
②　出火防止措置、消火器の点検、貯水、家具の転倒防止措置等の地震防災応急対策の実施
③　避難経路及び避難先
④　避難する時期
⑤　避難行動における注意事項（携帯品、服装等）

## ６　警戒区域の設定

### (1) 警戒区域設定対象地域

市町は、避難対象地区のうち、大震法第 26 条において準用する基本法第 63 条の規定に基づく警戒区域として設定すべき地域をあらかじめ選定し、５の(3)に準じて周知を図る。

### (2) 規制の内容及び実施方法

市町長は、警戒宣言が発せられた時は速やかに警戒区域の設定を行い、退去又は立入り禁止の措置をとる。市町長は、警察官、海上保安官の協力を得て、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り、防犯・防火のためのパトロールを実施するように努める。

## ７　避難状況の報告

市町は、自主防災組織及び施設等の管理者等から、次に掲げる避難状況の報告を求める。

ただし、避難対象地区以外の地域にあっては、原則として、次の②に関する報告を求めない。

①　避難の経過に関する報告――危険な事態その他異常な事態が発生した場合、直ちに行う。

a　避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況（場所、人員を含む。）

b　上記事態に対し、応急的にとられた措置

c　市町等に対する要請事項

②　避難の完了に関する報告――避難完了後、速やかに行う。

a　避難地名

b　避難者数

c　必要な救助・保護の内容

d　市町等に対する要請事項

また、市町は、避難状況について県へ報告する。

## ８　避難地の設置及び避難生活

### (1) 避難生活者

避難地で避難生活をする者は、津波や山・崖崩れ等危険予想地域に住む者、帰宅できない旅行者等で居住する場所を確保できない者とする。

### (2) 設置場所

①　津波や山・崖崩れ等の危険のない地域に設置する。

②　原則として公園、学校グラウンド等の野外に設置する。ただし、要配慮者等のための措置を講じてある建物内にも設置することができる。

### (3) 設置期間

警戒宣言が発せられてから警戒宣言が解除されるまで、又は地震が発生し避難所が設置されるまでの期間とする。

### (4) 避難地の運営

①　避難地は、原則的に市町、避難地の学校等施設の管理者、避難者（住民）の三者が協力して運営する。

②　避難地には避難地の運営等を行うために必要な市町職員を配置する。また、避難地の安全の確保と秩序のため、必要により警察官による警戒を要請する。

③　避難地の運営にあたっては、要配慮者に配慮する。

④　避難者（住民）は、避難地の運営に関して市町に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るように努める。

⑤　多数の観光客等の収容が見込まれる避難地については、関連事業者と協力し運営する。

⑥　避難地の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

## ■その他の防災関係機関が実施する対策

### ＜日本放送協会が実施する対策＞

#### １　報道機関の情報伝達

##### (1) 地震予知情報等の放送

地震予知情報等の放送にあたっては、地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、居住者等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通・ライフライン・生活関連情報等の正確・迅速な情報の提供に努めることを基本とし、緊急警報放送、臨時ニュースを編成する等、各メディアを有効に活用して対処することとする。

放送にあたっては、外国人、視聴覚障害者等にも配慮を行うよう努めることとする。

①　東海地震注意情報の臨時ニュースはテレビとラジオを通して全国放送する。

②　警戒宣言が発せられた時はテレビとラジオで速やかに緊急警報放送を開始する。

### ＜海上保安庁が実施する対策＞

#### １　海上における避難対策

警戒宣言が発せられた場合、津波による危険が予想される港及び沿岸付近にある船舶に対し情報の周知を図り、船舶交通の整理指導を行うほか、必要に応じ入港制限及び港外への避難勧告等を行う。

### ＜その他の防災関係機関が実施する対策＞

#### １　避難計画の作成

避難実施等措置者は、それぞれ避難地、避難路、避難方法、避難誘導責任者及び避難開始時期等を内容とする避難計画を、別に定める指針により作成し、地域住民、施設の利用者等に周知徹底し、避難の円滑化を図る。

避難計画の策定にあたっては、避難行動要支援者や、観光客等の避難誘導、避難地での生活等に配慮するとともに、男女のニーズの違いを考慮のうえ、双方の視点に立った避難地運営に努めること。

①　その他の地域の住民等は、居住する建物の耐震性・地盤等の状況に応じて、必要がある場合、付近の安全な空地等へ避難する。また、このためあらかじめ自宅の耐震点検等を行い耐震性を十分把握しておく。

②　避難における救護に必要な物資、資機材等の調達及び確保について県に対し、要請を行うことができる。

# 第４節　学校・園における児童生徒等の安全確保(東海4)

**【主担当部隊】: 被災者支援部隊（教育対策班）**

## 第１項　計画目標

○　東海地震注意情報が発表された場合、又は警戒宣言（東海地震予知情報）が発せられた場合の児童生徒等の避難を容易にするため、事前措置及び発災前の避難行動による安全確保を図る。

## 第２項　対　策

### ■県立学校が実施する対策

**１　児童生徒等の安全対策**

児童生徒の安全対策については、原則として次のとおり取り扱う。

① 児童生徒等が在校中に東海地震注意情報が発表された場合、又は警戒宣言（東海地震予知情報）が発せられた場合には、授業・部活等を中止し、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに帰宅するよう指導する。

② 児童生徒等が、登下校中に東海地震注意情報が発表された場合、又は警戒宣言（東海地震予知情報）が発せられた場合には、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに帰宅するよう指導する。

③ 児童生徒等が、在宅中に東海地震注意情報が発表された場合、又は警戒宣言（東海地震予知情報）が発せられた場合には、休校として、児童生徒等は登校させない。

県立学校においては、上記の原則をふまえて通学方法、通学距離、通学時間、通学路の状況及び交通機関の状況等を勘案し、あらかじめ保護者等と協議のうえ、地域の実態に則して具体的な対応方法を定めておく。

東海地震注意情報が発表された場合、又は警戒宣言（東海地震予知情報）が発せられた場合の学校等における対応の方法については、児童生徒等をはじめ保護者その他関係者に周知しておく。

また、施設、設備について、日頃から安全点検を行い、東海地震注意情報が発表された場合、又は警戒宣言（東海地震予知情報）が発せられた場合には、災害の発生を防止するため必要な措置を講ずる。

### ■市町が実施する対策

**１　児童生徒等の安全対策**

「＜県立学校が実施する対策＞１児童生徒等の安全対策」に準ずる。

# 第５節　救助・救急活動及び消防活動（東海5）

**【主担当部隊】：総括部隊（救助班）**

## 第１項　計画目標

○　東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発せられた場合、出火防止と迅速な救急・救助に関する活動を実施する。

## 第２項　対　策

### ■県が実施する対策

**１　救助・救急活動及び消防活動の実施及び調整**

救助・救急活動及び消防活動を実施するため、以下の対策を講ずる。

①　警戒宣言が発せられた場合、災害の発生に備え、自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関との事前活動調整にあたる。

なお、消防機関の具体的な調整については、三重県消防応援活動調整本部が行う。

②　自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関が保有するヘリコプター及び船舶を有効に活用できるよう調整を行う。

③　警戒宣言が発せられた場合、火災の発生防止、初期消火等について、報道機関の協力を得て広報を行う。

④　県が保有する資機材等の点検、配備を行う。

### ■市町が実施する対策

**１　救助・救急活動及び消防活動の実施及び調整**

救助・救急活動及び消防活動を実施するため、以下の対策を講ずる。

①　消防職員、消防団員を中心に警戒体制の強化を図る。

②　通信施設の確保並びに通信統制の確立を図る。

③　消防車両・資機材の点検、整備を行う。

④　正確な情報の収集及び伝達を図る。

⑤　事前に災害危険地域へ消防隊を配置し、火災の未然防止並びに出動の迅速化を図る。

⑥　消防計画の速やかな履行、火災発生の防止、初期消火についての予防広報を行う。

⑦　安全避難路の確保及び避難誘導を行う。

⑧　自主防災組織、自衛消防隊等の防災活動に対する指導を行う。

⑨　迅速な救急救助のための体制確立を図る。

⑩　緊急消防援助隊及び県内消防相互応援隊の応受援体制の整備を図る。

# 第６節　医療・救護活動態勢の確保(東海6)

**【主担当部隊】: 保健医療部隊（医療活動支援班）**

## 第１項　計画目標

○　警戒宣言が発せられた場合、発災後に迅速かつ的確な医療、救護活動が実施できるよう事前措置を講ずる。

## 第２項　対　　策

**■県が実施する対策**

**１　医薬品等の確保**

県で備蓄している医薬品・衛生材料等の搬出準備を行う。

また、医薬品等関係機関に対し、医薬品・衛生材料・防疫用薬剤等の在庫確認と搬出準備を要請し、供給体制の確保を図る。

輸血用血液について三重県赤十字血液センターに対し、緊急対策を要請する。

**２　医療救護提供体制**

警戒宣言の発令により、災害拠点病院、災害医療支援病院、（公社）三重県医師会、（一社）三重県病院協会、（公社）三重県歯科医師会、日本赤十字社三重県支部、（独）国立病院機構の各病院等に、ＤＭＡＴと医療救護班の待機を要請する。

**３　情報収集体制**

ＥＭＩＳ等による医療機関等からの情報収集体制の準備を行う。

**■市町が実施する対策**

以下により、医療・救護活動態勢を確保する。

①　医療救護活動の準備を関係機関に要請する。
②　医療救護施設の設備・資機材を配置し、又は点検するとともに、必要に応じて救護所を設置する。
③　要救護者の搬送準備を行う。
④　住民等に対し救護所の周知を図る。
⑤　市町長があらかじめ協議して定めた医療機関は警戒宣言時等においても、緊急を要する患者に対して診察を行うことを住民に対して周知させる。
⑥　防疫のための資機材及び仮設便所の資機材を準備する。

# 第７節　緊急輸送態勢の確保(東海7)

**【主担当部隊】: 総括部隊（総括班）**

## 第１項　計画目標

○　警戒宣言が発せられた場合の緊急輸送用車両、人員、機材等を確保する。

## 第２項　対　策

**■県が実施する対策**

### １　緊急輸送基本方針

以下により、緊急輸送態勢を確保する。

①　警戒宣言後の緊急輸送の実施の具体的調整は、県地震災害警戒本部及び市町地震災害警戒本部が行うものとし、現地本部が設置された場合は、現地本部において行う。

②　警戒宣言発令時の緊急輸送は、地震防災応急対策の実施に最低限必要な人員、物資について行う。

③　警戒宣言発令後相当期間が経過し、県内における食料、その他の物資に不足が生じた場合には、必要に応じ国の警戒本部と協議し、緊急輸送を行う。

④　警戒宣言が発せられた場合には、地震発生後の緊急輸送活動を円滑に行うための要員、車両、船舶、ヘリポート、燃料の確保等について、輸送関係機関の協力を求め、輸送の準備を行う。

### ２　緊急輸送の対象となる人員、物資等

緊急輸送の対象となる人員、物資等は、以下のとおりとする。

①　地震防災応急対策実施要員の配備又は配備替え及び地震防災応急対策活動に要する最小限の資機材

②　緊急の処置を要する患者及び医薬品、衛生材料等

③　輸送の安全が確保される場合に限り、状況に応じて次の輸送を行う。

ａ　食料

ｂ　日用品等

ｃ　その他緊急に輸送を必要とするもの

### ３　輸送体制の確立

#### (1) 輸送の方法

**ア　陸上輸送**

「第２部　第４章　第１節　輸送体制の整備」による１次、２次、３次の緊急輸送道路により必要な輸送を行う。

**イ　海上輸送**

海上輸送については、航路・泊地の状況調査等を行い、緊急輸送を確保する。

**ウ　航空輸送**

県及び警察本部のヘリコプターによるほか、必要に応じて国の警戒本部長に対し、航空輸送のための自衛隊の地震防災派遣を依頼する。

### (2) 輸送手段の確保

次により、輸送手段の確保を図る。

① 県有車両の活用

② 民間車両の借上げ

③ 国に対する自衛隊の地震防災派遣要請の依頼

④ 燃料等の確保のための関係業界への協力要請

## ４　緊急輸送の調整

市町及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは警戒本部において調整を行う。

この場合、次により調整することを原則とする。

第１順位　県民の生命の安全を確保するため必要な輸送

第２順位　地震防災応急対策実施要員、緊急物資等地震防災応急対策を実施するため必要な輸送

第３順位　地震発生後の活動の準備のための輸送

### ■市町が実施する対策

以下により、緊急輸送体制を確保する。

① 市町の地震防災応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、市町が行うことを原則とする。

② 市町は、自衛隊の支援による緊急輸送が特に必要であるときは、県に対し、必要な措置を要請する。

③ 緊急輸送の方針、輸送する人員、物資等については、県に準ずる。

### ■その他の防災関係機関が実施する対策

地震防災応急対策を実施するため必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うことを原則とする。また、中部運輸局は、緊急輸送の要請を受けた場合には、運輸支局を通じて関係協会及び当該地域事業者と迅速な連絡をとり、緊急輸送に使用しうる自動車並びに船舶の出動可能台数の確認を行い、速やかに出動できるように体制を整える。防災関係機関は、発災後の緊急輸送に備えてヘリポートの確保を図る。

# 第８節　水防活動（東海8）

**【主担当部隊】：社会基盤対策部隊（公共土木対策班、農林水産対策班）**

## 第１項　計画目標

○　警戒宣言が発せられた場合、津波の発生に備え、必要に応じ水門、堰堤等の門扉開閉を行う。

## 第２項　対　策

**■県が実施する対策**

**１　水門、堰堤等の操作**

警戒宣言が発せられた場合に、津波の発生に備え、速やかに水門、堰堤等の門扉開閉作業が行えるよう、必要な体制を整える。

**２　危険箇所把握体制の整備**

水防施設に異常がないかを確認するとともに、異常を発見した場合は水防活動を実施する。

**■市町が実施する対策**

**１　応受援計画の事前策定**

「＜県が実施する対策＞１水門、堰堤等の操作」に準ずる。

**２　応援部隊等の受入**

「＜県が実施する対策＞２危険箇所把握体制の整備」に準ずる。

# 第９節　緊急の交通・輸送機能の確保(東海9)

**【主担当部隊】：警察部隊**

## 第１項　計画目標

○　警戒宣言が発せられた場合、交通混乱の防止、緊急物資の輸送、警察・消防活動等が円滑に行われるよう交通及び公共輸送の運行を確保する。

## 第２項　対　　策

**■県が実施する対策**

**１　道路交通対策**

**(1) 交通規制方針**

警戒宣言が発せられた場合における交通規制は、隣接県との連携を図り、広域的な交通対策の観点から、広域交通規制対象道路、主要幹線道路等について、応急対策上必要な交通規制、交通検問を次により行う。

①　強化地域内における一般車両の運行は極力抑制するとともに、強化地域への一般車両の流入は極力制限する。

②　強化地域内から強化地域外への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り、制限しない。

③　緊急交通路の優先的な機能確保を図る。

**(2) 交通規制計画**

県公安委員会は警戒宣言が発せられた場合は、大震法第 24 条の規定に基づき次の交通規制を実施し、緊急交通路を確保する。

①　県内への一般車両の流入制限

隣接県境の主要道路においては県内へ流入する車両（軽車両を除く。）のうち、大震法第 24 条に規定する緊急輸送に従事する車両（以下この編において「緊急輸送車両」という。）以外の車両を極力制限する。この場合県外（強化地域外）への流出については交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。

②　県内における車両の走行抑制

県内における一般車両の走行は極力抑制する。

③　広域交通規制

警察庁が指定する広域交通規制対象道路において、必要な交通規制を実施する。

④　警察庁が指定する広域交通規制対象道路は、次のとおりである。

伊勢湾岸自動車道
東名阪自動車道
伊勢自動車道
紀勢自動車道
国道１号
国道２３号
国道２５号（名阪国道）
国道４２号

⑤　交通規制の方法

大震法に基づく交通規制を実施する場合は、大規模地震対策特別措置法施行規則第５条に定める表示を設置して行う。なお、緊急を要するとき、又は設置が困難な場合は、警察官の現場における指示により交通規制を行う。

⑥　広報

警戒宣言前の段階から警戒宣言発令時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請し、交通規制を実施した場合は、避難者、運転者等に対し、適時広報を実施する。

**(3)　緊急交通路等を確保するための措置**

災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限するなど、緊急交通路の確保にあたる。

**(4)　緊急輸送車両の確認**

**ア　事前届出制度**

①　警戒宣言発令時における緊急輸送車両の確認手続きの効率化を図るため、事前に災害対策に従事する関係機関の届出により、緊急輸送車両として使用する車両について緊急通行車両等事前届出済証を交付する。

②　事前届出の受付は、警察署交通課において行う。

**イ　緊急輸送車両の確認**

警戒宣言が発せられた際、緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両の使用者から確認を求める旨の申し出がなされた場合、事前届出を行っていない者からの申請に優先して確認を行うものとし、その際、必要な審査は省略することができる。

**ウ　緊急通行車両等確認証明書及び標章の交付**

緊急輸送車両の申請に基づき、緊急通行車両等確認証明申請書と緊急通行車両等事前届出済証の記載内容を照合した上で、緊急通行車両等確認証明書（２枚複写の２枚目）及び標章を交付する。

**エ　確認等機関**

緊急輸送車両の確認と緊急通行車両等確認証明書等の交付は、警察本部(交通規制課、高速道路交通警察隊)、各警察署、警戒宣言発令時に伴い設置される交通検問所並びに県防災対策部、地域防災総合事務所等において行う。

## ■その他の防災関係機関が実施する対策

**＜東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社が実施する対策＞**

**１　東海地震注意情報時**

**(1) 列車の運転取扱い**

①　旅客列車については、運行を継続する。ただし、長距離夜行列車については、強化地域への進入を禁止する。

②　貨物列車については、強化地域への進入を禁止する。

**(2) 旅客等に対する対応**

東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときには、旅客等に対してその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発せられた場合の列車の運転計画を案内する。

## ２　警戒宣言発令時

### (1) 列車の運転

警戒宣言が発せられたときの、列車の運転規制手配は、次の各号による。

① 強化地域への列車の進入を禁止する。

② 当該強化地域を運転中の列車は、最寄の安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車する。

③ 強化地域外においては、折返し設備等を勘案し区間を定め、必要に応じ速度を制限して運行を継続する。

### (2) 旅客の待機、救護等

① 警戒宣言が発せられた時は、その情報を伝達するとともに、予め定めた方法及び内容により、列車の運転状況を案内する。

② 滞留旅客が発生した場合は、原則として関係市町の定める避難地へ避難させる等必要な措置をとる。

**＜近畿日本鉄道株式会社が実施する対策＞**

東海地震注意情報時及び警戒宣言が発せられた場合における列車及び乗客等の安全を確保するため、次の事項を講ずる。

### (1) 列車の運行

① 東海地震注意情報を確認したときは、原則として、そのまま運転を継続する。ただし、旅客の帰宅対策として、状況に応じて輸送力の増強を検討する。

② 警戒宣言が発せられたときは、強化地域内への列車の進入は、原則として禁止する。

③ 警戒宣言が発せられたときは、強化地域内を運転中の列車は、原則として最寄りの駅で運転を休止する。

④ 警戒解除宣言が発せられたときは、必要により、車両、線路、信号装置等の機能確認を行った後、列車の運行を再開する。

### (2) 旅客の案内等

① 東海地震注意情報発表を確認したときは、警戒宣言が発せられた場合は列車の運転を中止する旨を旅客に説明し、強化地域方面への旅行などの自粛を勧める。

② 警戒宣言が発せられたときは、駅構内及び列車内の旅客に対しては、原則として公共の避難場所への避難を勧告する。

**＜その他の鉄道事業者の対策＞**

近畿日本鉄道事業者の実施する対策に準じる。

**＜三重交通株式会社が実施する対策＞**

以下により、緊急輸送機能を確保する。

① 運行路線にかかわる津波の被害が予想される箇所、山崩れ、がけ崩れが想定される箇所等の危険箇所、避難地についてあらかじめ調査し、それを教育・訓練等により従業員に周知徹底する。

② 東海地震注意情報又は警戒宣言発令時における情報の収集・伝達経路についてあらかじめ定めておく。特に、運行車両の乗務員は、ラジオ、サイレン、標識等により情報収集に努める。

③　警戒宣言発令の情報を入手した乗務員は、速やかに車両の運行を中止し、危険箇所を避け安全と思われる場所に停止し、旅客に対し避難地の教示をするとともに、避難地において帰宅支援が行われている場合には、その旨の教示も行う。

④　運行の中止にあたっては十分な車両の安全措置を行ったうえで、駐車措置を講じ、旅客の避難状況について可能な限り営業所等へ報告する。

⑤　滞留旅客に対して、警戒宣言の内容、最寄りの避難地及び運行中止の措置を取った旨の案内を掲示物、放送等により広報する。

**＜その他の一般乗合旅客自動車運送事業者が実施する対策＞**

三重交通株式会社の対策に準ずる。

**＜海上保安庁、漁港管理者が実施する対策＞**

**１　海上交通の確保対策**

東海地震注意情報が発表された場合又は警戒宣言が発せられた場合、海上交通の安全を確保するため、東海地震に関連する情報の収集・伝達連絡についてあらかじめ定めておくとともに、次の事項を講ずる。

**⑴　海上、港湾及び港則法の適用をうける漁港**

海上保安庁は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずる。

①　港及び港の境界付近にある船舶に対し、港外又は沖合など安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じて港内停泊中の船舶に対して、移動を命ずるなどの措置を行う。

②　港内又は船舶交通の輻輳が予想される海域において、必要に応じて、船舶交通の整理及び指導を行う。

**⑵　漁港**

漁港の管理者は、漁業協同組合及び船舶管理者に対して、警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとるよう要請する。

①　停泊中の大型・中型船舶については、港外に避難する。

②　避難できない船舶については、係留を完全に行う。

③　大型・中型船舶は、入港をさしひかえる。

# 第１０節　広域的な応援・受援体制の整備 (東海10)

**【主担当部隊】: 総括部隊（救助班、派遣班）**

## 第１項　計画目標

○ 警戒宣言が発せられた場合、県は、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため必要があると認めときは、自衛隊、緊急消防援助隊及び警察災害派遣隊の地震防災派遣を要請する。
○ 広域応援部隊、救援物資、ＤＭＡＴ及びボランティア等の受け入れを迅速に行うための体制を整備する。

## 第２項　対　策

**■県が実施する対策**

**１　応受援計画の事前策定（総括部隊）**

警戒宣言が発せられた場合に速やかに応援部隊の受入体制をとることができるよう、「第３部　第１章　第５節　広域的な応援・受援体制の整備」に準じ、応受援計画を事前に策定しておく。

**２　応援部隊等の受入（総括部隊、保健医療部隊、救援物資部隊、被災者支援部隊）**

警戒宣言が発せられ、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため必要があると認めときは、自衛隊、緊急消防援助隊及び警察災害派遣隊の地震防災派遣を要請する。

広域応援部隊、救援物資、ＤＭＡＴ及びボランティア等の受け入れを迅速に行うための体制を整備する。

**■市町が実施する対策**

**１　応受援計画の事前作成**

「＜県が実施する対策＞１応受援計画の事前作成」に準ずる。

**２　応援部隊等の受入**

「＜県が実施する対策＞２応援部隊等の受入」に準ずる。

# 第１１節　ライフライン施設の安全対策（東海11）

**【主担当部隊】：被災者支援部隊（水道応援班）**
**：社会基盤対策部隊（水道・工業用水道班）**

## 第１項　計画目標

○　警戒宣言が発せられた場合の飲料水、電気及びガスの供給、通信等の確保と、発災後の応急対策にかかる事前措置を実施する。

## 第２項　対　策

### ■県が実施する対策

**１　飲料水の確保**

①　可能な限り、県水受水市町の緊急貯水により増加する水需要に対し、給水を確保、継続する。また「三重県水道災害広域応援協定」による資機材及び人員の応援を確認する。

②　水道事業者及び水道用水供給事業者に対し、必要に応じて水道法第 40 条に基づく水道用水の緊急応援を命じ、また「三重県水道災害広域応援協定」により応援を要請する。

### ■市町が実施する対策

**１　飲料水の確保**

①　水道事業管理者は、住民に個人備蓄及び緊急貯水を実施するよう指導するとともに、これにより増加する水需要に対し、設備能力の範囲内において飲料水の供給を確保、継続する。

　施設能力を越える場合には、「三重県水道災害広域応援協定」に基づくブロック代表市又は県等の応援を要請する。

②　水道事業管理者は、水道施設の破壊に備え、水道施設の点検整備を行うとともに、応急給水用資機材及び水道施設等の応急復旧用資機材の確保並びに人員の配備等応急給水及び復旧体制を確立する。

### ■その他の防災関係機関が実施する対策

**１　電気の供給（電気事業者）**

警戒宣言が発せられた場合においても、原則として供給の継続を確保する。

東海地震注意情報が発表されたとき、電力事業者は次の配置を講ずる。

**(1) 地震災害警戒本部等の設置**

東海地震注意情報が発表されたときは、地震災害警戒本部等を設置する。

**(2) 要員・資機材等の確保**

①　地震警戒要員を確保する。

②　通信機器、車両等の整備・確保、復旧用資機材の確認・確保を行う。

③　関係会社、他支店、各電力会社等と連携を保ち、要員の応援、資機材の融通、電力の融通等協力体制を確認する。

**(3) 情報連絡ルートの確保**

①　通信手段を適切に運用し、情報収集・伝達の確保を行う。

②　また、社内専用通信ルート途絶の場合を考え、関係機関の通信設備の相互利用並びに情報交換

協力体制の確立を図る。

③　地域復旧体制への協力及び情報収集と、緊急車両の通行や船舶・ヘリコプター等運用のため、地方自治体、警察、公共機関等との連携を保つ。また、必要ある場合は、県警戒本部に連絡要員を派遣する。

**(4) 被害予防措置**

特別巡視・点検や仕掛かり中の工事、作業中の工事の応急安全措置等必要な予防措置をとる。

**(5) 広報活動**

報道機関、広報車等を通じて、電気の安全措置に関する広報を行う。

## ２　ガスの供給（ガス事業者）

警戒宣言が発せられた場合においても、原則として供給の継続を確保する。

また、東海地震警戒体制を確立し、ガス施設等の安全措置と地震発生時における緊急供給停止措置の準備を講ずる。

東海地震注意情報が発表されたとき、ガス事業者は次の配置を講ずる。

**(1) 地震災害警戒本部の設置**

東海地震注意情報が発表されたときは、地震災害警戒本部を設置する。

**(2) 要員・資機材等の確保**

①　地震警戒要員を確保する。

②　通信機器、車両等の整備・確保、復旧用資機材の確認・確保を行う。

③　関係会社、他支社等と連携を保ち、要員の応援、資機材の融通、ガスの融通等協力体制を確認する。

**(3) 情報連絡ルートの確保**

①　通信手段を適切に運用し、情報収集・伝達の確保を行う。

②　社内専用通信ルート途絶の場合を考え、関係機関の通信設備の相互利用並びに情報交換協力体制の確立を図る。

③　地域復旧体制への協力及び情報収集と、緊急車両の通行や船舶･ヘリコプター等運用のため、地方自治体、警察、公共機関等との連携を保つ。

また、必要ある場合は、県警戒本部に連絡要員を派遣する。

**(4) 被害予防措置**

特別巡視・点検や仕掛かり中の工事、作業中の工事の応急安全措置等必要な予防措置をとる。

**(5) 広報活動**

報道機関、広報車等を通じて、ガスの安全措置に関する広報を行う。

## ３　通信の確保（固定通信事業者、移動通信事業者）

警戒宣言が発せられた場合、強化地域への通信はもちろん通話の激増による麻痺から防災関係機関の緊急に必要な電話回線を確保するため、一般電話等の強化地域への通話及び県内の通話についても状況に応じて制限し、音声案内する等の措置を講ずる。

**(1) 警戒宣言・地震予知情報等の正確、迅速な伝達**

警戒宣言に関する情報は、あらかじめ定める伝達経路及び方法により正確かつ迅速に行う。

**(2) 地震災害警戒本部の設置**

東海地震注意情報が発表されたときは、地震災害警戒本部を設置する。

### (3) 要員・資機材等の確保

① 地震警戒要員を確保する。

② 通信機器、車両等の整備・確保、復旧用資機材の確認・確保を行う。

③ 関係会社、他支店等と連携を保ち、要員の応援、資機材の融通等協力体制を確認する。

### (4) 情報連絡ルートの確保

① 通信手段を適切に運用し、情報収集・伝達の確保を行う。また、状況に応じた安否確認に必要な措置を行い、必要に応じてこれらの措置を警戒宣言前からも行う。

② 社内専用通信ルート途絶の場合を考え、関係機関の通信設備の相互利用並びに情報交換協力体制の確立を図る。

③ 地域復旧体制への協力及び情報収集と、緊急車両の通行や船舶・ヘリコプター等運用のため、地方自治体、警察、公共機関等との連携を保ち、必要ある場合は、県警戒本部に連絡要員を派遣する。

### (5) 被害予防措置

特別巡視・点検や仕掛かり中の工事、作業中の工事の応急安全措置等必要な予防措置をとる。

### (6) 広報活動

報道機関、広報車等を通じて、利用者の利便に関する次の事項に関する広報を行う。

① 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況

② 電報の受付、配達状況

③ 利用者に協力を要請する事項

④ その他必要とする事項

# 第１２節　公共施設等の安全対策（東海12）

**【主担当部隊】：社会基盤対策部隊（公共土木対策班、農林水産対策班）**

## 第１項　計画目標

○　東海地震注意情報に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合、備蓄物資・施設等の点検の上、必要に応じて施設の安全確保対策の措置を講じる。
○　警戒宣言が発せられた場合、公共施設及び不特定多数の者が出入りする施設等において地震発生に備えた対策を実施する。

## 第２項　対　　策

**■県が実施する対策**

**１　公共施設（県が管理又は運営する施設）**

**(1) 道　路**

東海地震注意情報に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発令された場合には、県は直ちに所管道路の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、必要に応じ交通の制限、工事中の道路における工事（占用工事等を含む）の中断等の措置をとる。

①　車両の走行自粛の呼びかけ及び東海地震予知情報等の広報をパトロールカー、道路情報表示装置により道路利用者に対し行う。
②　緊急輸送道路において県公安委員会が実施する交通規制等に協力する。
③　災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、資機材、人員等の配備手配を行う。
④　道路パトロールに努めるとともに、災害発生時における道路状況の把握を迅速に行える体制を整える。
⑤　幹線避難路における障害物除去に努める。

**(2) 河川、海岸、港湾、漁港等**

東海地震注意情報に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発令された場合には、県は直ちに所管する河川、海岸、港湾、漁港及びダム等の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、必要に応じて、水門、樋門の閉鎖、工事中の場合には中断等の適切な措置を講ずる。

**(3) ため池、用水路**

ため池及び農業用水路については、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、又は警戒宣言が発令された場合、施設の管理者に対して所要の措置に関する情報連絡を行う。

**(4) 不特定多数の者が出入りする施設**

県が管理する庁舎、学校、社会教育施設及び社会福祉施設等における管理上の措置はおおむね次のとおりとする。

①　警戒宣言、東海地震予知情報等の来訪者への伝達
②　来訪者の安全確保のための避難等の措置
③　施設の防災点検、応急修理及び設備、備品等の転倒落下防止措置、薬品の転倒落下防止等危険物資による危害の防止

④　出火防止措置
⑤　受水槽、予備貯水槽等への緊急貯水

なお、地震防災応急対策の実施上重要となる庁舎の管理者は上記のほか、次に掲げる措置をとる。
①　自家発電装置、可搬式発電機等による非常電源の確保
②　無線通信機等通信手段の確保

**(5) 砂防、地すべり、急傾斜地等**

東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、又は警戒宣言が発令された場合、指定地等危険のおそれがある地域にあらかじめ定めた情報連絡を行い、必要に応じて警戒体制を整えるよう努める。

**(6) 工事の中断**

東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、又は警戒宣言が発令された場合、工事中の公共施設、建築物、その他工事を中断し、必要に応じ立入禁止、落下倒壊防止、補強その他の保安措置を講ずる。

**(7) 水道用水供給施設等**

貯水確保を配慮した安全水位を確保し送水を継続する。

**(8) コンピュータ**

コンピュータ・システムについては、おおむね次の措置を講ずる。
・コンピュータ本体の固定を確認する。
・重要なデータから順次安全な場所に保管する
・警戒宣言発令時以降も運用することになっているコンピュータ・システムを除いて、運用を停止する。

## ２　民間施設（事業所に対する指導、要請）

消防法等により消防計画等を作成する義務のある施設及び事業所に対し、警戒宣言が発令された場合にとるべき措置について、次に掲げる事項を盛り込むよう指導するとともに、警戒宣言が発せられた場合の安全確保、混乱の防止を図るための措置をとるよう要請する。

①　警戒宣言が発令された場合における事業所の営業の継続又は自粛に関すること。
　ａ　不特定多数の人の出入りする施設等（映画館等）で地震発生時にパニックの発生するおそれがある場合は営業を自粛する。
　ｂ　生活必需品を取扱う事業所にあっては、安全の確保を図りつつ、できるだけ営業の継続に努める。
②　警戒宣言、東海地震予知情報等の顧客、観客、来訪者等への伝達に関すること。
③　火気使用の自粛等出火防止措置に関すること。
④　顧客、観客、来訪者、従業員等施設利用者の安全確保に関すること。
⑤　自衛消防組織に関すること。
⑥　工事中の建築物等の工事の中断等の措置に関すること。
⑦　設備、備品等の転倒落下防止措置、薬品等の転倒落下等危険物資による危害の予防措置に関すること。
⑧　施設、消防用施設等の点検に関すること。
⑨　警戒宣言に関する防災訓練及び教育に関すること。

## ■市町が実施する対策

### １　民間施設（事業所に対する指導、要請）

「＜県が実施する対策＞２民間施設（事務所に対する指導、要請）」に準ずる。

# 第１３節　危険物施設等の安全対策（東海13）

**【主担当部隊】：総括部隊（総括班）**
**：保健医療部隊（保健衛生班）**
**：警察部隊**

## 第１項　計画目標

○　大規模地震の強振動による危険物施設、高圧ガス施設、毒劇物保管施設、火薬類貯蔵施設、放射性物質施設等の損傷による二次災害を防止するための対策を講じる。

## 第２項　対　策

**■県が実施する対策**

**１　危険物施設、高圧ガス施設、毒劇物保管施設、火薬類貯蔵施設、放射性物質施設等の災害発生防止措置**

「第３部　第６章　第２節　危険物施設等の保全」に準じ、危険物施設等の二次災害防止措置を講じる。

**■市町が実施する対策**

**１　危険物施設、高圧ガス施設、毒劇物保管施設、火薬類貯蔵施設、放射性物質施設等の災害発生防止措置**

「＜県が実施する対策＞１危険物施設、高圧ガス施設、毒劇物保管施設、火薬類貯蔵施設、放射性物質施設等の災害発生防止措置」に準ずる。

**■その他の防災関係機関が実施する対策**

**１　危険物施設、高圧ガス施設、毒劇物保管施設、火薬類貯蔵施設、放射性物質施設等**

「＜県が実施する対策＞１危険物施設、高圧ガス施設、毒劇物保管施設、火薬類貯蔵施設、放射性物質施設等の災害発生防止措置」に準ずる。

**２　海上の危険物対策**

「＜県が実施する対策＞１危険物施設、高圧ガス施設、毒劇物保管施設、火薬類貯蔵施設、放射性物質施設等の災害発生防止措置」に準ずる。

# 第１４節　食料及び生活必需品等の確保(東海14)

**【主担当部隊】: 救援物資部隊（物資支援班、物資活動班）**
**: 被災者支援部隊（水道応援班）**
**: 総括部隊（総括班）**

## 第１項　計画目標

○　東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、食料、生活必需品等の調達可能数量について点検を行う。また、警戒宣言が発せられた場合、食料、生活必需品を確保し、民生の安定を図る。
○　警戒宣言発令時に必要な緊急物資は、平素から地域住民等が自助努力によって確保することを基本とし、県又は市町の緊急物資の供給は、これを補完する。

## 第２項　対　　策

**■県が実施する対策**

### １　食料の確保

①　市町からの要請に基づき国から供給される政府所有米穀について、迅速に供給されるよう支援を行う。
②　学校給食用施設、公民館等の活用と炊き出し要員の組織体制の整備に対応できるよう市町に要請する。
③　食料等の確保を必要とする場合に備え、協定締結企業等と事前に連絡調整を図っておくこと等により、迅速に調達できる方法を定めておく。

### ２　生活必需品の確保

生活必需品を取り扱う協定締結企業等と事前に連絡調整を図っておくこと等により、迅速に調達できる方法を定めておく。

### ３　飲料水の確保

①　東海地震注意情報に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言か発せられた場合には、県民に対して貯水の励行を呼びかける。
②　市町が実施する飲料水対策を指導する。
③　広域的な応援体制を確立する。
④　企業庁は、水道用水供給施設について飲料水を確保するために必要な措置を講ずる。

### ４　応援要請

地震発災後に備え、災害応援協定を締結している他府県との連絡調整を図る。
締結している応援協定は次のとおりである。

①　全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定
②　中部９県１市災害時等の応援に関する協定
③　近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定
④　紀伊半島三県災害時等相互応援に関する協定

■市町が実施する対策

① 津波、山・崖崩れ等危険予想地域住民で非常時持出しができなかった者や県外の旅行者等に対し、緊急物資の供給が必要な事態が生じた時は、備蓄した緊急物資を配分し、又は緊急物資の供給協定を締結した物資保有者から調達して配分する。
② 三重県市町災害時応援協定に基づく緊急物資の調達あっせんの要請を県に行う。
③ 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫量を、必要に応じて確認する。
④ 地域内輸送拠点（市町物資拠点）の開設準備を行う。
⑤ 住民に対して貯水の励行を呼びかける。
⑥ 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発せられた場合には、応急給水計画に基づき、他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行う。
⑦ 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行う。
⑧ 応急復旧体制の準備をする。

■その他の防災関係機関が実施する対策

１　中部経済産業局が実施する対策

県の要請に基づき、所掌にかかる生活必需品、災害復旧資材等の防災関係物資の適正な価格による円滑な供給確保にかかる情報収集及び関係機関との連絡調整を行う。

２　日本赤十字社三重県支部が実施する対策

地震発生後、速やかに支援物資の配布ができるよう（一社）三重県トラック協会等の協力を求めて配布の準備を行う。

# 第１５節　社会秩序の維持 (東海15)

**【主担当部隊】: 総括部隊（広聴広報班）**
**: 警察部隊**

## 第１項　計画目標

○　警戒宣言が発せられた場合における交通混雑、社会的混乱等に対して対策を講じるとともに、県民生活の安定及び犯罪の発生を防止する。

## 第２項　対　　策

**■県が実施する対策**

**１　予想される下記の混乱に対して対策を講じる**

①　地震予知情報等に関する流言
②　帰宅者による道路の混乱
③　電話の輻輳
④　避難に伴う混乱
⑤　道路交通の混乱
⑥　旅行者等の混乱

**２　県の実施事項**

知事は、警察部隊及び市町の東海地震に関連する情報等により、各種の混乱の生ずるおそれがあると認めたとき、又は混乱が生じたときは、県民のとるべき措置について呼びかけを実行する。

また、状況に応じて警戒本部を通じて生活物資の買占め、売り惜しみ防止を啓発するが、生活物資の異常な価格の高騰、買占め、売り惜しみが発生した場合は、状況に応じて特定物資を指定し、物資の円滑な供給を確保する。

**３　県警察の実施事項**

**(1) 警備体制の確立**

東海地震注意情報が発表された時点において、次により災害警備本部を設置して、警備体制を確立する。

①　災害警備本部の設置
警察本部に本部長を長とする「三重県警察災害警備本部」を、警察署に署長を長とする「警察署災害警備本部」をそれぞれ設置する。

②　警備部隊の編成
警察本部員及び警察署員をもって所要の部隊を編成する。

**(2) 警戒警備活動重点**

①　情報の収集・伝達
②　住民等への情報伝達活動
③　社会秩序の維持
④　交通対策

⑤　警察施設等の点検及び整備

⑥　その他必要な措置

## ■市町が実施する対策

### １　市町の実施事項

①　避難対象地区に対して、的確な広報を同報系防災行政無線等により実施する。

②　状況に応じ、市町警戒本部を通じて生活物資の買占め、売り惜しみ防止を啓発する。

③　警察の交通規制に応じ、緊急輸送路の確保に努める。

三重県地域防災計画

ー地震・津波対策編ー

令和２年３月発行

三重県防災会議
（三重県防災対策部　防災企画・地域支援課）

〒514-8570　津市広明町１３

電話　059-224-2184

E-Mail bosai@pref.mie.lg.jp

http://www.bosaimie.jp/